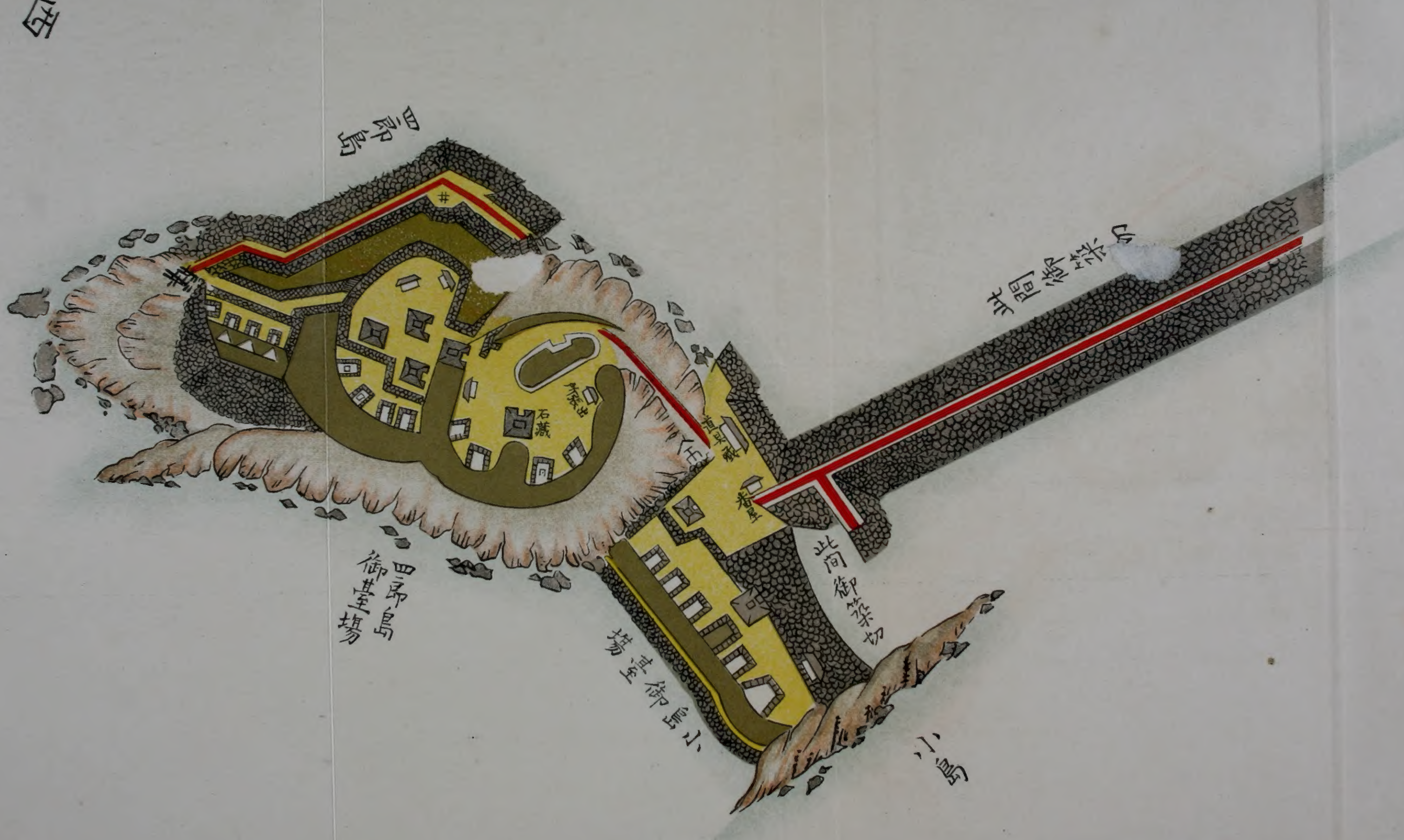
鍋島直正公傳

第四編



鍋島直正公肖像


御培場
公料
大村領
御領
新台場
人家
山頂
海
在来御台場
大村領
香焼島
神島
小瀬戸
大浦
大村領
日本里法一里


西
四郎島
四郎島御臺場
小島御臺場
二島
此間御築切
此間御築切
番屋
石藏



寄雲山上御臺場
寄雲御臺場
炮座
出張所
神之島
土手
平地
炮座
道筋



四郎島築切リ



四郎島ト無名島トノ築切リ



四郎島ト神ノ島トノ築切リ(四郎島ヨリ見タルモノ)



同　上(神ノ島ノ方ヨリ見タルモノ)



四郎島山上砲臺跡



四郎島備附八十ポンド砲彈



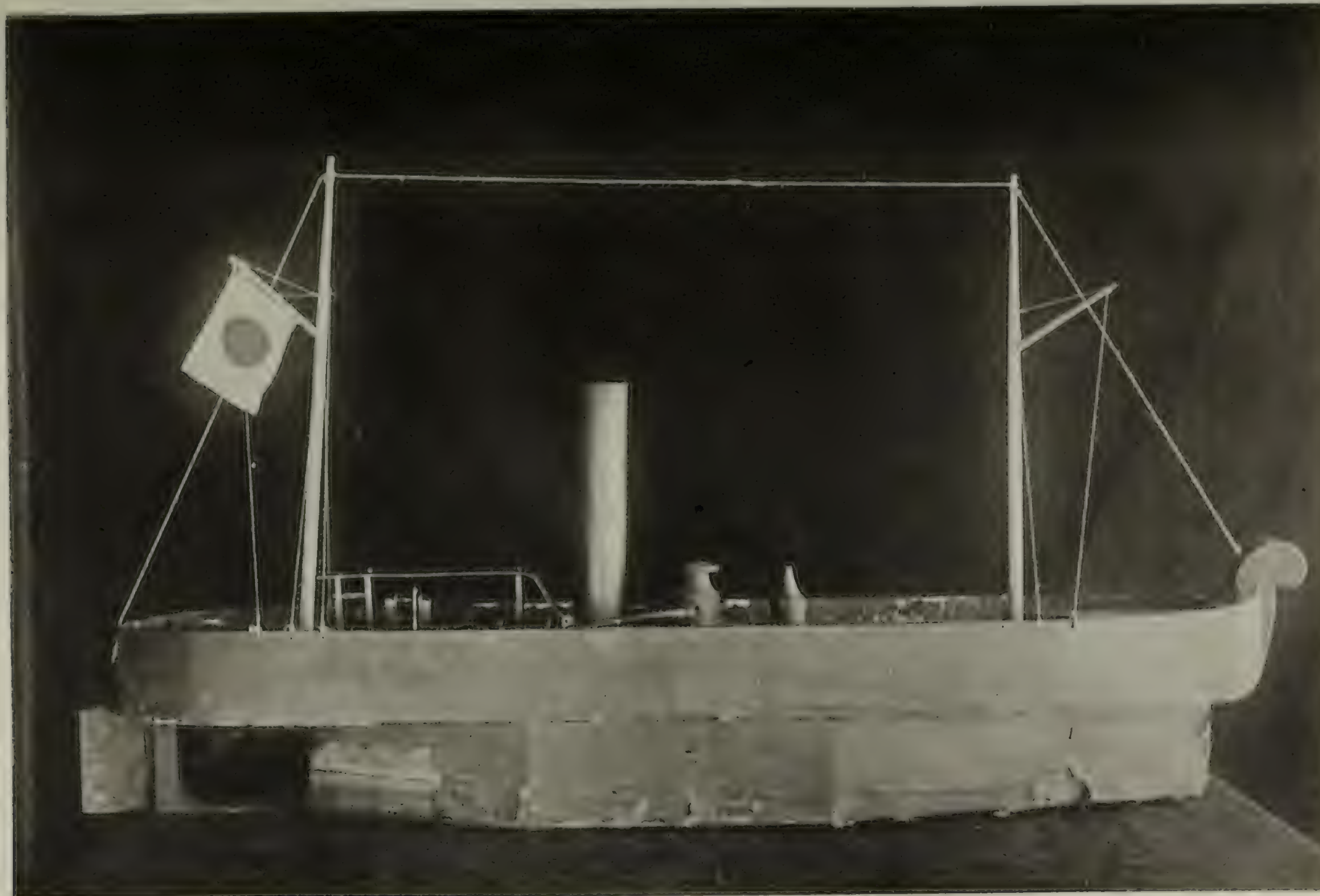
中折村ノ調練場



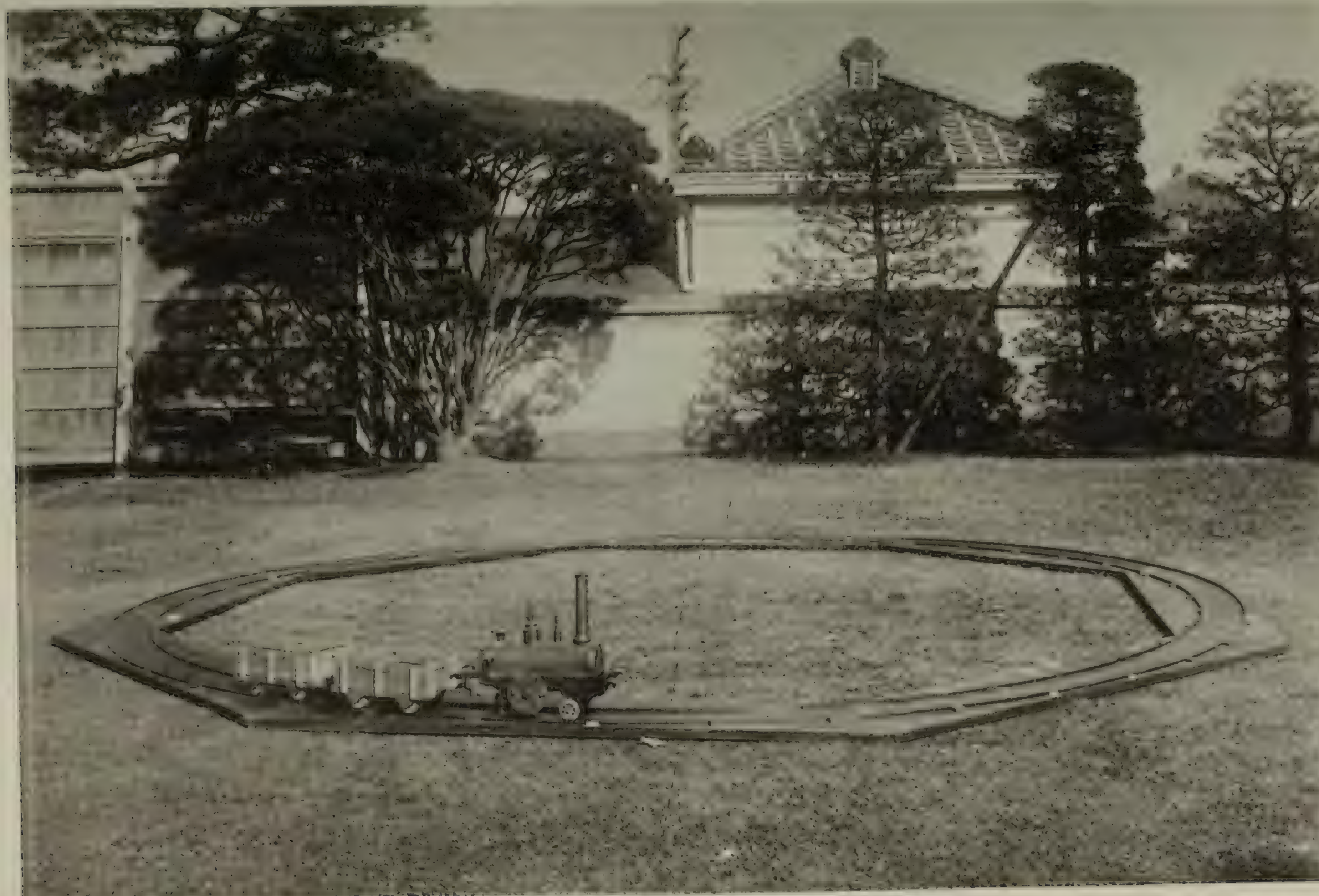
同上附屬倉庫



精煉方製造外輪船雛形



形雛船汽蒸造製方煉精



形雛車汽蒸造製方煉精



石黒寛二



田中儀右衛門



田中近江

鍋島直正公傳第四編

目錄

第四編　開國の初期

第五十五章　蘭人傳習の起り

第六十一章　蘭米條約改正

第二十一卷　五箇國條約 安政五年……四六五

鍋島直正公傳第四編目錄終

鍋島直正公傳 第四編

侯爵 大隈重信監修
文學博士 久米邦武編述
文學士 中野禮四郎校補

第四編 開國の初期

第十七卷 米露の使節渡來

第五十章 長崎新砲臺成る

政費の有米遣合せ厲行

嘉永六年癸丑、公年四十歲なり。去年世子はその齡七歲に達して保姆の手を離れ、二ノ丸に其居を營造して移徙したりしが、是年正月元日は本丸に登

世子登城始めて正を賀す

城して、始めて正を賀し、公と酒盞の獻酬あり。又支藩鹿島は、嘉永の初以來本藩より差配して財政を整理し來りしに、當主熊次郎(後備中守直彬)成長して十一歳になりたれば、十五日小城の加賀守同伴にて登城、酒盞の獻酬あり、藩内亦靜穩無事にて太平を祝したり。

海外の形勢益〻險惡

外國の形勢はます〳〵險惡を來し、今や米國の使節艦は印度洋上にあり、露國の使節艦亦南米洋上にありて、各我日本に向つて航進しつゝありたりしが、鎖國の中にありたる一般はさりとも知らず、唯幕府へは和蘭の瓜哇總督より告知ありしを以て、公は御番方の祕密によりて其消息を得られたり。是まで攘夷の責任を重んじ、二十餘年の間士政民政財政の改革に勉めたる結果、領内次第に富みて蓄積を生じたるため、之を抛つて長崎の國防を改良したりしが、今年は方にその成功を見るに至りしを以て、非番なれど公は新砲臺に備へて其來るを待たれたり。

時に擧世囂々攘夷論は沸騰すれども、その多くは局外者が此題目を掲げて憤慨する空論に止り、一も根柢あるものあらず。苟も攘夷の實功を期せ

國防費蓄積と常費の整理

んには、國防に向つて嚴重の守備を爲さゞるべからず、而して是に主要なるものは資金なり。されば公は内庫の收入を以て困難なる財計を整理し、以て藩政の急を救ふと共に、貸附法を行うて利益を他より吸收し、又一方には米劵の信用回復に力めて内外に信用せらるゝに至らしめ、而も怠るところなく勤儉を以て蓄積に努められしに、世間には、財政の困窮はかゝる公の吝嗇の習性をなしたりとて、之を嘲笑するものも少からざりき。されどかくして得られし金を長崎の國防に擲ち、以て天下の認めて難事としたりし大事業を成就せらるゝに及び、前の嘲笑は今の驚嘆となりて讚稱の聲嘖々たるに至れり。さはれ、是は公が國家に負うたる責任を盡すの初歩のみ、その前途の期望は尚遼遠宏大なれば、理財の用意も最も愼重周到ならざるべからず、而も其資金の富殖は内庫の收入に待つべきにより、政府の經費は必ず藏入(くらいれ)米を以て遣ひ合すべく、内庫の補給を要せざる仕組を堅確にたつべしと嚴命せられたり。因つて政府は詮議をなし、十六日に

御相續向御有米御遣合被仰出候に付而者、巨細調合候半而不相濟、地行相

藩の經常費は有米にて支辨す

混候而者御用辨致し兼候に付、左之者義右取調被仰付方に可有御座。と伺ひ出でて、中村彥之允を主任者に選擧せり。是に於て請役所内に立てたる目安方を舊に復し、總て政費に渉ることは藏方にて執行せしめ、中村彥之允を藏方頭人と爲し、請役所相談役池田半九郎に藏方を兼帶せしめ、藏方立會役松永五左衞門と三人にて有米遣合せの調査に當らしむ。而して、内廷よりも年寄牟田口藤右衞門、御側目附德永傳之助の兩人に命じ、藏方に出勤して目安取調を相談せしめ、更に久米雄七(後次左衞門)に目安方を命ぜられたり。よりて去年度九月までの決算の剩餘を嚴密に取り調べて、法規に遵うて掛硯方に納附せしめ、以來毎年度此の如く取り計ふべしと仰せ出さる。是より藩政の經費は有米遣合せに確定して内庫よりの補助は止みたりしかば、内庫の收入は專ら將來國家の爲めに建設をなす目途に充用することに定め、以て益〻國防に向つて大發展を圖らんとせられたり。さるに日本全國の風潮は依然たる苟且偸安にて、遠大の經綸あるものとては寥々晨星の如かりしに、海外よりの濤瀾はやがて打ち寄せ來りたり。

御拳の鶴拜領

江戸にては、公は將軍御拳の鶴を拜領せらる、是は將軍の放鷹に獵獲したる鶴にて、國主にも希にある重き賜物たり。斯物拜領の式としては、まづ其臟腑を去りて、羽毛の儘鹽漬となしたるを籠に飾り、以て江戸城より藩邸に舁き到らしめ、到著に及んで、更に直に玄關より擔込ましめて、藩主迎へ拜し、藩主在國なれば更に之を藩地に護送す、其時には道中奉行より街道筋に觸れて道路を警め、而して其鶴の籠が玄關より舁夫の肩に上るに及んでは、決して地上に置くことなく各驛にても肩より肩に移し行き、東海道より中國路、九州路を經て、到る處榮譽を播しつゝ本城に達す、此時、重役等は之を玄關に迎へて受け取る慣例なり。這次拜領の鶴は二月二十七日佐嘉城に到著したるを以て、三月朔日料理して祝宴を設けられたり。

新砲臺の防備

長崎伊神兩島の臺場成るに及び、佐嘉より鑄造の大砲を運びて漸次之に備附けたれば、三月御番方に於て、守備に差し向くる役々、砲手の員數を議定

兩島守備員の議決

去年中に鑄成せる砲數

し、當分は兩島へ目附、御番方附役、火術方附役、各一人づつ、臺場守備には兩島に火術組より物頭一人づつを遣はすとゝもに、筒打には大砲指揮方八人、打手三十一人、手明鑓五十五人、足輕四十六人を配附しおき、異船の渡來次第、早速立にて赴かしむる人數を命じおくことゝなし、かくて兩島に其居住する廨舍の建設に取り掛れり。

　十九日公は水ヶ江御茶屋に臨み、兩島の守衞に赴く砲手の侍手明鑓が抱筒の技術を演覽し、終りて高岸（たつぎし）村に新設せられたる精錬所（次項にいふ）に臨み、二十三日岩田（いはた）に赴いて兩島砲手の石火矢放出を演覽あり、爾後は交番毎に之をなされたり。四月二日には中折の調練場に臨みて火術方の銃陣を演覽あり、是より屢〻臨みて銃陣を督勵せらる。

　長崎新砲臺に砲手を配附すると共に、同所備附の砲數も漸次に增加したりしが、去年中に鑄成したる砲數は、銅製二十八貫八百目二挺（其一は錐鑽中なり）、同十五貫目七挺（其三挺は鑄たる儘）、同五貫五百目十二挺、同四貫三百目十挺、同二貫四百目九挺（其四挺は錐鑽中）、鐵製七貫三百目十四挺（其七挺は錐

鑽中、七挺は鑄たる儘にして、十五貫五百目七挺は尙鑄立中なり。然るに本年に入るに及び、四月までに二十八貫目以下六挺の大砲を鑄成し得たりしかば、合せて兩島に送附したり。

是月兩島詰砲手の條目を定めらる、左の如し。

「兩島詰砲手の條目」

一 每朝暮發砲一發づつ。

一 每日大小銃業前演習。

一 月に何度か總勢相揃大調練。

一 風烈の節、御臺場々々並に火藥庫等見廻念入候樣。

一 遠見所より白帆合圖順打有之候はば、皆々合圖を定め、持場々々出張、御筒に藥込致し、指圖次第に順打の事。

右の末白帆船段々乘入候はば、兼て御定の通り、玉藥運出し、御指圖次第に打放し、異船粉碎の心得勿論の事。

附 持場受取の上如何樣の用向有之候共、持場を離れ候義有之間敷事。尤無據事にて暫時持場相離候はで不叶時は、其趣指揮方に點合

(屆出のこと)得指圖可罷出事。

一　遠見所より白帆の合圖有之、野母其外より順打有之候はゞ、異船の心得を以て出張、兼て演習の通無混亂樣放發の用意相調、令を待、空砲畢て玉藥込方致し、異船乘入の次第機に應じ卽時打放粉碎せしめ候心得勿論の事。

一　白帆船段々湊乘入候はゞ、愈以て無油斷持場相固め、嚴重可相守候。惣て物頭は足輕引連れ晝夜御臺場其外相廻り、異人共上陸は勿論、守衞方萬端疎かの儀無之樣懇に心を可用候事。

一　例の商賣船にて相變儀無之段御奉行所より御達有之とも、御番所內港御引入無之間は前條同斷。

一　港下げ後高鉾邊を下し候はゞ、臺場其外頭々より足輕引連晝夜相廻り、其外諸事入津の節同樣心得候樣の事。

遠見所白帆の合圖順打とは、今度增築の伊王神ノ島の臺場に備へられたる多人數をして、白帆注進の節、各受持の場所に出張せしむる手捌の爲めに、野母、

鷹島等よりの合圖の砲聲を聞き次第、兩島に於て空砲を五六發放出すべく奉行へ屆け出で置きたるをいふ。ついで又**兩島臺場の定書**發表せらる、左の如し。

兩島臺場の定書

一 玉藥等手入方は勿論、御筒其外掃除の儀火術方存にして無レ疎相整候樣。

一 半の日大砲稽古の事。

一 丁の日小銃稽古の事。

一 毎月三八の日小銃的の事。

一 毎月兩度士兵共大砲取動習の事。

一 御筒割の儀火術方に於て相整、役筋差出相成候樣の事。

此士兵は深堀領の伊王島、神ノ島、香燒島、沖ノ島、鷹島五箇村の住民より募りたる壯丁を、深堀の兵として助手に使ひ、白帆注進あれば、伊王島へ五十二人、神ノ島へ二十九人、香燒島へ三十五人驅け附けしめて、大砲を動かし、或は彈藥を持ち運ぶ用に充てたるものにて、平常より彼等は砲隊の稽古をなさしめられ

兩島詰人の規則

たり。又兩島詰人の規則を定むる左の如し。

一　不依上下喧嘩口論大酒其外猥ヶ間敷義無之樣其嗜可爲肝要事。

一　兩島詰の人々爲私用長崎其外不依遠近猥に罷越候儀堅停止の事。

附　長崎へ人遣はし候はで不叶節は、其謂神ノ島は御目附、伊王島は御番方へ相斷り、判形を以て罷越し、猥に不致遊行、日中罷歸り候樣可申付候事。

一　木戸出入の節は御目附方御番方へ釣合相成候樣の事。

附　足輕の義は支配頭、從者の義は其主人、印形を以て板札木戸番へ出し可罷出候事。

一　長崎其外へ船差越候節神ノ島は御目附、伊王島は御番方へ乞筈を以て船筈受取可罷越候事。

附　長崎差越候節御屋敷波止場より外他所へ著船爲致間敷候事。

一　火用心專一の義に候條、疎の義無之樣、就中玉藥庫近邊火取扱間敷事。

一　御臺場其外掃除念入相整候樣の事。

一　物貨其外旅人、木戸内不二入込一樣の事。

一　白帆注進の節著服の義、兼て相定置候通、組頭は裁附陣羽織、御筒打侍手明鑓は袢天股引の事。

一　異人共上陸制方の儀、粗忽の致二取計一、事端引起候通にては不二相濟一、勿論手後れの義有レ之候ては、御國威にも相拘り不二容易一事義に候、此邊厚勘辨を加へ、守衛方左の通り相心得候樣。

一　異人共端船より島方近く乘廻り候節は、本船へ乘返候樣番船より可二相制一義に候へ共、夫をも不二相用一可レ致二上陸一模樣に候はゞ、陸手より手樣仕形を以て上陸不レ致通可二相制一事。

右の通相制候ても上陸候はゞ、精々及二取押一及二御沙汰一候迄無二油斷一警衛可レ致候事。

一　前條相制し候場にて、異人共劍戟鐵砲等の業に及び、此方人數の内殺傷に逢候體の義有レ之は、無二二念一打棄打挫可レ申候事。

一　伊王島神ノ島へ御奉行巡見の節は、御番所見合、物頭中波止場罷出候

兩島の守備兵增遣

節綿服著用の事。

五月百五十磅砲一挺、八十磅砲一挺を四郎島の山上に引き上げて備附け、十六日より火術方附役四人、筒打十六人、足輕十人を增し、月末長崎奉行大澤豐後守乘哲兩島を巡檢す。六月火傷救急のため公の手許より兩島の筒打場にエンゲルサルフ三陶、ミッダ醋二瓶、及び治法書一册を賜はり、併せて公の小道具中に有り合せたる羊角燈十箇を臺場用に出さる、近侍古川與一より書狀を以て之を送致せり。是に於て兩島の增築始めて大成し、大小砲併せて守衞の砲手をも配附して應急の實用を爲すに至りたれども、佐嘉にはなほ鑄砲を急いで豫定の數に充てんと努力したり。

軍艦製造の建議と精錬方建設

長崎の防禦は、臺場と舟手との二つより成りしが、時代相應の改良を爲すには、臺場を洋式に築いて鐵製の重砲を備ふるとゝもに、要港に堅艦を繫いで海軍としての活動をなさしめ、以て是までの石火矢關船を廢せざるべか

船考成る

らず。これ既に天保の末、公が薩摩齊彬侯との間に協定せられたる理想にして、第十三卷に述べたる如く、阿部閣老も贊同したる所なり。故に勢州は、八年前に浦賀、長崎、薩摩、松前の四要港に洋式の軍艦を備へんとて、水戸老侯へ申し越したりしが、他の閣老等が、大船製造の禁弛めば鎖國の大法破壞すべしと恐れたるにより、因循決せられずして今日に至りたるなり。されど公は此問題の早晩に解決せらるべきを信じて疑はず、蓋し去年長崎防禦につき、支藩の免役と御領地預けとを願ひ出でんとて、田中善右衞門を駐府せしめられし要旨は、機會を捉へて天草島に海軍を起さんために外ならざりしなり。かくて一方近侍增田忠八郎廣豐に命じ、船考といふ書を作らしめられしに、其書本年正月に成りて公の許に獻ぜられたりしが、其序文の結尾に曰く『宇內機智日開、機械益精、虜既挾火船大砲、狂瀾大濤視如平地、金城鐵壁亦屬粉碎、則視我粗船拙砲、虛喝輕蔑何所不至、及今不改船制、則將無免侮慢矣、我公盛意蓋在乎此。』と、公の壯圖を觀るべきなり。されば公は、現に西洋各國が海軍に主用して海城と爲す大船フレガットの、風帆を操れるに反し、近十

公蒸氣船の雛型を案む

餘年來は新發明の蒸氣船なるものありて、逆風を押し切つて進行しつゝ船艦隊の通信をなす由を蘭人より聞くや、該船の結構にして果して巨艦を造り得べきに足るものあらば、未來の海軍は必ず之に改まるべしと考慮せられ、是夏長崎聞役に命じて、密に町年寄高島作兵衛に、蘭商に蒸氣船の雛形を所持するあらば之を買ひ得たしと申し含めしめられたり。

抑も我鐵砲は、三百年前西洋より接納したる種ヶ島式の鐵砲石火矢にして、鎖國のために發達せずして今猶火繩發火をなすものなるに、西洋に於ては總て燧發火の式となりて、銃身に劒を附けて槍を兼ねしむる所謂『火槍』を主用せるのみならず、大砲にも輕重數等ありて、其彈には霰彈、ブリキドウス等の巧を用ゐたりしかば、我圓極流の祕法も後に瞠若たらしめられき。斯く西洋には小銃、大砲より硝藥、彈丸まで精良を競ひ、武器は火術を専用したりしに、近年は更に燧石の鈍れ易きより、ドンドル式とて雷粉を製して發火せしむる方法を始むるに至りしかば、公は蘭學によりて物理、舍密、築城、冶金等の科學的知識を獲むと欲し、曩に國産方に精錬方を建てゝ其工藝の試驗

佐野榮壽江戸の伊東塾に入る

所に充て、因て該學者を集めて大に研究せしめらるゝ所ありたれど、蘭學教導大庭雪齋、大石良英等は醫者の事とて、藥劑には精通せるも化學工業までには及ばず、新に養成せられたる秀島藤之助、小部松五郎等亦學力猶淺かりしを以て、唯杉谷雍助の冶金、山村良哲の物理數學により三酸鹻類等を用ゐて其巧技を喚起しつゝありき。往年江戸に開塾して諸藩の蘭學生を教授せる伊東玄朴は、公の此の如き必要の下に指定ありし書の局部を飜譯すると共に、或は自己の研究を紹介して臨時の用に供し居たりしかば、公は更に之を利用せんと欲し、佐野榮壽に江戸遊學を命じ、玄朴の象先堂塾に入らしめられたり。佐野は外科の侍醫佐野儒仙の養子にして、青年の頃古賀侗庵に就て漢學を學ぶこと約二年、弘化の始め京都に遊學し學業大に進む。此時に當り、蘭學漸く開け、泰西醫術の妙を知るに及び、漢法傳來の醫術を以て迂遠疎放と嘲笑するもの多く、特に蘭法外科醫の手術に於ては到底漢法醫術の企て及ぶ所にあらずとは、殆ど世の定評となれり。此に於て榮壽發奮嘉永元年大阪に出て斯道の大家緒方洪庵の門に遊び、始めて蘭學を研究す。

佐野化學工技者を伴ひ歸る

人石黒寛次、其巧技人に勝るゝのみならず、亦非常の人物たる久留米人田中近江、儀右衛門父子を誘ひ、乃ち伴うて佐嘉に歸りたるは去年の末なりけり。時に公の近侍にて蘭學擴張の事に掛りたる千住大之助、増田忠八郎二人の中、増田は造船の取調べより精煉方の事をも斡旋し、且つ佐野と親交あるにより、佐野は増田に說き、時勢已に迫れり、今日にありて、單に藩內の人にてのみ世界の知識を吸收せんとするは、餘りに偏狹なり、寧ろ從來の格法を破り、異常の材を有して不遇なる他國人を擧用し、以て智嚢を開く端をなすべしと辯に任せて論ぜり。かくて彼は公にも其燕間に之を語りければ、さすが守法に強き公にも、其人物に飢渴せられたる際とて、意外にも心を動かされ、中村等を雇として精錬方に留め置き、火術に必要なる物を製造せしむる主任者となすべしとの內旨あり、佐野にも亦是春醫業を罷めて髮を蓄へ、平士として精煉方に出仕すべく命ぜらる。其時公は笑ひながら、榮壽を榮壽左衛門となせとのたまへりしに、佐野は感激して其如く通稱を改め、姑くは鬢を附けて出仕せり、是れ佐野常民伯の前身なり。

米國使節艦浦賀に渡來す

ペルリ浦賀に到る

かゝる所に、海外の濤瀾は豫想だにもせざる江戸灣に打ち寄せたり。六月十七日江戸より早打到著し、去る三日相州浦賀に亞米利加の軍艦數艘卒然と來著したるを報ず。是に於て其艦は追て法の如くに長崎に廻航せしめらるべしとて、非番年にて佐嘉邸にありし大番頭鍋島左馬助は、直に御番方相談役及び火術役等を率ゐて長崎に出張せり。

ペルリ琉球に到りて開港を迫る

抑も此亞米利加軍艦は、去年和蘭の瓜哇總督より告げたる如く、北米聯邦國の大統領フィルモールより差遣したる東洋艦隊にて、海軍少將マッシュー・カルブレース・ペルリその提督に併せて特派使節たり。彼等は去年十月十三日（即ち西暦千八百五十二年十一月二十四日）フレガット艦二艘、蒸氣船二艘にて本國の軍港を發し、大西洋より阿弗利加洲の南角を經て本年二月十九日（即ち千八百五十三年四月七日）支那の英領香港に著し、碇泊する二十四日にて、サスケハンナを旗艦となし、ミスシッヒ及び運送船二隻を艤裝して艦隊を整へ、更に上海を經て四月二十九日

琉球の那覇港に著せり。かくて兵を率ゐて上陸し、王宮に到り國王、重臣に物を贈りて面謁を求めしに、國王は病と稱して出でず、大官代り迎接して之を饗應したれど、提督ペルリより開港を要求するに及び、大官は辭を盡して固辭したりと云ふ。當時琉球は薩摩よりの在番守衛を受けてその拘束を蒙りゐたりしを以て、外國より此の如き壓迫を受けて、進退困難を極むるに及んでは、海路より鹿兒島に急報するところありたるべく、五月まで江戸邸にありし島津齊彬侯には、既に其報は達しゐたるなるべし。我藩は懇親といひ、長崎防禦の任にも當りたれば、江戸にも長崎にも彼藩より機密の通知を得たれども、亦事後のことゝて詮方なかりき。かくて長崎新砲臺の成功とゝもに、大砲鑄造も數年の經驗によりて熟練し、頗る威力ある巨砲を配備するに至りしは前記の如くなれど、今に尙鑄造をつゞけ、鑄成のものは逐次廻漕して益〻守備を嚴にし、以て一左右を待ちたりけり。

斯くて琉球を去りたる提督ペルリは、五月初旬小笠原島に到りて同島の地理を觀測し、二十六日艦隊に戰鬪準備をなして進發し、六月三日相州浦賀

に闖入して投錨したり。 時に浦賀奉行は戸田伊豆守(氏榮)井戸石見守(弘道)なりしが、國法に遵ひて檢使を遣はし、與力香山等に蘭通詞をも附して彼艦に乘り附けしめ、以て來意を問ふと共に長崎に廻航すべき旨を諭したれども、ペルリは傲然として聽入れず、直に江戸に乘り入り、宰相に面談して、直接に大統領の國書を捧呈すべし、而も若し不承知ならば、砲火に訴へて天理に背く道を正すべきにつき、其方にも國法を立てゝ防禦せらるべし、その期に臨みて和睦を請ひたくば、この旗を樹てゝ來られよ、然らば直に發砲を止むべしとて白旗二旒を渡したり。 かくて奉行はこの狀を續々江戸に報道したりしに、初めは幕府は極力之を祕したりしが、米艦の江戸灣に入りて測量するに及び、老中一同不時登城をなし、俄に江戸附近の警固を命じ、大森を松平大膳大夫(長州)、本牧を細川越中守(肥後)、芝、高輪沿岸を酒井雅樂頭(播州姫路)、品川御殿山を松平越前守(越前)、深川、洲先を立花左近將監(柳河)、鐵砲洲を松平阿波守(阿州)、濱御殿を松平讃岐守(讃州高松)、羽田を松平安藝守(廣島)の持場と定め、いづれも甲冑、陣羽織にて之を固めさせたり。 されば八大名の兵は雜卒を加ふれば一萬以上に及

幕府奉行に命じて米使と會見せしむ

びたるべく、軍馬の江戶を往來する織るが如くにして、さながら戰場に異ならざりしが、市中へは、異船內海へ乘り入らば半鐘を亂打すべきを以て、火消は直に持場を固むべしとの令を傳へしかば、市中はさながら鼎の沸くが如く、今にも戰爭始まるべしと騷ぎ合へり。かくて幕府は竊に警固の諸藩に令して出兵の準備をなさしめ、六月に至り、異船の江戶海に進入したる時の心得を觸れ達しければ、市中の騷擾は更に名狀すべからず、老若男女相率ゐて遠く市外へ避けんとし、小諸侯、旗本等も亦家族を領地若くは知行地へ避けしむる準備をなす等、右往左往のひしめきを見たりけり。然るに前記の如く、浦賀附近には數多の砲臺あれども、威力の薄弱なる殆ど防備なきと同然なれば、幕府は到底之を拒絕し難きを察し、浦賀奉行へ米國使節に面會すべきを命じ、よりて九日久里濱に於て戶田、井戶の兩奉行は小袴陣羽織を著けてペルリ及び將校三人と會見し、立石得十郎通辯の役を勤め、與力四人之に從ひ、米國の士官數十人も亦その座に連なりたり。ペルリは其席にて國書を授け、明年の初め再び來航して答書を受け取るべしと固く約束して會

米艦江戸灣に入る

見を終へたりしが、十二日に至り、更に軍艦を江戸灣に乘り入れたり。然るに、附近の砲臺は威力なきことゝて如何とも爲し得ず、遂に米艦をして本牧の邊まで乘り込みて威力を示すまゝに任せたれば、江戸市中は又大騷動となり、かくて日暮に米艦より空砲を連發するに及び、其響は忽ち江戸を震動したりしかば、すは戰爭始まれりとて、上下は名狀すべからざる周章狼狽をなすに至り、閣老以下も夜半火事裝束にて登城したり。されど是は米艦が是日幕府より國書の受領書を受け取りたるために發せる祝砲にして、彼艦は祝し了りて、其夜出帆西へ向つて去りたりき。

蓋し初めペルリは、英領香港に對抗する避難港として、琉球と小笠原島とを占領せんと欲し、本國政府に之を强請し、大統領より戰端を開かざる範圍内に於てはなすも可なりとの承認を得たるは事實なり。然るに本年二月大統領更迭し、レパブリカン黨のフィルモール退いてデモクラット黨のピアースの政府となるや、政治の方針は一變し、其侵略主義は否認せられたれど、航行中のことゝてペルリは之を知らず、よりて初め艦隊を整へて琉球に到り、

進んで小笠原群島の父島を探檢し、次で我江戸灣に來航したりしなり、かくて、其後彼は上海に引き揚げし後も、猶前意を遂げんと數回本國に往復し、而も終に志を得ざりけり。かの父島は文祿二年小笠原貞頼が發見せしところにして、後久しく無人島となりゐしが、文化の初めより住民を生ずるとゝもに、英米人も寄寓したりかば、ペルリはこゝに貯炭所を買ひ入れて數人を殘して去りたりき。其者は留りて島民となりたりと云ふ。又ペルリは、最前香港を發するに際して、日本の蘭人の補助を得て戰鬪準備をなす由を聞き、乃ち寛柔の態度をすてゝ威嚴を示すに注意をなしたりとなり。

米艦の倨傲なる態度に出でし理由

幕府の水福聯立内閣と築堡の議

以上は米國使節船の浦賀に渡來したる光景の概略なり。是時幕府内部の猥狽については、諸國に紛々たる浮說を傳へしかど、屋上に屋を架したる浮說にして、其眞僞は捉摸すべからず。されど長崎と三百里を隔てたる江戸の、慣れぬ外國船の突入に逢うたる恐慌は、噂に聞くも笑止にして、久里濱

にて幕府の米國使節の國書を受け取りたるは、匕首を咽喉に擬せられて嚴法を破毀したると同樣、武士道の鍔際の降參に過ぎたる恥辱なり。鍔際は白刃相接して距離切迫したる謂ひなれど、江戸灣の防禦の如きは金裝の竹篦にして、ために刀を向けられても拔き放す能はざるため、かくは屈服したるものにて、是までの積威の反感も加りて、諸藩に攘夷論を勃發せしめたる以上、幕府の威令は既に地に墜ちたりと結論して可なるべし。事のこゝに至れるは、久しく華奢遊惰、虚榮を耀かして諸藩を苦しめたる結果にて、今更已むを得ざることなれど、諸藩とても亦同じく泰平に醉ひ、其内部には憤慨鬱積したりしも、一轍無理解なるものの多かりしなり。されど此外國の高壓力によりて日本は眞箇の狂濤を捲き起し、鎖國開國の紛論沸起したり。

阿部閣老は米艦渡來の報に接する翌日、水戸老侯へ人を遣はして意見を問ひしに、翌々五日の夜答書ありて、『異船の事については拙老憂苦し建白したる事も御用ゐなければ、今更何とも致すべき樣なし、只當惑するばかりに候、今となりては打拂ふが宜しとも申兼候。幸に勝利となりて浦賀を打拂

ふとも、伊豆の島々を勝手に取られんことは鏡に掛けたる様に存ぜられ、其とて彼が書簡を受取ならば、難題ばかりにて喧嘩の種を認めあると存ず。偸安姑息にて濟すならば益〻後患となるべく、又異船騒ぎ長くならば内地より事起り騷立つべく、何れにしても大切の事に立至り恐入候、兎角衆評の上にて決斷の外は有レ之間敷。』といへり。よりて七月には勢州親ら往いて懇談を遂げしが、久里濱の會見に國書を受け取るとゝもに、米艦亦その夜出帆したれば、騷ぎは姑く鎮まりたりき。されど善後の策については幕府に定見とてはなかりしなり。時に薩摩の齊彬侯は歸國の途にありしが、警報を得て家士を引き返さしめ、尾張中納言慶恕卿に書を贈り、『閣老等に異國の事情に通ずる者なく、牧野少し異國の事を知れども、阿部も此頃は稍不評判なる樣なり、十分の處置を爲し難かるべし、今度の事は水戸老侯に委任する方可ならんと存ず、宜く御盡力あれ。今の軍備にては迚も打拂を行ひ難ければ、暫く計策を以て時日を遲延し、其間に軍備を整ふべし。琉球在留の英人の語に據れば、今度の米人は開戰を以て强請する決心なれば、日本にても遂

水福聯立內閣

米艦防備に關する水福兩侯の意見

に許諾すべしといひたる由、是も亦參考すべき事なり、云云。』と言ひ越せりき。又三家に次ぐ越前の慶永侯(後の春嶽)も、七日阿部に書を寄せて、『今度の事は誠に容易ならざる事にて、天下の安危に關すれば、晝夜寢食を安んぜず、兼て御承知の如く駒込(水戶老侯を云)は非常の御方ゆゑに、傍に呼寄せ、若くは御出ありて御相談尤と存ず。』と申し越す等、有力の諸侯みな水戶の老侯を推したり。然るに家慶將軍のやがて薨去するに及び、右大將には迚も此難局に當り得べき才力あらざれば、水戶老侯出仕して外國の處置を議することゝなり、世にこれを水福聯立內閣と稱す。

海防について米艦警備の件に關し、久里濱會見の翌日、阿部閣老より水戶老侯に、『今度の事穩かに異船出航すとも、後備(あとぞなへ)の爲に大筒百挺小梅(こうめ)の邸に入置かれ、不足の人數は御國許に選み置き、萬一の時に呼寄せられて然るべし。』と申し送りしに、その夜老侯より『臺場物は運送不便なれば、まづ五寸徑玉筒十一二許、四寸徑玉筒二、一貫目玉筒八十餘、百目玉筒百許をさし上すべく、國許は異船の沙汰もなく、縱令來ることありとも間に合ふ位は準備しあれば、

江戸の靜謐となるまでは當地に差置可申、尤も是は空覺なれど、百目筒百挺位は此外に出しても差支なし。』との返書ありたりといふ。此事を、世には、老侯は米艦渡來について特に諮問を受けたるを喜び、大砲百門を獻上せられたりといふ。五寸徑玉筒とは當時の大筒なれど、軍艦を打ち沈むる威力のありたるや否やは覺束なし。

公は、その多年苦心して鑄造に成功したる西洋式の巨砲を、只長崎防禦に用ゐらるゝに止まらず、亦日本全國の海防に供して兵器の獨立を遂げしめんと志望せられたりしが、今度米艦の渡來より、江戸には今更の如く近海に守備なきを覺醒し、遽に砲臺新築の議起れり。先きに天保十年、江川太郎左衞門英龍の鳥居甲斐守と江戸近海を巡視するや、相州三浦郡、上總國飯野、東金の三箇所に十萬石以上の譜代大名三人を各移封して之を守衞せしめ、觀音崎の臺場を同地長崎の低地に移し、三軒家、走水等に臺場を築くべしとの意見を立てたれど、會計の吝よりして此の如き設備に著手するなどは思ひもよらざりしに、今に至り始めて其薄弱なるを痛感せり。されど彼の江、浦

品川臺場築造

と觀音崎との間は、距離廣濶にして防備の工事の困難なるのみならず、眼前の江戸海に米艦より示威的の砲聲を聞かせられたる恐怖の後なれば、議は內海を防ぐに集中し、即ち品川に臺場を築造すべく一決したり。これは蘭學者勝麟太郎(義邦)の建白なりといふ。時に中田顯忠は、江戸海邊の遠淺にして大船乘附の困難なるを說き、敵は上陸して短兵接戰をなさゞるべからざれば、たゞ海岸に土居を築かば足るべしと建言したりと雖も、海防掛は、江戸の人氣のひたすらペルリの威嚇に震怖したりしよりして、品川臺場築造の協議を動かし得ざりきとなん。

江川氏の手代來りて反射爐を實驗す

米國軍艦の江戸灣突入に會したる江戸士民の震駭は、天下喧傳して、不意の出來事の如くに思ひ做したれど、既に去年和蘭國より警告もありたるのみならず、彼艦隊の二月末香港に著し、長髮賊の爲めに延滯して五月琉球に到りたりしは、薩摩侯にも彼地在留英人より聞知したるところにして、在國

米艦来航は幕府の既知せしところなり

の公亦長崎御番方の機密より承知ありしなるべし。加之彼が小笠原島に艦隊を整へて江戸灣に來るべきことは、幕府閣僚間には知られたりしことなるべく水戸老侯に伊豆の島々を取られん云云の言あるは、その然る所以を語るものといふべきなり。時に我藩の田中善右衛門（武兵衛改名、此時は忠左衛門といふ、後に見ゆ）は、支藩免役、天草御預等の用にて滯府し、阿部閣老の參謀筒井、川路等と昵懇に交はるとゝもに、堅壘に重砲を備へ、要港に軍艦を繋ぐの、目今緊急の務めなるを說いて、機會を待ちゐたりしに、往年長崎の築堡鑄砲につきて公の知遇を得たりし江川英龍は、米艦渡來の警報により、海防掛の議に與かり、防備の速成に思慮を碎きたりしが、急に伊豆の沿岸に砲臺を築くとゝもに、我反射爐に倣うて大砲鑄造を始めんと欲し、よりて手代八田兵助を佐嘉に遣はして、敎習を得べく田中に懇談したりしかば、田中より之を本島藤大夫へ紹介して是月の初め治裝して西下せしめたり。

佐嘉には米艦浦賀渡來の飛脚六月十七日に到達せしに、其日亦伊豆韮山の手代八田兵助到著し、江川より公に呈する書狀を齎して本島藤大夫に面

江川氏の手代八田兵助佐嘉に到る

會を求めたり。然るに本島は米艦の長崎回航に對する準備の爲め彼地へ出張したれば、翌日手明鑓目附井上善兵衞を御側聞次役として出會せしめしに、八田は江川の書狀を差し出し、主人英龍反射爐を設けて大砲鑄造すべく公邊へ願ひ出で、此御方經驗の教を受けしめん爲めに遣はしたるものなる由を陳述せり。

八田兵助來嘉の理由

翌十九日公は近侍増田忠八郎を遣はして面談せしめられしに、八田は、伊豆下田方面なる五箇所に四十挺づつ都合二百挺を排置して沼津、濱松、他一藩に守らしむる經畫を立て、金二萬五千兩拜借を差し出して、大貫目の砲を鑄んと欲すと陳述し、命を待つの間に、長崎に赴いて本島に面會し、併せて新築の砲臺を一見したしと願ひ、二十日の夕汐より井上とゝもに諫早渡海船にて二十二日長崎に著したり。かくて翌日本島は、神ノ島より來りて聖福寺に八田と面會せしに、八田は、『今度公儀より鐵銃鑄造の命を蒙り、豆州戸田村に反射爐を築き立てんとするに、色々不分明の點に疑惑す、御當家には十分御成功と承知す、依て示教を仰ぎたく家來の者を遣はす。』との旨の江川の書翰を差し出すとゝもに、鑄造の書類を取り出して質問を

幕府我藩に鑄砲を囑託す

なしゝかば、本島は、去戌年鑄造に取り掛りてより改鑄實に數十回、種々の困難續出したれど、刻苦勉勵、試驗研究を重ね、漸く可なりの備砲を鑄成し得るに至れり、詳細は、猶佐嘉の實地に就いて杉谷雍助其外より承知あるべしと答へ、更に、當地私領の海岸に臺場を築造するについては、韮山へ毎度罷り越して色々御示教を受けたるなり、今や可なりの備砲をも成し得たれば、幸に現地を一見して江川公へ仰せ上げられたしといひしに、八田は、御臺場拜見は佐嘉にて願ひ置けり、明日にも罷り越したしとて、翌二十四日井上同道にて神ノ島へ渡り、備砲、火藥庫等殘らず一見したり。かくて歸路向岸の福田の風穴の見物に誘引せしに、折節白帆注進の合圖發砲ありて、神ノ島の砲手等出張の混雜となりしかば、八田は之をも見つゝ長崎へ舟を返したりき。注進の白帆は和蘭商船の渡來せるなり。

事體此の如くなれば、幕府より我藩に大砲鑄造の囑託あるは當然の事にて、二十二日(即ち八田が長崎著の日)阿部閣老より田中忠左衛門(善右衛門の前名なるべし)を呼び出し、公式に『鐵製石火矢二百挺程の鑄立仰付けらるゝに差支は之なきや』と問

幕府の註文による大銃製造方の報告

ひ合せたり。是に於て目附福地壽兵衞は、田中より委曲の事情を含められて、七月三日大早打にて佐嘉に到著し、具さに之を報じければ、政府は仕組所を開いて之を議し、乃ち大銃製造方に下して調査せしめしに、六日左の通り申し出でたり。

公儀御用鐵製砲二百挺御引請御鑄造之御沙汰相成候に付、來年中凡出來立之見渡取調致御達候樣被相達調合候處、凡別紙之通御座候（別紙略ス）、惣而鐵製砲之義は最前も致御達候通職方に而も未不呑込之筋に而、鑄損も可有之候に付、御注文之御筒數大總之儀に而中々急埒仕間敷、就而者御書附之趣を以何程か銅製に而も不苦哉に相見候に付而者、銅鐵取交御鑄造にも相成候半者年數も相縮り可申、惣而御筒玉目御伺出相成候處、於公邊未相決居不申、一體海軍御備之御筒に而、御家に而は兼而利用之筋御見込も可有御座候付、右を以御伺出相成候而も可然旨被相達候に付、其心得を以利用之處取調致御達候樣被相達、右從公邊御沙汰之趣を以は、何れ房相內外之海岸へ御備之御用にも可有之哉之處（是時までは未だ品川の臺場とは決しゐず）、實地不案內

に而は容易差極難及御達候得共、當時西洋諸國海岸其外に相備へ候は八十ポンド、三十六ポンド砲等殊に奏大功候趣に付而は、凡別紙之通共に而者何分可有御座哉と吟味候、此段致御達候、以上。

丑七月　　大銃製造方

(別紙)凡鑄立積

一　八十ポンドボムカノン　百挺

一挺に付鐵製は　荒銑一萬二千百斤

銅製は再鎔鑄立にして、銅一萬四百十斤、錫千百十五斤三合

一　三十六ポンド常カノン　百挺

一挺に付鐵製は　荒銑七千二百斤

銅製は再鎔鑄立にして、銅七千五百九十一斤、錫八百卅五斤

鎔砲猶確信の域に到らず

本島を長崎より召し返して、該掛の人々とゝもに實地の能力を査定せしめしに、長崎兩島に鐵製の巨砲を備へたるも、猶未だ確信を得る程度に至らず、鎔化の火度の適否によりて砲身の剛柔を異にする等、不確信の點少からざ

れば、通常の裝藥にては憂なしと信ずれど、公儀御用を引き受くるには考慮すべき必要ありと上申せり。公は仕組所に臨みて、鐵製については是までの經驗の現狀を委曲に答ふべく、而して銅製を交ふるも明年中に二百挺を完成するは迚も不可能なるを有のまゝに陳せよと命ぜられしかば、十二日より早飛脚を以て江戸に申し越せり。是まで伊神兩島に備へ附けたる鐵製大砲は僅に五六門にすぎず、餘は銅製なりしが、本年鐵製ボン加農(カノン)二門を鑄成して、四郎島に備ふるに至れり。此頃改良を加へたる反射爐は、猶大銃方にて築造中なりしを以て、杉谷雍助等八田兵助を引接し、現在の爐火に鎔せる鐵を型に鑄し、水輪にて錐臺を旋回して砲腔を刳り外形を削る等の工事を示して種々委しく說明するとゝもに、新に鋈成したる砲身を型より出だして覽に供したるに、其出來甚だ完美なりしより、八田も滿足せり。よりて猶新爐へ十三日には火を入るゝにつき、そも亦見て歸られよと勸めたれども、急げばとて之を辭し、かくて彼は十一日朝より出發して東歸せり。されど歸著に及び、品川築堡となりて豆總防備の議は停みゐたりき。

米艦出帆後の幕議、家慶將軍薨ず

徳川幕府の政治の主力

徳川幕府の、政治の大事を議せしむる家には定まりありて、外様大名は勿論全く關係せしめられず、徳川一門の三家三卿も、將軍の系統を繼ぐ家として重く待遇はせられたれど、諮詢せらるゝところなく、御家門家の越前其他亦政治には無關係たり。即ち**政治の主力は溜間詰に存したるにて**、是には又三樣の別あり。彦根の井伊家、會津、高松の兩松平家は、代々溜詰の家格にして定溜と稱せられ、伊豫松山の松平隱岐守、伊勢桑名の松平越中守、播州姫路の酒井雅樂頭、武州忍の松平下總守の四家を飛溜（とびたまり）と稱し、時々の命にて溜詰に列す。その他老中となり功勞ある者は、特に一代溜詰、若くは溜詰格に列せらる。當時も溜詰格に下總佐倉の堀田備中守正篤、若州の酒井若狹守忠義二人ありたり。定溜の會津は、名望ありし先代容敬不幸にして蚤世し、當主は年十九歳、飛溜の桑名侯は二十歳の若年なりしかば、只彦根の井伊掃部頭直弼のみ最も名望ありき。よりて在國の該侯は、俄に江戸出府の命を

米國國書を示して諸侯の意見を徴す

受けたり。かくて米艦浦賀渡來の狀の諸國に報ぜらるゝや、恟擾とゝもに紛々たる蜚語を生じ、果は、家慶將軍は、警報に愕くの甚しき、俄に病を發して薨ぜりとの聲を聞くに至りたれど、事實はその時既に重患に惱みたりしにて、唯容體に障るを恐れて米艦來航のことも數日間祕したりしが、遂に包み得ず實を告げしに、其後の病勢ます〳〵險惡を加へて、二十二日に薨去せるなりき。されば米艦の退去後、其國書を飜譯して、水戶老侯以下阿部、牧野其他老中、若年寄等の之を議したるは、將軍の薨じたる比なるべし。かくて二十六日阿部閣老より其譯文を幕府の要路に當る者に示し、二十七日には尾張、紀伊、水戶の三家、溜間詰の諸大名に示したりしが、翌月朔日には、外樣、譜代を問はず、大藩及び著名の大名を登城せしめ、閣老等廣書院の緣側に列座して左の達とゝもに譯文を示し、國家の大事なれば各、腹藏なく之に對する意見を言ふべしと告げ、又東國の國主著名の人にも意見を陳ぜしめたり、其際の達文は左の如し。

今度浦賀表へ渡來の亞米利加船より差出候書翰の和解寫二冊相達候、通

意見は忌諱に觸るゝを咎めず

商之義は是迄の御仕來も有之、御許容の可否は不容易事にて、實に國家の御一大事に候間、右書翰の趣意を篤と遂熟覽、一體の利害得失、後來の處迄も厚く思慮を被盡、縱令忌諱に觸候事にても不苦候間、銘々心底を不殘見込之趣十分に可被申聞候事。

此度亞米利加船持來の書翰於浦賀表請取候義は全く一時の權道に有之候間、右に不拘存寄の趣は可被申聞候事。

是日登城して諸問を受けたるものは、在府の大名にて、在國大名には書面にて諸問あり、後に述ぶべし。

將軍の喪は之を祕する一箇月の後、七月二十二日の薨去となして發表したりしが、其凶報の佐嘉に發したるは八月十四日にて、まさに露國使節艦の長崎滯泊中の頃なりき。よりて家老鍋島播磨に弔ひの使者を命じ、一門の鍋島大和に將軍代替りの使者を命じ、相繼いで出府の途に上らしめたり。

幕府米艦渡來を奏聞す

米艦渡來を朝廷に奏聞す

七社七寺の御祈禱仰出

是より先き、弘化三年に朝廷より外國防禦につきて幕府へ諭示ありたれば、今度の米艦渡來をも幕府より朝廷に奏聞することゝなせり。勿論是には、阿部が駒込邸に往いて水戸老侯と謀り定めたる事なるべく、乃ち其月の九日附にて京都所司代脇坂淡路守安宅に之を傳へしかば、十三日安宅より武家傳奏へ左の書面を差し出せり。

此度浦賀表へ北亞米利加船四艘渡來候、右は深く心配致し候事にも至間敷候へ共、近來度々近海へ異國船來寄候義に付、事に寄ては御國體に拘候義有間敷も難計候間、防禦筋之義格別嚴重に被仰出、武邊の御備等も有之事に候へ共、於當地尙更彼是沙汰も可有之事に候間、右の趣御兩卿へ御達置可申旨、年寄共より申越候事。

右について十七日に傳奏より所司代へ、

此度浦賀表へ北亞米利加船渡來候旨被達叡聞候處、防禦之御備格別嚴重に被仰出候由に候得ば、別條は無之義と思召候得共、萬一御國體に拘り候義有之候ては誠に不安被思召候間、以叡慮七社七箇寺へ御祈禱被仰出候、

此奏聞は始祖の大法を破る

依て爲御心得申入候事。

との通牒ありたりしが、こゝに幕府は外交の重事を京都に奏聞する端を啓きたり。幕府は外形には威嚴を存すれども、積年偸安の結果は眼前の江戸海にすら防備なく、米國一艦隊の示威に會しては、之を朝廷に奏し之を諸大名に諮ふの非運に陷り、かくて自ら始祖の定めたる大法の破毀を餘儀なくせり。蓋し家康公の元和元年に定めたる公武法制十八箇條の第二條に『淳和奬學兩院の別當職關東將軍に被任候上は、三親王攝家を始め公家竝諸侯と雖、悉致支配候、國役一切爲知、政道奏聞に及ばず候、四海難鎭時は其罪將軍にあるべし。』とありて、末文に『勅命を蒙りて定む、紫宸殿に揭げらるべし。』とまで記し、自ら署判しおけり。されば爾來日本の政務は、將軍自ら責任を負うて專決し、京都はたゞ官位其他の名器を關東の推薦によりて授與せらるゝとゝもに、社寺を御支配あるのみなりき。因て外國人は、京都を羅馬法王の如く思ひ做したりし程なり。將軍の權威は此の如く、萬事獨裁して責任を負ひたりしに、四海鎭め難きに至りては、和蘭國王の忠告をも機密に掩

蔽して、遂に京都より推問あるを致し、更に這次の外艦渡來を所司代より傳奏公卿まで通牒するに及んでは、朝廷より事國體にかゝりて安からずとて、七社七寺に御祈禱あるべき仰出を蒙るに至る、是れ幕府の『其罪將軍にあり。』の法文に對して處置せざるべからざる際にして、政道を奏聞して自ら破法に陷りたるなり。

諸侯の疲弊

又諸侯は江戸に居住し、幕府の支配を受けて公役に服し、隔年の暇には領地に歸り租課を收めて武職を務むるも、泰平にありては殆ど無職任に等しく、因て幕府は專ら其富を利用し、自己の尊嚴を粧飾して江戸の繁華を助長したりしかば、其積成は大御所時代の驕奢を生み、幕吏の腐敗を極度ならしめしと共に、眼前の防備さへ怠棄せられしなり。由來長崎防禦の任に當り江戸役を免れて百日大名と稱せられたる肥筑の諸藩まで、當時は江戸の驕奢に疲弊せる程なれば、ましてなべての諸藩の、皆其政略に狗へて財政の困窮に迫られたりしは言を俟たず。されば壓迫し來る外國の形勢に對し、幕府の、更に是等諸侯に海防の任を負はしめむとしたればとて、彼等は堪ふる能はざるなり。故に諸藩に於ても亦幕府と同じく、俗吏は

幕府の此擧は衆怨を自覺したるに出づ

因循苟且に力め、防備をいふを厭ひ、卽ち攘夷論者の憤慨を買ひたりき。幕府の怨府と成りたるは已に久しき事にして、弘化嘉永の頃より、相總警固の藩々に『長崎警固のために西國大名は疲弊す。』との聲を聞きたる程なりしが、米國軍艦の渡來にて衆怨忽ち沸起せり。されば人心の鎭め難きより、玆に公武法制を破り、諸侯に外交處分の意見を徵して、自ら權威を拋棄したるものとす。かくて幕府の外面には威嚴の惰力依然として存し、諸侯を始め藩士まで幕府を畏敬する尙ほ舊の如くなりしも、既に諸侯の意見を徵したる上とて、是より外交に對しては、上は朝廷の命を仰ぎ、下は諸藩の意見を問ひ、而る後に之を決せざるべからざることゝなり、政局の大變化は此より始まりき。

第五十一章　長崎に露艦渡來す

長崎に露國使節艦渡來す

六月入港の蘭船は、魯西亞國より差し立てたる日本への使節艦は、去年の冬彼軍港を發したりと長崎奉行へ報告せり。然るにこれより先き、本年は非番なれども、我一手持の新砲臺の竣工と、米艦渡來の風評とのために、增備の大砲を送りて準備をなしたりしに、翌七月八日の曉、果して遠見臺の眼鏡に四艘の白帆船長崎海の中西の方に現はれたり。かくて該船は進行して伊王島に著したりしかば、長崎奉行より法の如く檢使乘り込みて檢查せしに、露國の使節艦隊司令官アンム・プーチャチンが率ゐたる艦隊にて、我國に向けて本國より來れる旨を述べたりしを以て、豫て用意したりし奉行は、先づ外港の高鉾前に引き入れて碇泊せしめたり。この艦隊はプーチャチン坐乘の旗艦パルラータルの外、今春南米洲の海角を廻るに及んでサンドゥイッチ

露使新砲臺に驚く

島(布哇)にて會したるヲオストリックと、運送船一艘、スクーネル型の蒸氣船一艘とよりなれるものにて、小笠原島に集合し、文化度のレサノツフの例に倣ひ、我制規に隨つて、外國との應接の所たる長崎港に來りたるなりき。されど彼等は、我邊海は、防禦薄弱にして、殆ど武裝せざるに同じと本國にて聞き來りしに、伊王島に近づくに及び、その前なる四郎島、神ノ島の聯接せられて、新に堅石を以て築ける砲臺の規則正しく巨砲を備へたるに、一驚を喫したりとならん。

佐嘉には白帆注進を得て、さては露艦なるべしと、直に國老鍋島上總をして御番方の役々、其他來發の兵を率ゐて長崎に向はしめが、公は本島藤大夫に旨を含めて、直に神ノ島に赴かしめ、以て去年新に戍衛せしめられたる火術方の筒打に對し、豫て命令せる如く、各其持場を嚴重に警衛すべしと傳へしめらる。かくて本島より旨を傳へられし兩島の面々は、總てその持場に集まりて、當分は晝夜勤番したりしに、數日を經て、奉行の露艦に對する接遇も寛容になりたれば、二十二日より隔日交代となしてその氣力を養はしめ、併

兩島出張所掟定まる

せて出張所掟を左の如く定めらる。

一 火用心專一の事。

一 御筒掃除毎日無二懈怠一樣の事。

一 御筒に相附候小道具類取揃無二紛失一樣の事。

一 當番中御筒取扱方無二懈怠一演習有レ之候樣の事。

一 足輕中毎日晝八つ半時揃小銃稽古の事。

一 總人數を二つに割り、二番代合にして晝詰夕詰と交代、晝夜其次を以て勤番有レ之候樣の事。

一 夜廻の儀足輕中打追の通り、但晝番割被二相除一候事。

兩番所其他は筑前より警衞するにより、我藩は私領の要害を固むべく、鍋島上總到著して凡ての兵士砲船等を配附したり。かくて其他肥筑各藩の人數も出張するに及び、長崎港内は、陸には旗を飜し幕を張り、海には露艦の周圍を番船にて取り廻し、夜は提灯松前を焚くなどにて、一時は非常の熱鬧を來したり。二十日佐嘉の仕組所より、長崎奉行及び江戸表へ向け、伊神兩島

露使自國宰相の書を幕府に呈せむとす

を始め、我一手の警固處に配附する兵數報告の早飛脚を差し立てたり。公は之に心附けて、從來の報告は、支藩の兵數をも本藩に混じたれど、今度より三支藩は各項に其數を記書すべしと諭さる、是れ幕府へ支藩の除役を申し立てたる關係によるなり。

さて露使は長崎奉行大澤豐後守(乘哲)に對し、其齎し來れる自國宰相の書を政府に呈せんと請ひしかば、奉行は直に飛報を以て江戸に伺ひ越したり。されば露艦の碇泊は稍久しかるべしとて、例の如く我藩は非番の警固所を受け取りて警備することゝなれり。既にして露艦隊中の汽船一艘は、本國(露領カムサツカをいふ)に用ありて、二十五日煙を立てゝ出港、翌朝申酉の方に帆影を沒したるが、二十九日に運送船も亦、糧食を求むるため支那(上海)に赴くとて、帆を揚げて同方位に去りしを以て、殘るフレガット二艦のみ碇泊す。八月初めより我藩は非番の固めを受け取り、嚴重守衞のために左の仕組を定む。

一　兜崎御臺場見廻方其御筒部(はまり)より、

一　崎雲小島、御臺場見廻は其部より、

一　松島、中島、飛渡海邊、城圓、小島、崎雲海邊見廻御臺場當番より、
右の通り夜中一時宛に廻方守衞有レ之候樣。
附廻方用小船二艘小島へ差廻置候事。

公は非番所の受け取られたるより、八月七日佐嘉を發して長崎に赴き、十日奉行所に出仕するとゝもに、守衞の處を巡視し、十四日に歸城せらる。

米國國書に關する意見書

去る七月に於る幕府の公に對する諮問書は、前章に擧げたると異なるなし、而して之に添へたる米國國書の譯文は左の如し。

北亞墨利加合衆國の伯理爾天德ミルラルド・ヒルモオレ（人名）書を日本國帝殿下に呈す、予今水師提督マッテウ・セ・ペルリ（人名）を以て書を殿下に呈す、此者は即合衆國の海軍第一等の將にして、今次殿下の領地に航到せる一隊軍艦の總督なり。

予已に水師提督ペルリに命じて、予が殿下に對し、且貴國の政廷に對し、極

交易を開始せむ

めて懇切の情を含むことを告明せしめ、又且今次ペルリを日本に遣はすは、他の旨趣あるにあらず、唯合衆國と日本とは宜しく互に親睦し、且交易すべき處なるを告げ知らしめんと欲するにあるのみ。合衆國の基律及び法律は、固より其各個人民に禁戒を下し、他邦の民の教法政治を妨ぐることを得ざらしむ、予特に水師提督ペルリに命じて是等の事を嚴禁せしむ、是貴國の安穩を妨げざらんことを欲してなり。

北亞墨利加合衆國は大西洋より大東洋に達するの國にして、就中其オレゴン州及び角里伏爾尼亞の地は正に貴國と相對す、我蒸氣船角里伏爾尼亞を發すれば、十八日を經て貴國に達することを得るなり。

我角里伏爾尼亞の大州は、毎歲凡金六千萬ドルラル、銀若干、寶石若干種、及其他諸種貴重の物件を產す。日本も亦豐富肥沃の國にして幾多貴重の物品を出す、貴國の民も亦諸般の技藝に長ぜり。予が志二國の民をして交易を行はしめんと欲す、是を以て日本の利益となし、亦兼て合衆國の利益となさんことを欲してなり。

交易にして利なくば舊律に復せん

貴國從來の制度、支那人及阿蘭陀人を除くの外は、外邦と交易することを禁ずるは、固より予が知る所なり。然れども世界中時勢の變換に從ひ、改革の新政行はるゝの時に當つては、其時に隨つて新律を定むるを智と稱すべし、蓋し貴國舊制の法律始めて世上に聞えしの時は、今より之を見れば既に甚だ古りたり。此時代に當つて亞墨利加洲始めて見出され、或は之を新世界と名づけ、歐羅巴人これに住棲せり、此頃に在つては亞墨利加は人民稀少にして其民皆貧陋なりしが、當今は民口大に蕃息し、交易亦甚だ弘博となれり。故に殿下若し舊律を改革し、兩國の交易を允准するに於ては、兩國の利益極めて大なること疑なし。然れども殿下若し外邦の交易を禁停せる古來の定律を全く廢棄するを欲せざるときは、五年或は十年を限りて允准し、以て其利害を察し、若し果して貴國に利なきに於ては再び舊律を回復して可なり。凡そ合衆國他邦と盟約を行ふには常に數年を限りて約定す、而して其事便宜なるを知るときは、再び其盟約を繼ぐことゝす。

漂流船の保護を乞ふ

予更に水師提督に命じて一件の事を殿下に告明せしむ。合衆國の船毎歳角里伏爾尼亞より支那に航するもの甚だ多し、又鯨獵のため合衆國人日本海岸に近づくもの少からず、而して若颶風あるときは貴國の近海にして往々破船に逢ふことあり。若し是等の難に逢ふに當つては、貴國に於て其難民を撫恤し其財物を保護し、以て本國より一船を送り難民を救取るを待たんこと、是予が切に請ふ所なり。

薪水積込の寄港を許すべし

予又水師提督ペルリに命じて次件を殿下に告げしむ、日本に石炭甚だ多く、又食料多きことは予が嘗て聞き知れる所なり、我國用ふる所の蒸氣船は、其大洋を航するに當つて石炭を費すこと甚だ多し、而して其石炭を亞墨利加より搬運せんとすれば其不便知るべし、是を以て、予の願は我國の蒸氣船及其他の諸船、石炭食料及水を得ん爲に、日本に入ることを許されんことを請ふ。若し其價は價銀を以てするも、或は貴國の民人好む所の物件を以てするも可なり。請ふ殿下、貴國の南地に於て一地を選み、以て我船の入港を許されんことを、是予が深く願ふところなり。

右の故を以て予今水師提督ペルリに命じ、一隊の軍艦を以て貴國有名の大府江戸に到らしむ、和親、交易、石炭、食料、及合衆國難民の撫恤は卽ち其件々なり。

予更に水師提督ペルリに命じて、殿下に菲微の土物を獻ぜしむ、願はくば之を容れんことを。其物固より甚だ貴からずと雖も、亦以て合衆國中諸物製造局の概を見るに足るべし、且予が誠實敬愛の微衷を表するに足らんか。

伏して祈る、皇天殿下の爲に祥を垂れんことを、爾く書し畢りて玆に合衆國の大印章を印し、且自ら名姓を署す。時に千八百五十二年第十一月十三日（我嘉永五年壬子十月一日）予が政務の本署亞墨利加ワシントン府に於てす。

ミルラルド・ヒルモオレ親筆

伯理爾天德の命を受けて

外國事務宰相エドワルド・エヘレット親筆

米國國書に關する公の意見

是書の佐嘉に到達したるは其月の中旬にて、長崎に露國の艦隊渡來して、警

交易許可は偸安の策

備に忙しき際なりき。これに對し、筆を援いて意見を開陳せられし文面は左の如し。

亞墨利加船より差出候書翰之趣意得と熟考仕候處、實に國家之御一大事此時に而可ㇾ有二御座一奉ㇾ存候。乍ㇾ去敵國外患有ㇾ之候者、乍二如何一國家之御幸に而、有爲之主、有爲之時、御事業を御立可ㇾ被ㇾ遊御時節歟と奉ㇾ存候。通商之事素より御仕成之旨も有ㇾ之、御許容可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在筋に決而無ㇾ之、萬一御許容も有ㇾ之候得者、彼魯西亞、諳尼利亞、佛朗西等之諸夷共忽に致二渡來一、種々可二相願一義者必定に御座候。亞墨利加計に御許容有ㇾ之、外々之國々へ御許容不ㇾ被ㇾ爲ㇾ在と申譯者御出來被ㇾ成間敷、無ㇾ據御許容有ㇾ之者、彼等無用之品を以我有用之品二と致二交易一候而已ならず、後々如何樣成御難題致二出來一間敷ものにも無ㇾ之、然者交易御許容被ㇾ成候者一時偸安之策に而、後來不測之大害を御引出し被ㇾ成候機先、無ㇾ疑義に御座候。且又蒸氣船往來之便を得んが爲に、南境一港口に碇泊の御ゆるしを蒙らんとの條之如きは、卽牛皮大之故智にして、詐僞瞭然、是亦決而御許容可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在筋とも不ㇾ奉ㇾ存候。但獵鯨魚船難破

征夷の二字は萬世不易の眼目

之一條、事甚容易に似、後々却而被成兼候事抔者有之間敷哉、此義者得と御評議可被仰付義に奉存候。乍恐上に者征夷大將軍之御職任に被爲在候御儀に候得者、征夷之二字實に萬世不易之御眼目歟と奉存候。抑神州ノ爲形、大海中に屹立し、萬古獨立敢而夷狄之爲に不被犯事者、偏に御武威海外に輝き候故に御座候。專昇平久敷、士氣不振、夷狄共其釁を窺ひ、種々願ヶ間敷義共申立、萬一猖獗倨傲之振舞事、御國體にも致關係、難差擱至義にも相及候半者、斷然御打拂に被相決、昇平遊惰之士氣を御一振、元來固有之義勇に御挽回被遊、國家磐石之基御固被遊度義と奉存候事。

牛皮大の故智

此答書は藩主自ら認むべき機密なれども、諸藩の多くは祕密に參する諸臣之が起草に當りたりといふ。公は是を親ら起草し、近侍古川與一をして淨書せしめらる。文中なる牛、皮、大、の、故、智、とは、蘭書を讀む者の、西洋歷史地誌を譯述するに及んで、話題とせるものなり。卽ち西班牙國王非立布(ヒリツプ)の呂宋(ロソン)(非立賓群島)を略取せむとするや、初め軍艦を商舶に假裝せしめて呂宋王に黃金を餽らしめ、よりて以て便要の港に牛皮の大さの地を借らんと請求したり

征夷の二字眼目の意義

しに、該國王は事もなげに之を許したり。約束を固めたる後、老艦長は牛皮を切つて之を續け、其皮を馬尼拉（マニラ）の周圍に繞らして四至を定め、乃ちこゝに國旗を掲げ、城營を建てゝ兵を據らしめ、かくて猝に呂宋の王城を砲擊して王を殺し、全國を侵奪したりと傳へたるものにて、西洋人の猾詐は此類なれば、事小なりとて浮かと甘言に乘つて條約を結ばゞ、後に此の如き大事を引起すを以て、愼重に詮議を盡さるべしとの意なり。征夷の二字御眼目とは、字面に泥む牽强の說に聞ゆれど、天皇より委任せられたる職の名の征夷なる以上、攘夷の責任を負うたるものなりとて、名分を正言せられたるなり。蓋し若し此答書の意を露骨に認めむか、幕府自ら將軍の權威によりて鎖國の嚴令を布き、以て蘭唐以外の船は打拂へと命じ置きたる事とて、國禁を破りて敢て浦賀に侵入したる米艦の要請を許さむか、神州の獨立はこゝに失はるべしとの當面搶白の文とならざるべからず、忌諱に觸れても苦しからずと達せられたれど、尚公は辭令の體面を存し、右の如く征夷の二字を捉へて要論ありしなり。されど攘夷は、幕府の創意にあらずして皇命なれば、此

公の答書と攘夷論者の勇躍

水戸侯の内戰外和論

書は、此權威にて神州は獨立し、武威は輝けるなり、權威失墜しては亦武將の責任を如何との意味をも含められたるものと解すべし。此答書が幕府に何程の效力ありたるかは問ふを須ひず、唯此の如き重要の文書は、忽ち外に漏洩するものにて、やがて佐嘉にも傳寫せられて普く家中の士に讀まるゝに至り、長崎の警報の年一年と頻繁なるに及んでは、征夷の二字御眼目との文句は、攘夷の精神を鼓舞し、非常の效力を示したり。即ち末文なる『御國體にも關係すれば斷然打拂に決し、昇平遊惰の士氣を一振して固有の武勇を挽回し、國家磐石の基を固むべし。』との結論は、江戸には效果なかりきと雖も、佐嘉には非常の感化を與へたるなり。

ペルリに脅迫せられて受け取りたる國書に對し、まづ水戸老侯は越前慶永侯へ八月十一日書翰にて、『拙老は内戰外和に致候方と存ず、内さへ覺悟致し置ば、外は和を以てなやして、其より兵端を開くも差支なし、諸所より雨の如く封書出で、晝夜見れども兩眼足り申さず、俄羅西、英吉利、佛朗西、亞米利加を敵に取る時節實に此時と恐入る、二十年前より申上げたる通になれば斯

筑前侯の長崎開港の意見

樣の事はあるまじ、今は大病人を受取る樣にて匙を投ぐるの外なし。貴兄拙老に代りて御勉め被ㇾ下度、拙老は今になりて何も良策無ㇾ之云云。』と申し越せり。相模の警固に當りたりし溜間詰の井伊侯は、其時は彥根に病に罹りてありしが、米艦の出帆を聞いてさきの警報による出府の用意を中止し、其月二十四日江戶に著するに及んで、簡略なる意見書を差し出し、翌八月の末更に長文の書を差し出したり。此二侯は幕府と休戚を同じうすべきものなるが、外樣國主なる薩摩齊彬侯も、六月歸國の途より尾張侯に書を贈り『聞けば米國は新國なるゆゑ、其請を許さんとの評議ある樣なれども、米に許さば英佛魯も亦必然來るべし、今の軍備にては打拂ふことは出來ざれば、暫く時日を遲延せしめて其內に軍備を整ふべし。』とて、亦內戰外和の論を述べたりき。其他長州の毛利慶親侯、伊勢の藤堂高猷侯、宇和島の伊達宗城侯等はみな在府なりしが、宗城の父春山侯（宗紀）は屈指の英主とて、亦特に意見を徵せられたり。斯て集まりたる意見の過半は、打拂を主張するにありたれど、我邦の權威を行ふにさして效力を有せざる者なりしに、筑前侯のみは長崎

に限りて貿易を許すべしとの意見なりき。是意見は、最も時宜に適當したる處置なるかに聞ゆれど、長崎以外に外國船を引き受けずとの我國法は、既に米國の熟知せる所にして、這次威力なき江戸海の虚を窺うて乘り入り、長崎へ回れとの諭にも肯て聽かざるは、自ら便利の港を選まむとする欲求あるに外ならず、されば國書を受領せる今日にありて、其要求を捨てゝ長崎に限り開港貿易を許すべしといふとも、其承諾せざるは顯然たり。されば幕府が征夷の職責を怠りたる今日は、水薩二侯の言の如く、姑く許否を遲延して其間に海防を速成し、以て之を打ち拂ふより他に良策はなかるべきなり。

水戸老侯の內戰外和は、是より幕府間の通語となり、爾後の有力者の政策も、皆內戰外和の軌道を曲折し行きたるに過ぎず。其は畢竟外交に當る人の權詭に屬し、將軍より國是を諮問せる答文に明言すべき綱要にあらず。かくて自國獨立の權威を行ふに自信なかりし幕府の、一時の權宜として他の要求のまゝに、我に不必要なる貿易港を開きたる結果は、露英佛竝び至りたるとゝもに、下田は神奈川となり、更に五港の開設を見るに至り、此にいふ

公の意見は日本獨立の權威を行ふべしといふにあり

が如く、幕府は唯一二年を偸安したるに過ぎざりき。時に公は、長崎防禦の重寄に對しては、水戸老侯の言の如く、二十年來思慮に思慮を重ねて經營實施をなし、弘化以來時勢の益切迫するに及んでは、阿部閣老に直接に意見を陳述すると共に、今度の外國船の渡來も既に三四年前より知れる事とて、斷然自力にて長崎に砲臺を築き、以て防備を整へて用意するところありたり。されば是についての對外策の如き、阿部閣老には十分に其意を疏通し置かれたるところなりきと雖も、幕僚は昇平遊惰の底に依然たる昏睡をつゞけつゝありしを以て、征夷の二字を捉へて凜然頂門の一針を下し、以て外國に對するも、國民に對するも、たゞ日本獨立の權威を行ふべしと警告せられたるなり。

和蘭への船艦註文、露艦の内景視察

前に幕府の伊豆海岸に砲臺を築き、同時に反射爐を起し、其備砲を鑄造せんとしたるは、田中善右衛門と贊談したる江川英龍が、阿部閣老の參謀筒井、

大船禁止令解除の議

川路と謀りて持出したる事にて、事の米艦渡來以前にありしは、前述の如し。ついで我藩へ鐵製大砲の囑託あるに及び、田中が滯府の根本問題たる大船製造、海軍創起のことも、砲臺と關連して水福聯立內閣の初めより其謀議に上り、遂に六月末其禁を解いて造船に著手すると共に、和蘭國へ註文して巨舶七八艘を造るに決定したりき。當時薩摩侯よりも亦同樣の建白ありたりとなん。よりて和蘭へ造船を註文する主張者たる田中は、九月汎季の蘭船出帆以前に註文せざれば一ヶ年後となるべき事情を更に警告せしに、筒井も、先年長崎奉行となりて汎季のことを了悉しゐたれば、大に之を然りとし、共に閣議を促がして、新任の長崎奉行水野筑後守忠德に赴任の行裝を急がしめたり。かくて是みな田中が公の內意を含みての入說に出づれば、在國の公は素より此事あるを推諒ありしが、其船艦は蒸氣船を製造すべしとの量定なりき。時に曩に蒸氣船の雛形を索めしめられたる高島作兵衞は、蘭商が、咬嚠吧（ジャガタラ）に九間許りの船あり、價は凡七八十貫匁、（金にて一萬餘兩に當る）註文あらば持ち渡るべしといふを聞き、七月七日藩邸に來りて之を告げ、品柄なれば、

公邊の願濟なく、唯年寄共よりの註文のみにては紹介し難し、但し若し薩摩に聞えなば彼藩より直に願立あるべきにより、早く其運びあるべしと注意せしに、翌日に及びて露艦渡來したりしかば、其事姑く停みたり。是時薩摩侯は大船製造の解禁を建白すると共に、鹿兒島にて其製造に著手して、速成を期せりと聞えたれど、其は一時の人氣に徇へたる鎮定策にすぎざるなり。但し侯も亦蒸氣艦製造に著眼したりしは明白にして、兩雄その見る所を同うするの感なくんばあらざるなり。

幕府が蘭國への艦船註文取調の諸藩に聞ゆるや、一二艘を註文せんと願ひ出づるもの次第に增加し、ために天下は造艦に忙殺せらるゝ狀況となりしが、露國使節渡來の飛報到達して、水野筑後守を急ぎ長崎に赴任せしむるに及び、阿部閣老は水戸老侯へ宛て、蘭國に大舶蒸氣船十艘許りを註文すべしと申し送りたりといふ。

器械は運用者の勇怯巧拙によりて其利鈍を異にす、物質は得易く人材養ふは難しとは公平生の持論たり。されば田中も其旨を含みて斡旋しゐ

蘭人を招聘して火術を傳習すべし

たりしが、鑄砲造船の議起るに及び、彼は筒井、川路、江川等と膝を交へて曰く、「肥前守は新式の臺場備砲の完成に思慮を碎き、常に長崎警備の爲めに西洋火術の訓練に勉むと雖も、元來該術は和蘭の非職士官より轉傳したるものとて、まゝ不安の點も少からず、殊に今は十餘年を歷たれば更に進歩に後れたるなるべく、現在の蘭國將校に親炙して傳習すべき要あり、まして海軍の船艦操縱に至つては、是まで經驗なき事なるを以て、前年和蘭使節艦の渡來せし時、肥前守自身彼艦に乘り込みて實狀を見聞し、以て新に海軍術の訓練を要するを了悉せり、されば今度船艦製造の御註文あるに於ては、先づ彼本國より陸海軍術に熟練せる將校を長崎に招聘滯在せしめ、之を教師となして各科の技術を傳習すべし、然らずば折角の船艦も實用をなす能はずと懇懇說示せり。よりて閣議は更に其取調をなす事となりしが、船艦製造は水戶老侯の頻りに主張せるより、餘儀なき事と決定したれど、蘭人呼寄の事に至つては、阿部閣老も暫し決斷しかね、享保度に內命にて馬術の蘭人を喚び寄せたりし例などを調査せしめたりき。田中は更に、本朝より咬𠺕巴及び

巨船註文蘭人招聘

廣東へ七人許りづつ派遣して、船艦製造併せて諸國の事情を觀察せしむべしと建言したりき。斯くて閣議も遂に決し、水野奉行を急ぎ下向せしめて、和蘭本國に若干の船艦製造を註文するとゝもに、蒸氣艦に軍事熟練の人を乘り組ませて、來年長崎へ來航せんことを甲比丹キュルチュスに囑託せしむることになりたり。

公は將來の軍艦は蒸氣船なるべしと考慮あり、よりて遽に造船の註文を敢てせられざりしに、長崎に露艦渡來して非番所を受け取るに至りたるを以て、八月六日より長崎に赴きて立山役所に出仕し、奉行大澤豐後守に會見して露艦の狀を聞かれしが、露使節坐乘のフレガットも蒸氣艦なるを確めらるゝに及び、非番所巡見に其艦の高鉾前に碇泊するを望みて歸船あり。時に御年寄鍋島市佑は、神ノ島の新臺場を巡見して歸路露艦の側を過ぎしに、艦上に在る通詞が扇もて招きて、近く船を寄せよといひしかば、乃ち船際によりたりしに、遠慮なく見物せられよと檢使より沙汰し、肩章をつけたる露人も兩三人出で來りて、船へ上れと手招きしたりき。されど彼は辭して上ら

公本島藤大夫をして竊に露艦を視しむ

ざりしが、其際音樂の聲など聞え（肥前侯の重臣なるを知りて敬遇したるならん）たる由にて、暮頃歸邸するに及んで彼は具さに之を公に語れり。公は密に本島藤大夫に命じ、緣を求め露艦に乘り込みて其內景を視察せしめらる。よりて本島は奉行所に依賴し、馬場五郎大夫、高垣鑑左衞門が檢使として乘り込む同伴者に加はり、露艦に上れり。かくて檢使目附等は將官室に入りて戸を闔したりしかば、外にありし同伴者は士官に艦內一覽を請ひしに、彼は備砲、機關、其他上中下階を殘らず示しゝが、更に士官室に入りて書類を覽ん事を請へるに及び、讀書しゐたる士官等は喜んで數多の城塞、砲臺、火器等の類集せられたる圖書を觀せて說明を與へたり。唯通詞の通じ得ざる語の多かりしは遺憾なりき。檢使は特に本島を肥前侯の臣なりと紹介せしにや、彼は將官室に延かれてプーチャチンに對面するを得、酒茶菓をも饗せられて歸れり。

二十四日彼は復た檢使大井三郎助、福井金平の同伴者となり乘り込めり。此時は佐嘉より出崎したる精煉方雇の中村奇輔も同道したりしが、檢使の艦長と應接せる間、彼等は士官室にて圓臺に囘走する七寸許りの蒸氣車の

雛形を覽、更に艦內の各砲を視察して歸れり。此露艦は蒸氣のフレガット船にて、長さ百八十七フード(我三十二間九合)、幅四十フード(同七間九合)、乘組四百二十六人、今一艘はコルヘット船にて、長さ百三十二フード(同二十三間一七)、幅三十六フード(四間七五)、乘組百六十人なり。本艦の上階には、鐵製二十四磅、長さ七尺餘にして燧仕掛の大砲二十門を備へ、中階の後部將官室の戶外には、劍附銃五六十挺を袋入れにして逆に竝べたり。玉目は蘭銃よりやゝ小なれど圓錐形の彈を用ゐ、銃腔には四條の回線ありしが、露人は之を說明して、圓錐彈の能く遠きに達して的中するは、是線の爲めに旋回して飛べばなり、而して前後に照準ありて、後にあるは起伏す、高さ一寸二三分なり、その最高度は九百パーデム(一エール半に當る)に達すべし、是れ近年の新發明なりなどと云へり。中階には鐵製二十四磅、二十八磅砲を備へ、中部の舷に六十磅砲の長さ一丈に及ぶものを備へたり。かの士官室に於ける蒸氣車の雛形は、之に熱湯を注入しアルコホル器に點火し、その沸騰の音起りて煙突より煙を生ずるに及びて、前に施せる螺旋を捻れば、車輪忽ち轉じて盤上を回り、而して押へて捻金を捻れば忽

ち止む裝置なりき。されど露語に略ぼ通じたりしは通詞西吉兵衛のみにて、他は未熟なりし上に、術語は蘭のそれと大に相違しゐたりしかば、何も委しく說明を受くるを得ざりけり。さはれこゝに始めて旋條腔にて圓錐彈を遠距離に發射する潮先に接し、後十年ならずして我武器戰術に一大變革を捲き起したりき。

始めて旋條砲を知る

長崎奉行水野筑後守は、二十一日佐嘉に著して公に面謁し、親しく對外の意見より、大砲鑄造、船艦製造及び和蘭軍艦に陸海軍教師を乘り組ませて回航せしむる囑託等につきて示敎を請ひしかば、公も亦懇ろに意見を披陳せらる。かくて談は薩摩侯の軍艦製造に著手せし事に及びしに、公聞いて、薩摩の大船成りたらば、長崎に回航せさせて檢視あるべく、いよ〳〵宜敷くば、其船大工を長崎に喚び寄せて製造あるべしと答へられければ、水野は要領を得て長崎に赴き、和蘭領事ドンクル・キュルチウスに船艦の註文、軍艦回航を囑託したり。幕府は是月十五日『方今の時勢は大船必要に付、自今諸大名製造致す儀御免。』と公達す。是に於て、長崎奉行へ、御番方の用に充つべく、

大船の禁解かる

蒸氣軍艦二隻を蘭國へ註文したき旨公式に願ひ出でて先づ其許可を得られたり。此公達は鎖國の桎梏を解くとゝもに、船艦の日の丸旗章を飄して海洋を濶歩する開國の新紀元をなすものにて、爾後長崎にて蘭國教師より傳習するあるに及び、遂に海軍の新興とはなりにけり。

幕府我藩に鐵砲を囑託す

幕府大砲鑄造を囑託す

去る六月我藩は阿部閣老よりの鐵製大砲鑄造の質問に答ふるところありしが、品川砲臺建築の議決せられて愈〻之に備砲することゝなり、長崎奉行水野筑後守の出發につゞいて其取調も漸くに決したりしかば、八月十五日阿部閣老より公式に我留守居を喚び出して左の書面を渡したり。

内意之趣、別紙之通鐵製大筒五十挺車臺とも、肥前守方にて引請製造被仰付候間、成丈差急出來候樣致度候、玉藥等之儀は追而相達に而可有之候事。

別紙

一　鐵製三十六ポンドカノン　二十五挺

一　右同二十四ポンドカノン　　同
　　合五十挺車臺共

よつて留守居より「別紙御書付兩通被相達候、尤一體之處者此御方へ御委任御賴相成候事故、思召を以如何樣共御製造被仰付可然旨、尙委細之儀者田中善右衛門（忠左衛門か）近々合越候段旁申越候、此段達上聞候。」との添書とゝもに急飛脚にて佐嘉に之を送附したりしが、田中もやがて歸裝を始めたり。

幕府大砲鑄造場設置

右十六日の町便は九月三日佐嘉に到達しければ、翌四日仕組所を開きて公親ら莅み、此御達あるについては、地金及び臺材は、いづれ公邊より御手當ありて引附にならざるべからず、されば忠左衛門歸著まで手配を見合すべし、反射爐等の建設は早速取り調ぶべしと仰せ出さる。七日に至り飛脚到著、公は前掲の御書附を領受せらる。是に於て鑄物場の地所を岸川町北裏の多布施川にそひたる土居内に定め、川へ戸立を設けて水を場內に分股し、水車を裝置して錐鑽臺を運轉し、土居內に反射爐及び鑄牀を設備し、是までの築地の工場よりは規模を擴大にして巨砲を鑄るに適當せしめ、公儀御用

青年藩士の激昂と前山一郎の機智

て脚色すると共に、京傳の累井筒紅葉、打敷、武亭三馬の松竹梅女水滸傳の作意をも借り用ゐたるものにて、檢校の幽靈が黑き姿にて現はるゝと共に、雪中に白裝束したる忍者の女の出づるを仕組としたるものなりしが、俳優には市川團十郎座頭たる外、其頃名人の市川小團次に猫股の變化を演ぜさせ、關三十郎は得意とする高山の母となるなどにて、頗る面白かるべき評判高かりき。是までの芝居には、諸大名家中の出來事に擬したる作物も多かりしかど、鍋島家に係るものは今度を始めとなす。かくて此事の藩邸に聞ゆるや、擧邸皆憤然として藩祖を侮辱するものと怒り、將に天保に於る一橋事件の二の舞を演ぜんずる意氣込を呈したりしが、就中明善堂詰の青年等は扼腕して蹶起するの有樣となり、鍋島播磨を始め重役等の鎭撫に對しても容易に鎭まらざりければ、鍋島内匠頭が町奉行なるより、往いて其芝居の差止を要請したり。されど芝居は市中の人氣に關係すれば、差止などは容易に行はるべくもあらず。明善堂の文武心遣前山清一郎は、詰中青年の意氣込の愁に鎭め難きを察し、乃ち相謀りて、重役等が差止運動の成否に關せず、

吾人は各自の意を固うすべし、二十一日は初日ときけば、當日我藩祖に扮したる團十郎を始め、小團次、三十郎、梅幸等の面々を手に掛けて斬り棄つべし、何の難きことあらん、今より其場所及び人相等の勝手案内を知る爲に淺草猿若町邊を探察しおくべしとて、面々我藩風の綿衣綿袴の粗野なる姿にて猿若町附近を徘徊し、酒食の爲に茶屋に上りては、婢に芝居の始まり役者の人相などを尋ねて之を斬ること容易なりなどと囁き、或は劇場の周圍を廻り、或は俳優の出入する處を探偵するとゝもに、一方には出入の町人などにそれとなく此企を洩れ聞かしければ、彼等は、明善堂詰其他の壯年が、憤慨の餘りに何時如何なる珍事を起すべきか測られずと、密々に其趣を芝居者に告げたるを以て、彼等も非常に恐怖を生じ、よりて町奉行よりの差止も容易なるに至りたり。かくて初日の前日、鍋島内匠頭より内々我藩に通知ありて、留守居志波左傳太より左の書面を差し出すことゝなれり。

一 猿若町一丁目狂言座勘三郎芝居にて相催候狂言仕組の内、此方家に紛敷名目を取交候哉の趣浮說有之由、尤取留候儀には無之候得共、萬一末

末の者心得違等仕候ては心配仕候間、御勘考の上可ㇾ然御沙汰被ㇾ下候樣仕度、此段申上候、以上。

九月二十日　　松平肥前守內　志波左傳太

中村座狂言の取替を命ぜらる

是に於て二十日の夕方南町奉行所より急に中村勘三郎を召喚し、名主同道出頭せる勘三郎に對して、市中取締方より志波左傳太の書面寫を渡し、斯く內掛合有ㇾ之により可㆓相止㆒旨仰せ渡さるゝにつき、早々狂言の仕組を變へて興行致すべしと申達したりしかば、同座は俄に腳色を當秋八幡祭の外題に變へて、二十四日より興行したり。然るに是も大出來にて評判宜しかりければ、市中の觀客は、猶更最初の外題を失へるを遺憾としたりき。是は八代目團十郎、名人小團次に當て嵌めて腳色したる作にて、其人已に亡き今日にありては、さして面白き芝居にもあらざるなり。

露艦長崎を出帆す

江戶には米艦去りて驚悸纔に靜まり、乃ち品川臺場の築造などを議した

露艦は一先づ歸還せしむるに決す

りしに、又長崎より露國使節艦の渡來を報じ、國書を受け取るべきや否やにつきて伺ひ越したりしかば、三奉行海防掛等にて詮議せり。かくて是も拒絕する事は不可能なれども、亦受け取らば返書を迫らるべく、よりて長崎奉行に旨を含め、江戶政府の國書を披見したる上ならでは決答をなし難し、强ひて之を促さるゝならば、事故多端の際とて急速には答へ難ければ、追つて和蘭の甲比丹まで答書を送るべきにつき、一先づ歸還せられよと諭さすべく決し、八月初め飛報を以て之を長崎奉行所に達するとゝもに、一方には新の奉行水野筑後守を任して和蘭甲比丹へ軍艦の註文を急がしむべく前月末より赴任せしめ、併せて露使接待の事をも申し含めたり。大澤奉行は江戶よりの飛報を得て、十九日に使節プーチャチン以下の將校を長崎に上陸せさせ、兩役所に延見して國書を受け取ると共に、急速には回答し難き由を陳べけるに、プーチャチン聞いて、さらば我自ら海路直に江戶に赴きて答書を要求せんと恐嚇せしかば、大澤これに答へて、斯くてはたゞに江戶を騷擾せしめて事端を惹起するのみ、却て益〻事を延滯せしむべしとて、其不可なるを辯

露艦の依頼に任せ警固の番船を撤去す

解せり。越えて二十五日新奉行水野長崎に到著し、江戶より含められたる意を以て露艦を內港に引き入れ、身投岩の邊に碇泊せしむ。然るに數多の番船の艦を圍繞するを見たるプーチャチンは、無用の事なりとて之が撤去を求めたるにより、奉行は其言を許諾し、ために爾後諸事平穩の取計となりたりしかば、我國老鍋島上總等は後事を鍋島左馬助に委託し、出張の人數を減じ長崎を引き拂うて歸れり。是月長崎奉行より、露船渡來による我出勢人數を問ひしかば、總勢左の如しとて書き出したりき。

四箇所御臺場竝伊王島、神ノ島、其外島々へ差出候人數總數、

總合人數六千五百四十四人、

船數二百九十四艘、

伊王島、神ノ島、平日詰人數船數、

人數千六百二人、

卽ち非番所受取と非常の警備とにより、平日の人數船數の四倍を增派したるなり、當番年は更に增倍すべし。

露艦の温和なる態度に出でし理由

かくて露國使節二艘の軍艦は二箇月の長きを碇泊したりしが、九月十九日に至り、奉行より、江戸にて將軍薨去したれば、返書の來ることも爲めに延引すべしと告げしを以て、之を聞けるプーチャチンは、江戸長崎の往復は三週間ほどにて足ると聞く、さる以上前月奉行と會見せる時は既にその凶報は知られたりしなり、即ち故意に事を遷延せしめむとてそを我に告げざるのみと疑へり。初めプーチチンは、我法規に順從して正門の長崎港に渡來し、米國の裏をかき、溫和の態度を勉めて我歡心を取り、以てその目的を遂げむとしたりしにて、奉行亦、浦賀の米國軍艦に懲りたる後の事にもあれば、勉めて穩便の接遇を爲すと雖も、我國法の嚴酷なる規定は何分露人に滿足を與へがたく、かたがた鬱憤を買ひたりしなり。蓋し最初は一箇月程波風のあらき外港に碇泊せしめたりとはいへ、後には港内に引き入れたることゝて、我は破格の好遇を與へたりとなしたれども、彼艦乘組人は、眼前に蒼瓦粉壁を波の如くに疊みたる長崎市街と、明媚なる峯巒に擁せられたる高爽の地に神社佛閣等の綠樹竹石の間に隱見するを眺めながら、永く上陸遊歩す

我露艦接遇振は冷淡を極む

るを禁ぜられたりしことゝて、その苦痛は想像に餘りあるものあり。而して彼が港內に碇泊するに及び、幕吏以下所用ありて艦に往來するもの繁きを加へしに、將校等は款待甚だ周到にして、懇切に艦內に案內して、酒茶を供し、溫言精辭を以て談話するなど、いつも人をして滿悅せしめたりしかば、後までも俄羅西亞プーチャチンは長崎人の印象に止まりて市中に持て囃されたりき。これに反して我接遇振は冷淡を極め、彼等の長き疲勞を慰むるために上陸の地を與へられたしと切願するや、長崎市街の兩岸は、峻嶮なる山嶂のみにて、海上の眺望こそ秀麗なれ、遊步に適する平地の甚だ乏しきより、更に峻僻にして彼等の滿足に價せざる地を許し與へたるを以て、彼等は頻りに場所を改めんことを要求したりしが、我の荏苒月餘を空過するに及び、彼艦內には漸次に憤懣の氣を現はし、ボシユット中佐の如きは忿然として、かかる遠僻の地を選みたるは故意の計畫にて、因て政府との往復を遲延せしめ、外客をして倦憊自ら退却せしめんとせるなるべし、されば予は予の素望を破り、直に江戶海に到りて答書を受け取るべしとて、益、東航を迫るに至れ

り。然るに江戸にては、初め已むを得ずして露國の國書を受け取りたるより、彼艦の江戸海に來らんことを痛く恐怖したりしかば、國書を開いて議する際にも、或は、彼が上府は、纔に靜まりたる滿都の驚怖心を忽ち再發する虞あり、されば彼若し强ひて江戸に來りて答書を得んと望むならば、宜しく陸行せしむべしと主張し、或は、又斯くては彼より內地の防禦なきを見透されんなどとて、額を聚めて評議を盡したりとぞ。

和蘭米國に紹介の勞を取らむとす

　米國には、その我に軍艦を遣らんと議を決したる比より、英佛兩國と露國との間に困難なる交涉ありて、英佛が極東を圖るの暇なきより、彼國は其虛に乘ぜんと欲したりしが、當時蘭國は之を聞いて、己が獨占の利を失はん事を恐れ、よりて紹介の勞を取らんと彼國に言ひ出でたれども、米國は之を謝絕したりき。されば露國は早く之を偵知して、亦我に軍艦を遣らんことを企てたる次第にて、其眞意は何れにありしか不明なれども、其擧動よりせば、米國の裏(うら)をかいて我歡心を得、以て自ら其利を壟斷せんと計りしものと後に至りて臆測せらるゝなり、さはれその當否は竟に疑問たるを免れず。然

露艦倉皇長崎を去る

るに露艦の長崎滯泊中は、土耳古に關する葛藤より、英佛との戰爭をも惹起せんとする危機の已に動きたる時なりけり。されば露艦は汽船を自國領地の甘察加に遣はし、運送船を上海に遣はしたりしに、運送船は十月四日糧食を載せて長崎に返り來りしが、是時齎し來れる彼地の新聞によりて、始めて英佛との關係の切迫したる事情を知り得たるものゝ如し。十五日には露領に赴きたる汽船も歸來し、茲に四隻の艦隊再び集合して、稍多忙の狀あり。たれど、表面は江戸へ廻航するに決したりとて之を奉行に報じたり。奉行所は驚きて之を抑止するに力めたりしに、恰も江戸より筒井、川路等の答書を齎して談判に下る報を得たりければ、直に之を露使に通知したりき。されど彼より江戸出發の時日を問はるゝに及び、まだ不定なることゝて確答するを得ざりしかば、却て上陸地の不滿足なる苦情を唱へ言を託して諍ひたりしに、事態切迫露使は居たゝまらず、遂に奉行及び筒井、川路に宛たる三通の書面を殘し、不日重ねて來航すべしと陳述し、二十三日四隻共に長崎を出航して中西の方向に帆影を沒し去れり。

第五十二章　露使と長崎に談判す

露國國書の内容

露國國書の譯文と閣老の答案

さて露國の國書を飜譯したるに、其要求の大綱は、樺太の國境を定め、貿易港を開くの二條件なりき、左の如し。

魯西亞全國一統之主魯西亞帝ニコラス第一世(帝名)のレイクスカンセリイル(官名)此書牘を大日本帝國の執政に呈す。

日本國方今の形勢を熟察し、兩個の帝國相隣るの故を思ひ、魯西亞帝方今一人の使臣を選び、帝の存意を全く寄託し、之を帝國日本に送るに決せり。是を以て魯西亞帝のアヂュタント、ゼネラール(官名)兼魯西亞隊舶の水師提督ヨアンム・ポウチャチン(人名)を擧げて此重任に膺らしむ。

右使臣を送れる本旨は、日本帝國方今の事蹟形勢を明白に申告し、且日本帝國と其賢明の大君との時運に就て、魯西亞帝深く憂慮する所の事を說

明せしめ、倘又兩帝國人民の利益を旨とし、向後魯西亞國と日本國との間爭隙怨讎を生ぜざらしめ、兩國の和睦安穩を固定するの策を獻ぜしめんとするにあり。右の策に就て、魯西亞帝の志願とする所は次の二件なり、

兩國々境の割定

其一は兩帝國の境界を定むるにあり、此件は兩國に注げる洋中に起る所の諸事に就き、復更に遲延する事を得ず、是を以て魯西亞帝の意方今必正に此切要の一事を始むべきの時なりと謂へり。

然らば兩國より會同して、貴國最北の極界は何れの島に限るといふことを約定せん事、是れ當今の急務なるべし。但右境界を定むるは又カラフト島(卽薩哈連)の南隈についても言ふなり。夫魯西亞帝所領の地は其大さ世界萬國に冠たれば、更に地を增し境を廣むるは實に要領とせざる所なり。然れども魯西亞の臣民當然の利は帝亦之を思はざるを得ず、且兩國和平の關係と兩國民の安穩を保固せんには、兩國の境界を確定するを良法となせばなり。

開港貿易

其第二件は魯西亞帝誠心に願欲する所にして、卽ち日本國の內何れの港

なりとも、貴國と約定して魯西亞臣民の往來を許し、我國の產物を以て貴國の有餘と交易せしめんことを請ふにあり。又我國の軍艦カムサツカ地名或は亞墨利加中魯西亞領に往來するの途中、日本の港内に入りて食料及び其他の須物を需むべきことあるに當つては、是亦允准を得んことを願ふなり。但右の志願中大日本國のために損失する所あることなきは、日本の政府必ず明察あるべし、且魯西亞は境を貴國に接するの縁由あれば、右等和平にして且兩國に利するの議を容るべきこと、他の諸國よりも當然の理更に多かるべし。

此諸件を申告せんがために、アヂユタント・ゼネラール官名兼水師提督ポウチャチン人名に命じて具さに之を貴國政府に證明せしむ。政府其言ふ所を聞かば、我求むる所は實に公明正直の事たるを知悉することあらん。

水師提督ポウチャチン人名は、全權の重任に膺りて其領受せる規例に從ひ、今次の大事を諸君等と會議し、貴國政府の官員と豫め會合して諸事を約定せしむ。此度大日本政府に使臣を奉ずるの本旨は全く和親の意にして、

即答に決す

第一方今の事情に就て我政廷の意を明白に申告し、次に境界を確定することの必要なる縁由を告白し、更に兩個大帝國の福安を保ち、兩國の臣民遭遇の際に就て互に永遠有益の基律を定めんと欲するが爲なり。使臣アヂュタント・ゼネラール（官名）兼水師提督ポウチャチン（人名）は此の如く切要の命を受けて貴國に至るものなれば、諸君定めて適當の禮遇を以て招迎せらるべきこと、予復之を疑ふことなし。英明聰慧なる執政諸君、我政府の意旨を細かに辨じ、我水師提督の申告を檢査して、兩國有益の事を催督せんが爲に心力を竭し給はんこと、是亦疑を容れざるところなり。

此書牘は帝の政府サント・ペーテルビュルグ（魯西亞帝都の名）に於て作る所なり。

時に千八百五十二年即魯西亞全國一統の主魯西亞帝即位の二十七年第八月二十三日（即我嘉永五年壬子七月二十一日）

レイクスカンセリイル（官名）ネッセルロオデ親筆

此國書につきては、水戸老侯、海防掛老中阿部伊勢守、牧野備前守を始め、閣僚詮議を凝らして速に答書を與ふるに決し、筒井肥前守を大目附格となし、勘

露國國書に對する我答書

定奉行川路左衛門尉二人を長崎に於る魯使應接掛となし、目附荒尾石見守成員、儒者古賀謹一郎坦を差し添へて長崎に遣はすに決し、其答書を漢文にて起草す、左の如し。

伏接來札、知貴國御前大臣布恬廷所銜命航來親遞、而其書實係上宰相子世利羅德公見贈焉。書中所陳述云貴國大君主思我兩國邊疆之交錯、欲加釐正、備悉意旨、又云、貴國既據古來未有廣大之邦土、無要別得新地、持盈保滿之道良宜爾、且我國與貴國、各土其土、民其民、無事相安、原靡開釁之端。乃今段使節之擧、其出好意而不出惡意、亦爲彰明較著不容疑者、貴國既以好意來、我邦何得不以好意相報耶。第邊土之經界、貴國以爲甚不明晰、則諭飭邊藩、細加查覈、而差大吏與貴國官人合同商議、以歸劃一。然邊藩之查覈必按圖籍、確有憑據、愼重從事、不許絲毫疎謬、是固非今日所能辨也。若夫貿易來往之事、則祖宗遺法有厲禁、歷世所遵奉弗失、故曩者貴國嘗有開市之請、而我邦業已固辭、意其顛末公等所克悉也。但現今宇內形勢遷變、貿易之風駸々日長、誠不能取古例律今事。頃者合衆國人亦來乞市、日後列國之乞市者必接踵

貿易開港は後日の商議に俟つべし

而至。夫列國乞ㇾ市之繁如ㇾ此、乃是我盡二一國之力一應ㇾ承二星羅棊布之萬國一、其力之給不給未ㇾ可ㇾ知也。且如二我境内邦土之貢一、檢二其多寡精粗一、亦豈旦夕可ㇾ辨之事耶。矧我君主新嗣ㇾ位、百度維新、如二此等重大事項一、必奏二之京師一、諭二告之列侯群官一、協同商議、議定而后從ㇾ事、顧勢不ㇾ獲ㇾ弗ㇾ費二三五年之時月一、雖ㇾ差似二延緩一、公等且從二吾言一、坦懷以俟焉。迨二議論一定、諸事整頓之後一、便當三登時報聞一也。況我國之於二貴國一、壤界相接、宜ㇾ加二鄭重一、故遣二重臣二員於長崎一、會二晤布恬廷一、以盡二其曲折一、而其他所ㇾ宜二布報一、亦皆俾二之面悉一、幸有二以諒一ㇾ之、不宣。

大俄羅斯國上宰相子世利羅德公閣下

大日本國老中

阿部伊勢守正弘
牧野備前守忠雅
松平和泉守乘全
松平伊賀守忠優
久世大和守廣周
内藤紀伊守信親

嘉永癸丑十月十五日

筒井、川路の兩人は、其の儀式大名に准ずる鹵簿を飾り、堂々として途に上るべきなれど、力めて省略に従ひたり。而して隨行員數多の中に、中村爲彌は勘定組頭として、坤輿圖識の譯述者津山の藩士箕作阮甫は通譯として隨ひ、水戸藩よりは藤田東湖の甥原任藏を川路に囑託して隨行せしむ。猶行裝等の準備の爲めに江戸出發の期はまだ定まらざれど、まづ飛報を以て委員四人出崎のことを長崎奉行に通告したり。是月十五日は魯使が江戸に廻航せんと迫りつゝありたる頃なりき。

兩砲臺の雄姿

長崎新砲臺の威力、防備費の經理

露艦の渡來に方り、我伊王島神ノ島兩砲臺の已に成りて屹然海門を扼しゐたるは、内外人の眼を引いて神爲の如く驚嘆せられたり。神ノ島は長崎より二里の海上にありて、西南岸は砲臺兵營等を以て滿たされ、東北岸は漁村蜑戶の散在するのみなれば、平時は市中の遊船などの往來する處にあらざり

世人長崎築堡を公の先見なりと稱す

しに、砲臺の增築により、長崎人は遊船を仕立てゝ競ひ到り、いづれも其工事の壯大なるに瞪眙したりしかば、當時「肥前の四郎島ア石で築き止めたンよ、石であ築けども是れ金の土居。」てふ舟唄流行したり。かくて間もなく露國艦隊煙をたてゝ渡來したりしかば、諸國の士民はます／＼多く長崎に入り込み、「オロシヤ、プーチャチンも是には目を出した。」の唄の流行と共に、いづれも砲臺增築の壯大を稱嘆したりしかば、公の先見は日本全國に嘖々と稱揚せられ、その偉績は此一事にても歷史に光輝を放つに至りたり。されど是あながち先見にあらず、文化以來の懸案を、弘化の和蘭忠告により、幕府が初め決行を促しながら因循斷ずる能はざりしを我一手に決して築きたるものゝみ。されば唯十年の星霜を遲延したる工事なれば、其勇斷は之を偉なりとすべきも、先見といふは、周圍の怠惰者が抽象したる名稱なり。公は當時一二に指を屈すべき英主と推されたれども、其性格は極めて純粹にて、自己の責任を重んじ、事を處するに際しては、機に觸れ、端を開きて順序に步を進め、以て毫も無理をなさず、敏疾の性氣あるに拘らず、之を抑ふる忍耐力

當築堡以來幕府筑前の防備は一部分に過ぎざるに至る

强かりき。此築堡の著手延引したるに、幕府も筑前も齊しく財政困難に病みしを以て、增築の增費を來し、繼で疲弊に陷らしむべきを苦慮したるに由る、卽ち遊惰の然らしめたるなり。公に於て資財の如きは苦慮する所にあらず、增築の增費となるは當然にして、浪費と相殺げば可なり、浪費節減の道は之を遊惰の中に求めなば決して發見するに難からずとは、其平生の持論にて、卽ち虛榮虛飾の點に浪費は多大に存すとの見込確立したるなり。故に增築後の長崎防禦は、斷然佐嘉一手にてその主要部分を引き受けたる姿となり、幕府と筑前との擔任する國防は、却て一部分に過ぎざる觀をなしたりき。又海防のために疲弊すとは、江戶海の防禦に膺る諸藩が齊しく唱道したる聲にて、阿部閣老の如きも、我藩の增築によりて疲弊すべきを痛く憂慮したれど、遊惰に慣れたる勘定其他幕吏の議は、舊に仍りて徒に紛囂たるのみなり。蓋し太平の遊惰とは、天下に軍事の必要なきを以て盡く武家の責任を忘れ、租稅を虛榮虛飾に糜し盡し、よりて徒に事を繁くして自ら困窮に陷るとゝもに諸事に怠慢せる名たり。而して今や外國の形勢壓迫し

來り、ために其遊惰の中に沸論を醱酵して志士の憤慨となりたれど、其志士とても亦局外の無責任なる位地より空論するに過ぎざりけり。公は防備永續に要する費用に關しても、自ら成算ありたれども、尤も緊要とせられたるは、遊惰の空氣に瀰漫したる華奢の一洗にして、藩士の意氣を鼓舞して之を新砲臺に配附し、以て銃砲を操縱するに堪ふる訓練を與へられたり。蓋し精神的の事の一朝一夕に成し遂げられざるよりして、夙に此に留意せられしにて、諸國一般の滔々たる風潮と自ら選を異にするものなり。當時遊惰の底に沈淪したりし幕府以下の諸藩は、國家の容易ならざる大勢に移れるに拘らず、猶因循不斷の夢をつゞけ、米艦砲聲の周章も暫しの間にて、長崎に露艦の出入あるも、猶遊惰の浪費を廢する能はざりき。

増築の防戍費は去年幕府に提出したる書面にある如く、三支藩が江戸の虚榮虚飾に金錢を浪費する課役の免除を得て、之を支出するを條件の一となしたりしに、此議をも亦今に因循決する能はず、其運動の爲めに滯府したる田中善右衞門は、品川備砲鑄造引受の件もあり、旁々暫し歸國することゝ

諫早に防備の負擔を增す

諫早の潟鹵埋立

なれり。時に三支藩に次げる國老諫早は、その所領高三萬石以上に及び、日本三大家老の一と稱せらるゝ大身なるが上に、長崎に接近したる地をも有したりしを以て、是まで長崎の應急の出兵を擔任しゐたりたりとはいへ、猶餘力あるよりして、公は是にも負擔を增さんと謀られたり。當時諫早益千代は幼年にて、公の庶兄鍋島彈馬家政を管理しゐたりしかば、彼に對し、外國の形勢益〻容易ならざるを以て、異船渡來次第に迅速に人數を出張せしむる仕組を立つべき旨申し付けられたり。因て彼家にて詮議を遂げ、長崎を距る三里の矢上驛及び其附近の村に屯營を設けて若干の人數を居住せしめ置き、警報に接すれば次第に之を長崎へ繰り出す方法を議定したり。されど其事頗る大業にて、將來に少からぬ費用を增加すべきにより、彼家より諫早海の尾島其他潟鹵に新地を築立てゝ、自家の所有となさんと願出でたるを以て、十月に之を許可せらる。是に於て長崎の警虞に於る應急の法は確立するを得たるとゝもに、こゝに始めて諫早家は後日その基本財產となるに至りたる新田を得たりき。

三支藩の參府諸役免除を更に督促す

三支藩の參府諸役免除願に對する裁決は今に因循して決せず、よりて公より直書を阿部閣老に送らる、左の如し。

拙簡拜啓仕候、寒威相加候處益御淸裕被成御勤勞奉欣抃候。扨長崎御備向之義御承知之通舊來に致倍蓰、私一手受持之備向等も夫々手當增相整、其上至當節候而者、伊王島神ノ島へ數箇所之臺場取立、大銃備付等之儀追々出來仕、當番非番共手配向多端大層之事に而、實に容易之義に無御座候。乍然御番方之儀者御國體に相關り大切之職任に付、一國之力を盡、十分御奉公申上候心得に御座候。然處内證分末家之者共諸家同樣參府、且御手傳等相勤、國力を盡候處より、人數出張其外的前御備向難行屆儀而已有之、甚不本意次第に御座候。依之以來三人之定例參府、扨又御手傳御役等御用捨被仰付被下度、尤御目見も不申上通り而者不本意儀に而、御移り代り被爲在候砌、且又自分代替之節御目見被仰付被下候樣旁奉願候。委曲別紙を以御内慮奉伺候條、何卒出格之譯を以、存念通被仰付被下候樣、御心添之程深厚奉願候。於然者全國之力を以十分御奉公可奉申上、尚又難有奉

存候、此段爲可得尊慮草布如是御座候。

復月二十日　　　　　　齊正

福山賢　相左右

かく裁可を促されたれど、本年中には裁決の命を得ず。

長崎には兩島の工事略ぼ成り、內容はなほ不滿足なれど、去る三月より兩島へ筒打侍、手明鎗、足輕を配附して平常の戍衞をなさしめ、應急の場合には人數を增すことゝなしたるを以て、公は水ヶ江莊に彼等の火術の技を覽て、火傷藥品を賜はり、以て彼島へ赴かしめらる（前に詳記す）。然るに數月にして露艦の渡來となり、砲數を增すと共に筒打の數を增すことゝなりしかば、火術二組にては不足なるを以て、十月より他組の火術に習熟したる者をも亦選みて派遣することゝなれり。翌十一月二十三日火術兩組を一組となして

御側新組

之を御側新組と名づけ、鍋島志摩を大組頭となし、火術方頭人を兼ねしめて銃砲術の訓練を勵まさしめ、更に侍三四十人を增し、此新組に限りて兵士の數を二百人となしたり。蓋し軍制は、祖宗藩法の基礎にして關係至重なれ

ば、厚く之を遵奉すと雖も、時代の變化により銃陣を採用する必要を認めたるを以て、敢て祖宗の軍制を破らず、只その一角を缺いて此く火術組を作り、以て長崎の應急に供したるにて、時機に應じて改革するの深意に出づ。されば、實は其意中に、將來の軍制は盡く銃陣に改革せられざるべからずと確信せられたるにて、唯機會を待たれたるに過ぎざるなり。

此の如く二島增築の防備は公の夙志なりしを以て、已に現形したりしが、之について第二の企業たる大船艦を製造して海軍を創設し、以て海上の活動を自由ならしめて防戰をなす計畫あり。されど之が遂行は頗る宏費を要し、到底此等の事にては引き足らざるを以て、先づ他方に浪費の節減を勉むべく、九月廿八日左の如く仰せ出さる。

文飾省略

從來御臨時之筋多、御目安向被二御立一兼候處、長崎表異船渡來、猶更莫大之御入費に付、外見行粧不二相拘一、文飾無用之筋者一切被二相省一候通被二思召一候に付、先以御參勤を始、江戸方一式、當年より十箇年之間諸事格別之御仕組相整候樣。

斯くて年寄牟田口藤右衛門を主任となし、側頭、側目附に其調査を命ぜられたり。是より先き藏方附役久米次左衛門を元締役となし、側頭古川一介と共に江戸に赴きて浪費を嚴しく省略せしめられんとせしに、長崎の新砲臺成りて守備の人數大に增加したりし外、新に三支藩及び國老等の持場を定むる等諸般の經費擴張したるを以て、舊費を節して新費の額を定むるに浪費を生ずるなからしむる必要あり、因て久米を復職せしめて深堀藏床の主任となし、江戸へは中村大介を元締役となし、古川と共に本年の暮より出府せしめ、弘化以來海外不穩の風評によつて海防の增築をなしたるに、今度魯船渡來、益〻容易ならざる時勢となりたれば、邸内は夫人を始め男女皆極めて質素を主とすること佐嘉同樣なるべく、連枝諸親戚家への不時の贈答、若くは留守居より大廣間家の類役等への國產の贈物、乃至別段の贈餽等も、此時勢に對して盡く謝斷すべしと通せしめて、すべて痛く經費を減ずる方法を審議せしめしを以て、屋敷頭人以下、田中善右衛門等も仕組所を開いて參仕し、助力給與に苦情を唱ふるものは之を免ずべしと嚴命せり。但し是は内

廷の費用に係ることとなれども、外廷に於ても、素より有限の歳入なるに臨時の費用增加したれば、勿論これに等しく峻嚴に省減を圖らしめられたり。

將軍宣下、勅使の米國處置質問

將軍宣下

江戶に於ては家定將軍新に立ちしを以て、朝廷より傳奏三條大納言實萬、坊城前大納言俊明兩卿を勅使として、十一月江戶に下向せしめられしかば、二十七日兩勅使は江戶城に入りて家定に征夷大將軍の宣下を傳達す。是日勅使は老中に對面して關白鷹司政通公の書を致せり。其書に、米國より贈れる書翰について神州の一大事と深く宸襟を惱まされ、國辱を招き後禍を貽さゞらんことを祈らせ給ひしが、江戶に於ても憂慮少からざることゝ察せられ、因て江戶下向の實萬等に此旨を傳ふべしとありしよしの意味記されたりき。されば實萬卿より是について問ふところありしに、阿部閣老より、異船事件の容易に處置しがたき第一の事情は兵備にて、もとより其施設を怠らずと雖も未だ完成に至らず、されば事端を發する以上は中止すべ

鷹司關白老中に書を致す

阿閣聖旨を拜聽せんと答ふ

からざるを以て、斷然たる處置を爲す能はざるなり、評議の延引も此事情のためにて、外國に對しては姑く平穩を主とし、彼より暴行を加へなば之に應戰する處置に出づるの考へなり、朝廷に於ても深く叡慮を惱ませらるゝのみならず、關白殿亦御憂慮の事と察し奉る、もとより及ぶ限りは之を安んじ奉らんと盡力しゐる次第なれば、若し叡慮に希望せさせ給ふ事あらば、御遠慮なく仰せ出されたく、或は傳奏より勅旨を傳へらるゝも宜し、兩卿に對面致したるを幸ひ、朝廷幕府間の意思の疏通を希望する次第なりと述べしに、勅使は大に滿足したりといふ。實萬卿の覺書に見ゆるところなり。事實はたゞ是だけの事にてありたれども、米艦の示威以來、江戶人心の恟々とゝもに慷慨の士の物議を生じて、朝廷幕府間には種々なる誤解扞格を生じたりしを以て、是時の勅使對閣老の問答は、以來外國の事については必ず奏聞して勅許を請ふべしとの堅き約束あるを見るに至りたりと、田舍などにては風評したれど、其はみな影に吠ゆるの浮說にして、外事に勅許を請ふの次第は既に前に述べたるが如し。

七社寺の御祈禱と尊王論

米艦の渡來を所司代より傳奏に通牒したるは、幕府が武家制度を定めたる以來、始めて國事を朝廷に奏上したるものなれど、外國の事に關する朝廷よりの御下問は、既に弘化三年にありたり、尤もこは外國事態の進むよりして、公武の間に意思を疏通する計ひに過ぎざりき。されば朝廷に於て七大社七大寺に外夷退散の祈禱を行はれたる如きも、鎌倉時代に於る文永弘安の例に倣ひ、天皇の御務めとして行はれたることとなるに、此たまさかの事は神官、僧侶等の疑惧を惹き起し、乃ち彼等は、幕府の遊惰を極めたるよりして外國に對する國家の權威なきに、憤慨し初めたり。されば最も外國の事情に疎く、最も政治の實際に晦き國學者、詩人等まで、優柔文藝に耽りたる公卿の恐怖心に乘じ、其門に出入して種々の容喙をなすに至りたり。社寺に外夷退散の祈禱を行ふは、事甚だ迂濶に聞ゆるのみならず、或ものは、皇室は、かかる國家の大事に、かゝる迂遠事を爲すに止まる程に式微せさせ給へるかと感激したりしかば、やがて尊王攘夷の論は發生したり。

此事は、幕府の諮問に答へし公の征夷の二字御眼目云々の言と聯想して、

文武の職を分つは治體の通義

深く尋繹すべきところのものなり。如何となれば、文永に大社大寺に蒙古退散の祈禱を行はれたるは、我を屈從せしめんとの敵意を挾みたる彼の牒狀に對し、朝廷は答書を與へざるに決し、幕府亦之を打ち攘ふに決したるよりのことにて、卽ち攘夷決定後の祈禱なりしなり。是にて知るべきが如く、朝廷の外交に與かり給はざるに至りしは、武家の幕府政治となりたるによるにあらず、治體の通義として文武の職を分つは、大寶令にも規定せられたるところにて、軍事政事の分離は早き時代より定められたるところなり。されば文官は武裝するを得ず、諸國司は帶劒の官にあらざりしかば、管內に蜂起する盜賊の逮捕は檢非違使の職務とせられ、卽ち各地に判官を派し之を鎭めたりしにて、更に外夷に對しては大將軍を命じてその討伐に當らしめられたり、征夷大將軍なるものはこゝに始まる。此の如く平時の政治は文官にて行ひ、武職は六衞に限りたりしが、其中の衞門府に警察憲兵を兼ねしめて內地の匪徒を追捕する職務を行はしめたり。又外交に關しては、古は主として支那とのみ交通したりしに、輓近支那の國際は外國の君主をし

て必ず臣と稱せしめ、彼より國王の位を與へて接遇する自尊自大の習例を頑強に固執し來れるを以て、我朝にも、遣唐使の廢れたる後は、體面を重んじて之を見合せられ、よりて國交は絶ゆるに至りたり。然るに我國にありても天皇の尊嚴を保たんとて自然と支那の風習を帶び來り、外國の君主と對等の位地を以て交はるを嫌ひ、屬國の名の下に外蕃の接遇をなさんとするに至りしを以て、遂に鎌倉以來、朝廷は、自ら外交に當るを避けて、武職の將軍に之を委ねらるゝに至りたりき。

朝廷の外交を幕府に委ねられし理由

故に足利氏が明の封爵を受けたるも、豐臣氏が明の封爵を斥けたるも、德川氏が鎖國政策を定めたるも、凡て武家の方寸に出でたるにて、朝廷は超然として與かり給はざりき。此の如く延喜以後の朝廷は國交の衝に當らるゝなく、只敵國降伏の祈禱を勤めとなして、是が降伏をなさしむる用意は將軍に專任せられたりしを以て、簡短に言へば將軍は征夷の委任を受けたるものとの結論に歸すべし。

征夷大將軍の意義

されば爾後の外交は、征夷の責任を負うたる將軍より、僧侶商賈へ外國往來の便宜を與へたるものにすぎずして、德川幕府の鎖國の如きも、更に朝廷に奏請するの必

國交の開始は國是の變革なり

要なく、よりて直に斷行したるなり。唯征夷は國家の重事なるより、天皇に於ても、關白以下に於ても、深く憂慮ありて神佛に祈禱を籠めらるゝ事あるにて、責任を負うたる將軍としては、これを慰安し奉るの道を講ぜざるべからず、唯これのみ。然るに征夷にあらざる國交の開始は、これ國是の變革にして幕府の有する責任以外の重事なれば、朝廷に奏聞するところなかるべからず、而して朝廷に於ても亦之を聽許せらるゝならば、必ず外國と對等の交をせられざるべからず。されば是よりして朝廷は表面に立ちて外國交際をなし給ふにも至るべく、爰に非常の重大問題は掲げられたるなり。當時の人は果して然りと知るや知らずや。さて幕府は米艦を引き受けて穩當の處置を取らんとしたれど、事極めて困難なるにより、因循不斷の幕僚は一層解決に窮し、朝廷亦依然西洋各國を夷狄禽獸視して嫌忌せられたれば、米國の請求に對して攘夷を主張するの外はあらざりき。されど當今の時勢なる以上、輕忽に鎖國政策を固執して彼を打ち攘ふには、阿部閣老が三條實萬卿に對しての返答の如く、愼重の態度を執らざるべからず。されば結

局は國の權威を以て自ら是非を擇み、國法の許す限りは平和に彼等と交はりて、獨立自主の體面を立てんより外あるべからず。是れ即ち公が、攘夷の基礎上に立ちて征夷の二字を眼目とし、國家の權威を以て、外國に應對すべしと言はれし微意に外ならざるなり。

　幕府は米國に對し姑く温和の處置を取るとゝもに、數年間に防禦を速成して我權威を立てんと意圖したりしが、結局は同じ主義に止まると雖も、かの水戶老侯の所謂內戰外和は、其實至難の詭謀なりき。されば之を外觀したる者には、たゞ因循苟且の處分と憤慨するもの多く、淺慮の徒は朝廷御祈禱の旨意を推言し、文永弘安に北條時宗が元使を斬首したる例の如くすべしとの激論を唱起したり。初め朝廷より社寺に祈禱を行はせらるゝや、今上天皇(孝明)は、

弘安斬使の故智に倣ふべしてふ激論

　白波のたちさはぐとも何かせん、わか葦原は神風そ吹く

と遊ばされたりしが、此御製ははしなくも宮中より民間に傳はり、乃ち神宮、國學者、歌人等の興感よりして、神風(かみかぜ)てふ詞が好個の歌枕となり、弘安の斬使

の如きが叡慮なるが如き感情を喚起したりしかば、爰に尊王攘夷の叫聲の高調を見るに至り、年一年と外勢の壓迫するに從うて諸國に激論沸騰したり。

露艦長崎に再渡し幕府委員と談判す

奉行の長崎下向とその行裝

露國の使節プーチャチンの幕府の決答を促すや、その十月長崎を去る以前に、江戸には筒井、川路をして談判の爲めに長崎へ下らしむべく定まりたれど、當時のことゝて幕府重職の威嚴を保つために、行裝を盛にする支度ありて急に發足する能はず。其支度とは槍、挾箱、臺弓、袋入鐵砲、駕籠等を大名行列のそれに擬することにて、之を調ふるには、猿樂の裝束屋の如く江戸に是を職業とするものありて、時日を限りて一切を整へたりしが、又家老、用人其他の隨行員を備ふるには、亦人入れと稱する營業者、即ち高等雇人の周旋業ありて之を辨じたり。寛永以來長崎奉行の同勢は三百餘人と稱せしが、今は更に增加しゐて、俄に減ずべきにあらず、而して是等同勢も面々に應分の

行裝を整ふる等、種々の準備ありしを以て、二箇月の時日を要し、漸く十一月に至り、江戸を發して三百里の陸路を急ぎたり。さるに十二月五日露艦の復た長崎の海上に現はれたる注進佐嘉に到來しければ、直に家老多久長門を始め、應急出征者は早速立にて彼地に赴きしに、翌六日勘定奉行川路左衛門尉まづ佐嘉に到著したりしかば、公は呉服町の本陣に出會せらる。されど折しも公は感冒に罹られしを以て、翌七日儒者古賀謹一郎と共に到著したりし大目附筒井肥前守には出會するを得ず、よりて特に使者を發して之を犒はれたり。古賀は侗庵の子なるが、始めて父祖の故郷に歸りたることとて、本家の從兄古賀大一郎が精町の宅(即ち精里の宅)に宿して錦衣の榮を耀かせり。八日には目附荒尾石見守到著し、何れも道を急いで佐嘉を發し長崎に赴けり。

長崎にてはプーチャチン再び渡來して江戸政府の答書なきを憤り、程なく答書は到達すべしてふ奉行水野筑後守の言をも疑うて直に江戸に赴かんと威嚇したりしかば、水野は頗る持餘したりしに、折しも筒井、川路等鹵簿堂

長崎に於ける對露談判

諸藩の港內警備

堂として到著したりければ、プーチャチンより、今度の應接は江戸重職の我軍艦に來らるゝが當然の禮なりと主張し、若し然らずば直に當港を去らんといへり。されど筒井等は遠路を旅行し來れる上、殊に答書をも持參し來りたることとなれば、此に招くが然るべしと主張し、我意を以て歸り去らんとは不當なりとて峻拒せしかば、彼も遂に屈して、十四日西役所に於て雙方應對することに定まれり。本年は筑前當番として其警固に主となるべきを以て、松平美濃守侯も十三日に長崎に來著し、例規の如くに當番の警備を巡見し、明日の應對に海陸の不虞を警めしが、其他平戸、島原の諸侯も各人數を率ゐて出張し、長崎の大波止より港內の要害に幕を打ち回し、旗を飜へして嚴重に警備をなし、急變に應ずる處置として、舊式の火藥を裝置したる萱船にて燒打の準備をなすなどひしめきたり。我藩は非番所を受け取るとゝもに、新築成の砲臺に嚴備を整へたれば、港內には只黑幕を覆うたる擊雷銃の砲船數艘を備へて萬一の不虞に備へたるのみなりき。

さて應對の當日は、僅の廣逵を隔てたるのみなる大波止より西役所まで

兩使應酬

の沿道には、陣笠、陣羽織を著せる警衞の兵士綺羅星の如くに並び、使節以下の通行に備へ、筒井、川路は狩衣を、荒尾、古賀は大紋布衣を著し、兩奉行も同じく大紋にて會見の席に參列す。露國使節は士官等四十餘人と端舟九艘に分乘し、番船に守衞せられて、晝四つ頃大波止に向進せり。是日檢使より露艦の祝砲を差し止めたれど、彼は國交の禮に違ふとて三十發を放つ、其間に使節は操銃の兵に前後を警衞せさせ、國旗を立てゝ上陸西役所に入りたり。かくて古賀謹一郎出迎へて延き入れ、椅子に凭らしめて、筒井以下は白綾緣の十疊に坐し、以て主賓應對したり。されど是日は日本料理の三汁六菜を饗應したるに止まりて答書は渡さず、再び二十日を期して談判することゝなしたるが、プーチャチンの應接に嫺れて如才なきには、筒井以下も敬服したりとぞ。饗應終るや、露使プーチャチンは十七日には我艦に來らるべしと招請したるを以て、その日筒井以下談判員一同は、紋服に繼裃を著用し、細川家より提供せる二階造りの越中守の乘船に乘り込み、緋縮緬の幔幕を張り、太鼓を打たしめ船歌を唄はしめつゝ、堂々船行列をなして彼艦に到れり。是

對露談判始まる

時彼艦には暴力を以て談判を強行し、國境を定めんとする意ありとの風說流布したりければ、この乘込についても一行頗る疑懼したれど、川路は毅然として、若しさることあらば、吾人は彼艦に留まりて彼國に到り、國帝を見て直接に談判すべしとて動かざりきといふ、亦以て是時人心疑懼の狀態を察せらる。然るに彼の應對甚だ懇切を極め、我乘船露艦に近くや、水兵は登攀の禮を行ひ、音樂を奏して一行を迎へ、筒井以下を將官室に導きて之を饗應し、中甲板に於て銃陣調練、及び大砲打方の操練を觀しめ、悉く艦內を案內し、少しも隔意なく之を接遇せり。此時亦我本島藤大夫は精錬新屋の中村奇輔を伴ひ、筒井に請ひ、其作頭福田敬之助の許可を得て筒井の從者に混じ、露艦に入りて其模樣を探索せり、これにて本島の露艦乘込は實に三度に及びたり。

翌十八日再び西役所に於て露使に應接し、幕府の答書を渡して談判に及びしが、其時川路より、貿易には如何なる物品を輸入して我物產と交易せらるるかと問ひしに、露使答へて、日本家屋の窗戶は薄弱なる紙を張るが爲め

に室内を暗うするとゝもに防寒にも堪へず、よろしく今より西洋の如くビードロ板に改むべし、然らむには是れ必要の品なるを以て輸入の一となるべし、其他北境に於る漁業の鹽の不足なる、或は日本の食料米の不足なるときは、露國より輸出して送り屆くべく、その交換品としては鑛山を開掘して其産物を得べしなどといひたり。よりて川路は、是等は必要品と稱せらるれど、今の日本人にては必ずしも必要品とはなさずとて、貿易の事は其應對にて取り消し、たゞ缺乏品を渡す事に止めたり。實は彼が言へるビードロなるものは、質素を守る我武士の忌み嫌へる物にして、往年蘭國王より贈りたる高價の玻璨花瓶の如きも、水戸老侯をして怒らしめたる奢侈品の一なりき。彼が便利と認めて勸むる物は、當時の我國人は華奢品と認めて、基督敎に次ぐ有害物となし、彼は是を將ち來つて士氣を惰弱に陷らしめ、以て之に乘じて國土を侵略せんとするなりと猜疑せり。蓋し露使はこの事情を知らざりしなり。當時の我士民の、開港貿易を絶對否認し、却て猜疑憎嫉を以て迎へたるは此類なりき。

公矢上驛に越年す

公は非番所を受け取りたるにより、二十七日に佐嘉を發して長崎に赴き、歳除の日長崎を發して矢上驛に宿せらる。自領の邊堺に在つて歳暮年始の儀をなすは、寛永に基督教一揆を討ちたるより以後に無き例なりき。本年は參府期に當りしを以て、公は、露艦再來の警備のために發程は延引すれど、露艦の出帆次第には出發したしと幕府に願ひ出でて許可を得られたりしに、此く年を終ふるまで滯在の已むなきに至りしかば、來月に入りては江戸往返の餘日もなきより、旁々已むを得ず在國すべきに決し、乃ち更に其由を屆け出でらる。本年は米露軍艦の東西に來る等、國家は非常の變故に會したりしが、公は長崎の新臺場を竣工して國防の權威を持し、以て幕府委員に強硬の談判をなすに顧慮なからしめられたりしを以て、其警備に費用を糜したるに拘らず、能ふべくんば出府して閣老其他に面會し、國家將來に關する意見を披陳しおかんと意圖せられ、乃ち幕府より參府猶豫を許されたるに拘らず、參府を果すべく用意せられたりしに、時機は之を許さずして本年を矢上驛に過さしむるに至れり。此矢上驛の越年こそ日本の鎖國破れ

て開國に入る大變化の過渡期なりければ、是を癸丑の變といふなり。

第十八巻　開國の初歩

第五十三章　米露軍艦東西に渡來す

露艦長崎を去る

公矢上驛に新年を迎ふ

安政元年甲寅、公年四十一歳なり。正月元日彼杵郡矢上驛にて新年を迎へらる。當驛は東海岸彎曲して島原半島に連なり、噴火山溫泉嶽の天草海に翠鬟を涵すは、芙蓉の水を出づるが如し。公はこの勝地にありて海面より昇る朝日の光に年を重ねられぬ。憶ひ回せば、寛永丁丑戊寅、此半島に起れる切支丹一揆に對して、兩肥諸藩の兵を出して征伐したるは、恰も除夜元旦なりけり。當時江戸より軍監として下向したる板倉内膳正勝政が、目附石谷帶刀の方へ「去年正月元日は江城に於て烏帽子の緒をしめ、今年正月元日は陣中に於て冑の緒をしむ、移り變る世の習にて、はや打立候、云云」の書翰

長崎警固に當る茲に二百十餘年

を認め遂りて討死を遂げし美談あり。我藩にても出陣に多忙を極めしより、諸士の家には當時の歳暮年始の狀況を嘉例となして、今に行へるもの少からず。此一揆平定の後、幕府は外國船の入港を嚴禁して鎖國政策を斷じ、一年を間たる庚辰辛巳年より、筑前、肥前の兩藩隔年に長崎警固の任に當りたり。斯て爾來太平の新年を迎へて茲に二百十餘年を移したるに、時代の變化は急轉し、西洋の基督教各國に於ては造船の技術大に發達し、海に狂濤なく、風に順逆なきに至りしより、我國にありても、是までの每年の汛季は破れて終年防禦なす大變遷となりき。されば去年米露の軍艦が東西に渡來したるは、宛ら低氣壓の襲來したるが如く、ついで如何なる颶風豪雨を捲き起すべきか豫測を許さゞりしかば、除元を祝ふ太平の夢は警破せられて、公の矢上驛に迎年せらるゝ結果となり、鎖國より開國に入る過渡期は茲に始まりたりしなり。然るに去年米國艦隊を迎へたる江府の上下の、祝砲の響に魂を消して慌て惑ひしに反し、今年眼前に繫がる露艦隊の喇叭の聲を聞きながら新年を迎へたりし長崎遊廓圓山の歌妓等が、當時流行のヤダチュ

江戸長崎の静噪の相異は武備の充實せると否とによる

其後の對露談判

節を作り替へて、『嘉永七年甲の寅の歳まづ明けまして年頭の御祝儀一杯屠蘇きげん、醉うた醉うたとイウタモンダイチユ。』と唄うて太平の光景を改めざりしは、外國人への馴不馴よりして斯く絕對に靜噪を異にするに至りたりとはいへ、抑も亦武備の充實せると否との民心に影響する差異によらずんばあらず。次の唄に『今歳しや十三月肥前の番代り、四郎ケ島見物がてらに俄羅西亞がぶうらぶら、ぶらり〳〵とイウタモンダイチユ。』と唄ひたるにて見るべし。公の長崎に鎖國の鑰を握りて防備充實に職責を盡されたる偉功は、今度米露の軍艦東西に渡來したるにて遺憾なく表彰せられたり。されば此俚歌の如き、亦好箇の記念となすべきものにこそ。

長崎に於て客臘二十六日露使と談判せる後は、樺太國境問題のみ懸案となり、談判委員筒井、川路等は屬僚として隨行したる中村爲彌に蘭通詞森山榮之助を附し、以てプーチャチンの旗艦に往いて更に談判せしめしに、我主張する所は彼に不利なりしを以て、彼はこれを峻拒したり。されど、中村は敢て屈せず、森山亦强硬の人とて臆する所なく頻りに論辯を累ね、終に、我いふ

露艦長崎を去る

所にして要領を得ずんば、此艦に踏み留まりて貴國の都に到り、皇帝に謁見して旨趣を述ぶべしとて動かざるに至りしかば、プーチャチンは條約の草案を作りて、筒井、川路兩使に與ふる添書を附し、以てこれを彼に交附せり。かくて軍艦は匆々に準備を整へ、正月八日に碇を拔いて長崎を出で去りしが、當日奉行所より各砲臺へ、本日の風順次第にて露艦出航すべきを以て、警備に念を入るべしと布達したりしかば、我砲臺にては盡く大砲に裝藥し、彈丸を配附して待ち掛けたりしに、正午を過ぐる頃に一番船まづ帆を揚げ、最後に本艦フレガット碇を拔き、各船とも晴日順風なるより蒸氣を用ゐずして順次に四郎島の南六町許りの處を駛行せり。我砲手はみな胸壁の裏面に固めて窺ひ視しに、彼等は帆檣の桁より望遠鏡を以て砲臺の狀を照らしつゝ申酉の方に向つて去りたりき。

交通不便の鎖國時代にありては、海外の事はもとより暗黑にて知るべからず、されど露艦の長崎に渡來したる比は、土耳其國との交渉よりして彼國は英佛兩國と已に戰爭に及ばんとする形勢となりたりしにて、嚮に支配に

稲佐露艦員の上陸地に決す

赴きたる運送船の其新報を齎して復歸するや、プーチャチンは長崎に居據らずして、英佛艦船を避けて十月に出航し去りたるなりき。これより先き彼は上陸地を不便なりとして、別に良地を要求したるを以て、奉行所は更に稲佐を其地に定めしに、彼は之を視て快諾したり。然るに大黒町の海角にありて西南の海面に城壘の如く石垣を築き出したる我長崎藩邸は、入江を隔てゝ稲佐に對じたるを以て、是に於て邸に其警備をなさゞるべからず。因て去る十二月の初め、大番頭深堀左馬助が小鹿倉の陣營に於て會議し、神ノ島飛渡胸壁の備砲は、今製造中にて應急の間に合はざれば、崎雲、兜崎より一貫目砲二門、ホーウイッスル一箇を抄取して之に備へ、長崎邸へは野戰砲二臺を運送し、海面には平田船に三百目砲を載せて備へたり。露船は再度の渡來より稲佐に上陸して遊歩を始めしが、是より露國人は稲佐を租借地の如くに思ひて上陸遊歩の設備及び埋葬地などを設けたるが爲め、遂に其地は繁榮するに至りたり。

斯くて、彼が未だ一箇月を過ぎざるに、談判を匆々にして去りたりしは、ク

幕府委員の强硬なる態度に終始し得たる一因

リミヤ戰爭起り、英佛と相戰ふに至りし爲め、永く我長崎港に滯留するを得ざりし事情による。我談判委員が强硬の態度を把持するを得て、頗る人意を强うする結果を見たるも、亦一は其故に因ることにして、その然る所以は後日に至りて始めて知られたり。

幕府委員新砲臺及び佐嘉の鑄砲を觀る

幕府委員新砲臺を覽る

これよりさき、筒井、川路等は、談判畢らば新築の四郎島、神ノ島の砲臺を一見せんと望みしにより、各砲臺の砲手は其準備の爲めに演習をなしゐしに、露艦の去るに及んで、其警備に出張しゐたる士卒は盡く歸り、尙留まりたりし伊王、神ノ島の砲手も、十三日に各砲臺の大砲に裝藥したるを射放ちて、目的の矢位を試み、更に空砲の順打をなし、かくて盡く砲腔を洗滌し畢れり。然るに十五日に至り、筒井、川路等一行は船に乘りて神ノ島に到り、池御前の埠頭より上陸したりしかば、深堀の士迎勝右衛門先導をなし、本島藤大夫、杉本兵力二人附き添ひて、陣屋表坂より城山の休息所に到り、此に茶菓を饗して少憩

新砲臺發射演習の始め

せしむ。かくて一行は金比羅下切通より飛渡、崎雲、四郎島、小島の各砲臺及び彈藥庫を巡覽し、小島より船に乘りて兜崎の砲臺を遠望し、更に船を返して高鉾島の側に到り、こゝに船を繫ぎて兩島の發砲を展望す。乃ちまづ崎雲の山上より號砲を一發するや、伊王島西崎砲臺よりの發射について、中の田干場、一本松等順次に發射し、其畢るに及んで四郎島より打ち始め、小島築止の裏に備へたる砲船二十五艘より順次に打ち出して、飛渡、崎雲、兜崎に及ぶ。後、砲彈の的打に移り、四郎島の上層下層に備へたる重砲百五十磅二門、小島に備へたる八十磅二門より香燒島北岬の西なるガンダイといふ小嶼に標的を立て、十三町六の距離を十二發したりしに、十彈的中したり。やがて日暮に及び、筒井、川路等は船を回して長崎に還りしかば、各砲臺にては砲腔を洗ひ臺場を掃除し、了りて白旗を樹て板木を鳴らして砲手は混雜なく各舍に歸營せり。新砲臺の成りてより、發射演習を行ひたるは是を初めとなす。頗る上出來にてありたりき。本島は築堡鑄砲の始めより其局に當り、苦心慘憺、漸くにして成功せしめたりしが、今幕吏の面前に於て、晴れの射

的に好成績を擧げ得たるを以て、砲臺初めての放發事なく出來たりけるにと題し、「ますら雄か打つや三五の玉のららに碎けぬものはあらじとぞ思ふ」の國諷を詠じ、聊か慰むる所あり。

斯くて幕府委員は十八、九の兩日に長崎を發して東歸の途に上り、筒井は二十二日に、川路は二十三日に佐嘉に著したるが、彼等は幕府御用の石火矢鑄立場及び本藩の大砲製造場を觀んと望みしにより、兩日共に公自ら場に臨みて延接し、反射爐の鑄造及び錐臺を斡旋する機械等の運轉を示して其說明をなし、共に談話を交換せられたり。

公箕作阮甫古賀謹堂を引接す

委員に通辯として隨行せる作州津山の藩士箕作阮甫は、曩に坤輿圖識を著して公にその名を知られたりしかば、公は此機會を以て欄干莊に之を延いて面談を遂げ、國家のためなれば、長崎新築の臺場、及び昨日示したる大砲鑄造につきての心附あらば、遠慮なく言はれたしと仰せられ、更に近侍千住大之助を旅館に遣はして銀二枚を贈らる。古賀謹一郎(謹堂)は精町の本家に宿したりしが、祖父精里が創めたる弘道館の、今は更に壯大に擴張せられて

盛に藩士の子弟に文武の業を講ずるを聞き、二十五日其現狀を觀んと學館に來りしかば、公も自ら臨んで之を引接せらる。謹堂は館内を回り、内生寮に至りて寄宿の學生が學問する狀況などを委しく視て歸れり。

米艦江戸に再渡す

江戸には、露艦の長崎を去りたる翌々日、即ち正月十日、米國の軍艦八艘堂堂として復た伊豆海に現はれ、觀音崎を通過して江戸灣内に進入せんとし、浦賀奉行伊澤美作守政義の止むるをも肯かず、本牧より神奈川の附近に到りて投錨し、ついで浦賀に應接を要求せり。幕府はもとより豫期したる事なれば、二週日を經たる二十五日に、朝鮮、琉球の信使應接の舊例を按じて、林大學頭煒を正員となし、井戸對馬守覺弘、浦賀奉行伊澤美作守政義の三人及び目附鵜殿民部少輔長鋭を添へて談判に當らしめ、神奈川の横濱村をその應接の地と定めたり。かくて初日にペルリは米清條約の寫を提出し、是に基いて日米間の條約も結びたし、是は貴國の恩惠を迎ふるためにあらず、我

幕使ペルリに抗する能はず

國の必要より生ずる權利として要求するところなりと謂ひたりしかば、儒者の棟梁にて、初めは、高の知れたる夷狄のみ、何程のことあらんと傲然たりし林煒は、俄に怯懦して、東照神君再生し給ふとも、御任せあるの外はあるまじとて、ペルリの言を理ありとなして、之に抗するを得ざるに至れり。水戶老侯さへ內實之に屈撓するを免れず、唯是まで攘夷を抗言したる行がかりにて强硬の態度を裝ふに過ぎず。二月の初めに至り、ペルリは閣老に直接せんが爲め、江戶に登城すべしとて、益開港貿易を迫りければ、一時談判員を歸府せしめ、縱令試驗たりとも交易は決して許すべからず、登城亦開戰に及ぶとも拒絕せよと申し含めたりとなん。

米艦の再渡と江戶の恐慌

米國艦隊再渡來により、江戶市中は又大恐慌を引き起し、諸藩邸いづれも避難の仕組とり〴〵なりしかば、我邸も默止するを得ず、密々に二姬（夫人と貢姬）を奉じて木曾路より佐嘉に避難せしめんと議を定めて佐嘉に申し越したり。佐嘉は報を得て大に驚き、古川一介を急行出府せしめて之を戒め、應變の處置は火事の避難場あるにて事足るべし、二姬の下國の如き關所を如何

にせんとするか、急劇の變とても法規は破るを得ず、異船渡來により、市中騷擾すべく、邸内下々の者共その渦中に投ずる者あるも計り難ければ、能く之を取り締り、縱令干戈に及ぶことありとも、擧邸鎭靜、流石は大國の家法なりと言はるゝ樣になさゞるべからずと示談せしめしに、重役等聞いて、夫れ故に是まで鎭靜を保ちたれど、去年の騷ぎは前代未聞ともいふべき狀態なりしかば、萬一の蹪きを慮りて申し合せたるなりとて、當時の現狀を話したるを以て、古川も斯く迄とは想像せざりきと言へりとぞ。 去年八國主に警固の命あるや、その用意なき人々は俄に古著屋、古道具屋より軍裝を買ひ入れて一時を凌ぎたりしかば、陣羽織、甲冑等の價の暴騰とゝもに、夫れを著用したる兵卒の凄じく市中を騷ぎ回りたりしより、「陣羽織じやうきせんにて洗ひ張り、のぞいて見ればうらが大變。」などの落首あるに至れり。 或る藩の高井某が六月十八日附にて國許へ送りたる眞面の書狀に、「誠に昌平以來御府内の騷亂、大造の騷ぎ致し候も、歸帆の上にては永き夢を見候樣に御座候へ共、實以て六日七日頃追々騷敷、生麥村附近へ乘込候注進之節は早半鐘も

金杉品川邊の諸藩邸の警備

可レ鳴御手配之由、若し左候はゞ如何樣之異事に可レ及も難レ計、日々御曲輪内に小具足にて何十騎となく乘廻り、芝邊より金杉、品川邊に御屋敷有レ之方々には都て御銘々に御固め被二差出一、美美敷行列通行大造に候、其外兵粮武器運送、車の音は引も不レ切、御門前抔は旅裝、塗笠抔にて步行候もの蟻の如く往來仕、戰國に相成候樣奉レ存候。又諸家にて雇人足抔至て多く、八日頃より九日頃は一人一日銀二十五匁位之由、多分は御銘々御國へ御人數出し被レ遣候由に御座候、世間に競べば御當家抔は格別の御騷も無レ之、中通りより落付候方と奉レ存候、海岸御屋敷の方々は御家中迄婦女其外は山の手抔の遠方へ片付候由(中略)溝口侯(越後新發田、當主主膳正直溥)在國にて多くの婦女致二惑亂一候處、御隱居樣(美濃守直諒)仰出、銘々此度萬一異變、御戰陣御供致候に付ては、後々之儀大殿樣如何にも御引受御世話被レ成下候間、安心致し可レ罷在候、右詰は大殿樣不レ殘婦女幼少老人を駒込吉祥寺え御引連、夫より御在所新發田へ可レ被二連越一御含之由、是は慥成話に承り申候。」とあり。是にて、去年アメリカ來に周章たるは、唯市中のみならず、大小の藩邸、就中海岸に屋敷を有せる諸家亦然りしを知るべく、

會津が四百目許りの大砲を並べたるも其一なるべし。我藩邸は甚だ少人數なれど、やゝ海岸を離れたりし上、附近には田安家もありたるを以て、其時の騷ぎには落ち附きすまして大國の家法を保ち得たりしなり。されど正月の末に及び、九艘の艦隊を作りて横濱海岸に戰列をなさしめつゝ、端舟二十七隻の海兵に護られて上陸したるペルリが、談判開始の祝砲二十一發と、全權委員に對する禮砲十七發との發射をなさしむるや、其響きは海面に轟きて凄じかりしを以て、其前後に彼の端舟にて江戸沿岸を測量したる不氣味さもあり、旁々閣議は内々屈讓に決したりしが、外面は水戸老侯、越前侯等硬論者の打攘主張もありしを以て、各藩邸は俄に開戰となるべき用意を申し合せざるを得ざるに至り、却て去年よりも迫切せる形勢を見るに至れり。されば當時の御屋敷頭人深江六右衛門の、去秋迎へたる家老鍋島播磨と密密愼重に二姫を護し歸るの方法を申し合せたるは、無理ならぬことにて、畢竟幕府が内戰外和の詭謀によりて生じたる群衆心理の衝動によるものなり。

對米談判始まる

かゝる騒ぎの中に、神奈川に於て、二月朔日より全權委員林大學頭以下とペルリとは談判を開始したりしが、紛議を懼れし閣老等は、後日の責任は自ら負ふべしとて、彼等をして獨斷決行せしめたるにより、協議は漸次に進行し、十五日には我を開誘するに心を碎いたる米政府の贈遺物を陸揚するに至れり。かくて、ペルリ等は蒸氣車の模型、電信機等を運轉してその使用法を示し、以て我邦人の歡心を迎ふるに努めたりしかば、委員は亞米利加聯邦國と親交するを大體に於て承諾するに至れり。此月二十一日相州平塚驛に著して横濱の應接振を聞きたる長崎談判委員筒井、川路等は、斯くては我等は露使を欺きたることゝなるべしとて憤慨したりとなん。筒井、川路は幕僚の有力者にして、阿部閣老の股肱たりしが、その露使の應接に向ひし留守に米艦の再渡となりしを以て、才力に於て已に第二流たる林に井戸を添へて差し向けたるなり。クリミヤ戰爭により、米國は露國の牽制を感ぜざるに至りしさへあるに、江戸灣の防備亦甚だ薄弱を極めしことゝて、林等の談判は甚だその腰弱く、脱刀にて決鬪を申し込める如き米艦の神奈川乘込

林大學頭の對米談判に失敗せる所以

に對して、遂に全然我に權威の恃むべきなき結果に到達せるなり。之に反し外交の正門たる長崎は、その警備の整頓慣熟の上に、我海門の砲臺亦新に成りたりしを以て、筒井等の談判も、大に人意を强うして國の權威に憑りつつ、强硬の主張を爲すに至りたるなるべし。是より外國の關係については、江戸と長崎との人氣に勇怯難易の相異あるに至りしが、是只その慣不慣よりして然るのみにあらず、亦公が長崎方面に武臣の本分を盡されたるに由るなり。蓋し攘夷とは必ずしも敵に對して砲火を開くをいふにあらず、國家の權威を全うして平和を維持するも亦攘夷なり。然るに幕府は鎖國の泰平に狎れて征夷の責任を忘れたりしを以て、今に迫りては權威の恃むに足るべきもの更になく、怯懦蹇艱の醜態を演ぜざるを得ざるに至りしなり、亦固より阿部閣老一人の咎にあらず。されば薩摩侯が彼に勸めて、攘夷論を以て重望を負うたる宗親の水戸老侯を推し、以て外交を處置し、諸藩を結束し、擧國一致の勢力にて外侮を輕減せんとしたるは、砲火に次ぐの效ありしものと謂うて可なるべし。

幕威の失墜と由て生ぜる三傾向

權威の失墜は内外の侮りを開くと共に、少くも三潮流の俗論を生ぜり。其一は言ふまでもなく攘夷論にして、其二は攘夷論に對する開國論なり。幕府の擁護者溜間詰の井伊、堀田二侯を中心とし、無謀の打攘を非とするものにして、論旨必ずしも不可なしと雖も、因循苟安の輭派は之に鼓和して防備を併せて不急としたり。第三は無事苟安を希ふ保守的遊惰論にして、病身懦弱、爲めに大奥の婦人と近從とに環擁せられて、大御所時代の氣習より脱する能はざる新將軍の、失墜せんとする其威光に取縋りて、改革の苦痛を避けんと欲したる凡庸群吏の徒此派に屬す、而して此滔々たる濁流は漲りて諸藩の俗流にまで汎濫したり。是等の多くは時變に周章したる俗論にして、老中の松平和泉守(乘全)の主張は前者に近く、松平伊賀守(忠優)の態度は後者に近かりしかば、彼等は竝に水戸老侯一派を嫌ひ惡みたり。

松平伊賀守の剛愎頑迷

中にも剛愎なる伊州は、幕府の威光を憑みて新規の事を好まず、嘉永年中に公の長崎築堡の意見が幕府に容れられざりしは、此人の妨害多かりしによりたるにて、流石純粹坦懷の公も、彼の險詖は苦手として嫌はれたり。薩摩侯も亦彼に傾

阿部閣老辭職の議

けられんとせしことある等、その外藩を抑壓する習氣は甚しくして、今度の米艦渡來による京都への奏上、諸侯への諮問等も、みな彼の欲せざるところなりき。かくて爾後は阿部勢州、牧野備州と防務に當り、水侯の意見を調和して防備の充實を圖りたりしが、常に異論多くして遂に勢州專横の謗議起りければ、去年十二月より泉伊二閣老も亦海防掛を兼ぬるに至り、よりて今度は舊例により林祭酒ペルリに應接することゝなりたり。されど阿部閣老には憂苦益〻その身に集まり、更に之を傾けんとする陰謀さへあるに至りしを以て、位地に安んずるを得ずして、二月末國威失墜の責を引き、乃ち辭表を同列まで出して處決するところありたれど、內外の聲望猶隆きを以て、同列は抑へて出仕を乞ひ、條約締結後の四月十日遂にその辭職を諾したり。然るに其夜京都より內裏炎上の報到りしかば、彼は辭職を中止して臺閣に留まらざるを得ざるに至りたれど、是より水戸侯も出仕を欲せざる結果となりて、三潮流の暗鬪は漸次に劇甚を加へたり。

幕府米國と條約を締結す

ペルリ提督の我に通交貿易を要求する使命に對し、初め歐洲各國は率ね其成功の望みなきを笑ひたりしかば、彼の威嚇の圖に當りて日本の屈服せるを見るに及び、各國何れも皆驚きたりき。抑、攘夷の思想の支那より傳へられたるは言ふ迄もなけれど、もとこれ人種の確執に由ることにて、猶今の獨米人などが黄禍を稱ふるが如し。されば時人は彼等を目し、紫髯緑眼の異類にて、倶に人道を以て交はるべきものにあらざるのみならず、切支丹の魔法を使うて人を蠱惑し、良美の國土を侵奪する外道なり、貿易の勸誘も其貪婪飽くなきの求めを繰り出さんとする最初の手段のみとて、甚しく之を嫌忌せり。水戶老侯も亦其一人たりしを以て、内戰外和の權略を以てせり。曩の寛和の如きはその本心にあらず。されば水戶一派の攘夷黨は、談判に彼が江戶に到りて登營せんといふや、殿陛に穢さるゝは滅亡も同然なりと思惟し、貿易を開かむと說くや、魔術の物を賣り附けて次第に我國を貧弱な

らしむと猜疑する等、ひたぶるに嫌忌して絶對に拒絶すべきを劇烈に主張したり。因て閣議は談判委員に命じ、先づ蘭國の如く長崎に交通するを許さんと言ひしに、ペルリは、是れ米國を侮辱するものなれば開くを欲せず、由來我國には五港を開かしむべき要求あれど、貴國の事情もあれば、今度は浦賀一港にて滿足すべしと固執して動かざりしかば、委員は已むなく江戸の附近なる伊豆の下田に渡來するを許し、來年より箱館に入港するをも許諾し、貿易については、その名義を避けて、其地の官吏の缺乏品要求を承諾することゝなし、上陸、遊歩及び米國官吏を下田に在住せしむる等の事を許諾する代りに、彼艦の江戸に入ると江戸海を測量するとの要求を拒みて、漸く妥協するに至れり。

下田開港

此時ペルリの長崎を否みたるは、啻に其偏僻なるを嫌へるによるにあらず、又我新砲臺の威力を避けたるによるにもあらず、蓋し彼が本來の望みは江戸附近に開港せしむるにあり。而してかの長崎港の如きは、條約第九條に最惠條款を設けたる以上、蘭國同樣亦米國にも開かるべきことを推知したればなり。

ペルリの長崎を否める理由

下田港は海嘯以前までは猶良港たりき。さ

れば締約後自ら往いて下田、箱館を踏檢したるペルリは之を是認したり、蓋し下田は安房岬に對したるを以て、米國西部より支那への航路に便要なりと認めたるなり。

條約の草案成りて委員より閣議に上しゝに、水戸老侯及び閣老中の四五は初め之を否みたりしが、林大學頭より此上を拒絶しては開戰の外なしといはれて沈默せり。かくて三月の初め雙方の委員之に署名調印す、神奈川條約是なり。乃ち幕府より上陸五里以内の地に入るを許されしを以て、彼一行は品川附近まで散歩して、市街の清潔なるを賞美したりとなん。是れ我開國を餘儀なくしたる最初の條約なるが、やがて蘭國條約を改めて長崎貿易を一變するに至りし端なるを以て、參考の爲めに爰に記す。

條約

亞墨利加合衆國と帝國日本兩國の人民、誠實不朽の親睦を取結び、兩國人民の交親を旨とし、向後可守箇條相立候爲、合衆國より全權マテユ・カルブレット・ペルリを以て日本に差越し、日本君主よりは全權林大學頭、井戸對馬

下田箱館の開港と薪水の支給

守、伊澤美作守、鵜殿民部少輔を差遣し、勅諭を信じて雙方左の通取極候。

第一箇條

一 日本と合衆國とは其人民永世不朽の和親を取結び、場所人柄の差別無之候事。

第二箇條

一 伊豆下田、松前地箱館の兩港は、日本政府に於て亞墨利加船薪水、食料、石炭、缺乏の品を日本人にて調候丈は給し候爲、渡來の儀差免候。尤下田港は約條書面調印の上、卽時相開き、箱館は來年三月より相始候事。

一 給すべき品物直段書の儀、日本役人より相渡可申、右代料は金銀錢を以て可相辨事。

第三箇條

一 合衆國の船日本海濱漂著の時扶助致し、其漂民を下田又は箱館に護送致し、本國の者請取可申、所持の品物も同樣に可致候、尤漂民諸雜費は兩國互に同樣の事故不及償候事。

第四箇條

一　漂著或渡來の人民取扱の儀は、他國同樣緩優に有之、閉籠候儀致間敷、乍併正直の法度には服從致候事。

逗留中の自由遊歩を許す

第五箇條

一　合衆國漂民其他の者共、當分下田箱館逗留中、長崎に於て唐、阿蘭陀人同樣閉籠窮屈の取扱無之、下田港內の小島周り七里內は勝手に徘徊致し、箱館港の儀は追て取極候事。

第六箇條

一　必用の品物其外可相叶事は、雙方談判の上取極候事。

必要品購入許可

第七箇條

一　合衆國の漂民右兩港に渡來の時、金銀錢竝品物を以て入用の品相調候を差免候、尤日本政府の規則に相從可申、合衆國の船より差出候品物を日本人不好して差返候時は、受取可申候事。

第八箇條

最惠國條項

米使駐日の議

十八ヶ月後に批准交換をなせん

一　薪水、食料、石炭竝缺乏の品を求むる時には、其地の役人にて取扱、凡て私の取引すべからざる事。

第九箇條

一　日本政府外國人へ、當節亞墨利加人へ不差免候廉相免候節は、亞墨利加人へも同樣差免可申、右に付談判猶豫不致候事。

第十箇條

一　合衆國の船若し難風に逢ざる時は、下田、箱館の外猥に渡來不致候事。

第十一箇條

一　兩國政府に於て無據儀有之候模樣により、合衆國官吏の者下田に差置候儀も可有之、尤約定調印より十八箇月後無之候ては不及其儀候事。

第十二箇條

一　今般の約定相定候上は兩國の者堅相守可申、尤合衆國主に於て長公會大臣と評議一定の後、書を日本大君に致し、此事今より後十八箇月を過、君主許容の約定取替し候事。

一　右の條々日本亞墨利加兩國の全權調印せしむる者也。

林　大學頭　花押

井戸對馬守　花押

伊澤美作守　花押

鵜殿民部少輔　花押

嘉永七年三月三日

千八百五十四年三月卅一日

マテユ・カルブレット・ペルリ　手記

此中第七、八箇條は開港通商の名義を避けたるにて、事實は兩地にて物品交換をなすを默許したるなり。因て後に攘夷論者より屈辱條約と稱せらるる第一の原因となりき。又第四、五條は直に長崎に於る外國人接遇法の破壞を誘起し、十八箇月云々は後に領事渡來の因となれり。

長崎港內砲臺改築の議、三支藩の公務免除

幕府が米艦侵入によりて俄に砲臺を品川に築けるは、後の人觀て以てみな其地を謬れりと論ずれども、海岸防禦を怠りたる其頃の事とて、江戸市中

長崎港の形勢は江戸灣に似たり

內目模樣替の再議

の恐怖は、此に保障なくては鎭靜する能はず、久しく外交の衝として防備の整ひたる長崎に於てさへ、猶之に似たる恐怖は起りたりしなり。抑も長崎港の形勢は江戸灣を縮めたる如し。長崎を距る三里の伊王島海門より東に航進せんか、二里にして高鉾島前の外港に入る、猶江戸灣の浦賀に於るが如し、而して外港の北は括囊の形をなし、一里半にて長崎に達す、內港即ち是れにて、亦江戸灣の小なるものなり。加之今度の我伊王神島の新砲臺は、猶浦賀と富津との間に嚴備を施して外國船を打ち止むる計畫に同じく、長崎より伊神の砲臺を望み見るべからざるも、亦江戸灣より浦賀附近の砲臺を見るべからざると同じ。故に去年渡來せる露使の軍艦を一旦引き受けたる後は、高鉾島外の風濤に暴露せしむべからざりしが、而もその初めは外港に碇泊せしめ、後更に內港に引き入れたるは、亦米艦の浦賀より進みて神奈川邊に碇泊したるに似たりといふべし。長崎は此の如き地理なるを以て市民は高鉾以北の外目內目に備へたる舊砲臺の威力の甚だ薄弱なるを感じ、曩に問題となりたる內目模樣替の議を喚起したり。去年露艦の再渡に

て我國老多久長門の出崎するや、奉行水野筑後守より、内目の守備薄弱なるを以て、今次筑肥兩家に砲臺築立方を下命ありしかば、猶水野限りに御委任ありたき旨を伺ひ越し置けりと諭告せしにより、長門は直に之を佐嘉政府に報じたり。斯くて是年の正月に至り、公歸城の翌六日仕組所を開き、公亦自ら出座して之を議せられしが、結局我が筑前との協議の迚も纏まるまじき事は、是迄の經驗によりて推知するに難からず、されば所詮我一手に命ぜらるゝならば、凡て洋式に築成を遂げんと申し立てゝ然るべし、但しそれとても御番方に關係ある砲臺なれば、筑前との申合には我等より親書を以て美濃守に縷陳すべしとの、公の諭告ありて其議を畢へたり。蓋し公は、内目外目兩港の如きは、要口を扼して巨砲十門も備へなば足るべし、而して其他は盡く陸兵砲船の防戰地にして、要するに長崎の地形は矢石を交ふるに堪へざるものなりと思惟せられたりき。されど敵國露西亞の軍艦を眼前に望みたる以後の長崎の人氣は、恰も江戸中の士民の近く品川に砲臺を築かずしては安堵する能はざりしが如く、三里の外なる伊王、神ノ島の砲臺が何程

物情恟々砲臺の築成を望んでやまず

堅固なりとも、眼前なる外港内港の防備の薄弱なるのみ眼目について恐怖せざるを得ざりき。かくて露使プーチャチンと談判を開始するや、我の砲船を備へたるに對し、舊思想の筑前は、燒打の萱船に決死の士を乘り組ませてその由を稟告したりしかば、事はさも壯烈に聞えて後まで書生間に言ひ傳へらるゝに至りたれど、我砲船とて今の水雷艇に等しきものなれば、之に乘り込みたるものゝ決死の士なることは、謂はずして明なるべし。當時に於る國防についての一般の知識は、いづれも淺薄此の如く、舊習に囚へられたるものなりしかば、品川砲臺の築造の如き、江川英龍の否認ありしに拘らず、川路聖謨の主張にて勝麟太郎等も亦贊成したりといふ、蓋し一時物情を鎭むるの權宜にて然らざるを得ざりしなり。

伊王、神ノ島の新砲臺成りてより、長崎防備の過半は我藩の手に歸し、筑前と隔年に警固すべきは、事實前述の如き威力乏しき舊砲臺に外ならざるに至りたり。これよりさき、阿部閣老の我藩の資力の永續に堪へざるべきを配慮せるより、其永續法として、去る四年、三支藩の江戸公務免除を請願し置き

三支藩の公務免除

たりしが、怠慢の幕府は自ら節用するの氣力なく、ために相總警固の諸藩みな疲弊に苦しめども、勘定所は依然大名朘削の腴味を忘れざりしかば、今に至るも尙之を裁許せず。然るに去年鍋島熊次郎我差配を離れて初めて參府するや、軈て神田橋御門番を課せられて警固に當りたりしに、程なく米艦渡來して江戸市中の騷擾は門を固むるに意外の入費を要せしめしかば、一方長崎露艦渡來の報告もあり、旁々是に於て始めて諒察せらるゝを得て、願意は聽き屆けられ、乃ち公務免除の許可あるに至りたり。幕府が權威に憑る積習の久しき、勘定方の柳間大名を金櫃とするに無遠慮なる、概ね此類なり。　正月二十二日阿部閣老より田中善右衞門を召喚し、用人より委細の旨趣を演達したりしが、其夕更に留守居志波左傳太を喚び出して、左の書附を交附せり。

長崎表御備向之儀、近來格別嚴重に申付候に付而者、臺場其外一手持之場所追々相增、固人數多分之趣に而、鍋島加賀守、同甲斐守、同熊次郎儀者家族同樣之者に而、防禦筋諸事打込爲相勤候儀に付、出格之以思召三家共五箇

露艦滯崎の警備費を清算す

年之間公務一切御用捨被二成下一何れも不レ及二參府一段被二仰出一候間、得二其意一御警衞向等之儀夫々加二指揮一御固筋別而手厚相整候樣可レ致候。

此書附二月十七日佐嘉に達す。時に露艦退去して長崎の增備を解きたれば、二十二日政府は之に要したる宏費を整理決算せさせ、本年參府用捨となりし以上、去秋豫算中の參府費は不用となるべきを以て、大納戶に用ゐたるを除くの外は盡く之を露艦渡來費に充用せしむ。三月二日公は鍋島加賀守を召して、親ら幕府より渡されたる書附及び田中への演述寫を授け、併せて左の通り諭示せらる。

長崎表御備向之儀に付、此度出格之思召を以、其方共三家五箇年之間、公務一切御用捨被二成下一候旨被二仰出一誠に以無二此上一難レ有事候。右に付御固場所等之儀者追々可レ及二沙汰一士氣振起之儀者申迄も無レ之、第一砲術之儀當今之急務に付、家來一般西洋流重に稽古熟達之者數多出來候樣精々世話可レ被レ致候事。

鍋島甲斐守は病氣、鍋島熊次郎(後に備中守)は江戶在府中なれば、竝に家老を喚び

役目筒の改正

出して之を渡さる。次で三支藩を始め藩中の諸組に渡す役目筒の舊來三匁五分彈なるを八匁彈の燧銃に改め、漸次に全藩一規の制に就かしむべしと令し、諸組の足輕をして盡く火術方に往いて燧銃を演習せしめ、以て弓矢を廢する準備に著手せられたり。

内港防備の見積

又長崎内目港の砲臺改築については、本島藤大夫、田代孫三郎兩人を遣はして實地を檢分せしめ、四月に至り、先づ伊王島の大砲を減じて之を内港に備ふるに決し、聞番より奉行所に左の書面を差し出せり。

長崎内湊御臺場取立相成候に付、存寄之趣取調致二御達一候樣、先般家老多久長門へ御内意之趣肥前守承知仕候、大圖取調候處、岩瀨、道郷、稻佐崎等在來之御臺場何れも地所至而手狹に而、大砲等御備增難二相成一、且筒向に寄候而者長崎市中矢先相成然間敷、大浦南海岸右等之憂も無レ之、内外へ之矢利宜敷、人數掛引之辨利宜敷、内港御備專要之場所相見候に付、同所へ御臺場二箇所、別紙繪圖面之通御築立、大小砲取交御備相成方可レ然、尤御備筒玉目其外委細之儀者尙取調追而御達可レ仕候得共、先以右取調之大略申上置候樣

内港模樣替の實地踏查

申付候以上。

寅四月　　　　御名內　閣　番

其後更に本島をして、外目內目總ての臺場を檢視して整理の法を豫量せしめしに、其報告の大要左の如し。

沖ノ島　砲臺の地形惡し、番所の西を拓き、二十四磅、十二磅の砲を交備ふべし。

龍口　香燒島の北に出たる小島を拓き、右に同じ。

高島　遠海の孤島にて砲を備ふるに足らず、若し米藏を建つるならば、小砲を少し用意して然るべし。

陰ノ尾、長刀岩　咽喉の地なれど地形甚だ嶮阻にして狹ければ、兩地を切下げて一となし、大石を以て堅壘を築き、沖に向て胸壁を作り、八十磅以下の大砲を備ふべし。

高鉾　今の臺場にては不レ可レ然、頂上より岩石を切崩し、ステイントールの形に築造し替へ、蘭人の申出たる如くに改むべし。

白崎　沖目中央に當り、當港肝要の切所なれば、最も嚴重の筒備ありたく、佐久間修理及び蘭人も申聞たる如く、百五十磅以下の大砲數十挺を備ふべし。

神崎　內外の往來宜しき地なり、岩石を切崩し、法則の通りに砲臺を築き、白崎、女神と相對して嚴備をすべし。

魚見嶽　地形宜しからず、神崎、白崎、女神に嚴備をすれば、此は廢して然るべし。

女神　砲臺を少し上手に引上て地を拓き、法則通りに砲臺を造るべし。

すずれ　魚見嶽と同じく廢して然るべし。

西泊　御番所を廢し、地形を見計ひ、拓きて大砲を備ふべし。

太田尾　今少し上手に引上て備ふべし。

戸町　地形思はしからず、總じて兩御番所は先年御申立の通りに一箇所に寄せられ、大浦邊に場所替ありたし、然るに於ては其南海岸に臺場を築いて備砲すべし。

三支藩受持の守禦地を定む

右御臺場模様替は重大の事にて、淺陋の鄙見を以て容易に申上るは僭越の至りなれども、毎度御沙汰を蒙りたるに付、調査の大略を書載仕候。

此の如く內湊模様替の實地檢査をなすと同時に、一方には三支藩受持の守禦地を定め、小城、蓮池には伊王島を、鹿島には沖ノ島を、魚見嶽及び兩御番所の張切船は之を三支藩に受け持たしむる事に定めたり。かくて內目築堡は尚詮議を盡すことゝなしたるに、江戶に於るペルリとの談判の無事にすむにつれ、人氣も靜まりて元の惰氣に復し、剩へ是春阿部閣老の辭表を呈するに至りしかば、長崎防禦の如きは自然と延緩し、更に十月委任を受けたる水野奉行も出府するに及んでは、其事遂に決するに至らざりけり。

露艦復長崎に渡來す

長崎の露艦去るや、江戶に米艦再渡して、談判を開始したれば、長崎の警備も常に復するを得ずして、例の汛季に入り我藩は當番としてその任に當りたり。然るに本年公は在國なるに因て、三月八日新將軍より長崎御番を命

長崎御番の命

ずる奉書に命令書を添へて長崎奉行まで傳達したりければ、奉行より其奉書命令書を渡されたり(通例は公在府のため江戸にて命あり)。因て聞番鍋島新左衞門之を領受し歸りて登城公に呈しければ、公は之を宗室國老等に示され、總侍は皆登城して之を賀せり。然るに二十四日に至り、長崎より白帆數艘見ゆる注進ありしを以て、鍋島上總直に役員人數を率ゐて之に赴きしに、渡來の船は是春出帆せる露國艦隊の上海、琉球、朝鮮海を遊弋して來れるなり。

露艦復來去す

かくて艦長ポシユエット長崎奉行に書簡を提出し、筒井、川路兩氏より音信ありしや否やを問へりしかば、奉行より、未だ公信に接せざる由を答へしに、使節プーチャチンより二氏に宛たる書簡の傳達を託したり。其書簡には、本年六月を期し、サガレン島にて二氏と會して國境を定むべし、若し二氏來らずば江戸附近に來りて最後の談判を試みんと記せられたりき。ついで匆々露艦は港を出で去れり。

さて新將軍より長崎御番の命あると共に、當藩の瓜期となりたりしが、去年來米露の軍艦の東西に渡來するや、渠等は蒸氣を利用して、汛季の風順を

張切船廢止の議

問はざるを以て、特に汛季なりとて警固に努むる要なきとゝもに、又汛季ならずとて防備を忽にするを得ざる事情を生ぜり。時に日本に於ける船舶如何といへば、漸く大船建造の解禁を見るに至りきとはいへ、久しき鎖國によりて遠海航行の舟師は廢れ、警固には專ら關船の舟手を用ゐて備へたりしが、吃水淺き早舟のことゝて港を離るゝ能はず、卽ち海上を漕するは唯囘米船のみなりき。されば舟師の不發達は陸上火繩筒のそれよりも更に甚しといはざるべからず。文化以來、兩番所前に張切船てふものを設けて囘米船二十艘を連鎖して港口を遮斷せしめ、僅に其中央に舟路を開くのみにて警虞に備へ來りしが、去年蒸氣船の速力を實睹して、張切船の如何にも薄弱にして却て危險なるを感ずるに及び、前月仕組所を開きて議するところありたれど、遽に之に代ふべき良法もなきを以て、依然囘米船を連鎖して張り切らしめ、小城藩に之が守備を命じたり。尤も今度露國艦の入津に際し、我手配振を遠見したりし水野奉行は、我仕切船が、露艦の急速力に走り入らむとせるに對して迅速に張り切り、檢使の手合せにて更に進路をさつと開

きたるを見て、番代よりまだ日もなきに、此の如きは平生の手配よろしきによるものならんとて稱嘆したれど、要するに張切船も兩番所も蒸氣利用の時代には廢滅せざるべからず、尚後卷に記するを見て其事實を知るべし。

公航海術を嫻習せしむ

公には早く海軍創設を企圖せられたりしを以て、西洋に於ける蒸氣船の發明は、御番方祕密の報知書にて已に注意せられたりきと雖も、現に長崎に蒸氣船の入港したるは去年の露國軍艦を初めとなす。其際長崎巡見の船上よりこれを望まれし公は、本島を遣はして蒸氣の設備を實檢せしめられたり。時に幕府は大船製造の禁を解きかしば、水薩兩侯等は大に造船を急ぎたれど、公は多年の宿志なるに拘らず敢て急がれず、唯蒸氣船二隻を和蘭に誂ふるのみにて、船其物を造るよりも乘る其人を養成するを急とせられたり。されば、まづ藩士の長崎戍衛に赴くものをして海上の航走に嫻習せしめんと欲し、乃ち御番方に命じて、是まで長崎兩番所その他へ出張する番手のものゝ佐嘉の本庄津より諫早へ渡航して陸路長崎へ出たるを改め、爾後は島原半島の角を廻航して口の津に赴き、彼地方より海路若くは陸路を越

して直に深堀に出で、以て人數を揃へて番代せしむべしとて、其方法を議せしめられしに、御番方は頗る當惑し、詮議を重ねて三月の初め左の如く申し出づ。

(前略)是迄長崎番手乘船之儀者、全帆艜迄之船形に而、逆風等之節者空敷日數を經候處より一統難澁も有ㇾ之、其上不便利之儀も有ㇾ之候由に付、是非灘乘等自在に致候早船をも御製造無ㇾ之而相叶間敷、然處追々に者大舶御創造之御取調も有ㇾ之候に付而者、右體利用之船形御製造之上に而海路可ㇾ被二差越一當御受番之儀者諫早渡海之上、陸地被二差越一方に者有二御座一間敷候哉。尤行列其外外見行裝等に相拘候儀者相省致二手輕一、先以小鹿倉立越、同所より人數繰出交代仕候樣、惣而是迄之儀御筒打侍、手明鑓不揃之儘に而も御番請取相成來候得共、以來御筒打侍、手明鑓參著之上に而御番御請取相成候樣被二仰付一方にて可ㇾ有二御座一吟味仕候。

右は差し掛りての事とて、姑く其議に從はれたれど、公には海上に向つて活動せん壯圖を抱かれしため此の如き下命ありたるなり。是を海軍創設の

前提とす

是時に當り伊神兩島の砲臺は、外形は略ぼ成れりと雖も、內容は未だ整備せず、蓋し本年中に完工すべかりしを、去年來露艦渡來して其警備に忙殺せられしため、工事をなすを得ざりしなり。唯巨砲の配置のみは、佐嘉にて鑄成したるを運送し、漸次に之を据ゑ附けたりき。因て汛季に至りて兩番所を受け取るに及び、公は例の長崎巡視に於て初度の發火演習を行はむとせられ、乃ち四月五日佐嘉を發して長崎に赴き、八日兩島の臺場を巡視ありて發火調練を行はしめらる。

伊王神ノ島の發火演習

かくて前月筒井、川路等に示したるが如くに、伊王島より神ノ島の各砲臺空砲の順打を了へ、後四郎島の百五十磅二挺、小島の八十磅二挺よりガンダイ島を標的に爆發彈を十二發せしに、九彈的中し、前回に比してやゝ劣る成績なりき。翌九日公蘭館に臨みて親しく世界の大勢を諮問し、各種新規の機械を觀覽せられたり。此日朝五つ時供揃にて蘭館に到り、門外にて下乘、町年寄高島作兵衞等の出迎を受け、カピタンの室に入り、煙草茶菓洋酒等の饗應を受け、通詞西吉兵衞、名村八右衞門の通辯にて、

西洋各國の形勢を問ひ、カピタン精しく之に答ふ。後城砦、砲臺の圖、地球儀、蒸氣車、蒸氣船等圖、竝にメンエ銃を見、一々其說明を聽き、更に醫官室に到り、エレキテル、マグネチツ、ガルハーン等の裝置を一覽し、其說明を聽く、公は又此室にて蘭醫自製のアントウエルベン・シタテルといふ大砲三百門を備へたる五菱城の雛型を觀覽せられたり。之によれば備砲上ボムフレーを造れり、其法は小材を束ねて屋上に積立て、其上に土を盛りたり。これ戰に臨み卽時に築造するものなりと。兵士の屯所亦同じ。胸壁の下は煉瓦を以て屋上を覆ひ、砲座上高さ八丈を度とす。壁外二重の堀あり。砦には總て砲門を架し、ボムフレーを設く。砲を備ふるには成丈け低き方利なり、これしやくり打を爲すに便利なるが爲めなりと。火藥庫は壁內地下一丈を掘り下げ、よく石灰を塗り固め水氣を防ぐ、此塗方及び石灰の調合に一定の分量ありといへり。公は雛型によりて說明を聞き、畢つてカピタンより西洋料理の饗應を受く、食事中蘭醫立て公に對する祝詞を述べて乾盃す、食事終り夕七つ頃歸館ありき。翌日長崎を發し十三日歸城せらる。

内裡炎上

第五十四章　時代變化の知識誘導

内裏炎上、楠社義祭同盟

是時に當り、江戶には米國軍艦なほ碇泊して條約の談判をなしたりしが、主上の宸襟を惱まさせ給ふとゝもに公卿等も不安の念に驅らるゝ等、京師は一般恟擾したるを以て、幕府は之を鎮定するために、京都守護の家なる彥根藩井伊掃部頭直弼の相模警備を解き、四月八日專ら京都守護の事を行はしむべき命を下せり。然るに京都には同日禁中より火を失し、内裏炎上して附近の邸宅に延燒し、炎焰翌日に至りて漸く鎮靜したりければ、我烏丸邸(四條下る)よりは早飛脚を以て之を急報したり。斯て公の長崎より歸城ある日、其急報到達したりければ、卽ち之を公布し、家老格鍋島縫殿助を京都に遣はして天機を奉伺せしむ。五月一日將軍宣下を祝うて家中に酒饌を賜はる。幕府には老中阿部伊勢守を奉行として内裏を造營したりしが、諸藩の海防

に財を費すよりして、造營費は盡く幕府負擔し、而もその造營は舊規模より
も擴張するありしを以て、主上にも嘉納あらせられきといふ。

公の性格は守法に強く、幕府の法規に對しても嚴格の態度を執ると共に、皇室尊崇の意甚だ厚く、神佛と主上との事には陰にても儀容を正されたり。されば去年米露軍艦の渡來以來、時代の變化よりして國家の大事に江戸の專斷の許されざるを察知せらるゝや、執政鍋島安房と竊に家中の尊王心を啓誘せんと謀られたり。安房は教育に深く心を用ゐ、學校の奬勵、火術の訓練みな之を擔任し、よく校の規則を執りて德教の統一を持したりしが、俊才偉能の士には各その所長才力を伸べしめて、隔意なく交はれり。枝吉木工助が國學に於る、相良宗左衞門が藩史に於る、福田大助が清の官府語に於る、皆之を延いて其說を傾聽したりしが、前卷（第十五卷第四十四章に出づ）に述べたる如く、枝吉、相良の二人主唱して、同志と共に城西西川路村梅林庵なる楠公父子の像に義祭同盟を始むるや、彼は之を聞知して公へも告ぐるところあり、更に本年に至り、彼は親ら二人に諭して彼像の持主深江俊助種錄をして、京都の吉

鍋島安房盟主となりて義祭を擧ぐ

田家に玉串の免許を請受けしめたり。かくて五月二十五日の義祭に及び、龍造寺八幡宮の側なる本地堂を祓除して祠堂となし、こゝに其像を安置して楠社と稱し、安房自ら盟主となりて、宗室の鍋島大和、嫡子伊豆と共に同盟に加はりしが、公の近侍千住大之助、增田忠八郎、學校教職武富文之助等も亦加はり、舊同盟員なる枝吉兄弟、相良、空閑等二十餘人もその多くは參集したり。是日始めて加盟したる少年は大隈八太郎(今の侯爵重信)、久米丈一郎(邦武)なりき。

當日義祭の光景

かくて八幡宮神職に祭典を執行せしめしが、祭主安房以下裃を著けて順次に禮拜を終ふるや、神職の宅に會して安房より玉串料金一分を納め(以後例となす)、當日に於ける同盟者の氏名を奉書折紙に錄して社に奉納せり。公の近侍はその寫を持ち歸りて覽に入るゝとゝもに、當日會話の狀況を乙夜の話となしたりき。是會の食饌は胡瓜揉み、鯨皮(たはやき)の膾、鹽鯛、鹽鮑の水漬し等に止め、武士陣中の習法により、年少者酌を取りて先輩の談話を聽くことゝせられたりしかば、是日の把酌は新入の大隈、久米になさしめたり。是れ蓋し楠公に進めたる神酒を會飮して、義勇を教訓せんとする意に出づるもの

にて、酒饌は祭主の納金にて買ひ調へたるなり。此の如く執政を盟主とする上に、宗室も臨席したれども、當日は無禮講に倣ひて格式を問はず、唯楠公を敬慕する者が一室に相會し、杯酒を交へて隨意に縱横の論議を鬪はす事とせり。執政安房は公の庶兄なれども、學問教育に於ては意中に貴賤の階級を認めず、青年書生と對坐談論して毫も墻壁を設けざりしが、その軀幹の魁偉肥大なるは力士の如く、喑啞亦牛の吼ゆるが如くなりしかば、日常問答の聲は叱咤するが如く聞かれたり。さはれ持行嚴厲にして極寒にも足袋を著けず、所謂瞋（にら）みの利（き）く人物にて、一度呶鳴れば人みな辟易せざるはなかりしも、書生等の之に屈せず顏を犯して抗論するあれば機嫌甚だ佳く、又平常とても人と應接するに些の險澀の辭色なくして孳々倦まず、賢能を見れば之を擢用するに憚るなく、學殖亦頗る該博にて他の能くその前に立つ者はなかりき。故を以て義祭に於る議論も是よりいよ〱活氣を生ぜしが、彼は寛縱自由を許し、高談風發多少耳を傾くるに足る說あれば甚だ之を喜べり。されば當時諸藩に於ては、議論紛起の極或は脫走浪人し、或は禁錮切

腹する等の動搖あるを免れざりきと雖も、佐嘉にはさる破綻を見るなくして能く統一を保ち得たりき。

將軍指斥の聲

我藩は外樣の中にも舊家なりしを以て、家中の德川幕府を尊仰する意は薄かりきと雖も、由來太宰管內に在つて少貳氏の支配を受けたりしより、將軍に對しては朝廷に次ぐ敬意を拂ひたりき。然るに百餘年來勤王論の漸漸高まるにつれ、將軍を『あづま』代官と指斥するに至りしが、去年江戶海に米國船の渡來せるより、前將軍は其報に恐怖して逝き、新將軍は北條高時の如き白痴なりなどの浮說あり、方今、關東武士は勇氣を誇れども、文永弘安の蒙古は九州人の武力にて打ち拂はれたり、北條氏の末路は遠からず德川氏の殷鑑となるべし、而して今の楠公たるものは海外を照破する明智なかるべからず、されば蒲生、高山等の勤王論は幕府を喚醒する功驗はありたれど、方今は既に林子平の憂憤を濟すの期に入れるなりなどの議論を生じたり。是時に當り、京都の公家の、尊大外交を忌み嫌ひて國際を絕つに至れる支那の習慣に染みたりしと、幕府の遊惰に溺れて防備を怠り、處士浪人等の鎖國

高寺淨域の時鐘

の破れて夷狄に蹂躪せらるべきを懸念したりしとによりて、無謀の攘夷論は隨意に主張せられて衆を惑亂したりしが、水戸の德川家の親藩として其擁護に任ずるに拘らず、自己の主張たる攘夷意見の行はれざるよりしてその鬱憤を朝廷に漏すに及び、爰に尊王攘夷の論は勃起して、朝幕の間を離間するに至りたり。されど我藩の負へる攘夷の任は、長崎方面の警備にその全力を貢獻するものなりしかば、尊王攘夷の主張は、他藩の空拳を張りての激論とは初めより主向を異にしたり。

なほ附記すべきは、楠社を建てたる龍造寺八幡宮は佐嘉城の鎭守なるが、其玉垣の左なる禪刹高寺(龍造寺の改まりたるもの)の山門と華表との間の空地へ新に鐘樓を造り、北山春日(かすが)の玉林寺に有名の巨鐘ありたるを移し懸けて、本月十五日より城下の時の鐘を撞くことゝなりたることこれなり。是は本年の末朝廷より下されし、諸寺の梵鐘を以て大砲を鑄るべしてふ宣符に聯想せらるゝが如くなれど、事實は、元祿九年より高木町の淨土眞宗法頭願正寺にて撞き來りし時の鐘の、少しく折裂を生じて響の惡しくなりた

るにより、之を改めてこの處置あるに至りたるにて、梵鐘鑄銷の事には更に關係なし。尚梵鐘鑄銷の事は明年に記すべし。

火術方に蘭學を設く

されど西洋事情は、一般のなほ暗中に摸索したるところたるを免れず、蘭學は醫術の範圍内より發達し來れりと雖も、士大夫は之を觀るに器械物質の末技を以てしたれば、蘭學者は硝子（ビードロ）作りとなるにすぎずなどと嘲りたり。佐嘉は長崎の關係にて、他藩よりは早く外國思想に感觸したれど、西洋事情は長崎御番方の機密に屬し、爲に一般には之を知る人少し。公は宋儒の學を專修し、自ら横文を讀まれし事なしと雖も、長崎警備について該事情に深く注意せられ、其師古賀穀堂の早く西洋學の必要を論じたると、穀堂の弟侗庵の博識にして幕府の儒者衆中最も西洋學に注意講究したる人なりしとによりて、早くその識見の懷抱を見るに至りたり。しかのみならず毎年長崎に入津する蘭船は、前年來の西洋諸國に於る重なる新聞事情などを月報

として奉行に報告するを例としたりしかば、肥筑兩藩は御番方の關係より必ず其祕密の書類を知るを得たりしが、尙更に注意を拂へば蘭人乃至蘭通詞によりて祕密の書類を探訪する機關もありき。かくて長崎防備について西洋の事情に深く心思を碎かれし公は、其等の書類を祕密に蒐集して西洋の知識を吸收せられたるを以て、其聰明の資質は更に光輝を發するに至りたれど、朦朧たる江戸の幕吏は是等の書類の江戸に達せるにもさして注意せず、たゞ零碎なる常例の横文のみとて放棄したることとなるべし。佐嘉とても亦一般の士は猶蘭學を賤しめ、先年命を受けて醫學寮の長屋に設けたる蘭學科に入學したるものも、僅に秀島、小部等の三四人のみ業を遂げたる有樣なりき。されば蘭文は醫師及び微賤の者に讀まれたるのみなり。

西洋の事情と長崎御番方

此時代の蘭學得業者

此く蘭學は賤しめられて發達甚だ遲々たりしも、西洋火術の訓練は既に天保末年より始まりたり。佐嘉の銃陣砲術は長崎の高島秋帆より傳習したるを發端とし、爾後江戸にて江川、下曾根或は佐久間象山等に聞くところあるとゝもに、該術の傳習筆記、若くは飜譯文等を各人その知識技術の程度

に書き取りて、新火術の祕事として教へ、初めはこれを圓極流砲術に寄せて、舊來の石火矢方の祕傳中に加へんと試みたれども、東西舊新の相異は種々之を許さゞる事情を生じ、ために遂に分離して火術方の新御祕術となし、初段、二段、免許、三等の階級に分ちて順次に傳授することゝなりたりき。已に前に述べたるが如し（第十五卷第十四章に出づ）。されど其は西洋火術の概略を傳習したるに過ぎざれば、新舶來の蘭書を講ずるに從うて、種々他に發明の多きを知り、因て公は力めて夫等の書を買ひ入れて研究を進め、內廷に飜譯掛を置いて緊要の部分を飜譯せしめられたりしに、去年に至りて海防攘夷の論昂起し、西洋の軍事知識を要求する時期に移りたりしを以て、機に投じて之を外廷に議せしめらる。乃ち去年十一月に至り外廷は

近年於西洋火器之用法、戰場之實驗を以、舊來之利害損益、新規發明之義多多有之趣、新渡之書中相見候得共、未相試義勝に付、猶現業に於而得と試驗相整度御座候間、於御火術方別段祕事取調方被相立、右試驗相整候樣被仰付度。

と議定して伺ひ出でたり。初め蘭學寮は弘道館中に設けらるゝを適當としたれども、弘道館の故老は、精神敎育上西洋學を異端の曲說、淫巧の末技、基督敎の習氣を帶びて心術を害する恐れあるものなりとて好まず、青年の生徒も亦之を賤しめたるにより、執政鍋島安房も扱ひかね、相當の場所なしとの口實にて當分醫學寮內に設けたりしなり。

西洋火術の講究起る

然るに今や陸海軍術を和蘭より傳習する用意あるために之が擴張を要し、遂に該學寮を飜譯方と共に特設すべく決したり。三月火術方に三人の師範役を設けて、相良源兵衞、本島藤大夫、永淵嘉兵衞を之に任じ、火術方頭人鍋島志摩に新砲術一式の御相傳を仰せ付けらる。六月に至り蘭書飜譯局を外廷に出し、火術方に於て專ら調査研究に當ることゝなれり。

蘭學寮建設

斯くて蘭學は主として火術研究に必要なる知識を廣むる學なれば、銃砲術專修者の中より該學寮に寄宿留學すべきを命ずべきを以て、場所隔離しては自然に修學も行き屆きかぬべしとて、該寮を中折の調練場若くは火術方に引き直して新築するに決し、七月より火術方をして工事に著手せさせたり。是を佐嘉に於て藩士に西洋學を專

當時の諸飜譯書

修せしむる學校の建設せられたる初めとす。

此の如く、蘭學は末技にして廉潔の士のなす事にあらずと賤しめたれば、公は其氣概を損するを欲せず、攘夷防備に火術採用の必要なるより誘導して、藩士に西洋知識に接する道を開かれきと雖も、實は西洋學の範圍は廣大にして銃陣砲術に止まらず、冶金、鑄砲、築堡、築城より海軍の操船、航海乃至造船術に及び、軍制、治安に大變化を起させずんば止まざる底のものありしなり。然るに當時刊布せられたる是等の知識に關する飜譯書は、僅に西洋各國の事情に關する坤輿圖識、陸軍に關する三兵答古知幾等の二三種に過ぎざりき。當時は英國の支那の上海香港を開いて貿易を始めてより十四年の星霜を經たりし事とて、彼地より追々漢譯したる英米諸國の著書も舶來したれども、その多くは宣教師の口授に成りて基教宣布を加味するものなりしにより、輸入を遏抑せらるゝ傾向を生じ、一方內地に飜譯せられたる書も亦魔法視せられて出版するに忌嫌多く、ために西洋飜譯書發達の萌芽は自然に萎縮して寥々たるものなりき。事情已に斯の如し、如何に西洋科學

の知識に飢渇すと雖も、一般の人士の愛國心より發する議論は、縱令守舊的傾向ありとも國家獨立の根柢に立脚する議論なるを以て、强て之を抑壓する能はず、よりて公は西洋學進步の遲滯なるを暫し忍ばれたりき。

家定將軍世傳の刀を賜ふ

正月以來江戶に米國ペルリの艦隊の再渡するや、幕府の海防掛に兩松平が加はりて選みし委員の談判も、只名義上の通商拒絕にて屈讓するに至りしかば、之を見たるものは、その一派に對して自ら慊焉たらざるを得ず、卽ち筒井、川路等が長崎談判よりも劣りたりとは公論の歸結なりき。而して是は其境遇の相異によると同時に、亦江戶防備の怠慢なりしに基くものなりしかば、長崎臺場を築成して露艦を迎へられたる公の用意は、天下公衆の耳目に彰著なるに至り、乃ち公の聲譽は旭光の如くに輝けり。されば水福兩侯の出でて復び事を視るに及び、公の勤勞を嘉尙したる家定將軍は、六月十五日先づ其褒賞として『去秋以來魯西亞船渡來御備向行屆候。』との旨の下

長崎防備の完成と將軍の褒賜

に、時服三十領を褒賜したるが、次で砲臺築立の殊功の比類なきに對し、十八日重ねて親族喚出の奉書到來し、よりて竹田侯中川修理大夫登城せしに左の書附の交附ありたり。

長崎湊神ノ島伊王島臺場築立之儀、格別之大業に而、費用等も莫大之事に相聞候處、積年致丹誠及成功築立方も際立宜敷、長崎表永世之備相立候段達御聽御滿足之御事候、依之思召を以御傳來之御刀被下之。

刀は備前長船長光の銘にて、傳來は德川家の世傳なり、而してその公在府ならば將軍より親授せらるべき非常なる特典たることを表せる左の別紙を添へたり

今般御刀拜領被仰出候者別段之思召に付、御目見被仰上候上拜領をも可被仰付處、參勤時節迄者間合も有之事故、其儀不被爲及候、此段爲心得相達置候樣との御沙汰候事。

卽ち將軍に謁見し親授を受けらるゝ榮典にてありたるなり。

夕刻に至り老中阿部伊勢守より留守居を喚び出して拜借金返附用捨の

書附を渡す左の如し

拜借金返納用捨

長崎湊神ノ島伊王島臺場築立之儀莫大之費用に候處、盡國力遂に及成功候段格別之儀、右者一圓に長崎御固之儀大切に相心得、右樣之大業成就致し候儀相聞候に付、出格之御沙汰を以、先達馬喰町御貸付並長崎にて御貸渡相成候金五萬兩返納御用捨被仰出候、尤御勘定奉行、長崎奉行可被談候。

右に付而者長崎表御備向之儀深入精被申付、永世迄御安心被遊候樣可被心得候。

築堡鑄砲の成功によりて賞を行ふ

永世迄御安心の結文は頗る注意を惹く。米艦談判の時保守派の志を得たるよりして再度まで職を辭したる阿部閣老が、五月來水戸老侯と共に再び幕政を執るに及んで此榮譽の賞を擧行したるなり。かの和約を締結すれば康安無事なりとて、姑息にも國防を忌避したる人々と對照せんか、永世御安心の文字は特に意味の深重なるを覺ゆ。

是に於て田中善右衛門は早打にて賞賜の事を含み下り、七月五日佐嘉に到著して之を公に報道し、御刀は金三百枚の折紙附なるが、金子の所は後よ

如何様にも附けらるべきも、總じて金五十枚以上の刀を賜はる事は御三家にもなく、又傳來と稱する刀は多くもあらざれば、此の如き折紙附を賜はりたるは極度の評議によれるなりと具陳せり。十三日砲臺増築、大砲鑄造の功を賞して執政鍋島安房に鞍鐙を賜はりしが、公邊の都合殘る方なく整はり、剩へ今度格段の御褒美をも蒙らるゝに至られたるは、よく其出府の任を心得て御役々へ増備の議を十分申し碎きたるによるとて、田中善右衛門に役米七十石を賜はれり、百餘年來希なる重賞なり。次に本島藤大夫は増築方製造方を引き受け、中にも増築の地を見極めて嚴重に築き立たりしを以て同二十五石を賜はり、田代孫三郎は増築方普請について、新規の事のみならず、見居もなき海中築留を日夜引き受けて成功したりしを以て同十石を賜はり、増築鑄砲の會計主任森川利左衛門に同五石を賜はる。手明鑓の手傳杉谷雍助、鑄師橋本新左衛門に毎歳米三石づつ、谷口彌右衛門に同二石を賜はり、其他毎歳銀を賜はる者有吉以下數人あり。

公は十六日より定例の長崎巡視に赴きて、二十四日歸城ありしが、賞賜の

刀の到著に及び、二十七日其刀並に時服を小御書院に陳列して頂戴式を行ひ、式畢りて世子淳一郎に拜見せしめ、ついで宗室國老等に拜見せしめらる。登城之を賀する家中の侍に祝賀の酒饌を賜はり、ついで祝宴を開き猿樂能を擧行せらる。弘道館に於ては全藩に募れる恭賀の詩文十五冊を函にいれて奉呈す、その中に田中虎六郎が自己の經歷實驗したる鑄砲の着手より長崎の兩島に於ける築堡工事の情況を敍述したる壯快極まる萬言の文は、最も雄大なる作と推され、其詩は精彩氣力ある七言の長篇にて亦最も傑作たり。その結尾なる君不見寶刀之光夜與太白浮、西洋群胡猶有生氣不の二句は、爾後盛に書生間に吟唱せられたり。田中は紫洋と號して、佐嘉の學界に異彩を放ちたりしも、その餘りに倜儻不羈にして繩墨に拘はざる行爲は、當路の耳目を刺戟したりしかば、鑄砲築堡の事に關係して西洋思想を鼓吹したる功は不磨なれど、執政鍋島安房も遂に容るゝ能はず、其職を去らしむるの已むなきに至りしを以て、彼は此頃は東郡に隱居し、遂に復出でずして安政の末に物故せり。

第五十五章　蘭人傳習の起り

和蘭軍艦渡來の準備

陸上に重砲を備ふるとゝもに海上に堅艦を浮べ、以て攻守の勢を張らむてふ公の宿志は、米艦渡來の機會によりて始めて達せらるゝを得たり。即ち長崎奉行水野筑後守は、蘭國商館長キュルシウスに蒸氣軍艦の廻航、竝に軍學、製艦の教師招聘を囑託するに至りしが、元來キュルシウスは和蘭國王の命により、日本改革の顧問に充てんが爲め派遣せられたる人なるを以て、直に之を領掌し、歸帆の商船により瓜哇總督に之を通告したり。因て今六月入港の商船は、已に本國より軍艦二艘航路に上り、七月比長崎に到著する豫程なるを報告したりしかば、公はその警報のあり次第、防備巡視とゝもに其艦に乘り込みて重積せる多年の宿疑を釋かんと期待せられたり。その月公は幕府の允許を得て、蘭國へ八十磅、六十磅のボム加農に車臺、小器械附各一

公蘭國に火器を註文す

門、併せて見本用のボム彈二十箇宛、ドンドル銃三千挺(胴亂小道具附)、バッテレイキスト一擔、火藥製造器械、セキスタント、オクタント等を註文ありたり。されば軍艦渡來せば船將へ鑄砲、造船等を質問せんとて、本島藤大夫、船奉行橫尾次郎右衞門(基武)に杉谷雍助、中村奇輔を添へて出崎せしめられしかば、本島は長崎聞役鍋島新左衞門と相談して、事情を聞き繕ひ、十二日左の書翰を御側頭原田小四郎、御側目附德永傳之助に送れり。

御越比合之儀、商賈船先達而入津に付而者早々御越可被遊之處、追々和蘭蒸氣軍船渡來之趣相聞候ニ付、右軍船渡來之上御越被遊度に付、聞番より內々御奉行所向御支之有無公用人迄示談之處、御奉行にも內々其通御支無之段は過日新左衞門より委細申上越相成候趣に候得共、爲念左之通、

一 蒸氣船渡來之上御乘込之思召共に御座候得者、此節は御奉行所限に而難相成、何れ公邊御願濟之上に無之而者不相叶候。先年井澤殿(美作守弘化辰年の奉行)在勤中、使節船へ御乘込之儀御奉行所限相濟候儀、跡に而御奉行取計不宜趣ニ付、此節は水野殿にも乘込之含ニ付、其次第前廣伺取相成居候由、

右之次第ニ付江戸表へ御願立相成候か、又は御奉行所へ御願相成候か、兩條間被二御取計一度、右者新左衛門存付に而内々公用人へ承繕之處、右之通申聞候由

一　右船渡來之上乘試之義、御願通御當番方之譯を以、此御方壹番に被二差免一候義は御奉行にも御差含之事に候得共、右渡來之譯筋相分候上、公邊へ言上相成、御差圖之上に無レ之而者乘試之運相成申間敷、彼是に而者餘程手間取可レ申、尤商買船積渡候六間餘之小蒸氣船は近々乘試可レ有レ之只今油塗取掛相成居、今十日程も致し候半者其運可二相成一、併此船至而小形に而遠沖乘働は迚も相成兼、漸伊王鼻迄位ならで乘出相成間敷、蘭人申出候、左候而六七人乘と申事に候得者、其内公役人蘭人加はり候得者、外よりは一兩人に限乘込相叶間敷趣、右は尚又得と承繕可二申上一候

長崎御番方に於る外國人との交際の嚴禁は、大名に對してのみ然るにあらず、總ての士民にも亦然り。されば本島、杉谷、中村が今度渡來する和蘭將校へ出島に於て對談質問するにも、亦聞役より奉行所へ對し、蒸氣軍艦乘試取

外人接近の誓詞

扱並に反射爐築立質問として出島へ出入すべきも、檢使の立會を受けて、不取締なき樣心附くべしとの旨を願ひ出で置き、其許可を得るに及びては、更に其誓詞を差し出せり、其文左の如し。

公儀御用鐵製御石火矢主人肥前守へ引請製造被仰付、私儀右鑄造方懸り被申付候に付、廉々蘭人へ爲相尋度段、主家より相願候に付、手附之者兩人召連、館內出入御免被仰付候上は、公儀御法度之義堅相守、對聽之節々役人立會を請、面聽可仕事。

一 切支丹宗門之儀は不及申、阿蘭人へ書狀、又は通信等之儀、親子兄弟好知音之者より賴受候とも、一切取次仕間敷候事。

附 召連候供人は二人限り、尤御法度筋堅相守候樣申付、不法等無之樣可申付候事。

一 右御用筋對談仕候外、阿蘭人に對し總而雜談等は勿論、交易調物又は音信贈答等一切仕間敷候事。 但御用向面談相濟候半者早速退散仕、尤檢使立會無之時は御用筋たりとも對談仕間敷候事。

右之條雖レ爲二一事一於二違犯一は(罰文略)

誓詞は今の宣誓の如き形式的のものにあらず、結末の罰文は、梵天帝釋を始め諸神佛の罰を蒙るべしとの文を、午王と稱ふる神呪の文字を印したる紙に書したるものにて、血判をなすものたり。さるに現場立會の檢使は梵天帝釋よりも峻酷なりしため、的面に責罰を來したりき。事は後に記するを見るべし。

小蒸氣船試乘の議

又前の書翰なる商買船積渡の小蒸氣船は、去年高島が內告したる瓜哇にあるものを持ち渡りたるにてあるべし。是にも乘り込ませて其製法用法等を心得る樣にしたしと、聞役より左の願を出せり。

今度渡來之和蘭船へ小形之蒸氣船持渡候由、右は御番方に於て心得にも相成候に付、家來船方掛之者六七人爲二乘込一機巧之振合等篤と爲二見置一且乘試をも爲レ致度、御支之筋無二御座一候はゞ、其通御聽濟被二成下一度、此段奉レ願候樣申付候(七月二十二日)

佐嘉にその乘込員の指定を伺ひ越す。

晴雨計附寒暖計購入

斯くて公は十六日より長崎巡視のために發駕し、二十日立山に出仕して、長崎奉行水野と當折柄の機宜を相談ありしが、邸内にては和蘭軍艦渡來に對する質問傳習等を命じたり。かくて翌日より歸途につかれしが、途次より、小蒸氣船乘込は今少し延遷するを以て、杉谷、中村は誓詞濟まで一先歸るべく、蘭商持渡りの晴雨計附寒暖計は二箇共に買ひ入るべしと追達し、後更に、蘭艦試乘の舸子は御船手より選む筈なれど、彼等は遠洋航海に慣れざるを以て、深堀邊にありて平常荒海乘りを業とする漁人より、體力壯健にして思意堅固の者を選まば熟達速かなるべしとて、横尾次郎右衛門を深堀に赴かしめて、其人柄技術を選拔せしめ、又奉行所に小蒸氣船の製造あるよしを聞き、大工和助を奉行手附大木藤十郎の從者となし、以て其製造を視察せしむることゝせり。

此時に當り有識諸藩は鑄砲造船の注意を惹き起し、薩摩よりは三原藤十郎を遣はして、我長崎神ノ島砲臺の視察に併せて蒸氣船の事を視察せしめ、韮山の江川氏は柏木總藏、矢田部卿雲、望月大象等を長崎に遣はして、蒸氣船及

び砲臺を視察せしむるとゝもに我に就いて鑄砲術を學ばしめ、土州よりは是月の初め我反射爐の傳授を懇談し來れり。故に本島は小蒸氣船も亦他に先き取りせられんかと憂恐せしが、鋭敏なる公は既に奉行水野に、御番方のため奉行所に之を買ひ取り、是を雛形となして、小蒸氣船を建造し、以て廣く研究を起さすべしと懇談ありしを以て、途次より斯く申し付け越されたるなり。かくて月末に至り、いよ〳〵奉行所にて小蒸氣船を建造すべく決したりしかば、公然我職人四五名を練習に差し出すべき願書の提出あるに至りき。是を日本に於ける蒸氣船製造の濫觴となす。

日本に於る汽船製造の始め

大船建造は多年の宿題なりと雖も、久しき鎖國のために發達を失ひたりしことゝて、こゝにその桎梏を脫し得たりとはいへ、立脚の蹇艱なる觀ありき。

水薩の造船業

初め水戶老侯の幕府に之を主張するや、幕府は江川英龍にその調査を命じたれども、彼は築堡工事を擔當したりしことゝて、迚も造船までは力及ばずとて辭したりしかば、水戶の蘭學者鱸半兵衞(重時)を推して其任に當らしめ、老侯亦政務を離れて專ら之に當ることゝなれり。かくて薩摩も亦造船

に著手したれど、水薩共に成功を急ぎ、我從來の舟型に堅牢を加へしめたるのみにて、未だ西洋の進歩したる造船術に倣ふ能はず、工事甚だ蹇艱なりき。然るに長崎砲臺を築成して攘夷の立脚地を固められし我公は、軍艦製造は西洋式ならざるべからざるのみならず、亦最も進歩して將來に最も有望なる蒸氣船を採用すべしてふ、穩健なる理想を懷抱せられたり。故に解禁に先立ち、田中善右衛門をして、阿部閣老に、急速蘭國へ造船を囑託する外、運用、航海、機關、造船等の術を傳習するの地をなすべしと勸告せしめられにき。

其頃の事なりとか、阿部閣老は水戸老侯に書を贈りて、『先達長崎奉行に談じ遣したる阿蘭陀の大船蒸氣船等取寄の儀は、七八艘十艘ばかりと申上置候處、尚又相考候處、何れ諸大名にも大船御免に不成候ては不叶時節にて、云云、軍艦蒸氣船共五六十艘取揃差出候樣甲比丹へ申達置候ては如何可有之哉。』と申し越せるに、老侯より『蘭人に五六十艘申付候儀實に御盛の儀本朝永世の爲と難有事に奉存候、大艦有之候者新川堀割も山切通しにも不及事に奉存候。』と答へたりといふ。されどこれ阿部の機略なるべく、蘭國へ五

六十艘の船を註文すとも、一兩年に成るべき道理あらず、議論峻烈我見に執拗なる水戸侯にして時に此の如き稚氣あり、是却て其英名を全うせる所以なるべし。

長崎に和蘭軍艦渡來す

蘭艦來崎

七月二十八日長崎に白帆注進ありて、和蘭國旗を飜したる蒸氣軍艦二隻入津す。其一は船名をスームビンク、船將をグハビユースといひ、其二は船名をヘデー、船將をファビユースといふ、本國より特派せられて來れるなり。武裝船なるを以て、例の如く警備として國老多久長門諸役々兵士等を率ゐて長崎に出張せり。かくて商館長ドンクル・キュルシウスは、本國よりの書翰を長崎奉行に呈し、去年日本政府より註文せる數多の蒸氣船、風帆船の事につきての和蘭政府の意思と、日本の米露兩國と條約を締結したるにつきての本國の志望とを長崎奉行に傳達したり。即ち、註文の船舶は國王に於て十分御希望に添ふべく勉勵する心得なれど、即今英佛兩國と魯國との間に

蘭艦渡來の目的

戰爭の起れるを以て、歐洲に於る公法に從ひ、他の關係なき國へも軍艦、武器その他必要の品物を出すを得ず、因てまづ蒸氣船運轉術傳授のために人員を差遣する策を採りたりといひたりしが、是策は、公の器械を備ふるには先づ其運用者を養成すべしてふ主意と符契したれば、之を聞かれし公は定めて滿足し給へるなるべし。又條約についての希望なるものは、他國人の取扱振にして、蘭國より優等なるものあらむには、(即ち最惠條款)蘭國も亦同じ約諾を受けたしといふにありたり。かくて更にキュルシウスは、こも國王の旨なりとて、近年歐洲に『エレキテル・マグネティセ・テレガラフ』(電信機)の發明ありて、遠隔の地との通信往復を瞬息の間に辨ずるやうになりたる事を陳述し、日本に於ても之を使用せらるべしと勸告し、今度持ち渡りたる其機械十八函を長崎奉行に差し出して幕府へ獻進したり。

彼は又我註文の軍艦二艘に關する奉行所の尋問に答へて、是も當時の騷ぎのために、國王より咬𠺕巴總督に製造を命じたれど、彼地も其影響にて賣買できざれば、更に瓜哇にて製造せしむべし、但し唯二段備への蒸氣船にて

も其建造には一年半を要すべし、彼地より長崎まで回航するには二十日あれば足らん、日本には港灣多ければ、毎歳方位を定めて吹く風のみにては事足らじ(即ち汛季なり)、風帆船は無用なり、蒸氣船に限るべし、當國の防禦用としては、蒸氣のコルヘット二段備へにて大砲十二門あるを倔彊とす、その一艘の價は銀二千五百貫目許(三萬五千兩)にて、武器は此外なりといへる由通告ありたり。

江戸には去る三月米國提督と神奈川條約を締結せる後、五月二十二日更に伊豆の下田に於て其附錄十三箇條を定めたり(條文は年末に錄す)。是に於て米使ペルリは大佐アダムスをして、條約を齎して七月より本國に歸らしめ、其大統領の批准を受けて再渡するまで猶滯在せり。長崎には和蘭軍艦渡來し、日米條約による本國の志望を陳じければ、幕府は和蘭國王の好意に報ゆる爲め、長崎奉行に命じて米露との間に締結せる條約を蘭國に示さしめ、貴國との古來特別の關係は他國との比にあらざれば、他國に許せる所は貴國にも許すことと政府の素志なりとて、下田、箱館に寄港して缺乏品の買

鎖國破綻の端

入をなすを許すに決し、米國條約の謄本を準據のために送りたりしかば、九月奉行より之をキュルシウスに傳へたり。されど貿易として商品の授受をなすは長崎港に限るべしとの言を添へて、仍會所交易の舊法を依用したりしが、下田の開港と海軍傳習の教師渡來とにより、長崎以外の鎖國は漸く破綻を生じて私貿易の進潮を見るに至り、水戸老侯の內戰外和の詭謀も畫餅に歸して、その造船を急ぎたるも無效に畢り、爰に京都の激論と江戸の偸安とは衝突するに至りき。此間公は沈靜の態度を持して海軍創設の手を順序に運ばれたり。

蘭館に於る鑄砲質問

公の期待せられたる和蘭軍艦渡來するや、該艦試乘の願ひも聞濟になりたりしを以て、公は委曲見聞を遂げんと欲し、閏七月十二日警備巡見として佐嘉を發し、十五日長崎に著せられしに、是朝又海上に白帆四艘見ゆとの注進ありて、やがて英國旗を揭げたる艦隊渡來したり。翌日公は立山に出仕

本島等キュルシウスに就きて鑄砲の質問をなす

キュルシウス懇切に垂教す

して奉行水野と對談し、蒸氣船製造場の敷地は、我鵬ヶ崎の別邸ある所を適宜の地とすと談議あり、蘭艦の試乘傳習は混雜を避くるため公邊、筑、肥と三手に分ちて之をなすことに相談し、乃ち公は乘込を中止して十七日より佐嘉へ發途ありたり。本島藤大夫、杉谷雍助、中村奇輔は、既に蘭館出會の誓詞を濟ましたることゝて、二十日より出島に往き、通詞猶林榮左衛門を通詞として、奉行手附大熊直次郎、大木藤十郎等五人檢使の下に、甲比丹キュルシウスの前に於て、船將ハピユースに質問の條件書を出したり。かくて船將の、鐵地金の選擇が專要なりと言へるに對して、鐵材と鑄鐵の破片とを示したりしに、鐵材は白色剛にすぎ、鑄鐵は黑色軟に失すといひ、其質は可也のものと見受くれど、猶分析せざれば判らず、今少し大なる鐵を持ち來れとて其日は終れり。次で二十三日にギーテレイ砲書を持參せしに、船將は、余の讀まざるものなり、さはれ數年前の著にて今は相違あらんも、此法規に據て製造して可なり、書中のロイク製造所は今猶鑄造を繼續せり、和蘭は雪際亞（スウヱシヤ）瑞典にて鑄製せるものを用ゐる、此國の鐵は鑄砲に最良のものなりとて近著の砲書

にある改正砲尺度表を示し、之は頗る有用のものなりとて船内火藥庫の圖と共に寫し取らしめ、更に大砲ドンドル打の金物、及び雷管を示し、雷管は見本として持ち歸ることを許せり。我よりはギーテレイ書を殘し置きて一覽を求め、更に大砲打ち試しの火藥量を問ひ、精しく其數を受け、交換品は其品目を立會人に告げ置いて歸れり。かくて二十六日第三度の會見をなすや、杉谷は反射爐鎔鐵の實驗を陳べて問答數回に及びしが、遂に砲書の砲架製式縮圖を示して其意見を問ふに及び、ベキサンス砲臺架には三年前の考案に成りたる新式のものありて甚だ便利なり、今度來航の軍艦に六十磅ベキサンス砲を架するもの卽ち是なり、就て見られよ、然し此圖の如きものも全く廢物にはあらず、猶城塞、海岸砲等に用ゐらる、又舊式のロルパールト式にも海岸に用ゐるものあり、是をベキサンス砲に用ゐるも不可なるなしといひ、更に語を進めて、元來カロナーデの如き短砲は海岸砲としては其利極めて少く、六十磅以上のベキサンス・ボム加農の方有效なり、六十磅ボム彈は一發にてよく敵艦を擊沈す、八十磅以上は其效愈、顯著なり、普通の彈は殆ど

ベキサンス ボム加農を 備ふべし

艦を弱むる力なしといへり。依て反問しいふ、是春來港の魯艦の、中段に六十磅砲を備へたるの外は、殆どカロナーデ砲を用ゐたるは如何と。船將答へて、其は備砲を取り換ふるの困難なるが爲めのみ、カロナーデ砲を有利と認めたるにはあらず、當港の臺場に備へたる大砲を見るに、殆ど威力あるなし、全速力を以て乘り入る蒸氣船ならむには、二三發の射撃は間にあはんも忽ち通過し去るべし、見るが程の小砲にては縦令命中すとも艦體に少しの傷害を與ふるに止り、懼るべき威力を示す能はず、宜しくベキサンス・ボム加農を多く備へらるべしとて、再三力説したり。かくて蘭艦出入の許可は是日までなりしかど、質問すべき點の猶ほ多く殘れるを以て更に十五日間の延期を願ひ、蒸氣船船將來がかりの折は甲比丹の執次にて質義することゝ、鐵塊四箇、硝酸、鹽酸、硫酸、アルコール入の一箱を持參して船將の實驗を請ふことゝを願ひしに、檢使等は、本島等が船將となせる問答振を宜しからずとして之を許さず、重ねて、御用柄格別の譯を以て從來の如く甲比丹及び醫師に就ての質義を許されたしと願ひたるをも亦却下して、三人の蘭館出入を

藩士水夫等の蘭艦內景視察の許可

差し停めたり。因て聞役より歎願書を出すとゝもに、竊に大木藤十郎について內情を探りしに、杉谷等が船將に議論がましき質問をなしたるを咎めて許可せざるを知りたり。

一方、藩士及び水夫數名をして和蘭軍艦內を視察せしむるとゝもに、更に水夫をして種々の作業を練習せしめんとの願ひは、八月初め許可を得るに至り、奉行所は誓詞をなさしめんとて該視察人員の名書を徵せり。因て藩士六名をして、運用並に造船術、大小砲の用法等を蘭人より傳習せさせんと願ひしに、五日佐嘉より、前三名と橫尾次郎右衞門、橋本內藏之允（新左衞門變名）、田中彌三郎（儀右衞門變名）をして其傳習をなさしむべく命じ來り、水夫は深堀の漁夫より二十二歲より十六歲まで十三名を選出するに至りたり。然るに佐嘉より命じ來れる三名は蘭館出入を差し停められたりしかば、代人の指定を乞ふべく本島は歸嘉せんとしたりしに、五日奉行所より『蘭館出入再願之義當節限り聞置につき尚又念入候樣。』との附札ありて聞き濟みになりたり。されど、本島は別用もありしことゝて、六日出發歸嘉、公に蘭館問答の次第、及

び蒸氣船船將の甲比丹と同室にありて何角と應對したるより、そを差し咎めしため、今度甲比丹、醫師の外は決して應對なき樣附紙あるに至りたることを上申し、軈つて旨を含みて更に十二日出崎し、十四日より横尾、杉谷等と蘭艦に乘り込みて傳習を開始し、水夫等には檣上（ほばしらのぼ）り其他の働きを習はせたり、是我日本に於る海軍創設の初步にして、又水夫徴募の發端なりとす。

水夫徴募の發端

長崎に英艦渡來し、中立條約を締結す

去年米艦渡來の頃より、英佛兩國は聯合して露國に當りしが、遂にクリミヤ戰爭となりて、本年三月其報支那の香港に達するや、同地の經營尚日淺く防備の薄弱なるよりして、滯日露國艦隊の襲撃を怖れたる總督ボウリングは、砲臺を急設する一方在港のサー・ゼームス・スターリングの艦隊をして露國プーチャチンの艦隊を舟山聯島に搜索せしめ、その見當らざるに及んで更に日本近海を搜さしめき。是れ露艦の倉皇長崎を出發したる所以なり。

かくて其後スターリングは、甘察加（カムサツカ）の氷解を候してペトロパウロスクを砲

擊する聯合艦隊に會同したりしが、更に一週間を經るに及んで滿洲海峽を巡邏し、もしプーチャチンの艦隊にして猶日本の港内にあらむか、躊躇するなく砲擊を加へて轟沈せしめんとて、奉行の許諾を得べく長崎に入港せり。これ即ち閏月十五日渡來の英艦四艘なりとす。かくて英艦は入港の後、直に提督より海軍大將ステールレーキ署名の書翰を奉行所に提出したりしが、正月プーチャチンの長崎を去り、三月ポシエット艦長の亦匆々に出帆したりしは、斯かる事情のあるに由れるにて、長崎奉行等御番方に關係あるものに於ては、已にクリミヤ開戰の事を知りゐて其用意をなしたりしことなるべし。かくて和蘭國王の好意による顧問甲比丹キュルシウスの滯在したりしと、奉行水野、目附永井の阿部閣老選拔の有力者なりしとにより、直に英艦の事情は江戸に報告せられたりしが、我御番方にても亦、此の如き戰地より引き揚げ來りたる軍艦なりしを以て、守備に一層の注意を加へて警戒したりしき。

文化辰年英艦長崎に亂暴し奉行を自殺せしめ、以て我藩に恥辱を與へた

英艦乘組員長刀岩附近に上陸す

りし以來、我藩にては英國を以て西洋諸國中最も强情にして『がさつ』(粗暴の意)の國と言ひ做し、專ら之を憚りたりき。されば今度は戰場より來れるを以て、猶更殺氣を帶びて警戒を煩はすべしと注意したれど、高鉾島前に碇泊して至つて溫和の態度なりしに、二十日聊か撞突の事を生じたり。其日の正午比、本艦より六人乘り組みて、折節の干潮に長刀岩前のヒェー瀨へ漕ぎ寄せし一隻の端舟ありしが、一旦本艦に漕ぎ返りて再び來りし時は、あたりは一面の干潟になりゐたりしを以て、其中の二人は上陸して天文器械らしき眼鏡を取り出せり。深堀の番船誰何すれども言語通せず、英人は却て、公役人が檢使に急告せんが爲め出で去りし後、深堀番船を招き、繪圖を示しつゝ日本語にて、長崎、神ノ島、高鉾、四郎島、野母崎、高濱、三つ瀨、高島、香燒、小鹿倉、土井ノ頸、深堀、城下と唱す處に、舟を返して前四人は十二人の乘組となりて漕ぎ寄せ來りたり。かくて其中の一人は、同じく日本語にて、肴買ひたし、金は澤山ありといひしかば、賣る肴はなしと答へしに、私は日本尾張國の御米船に乘り組みたる者にて、十六歲の時漂流し、漸く七年前薩摩まで連れ渡されたれど、命

に係ると申し聞かされて、據ろなくイギリス國へ歸れり。宗門所詰の妻の十八歳なるがある外、島原にも懇なる者一人ありと咄し、渡來の所用向を問へるに答へて、交戰半にオロシヤ船が逃走したるより、直に全艦隊を百七十艘と百三十艘との二手に分ちて追撃に向ひしが、その内より更に四艘當地に渡來せしめたるなり、總大將は本船にあり、此瀨に上りたる頭分の人が副將軍なり、自分は米方役を勤め居る者にて、重ねて歸りたしとは思はざるなりなどいひたりき。やがて公役人嘉悅孫三郎等の來るに及び、皆さまバッテイラに御掛けなさいと挨拶しゐたりしに、更に檢使來りて、何故に無斷にて上陸せられたるかと問ひ合せたりしかば、さきの尾州御米船に乘り組み居たりと稱する者より、地續きならば揚らざれど、此は滿潮には海となる瀨なるを以て、敢て差支なかるべしと答へ、更に檢使の、尤もなり、左樣の時は拙者などへ申されて上陸あるべし、最早用は濟みたるかと謂へるに對し、今日は濟みたり、船がかく多數集つては天文の考へは致されず、此上揚陸したき節は本船より印を立つるにより出張ありたし、段々御苦勞をかけたれど、以後も

英提督の強請

宜しく願ふなりと挨拶を述べて、一同端舟に乘り、夕七時半(午後六時前)比本船に歸りたりき。かくて他に異狀もなかりければ番船も引き還れり。此事は英艦船員の島嶼に上陸も爲さずして穩順に碇泊しゐたることを證するものなるが、そは又一方に英國人をして、我鎖國法の苛察なるを切實に感知せしめたるべし。されど彼の艦數を誇張してペトロパウロスク會戰のそれに幾倍加するを告知せるは、亦我を威嚇する態度たるを免れず。

スターリング提督は書面を長崎奉行に提出し、返答の緩漫を許さず、急使を以て江戸に報道すべしと要請したり。由來長崎御番方にかゝる急報は國家に關する最緊要のものなるを以て、通信不便の時代ながらも、爲し能ふ限り迅速に往復すべき仕組をなしたりき。即ち普通の急用の、驛遞にて一時(今の二時間)三里走りに傳達せられたるに對し、無時早走(むときにはやばしり)乃至町飛脚などを用ゐて非常の急用を辨じたりしかば、一週日以内にその報道は江戸に達したりき。さて此英艦の要請に就いては、江戸には其月中に商議を決して處分を定め、よりて八月初旬に至り、奉行水野筑後守、目附永井岩之丞の兩人へ談

判委員として全權を委任すべき命到達したり。

談判開始

兩人は是を英國提督に告げ、十二日彼を西役所に延きしが、是日は、談判開始の式に了れり、去年露國使節應對の例の如し。我藩は當番なるを以て、假番所勤めの物頭其他の役々を定めて之が警衞に任じたり。

談判の內容經過

次で翌十三日提督等改めて西役所に最初の談判を始めしが、提出の書面は、溫和の態度にて、ブリタニヤ國に於ては貴國の法に背くこと無し、只歐洲の軍事について參りたり、其は別儀にあらず、敵船に行き逢はゞ戰に及ぶべきを以て、豫めそを伺ひ置くことなりと書かれたるものなりき。然るに水野は、初めその書面の意を、露國との戰爭について日本の港に其船を繫がむとすることゝ解したれば、港內にては相成らず、其は沖合にての事たるべしと答へしに、提督乃ち、港に入つて戰爭するは何れの國法も許さゞるところなれば、日本にても同樣なるべし、只船の破損したる時には、兵士の負傷を療治するは勿論、船の修繕、薪水、野菜、其他の食料買入のために港に入る要あるを以て、其免許を得たきなりといへり。よりて水野首肯して、其にて了解したり、貴國の船艦

日英條約締結

の碇泊地として長崎以外更に二箇所程定め置く事となすべし、海上の戰は此方にては構ひなければ、港内にては斷然相成らずといひしに、其は勿論の事なり、たゞ露艦の來泊しゐる以上、之を見棄つる譯にはまゐらざるなりと答へ、かくて水野は、尙書面にて要求せられたしとて、是日の談判を畢へたり。十六日提督より改めて箇條書を差し出しゝかば、奉行より直に之に答へしに、十八日に至り提督重ねて西役所に第二回の談判をなし、其結果、長崎、箱館の二箇所に船を繋ぐを許し、其處にて船艦を修覆し、食料を買ひ入れしむる事となしたりしが、其際提督より、戰爭のためには叶はざるかと推し返して問ひければ、水野對へて、戰爭のために許さむは萬國みな我敵となるべきにより相叶はず、他の用辨のためならば長崎にては明日よりするも差支なし、箱館其他の奉行も承知の上なるべしと答へ、更に提督の、委細承知せり、こは軍艦のみならず、商船にても苦しからざるかと問ひたるに對して、薪水、食料、船破損ならば商船にても苦しからずと答へたり。越えて二十三日、第三回の會見にて、提督以下士官へ幕府よりの賜物を披露するとゝもに饗應をなし、

同時に左の約文を定めたり。

此度

大貌利太泥亞(ブリタニヤ)國の軍艦ウヰンセストルの總督ヤーメス・ステイルリンキに相會、長崎奉行水野筑後守、御目附永井岩之丞

大日本帝國政府之命を請、薪水食料等船中必要之品を辨じ、又は破船修理の爲、肥前の長崎と、松前の箱館との兩港に貌利太泥亞國之船を寄することを差許す。

一　長崎は今より其用を辨じ、箱館は此港退帆の日より五十日を經て船を寄すべし、尤其地々々の法度に從ふべし。

一　難風に逢、船損ぜずして兩右港の外へ猥に渡來不㆓相成㆒事。

一　此後渡來之船、若し日本の法度を犯すことあらば、右の兩港に來るを禁ず、船中乘組の者法を犯さば、其船將屹度其罪を糺さるべし。

一　此度約する兩港の外、今より後外國へ差免すことあらば、其國と同樣貌利太泥亞船民へも可㆓取扱㆒事。

一　右の通決定の上は、尚
大日本國大君と、大貌利太泥亞女王と承諾の旨、委任貴臣の書面、今より
十二箇月中に、於長崎取替可申事。
一　右之條件政府之命によりて定る上は、此後渡來の船將かはるとも、此
約定替ることなし。
嘉永七甲寅歳八月二十三日於長崎鎭府定之
水野筑後守　花押
永井岩之丞　花押

該條約の草定と蘭甲比丹

是れ日英兩國の間に締結せられたる最初の條約にして、戰時の局外中立に係るものなり。此文案の草定には、西洋の國際に略ぼ通じたる和蘭甲比丹の贊助多きに居る。かくて日本は鎖國より出でて世界交通の光明に接し、始めて國際に禮儀作法の存するを知るに至れり。而して此三回目の談判に方り、英の提督以下諸士官の、戰場より來れるに拘らず、極めて溫順なる態度を失せざりしに反し、陸上を警備したりし者の、例の陣笠、陣袴（黑綾絹の緣ある袴）を

著飾り、古風の華美を耀して武威を示し、組頭の牀几に踞して武張居たりしは、頗る奇觀にてありしなるべし。かくて二十九日の朝英艦は錨を拔き、舳艫相啣みつゝ港を出で去れり。

公蘭艦に乘り込みて大砲機關を視る

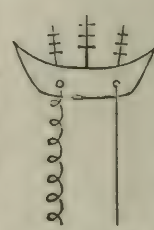
公蘭國軍艦に乘る

長崎なる英艦の談判の結了するや、公はその遠からず出帆すべき報を得、八月二十二日佐嘉を發し、二十五日長崎に著せらる、隨員は御年寄鍋島市佑、御側頭原田小四郎、下村七右衛門、御側目附德永傳之助等なり。然るに英艦の出發は延引したりといへ、交涉は穩和に解決して、不虞の警戒を要せざりしかば、公は港内商船の傍に碇泊する蘭艦スームビング號に乘り込む認可を請ひ、その許さるゝに及んで、翌二十六日朝五つ時(午前八時)邸の波止場より船を出さる、德永傳之助は聞役鍋島新左衛門と先發して艦内を見繕へり。公は平服の羽織袴に革足袋をはかれ、他は羽織なく紺足袋をはけり(靴の代用なり)。かくて公の乘り込まるゝや、檢使は甲板に拜謁したりしが、船將グハビユー

スは船將室の戸外に迎へ、室內に延いて椅子を侑む。士官到りて交〻敬禮せり。公はその左、右、後に隨員を控へしめられて船將に款語あり、乃ち德永より之を通詞楢林榮左衞門、本木昌造に命じて通ぜしめき。かくて茶菓の饗畢るや、船將は公を導いて大砲、蒸氣機關等を巡覽せしめ、甲板に延いて大砲打方、銃陣調練を演じ、砲門より艦に跳り入らんとする敵兵を防禦せんとて水兵の各手劍を執りて走り回る狀をなし、其外又甲板に飛來する敵彈躱避の態等を演じ、以て公の覽に供せり。

公は一旦乘船に還りて晝餐を喫し、午後再び乘り込みて、船將室に海陸戰圖、著名の軍艦、城塞、砲臺及び大小銃の圖を閱覽し、通詞によりて質問ありしが、公は更に、奉行水野より當艦所持のものに祕彈ありと聞き及ぶ、一見したしと望まれたり。然るに船將は之に答へて、其は千八百四十四年(弘化元年)に蘭人ブルボムといふ者の發明せるものにて、甚だ奇巧なる彈丸なり、されば國王も深く之を祕し、軍艦に交附するにも勅封を以てする等、極く難戰にあらずんば發射するを許さゞる國法を定め、船將及び二三上級士官の外は取り

扱はしめず、されば勿論其彈は當艦にもあれど、尊覽に供する能はざるなりといひたりしが、然らば其奇巧の大略にても承はりたしと公より請はるゝに及び、鉛筆にて左の圖を書き、ブルポム彈は右線の如く直行するを以て百



發百中す、普通の彈は左線の如き旋回をなし行けば命中を誤ることあるなりと答へたり。かくて公より更に海軍興張の意見の諸問ありしに、いづれ蒸氣軍艦を多數御用意なくては不可なりと極論したりしを以て、公は、然らば先以て此船を所望したしとありければ、船將は事の意外なるに驚きし風情にて、當船は貴命に應じ難し、されど別に御註文あらば何時も御手に入る樣周旋すべしとて、其註文の書面を乞へり。公は、それは手續を要することとなるにより、追て奉行の手を經て註文をなすべく其心得ありたし、而してその艦體は堅牢最上のものたるべく、大砲其他をも全備すべき樣周旋を望むとありければ、船將は委細承知いたせりとて領掌したり。スームビングは百五十馬力の外輪汽船にて、備砲には六十磅ベキサンスと長加農各一門、三十磅カロナーデ四門、十二磅長加農一門、十二拇(ドイム)臼砲、

スームビング艦獻納せられて觀光丸となる

忽砲、及び雷銃數十挺あり。而して其諸砲はみな雷管發火の裝置をなしたりしが、船將は之を說明して、此改良は僅に五六年前の事なれど、今や燧石を用ゐるは一もなし、此小銃は燧式を雷管に變改したるものなりといへり。然るに是艦は、後に幕府へ獻納せられて觀光丸と名けられ、海軍傳習開始の船に充てられき。公の所望が其端をなしたるは不思議なりといふべし。

公は又長崎港內の備砲につきても意見を問はれしに、船將は鉛筆にて(一)大浦海岸(二)西泊海岸(三)戸町北海岸(四)稻佐海中築出し、四ヶ所に各六十磅ベキサンス砲十六門づつと書いて答へ、神崎に船艦を備ふる必要はなき歟てふ公の問に答へて、當港は狹隘なれば、兩岸に前の巨砲を備へば船艦の必要はなかるべし、外港は廣濶なれば、六十磅以上の巨砲六十門と軍艦十二隻とを要すべく、此防備を完成せば、六十艘の敵艦襲來すとも懼れなかるべし、六十磅の一發にて敵艦を擊ち沈むるに足る、八十磅の威力はこれに倍すといへり。かくて船長室の直下なる火藥庫に、本島藤大夫をして通詞楢林をも伴ひ入らしめ、以て內部を觀しむ。夕七つ時薄暮過ぎ、公は乘船に移りて歸邸

奉行等の蘭艦試乘

ありき。

其後九月朔日、長崎奉行水野筑後守等蘭艦に乘りて、伊王島の海上まで航行せしめ、以て運轉の狀を實驗す。一方には又同艦に就き、日割を以て各科の傳習をなしゝに、諸藩派遣の傳習生增加して、益、混雜を生ぜんとしたりしかば、筑前と協議し、兩藩には御番方の任務てふ特別の譯あれば、日割の外の乘込を許可ありたしと請求したりしに、和蘭軍艦は急に歸裝をなし、五日碇を拔いて出帆せり。

幕府講武所新設

去年米露軍艦の渡來してより、幕府も諸藩も俄に海岸防禦の準備をなすに至り、公の多年阿部閣老に勸告して幕僚に入說せしめられたりし事は、漸く事實となりて現はれんとするに至れり。抑も日本の鎖國裡に武を忘れたりし間に、世界は火器專用の時代に進入して、機巧精銳當るべからざる武器を採るに至りたれど、良く詮じ來れば、そは船艦の蒸氣となり、銅砲の鐵製

利器の使用は人に俟つ

となり、銃砲の雷管となりしまでにて、皆最近數十年間の發明によるものに過ぎず、故を以て必ずしも日本は後れたりとは斷言する能はざるなり。且つ器械は資力を以て買ひ得べし、「工其事を善くせんと欲せば先づ其器を利す。」といふとはいへ、使用者にして拙くば、利器も其巧をなさず。唯我太平の久しき、諸士小成に安んじて遊惰に耽り、器械を備ふるの資力なきのみならず、又これを使用する能力なかりしため、俄に外國の利器に對するに及んでは恐慌周章、せざるを得ざりしにて、水戸老侯をして「今更致すべき様なく當惑す、今となり打攘ふが宜しとも申兼る。」と言はしめたるは、この理由によらずんばあらず。然るに公の沈著にして周匝なる、時代相應の器械を備ふるとゝもに、之が使用に當る士をも訓練せんと、極度の儉素を以て之を導かれたりき。凡て士は祿を食みて生活せるに拘らず、職責を忘れ遊惰に流れて、竟に墮落に至るものも少からず、因て公は、自己の責務を講習努力せしめば、諸士いづれも遊惰の暇なきため、自然に華奢を去りて氣力を生ずべしと考慮せられ、藩政改革の初めより、常にこゝに注意ありき。然るに江戸の

講武所設立の議

川路左衛門尉の建言

如き都會は、久しき華奢に慣れたるより、到底これ等の事は行はるべからず。よりて因循して今日に至れるにて、俄に米國軍艦の渡來を目睹するに及び、昏睡より醒めたるが如き有樣にて海防掛に講武所設立を議せしめたるなり。かくて都下三箇所ほどに之を設け、大番頭の中より適任を選みてその總裁となすとゝもに、旗下御家人の其術に達したるものを選みて教授頭となし、其門弟の巧者なるものに教授、出役、世話役等を命ぜり。即ち鐵砲洲築地の佐倉藩中屋敷、筋違橋御門外の加賀原、四谷御門外の間ノ馬場の三所を講武所として、武術の稽古所、及び射的、銃陣の調練場を開き、深川越中島の海岸埋立地なる廣濶の不用地に大調練場を開きて、大小砲術の調練をなすに決し、九月頃より其地開きに取り掛れり。川路左衛門尉は時弊を痛論して財政、教育の事に論及せる一篇の書を阿部閣老に提出せり。其要に當時寄合、小普請無役の面々總高合計百三十萬兩に及ぶ、是十萬石の大名にて三萬石無役の者を養置くに當り、困入りたる儀に御座候、先づ文武二道を引付て教ふるより外に差當り然るべき考も無之候。松平肥前守の如き、前代は御備

向未熟にて御科に相成候處、當今は別段の御褒美相成樣に相成候。小身にても江川太郎左衞門の如きは、先代には並の代官に御座候處、當太郎左衞門世話致候故に、家來手代の者まで何れも一騎當千のもの出來申候。肥前守人數、又は太郎左衞門家來とて、別段に生れたる事にて無ㇾ之候、只唯世話致候と世話致さゞるとの相違にて、行末は天地懸隔の樣に相成候云云。」といへり。是れ川路は田中善右衞門と親交して鑄砲、築堡、造船等の事を共に謀りたりしのみならず、藩內を勸誘し、遊惰の氣習を去つて、士氣を鼓舞せんとせられし公の、武士にその職務を盡さしむるため、當今專用の銃陣砲術の訓練其他相當の教育を施すべく勵まれたる趣意を了解し、且つ長崎往來に公に親炙して、其耳にしたる言を暗にほのめかしたるものにして、講武所の設立は、我中折の調練場に於る火術方の設置に倣ひたるものなり。

江川英龍は伊豆韮山を陣屋とせる彼國代官の家にて、資格は百五十俵の小身なれど、蘭學に通じ、長崎の高島秋帆より西洋火術を傳習したり。さればば十餘年前鳥居耀藏と共に房總海岸の臺場を巡檢せし時の如きも、彼の調

査はよく要を得て、鳥居の空疎なりしとは非常に異彩あるものなりしかば、鳥居一派の儒學者より妬まれ、蘭癖の一人として排斥せらるゝに至りしも、その精敏强幹は益〻名望を集め、遂に西洋火術に於る第一流の人なりと推さるゝに至り、因て公は益〻深く之を信用ありて、長崎の築堡鑄砲にも委しく質問贊談を遂げられたり。佐久間象山は江川と親善にして深く公を推戴したりと雖も、公の象山を見るは英龍に如かざりき。佐嘉の銃陣を始めたるは頗る早かりきと雖も、爾後英龍は下曾根金三郎と江戶に高島秋帆に學びて之を完全に會得し、更に工夫を加へて頗る巧者なるものありしを以て、公は岡鹿之助(喜智)田口忠藏(貞通)二人を江戶に遣はし、下曾根に就いて岡には砲術、田口には銃陣、太鼓の打方を學ばしめ、更に又江川にも韮山に赴いて學ばしめられ、その歸り來るに及んで之を火術方に採用せられしかば、これより火術方の銃陣に韮山式といふものあるに至りたり。蓋し齊しく蘭人傳習の銃陣なるに拘らず、この別式あるは、該式の指揮語その他に於て日本に適せしめむとする工夫を有したりしに由るなり。初め佐嘉に於る銃陣の指揮

韮山式銃陣

語は蘭語なりしが、韮山亦同様なりしを以て、夷狄の語を以て日本の兵士を指揮するは不當なりとて酷しき非難起り、よつて英龍は譯語の工夫をなして韮山式を始めたり。されば佐嘉にても亦蘭語を用ゐるの不便なるより、之を國語に改譯せんと企てたれども、國語には代はるべき名詞乏しく、又指揮語としては音聲の響きあしくして、多人數に透徹せざるものありしを以て、韮山式の採用も亦その議進まず、只管譯語に苦心を凝らす外なかりき。譯語の面白からざる一二の例を舉げむか、蘭語の「ゲール」は音聲よく響けども、之を舊稱の鐵砲と譯せむには、燧式の銃に適せざるのみならず、音調も亦甚だ響かず、況や銃などの語調を失せる譯語をや。小筒、大筒の呼分けに對し、韮山にては小筒の筒には銃の字を嵌めて小銃大砲と唱へ分け、指揮語の際には和蘭の語法によりて、「擔へ銃」「下げ銃」「著け劍」と號令することゝなせり。されど實地に呼び試みるに及んで、音聲引き立たざるため不便なりしかば、佐嘉にても大に窮し、已むなく日本の語法によりて、「筒取上げ」「筒下し」「劍著け」等の號令語を定めて、安政年間は專ら之を用ゐたれど、隊列人數の多

きを加ふるに從うて場内に響徹せず、よりて再び和蘭の原語を覺えしめんと試みたることもありき。又銃陣に著用する服も洋服を不可とし、因て稽古には袴を攝げたれども、正式の時には、韮山にては裁附袴を用ゐ、佐嘉にては士は裁附袴、卒は半纏、股引と定めたり。又韮山にて、紙縒を編みて製せる蛤形の笠(今の禮帽の如き物)は、韮山笠とて佐嘉にも流行せり。かく銃陣の外に砲術築堡を精研して造船に及び、海防攘夷の論の諸國に囂々たる當時にありて、直に精力才能を以て是等の西洋風を日本に採用し、其部下併せて諸藩士に之を教習したる江川の功は著大なりといふべし。されば公は甚だ敬重して毎事質問せられ、以て全國を啓誘するの端を開かれたりき。

江川氏の反射爐

英龍は、品川砲臺建築の主任となるや、反射爐による大砲鑄造の必要を建白して、遂に湯島に工場を設けしに、何故か又その鑄造場を伊豆に擇むことになり、よりて、運搬の便宜を勘辨して賀茂郡出合村に建設すべく土地を開きたり。然るに米國使節再來して下田開港の決せらるゝや、その位置の該開港に近きを以て、米人の遊歩彷徨し來るべき不都合ありとなし、更に移し

て韮山附近の鳴瀧に該爐を築き起すべく決し、かくて本年四月二十一日より愈、工事に著手せり。蓋し當時水戸老侯、阿部閣老は失意して臺閣にあらず、卽ち伊豆に退いて工場を設くるに至りたるは、亦這邊の事情によることなるべし。

長崎奉行新砲臺及び佐嘉の鑄砲場を觀る

長崎港內防備充實の議

九月公は長崎より歸城ありし後、幕府より特典の重賞を受けたる祝賀を舉行せらる。軈て例の汛季終りて和蘭商船の出帆期となるや、十六日より再び長崎に赴いて二十三日歸城あり。本年露英の軍艦の交〻渡來するや、伊王、神ノ島新砲臺を築成せる我藩は、番の當非を措いて長崎港の防備を一手に引き受け、筑前はたゞ內外港の威力なき臺場を警備するのみにて、港の安寧を保つに足らざるものありしかば、港內防備の充實は漸く時人の議する所となれり。是より先き長崎奉行は其砲臺の改築について江戸より委任を

長崎奉行の新砲臺巡視

受けたりしが、江戸の詮議の遲々として捗らざりし半に、露英使節の渡來となり、因て之との西役所に於る談判に忙殺せられて、亦砲臺改築の暇なきに至り、かくて汛季の終りとなりたりき。當時西洋各國には蒸氣船の發明と共に造船、航海の術も進歩し、彼國人は風の順逆を問ふなく、冬季にも自由に洋海を健歩するに至りしを以て、是まで半年交代と稱したる長崎も、終年その警固を解くを得ざる事となりたりしかど、汛季終り和蘭商船の歸帆するに及び、仍ほ例により今年は當番の警固を解除したりき。

さきに英艦の渡來するや、伊神兩島の砲臺は玉込して戰鬪の準備をなしたりしが、今や無事英艦も出帆したるを以て、其裝塡せる砲彈を發射せざるべからず、因て長崎奉行荒尾石見守、目附永井岩之丞は其期會を利用して兩島を巡檢する事となりたり。かくて十月二十五日、兩人神島に渡りて處々を臨檢するや、西郎島備への百五十磅砲二門、八十磅砲二門より例の如くガンダイ島を標的とし、凡そ二十發の込玉を發射し、敵艦擊沈の演習をなして覽に供せり。是時兩島の工事は未だ完からず、而も本年中に竣成すべき筈

水野奉行我工場に幕府御用の大砲鑄造の狀を視る

なりしが、冬季に及んでは海上の風波荒くして操工自由ならざるより、來春を期して一先づ休業するに決し、十月役々は該島を引拂ひて佐嘉に歸れり。

英國提督との條約締結、內目臺場改革等の事を報告する必要のため、伊王、神ノ島巡視に先だち、十月初め長崎を發して歸府の途に上りたる長崎奉行水野筑後守は、佐嘉宿泊の序に幕府御用の大砲鑄造工事を一覽すべく望みたりしを以て、公は工場に臨みて之を接伴し、以て委しく工事の現狀を示されたり。水野は此機會に公に親接し、以て長崎、江戶の海防及び當今の形勢に對する政策の要領を諮詢するを得たりしが、公も亦阿部閣老始めに將來勉むべき目的などについての所思を披陳せらるゝ機會を得られたりき。去年米艦渡來して世上一般に動搖するや、公は參府して對外の國是政策について鬱勃たる其抱懷を披瀝せんと希望ありしかど、長崎の警備に忙はしくて意を果すを得ず、よりて公は甚だ之を遺憾とせられたりしが、其後露使との談判によりて幕府樞要の人々の頻々長崎に往復するに及び、佐嘉も一時忙劇の衝地となり、爲めに公は是等幕吏を介して江戶と意見を交換するこ

とを得て、多年の宿志を發展せられたりき。此際に於る建白は亦甚だ多かりしが、中に指を屈すべきは海軍創設の事なりとす。

蒸氣船製造の經畫、蘭學奬勵

北山大久保村に大砲の演習地を開く

長崎砲臺備砲は略ぼ製作の豫定數に達したりしが、今は幕府の御用に應ずるのみならず、諸藩の註文をも受くべき事となりたれば、築地の舊大砲製造所を六座町に合併し、益〻規模を擴張して多數の巨砲を鑄造するに堪へしむるものとなせり。かくて砲身の錐鑽を遂ぐれば、これを岩田に運びて試射をなし、毎月發火演習を行ひたりしに岩田は道程遠くして、往還に日時を費し、ために演習の捗らざるのみならず、大砲機械の運搬にも少からざる冗費を要したりしを以て、佐嘉の北山なる小城私領の大久保村に新臺場を築成して大砲の演習地となすに決し、乃ち是月より工事に著手せり。是より士卒は小銃には中折の調練場に、大砲には大久保の臺場に往來して其術を講究することゝなり、岩田は圓極流の大筒小筒の演習場となしたり。一方

には長崎にて蘭人に質疑したりし結果、蒸氣船製造の意を決し、まづ內廷に車船(蒸氣船をいふ)製造方を設けてその計畫を議せしめしが、略ぼ要領を得るに及んで之を政府に移し、十一月の末より御番方に於て隱居國老鍋島十左衛門に蒸氣船製造心遣を命ぜり。爾來船手には、蒸氣船を建造し、艦隊を編成して海軍を起し、以て海防に用ゐるべきに決定し、御番方、目安方等より委員を選みて其職を兼帶せしめ、以て其施設經營の順序を商議せしむ。次で製艦には莫大の費用を要すべきを以て、其財源を求むる方法を調査せしめ、是に

車船製造方と代品方

於て國產方の外に又代品方(かはりしな)を設置せり。當時經濟思想の幼稚なる、此制度を以て射利の徒が種々の名目の下に政府を蠱惑するものと做して誹る者も少からざりけれど、國產方と代品方とは全然同じからず。國產方の領內の產物を富殖する職たるに對し、代品方は其物產より外國人の貿易を欲すべき品物を興し、蒸氣艦購入の代價に充當すべき物品を掌る所なり。かくて去年正月に有米遣合せの件を調査したる人員より多く之を兼ねしめたるが、此三題目は公の財政に於ける志業發展の跡を偲ぶ好適の名稱なれば、尙

茲に之を說明しおかん。公は初め極度の儉約を以て極度の困窮を拯はんとし、有米遣合せ、即ち水田の租入による政費の支辨をなすと共に、其剩餘を長崎防備の資に充てんと、消極的の基礎に立ちて領內士民の衣食に自給自足の道を謀られ、十餘年の辛勤を積むに及んで漸く餘財を生ずるに至るも、依然其有米遣合せの基礎を踏み止めて質素を守られたりき。然れども其對外の職責に於る志望は飽くまで積極的なり。即ち外國の形勢高壓し來りて、武器船艦の改良にます／＼宏費を要するに至るや、小物成地の山海原野に向うて財源を開かんとせられ、乃ち國產方を設けて、棉、麻、楮、櫨を耕種すると共に、薪炭、魚鹽、海藻等あらゆる利を採りて領民自給の物を豐足せられしかば、其利益を積む十餘年に及び、長崎海門の砲臺は築成せられ、而も石炭、白蠟は巨額の貿易品となるに至れり。かくて從來は陶磁器を唯一の貿易品となしたりしが、白蠟の蘭商に需用せらるゝに及んで其製造を奬勵し、去る嘉永五年長崎奉行所に請うて會所へ直納する道を開きたりしに、翌年（即ち丑年）四月の製造の季節には、長崎商人の佐嘉に入り込みたる聞えあるに至

士に命じて蘭學を修めしむ

りたり。よりて御掛硯方より久米復藏を出崎せさせ、聞役鍋島新左衞門と其取締を謀らしめて、聞役の書記（主從格の輕卒）吉田新兵衞、御屋代（長崎人にて邸内に住居し市内の代表人たる家）江越、平石、古賀の三人を紅毛向の晒蠟會所直納掛となさしめ、惠美須町の彌助といふ者を晒蠟の水揚納附の心遣人となし、六月より之を實行せり（露艦渡來の前月）。次で更に陶磁器にも直輸出の計畫をなしたりき。爾後蘭國へ誂へたる蒸氣艦の價に代へ、國産中の陶磁器、白蠟、石炭、小麥の四を蘭商に與ふるに至りしかば、此他にも生産の道を得ば、猶代品たる物を得るに至らんとの問題起りき。是れやがて代品方の設けありし所以たり、後に詳述すべし。

時代既に此の如く變りたれば、益々蘭學を興して西洋の知識を吸收する必要を感ずるに至り、乃ち先づ學校の内生寮書生中に最も學才優りて將來有望なる者の資格を酌量し、その半數に蘭學を修めしむる事となし、大木民平、實松省一郎、竹野作之進、長森傳次郎等は之を學校に留め、實松、長森には江戸留學を命じ、小出千之助、石丸虎五郎、江藤新平等は無息（二三男をいふ）及び手明鑓な

蘭學寮の資格を進む

れば、強ひて蘭學を修むべく奬勵して（江藤は眞木、中牟田等と同時と云ふ）蘭學寮に入らしむ。士に蘭學を命ずるは是より始まる。其後やゝ後輩の眞木鐵太郎（後安左衛門）、舍丸欽吾（後中牟田倉之助）、廣渡逹之進等も亦命ぜられたり。是までは大石良英、大庭雪齋の二人をして頭取役の名義の下に敎導せしめたれども、今は專ら蘭學も火術研究の學問となりて、漸次に就學するものを增し、優秀の書生には蘭學寮の定詰（學資を給して寄宿せしむるを云ふ）さへ命ずるに至りたれば、こゝに蘭學寮の資格を進めて頭取の名稱を敎導と改め、澀谷良次を敎導差次とし、更に其次に指南役三人を置きて永松玄洋、宮田魯齋、坂本德之助に之を命じ、白石の家士深川玄哲を雇とし、合せて七人の敎職を置くに至れり。かくて始めて蘭學に學校の體面を具ふるに至り、その出身者は聽て長崎に出でて蘭人に就いて海軍の傳習をなすに至りたりき。

是冬、公の幼時よりその敎育に當り、就封の後も側に在りて政治を輔けたる御年寄牟田口藤右衛門は、老病勤務に堪へずして職を辭しければ、高木長左衛門を以て之に代へらる。牟田口はやがて隱居を遂げしにより、公は積

年の勤務を賞して終身隱居料十五人扶持を賜ひしに、明年に至り、彼は七十四歲にて物故せり。十二月幕府は將軍宣下により前將軍の判物を回收して新判物を渡すべく達したるを以て、御側頭下村七右衛門を江戸邸の頭人に命じて之を持參せしむ。

品川臺場の備砲

江戸に於ては追々回漕し來る佐嘉の鑄砲を品川臺場に備へ附けんとしたりしかば、田中善右衛門は、砲術家田口忠藏(通貞)岡鹿之助(喜智)をして豫め往いて現地を視察せしめたり。よりて二人は、十二月二十六日他の掛員と共に、金杉橋より平田船に乘りて臺場に赴きしが、先づ一番臺場に到れば、此は川越侯松平大和守の持場にて戍士約二十人許りあり、その南面の圭角の左右に銅製八十磅砲雷管仕掛のもの十門を備へ、彈藥として柘榴彈二千五百箇、ブリッキドースス彈千五六百許りを蓄ふ、卽ち東西兩面を空うして、こゝに我鑄砲を備へむとするなり。三番臺場は忍侯松平下總守の持場にて二十四磅の銅砲十門を備へ、其彈は實丸のみなり。二番は會津侯松平肥後守の持場なり。而して二番三番共に、我鑄砲を備ふべき面は一番に同じかりき。

下田に露艦渡來し戸田にて造船す

プーチャチン再び到る

幕府は露艦使節プーチャチンに樺太境界議定及び箱館開港を約せしを以て、松前藩領の箱館を開港場とすべき經營に著手し、堀織部正(利熙)を箱館奉行に命じて、箱館附近の守護を命じ、併せて露使との談判の準備をなさしめたれども、英佛聯合艦隊の攻擊を避けたるプーチャチンは、航海の自由を得ざることゝて一向到らず、漸く九月十八日軍艦ヂャナ號に乘り、虛隙を擊つて大阪灣に渡來したり。されば大阪にては唐突の變とて騷擾一方ならざりしが、同じ近畿のことゝて京都の雲井にも驚愕あらせられ、その影響は處士の慷慨を激動したり。かくてプーチャチンは一封の書を提出したれど、大阪城代、町奉行は之を受くるを肯んぜず、江戸に急報して命を請ふとゝもに、伊豆の下田港に赴かむことを諭しゝかば、露艦は十月の初め大阪を發して十五日下田に著せり。かくて幕府は筒井、川路を應接掛となして下田に遣はし、以て露使を稻目寺に延いて談判を開かしめしに、偶〻その談判中、十一月四日

君澤の戸田港灣を露艦の回航地として許容す

大地震にて海嘯起り、露艦ヂャナ號も爲めに艦底に大破損を受くるに至れり。よりて英佛の軍艦を怖れたりしプーチャチンは、下田港の窄くして冬季に於る大艦碇泊の危險なるを理由とし、以て別に良港を借りて船を修繕せんと請求したりしかば、筒井、川路はその意を諒して斯くと江戸に報ぜしに、水戸老侯のみ下田以外の寄航は不可なりと主張したれども、衆議は下田附近の地を選んでこれを許すに決したり。よりて十三日蠣崎の玉泉寺にて談判を開きしに、プーチャチンは乘組の者を遣はして我目附方の者とゝもに伊豆の海岸を廻らしめ、その君澤の戸田港灣を見出すに及んで、乃ち此を指定して廻航地とせんと請ひたりしかば、我は之を許可したりき。かくて兎角に日を移して二十六日露艦は下田を發せしが、折惡しく西岸に到りて狂風怒濤に會し、遂に十二月二日艦底に創もつ其船脚は弱りて、駿河灘にて沈沒せり。されど乘組員は辛くして上陸し、徒行戸田村に集まりて止宿を定め、此にて雇ひ入れたる我船匠とゝもに乘組の船匠はスクーネル型船の製造を始めたり。多年書籍上にて造船を研究したりし江川英龍は、之を倔强

の好機會となし、乃ち部下を遣はして造船の狀況に注意せしめ、以て始めて西洋の造船術を知るを得たりき。露人は約百餘日にて造船を竣工し、明年三月是に乘り甘察加を指して出帆し去れり。是時江川に緣故あるよりして西洋の造船術を知りたりし望月大象、肥田濱五郎の二人は、後長崎に赴き海軍傳習を受けて、日本最初の造船家となれり。又當時雇はれたる船大工、鍛冶は、始めて西洋流の船材構造の梗概を會得して龍骨の据附、組立を知るに至りしかば、幕府は彼等に命じ之に摸して西洋船を製造せしめしに、三年にして成れりき。是種の船型を名けて君澤型といふ。

君澤型造船

米國條約調印

對米條約調印

米使ペルリは、大佐アダムスに條約を持ち歸らしめ、大統領の批准を受けんとしたりしかば、アダムスは五月の末に下田を出帆したりしが、途次更に琉球を脅かして條約を結び、以て歸航せりといふ。かくて十二月アダムス大佐下田に來りて、日本君主の批准本書と交換すべく求めたるにより、閣老

より左の署名調印の書を授與せり。

條　約　（本文は前五十三章に出づるを以て略す）

右條約本文十二箇條者帝國日本全權林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鵜殿民部少輔と、亞墨利加合衆國全權マテユ・カルプレット・ペルリと、嘉永七年甲寅三月三日武州橫濱村において爲㆓取替㆒候事、相違無㆑之、此度議定之書面豆州下田港において爲㆓取替㆒儀は井戸對馬守へ委任せしめ、以後兩國互に條約屹度相守可㆑申事、尤追而下田に取極候條約附錄は別紙に是を記す。

右大君の命を以

安政元年甲寅十二月

阿部伊勢守　花押
牧野備前守　花押
松平和泉守　花押
松平伊賀守　花押
久世大和守　花押
內藤紀伊守　花押

五月二十二日下田に於て、更にペルリと林大學頭以下との定めたる條約附錄にも、同じく批准書を交附す、左の如し。

日本國へ合衆國よりの使節提督ペルリと、帝國日本の全權林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、都築駿河守、鵜殿民部少輔、竹内清太郎、松崎滿太郎、兩國政府の爲、取極置候條約附錄

第一箇條

一 下田鎭臺支配所の境を定めん爲、關所を設くるは其意の儘たるべし、然れども亞墨利加人も亦既に約せし日本里數七里の境、關所出入するに障ある事なし、但日本法度に悖る者あらば、番兵之を捕へ其船に送るべし。

第二箇條

一 此港に來る、商船鯨漁船の爲、上陸三箇所定置き、其一は下田、其一は柿崎、其一は港内の中央にある小島の東南に當る澤邊に設くべし、合衆國の人民必日本官吏に對し丁寧を盡すべし。

第三箇條

一　上陸の亞墨利加人免許を請ずして武家町家に一切立寄るべからず、但寺院市店見物は勝手次第たるべし。

第四箇條

一　徘徊の者休息所は、追て其爲、旅店設候迄、下田了仙寺、䗩崎玉泉寺、二ヶ寺を定置べし。

第五箇條

一　䗩崎玉泉寺境内に亞墨利加人埋葬所を設け、粗略ある事なし。

第六箇條

一　神奈川にての條約に、箱館に於て石炭を得べきとあれど、其地にて渡し難き趣は、提督ペルリ承諾致し、箱館にて石炭用意に及ばざる事、其政府に告べし。

第七箇條

一　向後兩國政府に於て公顯の示告に、蘭語譯司居合ざる時の外は、漢文

譯書を取用る事なし。

第八箇條

一　港取締役一人、港内案内者三人定置べし。

第九箇條

一　市店の品を選むに、買主の名と品の價とを記し、御用所に送り、其價は同所にて日本官吏に辨じ、品は官吏より渡すべし。

第十箇條

一　鳥獸遊獵は都て日本に於て禁ずる所なれば、亞墨利加人も亦此制度に服すべし。

第十一箇條

一　此度箱館の境日本里數五里を定置き、其他にての作法は此條約第一箇條に記す所の規則に倣ふべし。

第十二箇條

一　神奈川にての條約取極の書翰を取越、是に答ふるには、日本君主に於

て誰に委任有共意の儘なるべし。

第十三箇條

一　茲に取極置し所の規定は、何事に依らず、若神奈川にての條約に違ふ事有共、又是を變る事なし。

右條約附錄エゲリス語日本語に取認め名判致候、之を蘭語に飜譯して其書面合衆國と日本全權雙方取替す者也。

右條約附錄十三ケ條は、帝國日本全權林大學頭、井戶對馬守、伊澤美作守、都築駿河守、鵜殿民部少輔、竹內淸太郎、松崎滿太郎と亞墨利加合衆國全權マテユ・カルブッレト・ペルリと嘉永七年甲寅五月廿二日豆州下田港におゐて爲取換候事相違無之、此度議定之書面下田港に於て爲取換候儀は、井戶對馬守へ委任せしめ、以後兩國互に條約急度相守可申候事右

大君之命を以て

安政元年甲寅十二月

阿部伊勢守　花押
牧野備前守　花押
松平和泉守　花押
松平伊賀守　花押
久世大和守　花押
內藤紀伊守　花押

此交換は下田の長樂寺に於て明る正月五日に行はれたり。米使は將軍の署名を要求したれど、先例なしとて拒み、よりて遂に大君の命を以ての字を加へたるなりといふ。その實は天皇の批准なるには未だ心附かざりしならん。

大君の命を以て

第十九卷　長崎陸海軍傳習

第五十六章　幕府の硬軟兩派

家定將軍の判物授與

家定將軍の判物授與

安政二年乙卯、公年四十二歳なり。去年の暮より寒に中てられしため正元の年賀に臨まれず、五日より起つて事を視らる。十五日庶兄上總介直永鹿島に於て卒す、年四十三。

江戶には將軍宣下につき諸國大小名に新券書（御判物）を授與す。よつて下村七左衞門江戶邸の相談役として參府し、二十五日御判物御禮の使者を勤めたりしが、交代の深江六左衞門は新券書を守り下れり。此御判物の授與は、將軍が天皇より全國武家領地の與奪を委任せられたる大權の發動を證するものにして、德川氏の歷代之を行へること是まで十三度なり。斯くて

御判物は佐嘉城に到著したりしかば、公は謹嚴なる儀式にて之を迎へ、五月に至るや、十一日を卜して祝典を擧げらる。家中の上總登城して之を賀し、御判物を拜見す。公の目通の格にて酒饌を賜はる、前例の如し。

長崎内港砲臺の改良の議

公の長崎防備に藩力を傾けられし先見は、天下の共に賞讃したる所なれど、實は伊王、神ノ島の砲臺も未だ工事中なりき。蓋し去々年の冬竣工すべき豫定なりしに拘らず、其後引き續きて露英の軍艦渡來したるため、その防禦のために工事を妨げられたるにて、ために一先づ休業して春季の波浪靜かなるを待ちたるなり。かくて海門の屹然として威嚴ある防備成るや、長崎市民は舊式砲臺のみなるために、いよ〱内港防備の薄弱なるを感じたりしが、更に露國人に稻佐の上陸遊歩を許すに及び、益不安の念を起し、遂に内港砲臺の改良を切望するに至れり。されど此は幕府より築きて兩藩に守らしめつゝある國設砲臺なれば、亦兩藩の協議を俟つて改築せざるべからず、爲めに自然三方間の因循苟且に累せられて容易に決定を見ざりき。即ち去年の暮、奉行所より之が査定を促すところありたれど、例の三方の情實

内港防備改良の議の因循決せざる理由

の纏綿せることゝて、是春の佐嘉政府に於ける凝議の如きも容易に確定すべくも見えず、蓋し、若し之を急がむか、是も亦、前年の如く、我一手にて遂行せざるべからざればなり。加之、公は初めより、會戰に際しては敵船を海門にて防ぎ止むべく、内港にては陸戰をなすべしとの意見なるを以て、旁々内港舊砲臺の改良の議には、さまで氣乘りせられざりき。

尊王攘夷論の沸騰するに至れる端

一方又幕府は品川砲臺の築造に金七十餘萬兩の宏費を拋ちたるに哽噎せる後とて、表面は之を促しつゝ終に因循決する能はず。蓋し幕僚の多くは、去年來米露英の提出したる條項を見て、鎖國の不可能を自覺するに從ひ、國防を不急とするの俗論紛起して、遊惰の舊態に人を逡巡せしめたるを以て、水戸始め鎖攘を主張して貿易を嫌ふ一派は益々憤慨し、ために遂に幕府の内部には硬、軟、俗、三派の暗鬪を見るに至りしかば、水戸老侯はその意見を貫く手段として、京都の皇威を假らむとするに至れり。斯くて去年來辛じて保たれたりし表面無事の觀は、今年に入るに及んで破壞遂に閣老の更迭を見るに至り、茲に尊王攘夷の論の諸藩に沸騰する端を引き起したり。由來

我藩は長崎御番方を專職となせば、當折柄となりては猶更其責任を盡すに急なる爲め、亦固より他に及ぶの餘力なかりしが、江戸勤務を主とする諸藩は、自國海岸を守禦すると共に、國家の危機に對して藩屛の任を應分に盡すべき義務ありしを以て、各藩とも氣慨ある士の俗論に抗して奮起するもの次第に多く、よりて時局は益〻大變化の途に進入したり。然るに梵鐘鎔銷による鑄砲の太政官符を動機として、こゝに朝廷、幕府の間に軋轢を見るに至れり。

梵鐘を銷して銃砲を鑄造すべき官符

三月三日、さきに久しく絕えたる太政官符を下されしかば、幕府の老中より其施行を諸藩に達せり、左の如し。

海岸防禦之爲此度諸國寺院の梵鐘、本寺之外古來之名器、及當節時鐘に相用候分は相除き、其餘可鑄換大砲小銃之旨、從京都被仰進候。海防之儀專御世話有之候折柄、叡慮之趣深く御感戴被遊候事に候間、一同厚く相心

銷鐘鑄砲の官符

得、防禦筋之儀可二相勵一旨被二仰出一候。（下略）

從二京都一被二仰進一とあるものは普通の文書にあらず。去年十二月、朝權の發動によりて、官、省、臺、職、司、府、寮、及び五畿七道の諸國に下されたる左の如き太政官符をいふなり。

應下以二諸國寺院之梵鍾一鑄中造大砲小銃上事

右正二位行權大納言藤原朝臣實萬宣、奉レ　勅、夫外寇ノ事情、固深所レ被レ惱二　宸襟一也、況於二緇素一何有二差異一、頃年黑夷再乘二入相模海岸一、今秋魯夷渡二來畿內近海一、國家急務只在二海防一、因欲下以二諸國寺院之梵鐘一、鑄二造大砲小銃一、置二海國樞要之地一備中不虞上、速命二諸國寺院一各存二時勢一、本寺之外、除二古來名器、及報時之鐘一、其他悉可下鑄二換火砲一、爲中皇國擁護之器上、及二邊海無事之時一、復又宜下銷二兵器一以爲中鯨鐘上、不レ可レ存二異議一者、諸國宜二承知依一レ宣行上レ之、符到奉行。

安政元年十二月二十三日　（奉行判者人名略）

是に就いて寺社奉行より寺社へ達したる書面は如何なるものか知る能はず。佐嘉領內には、昔は川上の實相院、春日の玉林寺へ勅使の下向もあり

佐賀藩と當布達

たれど、藩初に至り、凡て豐臣關白の定めたる社寺の朱印地は之を私領内に編入し、以て朝廷、幕府及び本山との直接關係を去つて政治の願ひを絶ちたりしかば、此の如き布達は只政府にて承知したるに止まり、民間に知らしむる要無かりき。

されば後此事を傳聞するに及び、去年五月玉林寺の巨鐘を白山の八幡社に移して時の鐘に用ゐたるは、此事あるを豫知したればなりといふ者あるに至りたりしが、而もその決して然らざるは第五十四章にいへるが如し。他の諸藩にては、此事によりて一時人心恟々たるに至れり。曩に米艦渡來に驚かせ給ひて七大社寺に御祈禱を行はるゝや、心あるものは是を目して朝廷の幕府の外交を監視せらるゝ端なりといひたりし程なれば、此の如き太政官『符の煥發に會しては、其耳目を聳動せしめざらんと欲するも得べからず。其文の旨意は『火砲に鑄換へて皇國擁護の器となせど、邊海無事なるに及んでは、復た銷してもとの鯨鐘となさん。』といふにありて、只一時これを大砲に改鑄して海國の要地に備ふとはいへ、やがて鎖國に復して邊海無

當官符と公の防備の本意

事なるに至らば、元の鯨鐘となして法要を修むる用に充てしめんとの廟議の結果に出でたるなり。しかも當時朝幕の間に主張せられたる鎖國攘夷の議にして、果して此に其論據を置けるならば、亦公の本意と懸隔する莫大のものあり。公の長崎築堡は永久の防備なり。曩に將軍の諮問に對へて『夷狄釁を窺ひて、萬一御國體にも關はるべき儀にも及ばゞ、斷然之を打ち攘ふに決せられたし。』といはれしは、卽ち公の鎖國攘夷の本旨なり。蓋し攘夷は國家の獨立を妨げらるゝ場合に決行すべき事にして、夷狄の接遇も道理を以てせば、多くの場合に於て平和なる應接を遂げ得べし。皇國擁護の器は猶武臣の護身刀の如し、必ず拔放して斬るのみを武道とはせず。無理に戰を開いて讎敵視する以上、兩者の容易に和好に復し難きは見やすき理なるに、遽に梵鐘までを砲銃に鑄換へて攘夷を決行せんとす、亦謬れるの甚しきものならざるべからず。されば世間の此事を動機として風說する一再ならず。卽ち先年水戸老侯の前將軍より勘氣を蒙れる一因は、自領內の寺鐘を大砲に改鑄せんとしたることにて、佛教の憎嫉は儒學者、神道家の通

當官符と水戸老侯

態ながら、水戸の學風には特にこの傾向甚しく、ために往々宗教上の反感を買ふこと少からず、されば今度米艦渡來するや、彼侯は福山閣老に迫りて寺鐘を大砲に改鑄せしむるの策を提起したるなりなどといへり。恐らくはこれ事實ならむ。而して、福山閣老は初め之を拒否したれども、老侯の執拗なる十餘回の辯論に會して、遂に屈服せしめられたり。老侯は猶此事を遂行せんが爲め、其姉婿の關白鷹司政通公の、主上より父師の御信頼を蒙れるを利して、陰密に囑託し、叡慮を以て此事の仰せ出さるゝやうに强請したり。されど關白に於ても事不穩の傾あるを以て、猶念を入れて私に之を將軍に諮問せしに、將軍は元より懦弱の質とて『阿部閣老亦既に同意したることなれば、時勢の已むを得ざるものなるべく、決行ありたし。』との答へなりしかば、遂に太政官符を下さるゝに至りたるなりなどと傳へられき。

當官符の發布あるに至るまでの曲折

思ふに是議の動き初めたるは去年の秋頃よりなるべし。初め阿部閣老の水戸老侯を起して米國使節の事を處分するや、彼は溜間詰始め、譜代家、將軍近臣の反感を受くるに至りしが、溜間を代表したる堀田備中守が、外國の

事に曉通せるを以て專ら外交の衝に當りしより、水戸派と堀田派との衝突確執甚しく、阿部は其板挾みとなりて位地に安んずるを得ず、よりて再度までも辭職を請ひたりしが、四月に至り留任に定まり再び事を視るに決せり。されば老侯の此事を提起せるは其以後のことなるべく、而して五月に內裏炎上して阿部閣老の皇居造營總裁を命ぜらるゝに至りたるより推せば、此事の更に公卿間に動きたるは其秋主上の新皇居徙御の後なるべし。其頃まで老侯には戶田銀次郎、藤田東湖等ありてその輔佐に任じゐたれば、這般の意見も、儒學者の通習に出でたるものなるべく、十餘年公の學者を民政に擧用せられし時にもこれと相似たることありしよりすれば、亦さして怪むに足らざることか。かくてこの不穩當なる說を確執し、之を京都に內奏して叡慮を煩はし奉りたるは、處士浪人が朝幕の間を離間する厲階をなしたりしとゝもに、中絕したる天皇大權の發動を促すに至り、是より曲折の徑路を辿りて大政維新は決行せられたるにて、その歷史的批評には深き興味を覺ゆるものあるべし。抑も朝廷の國際は遣唐使の廢止より絕え、爾來は僧

朝廷の國際と幕府の職任

侶商賈が外國へ往來するのみなれば、其取締を武家に委任せられたるなり。かくて文永弘安に蒙古の來寇するや、鎌倉幕府の打攘決定とゝもに、朝廷に於ては社寺に祈禱を修せられしが、其時代の社寺は權門勢家と共に諸國莊園の領主にて、地給の武士を養ふ等大名同然の勢力ありたるを以て、御祈禱も亦戰勝を勵ますの效力を有し、從つて後に莫大の恩賞を賜はりたり。爾後も僧侶商賈による外交は之を武家に御委任ありしに、德川氏に至つて寬永以來鎖國を令したるにて、旁々今に至りて鎖國の方針を廢せんとするは、朝廷に於て中絶の國際を始めらるゝの可否とは別議ならざるべからず。如何となれば、幕府は僧徒の求法と商賈の貿易とに關する外交についてのみ朝廷の御委任を受けたればなり。さるに當時の國學者の、日本の外交歷史のみならず、西洋の國際にも盲聾なる所より、武家へ委任ありし外交のことについて朝廷を煩はし奉り、斯かる宣符を要請して宗教の信念に悪影響を與へたるのみならず、事實に行はれ難き大權の發動を促し、後の國論沸騰の端を開きたり。

鐵地金に不足を感ぜず

水戸老侯の大砲の地金を寺鐘に採らんと思ひ立ちたるは、蓋し米艦の襲來あるに拘らず、幕府に於ける防禦の懈怠と財務の空竭との餘りに甚しきに憫れたるためにて、卽ち內戰外和の籌策に出でて、造船鑄砲を急ぎ、以て二三年の間に戰備を修めんと焦慮したる結果にして、鑄砲地金の缺乏せんを危ぶみ、阿部閣老に迫つて其同意を得たりしものなるべし。されど銅砲の西洋の軍艦を轟沈するに足らざるよりして、早く鐵製に改むべしとは、其術を研究したる人々の極力主張せる所にして、我公亦嘉永三年反射爐を起して鎔鐵大砲を鑄始め、旣に若干を成就して、今や品川臺場の備砲五十門の鑄造に取り掛りしが、而も猶地金の缺乏を告げざりしなり。我邦は鐵鑛に乏しと雖も、舊き時代より諸國に用ゐたる船の碇鎖より農具炊器までの鐵製品は頗る多く、更に備藝石諸州よりも銑鐵を供給する少からざるものありしかば、旁々佐嘉の商人にはその鐵地金を賣買して富を致したるもの少からず、伊丹文右衛門の如きは其一人なり。此の如く西國のみにても、鐵地金には不足を感ぜざりしを以て、佐嘉にては、梵鐘鑄銷の太政官符を旨意不了

得の布令と聞き倣し、雲上人の承知なきは無理ならねど、幕府の政治家として斯かる荒説を主張するは如何にも似合しからぬ事なりとて指彈したり。後に聞けば阿部閣老は此令を自領に實施して十門の大砲を鑄造したる由、福山藩の寺院こそ氣の毒にてありけれ。

水藩には事を共にし難き氣習あるが如し

これよりさき、初度の米艦渡來の後、品川臺場を築くと共に、湯島に大砲鑄造所を設けたりしが、世人はいづれも反射爐を裝置する大製造場にて、よく武器の獨立を遂げしむるものならんと豫期したりしに、料らずも江川氏の韮山地方に反射爐を設くることゝなりて中止せられたり。而して去年露人の伊豆國戸田港にて造船に着手するや、江川氏は船大工を遣りて其術を習得し、やがて之に摸して君澤型の船を造り出したるに拘らず、水戸老侯の造船工事には、品川築堡のために餘力なしとて關係するを辭したりき。乃ち彼是を併せ考ふるに、水藩には他とは共に竝んで事業を成し難き一種の氣習あるにはあらざるか。當時尊王攘夷の主張者には多く此氣習ありしが如く、後に至り、陽に功を貪り、陰に媢嫉するの病を現はしたるもの多し。

かく水戸人には自說を偏執して他を容るゝ能はざるの慊ありきと雖も、一方より觀れば、去年より攘夷論を鼓吹し、かの會計の吝に狗へ、築堡鑄砲等の戰備は急ぐに及ばず、近き將來に於て條約開港は萬事を無事に處置すべしてふ因循苟安の說を論破し、世間を警醒せしこと少からず。兎も角も本年は、長崎方面に至るまで、諸事凡て緩漫の舊狀に復したり。因に江川英龍は本年正月物故したりき。

井伊直弼侯の正論

寺鐘鑄銷は門跡、本山に對し甚だ不穩の事なるを以て、幕府は甚だ躊躇したり。京都守護の井伊掃部頭(直弼)は、國に在りて此事を聞き、乃ち憤慨して、老中松平和泉守(乘全)に書を贈り『一天萬乘の君より斯樣の宣旨の下る事は前代未聞にて、誠に神國の武威衰へ、時運とは言ひながら、斯ては天が下如何なるべきか、一說に關東よりの御下知と風聞有之、其儀ならば事輕に聞ゆべきも、宣旨となりては皇國の瑕瑾。』といへりと、凜々しき正論なり。されば幕府の老若を始め幕僚にも素より之を好まざるもの多く、一旦施行はしながらも其後はさして心を入れず。又寺院に於ては、江戸は上野の輪王寺宮、京都

は智恩院宮より嘆訴ありしを以て、數月を經るまゝに氣勢も鈍るに至りしかば、水戸老侯も、若し此事にして天下を震威する能はずば、却て國威を失ふべしとて、寺社奉行の厲行するを差し控へしめたり。斯く幕府の内部には要職開鎖の兩派に分れて暗鬪をなすとゝもに、外間の志士も亦和親攘夷の兩黨派を爲して相爭ふの狀況となりしかば、乃ち幕府表方の硬派も裏方の軟派も、迭に姻緣を追うて京都に氣派を通じ、公卿を動かして、自然に宸襟を惱まし奉り始めたり。

川越侯との結婚、將軍の繼嗣問題

貢姫川越侯に嫁す

此時に當り、江戸邸には、公の長女貢姫を川越侯に婚嫁せしむるの緣談整ひたり。貢姫は前に述べたる如く、天保弘化の交薩摩侯の媒介にて、同じ母家の因州侯と結婚あるべく決し、よりて爾後江戸に遣り溜池邸に住居せしめて婚期を待たしめられしに、不幸にして配耦の因幡守慶行侯は嘉永元年に逝去したりしを以て、貢姫も今年十七歳にてもあり、旁々去年より良緣を

一橋慶喜卿將軍の繼嗣に擬せらる

求められしに、越前の慶永侯、宇和島の伊達宗城侯等の周旋もありて、川越の松平直侯侯に嫁する相談纏まり、四月二十七日雙方より使者を取り換はして納采を行はれたり。翌月二十三日其報の佐嘉に達するや、公は大に喜悦せられたり。

川越侯は幼名を九郎麿といひ水戸齊昭老侯の第九男なり。老侯には男子多かりしが、中に最もその鍾愛したるは七郎麿と九郎麿とにて、竝に才氣人に秀でて將來に有望なる公子たり。七郎麿は、先年愼德公の旨により一橋家を相續して刑部卿慶喜と名乘りしが、其器量の拔群なるは、薩摩の齊彬侯も推して、父老侯と同日の論にあらず、今の困難なる時局に當る將軍の候補たるべきは、斯人を措いて他に有らずと云へる程なりき。されば當將軍の病身にして必ず短命ならんとの風評もありしことゝて、齊彬侯は早く繼嗣を定め置くべく、それには緣の親疎を第二に措き、年長にして名望あるを選ばざるべからずとて、一橋卿を世嗣に定めしむべく阿部閣老に勸誘したりしが、御家門家の越前慶永侯始め、幕僚の有力者も、亦多く此卿を推したり

貢姫の結婚と外間の臆說

しかば、同侯推戴はやゝ識者の公論の如くなりゐたり。然るに老侯を戴く一派は、此繼嗣問題を早く成し遂げんとあせりしかば、陰に運動をなして政權爭奪の意ある嫌疑を受くるに至れり。繼嗣を定むるは將軍の親裁に出づべき至重の事にて、三家三卿も敢て容喙するを得ず。而して將軍の生母本壽院(跡部氏名はみつ)を首として、老女歌橋等、これに干與したる大奧の婦人は、水戸老侯を忌み嫌ふこと蛇蝎も啻ならず、皆御養君は相當の御緣續きの方を定めらるべしと謂ひ、御側衆よりも亦溜間詰を通じて、亦紀州家より推立すべきを主張し、一致して水戸派に反對したりしより、老侯の意思はまさに悶悶たりしなり。かゝる際に當り、其一橋卿の實弟にて老侯の鍾愛する川越侯に我公の長女を娶はすべく越前、宇和島の二侯が周旋したることゝて、外間には種々政治的結婚などてふ風說あるに至りたれど、全くそは臆度の說に過ぎざるなり。蓋し當家は長崎御番によりて江戸勤めに與からざるが上に、將軍家の繼嗣問題に關しては、更に外樣大名の關係するを許さゞればなり。抑も此結婚の內議は去年より動きたることゝなり。初め川越にては

諸方より縁談ありしも未だ纏るに至らず、水戸の藤田誠之進(東湖)公の長女の姿德兼優にして父君に鍾愛せらるゝ賢婦人なるを聞き、良縁なるを思ひしも、二十萬石以上の諸侯にあらざれば嫁せざる内意ありとのことを聞きて躊躇せしが、その頃江戸に遊學して彼と親交しゐたる島團右衞門(義勇)が川越侯ならば公にも異議なからんといひしよりして、これを水戸老侯に告げ、老侯の大に喜べるによつて、乃ち川越の家老山田太郎左衞門に勸めて結婚に運ばしめたる次第なり。されば將軍の繼嗣問題には更に關係するところなきことなり。故に薩摩侯の公と親善なるとゝもに、越前侯の無二の水戸老侯推轂者たると、宇和島侯亦同臭味の人なるとを以てせば、世評の政婚說は亦理由なきにあらざるも、唯越前侯は筆姬夫人の兄、宇和島侯は公の姉婿てふ、共に近親の間柄なるよりして結婚の周旋をなしたるのみにて、公は兩侯とは參府期を異にせるため、まだ面會せられしこともすらなかりしなり。但天保の末より、公の薩摩侯と意氣相投じ、その長崎方面の警備に當るに對して、侯は江戸の刷新に當り、以て內部充實、外面折衝の經略を立てられたる

慶喜卿繼嗣問題と水侯の焦慮

は事實にして、ために朝幕間調和の勞を執りたりし薩侯の一橋推立には、更に異存はなかりしなるべしと雖も、さ程に將軍の賢明に重きを置かれしや否やは覺束なき次第と謂はさるべからず、旁々此由緣を知らざる者が、漫然公に對して薩摩侯に對すると同樣の揣摩を加ふるは、根本的に誤れるものと謂ふべきなり。

水戸老侯の攘夷を主張するや、京都なる姉婿鷹司關白に夤緣し、勅旨を以て將軍の周圍を威嚇せんと謀りし形跡往々にありしが、將軍の大奥も亦宮中に消息を通じゐたりしため、互に暗鬪を演ずるの結果を見るに至り、遂に老侯の焦慮よりして朝幕の間に確執を生ぜしむるの事態を喚起したりき。當時大御所の孫は紀州の外にも猶多かりしに拘らず、愼德公の疎遠の緣親たる水戸老侯の愛子七郎麿をして一橋家を相續せしめたるは、たゞ是を以て老侯の意を慰藉せんために過ぎざりしに、慶喜卿の器量と新將軍の懦弱との對照は、端なく繼嗣問題を起さしむるに至りたり。即ち愼德公の俄に薨ずるや、一橋家繼嗣を將軍の繼嗣となすは愼德公の内意なりとの說を開

繼嗣を紀州家より迎へむとする議

くに至りしが、更に外交困難の切迫するに及び、爰に年長の賢君を繼嗣に定むるの論起り、薩摩侯の勸告と、越前侯の水戸心醉とにより、阿部の參謀筒井、川路等も賢君を立てゝ多難の國事を濟すを肝要とすなどいひたりしかば、食指大に動き初めたる水戸老侯は、その必成を希うて止まざりき。されど繼嗣を定むるは將軍の意に出づべく、其裁決は大奥のなすところなりしを以て、老侯の大奥に嫌はれたりしと、緣親も疎遠なりしとのため、溜間大名にも繼嗣の紀州より推立せらるゝを順當となすもの多く、就中水野土佐守忠央頻りに之が斡旋をなしたりしを以て、玆に紀州、水戸兩派の相軋轢する萠を生じ、よりて思慮深き阿部閣老は沈默して時機を窺ひゐたり。斯かる際に、聲望の高き公の長女が老侯第二の愛子川越侯と結婚せるなり。さればその自ら世間の眼をひきて、是は必ず政婚なるべく、肥薩兩侯を一橋卿の商山四皓となし、以て將軍を動かさんとする魂膽あるによるなりと想像せられたるは、亦故なしとせず、或る意味に於ては、さることの寓せられたるも知るべからずと雖も、畢竟これ揣摩の說に過ぎずして、公は我家の本領を遵

貢姫成婚と公の眞意

守して更に幕府の政務に干渉するの意なく、隨て德川家の系統についても何等の意思することとなくして、只長女の爲めに相當の結婚として承諾ありしに外ならざるなり。

斯くて雙方の緣談纏まるや、先方より合卺の禮を擧ぐるを急ぎたりしが、佐嘉藩廳にては頻年邊防多事にて軍費を要する莫大なりしため、十分に婚費を供給し得ざりしを以て、六月內庫より概計金一萬千兩を支出して、その處辨に充つるに決し、よりて公の是冬參府あるを待たずに入輿を行へとの旨を含めて、側目附德永傳之助を江戶に出府せしめたり。

長崎に英佛の軍艦渡來す

クリミヤに於ける英佛軍對露軍の砲火は、世界を動かすの大戰なりしかど、鎖國政策の下に在りたる日本人は更に痛痒を感ぜずして、只攘夷の空拳を揮ひゐたりきとは雖も、去年來日本近海には雙方の軍艦交馳違ひ、英佛の聯合艦隊は蝦夷地の北なる露領甘察加のペトロパヴロスク港及び黑龍江

英佛艦隊來航

の要塞を攻撃し、露國の艦隊も亦支那の西南海岸より安南までの海邊を窺ふなど、互に戰略を運らして出沒しゐたり。されば去年は、英國のスターリング提督兩度まで長崎に寄港し、幕府の奉行と戰時中立の約束を締結して去りたりしが、今年の三月二十日に至り、彼は復又四隻の艦隊を率ゐて長崎に渡來したり。佐嘉には其白帆注進の到著とゝもに、直に家老鍋島上總をして役々を率ゐて長崎に出張せしめしに、英艦は英國女王の批准を經たる去年締結の條約を齎し來れるにて、奉行より例の如く外港の高鉾島前に引き入れられて投錨せしめられたり。又佛の水師提督ルガルディ・モンタニフエルは四隻の艦隊を率ゐて下田に到りしも、彼地には佛語に通ずる者なきによりて、長崎に廻航せしめられ、乃ち間もなく來航し來りて和蘭の總領事ドンクル・キュルシウスによりて、蘭譯したる書面を奉行所に提出せり。その文は英國と同等なる待遇を受けたしとの請求書にして、穩便の意旨を記述せるものなるを以て、同じく高鉾前に投錨せしめたりしかば、島前の狹き灣海には英佛の軍艦八隻集合して桅檣を林立し、その軍鼓、喇叭の聲は波に

響きて人心を不安ならしめたりしが、やがて奉行より神ノ島前の鼠島を運動養生の揚陸地に許すに及び、彼等はボートを卸して遊弋する等、前代未聞の光景を現出したり。我藩は事の平穏なるに拘らず、警戒を弛めず、法の如く砲臺に砲手を交番に配するとゝもに、擊雷銃船及び香燒團結の砲船を見え隱れに海面に散布して狙擊の用意をなさしめ、昔日の旗幕提灯などの外形裝飾は去りたれども、警備を益〻嚴にして臨機の令を待たしめたり。

兩艦隊渡來と佐嘉の物情

佐嘉には、白帆注進の到著と共に、城下の寺々鐘を撞き盤木を擊ち立てゝ即時之を警報し、之を聞ける士卒は大組頭の宅に馳せ集まりて令を俟ちたりしが、去年來此の如き警報は頻繁に傳はり、本年三月下旬の如きは毎日の如くに鐘、盤木は鳴り響きたり。されば其の親戚朋友の、七番團結と交代すべき香燒島第八番團結を餞したる際の如きも、亦已に長崎には砲火を交へつゝあるが如き凄まじき敲響到りしかば、祖席におりし母姨妻娘などの婦人は氣魄昏倒して涙さへ出でず、今度こそ眞に必死の門出なるべけれとて分袂するに至りたり。これ御番方の戰時中立條約の締結による外國艦隊

佛艦隊渡來の目的

の渡來なるを知りながら、家中一般に祕して知らしめざりしによるなり。

かくて佛國提督モンタニフヱルは、長崎奉行と交渉を了へしが、全權を有せざりしを以て、逐次締結の條約文とてはなし。但し英國との條約と同等なる誓約を得たることとなるべし。公は英佛軍艦の渡來によりて二十九日より出崎せられ、四月七日に歸城ありしが、兩國の軍艦も亦長く滯留するを欲せず、程なく順次錨を拔いて去れり。公は、太平の士の遊惰に流るゝは、畢竟戰時の本職を忘れて優遊無事に日を送るに由るとなし、勉めて士風を鼓舞作興し、長崎警報の傳はる每に、必ず各組の士をして大組頭の宅に驅け附けて命令を俟たしめられき。加之近來近海に外艦の遊弋多きは、去年來の歐洲クリミヤ戰爭によることとも長崎の機密筋より夙に知り居られたれども、尙其が爲めに防備を緩漫にせず、警報に際しては自らも出馬せらるゝ法の如くせられたり。されど冗費の節約は之を忘れず、各砲臺排布の砲手は、是までその全員を兩分して隔日に勤番せさせたりしが、爾來警報頻繁となるに及び、數十日の繼續勤務を餘儀なくして、總てに疲勞を覺えしむるもの

佛艦の修覆と公の造艦熱

多大なるありしより、斯くては却て不利なりとて、四月筑前に當番を引き渡すとゝもに、私堡には七日より三番に分つて勤務せしめ、應急の時には迅速に馳せ附くる用意をなさしめ、士兵も亦半數を常務となして交代歸宅せしむることに改められたり。

六日佛國艦隊出帆するや、翌々八日の夕刻に至り、又白帆注進ありしが、そは同艦隊中の一隻の、松島（韓の鬱陵島ならん）沖にて破損し引き返し來りたるにて、乃ち高鉾島前に投錨し、士官八人上陸、奉行所に到りて、滯船修覆すべきことを請へり。其報を得られし公は、時恰も造艦に心を碎かるゝ折なりしかば、其は大工鍛冶を雇ふならん、我職人五六人を其中に加へて修覆振を見習はせ置けと命ぜられしかば、御側頭より之を本島藤大夫に申し越せり。よりて十日本島は聞役と其議を相談したりしに、適、町年寄高島作兵衞來りて、外國人雇用の職人は作事掛の町年寄にて選定す、同勤福島直之進の悴が其掛なれば、其中に加へて出さしむべしといへり。翌日に至り、佛人は修船所を木鉢浦に設くべく許されしが、修覆は一手になして二十日比出帆すべしと噂

したりしに、十八日竹內卯吉郎來りて、始め佛人は一手に繕ひ上海に往いて大修覆すべく欲したれど、不可能なるため、今又職人を雇はんといふ、余は數度該船に入りて內部を視たり、機關は去年の蘭船に異ならず、大砲は總てカロナーデを備へて、今は船底に藏せり、當時碇泊の佛國フレガットは總て二十四磅砲を備ふ、英艦には八十磅六十磅の砲も備へたりなどと話せり。是日佐嘉より佐野榮壽左衞門、石黑寛次、大工鍛冶を連れて著す。よりて本島は高島に爾後の都合を尋ねしに、初め佛人は職人の雇入れを請求したれど、奉行所の差圖面倒にして應急の間に合はざるため、一手に繕ひてともかく上海まで渡航すべきに決し、よりて今は友船の來るを待てるなりとのことなりしかば、遂に其事は畫餅に歸したりき。

大浦海岸に於る砲臺地檢査

是より先き長崎奉行所より更に內外港臺場改良の實地調査を達せられしを以て、佐嘉政府に於ては本島藤大夫、田代孫三郎に出崎を命じたりしに、

大浦海岸築堡の臨檢

其時恰も英國艦隊の白帆注進ありければ、三月二十日二人は其出張員と共に出崎し、去年奉行所へ申立て置きたる順序の如くに各港を巡視し、大浦海岸を築堡の最要地と相定して、奉行所に建白したり。よりて奉行所より立會臨檢をなすことゝなり、四月十五日奉行手附大熊直次郎を檢使とし、徒目附櫻井又次郎、小人目附松永清四郎の二人を立會人として、本島、田代兩人及び繪圖方成富權作とゝもに大波止より船にて大浦に赴かしめ、以て西泊、戸町兩番所以内の海底を測量せしめしが、又十七日に奉行手附福井金平、小人目附山崎政八郎は大村藩の出役渡邊文左衛門と共に大浦海岸陸手の檢査をなし、海拔の高低を測量したりしを以て、本島、田代はこゝに命を果して神ノ島に赴けり。寛永の古、當港は、西泊、戸町の嶮巒相迫りて括嚢の勢をなしたる隘阨に兩番所を設け、其側に砲臺を備へて敵船の港内に進入するを防止したりしが、寛政以來、西洋造船術の進歩に鑑み、漸く外港に防止する設備をなし、大砲も巨大のものを鑄造して備へたりき。されど今日に進みては、その大砲も薄弱にして威力に乏しく、ために久しき以前より臺場改築を問題

我藩擔當の臺場大砲及砲手の數

としたりしが、何分幕府の國家事業なる上、肥筑兩藩と協同して遂行すべきものなるを以て、幕府、筑前に確たる決意なかりしと、兩番所附近の地の幕府領、大村領、佐嘉領と犬牙錯綜して地點の査定に齟齬を生じ易きものありしとのため、尙決行を見るに至らず。公は此內外港の改築も亦我一手にて容易に仕遂げ得べしと思はれたれども、筑前の體面を立つる用捨のため、自然其議は緩漫に流れて徒に年月を消したりしに、去年來外港に碇泊せしめたる英佛軍艦より雙眼鏡にて照見するに及び、外港四箇所の臺場の脆弱なる、方形の石垣を圍へる上に、板屋を覆へる威力乏しき靑銅砲三四門の車臺に竝びたるは、我ながらも惘るゝ程の微弱なる防備なるに心附けり。

是月長崎目附永井岩之丞尙志より長崎御番方に我藩一手受持ち臺場の地所及び大砲、砲手の數を問ひたるにより、左の覺書を差し出す。

御番方に付肥前守一手に請持候箇所々々左の通、

神ノ島の內臺場九箇所、

一十二ポンド砲　五挺

一　二十四ポンド砲　七挺
一　三十六ポンド砲　九挺
一　八十ポンド砲　十一挺
一　百五十ポンド砲　二挺
一　ホーウキッツル砲　一挺
一　モルチール砲　一挺
一　三貫目砲　一挺
　但船載
一　二貫四百目砲　二十五挺
　但船載
一　四貫二百目砲　十挺
一　石火矢載組船　二十五艘
一　八挺立以下　二十艘
一　物頭　四人

一 侍 九十六人
一 醫師 一人
一 小侍 六十二人
一 足輕 四十五人
一 筒方部小遣の者 百人
伊王島
一 十二ポンド砲 四挺
一 二十四ポンド砲 四挺
一 三十六ポンド砲 十二挺
一 八十ポンド砲 六挺
一 八挺立以下 二十九艘
一 物頭 三人
一 侍 二十九人
一 醫師 一人

一　小侍　十九人
一　足輕　四人
一　筒方部小遣の者　百人

右人數の外、筒方を加賀守甲斐守へ申付、家來共左の通、

一　物頭　二人
一　侍　七十人
一　足輕　六十一人

人數千四百九十一人

合　船手人數四百三十四人

船數七十四艘

一　神ノ島伊王島石火矢打方道具夫々備置候、偖又小筒の儀も足輕人數に應じ用意仕候。

此數は總家中の半に過ぐ

佐嘉祿高の分限より割り出せば、此數は殆ど總家中の過半に當る。これ實に長崎御番に傾けたる人員なり。本年は筑前の當番とて、兩番所内外港の

臺場は之を引き渡したれども、一旦警報に接しては非番所は我藩に受り取るのみならず、此に記載したる伊神兩島の臺場は、當非となく我一手にて防禦したりしを以て、長崎警固に於る兩藩交代の名目は殆どその實を失し、長崎に於る攘夷の鍵は我藩にて專有したるに齊しかりき。公歸城の後、四月四日より家老多久長門を江戶邸の頭人として出府せしむ。

第五十七章　長崎に於る蘭人傳習の開始

江戸の大船製造、佐嘉の蘭學擴張

幕府は米艦渡來にて權に和約を結ぶも、猶鎖國の政策を撤せず。戰備を速成して之を拒絶せんと、急に大船製造の禁を解いて軍艦製造を謀りしかば、公が夙に主張せられし海軍創設の志望は始めて實現の機運に達し、蘭國に船艦製造の囑託ある外、海軍教師の招聘をも見るに至りたれど、器械の製造は易く、人物の養成は難きを以て、公は方に海員の速成に種々心を砕かると雖も、とかく時人は盗を捕へて索を綯ふの狀を演じ、忙急に文明を助長するの事のみ行ひたりけり。斯くて江戸には遽に海防を整へんと、去年より浦賀港にて、英國のバーク型(長崎へ土佐の中濱萬次郎が乘り歸りし船にて後江戸に回航したるもの)に倣うて幅五間、長さ二十五間の船を建造せり、名づけて鳳凰丸といふ。これを日本に於る西洋式造船の嚆矢とす。薩摩亦、鹿兒島に於て、長さ十五間、幅四間、深

西洋式造船の嚆矢

大船製造漸く盛

さ三間の船を起工したりしが、本年成るに及んで昌平丸と名づけ、江戸に回航せしめて、五月十四日薩摩侯は阿部閣老と共に坐乘、運用及び砲射を試みしめたり。是は日本西洋の兩式を折衷したる船にて、薩藩は直に之を幕府に獻ぜり。幕府には水戸老侯が佃島造船場の工事を督して成功を急げりと雖も、尚未だ竣工するに至らず、是船も亦洋式に擬せられたれど、その根基たる龍骨制にはよらざるものなり。龍骨とは船底の首尾に徹する脊梁の材を幹骨となし、その左右に支柱を取り附くる、猶脊髓骨に肋骨あるが如くにして、是に厚板を釘固する製造法なり。此法にて造られたる船は、喫水深くして風上まぎりをなし得るなり。東洋在來の造船術は、底に船形の板を置き、其に取り附けて船板を張り、舳にニッシとて水を截る巨材を斜せしむるを法とす。是式の船は船底扁平にて喫水淺く、ために風上まぎりを爲すに堪へずして、敏疾の操縱に應ずる能はず。時に去年伊豆國君澤郡戸田港に於て露人造船の狀を觀察したる江川英龍は、幕府に勸めて伊豆に其摸造を始めしが、不幸製造中に物故せり。

此の如く大船の製造は諸所に競ひ興りたりしが、その主張者たる公に於ては、却て海防の速成を圖られず、長崎新臺場も成りて不十分ながら國威を持するに堪ふるを以て、滿足の軍艦を製造せんと企てられたり。されば去年蘭國の蒸氣軍艦に乘り込んで其內景を視察し、今後の軍艦の蒸氣船ならざるべからざるに著目して、その企圖をなし、まづ和蘭國王が海軍設備の勸告を幕府に慫慂して採用せしめ、以て最新なる陸海軍の技術を傳習すると同時に、銃砲鑄造、汽船製造等の知識を誘かんとせられたり。故に先づ蘭學の奬勵を進めて寄宿生の數を增し、五月二十三日自ら蘭學寮に臨みて學生の業を視られたりき。公の蘭學寮に臨むは是を始めとなす。

公始めて蘭學寮に臨む

當時尙武士の西洋學を賤しむる氣風は佐嘉にも存せり。蔑視の其因由は一二に止まらざるも、主なるものを擧ぐれば、第一、學問の主尙の精神修養、德器成就に因るなる以上、卑陋なる切支丹敎の習風は敎化に適せず、第二、彼の所長は火術操船にあれど、是れ畢竟は器械の運用に過ぎず、されば其技術を會得したりとて、前途は銃隊長、船頭となるに止まり、大臣大將となるべき

蘭學を火術方に附屬せしめて銃砲の祕術を研究せしむ

に足らず、第三、窮理舍密（理化學）の如き醫術に附屬せる學術は、物質を微細に研究して常人を驚かす效驗を示すと雖も、該學講習者にして藥劑を製造するものゝ外は、徒に奢侈に渉れる硝子（ビードロ）を吹き作す底の職工となるまでのみ、畢竟該學は硝子（ビードロ）作りの學問なりなどの褊狹なる解釋なり。故に公は先年より現今の武士の努力すべきものなるを說いて西洋の火術を奬勵し、長崎防禦に供すべく火術組を編制して、家老鍋島志摩を大組頭となして、銃陣砲術を專修せしめられたるなり。かく軍制の一角を改めて漸次に其組の人員を擴充せらるゝに及び、他組との比較を絶せる大組となりたれば、乃ち蘭學を火術方に附屬せしめて銃砲の祕術研究所とし、以て頻りに家中の子弟に新しき武術を奬勵せられたり。されど一般は、尙火術を武藝鍛錬の槍劍術に凌駕すべきものとはなさず、戰爭の決勝は白兵戰にありとて、武士の本分は此に盡されざるべからずと思惟せり。執政鍋島安房は教育に心を盡すと共に、火術の發達にも亦大に勉むと雖も、一般は弘道館の學科を根本的の學問となし、蘭學を其補助學科と目したりしを以て、少壯子弟の才能ありて

志を高尚にする者は蘭學を好まず、主者より公の思召なりと强ひられて火術を專修するあらむか、權勢に阿附して榮達を求むる者とて甚しく指彈する等、兎角に之を嫌ひたり。公の識見は衆人の意表に超脱す。されば久しうして後常人は始めて其卓識たるを知り得べく、よりて二十餘年の治績にありて、其然りしこと一再ならざりしかば、天才ある青年輩は、各自我が選む所よりして公の本意は此にありとなし、以て其才性に應じて諸科の學を勉勵したりき。かくて去年より蘭學の奬勵を一層進め、學校より俊才を選みて其研究をなさしむるに至りたりしが、一般の生徒は尙之を鍋島志摩等が我田引水の主張によるものとなして、餘り重きを置かざりけり。

弘道館の南北騷動

是時弘道館は旺盛の極にて、内生寮の寄宿生は六百餘人に上り、嘉永の初め擴張して建築したる校舍に充滿して、樓上に氾濫するに至りしかば、寄宿舍を南北に別ちて等分に生徒を收容し、一廊を隔てゝ相互に競勵せしむ

弘道館南北兩寮生の抗爭

る方法を取りたり。然るに五月中旬に至り、細故によりて猝に兩寮間に騷動を惹起したり。始め南寮の生徒大隈八太郎（重信、十八年）北寮に其先輩と談論して深更まで歸寮せざりしかば、南寮の先輩より生徒を遣はして歸寮を促しゝに、北寮の生徒の闌（さへぎ）りて之を拒みしと共に大隈亦起たざりしを以て、南寮よりは更に粗暴なる者を遣はして之を引き立てしめんとしたり。かくて右粗暴者は、引き立て得ざるに及んで北生に暴行を加たりしかば、意氣地（いきぢ）になりたる北生は怒つて再び押し寄せんと謀り、南寮の先輩にして思慮あるものは、猛りたる書生を樓上に集めて防禦せしめしに、北寮の先輩には桀驁の人多かりしため、放任せられし書生は南寮の階下に壓迫し來り、南生の樓上より物を投じて拒むや、壁を押し倒さんとしてそを支持する南生と爭ふなど、終夜鯨波の聲を揚げて兩生相爭ひ、天明に至りて鎭靜したり。されど南生退守の餘憤は猶鬱し、書を飛ばして歸家の生徒を呼び集め、以て翌夜の再擧を計らんとしたりき。執政鍋島安房の邸は城濠を隔てゝ對岸にあり、同夜寢に就きし間もなく內生寮に喧騷の聲ありしを怪しみし安房は、翌

大隈八太郎退校に處せらる

朝出仕前に學校に來りて其故を訊問たりしかば、其事は遂に政府に聞ゆるに至りたり。かくて學校の調査に基き、防禦したる南生には三日の禁足を、押し寄せたる北生には自宅謹愼を命じ、次で其張本たる大隈及び其初め暴行をなしたる數人を退校せしめ、餘は數日にして復校を許したりしが、其より南北を混一して更に平均に寮割を改めたり。大隈はやがて復校を許されたれど、再び弘道館に入らず、見る所あつて蘭學寮に入りしに、同時に海軍傳習起りて益〻蘭學を奬勵することゝなりしかば、是より弘道館は年を追うて衰退の狀をあらはし、西洋の思潮は年を逐うて漲溢するに至れり。因て世人は是を大隈の復讐といひたりき。

去年米使の應接に當りたる林大學頭等の、江戸灣防備の權威なきより、屈辱に近き談判をなさゞるを得ざりしに對し、長崎の應接に當れる筒井、川路等は、我新築砲臺の權威によりて強硬の談判を遂げ得たりしかば、一方漸く實行するに至れる造船、鑄砲、銃陣の練習等の、亦盡くその多年の主張なりし原因もありて、天下は擧つて公の風采を想望し、乃ち是を古賀精里、穀堂、侗庵

滿天下弘道館の風を仰ぐ

弘道館の研究法

父子の薫陶によるものとしたりしかば、佐嘉弘道館の教育は、異彩あるものとして他の模範とせらるゝに至れり。去年阿部閣老は、川路聖謨が公と江川英龍との人材教育を擧證したる建白を納れて、講武所を建設したりしが、今年に至り、林大學頭も亦昌平黌を興じて漢學を隆盛にせんと欲し、佐嘉の學校に教鞭を執れる草場磋助(佩川)に對し、その古賀精里の直門弟にて、穀堂、侗庵と同學の老儒なるを幸ひ、幕府に薦めて御儒者に聘せんとの命を傳へたり。されど彼は既に七十に近き頽齡なりしを以て、病に託して之を辭し、依然助教として、教授穀堂の子素堂とゝもに學校の教鞭を執れり。公の草場任用は其名望ほどに重からず、只應分の位地を有たしむるに止れりき。當時の學館は、時代の變化に順うて任意の攻究を許したるを以て、舊式の教風は陳腐視せられて活動的なる傾向を生じ、西洋思想の注入によりて青年の學風は大に變化したりしが、鍋島安房の局量は、よく一方に偏依するなく是等の傾向を助長せしめき。即ち老儒を教職となし、月に六回乃至九回の式日に、午前中二時間許り經書の會讀をなして徳性の修養をなさしむる外は、

枝吉次郎京都遊學を命ぜらる

指南役及び卒業の青年生が寄宿舍にありて日夜讀書の研鑽をなすを勵まし、和漢の歴史諸子類若くは兵書を講じ、詩文を公より毎月題を賜はりて上呈する一方、劍槍柔術を勵ます等、自由に智德を琢磨せしめたり。故に草場助敎の學を篤信する者は、其私塾に就いて特に自說講釋を聽きゐたり。

草場に次ぐ老儒としては枝吉南濠(忠左衞門)あり。是亦精里より程朱學を受けたるものなれど、其子神陽(杢助)の才學は前に述べたるが如く學校の敎職には容れられず。神陽の弟次郎(蒼海と號す、後の副島種臣伯)も亦博學にして、此頃は內生寮の先輩として青年書生に推服せられしも、亦敎職には好まれざりき。枝吉氏は南濠以來「日本は一君の說」を執りしを以て、此兄弟も更に之を擴充しゐたりしが、是年次郎の京都遊學を命ぜらるゝや、其父送詩を詠じて、學生往往稱博宏、却問國事多粗疎、特旨命汝遊上國、裘葛三變宿志攄、皇都從來神國下、專門世世多宿儒、禮樂今日未地墜、文獻可徵自芟除とて、主として國學に留意すべきを敎へたり。當時京都には、時事を憂慮せる公卿の私に藩士處士を延いて時事を問ひしため、幕府の專橫を憤り、皇室の式微を慨する有志の士の

熾なる尊王攘夷論の沸起を見たりき。されば公の次郎に遊學を命ぜられたるは自ら微意の存することにして、次郎亦其間に在りてよく自己の主張を攄べたり。故を以て、佐嘉の青年は、彼の主張を公の意に出でたるものとなしたりしが、一方勤王論の喚起を見たるも亦此頃よりの事なりとす。

精錬術研究、和蘭醫術專用

精錬方試驗の不成績

精錬方御雇の諸人物

西洋火術採用について化學工業の必要に接觸せられし公は、さきに精錬方を設けて該業を興さむとせられたり。されど化學の試驗は、その規模の小なるに於ては功を示すと雖も、實用に供すべき大規模の下には成功すること難きを以て、さなきだに小資本なる精錬方の種々の試驗は、とかく不成績に終ること多く、よりて頗る大損を釀するに至れり。されば爾後政費節減を勵行するにつれ、毎々政府は精錬方の廢止を主張したれども、公はいつも、是は吾人の道樂なれば制限する勿れとて、特に存續せしめられたりしが、前年佐野常民の推擧にて精錬方御雇となりたる中村奇輔、石黑寛次、田中近

電信機を造らんとす

江、儀右衛門父子は、焰硝、雷粉等火術必需品の製造術に精通せる名を得たれど、實は機械師、寧ろ治安具の機械師といふべき人なりき。中村は、洋籍の圖說を見る毎に輙ち意匠を凝らして之を造り試みんと企つる豪膽なる志望を具したりしが、石黑は圖說により更に參互考案して之を究めむとする探求心を有し、知識透徹にして而も精根の强きこと非常なりき。田中儀右衛門は巧みなる匠心と勝れたる技能とを有し、思慮周密にして理解精密に、其手に出でたる物は完美ならぬはなし。故に三人集まりて或物を成すや、中村これを草創し、石黑之を討論し、田中父子之を修飾潤色すといふべき概あり。卽ち去々年中村が露國の蒸氣艦に乘り、其構造を視察して蒸氣船を造るの志を起すや、田中(儀)は、先づ蒸氣罐を造りて陸上に於ける大小の製作物に利用し、而後造船業を起して兩工事を合せ完成すべしといひ、よりて石黑は夫れについて諸書を涉獵討究しつゝありたり。かくて去年蘭國商館長キユルシウスが幕府に電信機(エレキテル・マグネテイセ・テレガラフ)を獻ずるや、公は、精錬方の彼等に問うて其通信に便利の機械なる詳細を承知せられ、軍國には必要無

公侍醫をして漢蘭兩醫方の折衷を研究せしむ

西岡春益の漢方尊重論

かるべからざるの利器なりと斷定し、精錬方に發電機より通信機までの研究試驗を命ぜられたり。是に於て、彼等は蒸氣電氣の力を應用して大に世用を興さんと工夫を凝らしたれど、佐嘉の一般はまだ之を覺るの知識なく、精錬方を公の蘭癖を慰する娯樂場の如く思ひたり。

公は、又西洋醫術に對しても、早くより其精密なるを信認せられ、福地道林の死後には大石良英を執匙に用ゐられたり。されど東西人種の相異あれば、我邦人に適當なる醫術たらしめむには、漢方の經驗を參考せしめざるべからず、且つ老醫は多く家學を傳へて衆に信ぜられたるを以て、侍醫の牧、島田、西岡、松隈等に諭し、漢蘭兩方を折衷調和するの法を研究せしめられたり。されど漢方には空理臆測多く、蘭方の精微確實に及ばざる遠きものあるを以て、是年六月に至り、醫師の漢方を主用したるものも、爾今必ず蘭方を兼ぬべしと嚴定し、まづ御側醫師より之を施行して、追々外樣の醫者に普及すべしと達せられたり。時に漢醫の翹楚西岡春益は、敢て其命に服せずして曰く、醫の人の生命を預かる大切なる業なる以上、自信なき說を以て自ら欺い

蘭艦スームビンク號再渡す

て死生に係る治療は施し得べきにあらず、西洋の醫術は、その窮理その製藥亦極めて精確なるが如しと雖も、僅々の飜譯書を辿るのみにて危急の病人に本意なき診斷と投藥とをなす今日の蘭醫の如きは危險なり、余は自信なきことを爲す能はずと。よりて職を辭せんとしたれど、患者の信用深かりしと、公に近侍する一部の男女の彼が御側を去るを欲せざりしとにより、公は人をして懇諭せしめられ、なほ黽勉東西兩術の折衷に出精せよとて其調和をなさしめられたり。されど是より佐嘉家中に漢醫排斥の論勢を得るに至り、青年の醫生は皆蘭學を專習したりしかば、漢方漸衰して蘭方の流行を見るに至り、やがて西岡も遂に御側を離れたりき。

長崎に蘭艦再渡し、陸海軍傳習を始む

六月長崎に和蘭の蒸氣軍艦二隻入港す。一は去年渡來のスームビンク號、一はゲーテ號にて、船將ハビユス坐乘せり。商船にあらざるを以て、我藩は例規の如く非番所を受け取りたれど、本國の好意にて渡來したるものな

れば、直に港内に引き入れ、奉行所よりは兩番所内外臺場警備は去年同樣省略に從ふべしと達せり。因て番頭以下出張の人數を減省し、砲手は香燒團結より兼ねしめ、受け取りたる外港四ヶ所の臺場には、假屋を作りて目附、物頭駐在したるのみ。去年スームビングの渡來せるは、我海軍の創設に關する本國の勸告を齎せるにて、併せて其傳習に要する熟練の將校士官を渡航せしめたるなりき。されど我要求は海軍術の外に鑄砲、造船及び銃陣等に汎濫したりしを以て、奉行は永井岩之丞の調査に基き、傳習教師を更に增して派遣あるべく請囑したるため、一旦歸國してかくは再渡したるなり。公は待ち兼ねられしことゝて、十八日火術方なる本島藤大夫を始め、石田善大夫、田中源右衛門、中野助太郎(故あつて往かす)、島内榮之助、伊東兵左衛門、精錬方なる佐野榮壽左衛門を始め、中村奇輔(中野喜右衛門と變名す)、石黑寬次、田中近江(近左衛門と變名す)、田中儀右衛門(彌三郎と變名す)、福谷啓吉及び武雄の徒馬場磯吉に出崎を命ぜらる(杉谷雍助が漏れたる故は後に記述す)。次で二十四日奉行所へ開役より左の願書を出す。

今度和蘭蒸氣船渡來に付、先以家來十三人、水夫十八人、右船乘込、船之運用並製造、大小銃之用法等蘭人へ傳習爲致度、右は於御番方心得置候者而不叶儀に付、願之通御聞濟被成下度奉願候。以上

乃ち御番方の御用により、肥筑兩藩は特許せらる。已に我藩は研究實檢を積みたることとて、精細なる質問をなさんと欲し、更に「傳習には原書に引合せ質問し度に付、五六人程蘭館にも往き、書籍を持參する」旨を願ひしに、「其時々檢使を差出」との附札にて聞き屆けられ、初めての者は例の誓詞を命ぜらる。蘭人直傳の事とて法規嚴重なり。因て今度の水夫も、御船手より御船頭一人、役者四人（船の局部に主役たる者）、舸子一人を選むこととし、他の四人の者は深堀の島島より選み、二十八日いづれも誓詞を記へしめたり。

蘭艦傳習開始

七月朔日スームビンク艦に乘り込みて傳習を開始す。午前は檢使島田乙次郎、徒目附櫻井又五郎立會ひ、午後は蘭館檢使福井金平、小人目附立會ひ、大木藤十郎臨席して監視せり。かくて奉行所は運用、造船、砲術、ホウスマン、ハイタールト、太鼓等各科の傳習に十八人、水夫十四人を出したりしが、筑前よ

我藩の傳習者は四十八名に及ぶ

りは番頭立花五藏、船手頭大塚五郎大夫、石火矢頭取伴新、西川吉郎左衛門、原勝太郎、側役河野禎藏以下二十二人、水夫、船大工十四人を出し、よりて我を合せて總員九十八人に及べり。其傳習は、奉行所と兩藩とは一所になすを得ざるを以て、隔日出場の事に定まり、唯其手續の中絶しては不可なる傳習には、奉行所と混習するを默許する事となりたれど、三方の人數集まれば混雜を生じたり。かくて四日には我人數一同に尋問をなす事ありて日を隔つべからざるより、佐野、石田、石黑、中村を竹内卯吉郎が同役の姿となして乘込を願へり。かゝる事どもありたれば、兩藩申合せて、頭立ちたる者六人づつを日々出場せしむる事となしたり。水夫の心遣には横尾次郎右衛門出崎したりしが、又御番方にては、火術方より十五人、蘭學生より九人を選み、公の聞を經て七月十九日より傳習に加はらしめたり、ついで蘭學生六人、馬術者三人、其他二人も加はりしを以て（其名は年末に記す）、傳習者は總計四十八人の多きに及びたりき。かくて此内の火術者は陸軍に關する新知識を、蘭學精錬者は海軍に關する新知識を各輸入熟得し、以て陸海軍の新紀元を開くに至りたり。

傳習教師の待遇改善の請願

和蘭商館長キユルシウスは、渡來艦の齎せる本國政府の意を傳ふるに併せて、スームビンクを演習船たらしむべく幕府に獻納し、同時に、士官以下三十二人は船の運用、其他諸術の傳習を終ふるまで滯在すべきを以て、總員の給料として一箇年銀二百十貫目を得べく、且つ、是までと違ひて長き滯在なれば、諸事格別に致され、市中徘徊、宮參り、店買等は勿論門出入も自由にして、出島の水門出入は蘭人の存じ切に鍵を預けらるべく、而して總て荷物改めを一切廢し、荷物倉の如きも自分存じにすべく買ひ取らしめられたしとの條件を提出したり。實に世界の新知識は冷酷なる鎖國の畠に發育すべから ず、自由を束縛したる弊絲の破綻は、端なくもこゝに擴大せられて收拾し難きに至れり。即ち奉行川村、目附永井等は、各其提出の請求書に意見を附し、舊法を改定して新條約を締結するの已むべからざる理由を奧書したり、其成功は後に記述すべし。

是と同時に傳習方の通詞より、蘭商が小形の帆船に船具一式を添へ、價金一萬二千兩にて賣らんと欲するを本島に通知したりしかば、本島は之を原

田、徳永に申し越せり。然るに公は、既に蒸氣艦を蘭國に註文せらるゝと共に是を本艦となし、更に運送船を附して一幇の艦隊を成さんとて、海軍所に併せて造船所の創設に鋭意せられつゝありたりしを以て、何かは猶豫あるべき、直に買ひ入れよと内命せられたり。因て本島は通詞本木昌造にこれを尋問せしに、該船は政府の命にて荷物を積み渡りたるものにて、又荷物を積みて歸國すべし、卽ち船主の擅に賣り拂ふを得ざるものたり、さればその賣却は甲比丹より本國に照會して官府の許可を得たる後ならざるべからず、而して之が購入も、正金を卽時交附するにあらずんば、前金を與ふべき手續を要すべしとのことなりければ、其交涉をなしたり。一方には又去年公の長崎奉行に勸めて買ひ入れしめたる小蒸汽船を深堀の船渠に借り受け、中村奇輔、石黑寬次、田中儀右衛門をして其構造を検査研究せしめしが、由來彼等は如何なる機械と雖も、之を製造するは決して難事にあらずと常に主張し、公亦其說を是認して西洋利器の接取に邁進せられしかば、這次も小蒸氣船の解剖検査を遂げたる三人は之を製造せんと願ひ出で、公亦直にそを

精錬方製造の小蒸氣船蒸氣車兩雛形

許可せられたりしを以て、彼等は八月朔日より其工事に取り掛り、原船には油を塗りて奉行に返納せり。かくて內輪外輪兩樣の小蒸氣船雛形と、蒸氣車雛形とを加へ完成するに及び、公の製鐵器械を備へて造船を起すの志はこゝに前途の光明に接し得たりしを以て、公は益〻樂みを以て之を經畫せられたり。此二雛形は今に侯爵家に藏せらる。

英佛の艦隊長崎に沓至す、公再び蘭艦に乘り込む

是時に當り、甘察加、黑龍江沿岸の攻擊に從へる英佛艦隊は、上海、香港へ旁午往來する途次、去年の條約に任せて、石炭、薪水等の需用物積入れの爲め長崎に寄港したるを以て、佐嘉には白帆注進の鐘、盤木頻繁と鳴り響いて凄じかりしが、長崎港外の高鉾島前に碇泊する兩國軍艦の數は次第に增加し、警衞の士は早舟の艣を推し切つて忙はしく往復せり。かくて七月九日より役々出崎して非番所を受け取り、假屋の中に薄弱なる砲臺を守りたりしが、

公再び蘭艦に乘り込む

去年の締約もあることとて、眼の前の艦檣の林立も旗章の翩飜も、敢て長崎市民を畏怖せしむるなく、却て市中は繁榮を增して日を逐りたり。公は今度の非番所巡視に渡來の和蘭軍艦に乘り込まんと思惟せられ、近侍千住大之助に對し、出崎、本島より傳習の通詞を介して、船將ハビユスへ公の乘込に際しては(一)海戰之圖(二)石炭坑用の不危燈(三)砲書(四)海岸砲臺(五)銃隊布列運動(六)築城造船の書類(七)諸火器(八)星學測量器械等の諸圖、及び他の新發明の諸品を覽に供すべく豫め請求せしむべく命ぜらる。かくて公は二十一日佐嘉を發せられ、二十四日長崎に著して、受け取りたる非番所の巡視を畢へ、翌二十五日の天明、邸の波止より船を出して和蘭のゲーデ艦に乘り込まる。乃ち船將ハビユス室外に迎へ、導いて室内なる椅子に請じて珈琲、菓、酒を饗す、士官六人謁見せり。次で楢林、本木及び西吉十郎三人通詞の下に、船將案内して甲板上に銃砲調練、海戰の演習を爲し、更に機關室に蒸氣機關を運轉して覽に入れたりき、略ぼ去年スービムンク艦の時と同じ。かくて公は一旦乘船に還り、晝餐して再び乘艦し、船將室に於て前日請求し置かれたる書

公航海の心得を船將に質す

類、繪圖、器械等を閲覽して巨細船將の說明を聽取ありしが、談の歐洲各國の形勢に及ぶや、船將は列國相競うて改良に腐心せる結果、船艦火器は益ゝ精巧を極め、英佛米の諸國には甲鐵艦の製造方に盛なりと陳述せり。ついで彼は、去年註文の蒸氣船は目下本國にて建造中なることを述べたりしに、公は一日も早く成りて回航し來らんことを翹望すと仰せられしを以て、船將これを承諾し、黃昏に及ぶ比、公は乘船に還りて歸邸ありたり。

斯くて回航し來るべき蒸氣船の運用につき、心得のため通詞を介し書面にて航海に必要なる條件をハビュスに質問せられしに、其答書は左の如し。

帝國の重位肥前の國君通詞官に託せられたる書記の疑問あり、因て之に拜答す。

一　航海家の缺くべからざる器具は何々なるや。

○テイドメートル時儀、セキスタント・ヲクタント　是れ洋中船在處の經緯兩度を測知するの用に供す。

○コムパス針盤ゼーカルト航海家所用の地圖　是れ船路を定むるの用に供す。

○アシユットコムパス、ペイルコムパス（測量針の差違具）是れ針盤の誤示を識得するの具なり、故に又陸地の近傍に來るとき、海の深淺を測量し、且家屋、山嶽、岬、樹木、島嶼、岩石等を標的とし、依て船の居處を定むるの用に供す。

○ロフガラス　ロフレイン　是れ船行の速力を測知するの用に供す。

○デープロード　ロードレイン　是れ海の深淺を測知し、且内海を航するのとき、暗礁（キリツプ）或砂洲（サンドバレー）に突衝するを拒防するの用に供す。

○サンドロープル　是れ四時、或二時、或一時（共に西洋の時間）間に瀉泄せしめ、時刻を測知するの用に供す。

○バロメートル（詮氣器）是れ天氣の好惡を前知するの用に供す。

○テルモメートル（驗溫器）寒溫を徵知するの具。

○パッスル　デリーフーク　リニアール　是れゼーカルトに就て海

路を定むるのとき取用するの具。

○フルレケイケル（望遠鏡）　是れ夜間及び晝間望遠の用に供す。

一 造船に必要の器械は何々なるや、且船沈水の部を修繕するには如何なる方術を用ゐるや。

○工匠及鍛冶の諸器械　例するに鋸（サーグ）錐（ボール）鎚（ハンムル）鑿（ベートル）打斧（ヂツセル）鉋（シカーフ）等なり。

○ストームホウトサーグモーレン（木材を鋸断する蒸氣裝置）

○蒸具（ストーフ）　船の前後に用ゐる圓形の板を此中にて屈撓するの用に供す。

○大鍛錬場（ゴローテスメイデレキ）　此中鼓鞴（たゝら）及轆轤と共に錐、鉋、大鎚等、蒸氣器械に由て運用す。

○銅鐵押扁（のべ）場及索延（なはのべ）場　共に蒸氣裝置。

○爐（チーヘン）　鑄造の爲に銅鐵を熔解するの用に供す。

○ゲガラーヘネドローゲドック（掘穿ちて水氣無き繕船場）　船を此中にて修繕す

る爲に深く地を掘て築造し、且蒸氣器械に由て全く水を汲み盡す。
○鐵或木製の浮泳ドローグドック　是れ其目的は前法に齊しく船を此中に牽入れ、亦蒸氣裝置を以て水を汲み盡す。
○スレープ・ルリンフ　蒸氣裝置を用ゐて船を此上に挈上し修繕するの用に供す。
○スピルを附裝するキールカーデ　是れ全く船を側傍に轉じ、キールを上部に出し、水線以下の損所を修繕するの用に供す。
○ハステヘルリンフ　船を製造するの用に供す、但し高き覆蓋を以て之を覆ひ、木材或鐵具をして雨に觸れしめず、腐敗生銹を防ぐべし。
○ドキクルマシネ　是れ船の水線下を檢査するの具、其制は兜中に硝子を裝置して透視するを得しめ、水中に入る人之を冠り、全頭を藏め項部に及び且密塞して毫も水氣を滲入せしめず、革管を兜に固著して水上に出し、空氣を交代せしむ、水中に入るの間は斷えずリユフトポムプを運用せしむ。是れ如何なる修繕を加へて可なるか、且船

を全くドローゲドックに納るべきか、然らざるかを檢知するの要具なり。

一　スループの楫（リーム）其長さの均準如何。

○軍艦のスループ（一名カヒープ）に用ゐる楫の長さは凡五エルより四エル半なり。

一　スループを指揮するの語如何。

○セットアフ（放せ出せ）　此令に由てスループの舳に在る者ハーカ（鉤楫）を取て岸堤或船より突き出す。

○リーメンツー（楫に付け）　此令に由ては突き出したるスループの中操楫夫悉く楫を水中に入れ、操楫に豫備す。

○ハールヲップゲレキキ（一齊にかけ）　此令に由て操楫夫悉く一齊に楫を牽引し、スループをして前に退行せしむ。

○ストレイクゲレキキ（一齊に戻せ）　此令に由て操楫夫悉く一齊に楫を押し、スループをして後へに退行せしむ。

○ハールヲップスチユールボールド（右かけがは）或バックボールド（左かけがは）此令に由ては其一側のみ操楫す。

○ストレイクスチユールボールド（右側もどろ）或バックボールド（左側もどる）此令に由ては其一側のみ楫を逆押す。○此指揮はスループをして速に廻轉せしむる時に用ゐる。○スチユールボールドは楫を取る者の爲に右側にして、バックボールドは其左側なり。

○ヲップリーメン（楫をあげろ）　此令に由ては楫を止めて楫することなし是れ事を待つあるの時に於てし、又はホーフドヲヒシール外のスループに乗じ過るときにミンテレヲヒシールより致す禮敬なり。

○リーメンヲップ（楫を立てろ）　此令に由ては楫の葉部を上に致し直立せしむ、是れ諸侯（ホルスト）或アドミラール餘のスループに乗じ過るとき此法を行ふ。

○ハークホール（舳の者かぎ）　此令に由ては著船に邇近するとき、舳の一人楫の運用を止めて舟に納め、別にハーカを取て維持す。

○ゲルーイドト　此指揮は楫の運用を畢るときに於てす、此時操楫夫悉く楫を舟中に納む。

一 エレキトルマゲネチセの力に由て船を進輪するの法全備せりや。

○未だ甚だ小試驗を爲すのみ、然れども之を擴充せんと欲して勉强せり。

一 蒸氣に代るに空氣を用ゐるの法未だ歷驗せざるや。

○アメリカ人既に試驗せり、初め功用あるが如くなれども、終に永久の功を見ざるが故に廢して用ゐず。

一 ホイゲンス氏著述の蒸氣器械製造書の外別に新著ありや、且ツレヰキ氏の外造船書の新著及運用の新著書ありや。

○和蘭に於ては蒸氣器械尙フアンデルボス及ケムブルの著書あり、造船書は又レコムテピラール・スペッキヲブレーンの著書あり。

一 スカバンドルの簡易なるものは如何。

○最小のものは多くの場所を妨ぐること無く、容易く一人にて運輪

し得るレッチンス（スカバンド、ルの一種）の良種はグーイエンなり、即ちゲデーに用ゐる。

○レッチンフボートは木材或は鐵を以て造りたるスルーブなり、舳艫及側傍に槽（バック）あり、空氣の通路を密塞す。○このボートは堅固に製造し、舳艫共に尖りて中部よりも高し。○此製作に通常銅を用ゐず、是れ銅は高價なり、鐵或は木材にても同功あるが故なり。○銅製のスルーブ能く波濤に耐へ、縱令沈沒すと雖も生命を損ずることなきもの、我未だ敢て目擊することなし。然れども予既に一種船を造るに其試驗あるを知る、其船は水中深淺隨意に之を沈めて進輸す、故に水上より認め得らるゝことなく、敵船に邇近し、碇綱或碇鏈を斷截して船を海濱へ浮泳せしめ、或數孔を穿て沈淪せしめ得べし。○此小舟中ポンプを用ゐて斷えず空氣を輸送す、但し予此器の有用なるよりは優美を信ず、然るに當今俄羅斯（オロス）に對して敢て如此き機舟を用ゐず。

八匁彈燧銃を使用するに決す

於出島千八百五十五年九月五日

日本使節之指揮役ハビユス識

是れ燧銃を雷管式に改め、蒸氣機關を軍艦に應用しそめたる時代の西洋に於る航海知識なりとす。これよりさき、我藩は火繩筒を五六匁彈の燧銃に代へて軍用銃となしたりしが、本年七月より總て八匁彈の燧銃に改むるに決し、以て漸次雷管式に改むる準備をなしたり。

幕府海軍傳習生を送る

七月朔より蘭艦の傳習は開始せられたりしが、幕府の傳習員は奉行所の人選によるものゝみにて、洋船の運用術を習はんとするものにすぎず、筑前より番頭、船手頭等の重役を出したるも、亦其技術の概略を料知せしめむが爲めなり。されば新海軍の將校海員を養成するが爲めに傳習生を派したるは獨り我藩のみなりき。時に江戸には和蘭政府より獻納せるスームビング艦を嘉納するに決し、七月の末其由を長崎に通達したりしが、前記商館

長より滯在教師の待遇條件を申し出でたりしは恰もこの頃のことなり。

かくて江戸には、各科傳習生の人選を始めしが、一般の士は船乘働きを賤技として重んぜざりしため、蘭學者の小普請支配勝麟太郎（後に安房守即ち勝伯）、伊澤謹吾（後に木下と改氏す）、矢田堀景藏三人の外は、與力同心資格の者三十餘人、大工鍛冶七人程を遣はすこととなり（榎本釜次郎武揚は伊澤の從者として來る）、其人物の如きは一應檢査するところありたれど、器量の當否までの精選は届かず、若し不當の者ならんには直に歸府を命じて他に代ふべく決して、一先づ確定を見たるなりき。斯くて長崎奉行へ左の通り達す。

永井岩之丞交代相濟候半は、猶此上滯在、船之運用其外傳習として被遣候者共へ指揮且掛引等、都而進退取締方引請取扱可申候、右に付旅宿、船中、止宿代り合取締筋等、長崎奉行え相違候儀も有之候間、得與申談取計候樣可被致候、尤傳授行届候上差支も無之樣相成候上、自然右船浦賀表へ相回候樣にも可相成歟、傳習熟達之模樣に寄、猶其節長崎奉行申談、伺越候樣可被致候。

御勘定格
御徒目附　永持享次郎

小十人
執行善左衛門組　矢田堀景藏

小普請組
奥田主馬支配　勝麟太郎

右之者申談重立取扱可ㇾ申候、尤外役々職方之者共被ㇾ遣候間、外國人へ傳授請候事に而、不ㇾ容易御用筋に有ㇾ之候間、銘々一時之功を爭ひ、一己之名聞を相立候樣之儀有ㇾ之候而者以之外之事に付、右樣之儀聊も無ㇾ之樣厚申合、外役々下々迄右之心得を以、如何敷は勿論、不取締等無ㇾ之樣可ㇾ取計ㇾ候、尤永井岩之丞儀諸事引請致ㇾ指揮ㇾ候に付、萬端得ㇾ差圖ㇾ可ㇾ相勤ㇾ候。

右之通申渡候間……(下略)

八月十七日奉行所より是を聞役に通達あり。文中に『外國人へ傳授請候事に而不ㇾ容易御用筋。』といへるは、船乘の業と賤しめぬ樣この傳習に重きを加へしめたるにて、更に『一時之功を爭ひ一己之名聞を相立る樣にては以の外。』といへるは、當時食祿の士が事務を破壞する病根を警めたるなり。

此事についての田中善右衞門の書狀に、『乘働、稽古は船將始め夫々役目相定め、稽古人は其役に附添、當任坐臥蘭人同樣にして、追々は通詞も携へず習

スームビンク號

鎖國法と傳習に於ける研究の困難

熟し、段々馴るゝに從ひ二百三百里の洋中迄も相越」とある如く、海軍乘働きは最も實地實際に馴れて、死生の間に働くべき業柄なるを以て、特に是まで徒に功名に騁せたりし氣習を深く戒めたるなり。斯くて江戸の旗本下りて船乘働きの稽古を爲すこととなるに及び、爰に海軍創設の曙光は層雲を披拂し初め、我傳習生亦彼等と相競ひて稽古に勉勵したりき。

スームビンクは千八百五十年（嘉永四年）蘭國にて製造したる長さ二十九間、幅五間、吃水四間の外輪船にて、百五十馬力の蒸氣を具し、六門の大砲を備へたりしが、内景の裝飾については、極度の質素に生活せる我藩士は、一見目を眩耀する程に善美を盡したるものなりと稱せり。獻納後の同艦は、觀光丸と名附けられて、長崎に繫がれ、當分は蘭國教師を船將として練習航海の用に充てられたりしが、七月朔以來日割を以て續行せる各科の傳習は、猶檢使立會等の繁苛なる鎖國法に束縛せられ、ために唯一般的に教師の講義を聽聞して演習をなすには、さして窮屈を感ぜざりけれど、深き研究の質問には堪へ難きものありき。去年杉谷雍助は、多年反射爐にて經驗苦心したる鐵の

鎔化についての疑點を蘭館にて船將に質したりしに、談やゝ蔗境に進むに及び、甲比丹の取次を經ずに議論を交換したりとて、檢使より蘭館出入を差し停められ、爾後は直應答を禁戒せらるゝに至れり。されど斯くては蘭人について研究する望みも絶えたるに等しければ、特別質問の道を開かんと種々相談せる末、遂に彼は江戸に上り、幕府の直參人に加はりて質問を遂げんと欲し、田中善右衛門の周旋を得て、岩瀬修理(忠震)、大久保右近將監(忠寛)に請囑し、遂にその紹介にて勝麟太郎に隨從長崎に下ることになれり。八月十四日附にて田中が原田小四郎に致したる書翰に、『杉谷も勝氏に附いて罷越すについては極密に御含めに成るにてあるべし、去りながら蒸氣船乘込の作法嚴重なれば容易に上陸は出來まじ、永井殿始めの見聞に内密の漏れる樣にては決して然るべからず。但勝氏には折節御用にて上陸あるべく、其節從者として附添往來中に暫時御屋敷に立寄ことは出來るべし、其節座敷にて御含めになる都合然るべし。火急の御用には通詞の人柄を見立て、封書にて通じても宜しかれど、閣老始め御役人に通詞の評判宜しくも無ければ

好ましからず。勝氏の上陸に從うて御屋敷立寄の事は私よりも同人へ頼談し置くべし、諸役所より杉谷にて彼是質問がましき事なき樣にありたし、杉谷を勝氏が最初より能く用ひらるゝ樣に無くては相濟まず、岩瀨大久保兩氏に對しても相濟まざるにつき厚く勘辨相成樣に。』と申し越したり。蘭人傳習に法規の面倒を極めたるは此にても推察せらる。されど軍事教師に招聘したることゝて、依然商人同樣に蘭人を蘭館に牢居せしむべきにあらず、乃ち目下江戸伺中なる甲比丹キュルシウスの要請は、條約の成立を促して這般の苦痛を減ぜしむるに至り、かくて長崎港は、世界的空氣の暢通する青天白日の地となりたりき。

造艦費の財源富殖

長崎に海軍傳習始まると共に、蘭國へ註文せる蒸氣船も明年には廻航すべきに決したりしかば、蘭學生を養成して西洋新知識の輸入に備ふると同時に、一方蒸氣船の代價に代品となる物產を興さんと、慘澹たる工夫を凝せ

造艦費の代り品

り。當時公儀註文の汽船二艘帆船六艘の價に充つる代り品として、長崎奉行所の蘭人に引き合せて協定したるは、煙草（一斤代銀二匁五分、同四匁二分）白蠟（同三匁五分）石炭（百斤代銀八匁）にして、此外、(一)縮緬(二)形附(三)槻(四)樟(五)紙(六)更紗の見本をも渡したりといふ。其中我國產は、石炭（百斤代銀上七匁、中六匁五分、下六匁）白蠟、小麥、陶器の四種なり、其他同種にても少量なるは貿易品をなさず。從來我領貿易品の主は陶磁器にして、蘭國通商の最大利源となしたれども、彼我風俗の相異により、多量の需用を見るべき日用什器は輸出せられず。蓋し松浦郡の窯業中、大河內（おほかはち）山は御用窯とて一般に賣却せざるを以て、只有田山の所產のみ最も盛大に長崎に輸出せらるゝ、卽ち古伊萬里燒なり。その製造者は窯燒といはれ、專ら染附（青藍彩と稱する物）を焠成たりしが、赤彩（拂黍彩と稱する物）を施すは赤繪町に專業家ありて、專ら之を職とせり。蓋し兩業互に相兼ぬるを得ざるは藩祖以來の嚴法によるなり。されば外需の多く赤繪に集まるに至れるに拘らず、俄に舊法を破りて赤繪町外のものにも之を許すを得ず、卽ち需用のまゝに多額の輸出をなす能はざるなり。公の初世までは、有田の豪商久富與次兵衞なるも

陶磁器

の盛に長崎輸出をなして富を得たりしが、天保末の加地子猶豫に打撃せられて家運衰退するに至り、前年陶磁器を會所直納となすに及んで猶長崎商店は維持したれども、其鑑札は田代紋左衛門に渡されたり。

つぎに石炭は、天保の末より俄にこれを長崎に輸出して暴富を致したるものあること、既に十二卷に述べたるが如し。爾來漸次に價格平均して採掘者の數を減ぜしに、今度クリミヤ戰爭によりて俄に需用增進し、その價の狂騰より復又採掘者の增加を見るに至れり。本年の初めより秋比までの採掘量に據りて、一箇年に於る佐嘉領內採炭高を推算假定したる統計書(木島の筆記)に、『是までの炭礦は、長崎港外に於て高島、香燒島(甲)、松浦郡に山代鄉(乙)、杵島郡に北方鄉、高來郡に多良鄉(丙)より出づ。高島は廣磯に二千三百六十八萬斤(斤は百六十目)、百摩崎に一千四百四十萬斤、中山に三百五十八斤(合計四千百六十六萬斤)、香燒の「あほ」に一千四百四十萬斤と云云。百摩崎は八尺の炭層にて良好の質なれど、地下百餘間の海底に橫はり、二十四段の水車を用ひ、且つ風通し惡くして、今年四月より採掘を中止す、(是れ明治の初め洋式の豎坑を採用せる原

因なり)香燒の「あほ」も風通しできず、去年七月より廢せる礦あり。」といへり。以上の(甲)は長崎にて外國に供給せられたる石炭なるべく、(乙)の山代郷以下の地は、産額甚だ少かりしを以て、疑らくは長崎輸送の分のみなるべし。丙は此に略す。佐嘉領は由來薪木に乏しく、補足を天草島に取りたる程なりしを以て、早くより石炭を燃料として使用するに至り、家常には煙なき粗製コークスを用ゐたり、是を『燒がら』といふ。北方福母にては塊炭の碎粉を土坑に堆積し、火を加へて土を掩ふ猶木炭を烙くが如くして、『燒がら』てふ燃料を製す。炭質ながら油少きを以て輕鬆なり、一に徳用炭と稱す。筑後の三池郡より出づるは、油膩炭質なるを以て、其『燒がら』は堅く、大塊をなして火力強し、是を『トチ炭』と稱す、猶木炭の石燒の如し。前の統計に『佐嘉城下に石炭を消費する量は、凡百七十萬斤、燒がら九十二萬六千斤、郷村には石炭百七十萬斤、燒がら百二十七萬斤、合計石炭五百九十八萬斤なり、他領より輸入して城下に消費する石炭は凡三十一萬斤、燒がら八十一萬六千斤、郷村は石炭三十萬斤、燒がら二十三萬千斤、合計百六十五萬七千斤。』とあり。蓋し領内は(丙)

の北方多良よりの供給を受け、他領の『焼がら』は三池の『トヂ炭』にて、他は筑前より輸入せられたる歟。而して該書は、次に又『當時筑前の蘆屋、若松近傍にて採掘する石炭は、一箇年一億三四千萬斤に上りしも、安政元年以來六千萬斤に制限して價を調節し、其價は百斤につき錢百二十文乃至百八十文、總計は三萬七八千兩、運上は百斤に付錢十文乃至二十四文、凡金二千七八百兩に上る、此價額にて見積れば、我領内の石炭も凡三萬兩の價を收め、二千四五百兩の運上を徵し得。』との結論をなせり。此統計は當時になれるものとて甚だ空疎に、長崎に於る會所貿易の價も實は是に數倍すれど、北方多良より輸送しては引合はず、筑前の石炭も亦内地近國の用に供給するなるべし。此統計は山代郷採炭を僅に長濱山十二萬斤と記したれど、第三十七章に記するが如く、同地の採炭は弘化の初めより盛に長崎に輸出せられたるにて、安政に至りては外國供給のために再び數所を開礦したる程なり。但し其石炭は佐嘉には供給せられず、粉炭は中國の鹽濱より要用せられたり。故に石炭の統計の如きは、内地用と他領輸出と外國貿易との三項を分ちて計

白蠟

上せざるべからず、事實近年クリミヤ戰爭による石炭需用の增加に伴ひ、各國と條約締結して私貿易の端を開くや、乃ち石炭は主要なる代り品の一として盛に此頃より山代鄕に開掘せられたるなり。

次に白蠟なるが、天保弘化の交より、殖產のため山野空閑地に櫨と楮とを植ゑ、櫨の實より蠟を搾りて曝して白蠟となし、楮はその皮に紙を漉いて鄰國に賣り弘めたりしに、培養の不足に由るか、年々其蘖芽を苅り取りたりし楮株は凋衰するに至り、只名尾山、及び小城のみの物產となりて多量の輸出をなす能はざるに至りしが、三根、養父の碉原より西は小城、杵島まで植ゑられたりし櫨は、よく蕃殖して、其需用多きのみならず、近年は和蘭貿易の主要品となりたり。時に其栽植に適當なる地は山方、里山方の管轄に屬したりしが、是等の培植の爲なればとて軍事要害の地形を變換するは許さるべきにあらればゞ、是年七月御備立方より佐嘉城の周回を檢査し、外郭に屬する土居敷、林藪、溝渠等を寬永、正保の兩繪圖によりて整理し、軍要に故障なく開墾耕植に故障なき地境を確定して該培植地に充て、是を始めとなし、領內に於

苧麻
煙草
搦み築き

けるあらゆる要害地の現形を査定して、櫨樹を植ゑ開墾をなすに便ならしめたり。今日、東郡より多久、佐留志邊まで、岡原に櫨樹の林をなして秋天に紅葉を染むるあるは、此頃に於ける栽培勸奬の遺業にかゝるものとす。苧麻、煙草も貿易品の一なり。但し是は陸田の産物なるため、畠少くして耕種に慣れざる我領内にては、貿易品となすまでに成功せざりき。

詮じ來れば、政府事業にして最も確實なる富源と認むるは、新地を築成して水田を廣むるにあり。是を搦み築きと稱す。これよりさき佐嘉郡の川副郷、杵島郡の白石郷の潟崎に橛を搦み、潮汐の打ち寄する淤泥を堰き止めて泥猪の露出を促し、而る後に工力を用ゐて新地を築成したりしが、これ即ち搦みにして、頗る長き年月を經て成功を見たるものなり。この『搦み』は幾處にも設けられて、巍松公の初めには既に成功したるものありしが、其中第一卷(第三章末項)に出せる六府方の新地及び川副の新地には、草棉を耕種して近村に紡織を勉めしめ、以て早く白石木綿、犬井童木綿と稱して博く領内に沾らるゝ産物を産出するに至り、近年西洋に棉花紡績の業の盛に興るにつ

白石川副の新地築成決す

御新地方五田地を附せらる

れて、該産物は國を富ます第一のものとの評を聞くに至れり。然るに當時兩郷には『新搦み』の築成期に近づきたる泥潟數箇所ありしを以て、その築成工事を起さんといふものあるに至り、遂にその實現を見るに至れり。即ち始め該議の唱道せらるゝや、實地を視檢して尙早しといふ者、其施設の方法に異議ある者、他の方面より故障をいふ者などありて、藏方、郡方、代官の間に議論譁然たりしが、學館の出身にて、頗る經理の才幹あるのみならず、川副代官となりて治績ありし福田助太郎は、直塚八郎左衛門等の異議を排して是に著手すべしと主張し、執政鍋島安房の信用を得て、力を極めて新地事業に放資するの經畫を立てたりければ、公は仕組所を開き、親ら莅んで之を討議し、遂に公の裁斷にて、内庫より資金を出して新地方代官を置き、以て福岡を其任に擧用せられたり。是に於て福岡は、川副鄕の新地築成の主任者には牟田口利左衛門を推し、自らは白石鄕の新地築成に大土功を興さんとしたりしかば、八月七日、政府より左の達ありたり。

御新地方之儀、今度御側へ被相建候に付而者、御小物成御取納に相懸候左

に書載之田地、皆以右役筋被二相付一義に候條取調引付候樣被二仰出一。

一　御借銀地　　一　新御小物成

一　搦（からみ）方並別段搦方　　一　丑年以來上り地

一　大詫間（おほたくま）餘分

杵島郡白石潟の新地は、藏入と小物成とに地界交錯したるのみならず、須古の私領とも相接したりしを以て、其收入については違亂を生じ易く、從つて私曲の行はれ易き所たりき。而して理財に廉潔を重んずる武士の風尚は、彼等の數字に暗きよりして兎角賄賂の沙汰を生ぜしめ易く、卽ち自然監察等の注目よりして、執政始め政府藏方の間に彈劾せらるゝものあるを免れざりき。又長崎の汽船價に充つる代り品の多くは、山方、里山方の地に產出せられしが、是も亦小物成地に屬したる分なれど、新地方と犬牙するを以て、兩山方へ開（ひら）き地一式を新地方に引き附けしめたり。其後新地代官の稱を廢し、單に新地方と稱へたり。

英國我邦に汽船を餽る

普漏西國商船來崎

さきに蘭艦渡來によりて長崎非番所を受け取るや、爾後クリミヤ戰爭によりて英佛の軍艦頻りに入港し、ために高鉾島前には桅檣林立し、十幾艘の碇泊船を數ふるに至りしが、其中に普漏西國の船も渡來せり。蓋し八月下田より回航し來りし英國スターリング提督の艦隊は、海上に於て露國の軍艦を鹵獲し、よりて其俘虜の一部をバラコータ艦にて香港に送致するとゝもに、他に、普漏西國の商船グレ號を雇うて、之にもその送致を託したりしかば、同船は香港へ航する途次石炭搭載のために寄港したるなり。然るに長崎にては始めて普漏西の名を聞きたることゝて、是れ西洋に於ける獨逸聯邦の一大國にして、最も意地惡き國民なりなどと西洋通は評しゐたりしが、同船は程なく出航して去りたりき。是を獨逸船の長崎に渡來したる始めとす。

九月の初め、スターリング提督は艦隊を率ゐて復長崎に渡來し、螺旋仕掛

英女帝蒸氣船を贈る

公の國際觀

の蒸氣遊船一艘を打ち立てゝ、その日本帝國と親誼を結びたき希望の徵に英國女帝より贈られたるものなるを述べ、米露兩國の條例を自國にも同じく適用せられたしと要求し（此遊船はエンペロアといひ、暗輪六十馬力の蒸氣船なり、五年七月江戸に回航し蟠龍丸と名づく）、併せて去年その長崎奉行水野筑後守と締結したる條約の、已に國帝の批准を得たるを報道したり。國帝より日本帝國と親睦を結ばんとて船舶を贈遣せるは、即ち兩國皇帝の交誼を表せるものなるを以て、幕府は之を受納したりしが、公は此事を聞知せらるゝや、國交は宜しく此くあるべし、是まで幕府は外國との應對を奉行に委ねたれど、爾今閣老が自ら之に當らざるべからざるとゝもに、外國使臣の登城して將軍に謁見するをも許さゞるべからず、否遂には、天皇親しく各國帝王と交際を爲し給はざれば、相互の交際は盡さるべきにあらずと言はれたりとぞ。

十日スターリング提督は艦隊を率ゐて出帆したりしが、跡に殘れる和蘭の軍艦中の一艘は、獻納せられて觀光丸となりき。かくて爾後七の日には、同艦は發砲稽古なしたりしが、他のゲーテ艦は蒸氣運用の傳習に滯崎しゐ

る丈けなるを以て、長崎は全く平常に復し、よりて十三日より我藩は非番警備を解いて筑前に渡し、番頭以下皆引き拂へりき。但大番頭鍋島左馬助は猶種々風說あるを以て、深堀に在勤すべく命ぜられたり。

幕府傳習生昌平丸にて長崎に到著す

水薩兩侯の內戰外和の權略の下に促したりし鑄砲造船の速成も、既に二年を經過せることゝて、薩摩の昌平丸先づ成り、去る五月江戶に回航して幕府に獻納せられたれば、幕府は更に一般の製造を彼藩に囑託するとゝもに、こゝに我藩鑄造の大砲を備へ附くることゝせり。該船の構造は和洋折衷にて亦不滿足なるものながら、日本に製造せられたる大艦の嚆矢なり。是船建造に著手せる頃、諸藩には蘭國へ船艦の註文を競求する風評ありしも、歐洲戰爭に阻止せられたるにや、爾後寥々更に聞く事なく、全く諸藩註文の傾向は一時の熱にすぎざりしなり。鑄砲にありては、反射爐にて鐵製の鑄造に成功したるより我藩獨り有名なれども、亦全國に人なきにあらず。川

鑄砲熱漸く盛

長州津兩藩人を派して我築堡を視察せしむ

越藩持の品川一番臺場には銅製の八十磅砲を備へたり。銅砲の威力は不滿足と稱すれど、是時は西洋にも猶之を用ゐたりし頃にて、我反射爐にても鐵の鎔化はまだ十分ならざりしより、銅を再鎔して鑄造しつゝありき。されば鐵製は理想的のものとなされたりしにて、爲に水薩兩藩も成功には至らざりしが、反射爐を築き試みたりきといふ。かくて有力の諸藩は鑄砲につきて應分に注意するに至り、去年は土州より我に鐵製砲の敎習を請求し來りたれど、未だ他に敎ふる程に熟練したるにあらずと謝絶せしに、年末には又津輕より江戸留守居を通じて、北門に警備の必要あれば、特に鑄砲の傳授を受けたしと切願し來れり。よりて之を佐嘉に通報したりけれど、亦自信乏しかりしを以て、同じく謝絶したりき。砲臺築造に於ても、亦長崎聞役、江戸留守居を通じて我新臺場を視んと懇請する藩續出し、本年の秋、長州よりは岡田儀右衞門、山田宇右衞門、藤井百合吉、宍戸道太を遣はし、伊勢の津藩よりは水沼久大夫、深井半右衞門、吉村長兵衞、吉岡達三郎を遣はして、其一覽を我聞役を通じて請求したりしかば、佐嘉政府には九月十七日長崎聞役鍋

島新左衛門をして、同道神ノ島に到りて各砲臺の巡回視察をなさしめたり。是等に徴すれば米艦來の衝動にて日本の惰眠は驚破せられたるに相違なし。但當時に於る交通不便の狀は、年を以て月に換ふるよりも甚しきものあれば、諸事ために徐緩なるを免れざりしと共に、鎖國の惡習亦、六月の蘭館質問にて例推せらるゝ如く、對外の事を阻止したりき。かくて此二年間を經過するや、易かるべき蘭國の造船は未だ成らざるに、難かるべき人物の養成は長崎の傳習によりて著しく進み、即ち我國は急轉直下して文明の光明に突進しつゝありと謂ふも過言とせざる狀態に入れり。されど惰眠より始めて覺醒せる際なるを以て、その新時代接觸に要する努力忍耐は、十二分の思慮を以て察せざるべからず。即ち短慮なる者は其遲緩なる推移に耐へ兼ね、幕府が傳習生に戒めたる「一時の功を爭ひ一己の名聞を立つる」底の人情の弱點に牽かれて、やがて一方に破壞的の空氣を醞釀したりき。

江戸の傳習生徒三十餘人は、薩摩新造の昌平丸に乘じて、長崎へ直航すべく勝、矢田堀、伊澤は陸路より來崎せり。九月三日品川を出帆せり。長崎に於

蘭人の寛容自由を許す

る和蘭教師の待遇に關し、是までの條約を更に改むべき必要生じたりしかば、長崎奉行川村、目附永井、淺野は其の委員を命ぜられて領事キュルシウスと談判を開き、その結果、是までの繁苛なる惡法を撤廢し、寛容自由を得しむる事になりき。かの傳習生の一行は、昌平丸の船足甚だ遲緩なるため、海上に四十餘日を經過して十月二十日漸く長崎に到著し(該船の遠航海は此を始めとす)、乃ち一同上陸して、西役所を傳習所に充て、次で是まで目附の駐在所たりし永井氏の居住に就て教場を設けたりしが、數日を經て、永井氏は禮服を著けたる傳習生を率ゐ、出島の蘭館に到りて入門式を行へり。かくて爾來傳習の業も益〻整頓進歩し、諸藩よりの傳習生亦集ひ來りて盛大を致しゝかば、こゝに陸海軍は新文明の空氣に觸れて十分の發達を遂ぐるに至りたりき。

幕府御用の大砲鑄成せられて江戸に回漕せらる

是より先き、佐嘉には幕府の大砲二十五門を鑄成したりしを以て、支配勘定、御普請の兩役人來りて之を受け取り、大阪奉行の回せる順勢丸、妙寶丸二艘の回米船に十六門を載せて、六月中旬の高潮に大川口を出でたりしが、七

月二十三日兵庫を發して、紀州灘にかゝるや、二十六日に至りて北風强く起り、夜に入りては更に豪雨をも加へたりしかば、順勢丸は沈沒し、妙寶丸と乘組人とは勝浦に漂著したり。次で其積殘りと其後に成りたる砲とは、昌平丸之を積み歸る事となりしに、何分船體厖大にて泥潟を乘り回すに不隨尠からざりしを以て、まづ大砲を長崎へ運致して同地より搭載するに決せり。かくて長崎より幕府の徒目附依田源十郎、小人目附兩名、薩摩の池田壯右衞門、今村源右衞門以下五十餘人乘り組みしが、積荷多かりしを以て、砲身は十挺を積み得るも車臺を容るゝに堪へず、よりて田代孫三郎來りて相談し、辛くして六七挺分を積み入れて、十一月の末に長崎を出帆したり。昌平丸、鳳凰丸は日の丸の國旗を最初に揭げたる船にて、殊に昌平丸は遠海に先づその旗を飜すの榮譽を荷ひたれど、運轉の自由に乏しきよりして、やがて廢船となりたり。時に我囑託の船は來年回航せらるべしと、今年渡來せる軍艦報じ來りたれど、猶幕船の後に回さるべきを慮られし公は、甚だ之を急がしたるを以て、少なくとも幕船と同時に持ち渡るべき樣、領事へ懇囑するとゝも

に、一方傳習生を勵まして運用術の速達に奮發せしめたり。

第五十八章　癸丑變後の參府

幕府の政變と江戶の大地震

水福兩侯他の閣僚と容れず

公の海軍を起す理想は漸く事實となりて現はるゝに至りしが、一方去年來長崎に外國軍艦の頻繁渡來するは、歐洲戰爭の影響にして、必ずしも憂慮すべきものあらざることも、御番方の祕密にて知悉せられたれば、公は此機會に於て阿部閣老に面會し、以て幕府に當今の事變に處する法を進言せんと思慮せられたり。然るに幕府には、當春梵鐘事件の一頓後、ます／＼水福兩侯の意見は他の閣老、御側衆と和協を缺くに至りたりき。卽ち彼等閣老、御側衆は、兎角諸事に因循して俗論に牽かれ、水侯を忌み嫌ふ蛇蝎に超ゆるものあり、牧野は溫和なれども意志薄弱に、松平泉州伊州の二人亦異論惡評多く、中にも伊州は俗吏の魁にして、對外策よりも對內の處置に思慮を傾け、陽に佐幕論の首唱者となりて陰に水福兩侯を傾けんと謀るとの評判あり

しを以て、それかあらぬか八月に至り、二閣老とも免職となりき。然るに其の後數日を經て、阿部閣老より「昌平日に久しく、人心動もすれば外見を虚飾し、萬事繁縟に流れて實備を缺く、近來外事特に繁く、非常の備を要するを以て、凡て簡易の制度に復し、無益の舊習、繁縟の古格を廢し、質素の士風に馴致せんと欲す。」との訓令あり。此訓令は、公が年來佐嘉の改革に三申五令せられたるところと吻合するものにして、虚飾繁縟を廢して簡易質素に復するは、外見の威嚴を損するの嫌ひあるより、俗論に違ひて婦人に厭はるゝ事なるに拘らず、阿部閣老の猶能く之を斷行したりしは、亦是まで公がその懷抱を披き政治の改革を論じて、阿部閣老に忠告するところありしに起因するが如き思ひをなさしむるにぞ。水戶老侯は是までその意見の行はれざるに憤りて出仕を罷めたりしが、兩閣老の免黜後、十日に至りて隔日に登城すべしとの命ありしを以て、再び出仕して事を視ることゝなり、よりて九月に至り、曩に中止の姿となりたる梵鐘鑄銷の事を寺社奉行をして申達厲行せしめたり。

公參府の途に上る

此報道を聞かれし公は、樂しみを抱いて參府の日を待たれたりしが、一方には川越家より貢姫の入輿を促す頻りなるものありしにより、既に其費額を決して德永を出府せしめたり。かくて公の出府を待たず、九月二十一日貢姫は川越邸に入輿ありて婚禮を擧げられしが、繼いで大和守直侯侯を我邸に招請して聟入式を整へられたりき。軈て參府發程期の十月となりければ、公は五日より佐嘉城を發せられしに、好事に魔多く、是月江戶には種々の異變竝び起り、二日大地震ありて、我櫻田邸亦震倒せられて火を發したりしかば、夫人は田安邸に避難せられしが、溜池邸亦大破壞を生じ、兩邸在住者はさしたる人數にもあらざりしに拘らず、森川利左衞門父子、實松育一郎等を首とし、侍手明鑓より手男從僕まで總て死亡したる者三十四人に及び、負傷者亦數多なりき。唯深川亮藏のみは、跳つて前屋の倒れたるに登りたりしを以て、刹那の後屋倒壞にも危き命を拾ひたり。

横尾龍助の歸參

當時千住に横尾龍助なるもの住居せり。武雄の人にて、以前淨土宗の僧となりて增上寺にありしころ、師僧の死後にその遺金を竊取して品川の女郎と昵み、遂に落籍して夫

江戸震災後の慘狀

婦となるや、千住の遊廓に賣娼を營みて富を致したるものなるが、無論藩法にては死刑に處せらるべきものとて、藩邸への出入を禁ぜられたりしを以て、いつか機を得て藩邸出入を許さるべき忠勤を抽んでんと渇望しゐたりし彼は、此震炎に藩邸の羅災せるを目覩し、江戸の假圍ひをなす木材に乏しかるべきを見越して、まだ藩邸の火の熄えざる中に外圍の板、及び木材を獻じたれば、山下邸の燒跡は、他に先立ちて板塀を匝らし、假小屋を造るを得たりき。龍助は此功によりて邸内に出入するを默許せられたり。

此の如く未曾有の大地震は藩邸をも羅災せしめたるを以て、此報道の爲め德永傳之助を始め其他相繼いで急行し、長州路旅行中の公の驛館に到著して之を具狀したりしが、更に播州路旅行の頃、堀田備中守が老中の首席となりたる報を傳へたり。江戸溜池邸にありては、數百の工匠を集めて大急ぎに修理を加へ、一箇月を經ては公の住居に堪ふるだけの竣工を見たりき。十一月七日品川驛に著せられし公は、直に月番老中に到り、將軍の機嫌を伺ひ、溜池邸に入られたりしが、隨行員起臥の假小屋は、僅に風雨を凌ぎ得るに

止まりしを以て、此處に在る間は暫時陣營と見做すべしと達せらる。實に江戸震災後の慘狀は、言語に絕えたる光景にてありき。

堀田備中守入閣後の幕政

九日例の如く幕府より參府の上使あり、十一日登城して新將軍に謁見せらる。これよりさき、癸丑の變に愼德公の薨ずるや、公は參府を企てられたりと雖も、露國使節艦の長崎に滯在したるによつて果すを得ず、爾來外國の形勢の迫るに從ひ、陸海軍興張の宿志は漸次にその發展を得たりしを以て、公は二三年間に蘊蓄ありたる胸算を此參府に洩さんと期せられたり。蓋し久しき懸案たる天草海軍創設の事は、壬子歸國の時三支藩の免役とゝもに內慮を伺はれたるが、免役は解決せられたれど、海軍創設は許可を見るに至らず。よりて田中善右衛門江戸に在留して幕府有識の人と熟議を凝らしゝに、今や其緒に就かむとするに至り、公が阿部閣老に意思を疏暢しおかれたる肥後天草郡に海軍船渠を設くる事も、亦漸く幕議に上されんとする

堀田の入閣と公の失望

機運に向ひたりしが、更に九月以來水戸老侯の再出仕とゝもに幕論益、強硬に傾きたりしを以て、乃ち公は此機に投じ大に海軍創設の議を進めむと思惟せられしなり。されば突如前月に至りて堀田の入閣を見たりしは、復軟風の吹き初めたる感ありて、大に公の期待を破りたるものならざるべからず、而も其原因については種々の取沙汰ありき。

品川築堡の總費用

癸丑の年に幕府が勘定奉行を主任として築造したる品川砲臺工事は、本年五月までに五基の竣工を見るに至り、よりて鑄造の鐵製大砲を備へて、遂に六番臺場に取り掛りたりしが、費用餘りに莫大なるため、五基とも當初の計畫を縮小半減して築造したりしに拘らず、猶總費は七十五萬兩の巨額に達したりしを以て、這次著手の六番臺場は僅に水面を出づるまでにて中止したり。

水侯造船事業の不評

加之水戸老侯が督せる巨艦建造工事の如きも、費用の宏多なるより勘定所にては中止したき意向なりしを以て、執拗無事に堪へざる水戸老侯の性格を懼るゝ阿部閣老の、自己の政務に於るその妨害を避けむとして、纔に委任して依然繼續せしめつゝあるのみなどの風説を聞くに至り、亦決して確信ありての建造工事

とは謂ふ能はざるものありき。されば本年漸く其船は成就したれど、啻にその船形の龍骨式に據らぬ舊式のものなるのみならず、未だ螺旋釘を女型男型にて製出する機械すら無かりしため、必要の部には一々鑪を用ゐて之に類するものを製造嵌入したりしも、普通の處は、滑釘を用ゐるのみなりしを以て、自然釘固堅牢ならずして波濤に堪へ難く、進水の後は朝日丸の美名を與へたれど、運用意の如くならざるより江戸人は厄介丸といひ、落書を作りて『動かざる御代は動きて動くべき船は動かぬみともなき哉』と嘲りたり。かくして水阿兩侯の評判よろしからざるに至り、乃ち軟風吹き集ひたりしにて、此船はやがて商人の貨物船となされたりき。

堀田備中守は天保の末閣老の首座となりたれど、愼德公に信用なかりしため、阿部勢州入閣の時に優遇して溜間詰となされたり。されど領地の下總國佐倉には蘭學大に開け、佐藤一門の如き學者輩出したるため、譜代大名の中にも最も外國の事情に通曉したる人と稱せられ、當時の閣老中自ら西洋人と應接し得るものは此人のみなりといはれたりしが、己れも亦爾く信

堀田備中守蘭癖の誹謗あり

じたるにや、頗る自ら用ゐるの風ありしため、當時名望ある諸侯には推服せられずして、只蘭癖家と斥稱せられたりき。かくて癸丑以來水福聯立政府にて外交の處理に當りしに、水侯は國防を熱心に主張すれど、誇大を好むのみにて政治の實力に乏しく、殊に外國の事情に暗くして、動もすれば實行すべからざる頑僻の論を固執したりしかば、才幹ある人よりは嘲笑せられたり。而して福山侯亦、閣僚の多くは、是を年少くして思慮熟せず、水戸老侯にかぶるゝのみにて外交の事務に當るの明なしと謗りたりしを以て、無事を悅ぶ俗論はこれに雷同し、よりて諸事解弛して因循苟安に流れたるを以て、是秋遂に泉伊二老中を黜け、質素儉約を以て士氣を振はし、兵備を充實する改革の發令を見るに至りたりき。されば硬論者は之にて稍愁眉を開きたりと雖も、久しく華奢遊惰に溺れたる婦女俗吏は、的面に苦痛を感ずる所より陰に陽に之を妨ぐるの口實を求め、西洋通と稱せらるゝ者は、外國人は平和を主張す、苟も其要請する開港貿易を許し、相當の道理によりて交はらば、相共に有無を通じて利益を受くべし、渠は必ずしも戰爭を爲すを好むもの

堀田派の勝利

にあらず、されば今日外交に當り得る者は佐倉侯を舍いて他なしと說いて息まざりしを以て、遂に軟派は勝を占めて俄に堀田の入閣を見るに至り、此派の開國論者をして是最も當を得たる閣老の人選なりと評せしむるに至れり。尤も「此更迭は阿部閣老と溜間有力家との祕密運動に出でたるものともいふ。去る十月二日大地震ありて江戸の過半焦土となるや、堀立小屋を作りて纔に雨露を凌ぎたりし市民は、『あべ(阿部)なくても、みと(水戸)もなくてもいい(井伊)ほつた(堀田)てでいい。』てふ落首を作りて傳へたり。其は危(あぶ)なくても見つともなくてもよい、堀立小屋にてよろしといひたる語路にて、水戸、阿部はなくとも井伊、堀田あらば可なりとの意に外ならず、然るに果して九日堀田老中となり、阿部は首席を讓りて外交に當る事になれり。かく政治を諷刺したる當時の落首は、機密の席に給仕する茶坊主(ちやばうず)の伍より漏れたる消息を內容とするもの多く、旁々其作意の如き、必ずしも卓識とするに足るものあるにはあらざれど、亦時の機密を漏したるものにして架空の事にはあらず。是時井伊侯は在國なりしが、梵鐘事件について松平泉州に水侯の事を消息せる

堀田の入閣は溜間を代表す

同侯の書を見れば、自ら氣脈の通ずる所あるを知るべく、溜間を代表して堀田入閣せりとの說は是認すべきに近し。されど外國の事情は弘化以來御番方の祕密筋には自然に知れゐたる所にして、決して獨り堀田備中守のみ其通曉者にはあらず。且つ冗費を痛減して國防に投ずるは、外國と開戰するを好むによるにはあらず、遊惰の士氣を振作して國家の權威を維持し、以て外交に武家の任務を盡さんとするためにて、國家の獨立を遂ぐるは、和戰共に軍備の充實を怠る能はざるなり。されば是まで多年の緩怠を漸く覺醒したる以上、痛く之を鞭撻するの擧に出でずんば、天下士民の憤慨を癒すべきにあらざるに、只外國の事情に通じたりとて、人格の如何を問はず、堀田を推輓して改革の實を擧げしめむとしたるは、却て苟安を偸む風を助長して、幕府の軋轢を更に甚しからしめしものと謂はざるべからず。ために公は折角の參府なるに拘らず亦大に失望せられたり。

かくて堀田の、入閣を見るや、水戸老侯は阿部の一己に扱ひて自己に謀らざりしに不滿を抱きたりしが、九月申達の梵鐘鑄銷の官符に關しても亦物

水福兩侯疎隔

議を生じ、遂に水阿の間の隔離を見るに至りたり。蓋し何人の策略によるにか、水戸領法華寺に住する日華といふ僧、諸宗の寺院を煽動し、該官符の水阿兩者の共謀に出でたる由を流言して、老侯を撃ち果さすべく僧徒を忿怒せしめつゝある旨を老侯に密告したるものありしかば、さなきだに今度の震災にその股肱と頼みたる戸田、藤田二氏を震死せしめし事とて、老侯は内心氣味惡くなり、よりて阿部閣老に書を贈りて其事を報じ、暫く潛默を守りて戒愼すべしとて相互の交通を斷つに至り、遂にその結果自ら疎遠になりたりといふ。

公阿部閣老に會晤す

公はかゝる際に參府ありしが、阿部閣老は龍ノ口官邸の燒失にて駒込邸の誠之館に徙りたりしを以て、公は駒込邸を訪うて數年來の久濶を敍し、時事時態に談及ありしに、阿閣は幕議の意の如くならざる鬱懷を舒べて梵鐘鑄銷の顛末などにも及びしかば、公は、漸く長崎、品川の臺場に實施を見たりしが、總て堅艦の擊沈には鐵製大砲の威力ならでは其功なく、銅砲は山戰野戰に使用せらるゝに過ぎず、されば江川太郎左衛門が企てし大砲鑄造の反射爐こそ、國家の助力して成功せしむべき工事なれ、是は我も已に

阿部閣老反射爐心得のものを江川氏の許に派遣すべしと命ず

築成したるものなれど、何分土地遠隔にて不便少からざれば、必ず江府の附近に該鑄造場を設けざるべからずなど談じ及ぼされしに、阿閣より、彼の工業は江川が在所に起す事になりしに、今年正月江川の物故したるため、手代門人等當代の太郎左衛門を助けて、相變らず遺業を繼續する事となれり、されば佐嘉より巧者の人を遣はして鑄造を遂げしめられたしと懇望したりしかば、公も先代坦庵には緣故深ければ之を快諾せられたり。かくて十二月二十七日に至り阿部閣老より公式に『江川太郎左衛門の豆州中村に反射爐御取立に付、家來の內反射爐心得候者一人併職人一兩人、江川方へ罷越御用相勤候樣』と達しありたりき。されど佐嘉には、品川の備砲を來年に完鑄すべきことゝ、阿州侯(將軍の叔父)の殿中にて直接公に八十磅のボム加農、二十四磅加農、各五門宛の鑄造を依賴ありしことゝにて、工事甚だ忙劇なりしかば、右反射爐係派遣のことは十餘月の猶豫を請ひたり。

震災後の節儉令

是より公は勢州と會晤を累ねられしが、當時外交の難局に當れる勢州の、水戸老侯を推轂して海防攘夷論の激昂に乘じ、講武所練兵場を設けて旗下の士に普く銃砲術を講ぜしめ、大艦製造、航海傳習を始めて、陸海軍の基礎を築きたるは、皆特筆すべき大改革にして、公の主張せらるゝ武將の盡すべき征夷の本分といふも、畢竟此に外ならず、卽ち和戰共に此方向を取りて前進すべきものたるなり。但し公の士氣を勵ます所以は遊惰の風を除くにあり、而して其遊惰は宴安の中毒なれば、夙に水侯に應酬ありし詩の如く、勤勞を以て之を治すべしとせられ、常に機に觸れ端を捉へて之が一掃に努められたり。蓋し勞勤の、簡易質素を促し、自然に虛飾を去りて冗費を節約せしむるものなるを久しく經驗せられたればなり。されど公の苦心にてすら、容易に此弊習を一掃せしむるは困難なりき。況やこゝは華奢の大都たる江戸なり。勢州が閣老の一人として如何に之が施行に精進するも、不如意の多きは數の免れざるところならざるべからず。まして大奥の權強く質素儉約を妨ぐる暗礁たるをや。是まで公は節儉厲行に申令を煩はして苦

辛ありしが、今度泉伊二閣老を罷めたる勢州が、内政を釐革して繁縟の虚飾を去らんと達したる發令の如きも、後堀田の入閣を見るに及んでは既に其緩弛を兆し、よりて勢州は公とのこの對晤にも、這般の消息を漏して善處の道を問ひたりき。されど是は政事釐革に免れざる弊なれば、唯力めて機を捉へて矯救し、以て怠らず邁進するより外に他事なかるべきを以て、公は其旨を勢州に說かるゝとゝもに、今度の震災は方に其機會なれば、是を利用して轉禍招福の道を講ずべしと勸告せられたり。

藩邸に於る震災の善後策

藩邸に於ては震災後の處置を議し、幕府の質素儉約令の鈍るに拘らず、此震災を利用して更に節儉を進むるに決し、歲暮年始の儀式は出來得る限り減省し、綿服令を厲行して夫人を始め之に準じて絹織其他華美の物を盡く斥けしめむとて、十二月二十一日左の通り達せり。

今度大地震之末、櫻田御屋敷御燒失、溜池其外御屋敷にも大破損相成、然處御著府御日間も無レ之に付、御用度不レ被二相厭一、數百之職人一同御雇入、溜池御屋敷日夜に御普請相成、漸可也に御住居相屆候得共、御供立其外者纔に風

衣食住を極度に節すべし

雨相凌候迄に而、手今不相屆、追々に者櫻田御屋敷、其外賢崇寺、常照院、御寶塔を始、夫々御手を不相付候半而不相叶、莫大之御入費、實に御目論見も相付兼、地行長崎表御手配向者年々御手張、是又御役向之義與申、不穩折柄に付而者、十分之御備無之而不相叶處、末御主意通に不被御行屆、日夜被爲勞御精慮候御半、斯之通不慮之災害出來、如何樣共御運之道無之、甚以御當惑之次第に候。去迚上樣方御住居を始、諸事形之通之義に而、御不自由者申迄も無之、當折柄與者乍申、實以恐怖至極之義に候。就而者面々心力を勵し、一際質素相用候半而不相叶、既に外勤之節も綿服著用候樣御達相成候に付而者、如何樣之麁服に而も不苦、朝夕之食事も空腹相凌候分に相心得、御用談等に而小屋寄合、懸合、差出候節も、有合の煮〆菜漬等に而相濟、小屋道具等華奢翫物がま敷物一切不相用、只々的用不差支分にいたし、兼而極極節儉を加、諸勤事有之候節容易に御合力、御取替等御難題ヶ間敷義不相願樣、專一に心懸、卽今より奮發差部、遊惰がま敷筋者不及申、諸事外見形粧從來之仕來等に不相泥、宿弊一時相改、古質之風俗に相復候樣、以下々々迄

佐嘉にも諸式の省略を行はしむ

無滯樣可被相達候。

儉素の令を一層進め、大奥まで盡く木綿の服を著用し、以て總てに衣食器用の麁惡を競はしめんと擬せられたるなり（此省約令は數年にて廢す）。

十二月德永傳之助を佐嘉に歸し、今度の震災により當地には格別の省略行はるゝにより、佐嘉にも萬事減略の方法を屹度立てゝ、費用に極力の節儉を加へ、萬已むを得ざる外は一先づ廢停の姿に爲し置くべしとの旨を政府に齎らしめて協議せしむ。公の藩政を損ぜずして國防に力を盡さるゝや、華奢遊惰の矯正と冗員減少とは、三年乃至五年の機會ある毎に申令せられたる所なりきと雖も、尚緩漫に流れて十分の刷新を擧ぐる能はざりしが、幕府にありては纔の儉約省減の令の如きも、その出づるや輙ち反對論に捲まされていつも好果を收め得ざりき。されば今度も亦、外交は穩かに世界と行動を共にすべきものなりとの口實の下に、從來の遊惰を依然繼續し、虛飾を竊して空威を張らんとしたりしかば、年一年有志の士の論を激昂せしめてますく困難に陷りたりき。

公阿閣に三支藩の參府用捨と月次獻上物用捨とを請願す

幕府の開鎖兩派

公の今度の參府に於て解決を得んと欲せられたるは、壬子の歸國に提出ありたる長崎防備永續の懸案なり。而して初めより事情を了悉したる阿部閣老は、勝手掛は堀田閣老に讓りたれど、猶海防掛の主任なりしを以て、公は往年の緒を繼いで會晤意思を疏暢し、まづ三支藩の事を願ひ出でられたり。其大意は、去年より向五箇年間の參府併せて公務一切を用捨せられたるを以て、其士卒を戍衞人數に加へて各堡に排布したりと雖も、五年の日子は須臾の間なるのみならず、長崎の新禦備は藩力に應ぜぬ大手配なるを以て、永世繼續の方法は勿論、目今の應急手當とても不滿足なるを免れず、されば五箇年限の前令を取り流して永く用捨を蒙るとも、月次獻上も盡く用捨せられたし、而も若し此事にして許可せられ難くば、毎年金五萬兩の補助金を給與ありたしといふにありき。斯くて其願書は幕府に提出せられたりしが、支藩參府用捨無年限は到底聽許し難し、補助金の給與には公邊に

其意ありと雖も、海外の形勢にて海防に費用を要する多端なる折柄なれば、俄には行届かれ難かるべく、唯獻上物については何とか補給の道を議すべしとて、未だ解決に至らざりけり。　さきに水阿聯立政府の、海防の急設に二百餘萬兩の巨費を遣ひ潰すや、府庫の竭盡に手を燒ける勘定奉行川路聖謨は、大改革を斷行し、大奥女中の數をも省減して、用度を制限すべしてふ政費節減案を草起して阿部閣老に提出したりしかば、阿閣は其言を採用して去八月簡易質素の令を發したりしが、其川路の草案には、我在留の田中善右衞門が彼に說きたる、經常の浮費を痛減して外國防禦に充てられたる公の常策與かりて大に力ありたりき。　斯かる處に堀田備中守外事通曉者の故を以て入閣勝手掛となりしかば、水戶老侯を始め鎖攘論者は種々の意味にて反抗をなしたりしも、遂にその、露米諸國の要求のまゝに和親交易を許さば自ら平和無事なるべし、慌てゝ戰備をなすに及ばずとの言は、大に時人に尊重せられ、虛飾の榮に趨る大奥近習も、國防の濫費にむせびたる會計吏も、元の因循苟安に復するを得たりき。　堀田は薩摩、越前、井伊等の英主には評判

公の堀田觀

のあしき人なりしが、公亦、堀田が外國に對する意見は、家士の入魂(いれたま)にあらざることゝて危な氣は無けれど、政事的才能の乏しきは水戶の鎖攘論者と好一對といふべく、遂には必ず群庸に致されて失敗すべしといはれたりき。

十一月、新婚の松平大和守公を江戶見坂邸に招いて初對面の饗宴あり、よりて是月十九日我溜池邸にて新夫婦を招宴す。本月より藩邸の式臺に飾り附けたる臺弓と緋緒袋入の鐵砲とを撤去し、實用の雷管式小銃に改む。

斯く堀田の入閣より幕府の政治舞臺はだれ幕となりしかば、長崎防備擴張の議もために不利なる決議を見るべかりしかど、阿部閣老は猶外交に當りたりしを以て、堀田の外國事情に通ずるあるも、是まで公が阿部を啓發して施設せられたる海陸軍備の事は、大體に於てさしたる變化を見ることなく、講武所の銃陣訓練も依然として督勵せられつゝありたり。かくて公の藩邸飾附の弓矢、鐵砲を雷銃に改めらるゝや、尙守舊思想を脫する能はざりし江戶の士は、此頃阿部邸の門に『かくまでにかかるべしとは思ひきや、弓矢執る手にゲベル持てとは。』との落首をなし(ゲベルは蘭語にて小銃なり)たりしが、聽て諸

一般の武士は猶銃陣を蘭癖と做す

藩士の間に傳誦せられて諸方に廣がり、佐嘉の火術方に新銃陣を練習する者にも亦唱へられたり。當時猶、古來久しき弓馬槍劍の武道の、西洋風に器械化するを嫌忌する氣習は、盛にして、寧ろ銃陣を蘭癖と謗るは全國一般の武士の意思なりしかば、かの壯烈なる攘夷の主張者といふも畢竟この中より出でたるものなりき。而もその攘夷論者の多くは、空拳を頼むのみにて外國船を打ち拂はんとの危險なる激論をなし、諭すに外國事情を以てするものを目して神州の精神を喪ふ蘭癖者となし、果は國體論を掲げて之を罵りたりしを以て、一方の武備充實を論ずる者までも之を無謀の打拂を主張するものゝ如く言ひ做したりしかば、華奢遊惰に沈溺したる者は之に附和雷同し、斯くして開鎖の論はその反感を漸次江戸より諸藩の間に昻進せしめたり。されば阿部閣老の存生中は、江戸城門には依然臺弓、袋入鐵砲を備へ附けたりしに、死後の九月に至りて各門番所には專ら洋銃を備へ附くべく改まりしかば、皆人これを佐倉侯の蘭癖に出でたるものと誹り、よりて非伊大老の時にはまた之を復舊するに至りき。此の如きは一些事なれど、臺

弓、袋入鐵砲は持せ鑓と關聯し、大小名の鹵簿を飾りて家の資格を表はすものなりしかば、自然祖宗の軍制乃至將軍の威嚴に關係するものとして、守舊者は之を重んずる甚だ强かりき。されば繁文縟禮を省くの令は、是等の影響によりて容易に行はれず、加之大奥近習には大御所時代の習慣に染滲したるもの多かりしを以て、刷新釐革は數閣老の更迭を見るのみにて一向その實擧らず、時局は層一層と困難に進入したり。

軍艦建造と世論

軍艦製造は新設の事業なれど、其論にも亦新舊の兩岐あり。新は大艦を製造し、之を運用して海外に雄飛せんと欲するものなりしが、舊は新の論を危險視する水戸老侯乃至攘夷論者の多くの所論なり。かくて堀田の入閣するや、さなきだに幕府は財用の窮乏によりて軍備充實の氣勢一頓したりしを以て、公の海軍を擴張すべく天草を海軍港となし、以て蝦夷地より漸次南洋を開拓する端となさんとの提議も差し控へしめたりき。

長崎に於る日蘭初度の條約

日蘭條約成る

從來長崎滯留の和蘭商人は、出島商館に閉居せしめられて島外に出づる自由を許されず、殆ど禁錮同樣の待遇を受けて鎖國に附帶したる惡法に拘束せられたりしが、今や國際公法の動機に觸れて米國に下田港を開きたる以上、友國の和蘭にのみ窮屈の法を存すべからず。蓋し幕府が内戰外和の權詭も遂に耳を掩うて鈴を盜むの結果に陷り、その鎖國令は既に業に破壞せらるゝに至りたりしが、和蘭商館長ドンクル・キュルシウスは、此幕府の周章より受くる利益の多きよりして、猶忍從承順を持しつゝ年を踰えたりしに、今度觀光丸の海軍傳習開始に至り、遂に和蘭本國より招聘したる教師の待遇について、彼は出島館の取扱法を改正すべく幕府に迫りたり。よりて幕府は九月奉行川村對馬守、目附永井岩之丞、淺野一學に命じて商館長キュルシウスと談判せしめしに、翌十月兩國間の條約協定せられたりしを以て、奉行荒尾石見守を下らしめて、十二月の末に調印を施行せしめたりき。

千八百五十六年第一月三十日（安政二年乙卯十二月二十三日）和蘭國王之全權メーストル・ヤン・ヘンデリック・ドンクル・キュルシウス、日本大君之全權荒尾石見守、川

出島より出行するを許す

村對馬守、永井岩之丞、淺野一學、和蘭語、日本語之條約長崎に於て取極、名判せし處、其和蘭書面原文左の如し。

第一條

和蘭人は充分人たるの緩優を得、故に是迄附添を免許ありし如く、何時も附添なく出島より出行候儀叶ひ候事。

第二條

和蘭人日本人之掟を犯し候はば、其儀出島滯在和蘭官長え達すべく、然れば和蘭政府同人をして和蘭國掟の通罰せしむべき事。

第三條

若和蘭人日本人より不都合之待遇を請候事あらば、其儀日本に於て和蘭領事官訴之上、日本高官吟味に及び、右日本人は日本之掟に從て罰すべき事。

第四條

若外に日本國諸港之内、諸外國民の爲御開に相成候事あらば、同様の免許

蘭國も他外國と同樣の待遇を得べ

和蘭國え直に充分及すべき事。

第五條

和蘭國王軍艦士官、其外乘組之者、或は和蘭陸軍に屬する者の中、日本に於て死去する事あらば、是迄當地に於て仕來之通、和蘭海陸武家之式法に隨ひ埋葬致すべし。其節埋葬所にては小銃放發、和蘭軍艦にても同じく大砲放發いたすべき事。

第六條

長崎港に來る和蘭商船其渚に近寄候得者、是迄仕來之通、國旗之外合圖之密旗を顯すべく、軍艦は合圖之密旗を所持せざる事。

第七條

伊王島遠見之者兩旗を見請候はば、示しの爲、是迄仕來之通、同所旗竿に於蘭旗を引揚可ㇾ申、軍艦も同樣たるべき事。

第八條

和蘭軍艦商船とも是迄仕來之通、高鉾島後に碇入可ㇾ申事。

第九條

長崎奉行其爲め差越候番士え出島和蘭商館役人一人同伴致し、其國之船たる事充分慥なるに於ては、右船帆を揚、或蒸氣を仕掛、或引船を以港内へ引入候儀、是迄仕來之通たるべく、尤質人渡さるゝ事。

第十條

船々乘組之者外和蘭船及出島通路、或慰として港内乘廻る爲、端舟相用可申、和蘭商船之水夫は船司、或按針役端舟に乘組候時に限り、此免許を行ひ候儀相心得候、勿論出島水門より外へは何處にも上陸不致、幷日本船乘組之者と出會相叶べからず、端舟には徴として和蘭國旗を立可申事。

第十一條

出島水門より外場所へは端舟にて上陸不可叶事。

第十二條

取建ある住居及土藏は舊來之通たるべく、然れ共和蘭商館にて其入費を以修復變革致し候儀相叶、此儀前以長崎奉行え申立、免許を受候上、買入候

諸道具代料及職人賃料は、脇荷銀を以拂立可ㇾ申、新規造營の住家及土藏も同樣たるべき事。

第十三條

長崎港內の乘廻しを許す

出島滯在和蘭人は和蘭船或日本船を以港內乘廻しの緩優を有し、尤何處へも上陸することなし、右船を以て慰の爲め港內にて漁する儀可ㇾ相叶ㇾ事。右船は徽として和蘭國旗を立べき事。

第十四條

水門の鍵は和蘭官長に限り預り置べき事。右水門開閉之儀は、免許なき日本人、水門より出島へ至るを護るべき出島結合役人之內一人へ可ㇾ申達ㇾ事。

第十五條

陸門之鍵は同所日本番士預り置べき事。

第十六條

船司之外和蘭商船乘組之者は、是迄仕來之通、出島陸門通行、長崎往來之節、

身許改を受け、水門及和蘭船にては改無之事。

第十七條

荷物改之儀は、荷物出島より日本へ輸入、或日本より出島へ輸出之時に限り、是迄仕來の通たるべく、船より出島へおろし、或は出島より船積致し候節は有之間敷、密賣買嚴重相護り可申事。

第十八條

和蘭商船長崎港滯在中仕役有之節は、是迄仕來之通、日本番士出島へ相詰可申事。

第十九條

此外商賣方取扱は仕來（しきたり）之通にて、和蘭荷物藏入致候時は、其船藏之鍵不斷出島滯在和蘭官長預り置、船藏々に日本封を不致事。

第二十條

日本掟に因て免許を得候日本人は、都て出島に至候儀可相叶事。

第二十一條

日本人は許可を得て出島に到り得べし

商館貿易の法は變革せす

長崎に於て出會之節、都て式禮待遇は、日本人は日本之作法、和蘭人は和蘭之作法に致し候事。

第二十二條

出島滯在和蘭人は、折次第唐船或外國船を以、書狀差送候儀可₂相叶₁事。

第二十三條

日本と和し長崎港滯在外國民之船司と、和蘭書翰往復相叶べき事。

第二十四條

人別改は和蘭商船にて到著、及出帆之時に限り有ₗ之、出島にては不ₗ致事。

第二十五條

和蘭商船は大砲同樣、火藥武器を備置候事。

第二十六條

大君其外高官へ仕來之獻上進物、及年々八朔進物は、是迄之通居置候事。商館貿易之仕法は變革不ₗ致、若追て右に付日本又は和蘭方より改正致し度事あらば、其儀長崎奉行及和蘭領事官勘考、規定相立可ₗ申事。

第二十七條

若事柄之内、尚委しく規定相立度儀彰なるに於ては、其儀長崎奉行及於日本和蘭領事官篤と勘考可致、且方今和蘭人日本人之爲、煩となり、要用ならざる規定は都て可成除き可申事。

第二十八條

此條約は和蘭國王日本大君之承諾に應ずべし、且承諾之書面は其爲委任之雙方高官名判致し、此日付後二箇年之内、長崎に於て取替可申。尤此談判規定は都て直樣取行候事。爲證據和蘭國王之大全權リットル・ファン・ゲオルデ・ファン・デン・ネーデルランツセンレーウ（爵名）於日本和蘭領事官メーストル・ヤン・ヘンデリッキ・ドンクル・キュルシウス（人名）長崎奉行荒尾石見守、川村對馬守、長崎御目附永井岩之丞、淺野一學是に名判す、尤日本全權之筆頭は江戸參上に因て爰に除くもの也。

於長崎街我君之暦數千八百五十六年第一月二十三日（安政二年乙卯十二月十六日）

川村對馬守

永井岩之丞
淺野一學
イ・ハ・ドンクル・キュルシウス

緩優は自由の意義なり。　此改約の要點は、第一條に明記せる如く、附添なく出島より出行するを許すことにして、貿易の仕方の變革せざるは、第十七條の明文の如し、第十條にも之を防げり。されど此條々を設くる必要のある如く、此改約によりて、爾後は私人相對の申合ひにて物品の交換も行はるべく、又その第四條は下田條約と係連して舊貿易仕方の破綻を致すべし。卽ち此條約は長崎に於る私貿易の端となりたるものなれど、表面は第五條に記しある海陸軍の士官、卽ち傳習教師の待遇より餘儀なくせられたる改約なりしを以て、時人はその私貿易の端たるには心附かざりき。

當條約は私貿易の端

是條約の協定とゝもに幕府の傳習生も到著したれば、玆に和蘭船將ペルス・レイケンの下に教習の分科を定め、海兵指揮官ベルス・レイケン、士官長スガラウェン、士官一等エーク・チンク、機關士イ、ドールニキス・エーフェラールス、水夫頭

幕府傳習生教習を受く

我藩の傳習生

クリュムプケ、同格ウールセンビュルク、兵卒頭シキンケレンペレトグ、大工帆縫各一人、水夫七人、火焚四人、總て二十一人にて教習を始めたり。我藩は既に六月より、本島藤大夫、△佐野榮壽左衛門（常民）、石田善大夫、田中源右衛門、△島内榮之助、伊東兵左衛門、△中村奇輔、△石黒寛次、△田中近江、△田中儀右衛門、△福谷啓吉、馬場磯吉十二人を火術精錬（△は精錬の印）兩所より遣はし、十人の水夫と共に出島館に就いて質問傳習せしめたりしが、觀光丸が練習船と定まりて七月より傳習を始むるに及び、池尻勘大夫、千布右善太、高岸兵次、石井健一、村山又兵衛、中野助太郎、田崎内藏之允、平方治三太、坂田孫一郎、本島喜八郎（芳武）、田口忠藏（貞通）、馬渡七大夫、宮田巳之助、田中大之進、秀島轉、宮地平大夫の十六人を火術方より、秀島藤之助、増田孫作（廣豐）、眞木鐵太郎（後安左衛門長義）、原基一郎、中牟田金吾（後倉之助武臣）、澤野虎六郎（種鐵）、増田左馬之進（明道）、小部松五郎、松村一郎助（安種）の九人を蘭學生より、卽ち總計二十五人を更に派遣し、其後又蘭學より岡鹿之助（喜智）、小出千之助（光彰）、飯川新八、石丸虎五郎（安世）、馬渡八郎（後適）、片江久一郎（義高）、馬術より松永壽一郎、倉永十三郎、武雄左平太、其他の方面より石井茂左衛門、川副與八の十人を増遣したり

しかば、教習者は總數四十八人の多きに及べり。諸藩よりは薩摩の海軍傳習生五代才助、川浪清兵衞を始め、筑前、肥後、長州、津、福山等よりも來りしを以て、傳習場は月を追うて雜沓するに至れり。勝麟太郎當時の事を記して、佐嘉は君侯の識見卓越なるため蘭學大に開けて學者に乏しからず、而して既に反射爐の設けありて、幕府も大砲を鑄造せしむ、傳習生の進退、船舶の事は、佐野榮壽左衞門首領となりて周旋したるが、その習熟の速かなるは列藩に冠たりといへり。

第二十卷　陸海軍と蘭米條約の改正

第五十九章　海陸軍改革の起り

幕府の蕃書取調所創設、公の品川臺場巡視

安政三年丙辰、公年四十三歲なり。震災の故を以て、十一日の鎧祝の外は凡ての正月の儀式を省略せしめらる。二日病によつて登城するを得ざりしかば、田中善右衛門をして代禮を勤めしめらる。

當時幕府の學校敎育は、いふまでもなく林大學頭以下儒者衆の儒學を政敎の根本となし、槍劍術を以て武士の膽勇を練らしめしが、其上更に外夷の所長たる銃砲を兼ねしめ、かくせば鬼に鐵棒なりなどとて、所謂取長企短の

幕府蕃書取調所を開設す

理想の下に子弟を教誘しゐたり。然るに是年正月、幕府は元の天文方の飜譯掛を擴張して、九段下に飜譯所を設けしが、併せて生徒に蘭書を教習せしむべく儒者衆古賀謹一郎坦(謹堂)を頭取となし、作州津山の藩士箕作阮甫、若州小濱の藩士杉田成卿、攝州三田の藩士河本幸民を教授となし、洋學所と名づけて我佐嘉の蘭學寮の如きものを創めたり。されど幕府は學校の名稱をも避けたる程とて、教授も漢學に於ける如く直に祿を與へて旗本とはなさず、たゞ御雇の名目にて奉職せしめしが、猶洋學所の文字を妥當ならずとして、更に蕃書取調所と改め、遂に其後これを一橋御門の外に移せり。蓋し當時、水戸老侯、林大學頭を始め西洋横文の書を忌み嫌ふもの甚だ多く、殊に漢學者の待遇の蘭學者より薄きは不當なり、西洋の知識の普及は、切支丹思想を傳播して、自然我國民性を根本より喪失せしむと痛く排斥し、外國形勢の切迫を顧みず、依然横文を讀むを力めて抑へたりしが、公は、蘭學壓迫の聲も治者の心得として聞き置くべきものにはあれど、士民には博く知識の道を開く機會を與へざるべからずとて、舊來語學は長崎通詞の家傳となして他

飜譯書の刊行難

人に教ふるを許さゞりしに、天文醫術の方面より理化學を誘導し、火術の必要よりして之を軍事に採用し、遂に蘭學寮を建つるに至られたり。蓋し公の始めて蘭學を家中の士に弘められたるは、近く甲寅の年陸海軍を起されし時よりの事なるも、之を啓誘して藩士の知見を弘められしは、古賀穀堂、侗庵兄弟の建策ありし以來の事にして、公亦自らは蘭文の原書を讀まれざりしかど、御番方の必要より之に注意せられしは實に十數年前よりの事なりき。かくて父の意思を承けて蘭書にも心を寄せたる侗庵の子謙堂の、今や御儒者として政治外交に當れると、蘭癖家といはるゝ堀田の入閣せるとにより、公は堀阿兩閣老に蘭學興隆を慫慂せられたりしを以て、こゝに蕃書取調所の設立を見るに至りたるなり。されど蘭學を嫌忌する風は尚強く、よりて飜譯書の印行の如きも、文中なる切支丹教弘布に類する意味の文句は之を削除せざるを得ざりしかば、時に全然印行を差し控へざるべからざること少からざりき。されば物質にかゝる科學以外の、政法、歴史、文學等形而上の知識に至りては、その普及闡明の如き殆ど禁止せられたるに齊しき狀

態なりき。故を以て萬延頃までの西洋の飜譯書は、清國より輸入せられたるもの多く、我日本にて刊行したるは寥々として希なり。

公品川臺場を覽る

二月の初め、例の如く歸國の暇を得られし公は行裝を治めて後、二十九日幕府に請うて新に竣工したる品川臺場を巡覽せらる。これその備砲の鑄造を引き受けられたるより、大小の大砲配置につきて實地檢視の要ありたればなり。これよりさき、甲寅の年末に田口、岡の二人の當臺場を實驗するや、段良助より我鑄砲の備へらるべき一二三番の砲座を示したりしが、兩人は更に其歸路に於て、金杉沿岸なる會津の下屋敷の三百目許りの石火矢十挺許りを四輪車に載せて土を盛りたる處に備へ、尾州の下屋敷の地拵へをなし、薩摩邸亦臺場を築かんとせる外、同沿岸に於る諸侯の邸地の、皆築堡に類する工事をなせるを目撃したりき。即ち以て米艦の再渡に驚怖せる江戸上下の情狀を知るとゝもに、亦品川臺場が如何に府中を鎭むるに必要なりしかを了解すべきなり。されば去年來、我鑄砲の次第に成りて回漕せらるゝや、納附のために出府したる森川利左衛門は震死したれど、到著の砲は

金杉沿岸なる諸侯邸の警備

順次空座に据ゑ附けられつゝありき。公の歸國に臨みて巡覽ありたるもこの理由によるなり。

中村奇輔等扶持を領す

蘭國註文の蒸氣船は本年囘航し來るべきを以て、之が修繕の用意をなすと共に、やがては之に模して巨船を製造すべき企圖をなさゞるべからず。因て政府より、精錬方に雇へる中村奇輔、石黒寛次、田中儀右衛門は追々御番方御用の蒸氣船製造をも仰せ付けらるべき者につき、御扶持を賜はるべしと申請し、裁可あるに及んで去年十一月朔城中に之を喚び出し、相談人より其旨申達して精錬方に住居すべく命ぜり。

中院家と宇治に會見す

三月十二日公は江戸を發して歸國の途に上り、二十六日宇治に駕を駐めらる。縉紳家の我親戚は、前に述べたる如く、叔母徽姫のある中院家と姉定姫のある久世家とにして、物頭澤野源左衛門を烏丸邸に駐在せしめて其心遣たらしめしが、定姫は壬子に逝去して、今は徽姫のみ六十三の高齢にて中

公宇治に中院家と會す

朝幕軋轢に至るまでの曲折

院家に在り。よりて往年の例をつぎ、公は宇治の綠樹園に相會して一夕の情懽を盡されたり。

癸丑の米艦渡來は、宸聽を驚かし奉るとゝもに幕府防備の懈怠を暴露せしめしかば、公家は京都に於る幕府の護衛も薄弱恃み難しと悲觀するに至りしを以て、幕府は井伊掃部頭に相模警固を罷めて專ら京都守護に力を盡さしめ、內裏炎上の後は阿部閣老を皇居造營總裁となし、結構の宏壯を加へて造營せしめたり。その間に露米英三國との通交條約成りければ、去年九月禁裏附都筑駿河守を遣はし、所司代脇坂淡路守安宅と共に三國條約の寫を差し出して、關白鷹司政通公に事情を具陳せしめしに、關白より其旨を聞し召されし主上は、御嘉納ありて主任者の勞を感賞せられ、今後の處置も國體を損することも有るべからずとの勅諭を下されき。かくて十一月皇宮成るに及び、主上よりは阿部伊勢守の勤勞を賞して眞の太刀を賜はれり。かの如く此頃までは朝幕の間に隔意なかりしに、外國船の次第に集ひ來りて幕府の漸く協和を缺くに及び、時態の容易ならざるに疑懼せる諸家の賓人

岩倉東久世兩卿公の先見に服す

等に畫策を弄するあるに至りしを以て、其間に出入する歌人、處士輩は一知半解の說を以て之を唆動し、縉紳をしていとゞ不安の念を增さしめ、以て追追その姻戚の大藩に結託して援護を求むるに至らしめたり。即ち鷹司關白は厚き主上の御信任を蒙りたりしが、その姉婿水侯の幕政に與かりたるより、私に消息を通じて謀る所あり、其他近衛右府は薩摩に、三條內府は彥根、土佐に、其他の諸家も各緣姻によりて各藩に夫々結託したりしを以て、諸藩は京都邸の留守居を以て是等の公家輩に便宜を與へ、よりて藩士の京都邸に寄寓するものゝ線索を引いて頻出し、京都は徐々と處士横議の衢となるに至れり。我姻戚は村上源氏中院、久世の兩家なるが、中院家は公の叔母徽姬に子なきを以て、德大寺內府實堅の二男を養うて家を嗣がしむ、中將道富これなり。久世三位通熙は公の姉定姬の婿たりき。時に岩倉具視、東久世通禧等はまさに主上に昵近し奉りしが、佐嘉藩の長崎方面の防備に當りて外國の事に經驗あると、公の築堡防備の先見とは、已に天下の喧傳するところなりしを以て、兩卿は宴私面會の折々時局に對する事どもを澤野源左衞門

に問ひたり。中にも岩倉卿は英毅にして縱飮豪談を好みしを以て、一見識ありて酒量亦人にすぎたりし澤野とは意氣相投じ、兩者はまゝ杯盤獻酬に坐を忘れたる應答をなしたりしが、澤野の横談は聰明なる卿に裨益を與へ、その雄心を鼓舞したるは一再にあらざりき。さて今度公の叔母と宇治に會晤あるや、通富、通煕二卿も昵近出入するものゝ中に交りて來りしが、酒間に兩卿の澤野と時勢を談じて慷慨淋漓たるに及び、公も加はりて氣焔を吐き、澤野に京都の狀態、諸卿の行動等を問ふと共に、將來の心得を戒められたりき。是會は壬子の例をついで、叔母に面晤せんためなりきと雖も、酒に通富、通煕兩卿に會して時事を談ぜんとする意もありたるなり。かくて綠樹園の櫻を賞觀しつゝ杯盤の間に歡談は酣なりしが、兩卿より癸丑の變に公の長崎新砲臺を築成して魯使を迎へられたる先見に關し、此事雲上に聞えて名聲の嘖々を致したるは、姻戚の我等迄も肩身の廣き思をなしたりきと語り出でしを以て、公は茲にその抱懷を舒べて、外國の交通の迫り來れるは十餘年前よりの事にして、先代より累葉擔ひ來れる我責任を果す時節は夙

公國政勅裁の近きを説く

に到來しをるなり、されば漸く此に藩力を傾けたるは寧ろ遲き憾あるものといふべく、決して先見にあらず、而して既に列國との交り開けなば、永く國政は關東に御委任あるべきにあらず、近き將來に於て、その朝廷の親裁となるは明白の條理なり、されば今は其過渡期なりといふべく、よりて予は心力を盡して國威の維持に力むるのみ、卽ちやがて天皇は親ら國際に當らせ給ふべきを以て、其際御安心ありて乾綱の斷を下さるゝ樣に防備をなしおくに過ぎざるなり、蓋し戰ふの勇氣なくしては眞の和親は遂げらるゝものにあらざればなりとて、兩卿へ時事に對する穩健なる主義を啓沃し、以て將來の注意を與へられけり。

此時迄京都は猶穩和なりけれど、去る甲寅二月薩摩齊彬侯の、參府の途次京都に到りて近衞忠熙公に密會したるは、啻に大名の公卿と會見する端を開けるのみならず、延いて朝幕をして反目軋轢せしむる厲階をなしたりき。初め公の齊彬侯と時艱の救濟を議するや、內國一致軍備を充實して外國に對すべしとの主義を協定し、以來公は長崎の防備に力を專らにし、侯は江戸

徳川繼嗣問題と薩侯

の諸侯を一致團結せしむるに力め、以て今に至るまで提携して之が貫徹に努力しつゝあり。されば癸丑の變に將軍の代替りとなるや、新將軍の懦弱なるに憤慨せし同侯は、時局を濟ふは英明の將軍にあらずんば不可なるを以て、嗣君の選定には血緣の親疎を措いて賢明、年長、名望の兼備を第一要件とすべく、即ち父の老侯に勝るの英資なる一橋慶喜卿を西城に定め、以て幕府の中心を固むべしと阿閣に申し送りしを以て、阿閣以下有力者の多くは之に一致したれど、繼嗣の事は將軍の親斷に出でて、三家、宗親、閣老にも容喙を許さゞるものなれば、その運動も只暗默の裡にせられざるべからず。よつて齊彬侯はまづ大奥を動かさんと、內室が一橋家の出なるを利用し、叔父島津安藝の女篤子を養女となして將軍に婚せしめんと慫慂せしめしが、將軍の生母本壽院は之を妾と爲さんといひたりしを以て、其事は止みたりき。然るに之を聞ける阿部閣老は、篤子を近衞公の養女とすべしと心附けしを以て、侯はげにもと思惟し、乃ち參府の途次、京都の近衞左府に篤子をその養女として將軍の正室になさんことを請ひ、歸國後は、中小性西郷吉之助を江

篤子江戸に入輿す

戸に留めて其事を斡旋せしめたり。公はその參府中、阿部閣老と會晤ありし折に、或はこの事を聞かれたりしならんも、この政婚は薩侯が幕府改革に於る手段にすぎず、決して今度宇治にて公の叔母と會晤ありしことには關係する所なきなり。かくて薩摩侯は公と引き違ひに參府し、爾後益〻その事の進捗に力めたりしを以て、是年の暮に篤子の江戸入輿を見るに至りき、後の天璋院是なり。されど主眼の繼嗣問題は蹉跌し、よりて侯は朝命を請うて大奥の婦人を高壓せんと圖りしかば、年を踰ゆるに及んで朝幕間の衝突を引き起すに至りたり。

三月五日佐嘉に次男欽八郎生る、生母村松氏後に小城を相續す、今の子爵直虎これなり。

海軍創設の準備

蒸氣船の回航に對する準備

これより先き江戸に於ては、蘭國註文の蒸氣船到著の準備に關し、去年十二月田中善右衛門をして阿部閣老へ左の願開きをなさしむ。

肥前守領内伊王島神ノ島備向に付捻仕掛百馬力蒸氣船壹艘、併又右に相備候武器幷諸雜具等迄一式、當秋歸帆之蘭人え來ゝゝゝ辰年乘渡候樣御註文被成下度最前奉願候處、書面蒸氣船相備候武器諸雜具等迄持渡候樣蘭人へ御誂被遣候樣長崎御奉行樣へ被相達候段、御書取を以被仰達候趣肥前守承知仕候。就而者來年定而乘渡に而可有御座候處、右船運動其外至而、不容易業柄に付而は、何れ現物に寄、直傳を受候樣無之而は習熟難致候間、乘渡候上は、夫々致傳習候樣被仰付被下度、將又、蒸氣船器械等致修補候諸具之儀、蒸氣船附屬必要之品々に候故、趣に因而は一同持渡候樣之儀も可有御座哉と相考候間、持渡候はゞ、是又御下渡被下、船内に而行屆兼候儀は、長崎近所領内におゐて工作仕掛之振合をも致直傳候樣被仰付被下度、旁奉願候。尤願通被仰付被下候はゞ、蘭人人數其外巨細之儀者追て於彼地御奉行樣申上候樣可仕候（以下略す）

卯十二月　　御名内　田中善右衛門

更に船舶の購入を促す

蒸氣船艦を繋ぐは破天荒の事にて、只一艘にてもその修繕の設備なかるべ

からず。而もその附屬船も亦缺くべからざるを以て、本年三月更に船舶增買入れの願開きをなさんと左の書附を出さしむ。

肥前守領內伊王島神ノ島之儀同港咽喉要害之地に有之候故、近來大臺場取立、陸地之備向者段々相整罷在候得共、船手之守衞相整兼、其上同所之義西南之大洋に突出、夫に隨ひ風波烈敷、渡海運送之便宜をも難相付候に付、大船製造之儀取調候處、全新製之事に而忽に成功難行屆、甚心配仕儀に御座候。依之以後阿蘭陀人へ御註文之外蒸氣船之類、又は小商船等乘渡、御買揚差出候樣之儀も有之候半ば御誂奉願候、品物同樣之御手數を以三四艘程も肥前守方へ御下渡被下度奉願候。尤先達而百馬力蒸氣船壹艘御誂奉願候末、願通御誂被成下候に付而は、追々右船乘渡可申候得共、前文之通船手守衞向至而手薄く、何れ數多致用意候樣無之而者、眼前行屆兼候處、手前におゐては急に製造屆兼候に付、不得止事奉願義に御座候（以下略す）

辰三月　　御名內　田中善右衞門

大船製造は、一時諸藩の競望するところなりきと雖も、二三年を經過するも

蘭國よりの舶來に先立ち我藩汽鑵の製造を始む

これを建造し得て海城の雄姿を誇示するに至るはなかりき。されば獨り我藩の長崎海門防備の任務を果す爲めに、僅か一艘の蒸氣船にても繋ぐを得たるは、亦大に榮とすべきものなれど、是に附帶して運用の傳習、修繕の設備乃至蒸氣機關の製造、製鐵器械の購入等種々の事業をなさゞるべからざるを以て、一艘の用意には數艘の繫留を要し、隨て其費用の如きも直に數十萬兩を抛たざるべからざる等、雄大の理想を實現するには容易ならざるものあり。されど時代變化に對して其使命を果さむずる公の精神は、更に屈撓する所なく、蘭國へは汽船の持ち渡りを急ぐとゝもに、他面これが設備を續續願ひ開き置き、以て一日も早く艦隊を編制せんと鋭意せられたりき。而して蘭國の却て其意に副ふ能はず、三年を經て漸く一艘を持ち渡り、更に年を踰えて製鐵器械を持ち渡りたるため、其間に我は汽鑵製造を始めて成功を收むるに至りたり。事は後の記述を參看して之を知るべし。

かくて公は四月十六日佐嘉に歸城ありしが、例の如く長崎警固を受け取るため二十三日より彼地巡視に赴かる。然るに長崎にありては、米露蘭英

佛とも締約ありし後とて、露國は内港の稻佐に碇泊遊歩の地を營み、其他の各國船舶も高鉾島前に碇泊するを許され、各國船艦は益〻盛に渡來すべき事態なりしを以て、依然白帆注進ある毎に佐嘉より士卒を出張せしむるは、無用の勞費を增すものたらざるべからず、よりて諸臺場の砲手は、伊神兩島及び高島其他の島々の在營者を以て之に充て、佐嘉は渡來船の如何によりて進退の掛引をなすことに改めて、是月より施行す。

白帆注進による早速立を撤す

是より白帆注進による早速立の仕組は撤去せられたり。

公海軍創設につきて蘭國教師に諮問す

公は五月六日長崎の立山奉行所、兩番所等の巡視を濟ますの後、蘭國教師及び幕府の傳習員勝等と船中にて會見ありしが、同船には我傳習生も乘り込み居たれば、公の乘船を幸に、其教習を受けたる方法にて船を運用したりしかば、公は神ノ島伊王島を左右に顧瞻しつゝ、蒼浪に駕して松島邊まで進行せられたり。多年の宿志を果して蒸氣船に試乘せられたる公の快意の程は想像に餘あると共に、亦實に國主が蒸氣船にて海上を遊行したるはこれを嚆矢となす。此時公は佐野榮壽左衞門を介し、書面を以て和蘭船將ペル

造船場設置

ス・レーケンに海軍創設に必要なる條項を諮問せられしに、五月にレーケンより左の答書を差し出せり。

肥前國君の高貴に奉る。　出島千八百五十六年(安政三年)第六月一日、海軍を創起する事に緊要なる事件を書記仕候樣高貴の君の御名目にて私に仰付られ候、御尋の御返答を左に記錄仕候、事件は高貴の君に申上候外聞と奉レ存候、諸の事件を積り上げ候事は甚だ過冗の業と奉レ存候、緊要の事件は僅に此御答の中に相含み申候、然者海軍創立の時に相成候はゞ後には諸般の事件も自然相分り申べくと奉レ存候

○海軍創立の緊要事件は、

第一に造船場、是れ船を造立仕り或は損し候時々、修覆仕候場所にて御座候、此場所は實に第一に無くて叶はぬ者にて、最も餘義なき者に御座候、何故と申せば日本は初の軍艦を買求て備へ候ても修覆場所無レ之ては叶はず、又初めは甚だ良好に有レ之候船も、水中僅かの損じにて用立申さざる樣に相成候て、貴價の物の利益を引集め候事叶はざる樣に相成申候。

○造船場を定め候には種々の事に心を用ひ候はでは相叶はず候、第一是の如き裝置を仕候處は奧深きが肝要候、船及船造り場、船繫ぎ場、家屋抔を風水の爲めに荒蕪され、又害敵に當らざる樣に心を用ひ候事大切にて、陸地に遠く流れ込候深き川、若くは內海有之候はゞ、丈夫に陸地の方に此造船場を置き候て、其川の濱岸は良好の築造にて堅固に致され申候。

第二、航水は最大類の船を製造仕候に十全適當の深さ有之候樣に心を用ひ候事。

第三、塘堤には適宜の空閑の地有之候樣に心を用ひ候事、是れ造船の場、乾池の船繫ぎ場、及此造船場に有用なる家屋、幷に廣濶なる鍛冶屋を置き候爲めに御座候、此鍛冶屋は方今にては蒸氣器を用て業作仕り候に、此器は鼓鞴(たゝら)の外に色々の器械を運動中に備へ申候、又多大舶の雛形を製し候大樓と、圓材を製し候樣の假屋、小船の假屋、帆造りの屋、及船の器械を集め置候器械等を茲に相備へ申候。　此業作場の外に木材銅鐵帆布繩等を入れる府庫なくて相叶はず、其外手銃槍劍熕車及大砲の諸器彈丸を納め候處

有用に御座候。

火薬

○火薬は此造船場の遠く隔りたる處に、災害を避けん爲めに火藥庫に貯へ申候、蒸氣器械を製造仕候に、一ヶの機器を定め候事を存立候得ば、此器械は外にも色々の用に仕ひ候者にて、其在り處の近傍にて船造り場の業作に甚だ便利有レ之ものの故に、其場所の近傍に置き候とも緊要の事にて御座候。

設計大方針確立の必要

第四、造船場を選び候には、海軍は如何程位に仕掛け候歟、製造いたし候大艙は如何樣の者かと申、自問を設け候はで相叶はず、此事は實に航水の深き事にも、造立の船繫ぎ場にも、造船場に在る諸の家屋のためにも、緊要の事にて御座候、何故と申せば、若しも日本に小軍艦を造り始め候て、其後萬事のことに調度を定め候を仕り候得ば、其初めの成立にて定り候調度を一定の尺率に準ひ候て權度に設け候時は、後には初めの時よりは重複の業を存し、又貴價の業をなすべきと申すこと相知れ申べく候。

船大工と細工人

一、第二、適宜の船大工棟梁と細工人と有レ之候事

日本に於て假令十全適宜の大工鍛冶有之候とも、小材に非れば曾て製作仕らざる位の職人どもには、軍艦の製造全く不思議に有之候て多々の難事に相かゝり申べく候、隨分船を造り候ても、右樣の職人共の製し候は大方は其綴合目的なく仕候て堅固に無之、それと申し多くの償費有之候事にては、實に後に瞪若たるべくと奉存候、それで私相考候は、造船場を定め候にも、軍艦を製造仕候にも、巧者の船大工棟梁と職人とを日本に渡らしめること甚だ肝要の事と奉存候、然る時は十全適宜の日本船大工鍛冶速に出來立申すべく奉存候。

水手

一、第三、日本水手の出來候事

私儀既に試驗仕候て存候分にては、此事は甚だ速に出來申すべく奉存候、日本水手は才智にして敎ふべく有之ば、それで若年の者の才智にして强壯なる者を取り用ひ候得ば、乍ち適當水手の適當數を得べくと奉存候。

水手の組頭

第四、水手組頭に取立候事

此事は實に海軍を創立仕候には注意仕候はで叶はざる所の極めて重き

事の一にて御座候、軍艦に就ての命令を相守り居候組頭は、貴價の器物を保ち候而已ならず、其學術にも拘り、時の有樣にては組下の者の生命をも全うせしめ、船を安穩に保ち候にも關係仕候、戰軍の時には其國の外聞を切實に愼み候て防守仕候任、此組頭に相掛り申候。組頭は其學問勝れ候て、船頭缺け候時には其位に進み候樣に無之て相叶はず候、それで組頭を取立るには其人の身上に凡ての國法に迦れめ有之候ては相叶ひ申さず候、組頭と相成候者は前方豫め其相應の筋道の事を用意候はで叶はず。其用意と申すは文章讀誦の學、急速の算、ステルキュンスト（點竄）メートキュンスト（測量）の起本の學に御座候、日本にては之に和蘭文語の學を加へ候こと善良のことに御座候、航海仕候に肝要の書籍は未だ日本には御座なく、和蘭文語にては初學の者にも昇達の者にも諸科に肝要の書籍有之候故に御座候。

○若年の者を此學問に掛らせ候時は、後に海上組頭に取立申すべき人に示し候課書は甚だ容易に相成り申べく奉存候、高貴の君に御直に口上に

海軍創設は巨費と時日とを要す

て申上げ外聞を戴き候通りに仕候得ば、二三の和蘭國海上組頭を此教導に用ふべくと存立申候、此事は實に緊急の事に御座候て速に此課業を理會仕り良好の務を得候樣に相成り申べく奉ㇾ存候。

○海事を創立仕候には實に過分の財貨入用に御座候、それで僅かの時日には此事出來兼申候、但し二三年の時日を經候て事を遂げ候を宜敷と奉ㇾ存候、唯無益に金銀の計數を費さず候て、創立の初めには一定の法率に準ひ候て事を行ひ候こと極めて肝要の事と奉ㇾ存候。

○右に記錄仕要事にては極緊要の事件を高貴の君の御考案に奉り候と奉ㇾ存候、右の記說に連續仕候細少の事故は、前に申上候通に自から相分り申べくと奉ㇾ存候、極めて心を用ひ候說を以て記錄仕候事外聞と相成申候。

ベルス・レーケン

公の、蘭國より蒸氣艦の回航し來る以前に海軍所創設の準備をなさしめ、運送船を求めて艦隊を作り、併せて修繕製造の設備をもなさんと經營意匠せられたりしは、此にて推想すべし。

銃陣砲術の變遷

新式銃陣の訓練を開始す

舶砲一致は卽ち陸海軍を洋式に一致せしむるの要目たり。されば是を實現する順序として、まづ天保の初め和蘭の休職士官が傳へたる銃陣砲術を又傳へして駒調練を始められしが、其後二十年の星霜を移すの間に、將來の軍制は洋式火器の利用に樹てらるべきを確認せられしを以て、癸丑米艦渡來の機會を捉へて海軍を起す道を開き、翌寅年には、藩中の役目鐵砲の種ヶ島式三匁五分彈なるを廢して燧式の八匁彈に改め、諸組の弓足輕にも鐵砲を射習はしめられたり。かくて又翌卯年に蘭艦渡來して海軍傳習を開始するや、最近新式の銃陣を傳習して陸軍をも改良せんと期待せられしに、久しき鎖國の末とて苛細に搦みたる葛籐に妨げられ、漸く去辰年七月より傳習を開始するに至りたり。然るに銃陣には、從來より素養ありしと、這次の該術には改良したる點少かりしとにより、僅の間にペレトン(列隊)の束伍分合法よりバタイロン(陣列卽ち聯隊)の開闔布陣法まで習得し得たりしかば、去年の

指揮語の和譯に苦しむ

幕より本島、石田等の首領たる者を代るゞく佐嘉に歸して、火術方より藩内へ更に之を普及する準備をなさしめられたり。されば傳習の新式とてさして習得に難き點はなかりしが、相渝らず國語の貧弱にして、指揮語として穩當なるものを缺けるには難澀せざるを得ざりき。即ち火術方にては數月を費して指揮語の和譯に腐心せしが、遂に適切のものを見出す能はず、よりて文字としては妥當を缺くとも、寧ろ音聲の指揮に暢徹し易きを選ばむとてその歩を進めたりしが、猶原語に及ばざること遠かりき。例へば裝藥指揮のアクト、テンボース、ラード、ケールといふ語の如き、彼等は之を八段込方と譯したりしを以て、語としては簡明なれども、音の暢徹力に於ては遙に原語に及ばず。其他の指揮語も多くは概ね此類なりき。されどその普及を速ならしめむには、順序としてまづ譯語を採用せざるべからず。よりて公は、長崎より歸城あるや、直に譯語によりて一旦此方式を練習せしむべく、後其便不便なるを自ら感知するに至らば、更に原語を用ゐしめて然るべしとて、夏比より一般の練習を促され、七月には左の如く布達せらる。

火術方銃陣之義此節被相改、於長崎傳習之規則を以打前其外相整候樣、尤差圖語者先年被相達置候通和語を相用、志摩組内(火術組なり)壯年之者は蘭語も相學候樣、云云。

銃陣の練習大に興る

是に於て、總て侍、手明鑓の壯年者は毎日中折の調練場に出席すべしと諸組に嚴達あり。これよりさき學館の内生寮寄宿生は、學校にその講場の設備なかりしを以て、隔日に午後より二時間(今の四時間)の外出を許されて弓、馬術を練習すべく命ぜられたりしが、更に今度毎日午後火術方の銃陣に必ず出席すべしと諭されたり。かくて七月以來、日射炎暑の候なればとて、廣場に丸太の柱を樹て桁を架し、其上に葦簀を覆ひて操銃調練者の惱苦を減ぜしめしが、傳習の隊列に進むに及んでは、彼等は隊を成して調練場に出で、炎天に馳驅して數回の調練を講じたりしを以て、四萬坪の廣場は毎日指揮語の聲を以て滿されたり。公は城下を騎乘ある毎に火術方に來りて銃陣教習の狀を觀られたりしかば、貴臨の月に數回に及ぶこと珍しからず。由來太平の久しき、藩主は家中に對して愈尊嚴を加へ、學藝を觀るにも、御上覽とて特

に優等者を選みて演覽の榮を授くるを重き式となしたりしかば、公の此く廣場に多人數集まりて敎習するを親しく上覽ありしは、衆の甚だ榮とせざるを得ざりしところにして、主者は銃陣奬勵の特旨を厚く奉戴せられよと勸告し、遂には諸學藝の中にも公の最も重んぜらるゝは銃砲術なりなどいふに至れり。蓋し是までの火術方は、西洋砲術の研究に附帶して銃陣をも演習する所にて、火術組は長崎新砲臺の砲手と其護衞兵とを養成し、之を編制したる組と爲したりしに、漸々諸組に及ぼし來りたれば、氣力ある壯年は之を好まず、弓矢取る手にゲール持てとは、武士を夷狄同然器械視する歟との憤語を漏らしたれど、公は却て、其壯烈なる意氣に非ずば鐵砲も中らずとて、漸次に總鐵砲に改革すべく發展せしめられたり。

かくて長崎傳習も既に一朞年に及ぶ頃には、蘭敎師も最初より就きて習へる頭立ちたる者に對し、業已になれゝば、一刻も早く歸國して銃陣を弘めらるべしといひたりしが、一方には諸藩の傳習生數十人復又入り込み來りしを以て、敎場は新故相交はりて混雜し、爲めに敎習は捗らざるに至りたり。

傳習生免許を受く

よりて敎師に申し通じて、習熟したる者には免許狀を乞ひ、乃ち九月より田中源右衞門、中野助太郞、本島喜八郞、島內榮之助、田中大之進、宮田巳之助、秀島轉等は先づ歸佐したりき。十月末より公は長崎に赴き、十一月朔巡視を畢へて蘭館に臨み、傳習の狀況などを問ひて四日に歸城ありしが、年末までに一旦傳習を引き揚げしめられたり。

學館に奧寮生を設く

弘道館文武の業は根本的の敎育なるを以て、奬勵に力めて更に弛廢するを許さず、ために壯年の士は學術と火術とに忙殺せられたり。此頃宗室、家老の子弟にも壯年學齡のもの數人ありしが、みな根本の智德を修養して、他日藩の重職に當りて休戚を共にすべき者なるに拘らず、その日上する篤信局は、一に奧の寮と稱する二階作りの頗る宏壯なる建物にて、彼等はその樓上に貴族的なる敎育を受けゐたりき。よりて空虛の樓下に是夏より別段寮を設け、內生の卒業者より年齡十八歲までの俊秀を三十餘名選拔して此

別段寮を設く

に寄宿せさせ、以て樓上に日上する宗室、國老の子弟をして樓下の是等生徒と接近して共に學問を切磋せしめんと企てられたり。　これ卽ち別段寮と稱へたるものにして、其選拔を受けしもの〻多くは卓落不羈の人なりしため、我輩は學校の俊傑なるを以て特に爽美なる斯寮に優遇せらる〻なり、語に曰く大行は細瑾を顧みずと、何ぞ內生の如く常規に齷齪たるを要せんやとて、頗る放恣自由の態度をなしたりしが、しかも讀書の議論講究には氣焰を盛にして意氣を大に振へりき。　時に篤信局の日上者は、神代織三郎直寶（川久保邑主）、鍋島安藝茂彬（巨勢邑主）、鍋島伊豆茂朝（執政の嫡）、鍋島式部文武（志摩の養嗣）の四人にて、文武は公の庶弟、餘はみな姪なりしが、竝に十七八歲の學齡なりしを以て、政府は其才資を十分に發達せさせて國政の重きに當らしめんと希望せるに拘らず、彼等はその位地姻親を憑みて矜貴自ら持し、家士亦之を保煦して使令に任じたれば、粗放なる書生との交際は彼等の逡巡するところたるを免れず。　然るに一方別段寮にありては、篤信局の因循無力なるに反し、幾多の傑出者を出したり。　卽ち中野方藏、吉村謙助、荒木權六（博臣）、木原萬五郎等是

中野方藏の豪宕

にして、中野は大木民平(任喬)と姻親あり、よりて大木と同居して勉學したりしが、彼より四五の年少ながら、豪宕奇儁の才性はよく大木を壓し、大木が思慮に深くして果決に鈍きを評し、上杉謙信の(北條氏綱を評したる)語を假り、「大木は度あつて遲し、彼と戰はゞ余は第一氣に勝を收むべし。」といへり、以て其氣象を概すべし。平素好んで明の紀效新書、西洋の三兵答古知幾などを讀み、武備志を閲する等歷史兵略に心を專にし、甲越兩家の名に因みて自ら其名を晴虎と稱したりしが、朝起袴をも著けず、直に机に向ひて武備志の陣法圖を寫し、疲るれば筆を捨てゝ他と論戰し、夜半の臥床まで議論を交換して倦まざりき。資性已に此の如し、されば其他豪宕の書生と雖も、大抵詩文を兼修したりしに拘らず、彼は是を屑しとせざりしを以て、公より源義經論の文題を賜はりて、半食を給せらるゝ以上の者は必ず書き出せとの命ありし際の如きも、彼は依然武備志をのみ寫して稿を起さず、漸く期限の迫るに及び、我も亦書くべきかとて筆を執り、日本古來名將多し、而も膽略に於て源義經に比肩すべきもの一もあらずと書いて他に示せり。　吉村之を見て、斷案なり、前

樓上樓下親ます

に其因を言はざれば文にならずと笑へりしに、彼はさうかと言うて古來の名將の姓名を列擧する一枚餘に及び、是にて因は略ぼ盡せりとて持ち出したりしを以て、敎職諸老も見て惘れたりき。かゝる書生の集合なれば、宗室、國老はさらなり、その隨員までも其擧動に辟易し、偶〻其中に懇意なる者を樓上に招いて質問せんとするも、寮內にては禮聞來學、不聞往敎とあれば、彼等自ら就いて敎を請ふべしなどといひしを以て、樓上樓下相親しみて切磋琢磨をなさしめんてふ當初の理想も全然畫餠に歸し、兩者は遂に相交はりて學問の談話を爲すに至らざりき。加之書を定めて午後に會讀をなす最初の企の如きも、やがて銃陣の奬勵により午後彼等は寮を空しうして中折に到らざるべからざりしを以て、亦無效に了り、よりて翌年より該寮の人選を改めたりしも、遂に四年を經て廢止せらるゝに至れり。

さて暑中より銃陣を盛に奬勵せらるゝに及び、彼場に集まる學館の生徒は、調練の休憩時に蘭學寮に會談して互に氣焰を吐けり。蘭學寮の課業は、亦學館と同じく午前のみにて、初入は和蘭文典の前編ガランマチカ(文法)を讀

蘭文典の教授法

み習ひ、之を終ふれば後編のセーンタキス（論理）を讀む、大體一年にして文典を卒へ、以て窮理書に進むを順序としたりき。當時文典の讀みを授くるには、一語を讀んでそれに譯をつくるとゝもに、漢文に返しを附けて邦語に直す如き通釋を施す。例へばテウエーデホーフドチユック、第二編、オールドオンデルシケーデネー、國詞（くにことば）の部分、オフ、即ち、レーデデーレン、文章のと一語一語につきて字義を授け、乃ち前に返して、部分に就ての第二編と其語を字突して通釋し、以て次の句に移れり。此の如くまづ原句に譯語を附して讀み覺えしめ、而る後に大庭氏の著はしたる譯和蘭文語を參考書とし、會讀文法を講究せしめて教職より說明を與へたり。午前の會讀を了ふるの後は、隨意に讀習をなすこと學館の內生寮と異なるなし。故に午後は銃陣練習に來れる者も集まりて會談したるが、是年より先進生徒の多くは長崎の傳習に赴き、よりて副島要作、廣渡達之進等の勉强家と、大隈八太郎、江藤新平等の英才とが在寮の讀書種子なりき。是等の寮生は、みな兩三年間讀習をなせるにすぎざるも、其志尙は蘭書を本として廣く世界の知識を得むとするに

當時の書生氣質の三傾向

ありしを以て、その談論には時ならぬ花を開かせ、西洋の日進月歩は舊來の漢學をして時代後れのものたらしめたり。されば將來の國家を支配する知識は蘭學ならざるべからずと主張したりしかば、學校の生徒は大に憤慨し、蘭學の醫學より出でて火術の範圍を出でざりしを指し、蘭學者は鑄砲家に非ずんば硝子(ビードロ)作りとなるに止るべし、國家を經綸する學は弘道館にありとて相下らざりき。されば當時の政論に三派ありしが如く、調練場に集まる青年書生の氣質も亦自然に三派を分ち、一般的に銃陣を主張するものは時好に趨る俗物と見做され、實用を主とするは西洋知識の攝取を主張し、一方亦和漢學の新生面を開かんとの主張者も少からざりき。かくて是等三派の書生等は、我公の最も重んぜらるゝは、自己の攻究する方面にありといづれも自信し、よりて將來に向つて揮碓せんと互に自期したりしを以て、彼等は日々炎暑を冒して集合切磋琢磨に勉めたり。

船手の改革、海軍費の調査

かくて長崎の操船術傳習も漸次に進むと共に、蘭國註文の蒸氣船も廻航し來らんとするを以て、公は海軍所を建設する準備をなし、之が經理を備立方に委するとゝもに、經費は政府より出ださしむべきを以て、先づ船手を改革してその基礎を定めむべく其整理に著手せられたり。由來船手は小馬廻の兩大組に屬し、公の乘船艘六十二挺立以下、二十二挺立以上の船七十六艘、御船頭八十八人、役者百七十九人、舸子(水手)二百二十人(弘化二年の組著到に詳なり)を支配するものにて、その年々給與せらるゝ米高は五六千石に及び、船手、兩組頭は船奉行を兼ね、手明鑓組頭と同資格のものなるが、自宅に奉行所を設け、船手より總代及び書記を擧げて一切の事務を處理せしめしを以て、亦侍の榮職となしたるものなり。その保管にかゝる船の船型は關船と同一にて、吃水淺く左右の船側に艪手を備へ、其多きは六十二挺より三十挺に至る、是を藩主及び大番頭の乘船となし、二十二挺以下を番頭、組頭の乘船となし、三挺を普通の用船に充つ、而して主用する所は港内を快走する早船にして、遠海を航する用に中らぬもの多し。公の乘船となる巨大なる船の御船頭は給米三

兩船手を火術組に編入す

十石を受け、以下は等減せられて十五石に至るも、各關船一艘を受け持つは同然なり。次に役者は局部の役を分擔するものにて、給米五石乃至七石を受け、修繕保存の責に當る。舸子は船の艤手を勤む、よりて御手舸子と稱し、皆現役の船手となし、其他は雇を以て之に充てたり。其船の繋泊所は御船藏といひて、三重津、伊萬里津、深堀の三所に設置せられしが、船を製造するには御船方といふ役所ありて之を辨ぜり。此の如く船手は船奉行に委ね、其船を長崎警備の常式に用ゐらるゝ外は、久しく船藏に繋がれて實用せらるる事なく、只船奉行の宅にて其稟告に裁決指令を與ふる形式を運びたる迄なりき。是まで一方の船奉行横尾次郎右衛門は御備立方を兼ね、西洋の海軍を調査したりしが、是春に至り一方の船奉行缺けたれば、目附久米次左衛門(邦郷)が會計事務に練達したるを以て、資格を手明鑓組頭に進めて船奉行となし、是まで船手を支配したる實際の費用を調査せしめ、六月十九日に船手は船砲一貫せざれば不可なりとて、兩船手を鍋島志摩が率ゐる火術組に編入して海軍所を設置するの地をなしたり。

溜池邸を江戸の本邸となす

造船費は、去年内廷に於て、其財源を得べく新地方を設け、山方、里山方と共に殖産興業の方法を講じて利益を圖らしめたりしが、江戸に震災あるに及んでは、更に藩邸の造營をなさゞるべからず。されど造船に莫大の費を要するを以て、この方は痛く縮減し、溜池邸の破損少なきより、その周圍なる二三の小屋敷をも買收邸地に取り込みて是を本邸となし、櫻田邸はたゞその周圍に長屋のみを作るとゝもに、山下御門に向へる正門のみ家格に準じて造營するに止め、その內部は燒土草蕪のまゝに委すべく決せり。かくて四月二十八日江戸邸新築費を補足するために、宗室、國老より足輕に至るまで、給祿米一石につき銀一匁づつを二箇年獻金すべく議定し、允許を得たり。此金額約五萬兩に達すべく、かくて江戸邸造營は是等の方法にて應急の費用を辨じ得べければ、八月より蒸氣船の代品取調方を設け、請役相談役伊東次兵衞、藏方立會役松永五左衞門二人に其係を命ぜらる。

造船費の財源

さて造船費の財源に關し、去年より新地築方に用ゐられし福岡助太郎は、執政鍋島安房に說いて種々の手段を講じたりしが、前年請役所附役として

失敗したる後は、專ら代官となりて郡政の殖產に勉めたりし原五郎左衞門亦藏方附役となりて功を立てんとし、其弟關判藏亦其事に與るに至れり。判藏は初め京都の猪飼敬所に就いて古學を修め、歸來經濟を說きつゝ學館教職となりて容れられざりしが、今や出でて理財に關かるに至れるなり。

此時橫尾文吾又代品方の事務を執り藏方附役を兼ぬる事となりしが、文吾は故實松晋介の季子にして、長兄は蚤世し、中兄島內彥次郎は理財の才ありしも病軀職に堪へずして家居し、文吾のみ獨り財務の局に當れるにて、才幹ありて、學館都檢より身を起し、案文方となり、財務の手腕を認識せられて之に轉ぜり。是等を主となし、其他簿書期會に慣れて筆算に長じたる小祿の人、若くは手明鑓にして智力辯才あるもの等、財計を辨ずる者頗る多く、孰れも用を爲さんと才幹を振ひて競勵したれど、何分佐嘉領は水稻を主要產物となし、海岸線も少なく、山亦嶮岨多く、加ふるに質素儉約厲行の爲に必要の工產物に乏しかりければ、亦案を打つ程の妙策とてはあらず。よりて山、里山に黃櫨を繁殖せしむるの外には、茶園の利を拓きて製茶を改良すべしと

黃櫨と茶とを培植す

建言する者ありしを以て、十一月これを山方に布達して廣く其方法を立てしめ、又執政より各代官に注意して之を奬勵せり。是まで佐嘉は舊式の唐茶焙法を主用したりしため、その栽培製造の法の如き、亦この舊習を襲用したりしが、此布達あるに及んで宇治茶の栽培製法を移用せんとするに至り、從つて煎茶式の流行を生じて頗る有力の人の嗜好に投じたれど、茶園の開拓は遂に成功せざりき。時に備立役横尾次郎右衛門の長子小次郎基臣は、學館の俊才にて博覽多識なりしが、江戸遊學を終へて奥羽地方を廻歷し、肥筑にて天文の比より其種を輸入して蠟を採りつゝある黃櫨の、漆の一種にして畿内始め奥州にも栽ゑられ、就中會津にては特產となされつゝあることゝ、その樹幹よりは漆液を收め、實よりは蠟を採るの兩利あることゝを實見し、歸來其栽培を主張したりしかば、山方に任用せられたり。よりて彼は神崎、佐嘉、小城の山内に漆樹を植うるを勸め、大に之を繁殖せしめんと企てたりしに、不幸病に罹りて死去したりき。加之弘化嘉永間の學風は、朱王の修身より脫出して歷史に汜濫し、政治經濟の活用を攻究するに傾向し、一方

亦西洋の理化學をも吸收するありしを以て、青年書生の中には、藩内の利を興し物産を殖して政費を足らさんとて、經濟に志すもの漸く增加し、南部大七は佐倉藩佐藤氏の著に係る農業書を得て實地に試みたりき。

米筈に不審を抱くものあるに至る

是まで佐嘉は、第七章に述ぶる如く每秋米筈を領内に發行し、翌秋新筈と引き替へて、一年限りの紙幣の如くに通用せしめたり。其價格は此制を創めたる時の最高率に從ひ、米一升錢四十文の割にて定めたりしが、殆ど百年の久しきを經たる今日にありては、米はその二倍半乃至三倍に騰貴したるにより、旅人等は其價に奇異の感を抱き、遂に現米にて受け取らんと强請するものあるに至れり。抑、國法は諸藩に紙幣發行の權を與へず、されば近代諸藩なべて用度の窮迫するに從ひ、領內限りの錢券金券を製して紙幣の如く通用せしむること次第に流行し、佐嘉領の周圍も大抵みな然りしに拘らず、我藩のみ舊法を確守し飽くまで米筈にて推し通し來りたりき。蓋し公の勤儉と守法とに堅き精神の、滿を持して此に至らしめしなり。

隣藩の紙幣發行

されど他藩にありてはいづれも然らず、即ち佐嘉より鹿兒島に至る僅々七十餘里の

銀札發行

間にてすら、筑前、久留米、柳川、三池は銀券を發行し、熊本、人吉は錢券を發行し、薩摩は銅錢を二文に通用したりしため、その券札は境を越ゆれば他領の札として通用せず、されば强ひて之を遣ふには割引をなさゞるべからざりしを以て、此間を往復旅行するものは、少からざる旅費の損失を受けて迷惑したりき。斯くて漸次期限なくして信用の乏しき藩札（卽ち銀券、錢券）の、境を越えて我佐嘉領內に濫入するや、これを通用せしめむには、その價格を低減して損失を受くるを忍ばざるべからず、しかも一方我藩一年通用の米筈は、引替期限の短きが爲めに、邊郡の境目までは流布普及せずして自然通用滯りたりければ、商賈等は自他兩領より損失を受くる苦痛を訴ふるに至り、その聲は年々甚しくなれり。是に於て嘉永年中より、其得失は明白なればとて銀札を發行する議起り、遂に大阪に於て精良なる銅版を彫刻せさせ、堅牢なる彩紙を漉き出し、以て之が製造に著手したりしに、年を越えて成りたりければ、六月十日政府より月限（つきげん）なしの銀札發行を左の如く、

米筈之儀月限等相立居、端々迄、致通用兼、惣而久留米、柳川、筑前、其外之銀札

月限等無レ之、餘程利方宜敷他邦へ致二通用一候由、然處此御方米筈前斷之次第に而、商人共別而難澀罷在哉に相聞候に付而者、銀札に被二相改一月限なしに御遣出相成方有二御座一間敷哉。

伺ひ定め、是秋より米筈に引き換へて發行せり。其札は銀二十匁色青を首とし、以下十匁白五匁靑二匁黄一匁白五分茶三分鼠の七種あり、七福神の像を分ち描いて章となす。其胴銀としては、政府にて六萬兩を嚴重に法を設けて蓄藏す。爾後發行の高は廿二萬兩に及べりといへり。時に我佐嘉藩は、財政の甚だ嚴正堅固なるよりして富裕の聞え高かりければ、當時金銀貨幣の製作濫惡にして、贋造多く鑑定に困難なると、諸藩發行の劵札の、亦盡く不信用にて價位低減するものゝみなりしとに閉口せる商賈等は、我藩札の發行を見て、最も堅固確實なるものと爲し、競うて之を受け取りたりしを以て、

銀札發行の目的を達す

藩廳は領内に入り込みたる諸藩札を排斥するの目的を達し得たるに止まらず、該札は逆流隣國に濫れて而も些の割引せらるゝなく通用しければ、公衆の希望により更に年一年と發行高を增し得たりき。又是まで領内の商

買は、輸出を企圖しつゝ、之に相應する物產の乏しきに苦しみしが、是銀札發行よりして、之を資本に、或は長崎に出でて外國貿易の媒介をなし、或は播攝の市場に出でて銀米の相場を爲す等、種々の利益を計りたりしを以て、代品方の役員等も陰に補助を與へて利を謀らしめたり。されば、貿易商買の盛なる都會の地にありて、此方面より公を窺ふものは、目して算盤大名と稱するに至れり。公は初めは絕對の儉素にて貧困を凌ぎ、以て消極的に貯蓄に力められしが、その貯蓄して得たるところを國家の防備に擲つに及び、乃ち積極的に海軍の宏費を支辨せむと種々の企畫を樹てしめられたり。蓋し當時尙英佛諸國に於る製鐵業の盛大なるを詳悉せず、故を以て、一藩の力を以て剛砲堅艦を製造すべく、かくは新しき企圖を勵まされたるなり。

英國香港總督の傳言

第六十章　蘭米領事の貿易勸告

和蘭領事の貿易勸告

長崎は外交の正門とて、市民は貿易に慣れて沈靜なりきと雖も、世界の大勢は駸々として迫り來り、鎖國の舊制を壞らしむるとゝもに、商況をも變化せしめむとするに至れり。　かくて七月の初め和蘭の商船二隻入津するや、商館長ドンクル・キュルシユスは、甲比丹ハビユスの香港より齎し來りたる報告を長崎奉行に通達し、『歐羅巴の戰爭も去年の末に（千八百五十六年二月十一日）終結して、本年二月二十四日（西暦三月三十日）佛國巴里に於て平和條約成立したれば、これより英佛兩國は東洋貿易の擴張を圖るべし、現に今度入津せる船の前月香港に寄泊したる時、該地の總督サー・ジョン・ボーリングは該船の甲比丹ハビユスに面會し、去年我水師提督スターリングの日本と結びたる條約は、通商の事に及ばざるより本國の甚だ不滿足とするところなり、されば更に通商貿

易を目的とする新條約を締結すべし、目下清國に差し措き難き要務あるにより、出發期は二箇月以後になるべきも、必ず長崎には到るべければ、其旨長崎奉行に傳言すべしと、公式に依頼せる程なりき。』と報道せり。

商館長各國の事情を陳す

右に關しドンクル・キュルシュスより各國の事情を陳述したる書面を提出す、左の如し。

歐羅巴洲平和に相成り、諸國一統交易益盛に相成候に付ては、交易筋に付て、近々外國より日本に使節差越可ㇾ申、御取用不二相成一候樣にては、兎角唐、和蘭にて相妨候樣に外國筋に於て疑惑仕候ては、和蘭國は不ㇾ及ㇾ申、御國に於ても御爲筋に不二相成一候。御誂物等御用相勤候にも、甚以斟酌仕候趣、當時の模樣にては何れにも是非交易相開度、外國一統存込居候儀に付、厚く御勘辨の上、御取用相成候樣精々申上候樣、政府より申付越候。尤舊來唐、和蘭は別段の儀に付、容易に外國筋へ交易御免不二相成一段は、政府に於ても難ㇾ有奉ㇾ存候得共、近來の時勢不ㇾ得ㇾ止事儀に付、可二相成一儀に御座候はゞ、和蘭政府の吹擧を以て、外國筋へ交易御免相成候はゞ、一體平穩の場に至り、外國

筋へ對し、和蘭國の面目にも相成、却て御用相勤候にも都合宜敷候に付、精精奉レ願候樣申出候。

蘭國自由貿易を要求す

其後キュルシュスは長崎奉行川村對馬守、目附永井玄蕃頭、岡部駿河守三人に面會し、本國政府の訓令なりとて、是までの出島商館に於る通商法を改訂し、雙方商人の自由貿易を日蘭條約に追加したき旨要求したるを以て、書面を以て申し出づべしと達したり。よりて七月二十三日キュルシュスは書面を提出して其意見を述べたり、其要を摘めば左の如し。

和蘭政府は去年拙者より申越したる通告によりて、成るべく日本政府竝に諸侯の需に應じて調進の品を送るに一定致せり。さりながら甚だ懸念なるは時勢の變化すべき先見あり、日本政府も之に應じて主意を替る御評定相成度、實意を以て御勸申上候。其隨一の儀は、日本と和親交易の條約を結度望む外國人へは、都て緩優(自由の義)交易を許候にあり、緩優交易は世界自然の運旋にして、日本の閉鎖は最早相續すべからず。交易航海する强國は和親を旨として日本に緩優交易を請ふの外に他事なし、此後と

鎖國は是以上の繼續を許さず

當蘭王は先代の遺志を承けて日本に誠意を效すに力む

ても拒雄あらば、幸福の日本國は世界の强國と戰爭に及ぶべしと、和蘭政府は致確信候。

我前王は日本の事に就て遺言あり、一は日本に禍兆あるを慮らず保護せんとの志願なりしに、今變化の時勢は日本の閉鎖一徹せざるに至れり。二は是まで和蘭政府の誠實なる希望に任せ、外國政府を穩に取扱ありたる事の實證を他に知らせ度願ひなり。是は我國古來の日本の恩惠に答ふる心より、日本を交易航海國中の强國たらしめん事に有之、今の國王は其遺志を繼で其道を盡され居候。日本政府は國勢を振はする希望の品を調達せらるれば、我國王の勸告をも棄らるまじ、從來正道の國民の望む緩優交易を免許することを承諾する事と思考す。さもなくば軍艦軍器等の需に應ずるに付、外國よりは和蘭政府を廉直とは存ぜずして、速に日本を强國となし、利益に拘りて自國のみ保振せんとする如くに見らるべし。故に前王の遺命に依て日本政府に貫通の證實を所望に候。且之を急ぐ事となりたるは、大英女王の全權が近々日本と交通條約を結ばんと

蘭米英三國亦箱館下田に於る交易を請願すべし

長崎に渡來すべき故なり。

尙又和蘭政府の希望は、日本に軍器其他を調達するは、商人同樣に引受を希はざる段を御心得被下度、日本政府には外國人を封內に至らしむるを許されて、歐羅巴同樣の處置あるを御尤の事と考ふるにより、開國の諫告を申上ずしては不叶と考候。其故は外國政府御國と一同緩優交易の志願を遂る證は必見すべき樣に相見え候。年來和蘭政府の希望は、國人に緩優交易の免許にあり、出島商館は當座の所望と見受候。尙又拙者の考には、當時御希望數多の品物に、格別上品ならぬ物は、外國民より御調へある方が速にして且安價に可相當候。魯國と條約の第六條に箱館下田は已に緩優交易の端を採用に相成居間、蘭米英國民も右地にて同樣の交易を申立得べく、其故右三國と條約中に、免許の廉多き國民あれば、同樣の免許あるべき規定あり、又其中に物品取換は政府に限るとの取極なきにより、今改めて表面交易御免あらば、其條約中に租税の取極ある方可然、長崎港には他國民に交易免許なし、和蘭政府の希望は、日本政府に於る大切の

貿易開始によりて諸種の生産を見るに至るべし

忠告を賢察採用ありて、長崎に於て和蘭人其他希望の外國人には緩優の免許あり度候。

日本には代物に渡す品乏しく、多分の物等を持渡るとも左程入用ならずとの御懸念あらんも、拙者の勘考は、緩優交易を開く初發に物品の十分なる國は一も無之、交易を商賣に委ぬれば、練磨によりて代品を探索して生産となるものにて、外國の商船が代品を得ずして無益の往來に心勞する政府は無之、外國政府の望は日本にて交易を免許し、外國人と日本人との商賣につき禁制の無き樣にしたきにあり。其他外國より持越す物品の若干を又外國に渡すもあり、例へば和蘭商人にてボートル、コーヒーを持渡るとも、其品は日本に未だ價なけれども、魯國其他の國民が其港にて買受れば其折に直に價ある程になるべく、日本商人も亦其品を賣買して利潤を得べし。又滯在の外國商人とも外國品又は日本品を賣買する見込あり、之をトール・フール・スタランシー（輸入品の復輸出）と稱し、日本政府は外國政府と談判の末にトール・フールにも相當の税を取立るを得べし。

踏を勸辨べし

和蘭の婦女小兒免許のこと

都て外國政府は日本滯在の國民へ勝手に天主教を修むることを希望せり、日本人の天主教を修むることを希望することはあるまじと考ふ。乍ㇾ然今既に日本は諸外國と和親の取結びは追年に增べきに、之に觸るゝ義は有ㇾ之や、其は外國民の信仰を侮蔑敵視せらるゝ事なり。斯く申すは古より仕來として長崎其外に年々行はるゝ繪踏の事にて、每度渡米の異國人は迷惑の由に聞ゆ、以來は御勸辨ありたし。若し日本政府にて外國人の意に觸たる法規を御取止あらば、外國政府に於て深く感激すべく、外國民と共に和親を旨として交はるに都合よろしき基なるべし。天主教の事は條約中に規定になれば仔細なし、日本政府に於て右教を危く思召さば、日本人に勸むることは如何樣にも防ぐを得べし。拙者の所存を申上れば、天主教は實に日本の爲に危く候や、親しく其證を御試に相成度候。和蘭國と日本國との條約中に長崎、下田、箱館に於て和蘭の婦女小兒免許の事は別に書載なけれど、和蘭政府の所存は此事御差止といふ事有ㇾ之まじく、條約中に和蘭人とあれば、婦女小兒も同樣に可ㇾ有ㇾ之、米英魯も一同に

婦女小兒等開港場へ連れ度も、免許如何と疑惑することなく、既に米國の婦女は同所に滯在致せり。當年渡來の和蘭商船二艘共日本に妻子を連れ度、咬𠺕吧(ジャガタラ)政府に願出たれども、此節は差止め候、其は免許なしと心得てにはあらず、只領事官をして條約規定を分明に致度までに候。

是までの官の會所貿易を寛裕にし、商人の私貿易を許さゞるべからざる情由を懇々勸告したり。

會所貿易と唐船の「こぼれ」荷物

クリミヤ戰爭の終結とゝもに、英佛の軍艦の沓至して開港貿易を要請すべき時勢に移れりてふこの報道は、其防備はありたりといへ、我藩長崎御番方の警虞を一層緊張せしめたり。當時長崎市中は靜穩なりきと雖も、嘉永の末より漸次に商況の不景氣をかこちたり。蓋し舊來會所貿易の法は商荷を官府の會所にて受授し、輸入品を盡く大阪江戸に回したるを以て、長崎は鶏の喉の如くに只細したる荷物を吐呑するのみ(會所の町年寄等にて事由ある物品を取り扱ふこととはあれど)、されば市中は唐船の『こぼれ』荷物にて賑ひたりしなり。すべて唐船の入津には、梅ケ崎唐人館の前にありて海岸に向へる唐人荷物揚場に、會所の

日傭荷揚人夫の惡習

『人入』より日傭人夫を出して、荷主の唐人眼同の下に荷物の陸揚をなすを例としたりしが、唐人の荷作りは麁糙重きに堪へざるものなりしを以て、良もすれば破れて中より物品を取り落しゝかば、日傭人夫は之を竊み取りて懐に隠し、場外に出でて市人に賣り拂へり。尤も之が買收には株ありて、各商人は其株主の商賈より卸しを受けて販賣するなり。これ即ち『こぼれ』にして、實は贓物なれど、公然の祕密として何人も異まぬものなりき。寛政の比なりけん、唐船輸入の砂糖漬の荷揚をなしたりしに、日傭人夫の一人その桶を開きて嘬みて食ひたれば、他の人夫どもも皆摑みて懐に入れしを以て、はや其半を減ぜんとするを見たる荷主は、我の這次砂糖漬三桶を持ち來りしは、其代價を以て滯寓乃至歸國の費用に充てんために外ならず、然るに今やかくの如く半桶を取られたり、次の二桶も亦此の如くならんには、我は滯寓費すら支辨するを得ず、あゝ夫れ如何にすべきかとて泣き伏したり。時に江戸より新奉行に随ひて來れるものあり、此狀を見て日傭人の殘酷なるを忿り、還つて奉行に告げければ、奉行惻然として之を憫み、俄に命じて唐人荷

丸山遊女の綢緞貨物

揚場に日傭人夫を出すを禁ぜしむるとゝもに、唐船の船長等を呼び出して荷揚は唐人の一手にてなすべしと申し渡さしめたり。船長等これを聞いて大に驚愕し、何の過りありて斯かる嚴令を蒙る歟とて、奉行の手附等に嘆願せり。奉行は手附より其旨を聞き、そは荷揚人夫の惡習の餘りに甚しき故なり、他の仔細あるにあらずと諭しゝに、船長等聞いて大に安堵し、然らば元の如く人夫を差し出されたし、日本の勞働者は尙廉潔なり、若し我苦力を使用せんには、更にその幾倍を竊取せらるゝかを知らずといへりと。故を以て長崎の日傭人夫が竊取する『こぼれ』は、市中繁昌の要品となし、唐人荷揚は一の奇觀となりゐたり。又唐人館寄寓の船長以下は、丸山遊廓の娼妓を寵しおけるが、彼等のこの娼妓に與ふる綢緞貨物も亦『こぼれ』の一種たり。この娼妓は半月雇の嚴法なる故に、必ず毎月二人交代して在館したりしが、彼等はその與へられたる美しき綢緞等を裁たずして其まゝ衣服に縫ひ、中に他の絹綿貨物を褁み込むを半月間消光の仕業となしたり。かくて交代期には、その服を著用し來りて門番所に於る嚴重なる檢査を受けたりしが、

唐館の女郎交代日

こは身に纏ひたる衣服と、初め携へ入りたる物との外は、一物たりとも唐館より持ち出すを得ざる嚴法あるが爲めにて、彼等は門番所にては、必ず帶紐を解き裸體となりて檢査を受け、かくて始めて館門を出でて百步許りの廣達を步行し、船大工町の立宿に入る習法なりき。されば其時の娼妓は常に異樣の服裝を爲し、奇妙なる步み付きを爲せり、これあらゆる貨物を縫込みたる衣服を纏ひ、陰部に寶玉を藏したるによる。故に唐館の女郎交代は長崎の奇觀、否寧ろ壯觀にて、稠人は廣達に群をなして之を觀覽したりしが、立宿には父母親族等待ち受けゐて、歸著と共に常の衣服に著替へさせ、直に著用し來れる衣裳を解き放して、中より出づる物品を收拾競賣し、その中の織物は直に折り疊みて反物に拵へたり。長崎の丸山女郎は此の如き有利の稼業なりしを以て、市中近鄉の中人以下のものは、競うてその子女を賣春婦になしたるが故に、丸山は遂に日本にて有名なる遊廓となるに至れり。

長崎の繁昌は右等の『こぼれ』がその源をなしたりしが、弘化の頃まで彼等淸國人は西洋の物品をも倂せて上海、閩浙、香港、廣東よりジャンクを仕立て

大阪江戸市場の大恐慌と壯士の攘夷論

て長崎に輸入したりき。然るに嘉永の初め以來、西洋船の往來繁くなるに從つて漸々其數を減じ、癸丑甲寅以後は殆どジャンクの影を見ざるに至れり。かくて安政以來は、米露各國船の上海、香港の商品を輸入するありしを以て、長崎の需用にはさしたる不滿足を見ざりしかど、會所の商法にて大阪江戸に持ち去らるゝ商荷の數は俄に減じたるを以て、大阪、江戸の市場は其源流の涸渇に大恐慌を來し、是まで其利に潤ひたるものは大打撃を受けて不景氣に苦しみ、よつて外國の私貿易を拒絶すべく、陰に壯士を使嗾して攘夷論を唆動するとゝもに、公家の門にも入說せさせたり。されば かゝる事由の存するを知らざるものは、私貿易の早晩に許さるべきを論じたりと雖も、商買の事情を知らずして只舊株を守るのみなりし一般の武士は、暗に大阪商人の後援を得るに及んで強硬に私貿易の拒絕を絕叫し、貧書生、痩浪人も意外に耐久して、攘夷の讜論を怒號したりしかば、一時京攝の間には其風潮最も猛烈にして頑固なりけり。故に長崎や佐嘉などの攘夷論は、京攝のそれと其趣きを異にし、私貿易の抵抗を說くは少なかりき。蓋し掩耳盜鈴

會所貿易の沿革

の策に類せる下田條約が、會所貿易の運命をこの最期に導けるなり。かくて和蘭商館長提出の書面を熟讀したる奉行川村、目附岡部、永井は、事の益、重大と爲るを知りて各自意見書を銘々に認め、以て開國貿易の許可の已むべからざるを江戸に申し送りたりといふ。

本來會所貿易は、東洋の開闢時代に於る農本政治の遺法にして、農民は各村の市場にて日常物品を交換し諸國府の官倉附近に會所を設けて特殊物品を各階級に分配したり。會所とは官賈官工の會して評價する所の謂にして、官賈は其用を達するによつて用達といひ、官工は其物を加工製成する諸座(即ち團體)の頭なり。官は是等に依て商工の利を壟斷したれど、時運の發達は永く其存在を許さず、武家の幕府を開くと共に、商利は都會の商賈の手に落ちて、諸座は次第に衰頽するに至れり。かくて其後外國貿易の競進は、室町時代に至りて倭寇の騷擾を激成し、遂に殆ど制すべからざる狀態に至りしに、德川氏鎖國の桎梏は、內地には都會に特別法を設けて商賈を抑制し、淸蘭貿易には長崎會所の法を峻嚴にして之を結束したりき。されどかゝる

無理なる弊法は到底永續すべきものにあらず、卽ち遂に癸丑甲寅に至り、決潰復收拾すべからざる狀勢となりたり。されば幕府は掩耳盜鈴の姑息を以て、神奈川條約の波動を長崎に及ぼさゞらんと苦心せしが如しと雖ども、破綻は他の諸面より頻發し、クリミヤ戰爭によりて英國と中立條約を締結し大船の解禁によりて出島開放を餘儀なくせられ、更に今又和蘭より其條約の改正を要求せらるゝに至れり。然るに茲に又他面より長崎番所の撤廢を促さるゝ事件を生じたりき、次に敍述する所を見よ。

英艦の長崎番所仕切船乘敷

長崎番所の仕切船

長崎海關は戸町、西泊の兩番所にて成り、其前には仕切船を聯鎖してあること第十八卷に述べたるが如し。而して鎖國令以來、長崎御番方と稱して全國に重んぜられたる筑前、肥前、隔年交代の任務は、此を守るにありしが、去る文化戊辰、英國の端艇にこゝを乘り入られて、爲めに我の武威を辱めたる事は第二卷に詳かなり。爾來仕切船の設けは專ら端艇の乘入に備へたる

ものにて、軍艦は風帆船とて行動自由ならざれば、此狹窄の所に乘り入らむか、直に撃沈せらるべしと思惟したりしなり。さはれ文化の屈辱以來、公は長崎任務に精力を殫して昔日の汚辱を雪がむと努められたりき。

さて今や蒸汽軍艦を主用する時代となれるを以て、回米船を連結して運轉自由なる速力早き蒸氣船を防がむは、啻に外見の醜拙なるのみならず、亦危險至極のものならざるべからず。されど之を撤廢せむか、兩番所はその體面をなさずして、古來の關門を廢するに齊し、されば亦警固の藩として敢て言ふべきことにあらず。故を以て相承け相繼ぎて隔年交代を爲し續けたりしに、恰も文化のそれと同じき今辰年の、然も同じ八月の四日に至り、復又一大事變こそ生じたれ。卽ち同日初夜に白帆三艘の注進ありしが、翌五日朝五つ時(午前七時)檢視をなすに及び、一は幕府註文の蘭國船、一は露國の軍艦、他の一艘は英國の軍艦と判明し、乃ち蘭國船は港内に入り、露艦は稻佐へ上陸するため身投巖邊に投錨したりしに、之に續いて英艦亦高鉾島より蒸氣の速力にて進み來りしかば、檢使は鑑札を認むるに暇なく、『英吉利船に相違

英國軍艦仕切船を乘り敷く

兩番所長崎奉行に請問す

なし、早く仕切を開かれよ。』といひたりしかど、番所は鑑札なくてはとて開かざりしを以て、兎角する間に英艦は駛せ來り、張切の鎖綱を舳頭に掛けて中央の二艘を顚覆せしめたり。尤も間もなく若竹丸は損所なくて浮み出で、乘組の小城藩士にも負傷はなかりしかど、住田丸は老船とて水舟となり、英人は其時若竹丸に立てたる小旗を拔き取つて去りたりき。番所詰の馬渡七大夫は、仕切船が乘り切らると見るや、疾く舟を飛ばして長崎邸に往き、異船御番所前を乘り入りたり、仕切船は下敷となりて覆沒したるべく、番船が後を追ひ來るを見受けたりと報ず。乃ち折節聞役は病に臥したりしを以て、介添役後藤又次郎奉行所に往いて之を報ぜしかば、奉行は用人を以て『乘過は御糾しすみて仕切船を開いたるなるべきに、「がさつ」(粗暴の意か)の英人とて、かくは無體の事に及びたりしならん、尚取り糾さるべし、沖目の都合判り次第申し聞けらるべし。』と答へたり。

其後御番所より生野孫右衞門邸に來りて、具さに事狀をいひ、檢使より分けて示談ありしにつき差し通したれど、無體至極の致方といはざるべから

奉行懇諭に力む

ず、されば外へ出る船ならば命を待たずに打ち挫くべきなれど、內に入りたるを以て、平穩の御取扱に任せて勘辨し、唯守衞船を附するのみにて命を請ふ事とせり、最前檢使より鑑札を以て相達せられたるは如何の譯なるか、此度の英人の振舞は是非糺されたく、打攘を命ぜらるゝならば直に其取計を爲すべしといへり。因て重ねて又次郎は其旨を奉行所に申し入れしに、川村奉行面會し、「仕切を開かぬ內に乘り入れるは如何にも不法なり、得と糺して挨拶すべし、昨年英人を西役所へ喚び出したる時も、前日には端舟にて參るといひながら、當日には本船にて乘り入れ、之を問ひ合すれば「ふと乘船した」などといへり、誠に「がさつ」至極の國柄にて、約定もかくては詮なくなるばかりなれど、先年の米船の浦賀渡來より、異國船の取扱は兎角平穩にとの御趣意なれば、論端を引き起す譯にもなり兼ぬるなり、されば吾等の御奉公と存ずる事も、却て公邊には不都合のことならむか、とまれ一兩人の落度にてすむ事ならば、どうあらむも宜しけれど、天下の形勢、公邊の御所置に關係する事は能々勘辨せられ、尚英吉利船碇泊中に此節の如き事出で來とも、爭端

奉行の諭告を聴かず

を引き出さぬ樣心得專要につき、其旨を沖目に通達し置かれたし。』と懇々申し諭したり。

されど兩番所にありては、英人より文化の歷史を繰り返されたる事とて、年來の憤懣は一時に勃發し、奉行の諭告の如きは耳に入るべくもあらず、乃ち翌六日左の伺書を出せり。

昨日渡來之英船未御糺之鑑札をも不被相渡内、蒸氣船にて張切場を無體に乘入、仕切船不一艘乘歟候通之義出來致し、甚以不法之義に御座候。右之都合を以本船は勿論、バッテイラ等にて又右等の義抔可有之哉難計候處、昨夜御沙汰被成下候次第を以は、仕切船有之候共其詮無御座哉に候、就ては心得方之義何れ之通處置仕可然哉、御差圖被成下候通奉伺候樣、番頭共申達候以上。

辰八月　　　　　　鍋島新左衞門

時に長崎邸には、請役相談人池田半九郎異船渡來につき滯在したりしが、佐嘉は此報を得て更に家老鍋島志摩をして急行出崎せしめ、奉行に面會し

奉行英船將と會す

て英人糾し誤りの一書を出さしむるとゝもに、御番方の體面を立てられたしと對談せしめたり。

奉行所には、英の船將に促されて翌々七日に船將以下と西役所にて應接することゝなり、前例の如く假番所を飾りて守衞をなすべく我藩へ達す。是に於て西役所の假番所に金屛風を立て、臺弓、猩々緋の袋入鐵砲、鳥毛鞘の鑓を飾り、物頭川瀨孫之允、目附二人、足輕十人之を守衞し、大波止前の假番所も亦同樣に飾り立て、物頭山本傳左衞門、枝吉三郎左衞門、目附三人、足輕二十人棒を持ちて固め、兩役所の間には足輕五十人、猩々緋の袋入鐵砲を持ちて二間おきに立番す。英人には足輕六人前行し、物頭百武作右衞門、足輕二十人にて守衞せり。其本船より大波止まで到る間は、物頭多久勘助、藤本桓作、足輕二人づつ乘船して守衞す。而して是等警固に當るものゝ服裝は、物頭、目附は皆かるさん袴に陣笠を冠り、足輕は半纒股引にて行儀羽織を著用せり。是れ蓋し今の警部が巡査を率ゐて沿路を警むると同じく、而して其武器を飾るは、亦饗應に屬し、然も武威を誇耀する意をも含めり。即ち古來警

英艦乘組員の市中見物を許す

當談判の內容は不明なり

仕切船乘敷に對する爾後の處置

固の武士と稱する者これにして、當時も社寺の重き祭會には、守護より其警固を爲す遺風行はれたりき。英人は船將以下總て二十八人端舟にて大波止に到りしが、上陸したるは船將及び士官七人にて、川村、荒尾の兩奉行、永井、岡部の兩目附と接見して、日本料理酒菓の饗應を受けしが、諸藩より參仕せる聞役、守衞の物頭、目附以下亦料理を差し出されたり。英將は、接見の席上、市中徘徊社寺詣を要求して許容せられしが、十二日再び西役所にて應接をなし、終つて市中の遊歩をなせり。尤も其時は路側の幕張などはなさず、唯晝食の料理を供せりき。かくて爾後數回の應接を重ねたれど、その談判したるは何事なりしにか、發表せざれば知る能はず。蓋し斯比清國には長髮賊の亂ありて、英國と廣東に隙を開き、英艦は近海を遊弋しつゝありしを以て、或は物品積入かた〴〵示威の意を帶びたる交渉などをなしゝにあらざるか、初めの一艘はいつしか二艘三艘となり、十五日には遂に四艘の艦隊となりて、出帆の準備をなし居たり。

却說奉行より英船將に仕切船乘敷の事を問ひ合はしゝに、彼は其倉忽を

詫びたりしを以て、奉行も其上の詰問はなし難き羽目となり、我請求したる謝罪の一書としては、只『氣の毒』との書面を出し、其和解書を渡せり。小城の小旗の紛失については、英人が拔き取りたるを見たりと謂ふ者數人ありしかど、確證を得ざる事とて如何ともする能はざりしに、十七日に至り、若竹丸の舸子のこれを見つゝ默したりしことを慥めたれば、目附生野孫右衛門はその取返方を奉行所に申し込まんと主張したれど、鍋島志摩は池田、本島等と相談し、英艦の强情には奉行も大心配のことなれば、受理あること覺束なし、されば今更拔き取られたりと謂はんよりは、乘り敷きし時紛失したるにや捜せども見えず、或は異船の取り上げたるやも計り難しと、不定に申し立つる方可なるべし、流失したるを拾へるならば、亦我恥辱にはならずといふに決せり。十八日朝英艦四艘は出帆し、翌朝に至りて帆影を沒せり。

英艦の仕切船乘敷は、文化辰年に於る我藩辱を總藩中の頭腦に想起せしめしを以て、番手等は激昂して熄まず。その出帆後も、彼の無法には砲を酬ゆべきに、切に穩便を令せるより勸辨したるなり、元來彼國は內港碇泊を許さ

るゝ國なれば、禮儀を以て通航すべきに拘らず、仕切あるを見ながら乘かゝるは狼藉なりとはいはざるべからず、然るに夫れを此まゝさし置きて詰問もなきは、御國威も相立たぬ言語道斷の處置なりと、上下憤慨して承服せざりしかば、番頭等より聞役を以てその旨申し立てたれど、最早論難に落ちてすべき樣なく、終に書面を撤回するに畢れり。然るに公は、是れ機轉の利かざるより自ら辱を取りたるなり、爾後は益〻各國汽船の出入繁かるべく、旁々このまゝに濟すべきにあらずとて、年末に至り大番頭鍋島左馬助へ左の譴責を申し渡して叱責の罰に處せらる。

大番頭譴責せらる

深堀在勤被仰付置候處、當八月五日英吉利船渡來、仕切場乘入候儀、其場甚不意火急之儀に而、仕切解方相整候間合無之、右者最前出張之檢使通達次第、速に開方相成候樣申達置候に付而者、右之手筈懇々可相付置處、無其儀、畢竟其場機變之吟味不事足。且一件に付、御奉行所中立相成候次第、事實致相違而已ならず、下吟味之旨も有之、右書面等被御取戻候迄相成、御不都合出來いたし、彼是不行屆不調法之至に付被成御呵旨被仰出候。

番頭、目附等の譴責差あり。御呵とは評定所(刑事掛)に喚び出して其旨を申し渡し、以て三十日謹愼せしむる法なり。此裁判に據れば、汽船が高速力にて駛せ來るに拘らず、鑑札なきに拘泥したるため乘り敷かれたるにて、亦官吏には有りがちの事たり。殊に目附は通常此拘泥に慣れて事務を澀滯せしむるものとす。生野孫右衞門は御番方の功者にて、深堀在番(大番頭の參謀)より目附の首席となり、當時は大目附の候補に擬せられたりしが、この事に譴責せられて其機を失し、明年次席の村山尉右衞門に大目附の命ありき。かくて此乘敷かれは藩の名譽を損するものなりきと雖も、亦蒸氣船出入の港口に仕切船を設くるの危險なるを痛感せしめしかば、文化辰年より四十九年を經過せる今日に及び、該船の設置は廢せられ、併せて兩藩所の移轉を議するに至れり、事は明年に敍すべし。

仕切船の危險を痛感す

米國總領事下田に渡來し江戸登營を要求す

米總領事渡來して登營を要求す

幕府外國貿易掛を置く

關東には、米國の總領事タウンセント、ハルリス外國事務官を兼ねて七月二十一日伊豆下田に著し、往年ペルリ提督が結びたる條約の不完全なる所多きより、その修正を要求せる大統領の國書を齎らして、其寫を呈せり。幕府はかゝる要求のあるべきを豫期せざりしにあらざりしかど、ハルリスは、該文中に大官に面會して呈すべしとあるは將軍に謁見して奉呈する意なりとて、登城將軍に拜謁せんと言ひ出しゝを以て、幕府の面々皆愕然として處置に周章せり。然るに是時遲く彼時早く、長崎よりは、歐洲戰爭も終局を告げしを以て、英國より世界交通の强壓到るべく、かた〴〵自由貿易を許可すべしてふ和蘭總領事の勸說に添へて、これが許可の已むなきを說ける奉行の意見書到達したりしを以て、九月目附岩瀨修理(忠震、後に肥後守)を下田に遣はし、奉行井上信濃守とゝもにハルリスに對談せしめしに、ハルリスは、方今世界の大勢上、自由貿易の許されざるべからざる旨を懇ろに說明したりければ、閣老は遂に十月十七日より外國貿易掛を設け、堀田閣老を其長となし、筒井、川路、岩瀨、及び大久保右近將監(忠寬、後に一翁と號す)等に其委員を命じて貿易許可

に一決せり。

世界の大勢の一國の力にて抵抗すべからざるは智者を俟たずして知らるべきなれど、國民を導くには自ら順序あり、鎖國の底より出でて自由貿易に進むには、其間に多少の年月を假すべき必要なからざるべからず、而して此間に兎角彼我の齟齬を生ずべきを以て、一方開戰の覺悟なかるべからざるなり。是れ當時に於て、國防充實の論の囂然たりし所以にして、公も水薩二侯も大に其覺悟をなすべく促して止まざりしに、幕府は滔々たる俗論に溺れて怠慢を續け、阿部閣老の如きも、その在職十年間に何の準備をも爲す能はず、ペルリの渡來により忽ち其怠慢を公衆の眼前に暴露したり。さればペルリの處置に關する將軍の諮問に答へて、通商を米に許さば魯英佛にも許すに至るべく、隨て後日如何なる難題を生ずるか計り難きものあるべし、一時の偸安は不測の大害生ずるのみと公の壯論ありしに拘らず、爾來幕府は米艦を外交の正門たる長崎に回航せしむることすら叶はず、彼の强請に任せて條約までも結びたりしが、更にクリミヤ戰爭の終局に及んで、再

び自由貿易の難題に逢著せざるべからざることゝなれり。

閣老等米領事の登營の要求に窮す

さきに英國水師提督の長崎奉行水野筑後守と條約を締結するや、直に英國女帝は批准を與へて蒸氣船をも贈り、幕府亦去年之を受けたりしを以て、國際上相互の國帝の直接當るべきものなることは既に明瞭なりと謂はざるべからず。されば彼等幕僚は、我日本のみ甘きは喫ひ辛きは吐く底の勝手なる振舞をなし得られざるは自ら考へ知りたるなるべしと雖も、今度の米國國書なる江戸に登城して大官に謁すべしてふ文に逢著しては、大にその解釋に惑ひ、堀田閣老はこれを許さんと言ひしに拘らず、阿部閣老は人心の激動を慮りて俄に決するを得ず。因て閣老連名の書をハルリスに贈り、下田奉行との應接の大官直談と同然なるを諭したれど、ハルリスは肯んぜずして時日の遷延を見るに至れり。蓋し此登城拒絶は國際の禮を沒却する不作法事なるに拘らず、水戸老侯は登營大反對を唱へ、阿部閣老の水野筑後守を遣はして懇々說得せしむべく力むるも、依然同意せずして僻論を主張したりき。時に幕府一部の人は甲寅に於るペルリとの屈從的談判より

此極に至るのみと嘆息したりとなん、而も本は國防の不充實のみ。

長崎の邪宗徒檢擧、韮山の反射爐助力

阿部閣老下田箱館に於る繪踏を猶豫せしむ

下田、箱館の開港あるや、彼地亦長崎の如く、毎年の宗門改めに耶教禁制のための繪踏を行はざるべからず。繪踏とは基督の畫像を足にて踏ましめ、以て該教信者なりや否やを試査する法にて、耶教信者は痛く憤慨したれど、嚴重の慣例となりて行はれ來れるものなり。されど今は是を新開港場には行ふべからざるものあり、よりて去る三月阿部閣老は兩地の奉行に命を傳へて繪踏を猶豫せしめたりき。然るに去年來蘭人の出島を開きて自由に出入するを許す及び、長崎にも亦此に抗議を生じ、商館長キユルシウスより、自由貿易の要求に關聯して繪踏の苦情を申し立てしかば、奉行所に於ても之を見合せんと欲して、耶教の嚴禁やゝ弛み加減となり來れり。然るに端なく長崎附近の浦上村に耶教信徒の多く存在すること發覺し、他所の如く俄に其禁を弛むるを得ずといふものあるに至りしを以て、奉行所は邪宗

浦上村の耶教信徒と佐嘉領内の連累

徒を物色捕縛して糺問せしに、その捜査の手は大村領佐嘉領に連及し、我三重、樫山兩村の百姓茂十、又市二人も亦、浦上の邪宗徒と同じく之が信徒たることロ供に上るに至りたり。されば早く此事を偵知したる我邸は、二人を引致訊問して、口供を敎へて連累を免れしめんと諭すと雖も、樸實基督敎を篤信せる二人は、飽くまで僞證を爲すを罪惡とし、事實のまゝにすべてを答へんとしたりしを以て、事は益、面倒となり來れり。よりて佐嘉藩廳にては詮議を重ね、十一月口辯文案に長じたる境目方附役福田大介(洛東)に命じ、彼村に往いてその同類の者を諭し、幕吏と交渉し、且彼地の切支丹信徒の狀態をも探査せしめしに、奉行所は邪宗徒の檢擧によりて外交に紛議の紛起すべきを慮り、よりて遂に其事を中止したりき。福田の復命によれば、該村は耶敎の信徒頗る多く、或は馬利亞が耶蘇を抱ける銅牌を薯釜の中に隱し、或は之を子安觀音と稱して崇拜したりしが、その平素の行ひは極めて正直樸實なりしを以て、彼は唯說諭を盡したる迄の由なり。然るに其後に至り、佛國の天主敎會は是等の信徒を招きて布敎せんと勉めたりしを以て、井伊大老

本島藤大夫魯西亞の祕密著發彈の製法射法を授けらる

當職となるに及んで復之を檢擧し、茂十夫婦、又市等を拘留するとゝもに、附役井上丈左衞門を遣はして之が糺治に當らしめたりしが、大老の遭難に繼ぐに佛國公使及び彼國牧師の抗議ありしため、其事一時中止せられ、明治の初めに及びて復長崎基督敎徒の捕縛を見るに至れり。

江川氏の伊豆國中村に反射爐を起さむとするや、去年の季阿部閣老は、我藩にて該工業に熟達の者をして職工同道往いて之を助成せしむべき旨我藩に命じたりしが、是年正月江川氏は先代の傳へたる魯西亞の祕密著發彈を傳授せんとて本島藤大夫を自邸に招き、柏木惣藏立會の下に、其製法藥法等の口授書併せて打試みの信管を渡して傳授したりき。因て本島は歸來是を公に具申せしに、公は之を閱覽して、火術方の別段祕事となすべしと命じ、歸國の後は別段祕事局を設けて其彈を製造し、以て海陸に於て每度打ち試みられたり。然るに本年又幕府御用の大砲總て鐵製にて成りて、五十門の數に充つるや、別に鐵製百五十磅のボム加農三門を鑄造して獻納したき旨を願はれ、歸國後是を和蘭船將ベルスレイゲンに相談せしめて其圖樣を

定めしめられ、斯くて其鑄造に取り掛らしめられたり。是砲は二年の後に成りて江戸に獻納せられ、品川臺場に備へ附けられたりしを以て、是等の工事に多忙なる結果は、習熟の職人を派遣して他へ助力せしむる能はざるものあり、よりて已むを得ず中村の事は暫時の猶豫を願はれたりき。先代江川坦庵(英龍)の、其西洋火術の造詣によりて深く公の知遇を得、因て我銃陣、砲術、鑄砲、築堡等に多大の贊助を與へたるは、前卷より毎々記述するが如し。而して反射爐を築いて鑄砲を成さんことは、彼が年來の宿志にして、遂に阿部閣老の信用を得て、癸丑の夏伊豆の戸田に該鑄造場を起すべく決するや、乃ち其手代を我佐嘉に遣はして視察攻究せしむる迄に至りしに、米艦渡來は此企畫にも大變化を與へ、茲に該工場は戸田より江戸湯島へ移され、更に改めて伊豆の中村に設立せらるゝに至れり。さて我藩は江川と深き因緣ある事とて、幕府の爲め、時代の爲め、將又坦庵の爲めに、必ず該業を遂げしめざるべからず、且つ獻納の砲も已に鑄造に著手する迄に運びたるを以て、十一月に至り、政府は田代孫三郎に命じ、鑄造に最も熟練したる職人二人を選拔

田代孫三郎江川氏の反射爐に派遣せしめらる

せさせて、十二月二日より同道伊豆に赴かしめたり。始め江川氏のこゝに反射爐を築かむとするや、之に要する煉瓦の材料として、最良の剛泥を、天城山の獸猟中下田へ越ゆる梨木谷にて發見したりしが、其後諸般の準備も著著整はりしに、突如坦庵の死去に會し、よりて手代、門人等は當代を助けて其業を遂げんと努めたりしなり。されど反射熱を集めて鎔化を遂ぐるは、存外の苦心經驗を要するものなるを以て、彼等はその業の難きに長嘆せざるを得ざりしが、今度田代が佐嘉にて多からざる熟練の職工を率ゐ到りて助力を與ふるに及び、やがて數十門の大砲を鑄成し得たりき。

江川氏の反射爐成功す

其反射爐は今に陸軍省の保護を受けて韮山の鳴瀧に存在し、坦庵が唱始の記念となれり。

時代の變化は、將軍自ら外交局面に當らざるべからざる事と、國內の改革にも其親裁すべき事とを餘儀なくしたりしを以て、阿部閣老、越前侯等は賢明の儲君を定めんと欲するに至れり。されど儲君は將軍の意にて決せらるべき事なるを以て、當將軍の大奥の婦人に擁せられて掣肘せらるゝに懸念せる薩摩の齊彬侯は、從妹篤子を將軍の御臺所となして大奥を動かさん

水戸老侯篤子の入輿を怒る

と、阿部閣老の氣附にて、本年參府の途次近衞忠熙公に請うて先づ其養女となし、斯くて遂に叔父齊溥（筑前）越前、宇和島の諸侯等と協力して其婚を成立せしめたり。然るに水戸老侯は之を聞いて大に不可となし、將軍にして癇氣の尙熄まざる限り、斯かる親旨あるべきにあらず、一同神君に敵對したる外樣大名の女に低頭するは國家の大變なりと憤りたりしが、齊彬侯は篤子の入輿に臨み、病羸の將軍と婚して御臺所となるは甚だ心配ならんも、國家の爲めなれば、耐忍して心力を盡さるべしと誡めたりといふ。蓋し水戸老侯の能く爲すなきを識破したる侯は、自ら幕府の後援となりて同列（大廣間）諸國主を時艱に協一せしめむには、大奥を勸誘し、將軍の生母本壽院を說得して、一橋慶喜卿を養君となさざるべからずと思惟したるなり。されば公も其主義には首肯せられたりしが、爾來進行曲折につれて幕府黨派の軋轢を釀し、薩侯の志は遂に撓まさるゝの結果を見るに至れり。

幕府月次獻上を免ず

月次獻上の五箇年用捨

安政四年丁巳、公年四十四歳なり。正月十九日江戸より飛脚到著し、去十二月晦日勝手掛堀田閣老より留守居を喚び出し、長崎御番について、舊年來防備多端にて經費莫大なるのみならず、殊に近來は格別增備の次第となり、よりて公邊に於てもとかく御行き屆かれ難きことのみ多けれど、今度願出の趣には、格別の譯を以て、其方に限り月次獻上物を五箇年間用捨仰せ付けらるゝなりと達したる旨、報告し來れり。是は乙卯年提出したる數件の請願の中、最も利得の少なき項を裁決したりしにて、唯體面に於ては頗る重事たり。

鍋島家の月次獻上

當家の月次獻上は、正月には扇町にて製する花毛氈、二月には白蜜、三月には三溝村にて耕作する薏苡仁（鳩麥なり、兵粮に適すといふ）。四月には佐嘉泥潟の特產鹽海茸と白砂糖（是は長崎輸入品）。暑中には梅干（亦軍用なり）。七月には有明海に漁獲する水母、十月には伊萬里に產する串鮑、十一月には松浦郡大河內にて製造する磁器の鉢、大碟、中碟、小碟、猪口（窪き小杯）。寒中には神崎郡尾崎に製造する土器なり。蓋し古代調物の遺風にして、地方の特產を保護する意を寓するもあれど、亦形式的の物も少からず、此月次獻上には、獻殘品と稱して老中、若年寄を始め

要路の幕僚にも贈遺する習例あるを以て、經費を糜する頗る大なるものあり、故を以てかくは願ひ出でたりしにて、幕府は外國防備の理由の下に、これに特別に用捨したるなりき。かくて此達を領掌せられたりし公は、藩廳に令し、爾後獻上物の定額を別段に貯蓄して、他に流用するを得ざらしめられしが、但大河内製造の磁器は國產隨一の名譽品なれば、公の手許にて需用あるものを始め、參府出崎等に贈饋品となす必要あるものは、其需要の品附を以て相替らず燒き立てしめ、只公儀獻上の紋章ある(割形付)分を年限中停めらる。

かくて四月に入るや、更に長崎奉行より、是まで奉行、目附以下幕僚手附の下向歸府する際には、毎に小倉、下關間の渡海、及び大阪、室津までの乘船を筑前と隔年に差し出し來りたりしが、當分は用捨あるべき旨江戶より仰せ渡されたりと達せり。是みな幕府の己が權威に憑りて種々に諸藩の富を侵削したりたりしため、その僚屬まで自ら肥えたりし積弊の一例なり。これよりさき機密を含みて滯府したる田中善右衞門は、これ等の免除方につき

て種々筒井、川路等に說く所あり、彼等亦力を盡して解決を與へんと斡旋したりしに、俄に江戶防備に巨大の費用を抛つとゝもに、北門箱館の防備の捨て置きがたきに氣附きたる幕府は、この請願の他藩に係累するところなきより、かくは出格の免除を與へるなり。

月次獻上の用捨せられたる理由

長崎兩番所移轉說と東北探檢

長崎兩番所移轉の議

去年の仕切船乘數により、兩番所はその時代後れとなりしことを暴露したれば、是を移轉せしむるとゝもに、從來優遊不斷にて數年を過ぎし長崎の砲臺改築をもなすべしとの議起り、よりて我政府は筑前と協談を遂げて、奉行所へ計畫の大概を略圖を添へて提出せり。然るに奉行は尙詳しく記號を附して提出すべしとて、一旦下げ渡したるを以て、正月九日公は仕組所を開いて之を議し、記號を附して更に之を御番方に下げられたり、左の如し。

一　兩御番所を一箇所に被㆓相寄㆒大浦出崎へ御建替。

一　女神足迄之御臺場今少し上手に引上御模樣替。

一　魚見嶽是迄之御臺場下ノ手海岸へ御引直、地所切開右同斷。

一　白崎地所切開右同斷。

一　神崎は是迄之御臺場地所切開御模樣替且、南手海岸切開新規御增築。

一　高鉾、長刀岩、陰ノ尾等何れも地所切開御模樣替。

一　スヽレ、太田尾兩所御臺場御取止相成候而も可レ然歟。

此考案により、遂に寛永以來の兩番所を廢し、之を一所に寄せて大浦の出崎に移轉せしむるに決したれど、公は兩番所を出島に移す方然るべしとの意見なりしため、更に筑前と協談する事となり、よりて其議は延遷したり。

官府貿易を私貿易に變じて世界と同一行動を採らざるべからざる勸告は東西より臻り、いよ／＼海防を嚴にし、陸兵を練り、海軍を起すの時期は迫り來れり。されば、海軍船艦の運用は、鎖國の桎梏を受くるなく、蝦夷へも往き清韓の海港にも入り、遂には南洋諸島にも航海せざるべからざるを以て、公は其準備を督勵すると共に、在府の田中善右衛門に命じ、機に投じて運動せしめられたり。然るに幕府は、米國と下田條約を結びて箱館港を開きたる

函館開港と北門の防備

公島義勇をして蝦夷を踏査せしむ

を以て、彼の蝦夷、樺太、千島等露西亞に毘連したる北門の防備は、長崎の西門と相應ぜざるべからず。公は夙に天草聯島の山林、海産、礦物を利用して、長崎に海軍を始むるに資するとゝもに、九州の生口物産を轉じて蝦夷地を拓き、以て北海の守禦に遺憾なからしめむとせられしことゝて、從來常に奥羽諸侯の防備振を覺束なく思はれゐたり。由來この事は、寛政年間奥羽を遊歷し、彼地の未だ開けず遺利の多きを實檢したる古賀穀堂の、毎に之を論じたるより、既に業に公の注意せられたりしところにして、其後天保庚子、公は永山二水を遣はして奥羽を視察せしめ、且、東北の開拓と北門の鎖鑰との、海防互市の策と相關連したる事を、書生間の問題となして研究討議せしめられたり。されば島團右衛門義勇の如きも、前年江戸に遊學して、水戸の藤田東湖と意氣相投ずるや、常に蝦夷開拓の方今の最急務なるを說いて慷慨したりき。彼は軀幹長大、從兄枝吉神陽と同じく魁岸豪宕にして、唯學力は神陽に及ばざれども、健步は相匹する壯丈夫たり。よりて公はこれを器識し、是夏再び東國遊學を命じ、奥羽より蝦夷を踏踐して彼地の視察をなさしめ

むとて、學校に送人如蝦夷の詩題を賜はりて其行を壯にせられたりしかば、彼は大に喜んで途に上り、江戸に到りて箱館奉行堀織部正利熙に夤縁し、遂に之に附隨して彼地を跋渉せるのみならず、深く樺太に渡りて探検をなせり。義勇送行の詩には見るべき雄篇もなかりけれど、書生は是より攘夷の禦備に西門北門の雙要なるを知り、蝦夷を開くの急切なる議論を喚起したり。時に江藤新平は、家貧なるため蘭學寮にあるを得ずして、代品方の書記たりしが、時務を策し、日本聯島の周圍に海防を設けて自ら守るは愚なり、宜しく船艦を造りて海外に發展するとゝもに、平時には貿易して富强の資をつくり、併せて蝦夷の利源を開くべし、防禦の地としてはたゞ銃砲を備へたる長崎、箱館の兩玄關あらば足ると論じゐたりき。されば此見解には義勇の東北行と意思自ら相契合する所ありしを以て、聞くものいづれも頗る人意を强うしたりき。

第六十一章　蘭米條約改正

和蘭領事の清國事變密告

長崎奉行清國の事變を知る

二月三日蘭國商館長キユルチユスより、長崎奉行へ祕密に清國の事變を告げたり。即ち清國はその英國と締結したる南京條約を遵守せず、外國人を夷狄と賤しめて廣東城内に入れざるを以て、香港總督ボーリング、領事パークスこれを憤りたりしに、長髪賊の亂の起るに及び、去年八月十日清國官吏は英國の汽船アルマ號に踏み込んで恣に其旗を奪ひたるのみならず、雇ひ入れたる支那水夫をも賊徒の嫌疑ありとて捕縛し、且つ同汽船は登錄の有效期限を了れるものなりとて英船の主張を拒絕したり。よりてパークスは總督ボーリング、水師提督セームールに之を移牒し、水夫の返還方につきて廣東府總督に要求する切なるものあれども、期を過ぐるも依然清國は回答せざりしを以て、セームールは其兵を上陸せしめて砲臺を占領し、且つ

國際に關する和蘭領事の勸告

英米露三國に對する條約

大砲を釘附にしたり。然るに清國にありては猶返答せざりしかば、バラコータ艦は、此上返答なきに於ては廣東を燒き拂ふべしと申し送り、猶取合はざるに及んで遂に大砲數彈を發射して城壁を破壞し、提督は其裂口より城內に乘り入りたり。されど城內は既に空虛にて、隻兵の影をも認めざりしを以て、更に官舍を砲擊するに至り、而も清國の依然頑として屈せざるに及んで、遂に廣東府內を砲擊燒き拂ひたりき(總督ホーリングの長崎に來らざるは此事の起りたるに因る)。斯くて此報告をなせるキユルシユスは、更に一書を提出せり、左の如し。

(上略)此度の一件は唐國奉行職之不明より事起り、英人理不盡の致方に無レ之、多分今度は唐國より和議を乞ひ、英人の本意相立可レ申と廣東の居民風聞致候由書載有レ之候。扨日本も亞墨利加之御條約相濟、下田、箱館御開に相成、交易は未だ御免相成不レ申候得共、金銀を以て品物相調、或は品替、又は官吏之滯在も御免有レ之候得ば、先づ交易願之通相開候共申者に有レ之候。又英國へ御條約相濟み、是は下田、箱館、長崎三箇處御免に相成、下田、箱館は亞墨利加と相變候事も無レ之、然るに長崎にては內港へ入帆不レ相成、高鉾島

四箇國と條約を締結せる上は宜く從來の國法を改むべし

へ碇泊可致、端舟を以て乘上、竝上陸不相成、其外廉々些細の御規定、右樣有之候ては、英人にて條約取結候詮は無之候。又魯西亞とも御條約相濟候、三箇處御免に相成候、長崎にて外國異人へ御免許の通御所置可有之由、然處魯西亞船長長崎渡來之節は、御所置魯人至極不服之由承知仕候、尤沈沒のディヤナ船下田にての御所置、竝難民御救助之次第は至極感服之由承申候。右三箇國は世界中之最大國殊に御隣國にて、味方に有之候はば無二の後楯に可相成、敵に取候ては至極之大患に可有之間、別て御懇情御施候は御安全之御良策に可有之。右三箇國の外、佛朗西の御條約可相濟事も近々可有之、然者世界中之强國と唱候四箇國に不殘御條約相濟候間、是迄之御國法御變革相成、世界普通之法に御改に相成度、さも無之、是迄之御法にては諸國にて承服不仕、正法之國と相唱不申候。尤未條約不相濟國國も、箱館に於て病院御手當成候分は西洋人情に相叶、至極御良善之御所置と可申候。元來日本は世界東方諸國の內一箇富饒之强國、其人民英才有て唐國抔の及所に非ず、但東國人民者自分を尊み他を卑むの癖ありと

自尊他卑の風を去るべし

西洋人評判仕候。拙者久敷日本に罷在聞見仕候に、其說に相違無之、日本も其癖相見え申候、折々外國船渡來之節、右船へ被遣候書翰之內、御文言等心付候分は可申上旨にて爲御見相成候處、兎角御命令相成候樣の御文言有之、御賴と申文言は曾て見受不申候。御國內限りの義は兎角可申上樣無之候得共、外國人へ之御文言を御改に相成候樣有之度、和蘭人は年久敷渡來、御國風も粗辨候間、左樣には存不申候得共、外異國人は至極不悅義に御座候。斯申上候迚、日本にては他を卑め候と申上候には無之候得共、外國人の思處、我も人彼も人と申事其本意に候へば、御書翰、御文言を始め、御應對其外一體自他尊卑無之樣之御所置御肝要に奉存候。一旦御取結に相成候ては御大切之義に候間、御粗略不相成樣、能々御勘辨相成度奉存候。元來條約之趣意は只親睦を旨と致候義にて、紙上は細事書載候義難相成、萬事些細之事は可相成丈御沙汰不被成候て可然向々御糺之上、可成程は狹く相成候樣の御所置は不可然、只親睦の所を以て御心掛に相成、萬事廣く相成候樣、緩々御沙汰可然奉存候。既に和蘭ファビュス下田、箱館一見

許可すべきは速に許可すべし

として罷越、下田に滯在の亞墨利加官吏へ面談仕候處、日本は兎角小事に拘り、些細の義申立候て、返答埒明不申、無益の小事のみ申聞、實に煩敷候間、亞墨利加政府へ申立、別段可及談判など噂致候由、右樣の事にては漸々可及混雜候間、得と御思惟相成度、尙渡來之外國船申立候廉有之節は、可相成丈け速に御返答相成度遲々候儀は外國の風儀に相叶不申候間、是又御含に相成度、御免許可相成程の儀は速に御免に相成候方可然、始御免許難成旨御申聞に相成候儀も强て申上候得者被差許候樣にては、强て乞候へば何事も被差許候樣に心得可申、實に御免許可相成程の儀は速に被差許候得ば、御國體も相立可申、强て乞に任せ候はば御免許の名も薄く、御國威も相減じ、却て申乞者の國威相增可申候。兎角兵端は小事より起候ものにて、此度唐國の弊も右等の事より起候、自分の弱を不知は智と難申、御國にても能々御勘辨有之度。尤御國は唐國程弱く候と申すには無之候得共、久敷太平打續き、歐羅巴程軍事に御馴不被成、唐國は地面連續仕候得共、御國は四方海岸にて、一度兵端を開候ては至極御大切に可及候間、能々御勘

鎖國を開國に導くには外人の窺知し得ざる困難あり

辨相成度、唐國之一件只外國之事と御聞捨無之、事情得と御賢察、御所置御座候樣仕度旨、甲比丹申出候。

幕府はその世界交通の大勢に迫らるゝをよく熟知したりしが、唯國民の開國を嫌ふ甚しきものありしを以て、鎖國法を存しつゝ、名を避けて實を許すの權宜策に出でしなり。されば端なく進退に據を失ひ、此書面の末に謂へる『始めは許し難しといひ、强て請へば許す。』の苦境に陷りたるは、固より其所たらざるべからず。而して『速に許さば國體も立ち、强請に任さば國威減ず。』とは、極めて見易き條理なれど、何分從來鎖國に安んじたりし民心とて、之を開國に轉換せしむるには容易ならぬ苦痛の存するあり、到底工商にて成り立てる西洋人の思量に及ばざる大困難たらざるべからざるなり。蓋し民心の好まぬ貿易を强ふるは、啻に內亂を引き起すのみならず、外國の好みに徇へて自ら禍を招致するの危險あればなり。故に癸丑甲寅、政府は外國に向つて、鎖國の俄に開國に變じ難き情實を明言し、內亂を起さぬ程度より國際を始むべきを主張し、而も猶聽かれずんば、直に砲火に訴ふるを辭せ

ぬ態度に出づべかりしなり。然るに江戶の防備は此上なき怠慢裡に放置せられたりしことゝて、談判後米艦に長崎囘航を嚴命する權威なく、之に屈從するの已むなきに至り、幕府は啻にこれによりて失威の端をなしたるのみならず、公が藩力を傾倒ありし長崎警備をも半ば以上詮なきに歸せしめたりき。是れ蓋し外國が强請に繼ぐに强請を以てして、國家の體面を毀損したる始めなり。

此書面にある國體の原語は何なるにか、意味は貴國の體面といふ程のことなるべし。由來國體てふ語は外勢の壓迫し來るに從うて頻りに唱へられ、京都の如きその唱道最も盛なりきと雖も、その意味は明白を缺きて、多く日本神國の夷狄を近づけぬものなるを說く如き場合に用ゐらる(今は一系の皇統を戴く國體の義となれり)、又此書面に『東國人民は自尊他卑の癖あり。』といへる習癖は、原來支那より傳染したる習風にして、決して我固有の國民性にあらず。彼大陸は古來天下の帝王を以て自ら居り、他と對等の交際をなさゞるより、臣と稱せざる國を夷狄として禽獸視したり。されば日本の如きも、遣唐使廢れ

自尊他卑は當時に於ける國體論者の通癖なり

てよりは朝廷の體面を重んじ、彼國が對等の國交を斥けたるを以て彼と絶ち、唯僧侶商賈の私交あるよりして其の取締を武家に委ねられたるまでなり。かくて幕府の外交に當るに至るや、爾來京都亦政治より隱退せらるゝ事となり、乃ち歷年の久しきまゝに、幕府當事者は支那の自尊他卑、夷狄禽獸の習風にかぶれて、外國と對等の交はりをなすは天皇の尊嚴を瀆すものなるが如く思ひ倣し、遂に儒學者之を唱へ國學者之に雷同して、是を國體の基本なりと誤解するに至りしなり。故を以て幕府の外交に屈從せしより、國體の語は頻りに濫唱濫用せられ、儒學國學の處士浪人等は、盛に之を口にして政治より隱退したる縉紳家を唆動しつゝ、夷狄を攘うて國體を全うするの論を增長したりき。されば此書面の、東洋人には自尊他卑の癖ありの言は、幕府の外交辭令を規切したるものなるとゝもに、亦朝紳の以て規箴とすべきところたらずんばあらざるなり。さりながら當時の政治は何も祕密にて、就中外交は尤も機密に取り扱はれたれば、此書面の如きも朝廷には逐致せられざりしならんべく、又縱し內々公卿等の之を知ることありたりとて、

彼等の以て攘夷論者に改悟を促すべきは覺束なき限りなり。

海軍創設、陸軍改良の計畫

再び傳習生を長崎に派す

是年正月の末、去暮引き拂ひたる長崎傳習生の中、池尻勘大夫、宮地平大夫、石井茂左衞門、岡鹿之助、增田左馬之進、中野助太郎、田口忠藏、秀島藤之助、澤野虎六郎、中牟田倉之助、眞木鐵太郎、及び佐野榮壽左衞門に精錬方一手を伴はしめ、再び出崎して、砲術、海軍術、造船術等を質問傳習せしむ。時に幕府には江戸に海軍操練所を設置すべきにより、三月永井玄蕃頭、矢田堀景藏等十七人は觀光丸に乘り、勝麟太郎等三十人は陸路より各歸府したりしかば、傳習取締は目附岡部駿河守代りて任に就き、尋で目附木村圖書下向せり。

二月長崎に和蘭船三艘渡來したる報あり。よりて公は二十五日より駕を命じて警備に赴かんとせられしが、一隻は幕府註文の蒸氣船、一隻は商船、一隻は去年渡來すべかりし三隻の一が洋中にて破船したるにより、其代りに回航したるものなりければ、行を止めらる。此中蒸氣船は內輪百馬力の

咸臨丸渡來す

我藩誂への蒸氣艦及その修繕器具の回送方を蘭船へ命ぜしむ

三桅船にて、今度新造せられたるもの、名をヤッパンといひて、價十萬弗なり。指揮官カッテンディイケ以下新教師乘り組みたりしが、やがて奉行所に引き渡されて、我國旗を揭げ、咸臨丸と名を改めたり。是れ實に我國より註文せる蒸氣軍艦の最始なり。かくて我藩誂への蒸氣艦の、目下本國ロットルダムにて製造中なるをも報ぜられしを以て、蘭領事官に問合せて修繕器に補足すべき品を調査し、五月奉行所へ左の願書を提出せり。

(前略)御誂之儀去秋奉願候處、御聞濟御誂被成下難有奉存候、然處、右蒸氣船幷附屬品共今以持渡不申、就而は來午年無相違持渡候樣、且修補器械之內にも別紙書載之製鐵具其外最必用之品々御座候間、是又一同持渡候樣、當秋歸帆之蘭人へ尙又被仰達被下候樣尙又奉願旨、國許ゟ申付越候。

巳五月　　御名內　聞番(久米)

(別紙)工作場諸器械之内最要之諸品、領事官ゟ申出候橫文字和辭、

第一　蒸氣鑵ストームハームル蒸氣鑵附屬一具、右既ニ日本へ輸送スル全備之モノ、

第二　蒸氣鑵之爲ニ設ル焰爐二箇用諸用品、

第三　臺場臺附ブレットロル銅鐵竿板製造器六箇、

第四　ブレットロル適用之焰爐ヲ築造スル諸品、竝鑄鐵ノボックス三箇、

第五　鐵具鍛煉火竈大裝置四具、鐵碪オーンスヘークハーク耳斤ヘールト鑽

運轉機附屬ノ輸風器等全備、

第六　木材鋸斷裝置スレーデ、及運轉機附屬全備、長八「エル」厚サ一「エル」ノ

幹ヲ角材、及ビ板材ニ鋸斷スルニ適スルモノ、

第七　蒸氣鑵附屬全備ノ蒸氣機械一具、或二具、

右「ブレットロル」輸風器、及木材鋸斷機ヲ運用スルニ適スルモノ、竝後

ニ裝置スル囘轉錐六箇、及鉋盤六箇ノ用ニ供ス、

第八　最大砥石一具、運轉機附屬、

煉鐵蒸汽裝置、

銅鐵竿板製機一揃、

木材鋸斷裝置一揃、

是れ後に長崎奉行所に獻納したる製鐵器械なりとす。

公船員の階級を比擬す

是月七日鍋島志摩、船奉行久米、横尾より調査したる船手の仕組書を封書にて公に差し上ぐ。其後公の草起して、蒸氣船乘組の階級は斯くもあるべきやと内密に横尾に示されし階級の比擬は、船將を船方頭人、次官の指揮役を相談人、士官一等を手明鑓頭船奉行、二等を小組頭、三等を平士に準じたるものにて、尙機關方の各等には佐野榮壽左衞門其他精錬方一手を用ゐ、水夫頭一等水夫は御船頭、二三等水夫火焚大工帆縫は役者、兵卒は足輕と差等せられてありきとなん。

伊神兩砲臺初度の調練

去年伊神兩島砲臺の完成するや、爾後春秋兩度に實彈發射の調練を行ふべく規定ありしが、四月その初度の調練を行はんと、本島藤大夫出崎して六日擧行のことに定め、奉行所に屆け出でて、當日に於ける船舶の往來を停めしめしが、秀島大七亦往いて調練の合圖の打方、裝藥の分量等を定め、板木を打たば砲手、士兵總て出張すべしと約束を定めたり。かゝる所に佐嘉より、裝藥の猛烈に過ぐるより、我鑄造の大砲三十六磅二門品川臺場にて破裂したる由の報知到達したりとて、急便にて告げ來りしかば、よりて初め定めた

る彈藥の三分一を四分一に減じて調練するに決したり。かくて其日崎雲山上より號砲二發の發射あるや、伊王島兩岬より砲射を始めて、一本松にて打ち終へ、次で四郎島下層の西に移して、山上より兜崎までに射終へしが、其後著發彈の射的をなし、四郎島山上の百五十磅砲二門、小島の八十磅砲二門よりガンダイ島へ十二彈を發射せしに、いづれも的中したりき。

手銃製造方

國産方を廢して民業殖産の奬勵を各代官に任す

佐嘉には諸組の侍、手明鑓に對し、今度その長崎にて傳習せる新式銃陣を演覽あるべき旨、六月に仰せ出されしを以て、是等諸組のものは其傳習に忙はしかりき。時に是まで軍用のドンドル銃(雷管發火式)を武具方にて製作しつつ燧銃に換へたりしが、是年より築地の反射爐を毀ちて元の大砲鑄造場を改繕し、こゝに西洋式の機械を裝置して水輪を仕掛けて運轉し、以て盛に該銃を製造して諸組に渡さしめたり。是卽ち手銃製造方と名づけらるゝものにして、燧銃は此に全くその終を告げたるなりき。又三月より國産方を廢し、凡て民業殖産の勸奬は之を各代官に寄せて、其町鄕の利害を酌量して厲行するに任ぜり。斯くて備立役丹羽久左衞門に藏方頭人を兼帶せしめ、

松永五左衛門を擢んでて藏方頭人となし、六月より小物成の物産を調査し、是まで運上銀を納めざる物件には新に其課率を定め、新地方を小物成所に寄せ、白石三郷より內庫收入に引繼いたる地を御側所納地と稱し、新地方附役福岡助太郎に其代官を兼帶せしむ。時に執政鍋島安房、及び請役相談役藏方頭人は、是まで白石三郷の內外兩端に分れて諸般不統一なるに注意を加へず、徒に手數を繁くして村民の困難を拋弃せしめたりとて、目附より議察彈劾せられたりしかば、八月吟味の行き屆かざる責を引いて用捨（謹愼）を申し込みたれど、公は之を却下して以後を戒めらる。蓋し公の製艦費富殖の方を講ぜしめられしより、財利に慣れざることゝて政府は稍不安を感ずるに至り、よりてかく執政の位置を動搖せしめ初めたるなり。

內使を薩摩に遣はす、參府延引

さても公の盡瘁の結果、長崎臺場は去年に、品川備砲は今年に各、完成したりしが、陸海軍の傳習亦終了して、今は汽艦の蘭國より回航し來るを待つの

公參府期を引き上ぐ

みとなれり。されば公は海軍の設備乃至造船製鐵業を起すに益〻多忙なりきと雖も、その志業の大體は既に緒に就きたるものと謂はざるべからず。而して此事たる、癸丑の變以來の內戰外和の準備より起りたるが如くなれど、實は豫定の行動にして、二十年前より公と薩摩齊彬侯との間にその贊談は協熟し、阿部閣老亦大に贊成したりしなりき。されば唯一時俗論に阻止せられて見合はすの巳むなきに至りたりとはいへ、米艦の渡來はその好機となり、乃ちこゝにその遂行を見るに至りたるなり。かくて爾來四年の星霜を移しつゝ、漸次舊慣の障礙を排して進みたりしに、歐洲戰爭は急速の改革を促さしめて益〻我の猶豫するを許さゞるものありしかば、今や遂に彼岸に到達するを得るに至りたりき。されど是より世界の文明知識を導いて國威宣揚を圖るの施設には頗る多端なるものあり、しかも內地人民の偸安を排し、恐怖を鎭めて、寧靜に遠略を致すの度量ある者は、決して多からざりしかば、阿閣、薩侯兩者の此際鳩首贊談して協諧を遂ぐべき事は多々ありたるべく、されぱにや、是夏公も本年の參府は一箇月引き上げて九月中旬より

發途せんと願ひ、許可を得るに及んで、隨行員を命じ行裝を治めしむる等、その支度に忙殺せられたり。

公薩侯に内使を送る

公は、薩摩齊彬侯の世子として在府ありし當時は、之と膠漆の如く親交せられしが、弘化の蘭國使節渡來にて時勢の急を告ぐると共に、參商と隔離し、更に侯の襲封後は參府期違ひとなりて面會の期なく成り行かれたり。由來在國大名の相往來して使者を交換するは、政府の好まざる事たりしが、德川氏に至りては更に其猜防を嚴にし、姻親と雖も公式の慶弔以外に使を遣はす事なからしめたり。然るに公は是年珍しくも薩摩に內使を遣はされたりき。是より先き中村奇輔は、石黑、田中等と蒸氣電氣の機械製造を精錬方にて研究利用せんと試みたりしが、甲寅年和蘭國王より幕府にテルガラフ通信器械を獻ずるや、彼等は其西洋最新の發明にて、英國を始め、各國みな之を施設し、針金を以て遠隔の地へ瞬時に通信するを得る利器なることを勸告したるを以て、是を聞かれし公は、政治に軍事に必要の利器なりと信じ、乃ち精錬方に命じてその製造を試みしめられき。されば六月公は近侍長

公電信機を齊彬侯に贈る

千住大之助に內書を齎らすべく命ぜらるゝとゝもに、電信機製作に成功せる佐野榮壽左衞門、中村奇輔にも同道鹿兒島に赴くべく仰出ありて、中旬より途に上らしめられたり。蓋し內書及び使命の委細は、其傳を逸せるを以て知る能はざるも、表面製造に成功したる電信機を侯に贈らむとせられしにて、佐野、中村は其說明を爲すために派遣せられたるなり。かくてこれを受けたる齊彬侯は大に悅び、厚く千住、佐野等を引接するとゝもに、電信機について中村に委しく質問し、鹿兒島に設けたる西洋工事の製作場をも觀しめて種々の質問をなしたりしに、中村はその機巧と能辯とを以て詳細に應答說明をなしたりしを以て、侯は席の進むをも覺えざる程に傾聽したり。かくて遂に中村は平生の持論を發揮し、總て機械は之を發明するまでが難事なれど、既に成りて圖說に著はされたる以上は、資本だにあらば容易に製造し得るものなりと斷言したりしを以て、侯及び在席の者はみな其豪膽に畏敬したりといふ。

阿部閣老薨す

江戶には閣老阿部伊勢守閏五月初旬より重病にて出仕せず、本月遂に危

阿閣の死と外間の臆説

篤に陷りて、十七日三十九歳にて卒せり。然るに佐嘉、鹿兒島間は、距離七十餘里なれど、地勢嶮惡の處多きため常行には八九日を要したりしを以て、千住等が薩摩侯に謁したる比までは未だ凶報に接せざりき。尤もその既に危篤なる報は到達しゐたりしを以て、侯はこれを語り、幕府に勢州を失はゞ、外務は堀田閣老が斷ずることゝなるべし、彼は外國通なれど、勢州の如き政治の才なく、開港の名目の下に苟且の無事を貪りて軍備を怠るべければ、水戸、越前等の一派の反抗を惹起せんこと眼前にあり、今や國家大事の際なるに、勢州の斯かる重態なるは嘆息の至りなりと深憂し、ために折角の內使も初意に違ひたる結果となりて、參府延引の已むなきに至りたり。斯て七月初旬千住等の使命を果して歸り來るや、勢州卒去の凶報は既に佐嘉に到達しゐたりしが、外間には勢州の死を目して、外國事務の困難なるに堪へざるより、酒色を放恣にして胃腸を傷り、以て自ら死を招けるなりなどといひ、此頃流行せる伊豫節といふ俚歌も、鎌倉御所に莊屋の娘が酌に出でて戀愛せらるゝ事を唄ひて阿閣の死を諷せり。されば江藤新平亦之を漢詩に譯し

公参府を猶豫す

て、其引に阿部勢州を刺り、勢州柳營の老となり、夷狄外に警め、中國内に弊へ、天子震怒し、義士切歯するを顧みず、歡樂を事として長夜の宴をなす、故に詩人之を刺るといへり。蓋し是れ必ずしも然るにあらざれど、慷慨の士は之を酒間に唄うて、京都の縉紳間に憤論を挑起したりしにて、其死の肥薩兩雄を失望せしめて、參府を猶豫するに至らしめし事は、世に知る者なし。

かくて勢州の訃報を得たる後は、公はさきに急がれたる參府の支度を止められ、九月に至り幕府へ使者奉札を以て、「當秋の參勤は曩に願濟の如く當月中旬に發途すべき處、持病の疝癪起れる上、近日に至りて痔疾を發し、ために長途の旅行に堪へざるを以て時日を遷延すべし、療養を加へて少しにても輕快に赴かば推しても發足すべし。」と屆け出で、是よりは表面格式の事には一切遠慮し、學校狩獵等には忍びの姿にて莅む等にて、遂に本年の參府はなかりき。而して薩摩侯も亦來春の參府を遷延し、やがて在國中に薨ずる至りたりしが、此參府延引は必ずしも偶然の事のみとて看過すべきにあらず、亦深き故ありしことなるべし。

飛雲丸買入れ、晨風丸製造

蒸氣軍艦に船腹の多き帆船を附して艦隊を編成するは、當時西洋の通法たり。而も風帆の操縦は船の運用に最も熟練を要する技術たれば、一昨年蘭商より帆船一隻を買ひ入れてその練習に充てむとせり。然るに同船は都合ありて一旦歸航したりしに、海上にて沈沒するの不幸に會したりしを以て、今度其代りとして小形のスクーネル船に以前の船長等乘り組みて渡來したりしかば、其意を甲比丹より漏れ聞ける通詞岩瀨孫七郎、檜林榮左衞門は之を長崎聞役に通じ、よりて同聞役は更に之を内廷に申し越したり。

公蘭船買入を決す

然るに其は恰も船手改革仕組の封書を上聞したる五月の事なりしを以て、公は直に其船の良否價値を檢査せさせて買入方を奉行所に願はしめられたりき。又去年奉行所は長崎の大波止に造船會所を假設し、蘭人教師の指揮の下に、長崎の舟大工等をしてコットル型の船を製造せしめたりしかば、之を聞かれたる公は、その教師を雇うて深堀の船渠にて同型の船を造らせ、併

せて我舟大工にも其術を習熟せさせんと企てられしが、大波止の工事は是秋には竣工するを以て、其跡を借り受くることゝせられたり。

海軍取調は備立方に於て永田諸嶺、横尾次郎右衛門等これに當り、横尾は船奉行をも兼ねたりしが、八月に至り一方の船奉行久米次左衛門を長崎聞役となして鍋島新左衛門に代らしむ。かくて九月の末に至り、聞役久米よりスクーネル船買入願の許可せらるべき通告ありしを以て、清水新左衛門出崎、價を拂ひて船を受け取る約定をなしたりしが、十月朔横尾出崎し、佐野榮壽左衛門と相談して船受取の手續を定めしかば、聞役久米は下り付『にうし』に黒の麻綱を總束して下げ、以て飾りとしたるもの六挺立に乘り、御屋代三人を從へて該船に上り、船會所役人より之を受け取りたりき。かくて船奉行横尾は佐野と都合心遣となり、池尻勘大夫、増田孫作、澤野虎六郎、原元一郎、秀島藤之助、眞木鐵太郎、中牟田倉之助、小部松五郎、石黒寛次と共に八挺立二艘にて、水夫頭水夫十六人はバッテイラにて、いづれも往いて船の附屬品を見調へ、畢つてその檣には國旗を、艫には我紺と白との筋違旗章を掲げしめ

飛雲丸

たりしが、ついで盡く乘船を還して乘組人は船に留まり久米、橫尾以下は端舟にて歸邸したりき。これ卽ち飛雲丸にして、我藩に西洋型船を繋ぐは是を開始とす。二十六日乘組員は傳習方より交番に勤むることゝなしたるが、すべて海軍の規則に從はしめ、軍船なれば出陣の覺悟たるべしとて、十一箇條の心得を定め、追々教師の蘭人が法規を教授せば其旨に服從して練磨習熟すべく、當番の人は日記を明細に認めて當日の天候船艦に關する要事等は必ず記載すべく定めらる。月末橫尾、淸水は船價銀千貫目を白蠟にて拂ひ入るべく約して歸佐せり。

十一月大波止造船跡を受け受りて十一日コットル船打建初めの式を行ふ。蘭人よりは甲比丹船將以下三十餘人、我藩よりは久米、佐野、中橋賴藏、後藤又次郎、增田孫作、及び大工馬場礎吉等、總て工事にかゝる者之に臨み、ステーヘンを立て、船將佐野以下雙方より挨次に釘を打つ式を行へり。

海軍取調方を設く

かくて橫尾が佐嘉に歸れる後、海軍取調方を備立方の內に設けて御年寄、御側日附よりも其兼帶を定め、火術頭人鍋島志摩亦その掛合を命ぜられた

りしが、ついで十一月の末より別局を開き、長崎の海軍傳習事務を是局に寄せ、經費は軍事にかゝるを以て政府の銀配と爲し、乃ち左の如く達せらる。

海軍取調之義に付、別紙之通(御備立方に別局を設くるをいふ)被仰出候、就而者傳習方之義、蘭人御雇入、其外類例モ無之事柄に而、御遣料之儀凡見渡も相付兼、殊に追追蒸氣船等御取入之上は、段々御入費可相増候條、御用柄時に至御手支不相成通取計相成候樣之事。

是れを我海軍局の起りとす。斯くて傳習生の數を增すために、三十餘人の書生を選みて蘭學寮に寄宿すべく命じ、海軍取調方よりは傳習の見聞役を出さしむ。

和蘭條約追加

前年ペルリの江戸を威嚇するや、幕府は倉皇下田港を開いて士民の激昂を買へりしが、長崎は同時に魯國のプーチャチン、英國のスターリングを迎へたりしに拘らず、靜まりかへりて更に異狀あるを見ざりき。蓋しこれ士民

英國の香港占領と來崎の唐船の減少

の久しく外國人に馴れたりしにも因るべけむも、亦防備の整はりたるを憑みて、皆人易くは外國の威嚇を受けざるべきを信じたるに由らずんばあらず。されど外壓の、二百五十年來繼續し來りたる鎖國制度を破壞する以上、長崎も亦同じ運命を免るゝを得ず、卽ち是年に至り、長崎と江戸とには、迭に條約を改訂して貿易を自由ならしむべき談判は開かれたり。尤も是より先き、蘭國敎師の出島閉鎖を開放し、魯國人に稻佐を其上陸地として開放したりしは、私貿易の端を開けるものといふべきなり。天保の末上海等の五港は開港せられ、香港は英國に占領せられ、其影響として長崎に入港する唐船痛く減じて、毛布、更紗、砂糖等の日用品の輸入は乏しくなりたりと雖も、一方英佛魯の船艦は繁く出入して、石炭を積み込みしを以て、年一年と會所貿易の舊法(官の倉庫に商品を權する法)は破壞せられつゝありき。是れ卽ち世界の通例に從うて自由貿易を許すべしてふ要求の漸にして、心ある者は貿易の必要を實際より覺知するに至りき。然るに江戸の論者は、唯幕府のペルリの威嚇に屈服したるを悲憤し、下田開港を偸安と罵ると共に、外國を覬覦の野心を

外國貿易の利害得失につきて確乎たる見解あるものなし

抱くものと猜疑し、是を説くを以て勇氣志慨あるものとなしたれど、畢竟は幕府が國防を怠りて鬪志なきに因する畏怯心の作用に外ならず。されば外國貿易の利害得失に就いて、確乎たる見解あるものは殆ど之なく、只空騒ぎを爲すものゝみに止まりたるが、唯利益に鋭敏なる江戸、大阪の商賈は、早く利權の失墜せんことを覺りて、暗に其防禦の策を講じたりしを以て、從來柔輭にして大勢に暗き京攝學者等は、不知不識の間に、彼等に唆動せられて頑硬なる劇論を勃發したりき。然れども、外來の壓迫は是等の事情に管せずます〳〵度を進めしを以て、英國の形勢に動かされて從來靜穩なりし長崎の貿易も、和蘭領事キュルシウスより自由貿易の勸告を見るに至り、下田亦米國領事ハルリスの渡來する等、幕府の物議は益、高められつゝありたり。

對蘭條約の改訂

かくて長崎に於ては、奉行水野、荒尾、目附岩瀬(伊賀守)とキュルシウスとの間に條約追加の談判繼續せられ、八月に至り左の條約の締結を見たりき。

長崎箱館に於る通商許可

第一條

一 長崎、箱館の兩港に於て自後通商相許す。

船税噸銀の徴納

但箱館は此取極雙方調印の日より十箇月の後可相始事。

第二條

一　商船入津の節、積高一噸に付（日本の六石四斗に當る）銀五匁、百五拾以下は一噸に付銀一匁づつの割合を以、入津當日より二日（日本の二十四時）の中に船税可差出事。

但商船長崎へ船税差出候後、直に箱館へ廻候節は、二重に相納候に不及間、長崎出航の節、其譯荷物目録に認加可渡、箱館にて船税相納、長崎へ廻候節も同様たるべし。併外國の港等へ立寄、切手外の品積載時は、荷物目録改て差出、船税を納べし。且引船或は荷物持運等の爲、日本之小船相雇節は、兼て渡置印鑑に引合、鑑札所持の者雇入べき事。

第三條

一　難船の外は、商賣不致船にても、入港後二日を過る時は、定式の噸銀を可納事。

第四條

商船入津に際しては積荷の目錄を呈出すべし

一　商船入津の節、船號、噸數、船主、荷主名前書付、積荷物目錄、長崎にては二日の內、出島滯在の阿蘭陀館長より差出し、二日を過ぎ積荷物目錄不差出時は、二十四條の通過料可差出、箱館にては一日(日本の十二時)の內船主より奉行所へ可差出事。

但長崎にては積荷物目錄等不差出以前にても、出島水門へ持運の爲、書の內限り荷卸差支無之、箱館にては目錄差出後、其筋の日本役人立會の上荷卸致べし。尤長崎にても出入の荷物改場等取立る上は、猶談判を遂、仕法可取極事。

第五條

輸入品に對する金銀錢の支拂

一　船數竝商賣銀高共其限を立る事なし、併持渡の貨物日本人好に不應歟、或は代り品等差支る時は、交易を不遂儀も可有之事。

但持渡の品物買取置、代り品差支候節は、會所有合の外國金銀錢にて仕拂致候儀も可有之事。

第六條

一　商船持渡の品入札拂、竝相對の分共、荷物總代銀の內より三割五分可ㇾ差出、尤會所にて直組（ねぐみ）買上の品は此限にあらざる事。

但輸入輸出之荷物、其外貨物轉輸（外國より買入品を外國へ賣り出すをいふ）の租稅等、雙方談判の上追々取極迄は、本文の振合を以可ㇾ取計ㇾ事。

第七條

納載品の入札

一　商船持渡の品、荷物見分の上、會所にて商人共に入札爲ㇾ致、荷物代料は落札商人より會所に爲ㇾ納、同所に預置共、又は落札商人より代り品にて受取共無ㇾ差支ㇾ事。

但會所にて取扱分は、若し拂代銀、竝代り品等、滯る物有ㇾ之共、同所にて償ひ、阿蘭陀人に損失掛間敷、萬一相對にて取計損失相立共、會所にて不ㇾ差構、且本文商人の儀は望次第入札爲ㇾ致、人數の極なき事。

第八條

出島に於る商人の相對拂

一　商船持渡る諸貨物の內、賣殘の分、又は遣用等の內、不時入札拂申立候節は、其都度々々前箇條同樣取扱、且出島にて商人に相對拂致すも差支

無レ之といへども、右品物代料は正金にて會所へ相納べし、商人より代り品にて仕拂の儀は不ニ相成一候事。

但出島にて商人に賣渡し、荷物代銀、並に品書等、阿蘭陀館長より書面差出次第引合、其代銀會所へ皆納爲レ致、其段會所役人より證書を達する上にて荷物可レ渡事。

第九條

一出島賣込人の外、諸商人へ品物註文、又は買入方のため、出島にて直組談判等致すも差支なき事。

直取引を許す

但箱館にても本文直組談判等の場合可ニ取極置一事。

第十條

一相對拂の品物、積込たる商人より、拂代銀會所へ不ニ差出一以前に、阿蘭陀人若し荷物を渡し、又は註文品、買入品之儀に付故障出來、或は品物取隱し、持逃等致候者有レ之ば成丈雖レ可レ及ニ吟味一會所にて償之不レ及ニ沙汰一、且荷物受取渡濟之上は、其品の精粗、或は斤量丈尺等之儀に付訴訟不ニ相叶一事。

第十一條

一日本商人より阿蘭陀人買受る諸品、兼々會所より渡置銀札を以仕拂時は、同所預り銀の內にて勘定致し、右商人へは日本通用銀に引替遣し且館內其外諸雜用、又は引船賃銀等の儀も、預り銀の內にて勘定可相立事。

第十二條

貨幣換算法

一阿蘭陀人洋金銀錢を以諸貨物買入儀差支無之、且日本にて洋金銀望ある時は、交易銀高之內、割合を立て請取儀、談判次第たるべし。尤商人へは直に不相渡、會所にて可取扱事。

但金銀錢一ギユルデンに付、日本銀に直し六匁二分五厘の相場を以可仕拂事。

第十三條

軍用品は商人へ沽賣すべからず

一軍用の品は奉行所買上の外、商人へ賣渡不相成候。

但此後持渡品之內、時宜に寄り商人へ賣渡方差止候品有之節は、雙方

の役人公平に談判治定可致事。

第十四條

一　阿片は日本國禁にて、日本人へ一切相渡間敷事。

第十五條

一　金銀

右は阿蘭陀人買入候儀不相成、尤諸雜具の色繪、竝細工物等に用ひたる分は別段たるべし。此外にも停止可致品は雙方公平談判可相定事。

但日本通用貨幣は輸出不相成事。

第十六條

一　米、大麥、小麥、大豆、小豆、

一　石炭

一　美濃紙、竝半紙

一　書籍、竝地圖類

一　銅器類

會所にてのみ取引せらるべき貿易品

右は會所取引の外、商人より賣渡不ㇾ相成、尤市中にて見當り、又は賣込人より當用丈買入分は差支なしといへども、若し法度の書籍圖面等有ㇾ之候節は可ㇾ差出ㇾ事。

第十七條

銅武具類の輸出禁止

一　銅
一　刀劍類、同斷附屬の小道具類
一　甲冑、弓、鐵砲、馬具、其他之武器類
一　大和錦
右は商人より賣渡方不ㇾ相成、尤日本政府より誂物代料の内へ割合、其時々談判の上、相場を以相渡儀も可ㇾ有ㇾ之、且右同斷の振合にて可ㇾ然品は、尙其時に臨み、雙方公平に談判相定べき事。

第十八條

一　日本人より賣渡候品、何品に不ㇾ限日本時相場を以可ㇾ相渡ㇾ事。
但年々兇荒に寄り、食料、竝蠟燭、紙類、一時渡方差止候儀も可ㇾ有ㇾ之事。

抜荷に關する處置

第十九條

一 商船渡來中船切手、長崎にては阿蘭陀館長預置、箱館にては奉行所へ差出爲ㇾ置、且長崎、箱館の兩港共、拔荷取締之爲、晝夜見守船可ㇾ差出、尤船數多少は其時の都合に寄り定なしといへども、阿蘭陀より入費差出に不ㇾ及事。

第二十條

一 商船持渡候荷物揚場まで持運のため、日本の小船相對にて雇入節、右船中にて若し紛失品、其外故障筋出來せば、可ㇾ成丈吟味に及ぶといへども、會所にて不ㇾ償候事。

第二十一條

一 商船入津の節、積荷高相違候書付差出に於ては、阿蘭陀館長にて引受取扱、船主より過料として洋銀五百枚、會所へ可ㇾ差出事。

第二十二條

一、箱館著船の上、一日同上之內に積荷總荷目錄不ㇾ差出ば、過料として一日相

延る毎に洋銀五十づゝ會所へ相納、尤二百枚を限とすべし。若し自儘に荷卸等致すもの有之に於ては、其荷物取上の上、船主より過料として洋銀五百枚可相納事。

密輸入の過料

第二十三條

一　阿蘭陀商船の積荷、自國他國の無差別、港內に於て外國へ運ひ移す儀不相成、若し無餘儀事情あらば、前以其段阿蘭陀館長又は船主より申立、品書差出、日本役人立會改の上にて可取計、萬一勝手に積替る者あらば、其荷物會所へ可取上事。

第二十四條

密賣買に對する處分

一　開きたる港において萬一拔荷密賣買等致すにおいては、日本人は日本國法を以處置し、阿蘭陀人は其荷物不殘會所へ取上べし。尤約に背き外海岸へ船を寄せ密賣買致すものは、船荷物とも取上べし、右は阿蘭陀館長にて引受取計、聊以故障申立間敷事。

第二十五條

一　奉行所の達なくして、日本人船中へ差置間敷、若し私に相越ものあらば召捕日本役人へ可二引渡一事。

第二十六條

一　商船向々への仕拂方不レ濟内は、阿蘭陀館長にて出帆不レ爲レ致候事。

但箱館にては阿蘭陀人買調たる品物の代り品、又は代料納濟以前に、買受荷物不レ殘船積致儀不二相成一事。

第二十七條

一　出島表門出入の品物、奉行所の許なき歟、又は出入所書付相違あるに於ては、其品不レ殘會所へ可二取上一事。

第二十八條

一　商館出入の者へ、阿蘭陀人より自用の品相贈候節、阿蘭陀館長の印紙なくして、門外へ出さゞる事。

第二十九條

一　日本の條約取結たる國々の船渡來の節、船中竝出島にて、阿蘭陀人之

往來交會差支なしといへども、入津の上、檢使乘組相糺し、何國の船たる儀達するまでは通路致間敷事。

第三十條

一　寺社の外は、臺場、諸役所、竝圍ひ、又は門ある所、其外家屋內へは、招にあらずして立入ざる事。

但滯在の阿蘭陀館長差掛たる用事ある時、奉行所に至るは此限にあらざる事。

第三十一條

一　寺社、市店、休息所に至りし時、謝儀、竝市店にて求むる當用の品代銀、又は渡船場の賃錢は、日本銀札を以可拂事

第三十二條

遊步區域

一　遊步の地、長崎にては圖面を以其境を定む、箱館にては五里を以限とす、若し誤りて之を越る時は、其地の者制止次第速に立戾るべし。萬一制止を不用者は、身分の高下に不拘取押、阿蘭陀館長へ可引渡事。

基督教式の埋葬を許す

第三十三條

一 阿蘭陀人其館內、竝定めたる埋葬所に於て、其國の宗法を修むるには障なき事。

第三十四條

一 阿蘭陀政府より日本政府へ書翰差越節は、詰合の阿蘭陀館長、又は渡來の船將より長崎奉行へ差出し、奉行居合ざる節は、詰合の高官代て取計、右返翰有之節も同様たるべし。尤阿蘭陀國王より、若し書翰被差贈事ありとも、右の通可取扱事。

第三十五條

一 阿蘭陀人日本語又は日本の諸技學び度者有之時は、阿蘭陀館長より其段申立次第、奉行所にて其人物を選み、晝の內を限り館內へ可差遣事。

第三十六條

一 渡來せし外國人の內、萬一鬪爭等の事ありとも、日本人關係不致事。

第三十七條

一　阿蘭陀日本雙方の人民口論訴訟等は勿論、萬一打擲傷害等に及び、又は盜賊火付等の事あらば、雙方の役人取計、聊以兩國懇篤の交に障あるべからざる事。

第三十八條

一　商賣筋は勿論、諸取扱向共、阿蘭陀館長不₂居合₁時は、其次官のもの引受取計べき事。

第三十九條

一　外國政府と取極る規格は、阿蘭陀人へも同樣差許すべし、尤其地々々の法度に從ふべき事。

第四十條

一　條約中の儀は勿論、此書面に改め₂載せ₁ざる事は、都て舊制に習ふべし、箱館之儀も、凡此書面條々の振合に准じ取計、此後若し₂不₁レ得₂已増減する廉もあらば、雙方熟談の上可₂取極₁事。

右は條約追加として互に名判致し、聊相違致間敷、尤從₂今十二箇月の內に

書取替すべきものなり。

安政四丁巳年八月二十九日

水野筑後守　花押
荒尾石見守　花押
岩瀬伊賀守　花押

會所貿易の私貿易に變する端

第六條の『入札拂竝相對』とある入札は、第七條の『會所にて商人共に入札爲致』とある入札にして、會所貿易の荷捌き法なり。相對は第八條の『出島にて商人に相對拂致すも差支なし』とある相對と同じく、今度許したる私貿易の端なりとす。されば『代料は正金にて會所へ相納べし、商人より代り品に仕拂ふ義は相成らず。』とありて、猶物品交換の自由は許さゞれど、商人相對の直組談判を許したれば、既に自由の限界に入れるなり。是れ即ち日本に於て古來の會所貿易の打破せられて私貿易となりたる最始なり。而も其嚆矢の長崎の蘭國通商より放たれたりしため、京攝の商賈の利權を失うて陰に媢嫉しゐたりしは、猶開鎖を論ぜるの士の知るところにあらざりき。

米國領事登營し、且堀田閣老に會見す

米國領事ハルリスは、四月中旬より下田を出で、江戸に到りて談判を爲さんと要求したりしかば、幕府は九段坂下元の蕃書取調所をその旅館にあて、井上信濃守、岩瀬肥後守にその全權委員を命ぜり。然るにハルリスは、初めより將軍に謁見して大統領の國書を呈すべしと固執して聽かず、阿部閣老の病氣にて卒去するや、更に之を堀田閣老に迫れり。無論是は國交の通禮にして、その要求たる當然のものなるは明白なりと雖も、我國は已に深く支那自大の氣習に浸染し、鎖國後は外交の應答を長崎奉行の職務となし、癸丑ペルリ提督との應對の如きも、閣老は直談をなさゞりし程なるを以て、今日にして外國人の柳營に登城して將軍に會見せんてふ要求は、當局者の大に當惑するところならざるべからず、よりて其返答に荏苒一年を過して、その處置に苦心しつゝありたるなりき。されど斯くてあるべき事ならねば、堀田閣老は斷然決心する所あり、八月十一日京都所司代脇坂中務大輔安宅を

ハルリス登營將軍に謁す

老中に、酒井若狹守忠義（若州小濱侯）を所司代に任じ、次で二十八日左の通り達するに至れり。

豆州下田表在留之亞墨利加官吏儀、國書持參江戸參上之儀相願候處、右は寛永以前英吉利人等度々御目見被仰付候先蹤も有之、且、條約爲取替候國國使節は、都府へ罷越候儀萬國普通常例之趣に付、近々當地へ被召寄、登城拜禮仰付との御沙汰に候、此段爲心得相達候。

かくて是日ハルリスは、登城、家定將軍に謁見して國書を捧呈したりしが、將軍は病身とて是まで閣老にすら面談するを厭ひたりしかば、黄髮碧眼の西洋人の、椅子に憑りてこの病將軍に謁見したるは、亦江戸貴賤の耳目を驚かしたりき。而して其翌日に長崎に於て蘭國條約の調印を見たるは、大に注意を要することゝいふべし。

時に公は數次長崎にて蘭人に接せられしを以て、前年和蘭使節艦渡來の際には、自ら求めて其艦に到り、葡萄の美酒を夜光の杯に汲んで交懽せられたりしが、一般諸大名は外交に慣れざるを以て、米國官吏ハルリスの登城に

諸侯ハルリスの登營に慊らず

對して不快の感を抱くもの極めて多かりき。されば外國嫌ひの水戸老侯の如きは、堀田が外交を專斷するに及んでは出仕を止めて事に與からず、米國官吏の登城謁見は將軍家にかゝる重大事なるを以て、堀田閣老の川路聖謨、永井尙忠を水戸邸に遣はし、老侯にその已むを得ざる事情あるを告げて承諾を得んとするや、遂に要領ある答辯を與へずして兩人を空しく退出せしめたり、或はいふ、老侯は備中、伊賀（松平忠優）を切腹せさせ、ハルリスの首を刎ねよと言へりと。水戸老侯にしてかくの如し、乃ち其他局外にありて攘夷を主張する諸侯の、之を聞いて憤慨せざるはなきは勿論にして、從つて諸藩士は腕を扼して激昂し、攘夷の氣焰は是がために亢奮したり。かくて幕議の鎖攘を危險として開國に決すると共に、ために舊章破綻權威失墜するを憂愼する大奥始めの俗論を慰藉せざるべからざるを以て、九月に至り幕府はさきに水越福山等に忌み嫌はれて退職したる松平伊賀守を老中となしたりしかば、開國俗論の二派は合流して苟安無爲を謀り、ために改革儉約を忌み嫌ふ者を頻出したりしを以て、一方の硬論者は甚しく之を指彈し、玆に開

堀田閣老ハルリスと會見す

鎖の軋轢を見るに至りたり。

然るに月を踰えたる十二月二十六日に至り、堀田閣老は蘭人ヒユースケンを通譯となして(ヒユースケンは萬延元年古川端にて殺さる)官邸にハルリスと會見したりしに、ハルリスは侃々世界の大勢を說きて我日本を導くに力めたりき。當時外國人と直接談判するに堪へたる閣老としては、堀田侯一人なりしを以て、時人はさすがは蘭癖といはるゝ佐倉侯なりといへり(會話筆記は次條に記す)。備後井上、岩瀨は談判を累ねて條約案を起草せしが、ハルリスの條約の期限を定めんといふに及び、委員は、事體甚だ重大なるを以て、京都に奏聞し諸侯に諮問したる後調印すべく、よりて其時月を假すべしと求めたりしに、ハルリス聞いて、さらば將軍は眞の君主にあらざる歟と反問したりしかば、委員は大に當惑し、否將軍は政治の全權を握れり、されば勅裁の有無に關係することはなけれど、唯事柄上手數を運ぶ要あるなりとて一時を糊塗したりとなん。かくてハルリスは一旦下田に歸りたり。

十二月六日堀田閣老は萬石以上の諸大名に對し、公文に米領事との會話

筆記を添へて、近來の世界狀勢の變化によりて外國と條約を結ぶの餘儀なき事情を達し、以て各自の之に對する意見を徵したりしが、又京都に對しては、所司代酒井若狹守忠義をして、日米條約改修の結果、神奈川、下田、長崎、兵庫、新潟五港の開港を承諾したる旨傳奏によりて奏聞せしめしに、朝廷よりは京畿に外國人を近づけしむべからずとの御沙汰ありしを以て、堀田は更に儒者林大學頭、目附津田半三郎二人を上京せしめ、這次の開港は寛永以前の例に依り、外國に通商を許し、異人を江戶に來らしむるに過ぎざる事と、方今海外の事情とを、傳奏坊城總長卿によりて具さに奏上せしめたり。

將軍諸侯に米國條約改正の意見を諮問す

對米條約改正につきて諸侯の意見を徵す

江戶には是月二十九日に至り、將軍の面前に於て諸大名に米國條約改正に對する意見を徵す、尤も在國の面々には米國使節の申立、竝にその堀田閣老との對話書の寫を交附し、以て腹藏なき意見を具申せしめたり。　米國使

堀閣ハルリスの會談の筆記

節の中立なるものは、(一)各國公使を江戶に駐在させ、(二)下田、箱館の外に大阪、長崎、平戶、京都、江戶品川、其他西北海岸の二港を開き、(三)自由互市を許し、(四)通貨の交換、(五)領事裁判、(六)外國人遊步の規定、(七)外國人の信敎自由等を認容すべしといふにあり。而して堀田閣老のハルリスとの會話筆記は頗る長文のものなれど、要意を擧ぐれば左の如し。

御國に於て外國と條約結約は亞墨利加合衆國との條約始めての儀にて、大統領も他國と違ひ親友と思へり。合衆國政府は他國の所領を得るを禁ず、他より合衆國に加はらんと願ふとも、遠隔の處は都て斷れり、又一里たりとも、干戈を以て、我國に入れたる事決して之なし。五十年來西洋は種々に變化し、蒸氣船、電信機等種々の發明ありて、遠隔の國も近くなり、カリフォルニヤより十八日にて日本に達するを得。諸國の交易も愈盛になりて西洋諸國は富を致し、電信機にて通信速になり、江戶よりワシントンまで一時間に應答するを得、西洋にては、世界中一族になしたき心得にて、外交を結ばざる國は其障りなる故に取除かんとす、何れの政府も一

外交に關する二要求

英國日本を覬覦せり

支那の戰敗せる所以

統を拒むものはあるまじきなり。

右の一統について二の願あり、其一はミニストル(一にアゲント)を都下に置くこと、其二は諸國人勝手に貿易をなすこと、此二條は亞墨利加に限らず諸國の懸望なり。日本には英國幷に歐洲諸國より將に危難の落掛らんとす。英國はスターリングと取結ばれたる條約にては不滿足なり、彼は日本と戰爭を好んで心掛ゐる次第を申さん。彼は東印度諸領のために魯西亞國を氣遣へり、今度の戰は魯國の蠶食を怨みたるに原因し、魯國のサガレン、アミルを領するを惡み、滿洲唐國を横領し、遂に英領印度を横領するに至るべく、魯英の戰爭復起れば、魯國を防禦するに難きが故に、サガレン及び蝦夷箱館に注目し、その防禦の海軍を兩地に置かば、甘察加のペートルボルスキーとサガレン港とを斷切る便あるを以て、滿洲よりも蝦夷を屬目せり。然るに日本唐國は各國と交はらずして一本立なり、唐國は十八年前にアゲントを都下に駐在せしめたるならば、戰爭には至るまじきに、廣東奉行に任せて政府にて外國の取扱を避けたるにより事敗れ、廣

東奉行が英國に對して權高なるによりて戰爭起り、遂に自國百萬人の命を失ひ、諸港を殘らず、南京までも乘取られ、戰費五百萬枚の償金を取られたるが、此損は尙ほ十分の一に過ぎず、其他の諸費は無算にして貧弱に陷り、諸砦は亂暴に遭ひ、收入は半に減じ、且つ韃靼の不服により國用を分送じて疲弊したるにより、今度の戰も起り、英佛聯合軍に仕掛られ、卽今の所にては二國の望み通りに開濟ますに至らん歟、さなくば全國英佛領となるべし。英國にして其望みの如くなすを得ば愈强國となり、佛國は高麗、英國は臺灣を領するを望めり、能々御勘考御用心遊ばさるべし。

英佛政府は米國へ唐國の戰に荷擔せんことを賴み越せり、唐國の亞墨利加人取扱には我政府も不快に思ひゐたれども、大統領は荷擔を斷れり。米國の軍艦へ唐國の砦より大砲を兩度まで打掛たるにより、其不法を唐國政府に掛合たれども答へざりしにより、此方よりも同じく打掛け、廣東港口の砦四ヶ所の大砲石垣を破壞せしに、下奉行が詫入りたるにより戰を止めたり。我政府は英人等に戮力はせざれど、唐國の所爲宜しからず

阿片輸入禁止の一項を條約中に挿入すべし

とは各國の皆唱ふる所とす。唐國爭亂の基は阿片にあり、阿片は殘らず英領東印度に產出す、英人は日本にも阿片を持渡らん志願と相見ゆ、大統領は日本の爲めに阿片を戰爭よりも危ぶめり、條約には必ず阿片の禁を碇と御立なさるべし。而して外國同樣に港を開いて貿易を弘め、アゲントを迎へ置れなば御安全と、大統領は神に誓つて申上候。

武勇は兵器の精鋭に俟つ

日本に數百年戰爭なきは天幸なり、餘り治平打續けば其國の爲めにならぬ事もあり、武備を怠り、調練行屆かず。大統領は日本人を世界の英雄と存ず、但英雄は戰に甚だ貴けれど、勇は術に制せらるゝものゝ故、勇ありて術なきは實は貴び難し。戰爭には蒸氣船其他軍器の宜しきを要す、假令英國と合戰せらるゝとも、英にては左迄の事はあるまじけれど、御國の損失は夥多しかるべし、海岸一方にても困難を受る事は申盡し難かるべし。日本は誠に天幸にて、戰爭の辛苦は書史にて御覽なさるゝまでに止まり、途に實地を御覽ぜられしことなし、大統領も日本人をして戰爭を歷史に見、實地に熟覽なき樣に致したしとの事に有之、英佛兩國ならば無論、一國

對米條約は諸條約の規準たるべし

にても格別に隔りゐぬならば、とくに戰爭は起りたるべし。戰爭の終りには條約を結ぶ、故に大統領は戰に至らず敬禮を盡して條約を結びたしとの願なり。其意は合衆國と堅固の條約を結ばゞ、必ず他國にもそれが規則となり、向後御安心なるべし。一人と條約を結ぶと、品川沖へ五十艘の軍艦を引連來るものと條約を結ぶとは格別の相違なり。今度開港を差許さるゝとも一時に開くにては無く、漸々開く都合にて然るべし、英國と條約を結ぶならば必ず左樣にはなるまじ、猶ほ阿片の儀は合衆國の條約に掟と据置ば英國にても削るを得ず。各國に於ても世界第一の合衆國と取極めたりと仰聞けられなば、決して其上に彼是申間敷候。

二百年前葡萄牙人、西班牙人御放逐に相成たる頃と只今とは外國の風習大に異なれり、其頃は宗門の事を皆願ひたれど、米國にては宗旨を人々の望みに任せ、西洋にても一方の宗門を他宗に致すとも干戈を用ゐる事決してなし、歐羅巴にては信仰の基本を見出し、銘々の心に任するより外はなしと決著せり、米國には佛堂も耶蘇堂も竝びゐて銘々安らかに日を

新發明の交換も亦交易なり

輸入品に課税して國費の一端を辨すべし

送り居候。其頃の葡萄牙人、西班牙人は政府の申付に無之、商賣を致し宗門を勸め、其上干戈を以て日本を横領せんとの内存にて參れる、廉直ならざる者にて、反逆を致すもの故、其人物は推知られたり、當時は左様の者は盡き、世界一統睦まじく致さんと心掛け、何地にても平等に致す事に候。交易とは品物に限る樣に聞ゆれど、新發明を互に通ずるも亦交易の一端なり、諸洲と勝手に交易すれば、世界中の事を盡く心得る樣になるべく、農作は國中第一の業にはあれど、職人も産業を致す者も互に相助け、他國にも細工綺麗にて安き品多し、國用より多く出來る品は外國に出し、無き物は他國より運入する故に、交易をすれば作出す品も多くなり、外國の品も自由に得られ、互に便利のため懇意になり、自然に戰を避る樣に相成候。尤も他國より運入の産物には必ず租税を出さしむ、米國にては之を國費に充て、其餘を年々藏に納む、租税は是輸入税より十分なるもの無く候。私は日本に參りがけ暹羅と條約を結び、其振合にて又同國佛國と結べり、其は英國の暹羅横領を防ぐためにあり、東印度が英領となりたるは無數

英國示威を致てすべし

の國に分れて西洋と條約を結ばざる故なり、是より一本立の國の損なる事を諸方にも別て心付けり、日本も東印度にて御勘考相成度候。

大統領は米國にて心得居る事は何なりとも御傳へ申せと申付候、御用ならば軍艦、蒸氣船、其他軍器も持渡る樣致すべし、海陸軍士官幾百人も差出すべし、若し西洋各國と確執ある節は特に大切に取扱へと兼て心掛てゐ候。私日本に渡來の節、香港にて英國の提督ジョン・ボーリングに面會したるに、日本に使節を申付られたる由を内々に話し、その後書簡四通を差越せり、其内に渡來の節は日本にて是迄見ざる程の軍艦を率ゐて江戸に來り談判する心得の由、其願ひはアゲントを都府に駐在せしめ、數箇所に勝手貿易を爲すにあり、若し願望成らざれば干戈に及ぶ心組にて、當三月江戸に著する筈なりしに、唐國と戰爭起りて延引に及べり、佛國も一同に來るべし、最後の書面には蒸氣船五十餘艘に至るべしといへり。唐國との戰爭は長からずとは、稍上智の者の皆いふ所にて、程なく當國へ來るべし、乍憚其節御取扱の治定には、交易條約を御取結びの外はあるまじ。私

米國英佛二國來航に關して調停の勞を採らむ

のゝ名前にて英佛の公館へ書狀を出し其事を通知せば、五十艘の軍艦が一艘か乃至二三艘にて事濟むべし。今日は私一生中の幸なる日に御座候、只今申上る事は世界中の儀にて、一切取飾等は無御座候。

堀閣の意見徴收は事後承諾を求むる類のみ

堀田閣老始め當局者は、此ハルリスが懇到の忠告を見なば、大抵の鎖國井蛙の見を持するものも、日本の一島にて此の如き世界の大勢に抗抵するの無謀なるを悟り、條約締結の正理にして且つ安全の道なるを自ら了解すべしと思量したるなるべし。されば之を諸大名に公示して意見を諮問したるは、當今時勢の變化は開國貿易を餘儀なくすてふ不言の諭達を與へたると同樣にして、今にていへば、事後承諾を求めたるが如きものなり。

堀田閣老は丁卯以來閣老の上席に坐し、外國の事情に通じたるより、開國論の唱首と稱せられたりしが、一方よりは俗論家の巨魁とも目せられ、水戸、越前、福山三侯の厭忌を買へりし外、三條實萬公及び仙臺、彥根兩侯などよりも亦陋劣齒すべからずといはれたり。以て其人格は兎に角、政治の手腕に乏しかりしを知るべし。去年公の阿部閣老の死を聞いて參府を止められ

武備伸張は攘夷論の標榜となる

たるは、即ち堀田を共に語るに足らざるものと思惟せられたればなり。されば今度堀田のハルリスが登城謁見を許せるには、三家、溜間詰の諸侯中にはその屈辱なるを論ずる者多かりしが、既に米國と權宜に和約を訂結したる以上、其國のアゲントを政府所在の地に入れざるは條理に反すべく、而して毅然たる決斷なくして、漫然之を拒まむか、忽ち外國軍艦の渡來を促して國家は危地に陷るべしと諭したりしを以て、常識ある諸侯は到底其不可能なるを覺りて承認したりき、蓋し或意味より言へば、外國より脅迫せられて屈服したるに當るべし。よりて其後大廊下詰の越前、阿波兩侯より、外國の驕慢を制するは武備の充實、士卒の精練にあり、されば此を機會として軍制改革を斷行し、以て弛緩したる士氣を振作せらるべしとの意見を提出したりしが、纔で青年の攘夷家たる立花飛驒守(柳川侯)、松平大和守(川越侯)の二侯主唱者となり、仙臺、廣島、津、弘前(津輕)、土佐、濱田、秋田、富山の諸侯と連署して、同じく武備伸張の急務なるを建白したりしかば、茲に武備伸張は攘夷論の標榜となり來れり。さるに堀田一派は之を目し、西洋各國は平和を以て相交はりつ

つ穩かに進歩に向へり、されば開國の要求だに許諾せば、國家は依然として太平を持ち續くべく、兎角鎖國の氣習に囚はれて戰備を主張し、攘夷を說くは自ら危險を招く所以に外ならずと冷笑したりき。蓋し是れ蘭癖家の套語にして、彼等はハルリスとの會話の內容を有力なる苟且偸安の口實となしたりしに外ならず、されば奢侈遊惰に沈溺したる俗吏輩は、軍制改革より受くる苦痛を免れんとして翕然之に附和したり。かくて當時の幕府は、鎖國を開國となすべく明言するを避け、徒に外國の形勢に託して無爲に時局を過渡せんとしたりしかば、いよ／＼攘夷論の激發を促し、京師、幕府の間には、忽ち險惡なる風濤の澎湃を見るに至れり。

第二十一卷　五箇國條約

第六十二章　條約改正紛議

米國條約改正諮問の答議

安政五年戊午、公年四十五歳なり。正月元日病と稱して年賀に臨まれず江戸に向けては、さきに參府を延引して療養を加へたるため、病狀やゝ輕快に赴くに至りたれど、まだ長途の旅行には堪へざるを以て、定例御暇の時期以前に參府するは不可能なり、されど近來の容體にては遠からず全快し得べく、旁々今年の長崎御番は相勤めたきを以て其御下命ありたしと、使者口上を以て閣老に申し込ましめらる。

諸藩妄動

由來外交の事には長崎奉行專ら當り、該奉行は外國の書面を受け取り、之を譯して、江戸に進達したりしかば、筑肥の諸藩は御番方の祕密(即ち外交祕密)とし

で、他に先だち之を知るを常としたるに、米國使節ペルリの江戸海に突入して、彼地に談判を開きし以來、全く外交を知らぬ諸藩の動搖を見るに至り、異國人に慣れざる恐怖と、外勢に晦きとよりして、年一年と其議論は嘵々を加へたり。されば今度米國領事ハルリスの渡來登營、國書を呈して、條約改正の談判を始むるや、從來の慣例とは反對に、長崎御番に當れる肥筑諸藩が其書類の飜譯を見るは後廻（あとまはし）しとなりたりしが、まづ之を示されたる諸國主等は沸論紛議をなして夷狄禽獸の觀念に恐慌したり。尤も公は、大廣間大名在國者の一人として、米國領事會見の書類乃至條約改正に關する諸問書の頒布通達を受けられしが、公は御番方の祕密筋より其案を得て早く熟覽せられたれば、該書類は正月佐嘉に到達したりしも、實は形式に止りたりき。さて世界形勢の斯く變化したるは、此會話筆記にもいへる如く、十八年前、即ち天保末年の英清戰爭よりのことにして、爾後長崎御番方は開鎖の何れにしても、防備の充實を緊急の要務となさゞるべからず。されば口の酸くなるまで公は其旨を忠告せられたりと雖も、幕僚は怠惰因循にて更に決行す

公の幕府諮問に對する態度

るところなかりしを以て、今に至つては別段の處置を採らざるべからず、乃ち公の幕府諮問に對する態度も、癸丑のそれと稍相異せざるを得ざることとなれり。尤も今日の日本は事實に於て鎖國より開國に移れりと雖も、外侮防禦の責任は武家にあるを以て、戰爭に對する準備は須臾も怠緩するを許さず、されば我藩の長崎防備に力を傾くる如く、江戸に於ても亦軍備を充實して國防を全うするに別儀あるべからずとの意見は、前日と毫末も異なること無かりき。二月の初め、諸問に對して左の答書を提出せらる。

公京都の開市を峻拒すべしと説く

(前略)此節之儀者尚更國家之御一大事に付、彼是被レ勞二御心思一叡慮をも御伺被レ遊候由、乍レ恐御尤至極奉レ存候。右使節中立候趣、一々不レ容易儀而已に候得共、就レ中京都御開相成度與之一條は最不レ容レ意事柄に付、右者何卒御峻拒被レ爲レ在度奉レ存候。惣而先年愼德公江奉二申上一候通、尚又士氣御振起被レ爲レ在、昇平愉惰之習俗令二一新一、御武威屹度相輝、蠻夷致二畏服一候通、御指揮被レ爲レ在候樣奉レ存候。

答旨極めて簡短なり。但京都開市の峻拒は、當時に於る朝廷の事情に對し

て然らざるを得ず、士氣を振起し、遊惰の習俗を一新すてふ結論は、幕府諸藩に頂門の一針を下したるものたり、他は說く必要なし。

政治の運用は當局者の責任

蓋し幕府の諮問をなせる衷心は、米國の中立について外交の政策を聞くにありたらんも、其は公の見識に於て答辯の限りにあらざるものたり。如何となれば、國是を改むるには全國諸侯の議を徵するの要あれど、政治の運用は當局者の責任にして他より助言すべきものに非ず、殊に外交には全權者を定めて之に談判を委任するを通法としたりしを以て、米國全權の要求に對して條約を締結するは、亦自ら幕府當局の責任たらざるべからざるなり。されば下田を開ける外に、又數箇所を開港して貿易の自由を許すは、條約を改正する迄のことゝて、必ずしも局外より助言を與ふべきものにあらず、只京都を開くの一條は、米國使節の江戸登城に考へても容易ならぬ大事たるを知り得べく、因てかくは峻拒すべしと斷言せられたるなり。蓋し大體を觀るに明なる公は、以上の如き愼重を極めたる立言をせられたりと雖も、其衷心は改正には暴進を避け、下田の外に長崎を加へて、三箇所に貿易を

始むるが適度なるべく、唯其は談判委員の折衝するところなるを以て、他より助言するは全く無益なりといふにありしや論なし。されば幕府にして、苟も軍備の充實せる國威に憑りて談判するならば、五港を減じて三港となすは決して難事にあらず、もし不幸談判破れて砲火に訴ふるに至るとも、決して彼が無理の強請は承認せらるべきにあらざるべし、即ち斯くてこそ世界の大勢已むを得ざるによつて貿易を許したりと謂ふべきなれ。さて此答書は堀田閣老上京後に江戸に達したりしを以て、公は勿論その事に補なかりしは覺悟せられたりしならんも、遂に京都開市の實現を見ざりしを以て、公の本懷は達せられたるなり。

諸組の銃陣總演習

公は意を軍備に專らにし、遊惰の、凡ての事を荒怠に馳るよりして、常に藩中を奮勵せしめんと務められしが、長崎の銃術傳習も一段落を告げしを以て、やがて諸組の調練を覽るの用意をなさしめ、二月には火術方銃陣教習の

間伏立

勤勞を慰むるため、城北三里の春日山に猪鹿狩をなし、火術の役々に間伏立を爲さしめらる。間伏立とは猪鹿の通路に立ちて之を銃射するをいふ。由來狩場法には、斃したる猪鹿を檢し、第一矢を中てたる者には頭を、第二矢を加へたる者には一臠肉を與ふる等の制ありて、之を武功に准じたり。

銃陣演覽仰出

斯くて十五組の士卒に對し、日割を以てその銃陣を演覽あるべく仰せ出さる。是に於て備立役より左の通と伺ひ出でたり。

當節諸組銃陣御覽に付、左の廉々書載之通被仰付方には有御座間敷哉。

一　諸組陣屋、飾場所有之兼候付、御火術方內江相飾候方に可有御座、就而は御手狹之場所に付、御道筋之儀手銃製造方內被遊御通行方には有御座間敷哉。

一　大組頭自然當病等之節は、士組代指揮可被仰付哉。

一　手明鑓頭、小組頭同斷之節、指揮當一順於組內人柄見立達出候樣可被仰付哉。

一　是迄諸組調練之節、御歸路掛大組頭始被渡御目候付而は、當節之義も

同樣可被仰付哉。

一　銃陣始り、陣屋ゟ之合圖貝に而相整、御棚ゟ御差圖貝に而相始候樣被仰付、其通可相整候得者、最前支度立込等之合圖、壹番貝、貳番貝、陣屋に而吹申儀に付而者紛敷も可有御座に付、合圖貝は調練場東橋上に罷出、太鼓打、貝を吹候上、御棚ゟ御差圖貝に而相始候樣可被仰付哉。

一　侍手明鑓次男たり共、業前相勤候樣可被仰付哉。

一　前々ゟ諸組調練、水軍調練等之節、打藥、火繩等被差出來候、就而者當節之儀は打藥並フージー(雷管)とも、料銀に而從御武具方可被差出哉。

一　著服之儀、手明鑓迄は華兜、胴服、裁付、御步行以下は御火術方銃陣笠、筒袖、襦袢、股引著用可被仰付哉。

一　敎師之儀、御火術方傳法に而は乘馬致候趣に御座候得共、不馴之馬も間々有之趣に付、乘馬之儀勝手次第被仰付方には有御座間敷哉。

一　敎師之儀、壹人罷出可申之處、組合に付、代り合相整候半而不相叶之處、其節陣屋ゟ罷出候而者、代り合隙取可申に付、いづれ之立場候歟不差支

所江最前ゟ罷出候樣可被仰付哉。

一　指揮方助等之儀も右同樣被仰付哉。

一　諸組太鼓熟達之者無之、且不足等之節は、他組、扱又諸家來等之內、熟達之者相對中談相勤候樣可被相達哉。

一　敎師指揮方等差懸り當病差合に而同組內相勤候人無之節、詰合之組ゟ相勤候樣可被仰付哉。

裁可を得て各組に觸達し、三月十一日に小馬廻四組、同新組（火術組）、十四日に先手二組、警固四組、十七日に警固二組、留守居三組の演覽あるべく日割を定め、上下を擧つて演習に忙殺せられたりしが、當日に至り、公は中折の調練場に臨みて、日割の如くに演覽を了せられたり。

小銃の研き掃除

三月十八日蘭國より新に購入したる小銃を各組に分配し、以前に割り渡したるものと併せて銘々に配附せしめ、研き掃除を爲さしむ。洋式の小銃を分解してその器械を掃除するには、各組の幹事、若くは火術方に備へ置ける三股萬力等の附屬器械を適宜に貸與せしむ。これまでは軍用小銃は盡

組頭の中に緩怠者少からず

く武具方にてその研き掃除をなしたれど、今は士卒みな洋式銃の取扱に慣れたるを以て、各人に割り渡して之を研かしめ、以てその費用を省きたるなり。四月、銃陣の上覧了りたりとて、各組一統氣を弛むるなく、相渝らず益、練熟を勵むべく、小組の者(卒)は農事を怠らしめずして火術を練習せしめよと大組頭へ諭達あり。

此の如く藩中のすべてに銃陣練習を督勵せらると雖も、高級のもの、卽ち組頭以上の職務を有する中年以上の者は、常務の忙しきに託して練習せず、ために銃陣演覽の時に自己の率ゐる小組を指揮せんとして、往々指揮語をすら記憶せず、或は自己の兵隊が潮進するに周章し、或は鞭先にて此處によれと示談的に言へるなど、幾多の滑稽を演じたりしが、兵卒の習熟したるによりて外面には混亂を生ぜしめざりき。是に於て、組頭として指揮に慣れざるは、銃陣の規則に牴觸する甚しきものあるを以て、事情を酌量し、四月火術方より左の如く潤色を伺ひ出づ。

一　教師は免許か、指揮方は二段御相傳か相整候樣被相定候處、當時出精

不意に銃陣の演覽を達す

之内銃陣之業前習熟之人も有之候に付而者、爲御勸以來右樣之向、初段御相傳相濟候得者、指揮方教師をも業前習熟次第に而被差免方には有御座間敷哉。尤其通相成候得者、二段免許之差別無之樣相成候付、右は假に立會業前相試、其段頭人承屆之上被差免、鑑札相渡候方には有御座間敷哉。

一　御親類、同格、御家老、扱又大組頭之義は、一般同樣には參僉、持前立場の業前に付而者、御相傳に不限、右業前習練次第、見計を以、指揮方教師をも被差免方には有御座間敷哉。

一　著座、手明鑓頭、扱又小組頭之義も右ニ准ジ、御相傳ニ不限、指揮方之義は被差免方には有御座間敷哉。

裁可あり。軍事は武士の本職、即ち虎口前なれど、家中一般に新規の洋式を採用せしめたる匆々時とて、急激なる斷行はなし難く、よつて此の如く事情を酌みたる法規を立てゝ盛に銃陣の訓練を勵まし、射的の演覽を行はれたり。即ち本年の秋より不時に某々組を指し、銃陣演覽を命ぜられて水ヶ江

御茶屋に之を行はるゝ等、各組一般に、士氣の緩怠を戒めて種々武技の演覽を命ぜられ、公亦自ら是が爲めに活動して倦むを知られざりき。

堀田閣老の上洛

水戸老侯の密告

下田條約にて國際一たび開けたる以上、外國は夷狄禽獸にあらざれば、相互對等の使臣の派遣をもなすべきに至るは當然のことなり。されば米國領事ハルリスの、渡來、禮を以て江戸に到るは、もとより其所にして、其登城、將軍に謁見して國書を呈せんてふ要求は、之を拒むべきにあらず。されば水戸老侯が之を拒まんとして確執したるは、未練の誹を免れざるものなるに、堀田閣老の果決してハルリスを登城せしむるや、老侯は益々忿怒し、米使威嚇して幕府の奉行を脅迫したるにより、皆恐怖して彼を江戸に引き入れたるなりと京都へ密告したりしかば、鷹司太閤を始め當職の公卿は之を信じ、遂に皇居は防備薄弱なるを以て、京畿附近には外國人を近づかしむべからずとの嚴命を請ふに至れり。されば雲上には痛く軫念あらせられ、去暮林大

公卿の憤激は藩士の唆動による

擧頭の奏請を斥けられて、此の如き重大事件には堀田閣老自ら來りて陳狀すべしと、其上京を促されたりしかば、正月八日堀田閣老は川路左衞門尉、岩瀨肥後守と共に上京するに決し、やがて三人は江戸を發途して、二月九日京都に著し、傳奏によりて世界の大勢上開國の已むを得ざる事情を具陳したりしに、公卿等は閣老等の優柔武將の本分を怠り、外國の威嚇に逢うて國威を失墜したる弱點を詰る等、殊の外なる劇しき憤慨方なりき。蓋し前年來水越薩土等の諸藩が、姻戚の宮公卿に氣脈を通じて時局の改革を謀りたりしより、時勢に盲なる歌人、神官輩のみ出入して、政治に疎遠なりし公卿の門には、諸藩士盛に入說して、或は自藩の遊惰なるを憤慨し、或は幕府の無力にてこの神州の侮辱を招けりと悲歌したりしかば、これに唆動せられたる公卿輩亦、日本の危機は正に眼前に迫るなどとて囂々と論じゐたるなりき。

かくて朝廷より外國防禦の策について問難せられたる堀田等は、屢々外國の精銳を極めたる武器を有せるを擧げて、容易に攘夷の斷行せらるべきものにあらざる旨を、所謂蘭癖を振り回して說明し、ために却て公家衆及び

堀閣外交處置の關東委任を斡旋す

文學者の感情を激昂せしめたれど、條約締結後のことゝて致方もなく、よりて、但大阪、兵庫は京都に近きを以て開港地より省除すべしとの命を議奏、傳奏を經て申し渡されたり。されど此件も米國領事と固く約束したりしことゝて、斯くては列國の怨を買ふべしとて彼等は甚だ難んじたりき。時に公家にも九條關白と鷹司太閤とを各中心となして硬軟の兩派を分ち、硬派は此機會を利用して幕府に攘夷の決行を迫らむとしたりしが、堀田は九條關白以下當局の公卿を誘うて、外交の事を關東に御委頼あるべき勅書を得んと極力斡旋したり。由來京攝には時政に媚びぬ篤學者を出したれど、是等の多くは貴紳、富商に依りて生活する處士にて、江戸の町學者に比しては藩士の間に重んぜられず、而も自ら亦之に甘んじ、江戸の學者に向へば、詩人書家にも敬意を拂ふ程にて、氣力を尙ばず、詩文和歌の文墨を喜びたりしかば、只管感情的にて、癸丑以來尊王攘夷の題にて慷慨悲壯の詩歌を競ひたれど、その人格多くは輕佻にして敬憚せらるゝ人物も聞えざりき。斯の如く下田開港の初め迄は一向非難の聲をも聞かざりし京攝に、長崎貿易に變化

處士輩の私貿易禁遏論は江阪商賈の後援による

を生ずるとゝもに、次第に時論の發生を見るに至り、更に今度同地方に利害關係甚大なる私貿易と、同地開市との問題とせらるゝに及んで、遂に猛烈なる處士浪人の抗論激說を生じたるは、啻に水越諸藩の入說によるのみならず、亦其背面には私貿易を讎敵視する大阪、江戶の商賈の伏在せるを見逃すべからず。是まで大阪の商賈が會所貿易によりて受けたる福利は非常なるものにて、富豪軒を連ね、小西行長の本家の所在地と言るゝ道修町の藥賈の如き、人參、麝香、大黃等の高價藥を販賣して、濡手にて粟を掴む底の巨利を收めたりしが、是等藥品の多くは唐船の輸入にかゝるものなり。加之蘭船の輸入する泰西の工產物は、遐域の珍として劇賞せられ、更紗形附、唐山縞の木綿、吳呂服、羅紗、毛布の如き、外國にては日常使用の物なるに拘らず、非常の高價に買はれ、羅紗の如きは錦と同じく方寸にて價を評せられたり。文化文政の頃に江戶の町藝者の華奢の衣服なりとて剝ぎ取られたる毛附の如き、唐山縞の綿服に紫吳呂服の帶などなるにて之を想像すべし。されば大阪、江戶の商賈は坐ながらこれ等の巨利を享受しゐたることゝて、私貿易の

勅答下る

開放には極力抗拒の方をなさゞるを得ず、而も彼等は、初めより商業上の活動によりて、かゝる儲け口を得たるにあらず、家株にて手を懐にしながら享受し來ることとなれば、大阪開港によりて他と競爭するなどの意思の生ずべくもあらず、只一意に開國條約を拒んで會所貿易を保障せんと、陰々熱烈なる買收の方を講じたりき。かくて處士浪人等漸次京都に麕集して政治を論じたりしが、這次一層激甚となりて、硬軟互に祕密運動を爲したりしかば、乃ち堀田の望める、外交は關東の所存に委任すてふ勅答は、三月十三日に於て下し賜はるべく決したりしに、俄に公卿八十八人連署して其結文を除かれたしとの意見書を提出したるにより、事は阻止せられて、二十日左の勅答を渡さる。

墨夷之事神州之大患、國家之安危に係り、誠に不容易、奉始神宮、御代々へ被對、恐多被思召候。東照宮以來之良法を變革之儀は、闔國人心之歸向にも係り、永世安全難量、深被悩叡慮候。尤往年下田港開港之條約、不容易之上、今般假條約之趣にては、御國體難立被思召候、且諸臣群議にも今度之條々

開國は尚再應衆議に附すべし

御國體に係り、後患難測之由言上候。猶三家以下諸大名へも被下台命、再應衆議之上可有言上被仰出候事、云云。

要旨は諸大名と外國防御の事を再議して言上すべく、其上然るべく決すべしといふに歸納す。其後又

一 永世安全可被安叡慮之事。

一 不係國體後患無之樣方略之事。

一 下田條約之外御許容難被遊、自然及異變候も難測儀に付、防禦之處置被聞食之事。

との三箇條の事書を渡されたり。これは幕府に取りては甚だ難題ならんも、去年來の諸大名の意見と一致し、外國の勢力を楯に取りて改革を放棄したる幕府の急所を打てるものなり。されば堀田は大に失望したりしが、暫く滯在して事書の解釋に時日を移し、四月四日京都を發して江戸に歸りき。猶是春はその參府期に當れるに拘らず、薩摩の齊彬侯亦發途を延引して在國し、よりて江戸には西郷等ありて幕府、水戸、及び京都の間に周旋しゐたり

き、注意すべし。

鹿兒島に潛航して薩摩侯と會晤す

四月十一日公は長崎受番の爲めに例の如く彼地に赴かれしが、十五日には奉行所出仕を了へて大波止の造船所に臨み、蘭國教師の指揮にて製造せるコットル型船晨風丸の進水式を行はる。我藩にて西洋型船の進水式を行ふは是を嚆矢となす。式畢りて飛雲丸に上り、兩番所を巡視して神ノ島に渡り、兩島戍士の大砲發射を船上より演覽ありしが、是日風順よきより歸路紅梅丸より引船にて飽ノ浦に到り、元船舶修覆所に增設したる工作場を一覽せられたり。かくて鵬ケ崎の別邸に到りて、蘭國教師及び幕府傳習方の重なる人々を招き、是夜はこゝに一宿、十七日午後より長崎を發して二十日に歸城ありき。

海軍傳習は年を踰ゆるに及んで益、習熟の功を積みしが、去年江戶へ航して海軍操練所の建設に與りし觀光丸の還崎するや、更に蘭國より咸臨丸、鵬

船手稽古所の假設と飛雲丸の初運用

翔丸（スクーネル型）を持ち渡り、我藩亦コットル船を完成すると共に飛雲丸を買ひ取りたれば、狹き長崎港内には日の丸旗章を立てたる艦船增加したり。佐嘉には、是年正月三重津に船手稽古所を假設して洋船運用術の敎習を始め、海軍取調員を增して、蒸氣艦を迎ふる準備に取りかゝり、まづ長崎の飛雲丸に就て航海を習はさんと、三月蘭人を招き檢使立會にて初運用をなしたりしに、同船の伊王島前まで乘り出でて引き返すに及び、風絶えて神崎に碇泊するの餘儀なきに至れり。かくて翌日再び乘り出しゝも、亦逆風に吹き戻されしを以て、まづ蘭人檢使を還らしめて、翌日同船は神崎より引舟にて繋泊所に歸りたりき。さればこの初度に於る無風逆風の經驗に基き、公は風日美なる日を期して神ノ島巡覽を遂げられたるなり。時に幕府は汽艦の運用航海をますゝゝ發展し、四月十一日より咸臨丸の遠航を企てしを以て、我よりも秀島藤之助を願うて乘り込ませたりしが、又幕府初度の傳習生伊澤金吾は中島三郎助、望月大象、榎本釜次郎等と共に上下五十四人にて風帆船鵬翔丸に乘り込み江戸へ歸ることゝなり、竝に同日より長崎を出帆したり

公鹿兒島に潜航す

き。かくて跡には觀光丸のみ繋泊したりしが、こも亦公の鵬ヶ崎一宿の夜に航海に出で去れり。後に聞けば、全速力にて薩摩の鹿兒島まで往復したるなりといふ。蓋し鹿兒島人の談に、先君(齊彬侯)在世中に日章旗を樹てたる蒸氣船一艘鹿兒島に入港して錨を卸し、乘込の蘭人及び傳習生はともに上陸立宿に入りて休憩したりしに、生徒の群中に肥前侯の交れる由を先君に報ずるものありしかば、大に驚ける先君は、豫て密談閑話等をなす爲めに城外に設けたる御茶屋を急に掃除せしめて、其處に肥前侯を請じ、蘭人船將等と他の立宿にて面會ありし後、微行して其御茶屋に到り、閑室に膝を交へて凝談に時を移されたり、時に次室には肥前侯の隨從古川與一、千住大之助ありしが、同じく次の間に控へゐたる先君の隨從とのその話に、肥前侯は生徒に交りての航海を寧ろ愉快に感ぜられしが、唯最も困却せられたるは不潔の一事なりき、由來鹿兒島にては、家に來客あれば薩摩燒の土瓶に茶を入れて茶碗とゝもに盆に載せ、そを茶漬に諸味(糟を搾取らぬ濁酒)を注ぎかけて皿に盛りたるものと共に持ち出で、茶を酌みて侑めたる後、箸にて茶漬を挾みて客の

齊彬侯薨ず

掌に受けしむるを風習となしたるを以て、侯の旅宿に入りて座を定めらるるにも、例の如く下女は茶漬を挾みて出したりしかば、さすがの侯も之には困りて掌を出されず、よりて古川側より口を添へて、此人は茶漬は嫌ひよといひたれど、是非にと強ひて勸めて承知せざりしかば、侯は大に窮せられたりといへりと語れり（市來四郎の談）。此航海は極めたる祕密にて、古川千住はおくびにも出さゞれば、佐嘉には誰知るもの無かりき。されど斯くと聞いて思ひ合はすれば、公の鵬ヶ崎別邸に一宿ありしは、觀光丸に乘り込んで鹿兒島齊彬侯を訪はむためにして、此談話によれば、公は翌一日を經過して歸られたるなり。

かくて其後三箇月を經たる七月十六日に及び、齊彬侯は薨じたりしが、當日兩雄の閑室に於る對談は、時節柄國家に關する事なりしなるべく、唯その事の全然闇中に葬り去られたるは千古の恨事ならずんばあらず。但爾後肥薩の間に現はれたる事實によりて、其忖度をなし得られざるにはあらざるなり。爰に此會見と對照すべきは、四月に齊彬侯の勝麟太郎（安房）に送りた

這次の薩摩潜航と勝麟太郎

る書束にして『觀光丸の來泊俄の事にて何の風情もなく、併し寛々拜話、蘭人へも質問等致し、大慶に存候。』とあるよりすれば、觀光丸が海上運用として長崎を出たる時には、勝麟太郎も斯船に乘り込みゐたるにて（佐野常民とも云ふ）、鵬ヶ崎別邸の宴會にて申し合せ、以て共々乘り込みたるなり。無論是は偶然の出來事にて、公が豫め勝によりて齊彬侯に通知し置かれたるにはあらざるべく、通信不便の當時とて、此の如き消息の交換はなし得べからざれば、勝の其齊彬侯に知遇あるより、或は公を勸誘したるによるならん。猶鹿兒島上陸の後、公來麑の旨を侯に報じたるは、去年使者となりたる千住が、公の意を承けて旅館の主人により、竊に通知せしめたるにてあるべし。さて齊彬侯書束の次の文に、『三月廿日備中（堀田閣老）へ御達の由に候へば御不承知と奉伺候、外國の事情も不存、時と位とを不辨、神州の御恥辱と一圖に相考、必勝の見据も無之、色々申立候ものゝ、又者浪人共立身の爲、口に任せ申立候事を御取用相成候ては、誠に可嘆事に存候、公卿の面々何程議論被申とも、現時に臨候はゞ、武家に御任せの外有間じく候。右の通の時節ゆゑ海防第一の

事と存候。」とあり。當時通信の不便なる、前月二十日京都にて幕府に下されたる勅答は、翌月中旬まで未だ鹿兒島に知れ居らず、よりてこの書柬を送りたるにて、亦以て京薩間の通信には殆ど一月以上の日子を要したるを知るべし。文中に又者浪人共立身の爲めといへるは、脱藩の士と浪人等との尊王を唱へ攘夷を主張し、以て公卿を煽動して自己の榮達を企圖するを意味せるにて、安政以來年々増加する所謂有志の士なる者は、多くかゝる輩なりしなり。唯是等を利して門閥を打破し、以て人才を拔擢するにあらずんば、大改革を遂げて時局を濟す能はずとは、識者の結論せる所なりき。かくて幕府併せて懦弱の藩を倒さんには、外患と共に内亂を生ずべきを以て、思慮あるものは之を憚り、有力の藩主に頼りて、甚じき羶風鮮血の慘を見るなく改革を成し遂げんと謀りしかば、よりて齊彬侯の名望の盛なるを致したりしも、此頃は開國貿易を忌み嫌ふこと劇甚なりしかば、京攝の有志士なるものゝ中には、齊彬侯をも蘭癖と誇りたるものありきといふ。此書の如くば、侯も亦朝廷の條約勅許なきを否認する意見なるべし。

齊彬侯の幕府諮問に對する回答

かくの如く薩摩侯の勝氏に書束を送りて其意を洩したるは、鹿兒島に於る其對面に蘭人の陪席しゐたると、侯の別に公と面會すべき必要によりて長時間の談話をなすを得ざりしとによる。而して同侯の公と久し振に膝を交へて心胸の鬱勃を開きたるは、無論京都の近狀をも論じたるべく、侯の勝に贈れる文は、是日兩雄の胸襟を披いて談合したる片影を傳へたるものといふべし。末文『海防第一の事と存候』の一句は、亦勝に對する相當の結論なれど、海軍を興して海外に雄飛するは、兩雄の以て本領として共に倶に熱心に經畫したる所、されば當日の會談の如き、必ず海防の事を主題として意見の交換ありたることゝ推察せらるゝなり。蓋し去年來朝幕の衝突を見たる開國貿易に對して、日本の雙腕に比せらるべき兩侯の意見を繹ぬるに、去年十月、堀田閣老の、米使ハルリスとの會見を了して、大廣間有力の大名に開鎖の意見を徵するや、首席仙臺侯の取次にて諮問を受けたる齊彬侯は、十二月の末、下の一節ある答書を差し出したりき。『戰爭に及び御勝利被ㇾ爲ㇾ在候ても、國家の損失莫大の御事と奉ㇾ存候間、申立之內、御差支の廉は格別、其外

公侯の意見符節を合する如し

の儀は速に差許相成を御良策乎と奉存候、さ候て異人都下へ被差置、商道十分に御開に相成候上は、諸外國へも通船等仰付られ、五大洲御隨意に御制相成申候樣御處置當然の御事と奉存候。折柄人心を致固結候儀專要にて、乍恐是迄世子不被爲在、人心不安に奉存候故、少しも早く養君御治定は人心安堵仕、國の御鎭護の根元になれば、御年增の方天下人心の固めにも可相成、然者一橋殿御事器量年輩旁人望に協へば、第一に此儀を被仰出度、且又御軍制十分被仰出、諸大名へも奢侈の習俗を一洗し、武備十分に手當仕候樣被仰出度』と。文中、商道を十分に開き、外國に通船し、五大洲を隨意に制するは處置の當然といへるは、公の海軍を起し海上運用をなし、以て北蝦夷を開き南洋に通ずべしてふ經畫と投合したるものといふべく、末文軍制を整へて諸大名奢侈の習俗を一洗すべしとあるも、亦公が去る二月に諮問に答へられたると揆を一にせり。されば當日の公侯の時局の方針について膠を漆に投ずる底の對談をなせること、想像するに難からず。

最後の一橋殿養君の一條は、薩の前將軍舅家たる緣親なるより、同侯の盡

言するところとなりしなり。蓋し初めより兩雄間には時局に就ての默契成立し、江戶に大廣間大名を纏めて幕府の根本を整理するは薩侯自己の任となし、公は專ら家の職任たる外交の正門に防備を嚴にするに全力を盡されたり、前述の如し。さればさなきだに將軍繼嗣の事は、三家家門にも容喙を許さぬ德川家の重事とて、薩侯に比して德川家とは關係薄き公は、之を彼侯に一任して斡旋せしめたるのみ。然るにこの繼嗣問題は開國貿易の問題と一束せられて水戶、越前侯の嚴責を促すに至り、かくて公武間に不和を釀成して遂に幕府の禍根と成り行きたるが、是れ元は齊彬侯の首唱に出でたるものにて、侯は京都にも斡旋するところありたりき。さればその薨後には、薩藩士は侯の遺志を繼承すと稱して種々の運動を試みたりしが、その所謂遺志なるものは、後人の矯託に出でたるものなるべし。事實について注目すべきは、去年阿部閣老の訃の報ぜらるゝや、齊彬侯も亦參府を中止して在國せることにて、西鄕等をして、江戶、京都の間を斡旋せしむるのみなりしは、堀田を大事を謀るに足らずと見縊りたるによるなるべし。されば是

日の對談の如きも、必ず此に論及するところありたらむも、事は閣中に葬り去られて窺知するに難く、唯その證とすべきは、同じ四月堀田の尚滯京するを聞いて認めたる『西城の事(養君をいふ)は近臣と後宮と好まざる故に惡樣に申上る趣、台慮も同斷の事と奉レ存、此上は手强く諸大名より申立る歟、又は嚴重の勅旨なくては覺束なし、本壽院樣(將軍の母)の處に、天下の安危に係り御恐怖ある樣に仰上られて可レ然事と奉レ存。此節は阿部程の力量の閣老無レ之上、一體に弱味つき、京にて無謀の打拂被仰出ては、後年御恥辱を增すべし、甚だ懸念す、何卒無事に堀田歸著あれかし。』てふ齊彬侯の書翰なり。この書柬によれば、一橋養君の事は此時既に望みなかりしが如く、よりて同侯は、かく諸大名を動かし、勅旨を申し請ひ、大奥を嚇さんなどの權略を洩せるなれど、衷心必成を確信したりしや否や亦覺束なきことゝいふべく、隨つてかゝる事にまで公と對談言及したる歟は疑問なり。されば但兩雄の初めより提携したる主要の問題は、內國を一致せしめて陸海軍を充實し、開國通商をなすとともに海外に活動することに在りたれば、鹿兒島の會談も亦其範圍を出づ

るは多かりざりしことゝ推察すべし。

陸軍改良、海軍創起に係る施設

陸海軍の充實と兩雄の苦心

當今軍備を充實するには、西洋の新式を採用して砲臺を築き、銃陣を訓練し、堅艦を造らざるべからず。されば海軍を興して日本の短處を補ひ、以て時變に應じて國威を宣揚すべしとは、是れ兩雄の夙に肝膽相照して經略したる大綱にして、世界の氣運に乘れる順風の舟ともいふべき企畫なりとす。されど鎖國の夢を久しうせる事とて、東洋の舊弊陋習は牢乎として拔くべからず、常に改革更新を障礙して、あらゆる進歩を阻害したるを以て、兩雄は非常の忍耐と勇氣とを挾持して更に屈する所なく、癸丑の米艦渡來に至るまでは、邁往勇進して躊躇することなかりき。かくて遂に志を行ふの彼岸に到達するや、其機を捉へて蘭國教師を聘し、以て最新の陸海軍術を傳習したりしが、續いて蘭國に汽艦を誂へ、五年後の本年には漸くその領內航行を見るに至りたり。されば這次兩雄の相會するや、樂みを以て既往を述懷し

砲銃の増鑄と歩砲騎三兵の設置

たるなるべく、而して談の蔗境に入るに及んでは、亦必ずや將來の多端にして多望なるを語りあひたることとなるべし。

さて、かくの如き兩雄の經略により、早く砲臺は築かれて巨砲も鑄て備へられ、銃陣亦久しく練習を積みて、今や最新式を採用する機運に到達したるを以て、藩中は爲めに多忙なりと雖も、功は既に半に及べるなり。よつて是に新式の雷銃を操らしむべく、手銃製造方をして、諸組渡りの雷銃を製造せしめ、二ヶ年三百挺の割にて、向ふ十ヶ年に千五百挺を鑄成せしめんと經畫せられたりしが、大砲鑄造亦、鐵熔化の經驗を進めて、既に幕府の大砲をも完成したることとなれば、更に大小の砲を鑄しめて長崎臺場に備へ替へしめ、更に銅製三磅の山戰砲六十八挺を鑄て諸組に渡し、以て砲隊を教練するの地をなされたり。一方又長崎の馬術傳習員を増し、舊來の華形の騎法を西洋式に改め、歩砲騎の三兵を備へて訓練せんと圖られたりき。かくして砲臺の増築備砲も既に完了し、銃陣に要する諸器械の供給も行き屆きて、而もさ程の巨費を糜するなく陸軍の改革は成就せられたりしが、海軍に至りては

製鐵所造船所設置の必要

全く事創起に屬し、亦容易のことにあらざるなり。蓋し癸丑大船の解禁は公侯の協談して待ち構へたりしことなるも、遂に之によりて海軍を企て起すは、大抵の諸藩の周章せざるを得ざりしところなりき。されば我藩の如き、長崎御番の優先權を有して、頗るその便益ありしに拘らず、たゞ一艘の汽艦を漸く今年蘭國より回航せしむるほどに過ぎざりけり。かくて去年帆船飛雲丸を買ひ入るゝや、未だ之が操縱に習熟せざるに拘らず、本年二月より先づ三重津に演習所を始めて海軍創起の素地を爲したりしが、ために船の修覆所をも設くる必要と、從つて蒸氣罐を造る製鐵所及び造船所設置の必要とを感ずるに至り、種々工事を起すべき必要は、應接に遑あらざるの概ありき。されど公はます〳〵發奮して邁進せられ、汽艦の附屬品として持ち渡らるべき修覆器械の外、更に製鐵器械を註文し、一方にはコットル型晨風丸の製造を始められたり。されば海軍の初歩を擧ぐべき經營に對する本年の公の腐心は、前年の砲臺銃陣接納による苦心に倍蓰せりといふべきなり。

去る四月長崎にて進水したる晨風丸は、長さ十二間、幅三間の木造船なるが、愈〻是月より其内部の工作に取りかゝりしに、教師は松材を檣に使用すべしといひたりしを以て、東洋の直幹の松を産せざるに困じたる工匠等は、杉を代用せんとて其材を示しゝに、是は粘りなくして用に中らずとて採用せざりしかば、彼等は近き彼杵、高來郡の山々に之を索めて遂に得ず、大に當惑せり。然るに七月に及びて飛雲丸の柱も亦損じたるを以て、佐嘉より佐野榮壽左衛門來崎し、(一)長崎の瀬ノ脇に組み立てたる幕府の蒸氣器械を當分借り受け、該場所と我鵬ヶ崎との取替について極密に探偵すべく、(二)蘭人の鐵地金を買ひ入るべく、(三)薩藩製造蒸氣船の長崎に回航して蘭人へその改造を囑むてふ事の眞否を明にすべく、(四)渡來の英船の有する新發明の彈丸を手に入るべく、(五)人造硝石製造法を傳習すべく、(六)本年亦傳習蘭人の渡來するや否やを知るべく運動せり。斯くて檣材の松は、肥後國益城郡の山中に數株を發見しければ、これを伐り出して海上長崎に牽き來りしに、匠工これに墨繩を引て曲直を檢せしに、根木より末口までの間には二尺許り彎曲し

蒸氣船建造費の調査

ゐたりき。されど是にて檣材の一件は埒明きしが、檣材の松に限るは難題とて之を蘭人に問ひしに、歐洲の松はすべて直幹なり、さらば日本には直幹のものは無き歟とて大に驚異したりしが、別に材木を組み立てゝ檣を造る法もありといへり。公は該船を御番方に附して戍兵を海路より送る用に擬せられ、而して更に蒸氣船を製造せんと企てられたりき。

是秋精煉方に命じて蒸氣船製造費を調査せしむ。よりて九月に至り精煉方より、十間餘の蒸氣船建造には、鐵板は有品(蘭商より買ひ入れたるものなるべし)を用ゐるとして、工費金八百兩、蒸氣器械を打ち立つる工費千六百兩、船具幷小スループ費三百兩、其他工事の廨舍及び地牀、鵬ヶ崎よりする器械の運搬、蘭人出入等の諸經費三百兩、總計金三千兩を要すべし、若し木製の船ならむには、工費金七百兩にて打ち建て、他には銅板釘及び內外の板張に四百十兩を要するのみにて、總計千百十兩にて成るべしと申し立てたり。然るに是月破損を修覆せんとする長崎の露國船より、蘭人を介して我飛雲丸にその備砲を託したき旨の交渉ありしかば、聞役より急報して伺ふところありしに、公は直

に聽許せられ、且つ其砲を移すには、便利の仕掛等あらんとて、杉谷雍助、兵動忠平、福谷啓吉等を遣はして之を視察せしめられしが、石田善大夫、宮地平大夫、石井茂左衞門亦大砲其他を圖に寫し取るため、急行出崎すべく命ぜられたり。時に薩摩にありては蒸氣船改造のことは虛聞にすぎざりしが、亦大に海軍を起すに鋭意したりしに、不幸薩摩侯は七月に永眠せり。

佐嘉の白帆注進を廢す

癸丑甲寅米艦の防備なき江戸の虛を衝くや、曾て艦影だに見ざりし事とて、士民は驚擾を極めて俄に攘夷の叫びを惹起したりしが、爾後は露英佛諸國の船艦も盡く長崎に渡來し、外交の正門に巍然たる我藩の新防備を瞻望して、同じ日本ながら江戸とは宛然別域の觀あるに感歎したり。これ畢竟我藩の外交に慣れたると、軍備充實して士氣振作したるとに由る所なり。

爾來長崎に入港せる船舶の數

されど爾來長崎に外國船艦の出入する數十度に止まらず、累計して百幾十艘の碇泊ありたることなれば、其寧靜を保持すべく警固に竭せる佐嘉の既

ぎは實に意想に超ゆるものあり。蓋し長崎より白帆注進あるや、諫早の矢上屯營より直に人數を繰り出すとゝもに、佐嘉城下には鐘と盤木とを撞き立て、之を聞ける士は盡く大組頭の宅に集まりて命を待つを例としたるが、その一番早速立の人數の、卽時本莊津より諫早に渡航し、九里餘を陸行して長崎に繰り込むにつれ、次の指揮に從うて二番立、三番立と順次に繰り出したるを以て、この四五年間の如く鐘、盤木の頻打せらるゝに至りては、唯奔走に憊るゝあるのみ。元來白帆注進は、港外の峯々に各遠見番ありて、海際なる白帆の筍の如く眼鏡に映ずるや、合圖を以て之を長崎に報知し、よりて長崎より更に諸方に知らすべく仕組みたるものにて、其注進はもと晨旦にありて日暮佐嘉に達するを常としたりしに、蒸氣船の發明ありてより、宵に夜中に該注進の鐘、盤木を聞くのみならず、春秋の汛季なくなりしため、嚴冬にも亦斯報あるに至り、ために煩忙は年一年と加はり來りたり。されど長崎に於ては一度も大砲の火蓋を切りたることなきより、該市民は狎れて又白帆注進かと嗤笑するに至りたりしを以て、機敏なる公は已に之を悟られた

白帆注進の合圖打方を廢す

りしが、折恰も開港貿易を許す時宜となりたれば、其となく此空騷ぎを止めんと欲し、五月諫早の領主益千代へ、『長崎表御警備につき、從來該地への出張を迅速ならしむべく、矢上村其外へ土著仕組をなしたりしに、家來共よく粉骨勉勵して其任に努めたるを以て、かくの如く行き屆きたる不虞の警備を爲し得たり、尙此上とも將來の繼續を圖るべし。』と特に褒詞を與へ、六月より佐嘉城下に於ける鐘、盤木の合圖は追々之を省約せんとて、露國其他數箇國諸船の時々渡來するあるのみならず、和蘭商船も亦汛季に拘らず數艘入津し、且つ公儀に買ひ入れられたる蒸氣船も數艘運用を爲せば、旁々自然見違もあるに至るべく、因て以來は白帆注進の合圖打方を止め、異國船の邪正を糺して、早速立の人數を差し立つべき時にのみ合圖をなすべしと定められ、只白帆注進のみ長崎仕組方御番方に例の如く報ずることゝなれり。是より佐嘉城下にゴン〳〵ガタ〳〵の響きを聞くことやみ、時代は沈默の裏に開國に進入したりき。

長崎人の間に行はるゝ怪說

虎疫流行

彗星天に亘り、虎猨痢流行す

此の如く長崎は靜謐を保ちたりしが、茲に一の恐慌を爲すべき殃生じたり。天明寛政頃よりの事にや、長崎市民間に奇怪なる風說行はれて、世の末になればトンコロリンといふ病流行し、人類は其病毒によりて滅盡するなりと傳へられたり。トンコロリンとは、其病に罹らむか、猶鐵砲によりて射殺せらるゝ如く、トンの一聲を聞くと同時にコロリンと僵るゝに至るてふ意味にして、猛烈の急病をいへるなり。然るに恰も彼のゴン／＼ガタ／＼の白帆注進の停みたる頃より、猛烈なる暴瀉病流行し來り、初め長崎に發生して我士民の彼地にあるもの數人をも斃したりしが、端なく佐嘉にも蔓延し、昨日までその强壯を誇りしものも、今日は激烈なる水瀉をなして四肢忽ち厥冷し、やがて脈絕えて絕息するに至れり。されば一般士民は是が即ちトンコロリン病なりとて恐怖すること甚しく、家々は薄暮箕を叩き聲を放つて之を追ひ、士の宅には雷銃を空發して之を脅すもありしを以て、恐慌は

漸次郷村に及びて、浮立蟲追の如く、大鼓鉦鼓を打つて之を驅るに至り、その聲は城下の四圍に滿ちて光景慘凄たるに至れり。是れ虎烈剌病流行の起りなり。

彗星出現

然るに八月に至りて彗星現はれたり。初昏より西北に見はれたる該星は、夜に入りて光芒鮮明に尾を曳くこと稍長かりしが、何日を累ぬるに從うて漸々南に進み、正西に及ぶ比は、其尾は半天に亙りて光芒甚だ大に、明月の夜も其光を減ずることなし。さなきだに虎狼痢の流行劇甚にして柩を送る日を逐うて增加するに、更に天空に此の如き怪星の出現するあるに至りしを以て、皆人仰觀して安き心なく、或は今や人類滅盡の時は迫り來りたり、或は大亂起らむとてまづ彗星を兆すとて恟々寢食を廢したりき。公は侍醫に命じ、その宿直以外のものをして郡郷を巡回し、衆醫を指導せしめて醫藥治療に遺憾なきを期し、政府よりは諸神社に令して病難轉除の祈禱を修めしむ。然るに彗星は漸々南するに從ひて光芒薄くなり、凡そ五十餘日を經たる九月末に至りて西南に其影を沒したり。

此の如く外交物議の央に、更に天變災告に遭ひたることゝて、佐嘉士人は大に驚愕狼狽したりき。蓋し佐嘉は、長崎に近きより種々新知識を輸入する便ありしが、殊に新砲臺成りて彼地に交番する人數非常に増加するに及び、以前よりも頻繁に外國の新聞を接納するに至り、よりて淺薄ながらも西洋知識は一般に普及したり。されば他藩のたゞに華夷を論じ鎖攘を唱ふるを嗤ひゐたりしが、實際には外國の情勢に眞に通ずと稱すべきものは殆どなく、かの蘭學者の如きもその知識は淺膚の域を出でざりき。這次この災告に遭うて周章したる所以のもの、亦實にこゝに存す。されば去年來外交の變の朝廷を震駭し奉るや、士民の激動の癸丑よりも深刻なりしは必然の事にして、幕府は遊惰を改めずして偸安を貪り、堀田閣老に蘭癖を振り舞はさしめて權威を誇耀せんとすと稱せられしが、江戸の青年書生は之を屈辱なりと憤慨して、市中の人氣を激昂せしめたり。深川門作(後に亮藏)恆端は昌平黌の書生寮に寄宿して經學を修め、眞影流劍術の達人なりしが、常に之を憤慨し、折もあらば堀田閣老を斬らんと意氣込みたりしが(井伊侯大老職と

なるや、六月の末京都にて失敗したる堀田と、上下の人望を失ひたる松平伊州とは免職せられたり)或日櫻田の藩邸に往かんと數寄屋橋河岸に差し掛るや、破落戸現はれて無禮を仕掛け、彼の叱責に逢うて其まゝ河岸を下りて逸走せむとせり。よりて彼は追及して陳謝せしめむとせしに、豫て巧みたりと見えて、その仲間河岸の上より薪を採りて亂擲したりしかば、深川大に怒り、脇差を拔いて薪を左右に受け流し受け拂ひつゝ驀進し、よりて惡漢共も流石に恐怖して四方に遁げ散れり。されば群集の市民はいづれも深川のこの働きに舌を卷いて激賞しゐたりしが、中に藩邸に出入する商人も交りゐたりしを以て、其話は忽ち邸内に弘まれり。重役等之を聞き、深川には平生酒を使ひ氣を鼓して激論する失あれば、卽今の際に都會にあるは身を誤らんとて、遊學滿年なるを幸ひ、諭して歸國せしめたれば、彼は已むなく江戸を出發し、途次京都に立ち寄りて藩邸の澤野源左衛門(富之助の改名)に會し、江戸武士の腰拔によりて宸襟を惱まし奉る、而も公卿は盡く柔弱にして輕薄浮浪の處士輩に飜弄せらるゝのみと腕を扼して慷慨しければ、澤野聞いて、公

深川門作岩倉卿に會晤す

家とて盡く輕弱にはあらずとて、岩倉侍從具視卿に紹介して密に謁見せしめたり。かくて彼は岩倉卿に會晤して種々の談論を交換したりしが、勇氣は外物を恃みて起るものにあらず、只我確信する道義の念に立脚して動かずば、生死の念は消えて渾身の勇となるとて、公卿等の時事に苦悶する狀を見ては、浪士となりて自ら京都を守護せんとの念を動かしたれど、猛に反省を加へて佐嘉に歸れり。後岩倉公は此時の事を語りて、吾人の藩士を延見したるは深川亮藏に始まれど、頗る悟るところありきと言へり。蓋し公は彼に會するに及んで、軍備充實を待つて時事を解決するを怯懦なりとなし、剛膽以て正義に驀進すべしてふ意を定めたるが如し。されば深川が慷慨論は老輩の耳目を驚かし、目附等は以て注意人物となしたりしが、公は之を擧げて世子の近侍と爲し、以てその文武の教育を託せられければ、深川は感激して其左右に仕へたり。かくて彼は終に家令となりて歿したれど、攘夷思想は終身、衰へざりき。

枝吉次郎種臣（後の副島伯）は留學して京都にあり、堀田閣老が、滯京公卿の間に

枝吉次郎楠木正成兒島高德の肖像畫を齎し歸る

斡旋せし頃、在京諸藩の浪士と交を結び、常に日本は一君の義を以て、君臣の分、華夷の辨、政治の大綱を說くべきを論じ、以經解經の說の下に朱王の辨を破り、國史漢史に權變を加へてよく簡潔に綱領を擧げ、以て尊王論者の褊狹なるを闢きたりしかば、有力の士に畏敬せられたり。されば其所論は、外國事情をいうて幕府の衰威を張らんとする說に甚大の打擊を與へたるが、堀田閣老東歸の後、彼亦歸藩し、五月二十五日の義祭には、京都にて畫師に寫させたる楠木正成、兒島高德の像二幅を壁上に掛けて同盟に示せり。然るに兄の神陽は、服裝其他に故實に違ひたる點少からざるより、其畫像を贋物と鑑定したりしが、次郎は、是は確實なる傳來を有せるものにて、殊に楠氏像の如きは髭の數を數へんばかりに精寫し來れるものなりとて容易に服せざりけり。神陽は才氣縱橫にして談論風發し、次郎は沈摯にして言語簡勁なり。その品質は互に異なれども、共に博覽強記、一世を風動して尊王論を主張したるは同一なりき。

第六十三章　五箇國條約締結

重ねて米國條約改正の諮問を答議す

江戸に於ては、是月上旬の比より井伊掃部頭直弼侯大老職となりしが、將軍の繼嗣は紀州侯に定まりしを以て、齊彬侯の宿志は畫餅に歸せんとするに至れり。尤も此繼嗣決定のことは、堀田も京都にありて知らず、井伊侯自身亦耳せざりきとなん。蓋しこは附家老水野土佐守忠英專ら運動したりし結果、溜間衆の多くも亦これに傾き、ために將軍の大奥と御側衆との間に畫策せらるゝに至れるにて、閣老松平伊賀守主として斡旋したるなるべしといふ。井伊家は我先君泰國公後夫人の里にて、即ち彦根と佐嘉とは兩敬を以て交はる姻親なり。されば公は直弼侯の尙世子たる時に親交せられたれども、同侯家督の後は、參府期違ひにて面會の機會なかりき。然るに直弼侯は水戸侯に慊からずして、癸丑の變後は京都守護となりて江戸を離る

井伊侯始めて衆目に映ず

るに至り、ために幕府擁護随一の家として、陰に幕政の監視はなしつゝも、阿部閣老の在世中はさして容喙するところなかりき。かくて堀田閣老が去年米領事に登城を許さむとするや、參府中の同侯はそれを援助し、本年堀田の上洛するや、侯は又其家老長野主膳(義言)を京都に遣はして周旋せしめたり。長野は、水戸、越前、薩摩の諸藩が鷹司、近衛、三條等の諸卿に入説し、朝命を請うて開港條約を拒むと共に、一橋を養君となさんとするを發見し、之を侯に報告したりしかば、侯は自家の責任として幕府の威信を保持せんと決意し、爲に始めて衆の耳目に映ずるに至れり。されば公の鹿兒島會談に譜代大名の批評ありたりとせば、そは必ず井伊侯にも及びたらんも、斯く大老とまで爲らんとは夢想せられざりしなるべし。故に該十六日前後は、江戸にてこそ政局の一變したる時なれ、肥薩にありては遠隔の地とて何等異變なく、五月中旬の後に至りて、政局更迭の飛報に接したるなりき、亦注意を要す。

堀田閣老は四月二十二日江戸に歸著したるが、二十三日井伊侯に大老職の命ありて、堀田の奉じて歸れる勅答を布達したり。かくて二十五日に大

廣間以上の大名を登城せしめ、將軍以下大老、老中列座せる面前にて、條約の勅旨につきての各自の意見を發表せしめしが、在國者には特に書面を以て諮問したりき。よりて其諮問の五月佐嘉に到達するや、六月公は左の答書を江戸に致されたり。

此度亞墨利加條約之義に付、勅諚之御旨も被㆑爲㆑在候付、篤と致㆓勘辨㆒、存慮之趣可㆓申上㆒之旨、御書付を以被㆓相達㆒、謹而奉㆓拜承㆒候。抑墨夷一條に付而者、去ル嘉永六丑年愚考之次第逐一建白仕置、其後當午年、又々存寄申上候樣御沙汰被㆑爲㆑在候に付、愚存之次第申上候通之義に而、去る丑年建白仕候趣旨之外更に存付候義無㆓御座㆒候。惣而方今萬國之形勢一變之折柄とは乍㆑申、斯迄被㆑爲㆑惱㆓宸襟㆒候御事、爲㆓臣子㆒實に以奉㆓恐入㆒候次第、右に付去ル丑年建白仕置候通、尚又屹度御國威相顯、華夷之分別判然と相立、御威力萬國に相輝候樣、御指揮被㆑爲㆑在候樣奉㆑存候事。

是春の答書の意味と異なる所なし。軍備充實、士氣振作は今や攘夷論者の常言となり、過日の勅答に、諸侯の議を凝らして外事に對する方針を申し立

公の軍備充實論は經驗實行に出でたる著實の論

てよとあるも、亦是より出でたるものに外ならず。されば此語は後には朝廷の幕府を苦しむる套語となるに至りたれども、公の之を說かるゝは癸丑以來一貫したるところにして、實行より出でたる著實の論なるを甄別して見ざるべからず。蓋し實際に大改革を行ふは俗論家の忌み嫌ふ所にして、奢侈を抑へ、質素を主とするは、的面幕府の威嚴を損する所以なりとは、大奥の婦人等のその奢侈を飾る口實となしたるところなるが、公は是まで質素儉約令を江戶邸の奧向に實行するの甚だ難かりし事によりて、その然る所以を熟知せられたるなり。さて慷慨志士の尤も注目して憤慨したる點も、亦幕府外觀の奢侈にありしを以て、攘夷論と開國論との別は、儉約と奢侈との趣向相反せるにありといふべく、かくして此改革の因循は朝廷、幕府の不和を釀し、遂に國家を激論の渦中に投じて慘禍を激成したり。

井伊大老の米國條約締結、將軍の繼嗣定まる

井伊大老假條約に調印す

公使江戸駐在と四港の開放

然るに支那にありては、去々年の廣東戰爭について、本年英佛聯合軍は北進して天津を燒き、遂に五月二十八日（一八五八年六月二十六日）天津條約を締結するに至れり。されば英佛は是より轉じて我日本に來り、以て開港を迫るべしと思惟せられたりしが、其月の末長崎に米國船一隻入津して、英艦渡來の新聞を傳へ、次で又一隻入津して同じく下田に向ひ去れり。然るに下田に在る米國領事ハルリスは、此報を得たるに乘じて條約調印を迫りければ、井伊大老は、勅許を請はんとするも事急にして如何ともする能はず、已むなく其責を自身に負ひ、六月二十日井上信濃守、岩瀨肥後守の二人の委員をして、翌日起草の神奈川（横濱）以外に兵庫を開き、江戸にミニストルを駐在せさせ、私貿易、及び信教等を許すべき假條約に調印を爲さしめたり。これ我開國貿易の始めをなすものたれど、實は一時を糊塗する權宜の處置にして、國是は依然鎖國の上に立ちゐたるなりき。されど曩に貿易の解放につきて、長崎にて蘭國と條約を締結したるは、既に私貿易の端をなせるにて、ために是に至りて各國公使の江戸駐在と、箱館、長崎、神奈川、兵庫四港の開放とを餘儀なくせら

るゝに至り、而して更に之を露英佛にも許すに至りては、世界より寄せ來る大勢は到底日本の抵抗を許さゞるに至れり。されば京都の政治運動家なる者の、空拳を擬げて攘夷を幕府に迫りたる如きも、實は開港に對する防備の薄きを責むるとゝもに、外國に國威を顯揚すべき改革を促したるものにて、唯其言の顯はれて勅答となり、違勅となるに及んでは、國內には此條約調印の事を不臣の罪惡と看做す者あるに至り、よりて斯輩は爾來物論の種子を蒔いて公武の間を睽離せしめたれども、萬國の大勢は此種の僻論を一掃せずんば止まず、即ち益、速力を加へて掃蕩の步武を進めたり。

却說井伊大老は神奈川條約の締結を英斷して一世を驚倒せしめしが、續いて將軍繼嗣の確定、不人望なる閣老の罷免等の事ありて、五六月の比の幕府には內外の難件蝟集したり。然るに京都にありても、外國と和親條約を結ぶは、時勢上最早是非の論をまたぬ公議となりたれど、京都の公卿は處士浪人に煽動せられて、只鎖國の觀念に驅られつゝ、濫動を事とし、幕府の親藩尾張、越前等及び外藩薩摩、土佐等の有力なる諸侯亦朝命を以て一橋を繼嗣

鷹司家と九條家との隙

に定めんと人を派して畫策したりしが、一方井伊大老亦條約の勅許を得んと運動したりしを以て、公私混淆の紛論は全市に瀰りゐたりき。かくて是まで關東に幕政を與り聽ける水戸老侯は、鷹司關白政通公の內縁により氣脈を朝廷に通じたりしに、鷹司公老いて九條尙忠公關白となるに及び、專ら朝意を承けて諸事を執行するに至れり。蓋し兩家は由來仲惡しく、其邸の如きも、堺町御門內にありて東(鷹司)西(九條)相對したりしを以て、是春堀田閣老の上洛せる時の如きも『世の中は欲と信の堺町、東はあづま西は九重』の落首ありし程なりき。されば鷹司は欲のために關東の味方をするなどと謗られたりしが、堀田が關白によりて事情を陳述したるより、忽ち世評一變し、鷹司太閤を目して、上意を佐け、攘夷を主張して、幕府を抑ふる正議派の首領と言ふに至れり、乃ち當時京都に集まりたりし論客の多くは、政治に關しては何等の主義主張なく、只尊王攘夷の題目の下に、朝威を假りて當局者に抵抗するを能事したりしを知るべきなり。故に外交條約の批准、將軍家の繼嗣爭などの公私の問題を、幕府に於る政權爭奪の具に供せむとして互に

紀伊慶福侯將軍の繼嗣に決す

尾水越三侯押掛登城をなす

憎嫉猜忌する狀態を呈するや、さきの關東方は今の水戸方となり、鷹司太閤を首め、近衞、三條諸卿の一派は水戸に左袒し、九條關白の一派は江戸に左袒し、以て兩黨に分れて紛論抗爭、時局を益〻困難ならしめき。亦後人の理解に苦しむ所たり。されど當時局外にありて冷靜なる觀察を下せる者は、是を只幕府の改革の暗流より生ずる現象となして、さして重きを置かざりき。

かくて井伊大老は文恭公の孫紀伊の慶福侯を將軍の繼嗣に定め、六月朔九條關白により奏聞して勅許を請ひしに、其勅書は二十一日江戸に到達せり。因て二十三日京都に失敗したる堀田備中守と、俗論の魁といはれし松平伊賀守との閣老たるを免じ、太田備後守（遠州掛川城主）、間部下總守（詮勝、越前鯖江城主）、松平和泉守三人を入閣せしめて、いよいよ繼嗣の發表をなさむとしたるに、尾張、水戸、越前の三侯は、條約繼嗣の兩事を議すべく、申し合せて押掛登城（不時登城をいふ）をなし、殿中にて井伊大老と大議論に及びたり。されど大老は之を論破して空しく退去せしめ、翌二十五日諸大名を登城せしめて、紀州侯を養君に定むる旨公示せり。

時に羸弱の家定將軍は、其頃より脚氣を患ひしが、病勢次第に亢進するを以て、大奥は下谷に開業して名聲高き我藩醫伊東玄朴の蘭方醫術に精達するを聞き、俄に之を召して將軍を診察せしめんとせり。即ち七月五日玄朴が病家を回診せるに、若年寄の家來等追跡し來り、直に同伴して登營せさせ、奥醫師に命ずる辭令を渡し、其儘將軍の寢室に延き入れて診察せしめたり。凡そ幕府の藩士を召し出すには、本人を同道して閣老邸に出頭すべき召喚狀を藩邸の留守居に與へ、その出頭するに及んで、更に閣老より召出の辭令を本人に渡し、かくて御役の命あるを例としたるが、這次は極く緊急の事とて、此く違式の取り計ひをなしたりしにて、閣老久世大和守よりも我留守居を喚び出して、全く火急のために事の前後したる旨を陳述し、以て正式の書附を交附せり。されば藩邸には從來類例なき事とて、藩邸の體面にもやかかると疑惑したれども、その已むを得ざる事實によれるを確めたれば、急使を以て委細佐嘉に申し越したり。

是日一方には尾張、水戸(老)、越前三侯に隱居謹愼を命じ、邸内に蟄居せしむ

紀子紀侯推立の贊助を近衞公に強要す

るとゝもに書信の往復を禁じ、又一橋卿の登營を停めたり。是れ前月の押掛登城の譴責に外ならざれど、而も一橋推立の運動には、薩摩、越前の、兩英主を首とし、知名の人も多く連累せりと稱へられたり。もとより公は去年來在國にて、此事には干係あるべきにあらねど、由來時局に對しては薩摩侯と主義を同じうして、阿部閣老を援けられたれば、亦其由なきにしもあらず。さはれ繼嗣に一橋を推すは、既に丙辰年に述べたるが如く、元薩侯の阿部に慫慂したりしに起れることにて、其春薩侯は公と引き違ひに參府して姪篤子の政婚を遂げ、その後篤子をして大奥を調和せしめんとしたりしに、紀侯推立の勢力中々强盛にして、却て篤子は養父近衞公へ紀侯を立つる贊助を求むべく强要するに至りければ、薩侯は前月の初め近衞公に書を送り、其然るは本壽院、老女歌橋等が一橋を好まぬ故にて、決して將軍の意に出でたるにはあらざる旨申し越したりといふ。思ふに公は時事に關して薩侯と提攜せられたれば、繼嗣問題も亦間接に同意せられたりしなるべく、去々年の參府中には、阿部閣老ともこゝに談及せられたりしならん。去年薩摩へ内

使を遣はせる外、阿部の死を聞いて參府を猶豫せられ、薩侯亦同じく參府を猶豫したりし如き、此間の消息を語るものといふべく、四月の會談の如きも、亦此事に論及ありたらんと偲ばるゝにぞ。かくて薩侯が情をいためて政婚を結びし苦肉の策も畫餅に歸したるは、碁家の所謂打ち過ぎの評を免るる能はざるものなれど、要するにこは政策の齟齬にして、外交上の主義には何時異變なく、隨て公に於ては更に痛痒を感ぜらるゝ所はなかるべし。さてかの紀侯の養君たるを發表する前日に、三侯の押掛登城をなしたりしは、家定將軍をして赫怒せしめ、一方其事外交問題に搦みて內亂を誘起すべき恐れありしを以て、將軍の病漸するに拘らず、卽時譴命を下したるなり。かくて此事は公武の間を紛糾せしむるに至り、終に內亂の動機となりたりき。

露蘭英佛の使節江戸に集まる、家定將軍薨ず

當時長崎の狀態は依然と平穩なりしが、こは各國使節の瀨をかへて關東

英國艦隊品川に到る

に向ふに至れるがためにて、六月露國の提督プーチャチンまづ神奈川に渡來して條約の締結を要求し、次で長崎の蘭國領事ドンクル・キュルシウスも亦私貿易の條約を締結すべく江戸に到れり。

然るに、七月五日に至り、更に品川灣に英國の艦隊渡來せり。是は英國より特派せられたるものにて、貴族勞德(ロード)(爵)エルヂン氏特派理事官となり、軍艦四艘の外に、前年女帝より我邦に贈れる廻遊船インペロルをも率ゐたりしが、東洋艦隊司令官サー・ホープ提督亦命令書を齎して同航するあり、隊伍堂堂舳艫相銜んで五日品川に到著したるなりき。されば彼等は廻遊船を獻ぜんとて堂々たる態度を採り、陸上に相當の旅館を供せられたしと請ひたりしを以て、高輪の東禪寺を其旅館に充てゝ此に入らしめたり。時に將軍は病勢益險惡に陷り、八日に及びて薨去するに至りたりしも、かゝる際とて喪を祕して發せず、通常の如くエルヂンと應對を續けたりしが、前年も米國軍艦の渡來中に前將軍愼德公薨去し、今亦米露英蘭の使節の江戸に集まり來りて、開港貿易の條約談判をなす央に、將軍の危篤を傳ふるを以て、京都よ

家定將軍薨す

英使の登營と品川の廻遊船獻上式

り遂に幕府に向け、事體重大なれば、大老若くは三家親藩の一人上洛して事情を具申すべしとの朝命あるに至れり。かくて其命は六日江戶に到達したるが、日を踰えて家定將軍薨じければ、當局者の井伊大老は趨命を許さず、因て九日老中間部下總守委細の事實を具して上洛すべしと奉答したり。

かくて十日には蘭國領事キュルシウス、永井玄蕃頭、岡部信濃守(在府の長崎奉行)岩瀨肥後守と改正條約に調印し、十一日には露國使節プーチャチンも亦江戶に於て永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀨肥後守、津田半三郞と改正條約の調印を畢へたりしかば、翌日に於る其登城には、將軍の喪を祕せる事とて、嗣君紀伊慶福侯名代として之を引見したり。さて愈〻十八日に及び、英國使節エルチン卿は、登城水野筑後守、及び前記五名等と城中にて條約の調印をなし、畢つて品川海に於て廻遊船獻上式を擧行し、英の國旗を撤して我日章旗を揭げしかば、品川砲臺よりは二十一發の祝砲を發し、英國の兩艦亦これに應じて答禮砲を放てり。然るに今度は前年米使ペルリが祝砲を發したる時とは異りて、其盛儀を觀んとするもの多く、江戶市中の男女を滿載した

佛艦亦條約締結のため渡來せむとす

る縱覽船は、思ひ〳〵に粧飾を凝して數百艘海面を蔽ひたりしが、祝砲を發する頃には、已に夕陽も富士が根に落ちかゝりたりしを以て、萬燈は一齊に海陸に星を亂して波間を照らし、更に頃刻にして明月水平線より昇りて高く空に輝きわたれり。かくてエルチン卿は、江戸をしてこの大賑ひを爲さしめたる後、下旬より舳艫相銜みて出航し去りしが、軈て又佛國の使節バロンクルーの軍艦も亦渡來して、條約締結の希望を果さんとしたりき。情勢已に此の如し、されば將軍の喪を發する能はずして其間に處したる當局の苦痛は、亦想察するに餘りありといふべし。

薩摩侯薨ず、間部閣老上洛諸士を捕縛す

時に夏以來肥薩にありては虎狼痢病の流行益〻甚しく、薩摩の齊彬侯亦七月八日(卽ち將軍の薨ぜし日)發熱を犯して練兵を覽じたる爲め病勢急に進み、十六日遂に薨ぜり。これよりさき江戸の政治狀態には變化を生じ、井伊大老十歲の家茂將軍を輔佐して外交の難局に當りしを以て、薩摩は水越土諸藩士と

齊彬侯薨去後の薩藩の態度

ともに猛烈なる運動を開始するに至りたりしが、公は先輩の國主としては水薩二侯を敬重せられたるも、實は水戸の老侯にはさまで推服せられず、唯齊彬侯とは膠漆もたゞならぬ交情ありき。されば、公は江戸にて同間の諸侯を、國内一致の傘下に集めむとする侯の力に、深く信頼せらるゝところありしが、去る四月の鹿兒島に於る邂逅の會見が永久の別離となるに及び、爾後薩摩の意向の急變せるを見られし公は、修理大夫存生せば、この變化の時局に爲す所あらんにとて、晩年まで痛惜ありて止まれざりき。かくの如く其他の同列國主にはさして希望を寄せらるゝなく、只管同侯と親交ありしかば、彼の最後の款談の如きは、尙更心床しく思はるゝにぞ。さて侯の薨去後劇變したる薩摩の擧動については、須らく愼重の批評をなさゞるべからず、ついては先づ事實を時間に對照する必要あり。四月侯の公と會見したる時には、未だ堀田閣老の京都出發は兩者に知られざりしが、國防に關する意見は兩者吻合しゐたりき。然るに、翌五月彼藩士にして江戸に一橋推立の運動を爲しゐたる西郷吉之助は、鹿兒島に歸りて、紀州黨の井伊侯を大老

所謂齊彬侯の遺志

に推して、養君を決定せしめたるを告げたるが、其後七月より彼は再び京都に赴き、近衛公によりて井伊大老排斥の運動をなしたり。然るに薩摩侯が兵を率ゐて上京する風說さへありしに拘らず、間部閣老の上京を見たりしかば、西郷は倉皇遁げ歸り、爾來世は、薩摩の京都に於る政爭は齊彬侯の遺志なりと稱道するに至りたりき。されど事實に當りて考ふれば、疑はしき事ども少からず。蓋し元來齊彬侯は、外樣とて、將軍繼嗣の事に干涉する家にあらず、されば之を敢て主張せる本意は、幕府の根本を鞏固にし、以て內を統一して對外の政策に後援を與へんてふ、國家を思ふ誠心に出でたるにて、決して水戶に加擔して政權を爭奪せんなどの陰謀にあらず、されば井伊大老出でて紀州侯に定めたる以上、尙井伊を排斥して必ず一橋を立てんてふ執著は無き筈なり。

江戶、薩摩は三百四五十里を隔つ。されば交通不便なる當時にありて、この間を旅行するには一箇月以上を要し、通信亦普通の飛脚にては殆ど一箇月を要したりしを以て、東海道四日著の大早打にても尙十二三日を經では

紀州侯推立の報の鹿兒島に到達せるは齊彬侯の死後なり

江戶より到著せざる程なりき。されば四月二十三日、西鄕の、井伊侯大老となりて養君を紀州侯に定むべきを聞き出すや、直に急行して鹿兒島に歸りたりとて、其到著は五月の末なるべし。而して江戶にて井伊大老が、紀州侯養君の勅許を尾水越三侯の押掛登城を經て發表したるは、六月二十三、四、五の三日間の事なれば、其報知の鹿兒島に達せるは齊彬侯死後のことなるべく、加之西鄕の上京は侯の發病前か乃至遲くも七月上旬なるべければ、旁々侯より井伊排斥運動の旨を含めらるゝの由なきなり。七月七日に於る宇和島侯への侯の答書に、『老龍公(水戶老公)百間の大艦思立ち、誠に無用の最と奉存候、夫よりも蘭國へ注文し、三十間位の船出來候方宜敷奉存候。左樣の思召故、閣老も嫌ひ、橋公不爲にも相成候儀致方無之、井伊へ小子の心中御說話千萬忝奉存候、尙又宜敷奉希候。』とあり、依然其意見の穩健なるを見るべし。されば侯が存生ならむには、井伊の紀侯推立を聞くとも、亦必ず相談して幕府の廓清を遂げ、以て國內一致して外國に對する畫策をなしたるなるべく、必ずしも此際水越と比周して京都を動かし、以て公武の不和を釀す底の無

所謂薩侯の遺志は策士輩の蜚語のみ

暴をなすべしとは謂ふを得ざるなり。まして侯は紀侯の養君に定まりたるを聞いたるまでならずや。然らば自ら四月までは『又者浪人共立身の爲め口に任せて中立』と罵れる徒輩と忽ち抱合し、畏くも朝命を要請するとゝもに幕府を脅迫すべき旨を西郷等に含めむとは、到底想像するを許さゞることなり。因て考ふるに、繼嗣問題の行惱について、侯の近衛公によりて一橋に勅命を下されんことを奏請したる跡あるより、京都の策士等は尾水越三侯に隱居の命ありしを機として、反動的に尊王攘夷の激浪を捲き起さんと謀り、義侠に脆き西郷が同意を得るに及んで、浮説蜚語の種を播したるにてあるべし。

齊彬侯は嗣子なく、ために弟和泉久光の子忠義を養嗣となしたりしが、死に臨みて久光へ『國家の爲めに、公武を一和し海内の人心を統一し、以て四邊の海防と皇威の發揚とに力を盡すべし。』と遺言したりといふ、侯の本領はこの數言に外ならざるべし。是れ薩藩が順聖公の遺志を説いて公武の間に運動するに至りし最初の動機にして、京都にありし西郷は、九月間部閣老

公薩藩と疎隔す

が捕縛を行ふに及び、平野次郎、僧月照等と遁げ歸りて途に入水を企つるの窮境に陷れり。さて公は、啻に從兄弟の故のみならず、亦意氣投合その經綸を同じうせるより、齊彬侯とは膠漆も啻ならざる親交を重ねられきと雖も、兄を排して自ら立たんとしたる底の弟久光の如きは喜ばるべきにあらず、よつて齊彬侯の薨去後は、兩敬の交りは改めざれど、故態に復して薩摩とは疎遠になられたり。

遂に米蘭露英佛五箇國と假條約を締結するに至る

江戸は露英の使節艦も追々出航して平常に復しければ、八月八日に家定將軍の喪を發し、田安慶頼卿を後見職となし、井伊大老これを輔佐して養君慶福に將軍宣下の手續をなせり（慶頼卿は越前慶永侯と我夫人との兄なり）。二十三日將軍の凶報佐嘉に到著したるを以て、家老鍋島周防を弔使となし、宗室神代織三郎を將軍世替りの代禮使者となし、以て相繼いで途に上らしめたり。然るに此間江戸には佛國の使節グローの軍艦渡來し、條約の談判を開きて、登城調印を遂げ、九月六日に及びて出帆し去りたりしかば、是に於て米蘭露英佛の五箇國と假條約を締結し、五港を開いて私貿易を許すこととなりたるを以て、

京都の勅許を得て本條約の調印を爲さゞるべからず、よりてさきに定めし如く、老中間部下總守は井伊大老に代りて上京すべく支度を急ぎたり。外國と開港條約を交換するは、方今に於る國際の通誼なる以上、一國の君主の支へて拒み得べきものにあらず。されば或程度まで之を許すべしとは、既に薩摩侯の答議にいへるところにして、我公にも異論なきは勿論、水戸老侯も承知したるところなるに、同侯は依然固陋の論を改めず、聞くところによれば、吾は從來の言掛りにて尙攘夷を主張すといへりといふ。尤も公はかく或程度までの開港貿易を是認せられたりと雖も、藩としては外防の責任あるを以て、攘夷の基礎を踏まふる事いよ〳〵固く、外國と結約すとも、渠の野心は不測なりとて防備を嚴重にするいよ〳〵盛に、常に機を失はず打ち攘ふの用意を怠るべからずと警告せられたり。然るに幕府は一向防備を怠りて國威を失墮し、朝廷の悲觀と志士の横議とを惹起して顧みる所なかりしが、諸藩亦多くは怠惰に過ぎて攘夷に堪ふるもの乏しかりしを以て、遂に憤慨して藩を脱出する志士あるに至れり。さはれ是等志士の所論も只

條約締結と攘夷の防備との共に必要にして別なるに想到せず

無下に外國船艦を砲擊して我武威を示すべしといふに止まり、條約の締結と攘夷の防備との、共に必要にして別なることに想到したる者は幾何もなかりけり。且つ國際の通誼なるものは、天皇親ら各國帝王と對等に交はるべきを必要とするを以て、此大權に限りて將軍に委任せらるゝを許されざる筈なるに、時人は一向こゝに考へ及ぶなく、前月江戶灣に行はれたる英國の獻船式の如きも、實は該船は英國女帝より日本國、即ち天皇に贈りたるものなれば、京畿に囘航して住吉難波の海にて其式を行はれざるべからざるに、誰も英帝より將軍に贈りたるものなりといふて怪まず、亦無識なりといふべし。されば實は是時既に皇政復興の機運は到來したりしなれど、當時にありては一人としてその然る所以を稱道するものなかりけり。

枝吉次郎を謹戒せしむ、幕府水戶の京都留守居拘引

朝廷が兵庫開港を醜夷の迫り來る如く思惟して悲觀せらるゝに乘じ、處

政爭の萌芽

朝廷の要位は幕府反對黨の占むるところとなる

士浪人は縉紳家に攘夷論を入說したりしが、水越二侯に隱居謹愼の命あるに及び、是まで諸藩より京都に出動したる策士は失望して政爭を企圖するに至り、水戶の京都留守居鵜飼吉左衛門父子、越前の橋本左內等は互に結託して井伊大老排斥の運動をなし、薩摩の西鄕等亦之に加はりたり。かくて江戶にて前將軍の喪を發したる八月八日に至り、鷹司太閤、近衛左府、一條右府、三條內府、二條大納言五卿連署の勅書、幕府を經ずして直に水戶侯に下りたりしを以て、鵜飼父子は之を護りて直に水戶に歸りたるに、翌日此事の所司代に達せらるゝに及び、九條關白はこれ我內覽を經ざる違例の勅書なりと執奏したるを以て、是より九條關白、議奏、傳奏の諸卿と前の五卿一派との間には水火の如き惛嫉を生じ、遂に關白は壓迫せられて辭表を上らしめられ、次で幕府の奉答なきに拘らず、近衛左大臣忠熙公に關白內覽の宣下ありて、朝廷は全く幕府の反對黨に乘り取られ了れり。（後、薩摩の伊知地貞馨修史館にありて關白と內覽との別を辨じ、余は初め此別を知らざりしが、京都に近衛翠山公の關白職を周旋するや、同公は其宣下を受けて退朝ありし際、

內覽のなき關白にてはとて甚だ不快の氣色なるより、其譯を問うて關白と內覽とは同事異稱にあらざる譯を知れりといへり。即ち關白と內覽とを別々に宣下ありしなり。而も翠山は忠熙公の號なれば、彼の言は此時の事に當る、この宣下の亦薩摩藩士の運動に出たる事を此話にて知るべし。」時に皇弟青蓮院宮尊融法親王は鷹司太閤と共に天皇の御信用厚かりけるが、切りに是について慨嘆の聲を洩されたり。

若狹小濱の浪人梅田源次郎は山崎闇齋派の學者なるが、京都に來りて、尊王攘夷を主張し、詩人賴三樹三郎等と交はりゐたり。かくて去年長州に遊說するところありたれど得る所なく、爾來近衞家に出入昵近して策士の首領となりたりしが、是に於て西鄕、伊知地と結んで薩摩を强援と爲すべく企て、諸藩の策士と結託して條約勅許、將軍宣下を拒んで幕府を苦しむる策を講じたり。されば所司代酒井若狹守は、小濱藩主なれども梅田を近づけず、九日に下されたる違例の勅書の如きも、さうなく江戸に傳達したりしが、次で亦九條關白より、該勅書の全く其關知せざるところのものなるを幕府に

達したりければ、幕府にては是皆江京の間を惑亂する藩士浪人の所行によるものなりとなし、所司代に命じて其主謀者を捕縛せしめたりき。一方かの間部閣老は發程を急ぎ、九月三日より發途木曾路を經て上京したりしが、九條關白を掩護して復職の周旋をなすとゝもに、將軍宣下に併せて條約の勅許を得んと運動せり。

此の如く七、八月には、幕府の親藩密に人を京都に派し、縁親の公卿と處士浪人とを唆動して、井伊大老反對、條約勅許諫止、紀州養君廢立を謀りたりしが、これ血を以て血を洗ふ如き、宗家を無にしたる所爲なれど、其原意は、外國に對する防備を充實し、賢長望三備の嗣君を推立して改革を斷行せしめ、以て幕府をして國家の威嚴を保たしめむといふにありて、初め薩摩侯より親藩の越前侯に勸め、幕僚の有力者川路聖謨、岩瀨忠震、永井尙志等亦斡旋し、外藩の國主土佐、宇和島兩侯も贊助したる、卽ち殆ど識者の公論となれるものなり。されど繼嗣は將軍の意にて定めらるべきものなる以上、大奧の水戶老侯を嫌ふこと蛇蝎の如く、併せて又改革をも甚しく嫌忌せるにより、紀州

を養君となすは牢乎として拔くべからざる勢なりしを以て、改革論者は已むを得ず朝命を請うて之を壓制せんと謀りたりしに、唯行掛りより感情の衝突は猜忌となり、憎嫉となり、更に脱線して井伊排斥、將軍宣下妨害、條約峻拒となりて、終に無謀の攘夷論を激成して、公武間の不和を構成するに至りたるなり。

かくの如く將軍家の相續問題は敢て外藩の干與すべきものにあらず、就中肥前、筑前は長崎方面に全力を竭して、江戸には免役なれば、旁々大に緘默して然るべきなれど、斯く其爭論の天聽を驚かして、締結せられたる外國條約にも影響を與ふる樣にては、決して放任するを得ざるものあり。蓋し批准の有無は長崎の職責に影響する多大なるとゝもに、是まで政務の外に隱居して詩歌管絃に耽りたりし京都公家の、俄に外交の事に干與するは、容易ならざる事體なればなり。故を以て這般の消息の如き、大に留意に力めて眞相の察知を怠らざりしが、種々の紛論の如き、いづれも徒に藩士浪人の手に左右せらるゝものゝ如くにして更に定體なく、勅書の眞僞さへ辨ずべか

らずして、輙もすれば無謀の事のみ噂せられたりき。されば佐嘉にて青年書生の間に幕府の偸安姑息を憤慨したるものも、京都の風聞の適從する所なきには困じたりしが、枝吉經種(神陽)種臣兄弟は日本一君說を擴充し、將軍の、大君の名を以て敢て外國と條約を結ぶは、失體にして、内政外交共に天皇の親裁ならざるべからずと痛論せり。

枝吉兄弟の敢言

よつて兄弟謀議の結果、種臣はその尙遊學期限中なるを利用し、六月再び上京して、朝廷の、將軍の繼嗣を彼是緯はるゝは無用の詮議なり、早く將軍宣下を廢して、政權を收めらるべしてふ意見を大原三位重德卿に提出したりしに、卿は、論理の至當なるには服せりと雖も、幕府を廢して皇政に復せしむるは、事體極めて重大とて、我等の當るべきところにあらず、されば青蓮院宮の英邁剛毅にして、主上の御信任淺からざるを幸ひ、彼宮に謁見して上申を請ふべしとて紹介したりしかば、數日を經る後、彼宮より種臣を召し、伺候人伊丹藏人重賢の取次にて、所說を一應委しく聽取せられたりき。

倒幕論の嚆矢

倒幕論は是が嚆矢なるべし。

然るに聽て所司代は藩士浪人の捕縛を始めたりしを以て、種臣は去つて

義祭同盟者時事を討論す

佐嘉に歸り、城北三溝(みつみぞ)村の黄檗宗大光寺を會場となして、兄神陽を始め、義祭同盟の空閑、木原、楠田、大木、江藤、中野(方藏)、大隈等の諸人と時々集會し、時事の討論をなして互に意見を交換したり。よつて目附等は種臣の行動を奇怪として之を彈劾したれど、公は、目今時勢の變動ある以上、青年書生の、學問研究の上よりさる事あるは、已むを得ざることなり、されば法を犯さぬ限りは咎むるなく放棄すべく、唯獨斷の擧動をなして身を誤らざるやうに戒むべしといはれたり。近侍の增田忠八郎は枝吉神陽と懇交あり、よりて往いて次郎を訓諭教戒したりしが、次郎の直接京都の公卿へ政體の大改革を勸むるは、公を蔑する致方なりといふや、神陽色を正して曰く、是は怪しからず、我公を蔑して朝廷を尊ぶと謂はるゝか、抑も朝廷を尊ぶは我公の義を爲す所以にして、これ卽ち御當家を重んずる道ならずやと。神陽は國學を主に漢學を從とし、常に此義を以て書生を訓諭したりしを以て、青年のこれを傾聽するもの次第に增加せり。この頃弘道館の教職は、尚支那を中華として尊崇し、ために某生の如き、漢文に支那の孔子と打ちつけに書きて叱責せられた

公書生の自由行動に任す

りしが、蘭學の進歩に從うて西洋の思潮漲り來り、因て義祭同盟中にも、對外の事には意見の相異によりて議論を上下するもの多かりき。是より先き、公は神陽の宏才達識にして非常の器なるを洞察し、更に蘭學を兼修せしめんとて、人をして勸誘せしめられしに、神陽は、拙者は夷狄の書は讀まずとて之を拒否せり。爾後公は人をして俊秀子弟に西洋學を勸めしむる毎に、先づ其意を引いて見よ、枝吉杢之助が如く、夷狄の書は讀まぬと言はゞ絶句すべしといはれきとぞ、公が他人の信念を尊敬して之に自由を與へらるゝことと此類なり。故に時運の大變化に際しては、書生が自信の主義の下に言動するに任せ、法の許す範圍内に自由の行動をなさしめられき。されば甚しき刑罰を用ゐることなくして明治維新に達するを得たり。

京都所司代酒井若狹守は、處士浪人の公家に出入して事を惑亂するを知ると雖も、事九重に聯關して畏ければ、是まで猶豫しゐたりき。然るに今度江戸に到るや、間部の上京既に決し、又歸れば彼等の益增長する聞え集ひたりしを以て、こゝに逮捕の意を決し、九月五日まづ首謀と見做されたる梅田

所司代の處士浪人の檢擧

源次郎を捕縛して糾問し、よりて、水戸藩の陰謀を始めて知るを得たりしかば、間部閣老の大津に著せる十六日の夜、密に京町奉行に命じて水戸の留守居鵜飼吉左衞門及び其子幸吉を引致し、以て水戸藩の體面を損ぜしめたりき。かくて翌日間部閣老入京し、九條關白を掩護して復職の周旋を始め、是まで水戸に加擔したる公卿に對してその改悛を希ひたれど、近衞家の態度依然として強硬なりければ、彥根の藩士等は所司代酒井若州の懦弱なるを憤慨するに至り、よりて彼若州は漸く辣手段を用ゐて連累者の搜捕を進め、水戸の日下部三次、越前の橋本左內、鷹司の家司小林民部等を捕縛しければ、諸藩士は跡を晦まして散歸したり。

吉田松陰

長州の藩士吉田寅次郎はペルリ來朝の際米艦に投じて彼國に渡航せんと企てゝ失敗し、爾後國に送還せられて幽閉せしめられしが、藩の不振を慨して松下村塾を開き、以て少年子弟を敎へ勵まし居たりき。然るに江戸の交友より、幕府の、勅命に違うて外國と條約を交ふる等の不臣の行爲をなすより、水越薩等には井伊大老を誅せんとする謀ありてふ消息を得るや、之を

過信して奮然上京し、間部閣老を殺して長藩の聲譽を揚げんと自ら投火の蛾となりしかば、遂に幕吏に捕縛せられたり。斯て十月に至り、間部は九條關白の復職を遂げたれど、鷹司、九條兩派の猜嫉は益〻甚しく、條約の勅許亦、京畿に近き兵庫開港の障碍により、陳辯甚だ力むと雖も、宮中の了解を得ること難かりき。さきに公の、幕府の諸問に答へて、京都の開市は峻拒せられたしと陳ぜられたるは、禁裡の外國人に慣れ給はぬより痛く恐怖あるべきを恐察せられたるなり。蓋し開戰をも辭せざる決心を以て談判しなば、兵庫開港の如き、必ず拒み得べかりしに、談判容易軟弱なりしため、遂に之を拒み得ずして、この條約勅許の行惱みを見るに至れるなり。されば今に至りても、開國貿易は干戈に訴ふるも之を許さずとは、頑固の攘夷論者の說いて息まざるところにして、彼吉田が師として頗る外國の事情に通じたる佐久間象山すら、此頃「下田、箱館二所の開港を條約すとも、三年を出でずして又兵庫、大阪を開き、以て朝廷の政權を控制せんと計るべし、これ其慾念の饜くなき確證なり。」と論じたりといふ程なれば、一般の志士の、外交談判を軟弱なり

として憤慨したりしは、言を俟たざるところなり。されば所司代、町奉行の手下にて梅田、鵜飼其他の連累者の訊問を進むるに從ひ、重大なる密事續々發覺しければ、這は京都にて裁決すべきにあらずとて、十二月に至り彼等を江戸に押送したり。

處士等江戸に押送せらる

家茂公將軍宣下

かくの如く幕府が、開國貿易を世界の通誼なりとて、鎖國より一躍して大阪、兵庫をも外國互市場と爲したるは、深く宸憂を惱まし奉る事となり、從うて猜忌憎嫉を惹起して、その勅許の如き容易に得らるべくもあらず。卽ち朝廷に於ては、近衞左府、三條内府協議して、幕府の近親なる二條大納言齊敬卿を將軍宣下の勅使と爲して關東に下向せしめ、併せて其序に井伊大老に說くところあらしめんと謀りたりき。よりて十一月より將軍宣下使は途に上り、月末江戸に著し、十二月朔日に登營して家茂將軍へ宣下の勅旨を傳達せり。然るに是日井伊大老は宣下使に面謁するを避けしかば、ために二條卿は空しく歸洛したりしが、間部閣老は勅許を得るために滯京して是年を終へたりき。

第六十四章　陸海軍備の新經畫

三支藩の參府期短縮請願

三支藩公務猶豫の繼續を請願す

かくて幕府の武將の職責を怠りて外國に屈從せるため、至尊には太く軫念せさせられて、夢寐且安んぜられずとの聲は、年一年高まりて、公武間の乖戾を加へしむれど、長崎方面のみは靜謐にして殆ど別域の感ありき。蓋し公の、虛榮の浮費を節して、特に意を新砲臺の築成に專にせられたるによるなり。然るに此築堡以來、長崎防備は殆ど我一手にて引き受くる事となり、ために戍兵の配置に全力を用ゐざるを得ざりしかば、阿部閣老の在幕當時、その善後策として我申請したる條件の中、三支藩の公務猶豫の件は、聽許を得て、五箇年の用捨を與へられたりき。然るに烏兎匆々本年は早くもその滿期となりたるを以て、既に去々年その猶豫繼續は願ひ出でてありと雖も、更に本年三月公より左の書面を閣老に提出せられたり。

長崎御番に付而私請持之警衛向、近年多分相増候付、格段之思召を以、內證分三家之者、五箇年之間公務一切御用捨被ニ成下一、御蔭を以、守衛人數分配之義は、大概相整居候得共、元來力に應じ兼候大手配之義故、永世連續は不レ及レ申、當今之處も難ニ行屆一義而已有レ之、依而右三家之者公務御用捨御年限御取流、扱又私月次獻上物御用捨之義奉レ願、尤願之通難レ被ニ仰付一御事に候はゞ、年年金五萬兩程づつ御手當被ニ成下一度段をも奉レ願候處、永續方に付段々中立候趣は、尤之筋に御聽取被レ下候得共、此上三家之者公務一切無年限御用捨之義は如何樣中立候共難レ被レ及ニ御沙汰一、就而者年々御手當金に而も被レ下度思召候得共、於ニ公儀一海外共外御事多之折柄、何分難レ被レ爲ニ御行屆一、併永續方深心配之段は尤之次第に有レ之、且又先達而增御臺場等築立候以後は、別而手當筋も相增、可レ爲ニ難義一候間、格別之譯を以、私に限り月次獻上物五箇年御用捨被ニ仰付一候間、右之心得を以、永續之義猶厚勘辨可ニ取計一旨、去々辰年被ニ仰渡一、誠以難レ有奉レ存候。右に付被ニ仰渡一候趣厚差含、早速ゟ手當方相整候處、抑彼表御備向に付、松平美濃守私請持之筋、當時に而は格別相增、就レ中私には一

三支藩の幕府御用の用捨を請ふ

手請持之場所數十ヶ所に及、番士番船を始、海陸諸般之手當舊時に致十倍、實に力に相任兼候得共、前文之通三家之者公務御用捨被成下候御蔭を以、漸人數配分相整置候義に御座候處、追々御年限相滿、元々之通公務爲仕候樣相成候而は、無餘儀右申付置候年當增之廉相省、守衞人數引取候は而不叶事に相成、其通に而者年來國力人力を盡し取立候備向實用致兼、甚以殘念之至、去迚無年限御用捨之義は、如何樣申立候共難被及御沙汰趣に付而は、今又右之段可奉願樣無御座、此場殆痛心仕候。就右猶又取調見候處、以後三家之者參勤之義本家に准じ、十一月中參府、二月御暇被下、且御手傳御用、御門番、火事場固等元祿年以前に被相復、一切御用捨被成下候半者、右を以打追手當增申候、守衞人數省略仕候にも不相及、御番方御用、且末家參勤の義も致連綿、彼是難有相勤申儀に御座候。勿論末家共に於も長崎御番は格別相心得、精力を盡し相勤候所存に御座候間、右之通被仰付被下候樣奉願候。當時御事多之御半、殊に私に限り獻上物御用捨被成下候旨茂御座候故、家來共に至迄、一際丹誠罷在候得共、前段之通的前人數引足兼候而

更に田中より演述書を提出す

者、御守衛向忽難立行候處も、不得已奉願義に御座候間、私請持之御守衛向多分に而、他に難相准振合、且又末家家格之儀も他と格別之譯合、乍憚厚御照察被成下、何卒別段之御沙汰を以、御聽濟被成下度候、此段御内意相伺候

以上。

三月

松平肥前守

田中善右衞門が之を持ち出したるは堀田閣老が京都より歸りたる頃なり。然るに此事について、初めより干與するところありたる外國事務の關係者川路左衞門尉は、願書はさしおかず直に調査になるべきを以て、尙委細を陳述し置く必要ありと注意せしにより、五月更に田中より演述書を差し出したりき。卽ち長崎の警備も舊時は甚だ手輕なりしが、寬政文化の比より漸漸嚴重になるに至り、就中肥前守一手受持の備場所は格別に增加したり、たとへば舊時四十門に過ぎざりし石火矢の如きも、當時は二百七八十門に及び、七所の備場亦四十餘所に達せり、されば千人の戍兵は九千人に、船手亦之に准じて增加する等、古今の大相違を見るに至り、ために彼表下向の御奉行

本家と支藩との關係

を始め諸役々も委細見聞して、竊にその巨費を要すべきを憂ふる程なり、卽ち此の如く增大したる設備は、國力人力を傾けずしては中々行き屆くべきにあらず、末家への內分の手當も舊例に拘らずして取り計ふにあらざれば、戍衞人數のみにても引き足るべからず、よつて曩に公務御用捨を請願し、その許可を得るや、分配を遂げたりしなり、事情かくの如し、されば本年已に滿期となりたればとて、元に復して公務と警備との兩途を分擔せしめられては、忽ち人數配りに差し支ふべく、よつて餘儀なくこの願書を提出したる次第なり、本來末家は皆肥前守領地の一部分を配して起されたるものなれば、他家の分家と違ひ、家督相續も肥前守より申し付け、且つ他家とは婚姻をなさしめず、隱居も在所に置き、軍役政令等亦凡て他の親族、家老同樣肥前守の命ずるところなり、されば長崎戍衞の人數とて亦この選に洩れず、武器兵糧まで總て肥前守より渡し來れるものなるを御照察ありたし、來年は警固當番に迫り、ために恐懼を顧みず、右敢て願ひ出でたるなりと具陳したりき。

されど間もなく堀田閣老免職となりし爲めに、再び因循して命を得るに至

らざりけり。

更に太田閣老に事情を解說す

公務上に於る肥筑兩藩の不權衡

されば八月發喪の後に至り、更に前具申の手續を繰り返して、太田閣老に對し、畢竟此事は元祿以前の狀態に復せしめむとするものなれど、他家には類例なき特別の事情あれば已むを得ざるなりとて、古今の相違を辯解したり。卽ち末家三人の家筋は、當御世初めはまだ靜謐といふを得ざりしにより、江戸事變に名代として相應の御奉公をなさしむるため、御目見を奉願置きたるものなり、されば其後長崎御番の榮職を命ぜられて、領地の收入にて之を勤むることゝなりては、末家等に別段の御奉公をなさしむる餘力は無き譯にて、唯其時代の長崎警備は至つて手輕なりしにより、榮譽職を重んじて黽勉相勤め來りたるに外ならず、今や同警備も昔日に十倍して、海防に重きを置く時節と變じ、ために筑前は領地の全力を之に用ゐるのみならず、領地高外の末家も助力するに、當番非番を分たざるのみならず、受持の警備も筑前に數倍する肥前の、領地高の內より十四萬餘石を末家に分配し、以て、諸家同樣これ等末家を參府せしめて公務を勤むるは、徒に國力を兩分するも

のといはざるべからず、所詮其負擔に堪ふべからざるは火を睹るよりも明なり、(筑前の、秋月の五萬石を加へたる五十七萬石にて警備に當れるに對し、我は三十六萬石より三末家十四萬石を減じたる二十二萬石を以て警固に當れるなり、然るに元祿の柳澤が秕政は、更に公務を課して兩者を益、不權衡ならしめたりき、第一卷第二章を看よ)當肥前は家督以來心を警備に專らにして、嚴重に守衛したるを以て、是まで異國船渡來の頻繁なりしに拘らず、さしたる不都合の事なかりしが、子孫に至りて、もし幼年などにて指揮行き屆きかぬる事もあらむか、かく國力不相應の任務を受け持ちをりては、忽ち國家に對して大不都合を惹き起すべし、されば末家の參府定日も本家同樣に改め且つ公務を用捨せらるゝならば、其餘力を防備に用ゐて永續の基本を立て得べく、是れ兩全の謀かと量定して願ひ出でたるなりと、詳細に陳述したり。　卽ち願望の要點は、筑前の支藩秋月家同樣參府期限を短縮し、且つ江戸の公務を免除せられたしといふにあり。

長崎警備の現狀たる、筑前は道程遠隔なれど、警備の場所は僅なるに、佐嘉

當問題の解決の因循せる一因

公三支藩主に當問題を諮詢す

は數倍の防備を常に受け持ちをれり。されば此に兩全の謀と稱言はすれど、實は其任甚大、其報甚薄なるを免れざるものといふべく、隨て舊事を論ぜずとも調査詮議の餘地は廣けれど、元祿以來二百年を經たる末とて、裏面に種々の苦情存し、ためにその解決も急にはつかず。蓋し若し三支藩にして無年限の參府用捨とならば、表面榮譽の資格を剝奪せられたるに同じく、裏面亦他の一門同樣防備費を課せらるゝを屈辱とするに至るべし。加之諸藩士と同樣たりし其家中も、俄に又者と成り下らざるべからざるを以て、旁旁何れも改革難に困しみて因循し、ために幕府は兎角の採決に躊躇しゐたり。思慮周密なる公は、此にも深く注意せられ、小城の當主加賀守直亮の器量あるが上に、父隱居左兵衞佐亦老功者にて、背後より如才なく差引しゐるに著目し、よりて兩者に此事を諮問せられたりしに、父子相談を遂げたる後、左兵衞佐より、此は最も希望する所にして、聊か異存なしと答へ、更に書面を提出して、早く願ひ出でられたしと要求せり。蓮池の隱居雲叟は柳間大名中に屈指の偉才と稱せられし程とて(第十一卷第三十五章に出づ)、今や同家は甲斐守直紀

相續せりといへ、依然家政の重事を決しゐたりしかば、公は同じく謀られしに、雲叟は前者と其意見を異にし、長崎警備には目今の如く人數を差し出すべく、參府公務亦重き規定あることゝて、依然存しおいて公邊の命に任すべし、而して若し力に任せざるに至らば、其時に於て願ふべきなりと主張し、更に書面を以て答申するところありき。よりて公よりは更に委しく諭解あり、その尙勘辨すべしといへるよりして、左兵衞佐をして熟談せしめられたれど、未だ彼の承服を得るに至らず。されど公は、雲叟が變更を好まざるは、今の自己を標準となして守法の精神を固執すればなり、即ち彼は、長崎警備の、古今その勢を異にすべき變通を思はざるとゝもに、警備永續の基礎の、國力統一にあるに考へ及ばざるなり、さはれ當家には祖先の定めたる軍役ありて、一人にのみ過分の守衞を課賦する能はず、かた〳〵以て其說は採用し難しとて、左兵衞佐をして尙熟議を遂げしめられたり。かくて公は、是等の齟齬の、自然幕聽に達してその疑惑を繁くすべきを慮り、田中をして白地に之を陳述し置かしめむとて、九月初め其演述書を太田閣老に提出せしめら

田中善右衞門井伊大老に請謁して事情を疏暢す

れたり。

然るに田中は、斯く年限の迫れる問題なるに拘らず、その閣老の阿部、堀田、太田三主任をかふるも決せざるに鑑み、此上は井伊大老に夤緣して事情を疏暢しおくより外あるべからずと欲し、燕間に請謁する機會を得て縷々之を説明したりしに、さすがに當職の初めより、三家親藩の確執による公武の間隙に苦心したりし井伊大老は、公が長崎警備の永續を計らむとして、舊來の積弊纒綿裡に、理に據り情を酌みて三支藩に對せらるゝに痛く感動したるものゝ如く、公の夙に藩力を傾けて、長崎防禦を殆ど一手にて完成し、外同職の筑前と和協を破らざるとゝもに、内三末家の情實を曲盡して、倔强なる叔父と老練なる小城隱居との間を融會せらるゝ事實に問を重ね、遂には席の進むをも覺えざる程に傾聽したりしかば、田中も亦砲臺の改良より、海軍を起す公の宿意を述ぶる等、談緒は容易に盡きざりき。かくて田中は再三燕間に謁するを得て、爾後面談を請ふべき端緒を捉へたりき。

されば此の請願も遂に解決せらるゝに至れり。卽ち十月十八日太田閣

漸くに決定許可を得たり

老より留守居を呼び出して、左の書附を交附す。

長崎表御備向請持候御警衛方之義に付、去ル寅年、末家三人之者共、竝其方月次獻上物迄、出格之御取扱被二成下一候末、三家之者共公務御用捨年限相濟候處、其地御守衛方に付而者、多年誠實を被レ盡候義に付、猶格別之譯を以、來未年ゟ五箇年之間、三家之者共十一月中參勤、二月御暇可レ被レ下旨被二仰出一候間、其地御警衛向之義は、彌無二油斷一嚴重に可レ被二相備一候。

よりて評議を遂げて末家の參府期を定め、甲斐守は當年年參府の順なるも、公務用捨中なれば其まゝ在國すべく、來未年は加賀守十一月參府翌申年二月御暇、甲斐守は申年十一月參府翌酉年御暇と決し、熊次郎は在府中にて未だ始めての御暇もなきにより、こは追て定むる事とし、いづれも伺ひ出でて聽許を得たりき。かくて三末家參府の事は漸く決定するに至りたり。

海軍費の銀札發行

初め海軍所の經費につき、こは軍事に係れば宜しく政府の支辨たるべし

船手改革の調査

との理論に據りて、去々年より船手を改革して其基本となすべく、船奉行にて之が調査をなしたること、前章(第五十九章)に記するが如し。其結果兩船手の船は大小二百四艘に上り、其内六十二挺立以下三十挺立以上の大船は五十八艘を數ふるに至れり。然れどもこれ等の中には、老朽航行に堪へざるものあるを以て、これ等は解廢して洋式船艦に代ふる要ありと雖も、實際は一度製造したる御乘船は復廢せず、修繕保存の形式を行うて、朽廢用に中らぬものも、或は解船同樣のものも、共に空籍を存し、その船費は久しく給祿の如く成り行いて、乘組の御船頭、役者等の家株となりたりき。されば若し船籍の改正を行うて名實を核せむか、因襲相承けたる末とて、痛し痒しの苦情は必ず伏在せるなるべく、少しく嚴格に朘削すれば、失祿破産に陷るものゝ生ずべきは言を俟たず。因て千石を削り得んことは迚も覺束なしとの見込をつけて、封書にて上申したりしかば、政府に於ても海軍費を船手の改正より取りて基本となすに躊躇したり。然るに海軍創設は事既に切迫せるのみならず、是までに類例なき新規の事業なるを以て、その一箇年の費用だに

海軍費支辨のために銀札七萬兩を發行すべし

豫定するを得ざる樣にては、手の下し樣はなきことゝなるべし。蓋し飛雲丸は繋がれ、晨風丸は進水し、蒸氣艦亦到著せんとする目今に際して、荏苒決するところなく放置すべきは、到底許さるべき事にあらず。よりて是を和蘭教師に問ひたりしに、三艘の常費修覆費等には凡そ金五千兩を要すべく、乘組員の俸給、蘭人の手當、奉行所への仕成しを合すれば、猶過分になるべしと答へたりしを以て、亦當分は政府よりその供給は得らるべくもあらず。是に於て、長崎傳習費の如く之を內帑の引請となし、銀札七萬兩を發行して利殖の方法をなすべしとの意見を立て、內廷と協議したる後、上申して公の允可を得たり。よりて五月六日其議を決定し、政府は現行の銀札に倣ひ、殊別に之を製造して內廷に回附する事となり、翌月より御年寄鍋島市佑、御側目附德永傳之助、本島藤大夫、御掛硯方附役村岡强作に銀札仕法の主任を命じ、十月より之が發行をなすに至れり。其札は金貨の一兩、二分、一分、二朱、一朱の五等に分ちて、鶴、龜、松、竹、梅五種の紋樣を夫々畫き、紙質も亦各種其色を異にしたりしも、其他は現行の札と異なるなし、是を銅版に刻して印刷した

利殖上の苦心

り（金札と稱せざるは、銀札の、紙幣の名稱の如くなりたればなり）。

此の如く海軍費は新銀札の利益金を充用することゝなりしが、一箇年八千餘兩に及ぶ船艦の運用、修繕、及び傳習方の入費を支出すべく、七萬兩の大金を利殖するは、迚も佐嘉領內限りにては行はるべきにあらず。よりて大阪舊家の銀主を引き入れて新銀札の胴銀を預け、以てその利息を收納する約束をなすべきことに定めたりしが、何分新規の事とて銀主は輙く引き受けまじきを以て、誰ぞ勤務柄の信用ある人を出阪せしめて示談せしめんと議し、德永傳之助が江戶の用を畢へて引拂ふを幸ひ、彼に歸途通阪の際暫く彼地に留まりて銀主と諸談を遂ぐべしと命じ越し、掛硯役に旨を含めて大阪へ赴かしめたり。後鴻池が海軍仕法金五萬兩を預りて年々三ノ丸へ納めたりしその利金は、其中に此胴銀を多く含みたりき。

一方銀札の流通は領內限りなれば、其範圍內に利殖の方を講ぜざるべからず。前年代品方を設け、新地方、山方と連絡して財源を求め利益を興さしめてより、利を言ふの計吏、商賈は各智囊を傾けて利殖に競ひたりしが、又此

部入貸金の再興

銀札にて頗る巨額の資金を許し與へられしを以て、彼等はその融通利用の方に苦心したりき。時に久留米領若津の、盛なる遊廓を設けて旅客を招くのみならず、相場所、倉庫等をも設備せるに對し、その對岸なる我川副の諸富津は、肥前米筑後米四十萬石の集散地なるにも關らず、我藩風俗取締の厲行によりて遊廓を禁絶せられ、ために甚しく旅客を減ずるに至りしが、更に先年設置の他領より輸入する米穀其他の商荷の倉庫部入貸金(擔保に入れ金を貸すをいふ)の方法を近年廢止せられたりしを以て、商況は益〻減衰するのみなりき。然れども此部入法は堅固なる方法にして、商賈に便を與へて他領より利益を吸收するものなれば、自今內庫に之を再興して部入貸金を行ふべく掛硯方より申し出でしを以て、七月七日政府に移して示談を協議せしめ、かくて之を許可する事となりたり。新地方管轄の白石鄕は、藏入地、小物成地、須古の私領地と犬牙して互に關係ありしが、曩に執政鍋島安房以下が失檢の責を引きたる後は、新地方主任福岡助太郎內外の間に事を用ゐ、安房に結託して手腕を伸ばさんと欲したりき。然るに須古は安房の居邑なれば、家士等

漸く安房非難の聲を聞く

和蘭は好箇の我指導者

亦之に結託して私領の便益を計らむとしたりしを以て、製艦費の殖財始まりてより、新規の營利に違法あらんとて、監視廉訪を嚴密にせる目附等の耳目に上ること少からず、果は往々醜聞をも漏洩するに至りしを以て、内廷にも私曲の伏在するなきやを猜疑するものを生じ、在職久しく自然專横に亙るものありとて、漸く安房の位地を動かさむとする後言を聞くに至れり。

醫學好生館建設

公はその軍事改良の志望も漸くその時期に到達したるを以て、本年更に陸軍は歩騎砲の三兵を備ふべく、火術方に馬方を連絡せしめ、海軍に造船を兼ねしめんとて、海軍所に精煉方を結び附け、此を大綱として多面に採長補短の緒を挑げられたり。此頃まで西洋の知識を我に傳へたる和蘭は、弱小國ながらも其國民非常に勤儉なりしを以て、我國の消極的の儉約裡にありて世界の文明に接觸するには、緻密なる巧技と懇篤なる教育とを具へたる好箇の指導者たり。さりながら鎖國の底より俄に洋海に浮び出でたる當

時の武士は、武事の他に其思想を遊ばす餘地なく、只銃砲船艦の精鋭なるに畏怖して、是だに採用せば他は皆我所長と自負したりしかば、西洋の政治、教育、法律、經濟等の如きは、未だ彼等の知るところならず、否單に武士のみならず、相當の思慮と知識とを有するものも、彼は物質に機巧なりと雖も、本來夷狄なり、紅髮碧眼の異類なり、その性貪慾なる豺狼の類なり、切支丹の魔法使なりなどと賤しめたりき。されば蘭學者の如きも、其德義性情まで尊敬したるにあらず、唯機械傳習を受くる必要上、彼等蘭人に師事したりしにて、各自ら材性に適する二三科を選みて新武術に達し、以て弓馬刀槍に代へんとしたるまでのみ。尤も才學の者は技能に局限せらるゝを欲せず、長崎傳習を避けて世界の知識を之によりて博めんと欲したりしを以て、蘭學寮に留まりたる人物も少からざりき。故に一般青年は、弘道館は根本教育の學校にて、國家の政局に當る賢才はこゝにて養成せらるべしと思惟し、豈一藝一能の士となるに止まるべけむやとて、いづれも蘭學寮に入るを嫌ひ、去年の冬の如き、長崎傳習を擴張する爲め三十餘人の才俊を選みて蘭學を修むべ

漸く新舊思想の衝突を見る

中野兵右衛門軍事改良の政局に參す

き命ありたりとはいへ、其半は固く之を忌避せり。然るに公も亦西洋文明を精神までさなりとは認められず、その基督教は到底東洋倫理とは比較にならずとの持論なるを以て、彼等の之を好まぬ以上、强制してまで自由を奪はむとはせられず、依然學館の教育を尊重せられたりき。

時に時代の變化に催されて、內に對しては消極的に浮華を抑へ、外に對しては積極的に富强を圖る底の、相背馳したる理想を立つるの已むを得ざるに至りしかば、公の旨を承順する中年以上の者は、とかく其子弟と意思の衝突を免れざりき。即ち彼等は動もすれば、西來の異端奇巧の、青年者の心を蕩(とら)かすを說いて、改良の論が破壞のそれに陷るを憂慮し、ひたすら精神修養を勵まして之を撿束するの必要を主張したり。九月請役所附役中野兵右衛門(明匡)の資格を進めて、長崎仕組方、請役所相談役を命ぜらる。彼は大組頭の門地たり、兄神右衛門(明教)の跡を承け、久しく政府の事務に練達したりしが、故永山二水とは姉聟の姻あるにより其學術に親炙し、堅實廉潔、强幹材敏、故老群吏に推服せられしを以て、是に擢用せられて、公の軍事改良の政局に參

したるなり。よりて彼は、ついで學館頭人鍋島河內を佐けて學館教育に當り、是までの任意講究を矯正し、天保弘化の實修淬礪の氣風に挽回せんと謀りたりしが、是れ亦老輩の希望なりきと雖も、氣運は逆行を許さず、宋明の性理學は既に時代後れとなりて、日進月步の泰西の思潮漲り初め、生理物理の說は從來の空理臆測を破毀し、一方歷史批評亦發達して權變活動を論じたりしを以て、彼がこの企圖の如き、無論成就すべきにあらず、否更に公の軍事改良まで保守的傾向に導かむとする觀をなしたりけり。

蘭醫學は獨逸の氣風を受け、その精微、その造詣は、世に已に定評あるものなりきと雖も、我武士は死を輕んずる風習よりして、衞生の思想甚だ薄く、ために蘭醫術の如きはその問ふところにはあらざりき。然るに今度の長崎傳習には、醫科には教師ポンペ來りて幕府の醫師松本良順に傳習するところあると共に、病院を設けて治療したりしかば、ついで戶塚文海來りて之を提し、かくて我佐嘉よりも島田東洋、永松玄洋、宮田魯齋等の良醫輩出したり。然るに是までの醫學は、八幡小路に於て講習せられたるも、未だ學校の體面

をなすに至らざりしを以て、乃ち片田江に該黌を建設し、先きに公の筆を染めて賜はりし好生館の額を掲げて好生館と稱し、十月より開業して竝に獨逸醫シーボルトの門人なる大庭雪齋、大石良英の二人を教頭となせり。かくて今度ポンペより傳習したる島田、永松、宮田等をして、みな教導に掛らしむと雖も、彼等は侍醫たる外又治療にも忙はしくして、教育に專らなるを得ざりしかば、一方醫家の子弟を寄宿せさせ、蘭文の讀方、文典の講義を授くるより始めて各課程を定め、以て等級制に導くこと、他の諸學に同じからしめんてふ希望もあり、旁々長崎在住の楢林蒼壽と須古の醫師山村良哲とを召し出して士籍に列し、家祿を與へて教職の任を擔當せしめ、參政中野に醫學寮心遣を兼帶せしむ。醫學校の設けは是より備はれり。

電流丸の長崎到著、蘭教師神ノ島砲臺を觀る

蘭國製造の蒸氣軍艦は、幕府の『エド』號まづ成り、(咸臨丸同型)五月初め長崎

電流丸回航し來る

に回航し來りしが、我艦亦やゝ後れて回航の海路に上りたるを以て、其附屬品の潛水器(ドイツルスヘルム)、望遠鏡まづ到著したり。かくて九月奉行所より其交附ありしを以て、之を佐嘉に送りしに、十月公は其潛水器を大川口に於て試用せしめられ、其水中にありて働きの自在なるを甚だ賞美せられたり。七日より汛季終りの巡視あるべく佐嘉を發せられしが、九日蘭國より回航し來れる蒸氣艦長崎に入港したりしを以て、公は長崎に著せらるゝや、立山出仕、兩番所巡視を畢へて後、該艦に乘りて一覽せられたり。かくて船を返して飽ノ浦の製鐵所を觀られしが、十一日より邸を發して十四日佐嘉に歸城せられたり。十一月六日奉行所より蒸氣艦の引渡しありしを以て、聞役久米往いて之を受け取り、目附濱野源六は傳習生を率ゐて船具附屬品等を點檢し、畢つて我旗章を揭ぐる、去年飛雲丸の例の如し。九日野母崎まで其運用を乘り試みしに、結果甚だ良好なり。該船は長さ百五十尺、幅二十六尺、喫水十二尺、三橋百馬力の蒸氣暗輪にして、速力は毎一時に五里(六ノット)、積量は八百噸許りなるが、四十磅、二十磅のアルムストロング砲各一門づつ、蘭式十六拇

蘭國教師の神ノ島砲臺巡覽

砲、二十磅の長加農各四門づつ、十二磅のホイトース二門、三十磅のカルナーテ砲四門、十二拇の忽微砲一口、十一磅の自在砲四門、小銃八十挺を備ふ、卽ち砲艦なり。西暦千八百五十八年(安政三年)蘭國ロッテルダム及びアムステルダムにて竣工し、名を長崎と命ぜられたり。是れ我藩に蒸氣軍艦を繫ぐの開始にして、當歳暮に至り改めて電流丸と名づけらる。

曩に蘭國教師の鵬ヶ崎別邸に招かるゝや、席上神ノ島砲臺の一覽を請ひしを以て、快諾ありし公は、十一月に至りて長崎奉行へ、海軍傳習の蘭國教師に神ノ島砲臺を一見せしめて、備附大砲の得失を尋問したければ、其時に發砲するを許されたしと願ひ開かれたり。かくて十二月二日に至り、本島藤大夫接伴して和蘭船將士官三名、公用人及び幕府傳習員數人とゝもに早朝より端艇にて彼島に渡航し、池御前の波止場より上陸して、金毘羅下の切下、堂の上、菅谷にある日本土藏造の彈藥庫を彼等に示しゝに、船將等は、海面よりは遠隔の地なれば是にて可なりといひしかば、當島築堡の時には參考書乏しくして甚だ困難せり、されば胸壁、彈藥庫、大砲の配置等には必ず改造を要す

蘭國教師の示教を乞ふ

る所あるべく、腹藏なくその然るところを示教して啓發を受けたしとて、彼等の快諾を得たり。かくて崎雲より築止の堤を行き、小島、四郎ヶ島を巡視するに際しては、小島に備へたる百五十磅砲、八十磅砲より嚴臺島を的として三彈を發射せしに、前者は島頂を射削りて爆發し、後者は島の中央にて擲發せり。此時胸壁に於る砲門の有無について蘭人の曰く、海岸の砲堡には砲門を設けざるを通則とすれど、場所によりては設くるもあり、此處には設けざるを是とす、胸壁内部の高さは其架の前端と齊しきを法とす、此處の内部は架の上端より低き處多ければ、宜しく土を加へて之を高くすべし、築止の長堤上には八箇所の砲門を開きて、野戰砲を備ふる砲門の如くするとゝもに、胸壁を更に二尺程厚くすべく、砲には上にボンフレーを設け、土の厚さは一エルより減ずべからず、砲の配置は頗る適當なれども、毎砲に屋根を設けたるは宜しからず、敵彈中らば大害を受く、宜しく取り除くべし、彈藥庫、兵士營に普通の家を造りたるも亦危し、成るべく地下に掘り下げて屋上にボンフレーを設け、廂の端は胸壁より低くすべし、さすれば敵彈の胸壁を超え

て飛び來るありとも防ぐを得るなり、石庫は土石の厚さ頗る賢實なり、但し天井の方形なるは惡し、六十磅以上のボム彈落ち掛らば石の墜落することとあるべし、圓穹に作るべし、火藥庫も亦然り、彈藥の備へは百五十磅砲一門に三百發、餘は四百發づつにて滿足なりとて、更に言を繼いで、臺場に於る大砲の配り方及び彈藥の間然するところなきは、英人に示すとも惡しとはいふまじといへり。よりて、否、今の處にては英人も十分とは見受けまじく、ボンフレー等を設備して改良を加へたる後に彼等に示すべしと答へしに、彼も首肯したりしが、ついで、調練は毎日兩度之を行へど、玉込はせずに只、ペープ等にてなせり、尤も大小銃の打前は日々なさしむれど、尚未熟なりと物語りしに、否々規律正しく發砲亦上出來なりとて感心し、鐵の大砲の佐嘉にて製造せらるゝを聞いて、少しく厚きに過ぐといへりしかば、鑄造未熟なる故に藥持の處に厚さを加へたるなりといへば、尤なりと答へ、射試（いためし）の法を問ひ、實彈半量の藥にて兩箇の彈を二發するに堪ふるを採用すと聞き、其にて安心なりと答へたり。かくて伊王島の四箇所に大砲を備ふるを聞いて、彼島は

沖手なれば左程に大砲を備へずとも可ならん、成るべくは內部に備へ替ふるを可とすといひしかば、さらば神ノ島に潤色をなし、兜崎の東海岸に石塔狀に築堡して大砲を備へては如何と問ひしに、高鉾島は天然の石塔なり、此島を切り崩し其中を凹めて周圍に砲門を置かば、石塔堡の功あるべし、陰ノ尾、長刀岩、白崎、神崎、女神何れも要地なり、されば地勢に應じて岩石を開き、以て法の如く砲臺を築造せば、多數の軍艦襲來すとも防ぎ得べしといひたりき。

世子の鎧著初め

鶴坐の注進と世子の鎧著初め

是年外交條約の是非を爭ひ、京都、江戶の間には不和を釀すに至りたれど、公は佐嘉にありて防禦充實の忙殺裡に經過せられたり。十月十七日三男尙丸佐嘉に生る(村松氏腹)、後に支藩甲斐守直紀の養子となれる子爵直柔これなり。年末小城領の野に鶴の下りたる急報ありしを以て、公往いて之を射獲ありしが、歸路左兵衛佐が菅井の隱宅に入らる。蓋し左兵衛佐、加賀守父子の、三家の參府期減縮に關し、公の意を體して蓮池老侯を勸誘するに勉めた

りしを以てなり。かくて公は牽爾の會晤に恰歎を盡されしが、爾後も鶴打の折には菅井莊に入らるゝ數次なりき。尤も左兵衞佐の家政は舊習に泥みて偏私の事多く、ために家中怨謗の聲も少からずして、やゝ黨派軋轢の機ありしも、加賀守の人望之を鎭靜しゐたり。

十一月十五日は龍造寺八幡宮を始め產土廟の祭禮に當りたりしかば、世子淳一郎十三歲なるを以て、勝茂公の、先考の鎧を執つて綱茂公へ親ら著せられたる吉例により、公は二ノ丸の世子住居に赴いて鎧著初の式を擧行せらる(第五卷第十四章參照)。著甲の介添は古川與一勤めたり。

第二十二卷　條約頒布、公武合體の起り

第六十五章　五箇國條約頒布

公新年試筆の詩

公吉書の詠詩

安政六年己未、公年四十六歳なり。江戸震災によりて節略したる新年の儀式を本年より舊に復し、公は世子淳一郎と共に家中の年賀に臨まれたり。かくて公は元日第一席の謁見を了りて居寢に入られしが、筆硯を呼びて試筆の詩を巨牋に書せらる。其詩に曰く

宇内萬邦王ノ赤子、斗南尺地國山河、鎭西ノ快士臣齊正、先唱昇平第一ノ歌。

と。紙墨を取り扱ひたる近侍長古川與一は、此幅を如何に處すべきかと問

詩幅叡覽に入る

ひしに、汝に取らすとて欽識を印せしめて賜はりしを以て與一謹んで之を拜領したり。公の作詩を揮毫せらるゝは常事なれど、禮服の袂を著けて居寢の正座に正月元日の試筆を爲されしと、詩中に臣齊正の名を用ゐられしとは、終生にありて唯此一幅のみ。されば之を賜はりたる與一は身に餘る榮譽となし、之が表裝をなして、其函に、永く子孫に傳へて家門を出すべからずと書し、以て自家の祕藏と爲しおきたり。然るに明治の初め、天皇參議大隈重信の邸に臨幸あるや、重信は何か獻上し奉らんとて竊に御嗜好を伺ひ奉りたりしに、前藩主鍋島閑叟が筆跡を所持し居るならば得たしとの叡慮なりしかば、此試筆の詩幅を與一の子源太郎穗主に懇請して叡覽に供へしに、天皇には深く御滿足ありて御嘉納あらせられ、多年御學問の間にかけられて永く御府に藏めおかれたり。されば源太郎は、先公の此詩を書き殘して父與一に保管せしめおかれたるは、この爲めなりしとて無量の感慨に打たれ、臣齊正と遊ばされたる御試筆の、こゝに天覽に上りて雲深き宮中に藏めらるゝに至りたるは、實に君臣の値遇なりといふべく、先公も地下に喜ば

酒井所司代に賜りたる宸翰

せ給ふべきとゝもに、亡父亦嘸感喜すべしとて感激措くところを知らざりしが、大隈參議の手づからこれを獻上するや、天皇は暫し御目を留めさせ給ひて天顏いと麗はしかりきと聞き、今は些の遺憾なしとて、此詩の寫に事の次第を銘記してさきの空函に納めたりとなり。

公の是年の元旦に於る此詩作の、皇室に對する精神の發露なるは言を俟たず、而して第一句は王者無レ外四海同胞の意をいへるものにて、第二句なる斗南の二字は、公年來の雄志を表せるもの、亦大に注目すべき文字たり。而して之を解せんには、先づ今年の如何なる年なるかを回想せざるべからず。蓋し去年來外交について朝幕の間に衝突起るや、遂に井伊大老の執政とゝもに間部閣老の上洛を見るに至りしが、十二月上旬酒井所司代に賜はりたる宸翰に、

外患一條朕苦惱之處、今度不レ計も內憂相生じ、實に驚嘆の事に候、譬レ之同舟風波に遇はば胡越も一心と申に、此危難の際に紛々の事共差起り、晝夜不レ寢候。內憂一條は忠憤の心より出候歟、乍レ去其內間にも隱謀兇邪の徒相

變り入有之やに聞え、關東諸老始、皆々一段心配の事共、如何計りか苦心の儀に候。今度處置の宜きを得候はゞ、內憂の事は先可取鎮、扱外患の儀は深く恐多き儀に候間、反復打合せに及候也。乍去方今宇內形勢も相變り、不得止の事情は、則朕に於ても不得止の事に候。只畿內近海の處は乾度考量可有之、云云。

と。是にて主上の叡慮を窺ひ奉るべし。されど是は當時に於て祕密に屬せられしを以て、間部閣老の滯京中に、鷹司太閤一派と九條關白一派との相忤へるには、頗る外間の迷疑を生じ、多數の士はその適從する所を知らざりき。唯公にありては、其等の報に接せらるゝや、外患頻りに到る非常時に、藩士浪人等が公武の間を擾亂して內憂を助長するは甚だ非なり、尤も彼等とて、幕府に禦侮の防備なきに悲觀して鬩牆を始めたるものなれば、その行動たるや、絕對に不應爲のものとは認め難けれども、とまれ彼等が公卿を脅迫して、違例の勅書を諸藩に賜はらしめんとせるなどは、鷹司一派の輕躁に因することゝ言はざるを得ざるべしと思惟せられたり。さればにや此宸翰

主上大老老中の處置を承認し給ふ

を賜はる比より、鷹司、近衞、三條の三大臣は病を以て參朝を罷めしが、本年正月に至り九條關白より所司代へ左の傳達ありたり。

主上御思召、亞夷一條に付、元來昨春堀田備中守上京の節、甚不得其意申上方にて、外夷と戰爭致候には、外夷の軍法を修練の上ならでは出來不申など、總て將軍の本職とは不覺、其上川路左衞門尉等猥に承久の例など申立、無道の振舞に付、一統致心配候より事起候儀にて、其後は朕も同樣申開候也、然るに間部上京の上、始て先般の處置は不宜、當時大老老中の處置は正道に有之旨相分り候樣、殿下まで被仰出候。

これに據れば、事の相違は、堀田等が西洋の事情を所謂蘭癖を振り廻して仰山に朝廷に奏上せるによるにて、ために痛く公卿及び攘夷激論家をして憤怒せしむるのみならず、主上亦事態を悲觀あらせるゝ結果とならせ給へるなり。

以上は歲末年始にかけて京都の雲上に出來したる事なれば、百五十里を隔てゝ在國せらるゝ公の知らるべきにあらざるは言ふまでもなけれど、幕

公試筆の詩の意味

府の防備に對する懈怠の宸憂を增さしめ奉りて、京都公家を悲觀に陷れたるは隱れなければ、乃ち公は與感を發して第一句に四海兄弟、一視同仁の規模を述べ、以て主上を慰藉し奉られたるにて、宸翰なる胡越同船の文字と相對比せしめむか、暗に君臣の値遇を語るが如きの感をなすにぞ。鎭西快士の句は同じく鎭西に在つて最も世人推服の的たりし雄主薩摩齊彬侯が去年の逝去を聯想せしむ。薩摩侯は既に逝き、井伊侯はまだ公と面會せず、されば其間に於る公胸中の祕密は知る由もなけれど、この詩句を玩味せんか、鬱勃たる懷抱の胸裡に蘊まれたるを窺知し得るなり。蓋し近年京都に激論を唱ふる年一年と甚しきは、外國の形勢に畏怖する偏見の然らしむるところのみとて、先づ第一句にその意を示し、之を承けて斗南尺地云々の第二句に海外雄飛の壯圖を述べられたるなり。斗南は北斗以南にて赤道以南の換言に外ならず、決して渺たる肥前の領地をいふにあらざるなり。

濠洲開拓の宿志

されば此第二句は、公年來の濠洲を拓く宿志の發露と見ざるべからず。公の濠洲開拓の志は第十二卷(第三十七章)に敍したる如く、幼時輿地圖を披いて濠洲を

指し、此地容濶取つて有すべしと言はれたるに胚胎し、爾後癸卯には自古英雄豈容老、洋南萬里拓蒿萊の詩句にその志を攄べ、丙午除夜には、五洲可略惟豪素、千載相知有歴山の作あり、翌年又、戯題南極星圖の題にて、欲鑄巨砲夷萬里、未能大舶製千艘寒窻一夜征南夢、仰見極星當戰袍の絶句を詠じ、辛亥には伊達政宗が邪敎迷邦唱不窺の絶句に次韻ある等、盛に圖南の鵬翼を伸ぶべき壯圖を口占せられたりき。されば其時まだ大船製造の解禁はなかりしも、未能大舶製千艘の句を詠じて此禁の廢止せらるべきを斷ぜられしが、後一年を隔てたる癸丑に米國軍艦の渡來するや、好機乘ずべしとて直に幕府へ大艦製造、海軍創設を慫慂し、遂に去年に至りて一艦隊の繫留を見るに至らしめられたり。加之長崎に邪敎徒の檢擧起るや、福田東洛境目方附役として深堀領に往き、宗敎狀態を調査してこれが處置に潛思したりしが、公は其時の彼が聯作の一首に次して、

一幇新擬火輪船、欲駕南洋萬里天、知否胸中有奇略、待吾談笑鎭胡秋

を作り、書して東洛に賜はりたり。亦以て公の海軍を起して南洋群島を拓

濠洲の歴史

き、あはよくば濠洲にも植民せんとの雄志を察知すべし。由來濠斯太剌利洲は、呂宋を奪取したる西班牙の、更に南航して我天正の末年に發見したるところにして、その程なく棄てたりしを以て、和蘭瓜哇より之を併有して新和蘭陀と稱へたり。然るに後更に佛蘭西の奪取するところとなりしが、遂に近代に至つて英領となるに及び、同國は罪人流謫地として次第に植民を始め、天保の末には其南部に數十萬人を移すに至れりき。公の濠洲開拓の志は必ずしも空疎の思想にはあるまじ。或は和蘭の甲比丹などに會見ありし際、南洋群島及び濠洲の植民貿易の利害得失を質問せられ、其時和蘭人の勸誘する所もありて、遂にかく海軍設置、海外發展の雄志を懷抱あるに至りしなるべく、さてこそ平常より勃々動いて已まざる胸中の祕を、此元旦試筆に洩されたるなるべけれ。

二月二十一日公の三女祀姫生る（世子と同母也）、後に因州池田家に嫁したる幸姫なり。時に京都より、公の叔母中院家の徽姫の、去年の末より病に罹れる報知ありしを以て、侍醫を遣はして問はしめられしが、その甲斐なく、同月十一

日六十一歳にて逝去せられたり。されば是に縉紳家の聯枝は全く絶えしを以て、京都邸在留の澤野源左衞門を喚び歸し、岡本忠兵衞をして之に代らしむ。蓋し是まで京都の姻親公卿に氣脈を通じたるは親藩譜代家にして、外藩は更に關係するなかりしが、藩政の怠惰に倦みたる藩士來洛して處士浪人と相應じ、遂年矯激の擧動を增長して、遂に去年の捕縛を見るに至らしめしを以て、岡本の、男山祠官の子にて京畿に因緣あるのみならず、學問ありて無事なる人なりしより、亦過失少なかるべしとて選みて彼地に置かれたるなり。

間部閣老歸府、京囚訊問

京都には舊臘より三大臣その出仕を罷められしが、正月十七日靑蓮院宮(中川宮)も亦謹愼を命ぜらる。前記の如く主上は間部閣老の上洛によりて、井伊が處分の正當なるを分明に了解し給ひたれど、畿內近海に開港する一事は聽許なく、幕府よりの中立の條件に關する勅答は、條約を許すの明文を避

江戸に於ける京囚の訊問

けて、只『公武合體にて鎖國に引き戻す良策を運らすべし、已むを得ざる事情は氷釋せらる、尙勘考あるべし。』と結文せり。間部は此勅答を得て、二月二十日京都を發して歸府の途に上りしが、三月に至り鷹司、近衞、三條の三大臣は更に落飾謹愼を命ぜられたり

江戸に於ては、去年來の京囚を寺社、勘定、町、三奉行にて訊問したりしが、主任の閣老久世大和守廣周、寺社奉行板倉伊賀守勝靜、勘定奉行佐々木信濃守顯發は連累を繁くするを避けて寛典論を主張したれど、一方其事恐れ多くも皇命を左右し、將軍を侮蔑し、儲貳を廢立する重大の犯罪なりとて、幕府の大奧及び近從の紀州推立一派は之を憎嫉する甚だし。彼等は井伊大老を推して紀侯を養君に定めたれど、裏面には、軍備の爲めに節約刷新を行ふだに、御威光を減ずるものと忌み嫌ひたりしを以て、京都にて藩士浪人等が宸襟を惱まし奉るに、縉紳たるべき者が、斯かる僭上兇邪の徒と交はりて、國家を誤まるは不應爲に該當するものなりとて、此獄を寛にするを非となし、二月より閣老松平和泉守乘全を主任となし、寺社奉行松平伯耆守宗秀、勘定奉

嚴刑の處分に決す

三支藩の出米賦課を廢す

行池田播磨守賴方をして、町奉行石谷因幡守穆清と共に、嚴酷に之を糾治せしめ、以て幕威を張らんと決意したり。よりて水戸へ前に持ち歸りたる違例の勅書の返上を嚴達しければ、該藩中には幕命に順從するものと、該命を拒否すべしといふものとの二派相諍ひて、遂に拒命の激黨は爭亂を生ずるに至り、同時に之に關聯したる越前、薩摩、土佐、宇和島の諸藩士も亦、黨派を立てゝ運動を企つるに至れり。斯く外勢の壓迫と幕府内部の軋轢と相搦みて、今や京江間の紛紜に政權爭奪の色彩を帶び來りしが、要するに是も亦諸藩の怠政に倦みたる人氣の波動に外ならず。公は長崎方面の防備充實に藩力を傾けられしを以て、他を圖るの餘裕なく、這次幕府より三支藩の參府期短縮、公役免除の許可を得られては、新砲臺の設備は猶薄弱を免れずとはいへ、當分は戍兵の配附にも障りなきより、姑く是に滿足せられたり。かくて三月十日に至り、是まで他の宗室、國老同樣出米せしめたる三支藩への賦課を廢して、舊の如く之を出すなからしめ、以て其體面を存して其事の局を結ばれき。次で更に旨を田中善右衛門に含め、江戸に赴いて井伊侯に海軍

運用の事を入說せしめつゝ、靜に參府期の到るを待たれたり。

幕府長崎傳習を罷む、我製鐵器械の獻納

本年長崎に我電流丸、飛雲丸、晨風丸が日章の國旗と角取旗章とを揭げ、幕府の諸艦と共に新時代の氣色を表はしたるはいと快し。正月五日幕府の矢田堀景藏等は江戶號に束裝をなしていよ〳〵江戶へ發航しければ、電流丸は之を見送るべく同道福田沖に到りて祝砲を發ちたりしが、同時に該船搭乘の和蘭教師以下は、我艦に乘り移りて檣頭高く和蘭紅白青の旗を揭げ七發の祝砲を放ちたり。かくて別を告げて電流丸は歸港の途に向ひしが、江戶號は松浦沖を回りて去りたりき。爾後電流艦は、二月十一日大砲發射を試み、十九日より早津江の江尻に回航し、月末長崎へ還れり。是月奉行より左の達しあり。

蒸氣船運用方等粗成業之姿に相成候に付而者、此地傳習之義は差支筋不少候に付、傳習人歸府爲致候等に有之、教師一同にも歸國之用意被致候樣

存候、乍レ然被レ下品其外都合有レ之、且觀光丸御修覆、製鐵所取建方之手筈、或は醫術傳習方に付、巨細及二談判一候次第も有レ之候間、猶政府よりの御沙汰可レ有レ之候條、夫迄之處、川川之學科は被二建置一候樣致度、右者江府より御內沙汰之趣も有レ之候に付、先此段心得及二通達一置候事。

觀光丸修覆

觀光丸修覆とは蒸氣鑵取替の工事ありしをいへるにて、去正月二十一日重量一萬四千磅の汽鑵を船に引き上げたりしかば、我藩は傳習員原元一郎、石丸虎五郎等を遣はして、乘船、之を視察せしめたり。かくて西洋の軍事には傳習すべき知識猶多かりしを以て、教師が八月迄の滯在中には、蘭館に於て質問することを願ひ開けり。

飽浦造船工場

兵船の修覆につきては、是まで、深堀、早津江、伊萬里の御舟藏に船槽（ドック）を設けたれど、洋式船艦の修覆に堪ふべきものにあらざりしが、長崎には飽ノ浦に外國の修覆に供する船槽ありて、安政の初め赴任し來れる奉行水野筑後守は、蘭國へ造船を囑託せる後、此を擴張して工作場となさんとせり。かくて水野は更に造船場をも起さんと謀りしかば、公は我鵬ヶ崎別邸をその適

當の地となして、慫慂せらるゝところありしに、彼は然りとして、その企畫の歩を進めたりき。其頃公は深堀、早津江に修船所を設け、やがては造船所に成さんとて、先づ深堀にて蒸氣船の雛形を造り試みられしが、是が竣成は從來の舟修覆の如く簡易の業ならず、製鐵器械を裝置すべき必要ある等、頗る困難の事業なり。されば幕府には造船の熱漸く冷却して、飽ノ浦工作場の擴張だに躊躇しゐたれど、公には蒸氣艦を繋留する以上、其修繕の場なかるべからずとて、去巳年遂に製鐵器械を蘭國へ註文せられたり。爾來海軍傳習は駸々とし進て歩し、去年來觀光丸、咸臨丸も、近海運用に、肥前の岬角を囘りて有明海の大川口に來らんと企つるに至りしかば、我三重津の海軍所の經營に不備なるところあるより、潮の高低甚しく、泥脊露出して船の運用に不便を極むてふ口實の下に、姑く之を猶豫せしめたり。斯くて三重津に製鐵器械の設置をなさんとせしが、据附より開業に至るまでには巨額の資金を要し、ために爾後の運轉費等は迚も供給の見込なきを以て、其總てを長崎奉行所に獻納し、國家の事業として飽ノ浦工場を普く内外船舶の修繕所たらし

むべきに決して其旨願ひ出でたり。よりて奉行岡部駿河守(長常)は之を江戸に伺ひたる上、受納するに至りければ、既に佐嘉に送りたる器械を同地に回送するとゝもに、蘭國誂への器械も來年は回漕し來るべしと移牒したりしに、奉行所にては諸器物製作の利益金を以て工場を設置せんと江戸に伺ふに至り、その未だ許可の命に接せざるより、明年三月重ねて左の内慮伺をなせり。

(前略)右者肥前守方江被爲對候御義者勿論、敎師蘭人其他外國人共も朝暮出入に注目仕候得者、其儘閣候而者何分御不體裁にも有之、其上鐵器類故、日日磨方油拭等爲仕候半而者錆腐出來致し、無益之御失費も相掛り候得者、何れにも早々御場所別段御取建之上、夫々御据付相成候樣仕度。右に就而者當時御取建相成居候場所器械元代凡金一萬七千兩にて、御普請御入用とも總計四萬金程も相懸り可申、右に見競候得者、肥前守方より獻納仕候器械元代者凡金九萬兩程之趣に付、御臺場所御据付相成候には四五萬金程も別段相掛り可申。(中略)肥前守方より獻納之器械是亦早々御取

我藩獻納器械費九萬兩

建相成、長崎古來未曾有之御場所出來仕度候、(中略)早々御差圖被成下度、都築金三郎、高橋平作中談此段内慮奉伺候以上。

此の如く當時に於る長崎の工作場は、僅に價一萬七千兩の器械を据ゑ附けたる、總計費四萬兩内外のものなりしに、こゝに我獻納したる九萬餘兩の製鐵器械を据ゑ附くるとゝもに、更に四五萬兩を費して、古來未曾有の大工作場を成さんとせるなり。公の國家の爲めに西洋の工業を接取すべく貢獻ありし所は多大なりと謂ふべし。此時未だ泰西英佛米等諸强國の盛大なる製鐵業の情景を知るものなく、各人は製鐵の國にあらずして、唯儉約のみを主旨する和蘭國に聴いて、建艦鑄砲の方寸を定めたりしなれば、彼領事が我が爲めに調査したる註文書の如きも、小規模の上にも小規模のものなるべく、加之新渡の船艦も、隣國の白耳義に又誂へせるものらしく思はるれば、長崎奉行の之を据ゑ附くるに及んで、古來未曾有の大防備なりと誇稱したるが如きは、稚態寧ろ愛すべきものあり。されば我幼稚なる製鐵業の初歩を導くものとしては、該國は適當なる國柄といふべし。かくて事は進捗す

櫻田の變によりて更に遷延す

べかりしに、適、櫻田の變ありて延遷の止むなきに至り、ために多年を經過したりしは、後に記述するところを見るべし。

學館教育を刷新し、課業法を停む

公頻りに新艦の運用を覽る

陸軍は既に諸組へ新式銃陣の調練を普及し、兼て野戰砲を練習せしめしが、更に騎兵訓練のために、從來の馬術の華形を改めて軍用に備へんと、三月十六日自今調馬の教習には蘭式の馬具を用ゐ、傳習したる西洋の馬術を兼ねて常習すべしと馬方へ諭達せらる。かくて公は四月五日には蘭學寮に、九日には好生館に臨みて、各生徒の講義を聽かれしが、更に長崎より電流丸を早津江の川尻に回航せさせ、十三日該艦に坐乘して、有明海を網洗邊に至り、晩汐に船を返して歸城あり、二十一日重ねて藤津郡の邊に乘り出で、七浦の海岸に角幕を立てゝ、備砲に裝彈し、十町十五町を隔てゝ、運行しつゝ二十五發の覘射を試みられ、飛雲丸の運用をも覽て、薄暮に歸城ありたり。かくて電流丸を長崎に返して飛雲丸を留め、又これに坐乘して風帆操縦の運用

を試みられたりき。蓋し海城を築く多年の宿志の漸く成りたることゝて、這次領海の風潮を航走せられたるも、さこそ快意にてありつらめ。是月海軍擴張の爲めに、政府に命じて諸組侍の子弟五十人を選拔せしめ、向二年間の蘭學寮寄宿を命じて、海軍學寮を興すの素養を與へしむ。

泰西の高壓の年一年と加はるや、鎖國の惰眠より醒めたる諸藩士は、其刺戟に堪へずして、洶々たる物論を沸起したりしかば、佐嘉藩士亦公の驥尾に附して文明の新知識を吸入し、以て世界達觀の階梯を攀づる事を得たりきと雖も、時代變化の前途に對しては、岐路の多きに惑ふを免れざりき。是まで執政鍋島安房は、弘道館の督學に心を盡し、治體に活用する知識を開かんと勉めたりしが、安政以來世界の新思潮漲り來りて、政治の革新を喚起するに及び、其採りたる任意講究の法は、彼等書生を放縱不羈に走らしむるに至り、ために道德破壞の懷疑を生じて、初期に育成せられたる中年の人は、京江間の物騷は、青年を知識偏重に驅つて、藩政を危險に陷らしめんとする弊ありと論じたり。それかあらぬか、本年二月先きに幕辟を辭したる七句の耆

弘道館の學風を天保の昔に挽回せむとす

枝吉一門の學

宿助教授草場瑳助(佩川)を進めて教授となし、御側頭原田小四郎に助教授を兼ねしめ、參政中野兵右衛門は頭人鍋島河内を佐けて督學の任に當り、以て學館を天保弘化の氣風に挽回せしむる歩を進めたりき。

枝吉南濠(忠左衛門)は、文化以來學館に教鞭を執る四十餘年、亦篤學樸實の醇儒たり。朱子を大道正學として篤信すと雖も、日本は支那と君臣の義を異にするを以て、國學を本位となせる倫理を講ぜざるべからずとの説の下に、枝吉一家の學を爲して薫陶に努めたりしが、嘉永の季より老を以て教諭を辭して家居し、是年正月七十三歳にて物故せり。長子神陽(杢之助)、次子蒼海(次郎)、季子豐三郎亦皆學に敏にして學館の領袖たり。神陽の宏博は既に述べたるが如く、以て家學の勤王論を主張したれば、氣概ある青年書生は盡くこれに競向したりき。その姻戚島、木原兩氏の兄弟各三人も、並に南濠の薫陶を受けて學館の巨擘たり。即ち島義勇(團右衛門)の二弟は、仲は重松基右衛門といひて葉隱の藩風を主向し、季の副島謙助は桀驁にして機智あり、共に氣骨を以て稱せらる。木原氏兄弟に至りては、嘉永年中に夭折したる伯弘三郎の才

中野方藏の佞工夫

學は歷史批評の生面を開いて內生の學風を一變し、仲の義四郞（堅忠）は策士の風あるも好んで躬行の實學を說き、弟萬五郞（後に多比良文治左衞門）は縱橫の說を好む、皆資性熱摯にして議論家たりき。故に枝吉の一門が迭に學校に出入して書生の氣風を鼓作したるは、其效力敎員のそれに勝るものあり。されば草場佩川の溫和なるも、當時の氣概ある生徒は之に親しまず、而して其狹量は枝吉兄弟と相容るゝに至らざりしかば、執政安房のみ、獨り之を翕受して調和しゐたり、蓋し公の意旨なるべし。斯くて學館敎育を刷新して精神修養を勵まさんとするに及び、木原義四郞奮うて書生の勸勉に力め、頻りに敬ノ工夫を說きて靜坐法を勸めたりしが、かの權變を好みて思慮あり、枝吉一門と交はりて、中野方藏、江藤新平等と相善かりし大木民平（喬任）亦、木原に贊同して、學館にて一般の敎育を敷くは此方針に由らざるべからずと謂ひ、共に指南役の中樞となりて內生寮の振起を謀れり。中野方藏は前年吉村謙助と共に豪宕放縱を以て與寮を出でたりしが、一日吉村に囁いて、吾は敬ノ工夫よりは佞ノ工夫をなさんといへり。乃ち吉村其意を問へば、曰く、阿諛して遊學に

出で、以て四方の人物を訪ひ試みて、その廉否と能不能とを察し、爾後日附となりて俗物を彈劾して黜くるとゝもに、才傑を擢用して藩政の改革に當らしめんと。是より詩を作りて吉村に修潤を乞ひ、書生の就いて教を請ふものなきに慊焉たらぬ佩川が心理を揣摩して、いつも其詩に彼が叱正を受けて其意を悦ばせ、大木と謀りて内生寮を四區に分ち、齋長四人を設けて奥寮を廢し、己れ亦齋長に命ぜられて紀律を擧げ、中野、原田等が意に狥へて柄になき重厚の風を奬勵したりしかば、他の齋長も亦之に類似したる者等とて、互に刷新振起を唱道したりき。由來儒教は政治機關として存立したりしを以て、其講説はとかく修養を離れ、智辨に流れて曲學阿世に陷り易きを免れざれど、國家を結合せんには倫理の教を廢すべからず、且倫理説は、宗教の神佛に佞する僞善に優る萬々なるを以て、西洋新知識の潮進するに從ひ、東洋所長の儒教的倫理を改良して、彼と調和せしむべく圖るは、亦主要の時務たるに相違なし。雖是よりして佐嘉政治の方針は、やゝ保守に傾きたるの感なくんばあらず。

留後の蘭學の要求

初め醫學寮內に、蘭學を敎ふると同時に文武の課業法定まりしが、（第十五卷四十七章）甲寅より該寮は火術方に移されて、其機關校の如くなりたり、前述の如し（第十八卷五十五章）。蓋し蘭學を武士必要の學科と認めたる譯にて、その講究の範圍の甚だ廣きより、長崎傳習始まりて、火術方より多數の人を出して、新式の銃陣、砲術を習はすと共に、蘭學生徒を迭りて、海軍その他の技術を傳習せしめ、之に附帶して造船、機械、採鑛、冶金、電機、藥劑等各科の攻究をもなさしめんとするに至れり。かくて製艦費の爲に代品方、銀札利殖法を設くるに及び、強兵の、富國にあらずんば達せず、富國の、西洋の知識に求めずんば不可なるに覺醒し、蘭學を要求するます〳〵廣く且つ盛になれり。

江藤大隈等蘭學に潛思す

甲寅年、學館の俊秀生に選まれて小出、石丸、江藤は蘭學寮に入りたりしが、二年滿限より小出、石丸は長崎傳習に赴きて諸科を遷習したれど、軍事のみにては滿足せずして各志望の科目を講究し、會、小身にて生計の爲に代品方に行走したりし江藤は、因て長崎貿易、蝦夷開拓等の經濟政策に思慮を用ゐたり。やゝ後輩の大隈八太郎は、長崎傳習に拘束せらるゝを欲せざるため、寮に留まり學職とな

時運新舊學をして相競はしむるに至る

りて生徒を奬勵したりしが、常に、漸次に西洋文明を渴求する時代となる以上、殖産興業、政治經濟に亙りて、廣く耳目を用ゐずんば國勢を發展する能はずとて、學友間に讚談講說し、益〻蘭學の前途に光明を導かんと努力したりき。然るに五箇國條約の頒布せらるゝありて、外交は一變するに至りたり。

初め舍密術を火術に應用して焰硝、雷粉等を製する必要より、精煉方を設けしが、中村、石黑等が來りしより、該局は國產方を離れてます〳〵其規模を廣めたりき、前述の如し（第十八卷第五十五章）。然るに近年に至り、該方は海軍創設にも亦聯帶して、機關の修繕及び造船の業に與かり、佐野榮壽左衞門專ら其擔任者たり。即ち去年七月飛雲丸桅檣の破損によりて佐野の出崎するや、小出千之助、龜川新八の兩人は、蘭人へ人造硝石製法の傳習を申し談じ、その結果是まで山方の士中より硝石を採掘して焰硝製造に當りたりしを廢し、是春より之を精煉方に屬せしめたりしが、次で佐野は更に海軍學寮を起すに奔走したりしかば、是に於て佐嘉には弘道館、蘭學寮、海軍寮、好生館の四學校及び精煉所並び立ちて、新舊學を相競ふに至りたりき。尤も一般の士は尙理學

文武課業法を廢す

化學を末技、操舟を船頭の事として賤しめゐたり。

かくて是みな泰西の高壓より來る急轉激變なれば、久しく鎖國に酣睡したる思想に於ては、遂に同化應接するに難く、ために順序を經ざる諸藩は徒に惑ふのみなりき。されば京江間の内訌も、實は狼狽周章の喧噪たるに過ぎずして、氣運代謝の力は既に政教の根本に向ひてその廢朽を淘汰しつゝあるなり。故に去る嘉永三年に斷行せる文武課業法の如き、文化年代の考案とて、當時にてすら既に多少の非難ありたりしかば、其厲行のために弘道館の教育制を潤色したるも僅かの間にて、十餘年を經過したる今日に於ては有名無實の如く成り行き、ために老輩は尚是を文武教育の基礎と思ひ做したれど、五月に至り、課業法は偏に課程を遂ぐるまでの稽古なるが如く移り行くとの口實を以て之を廢し、以來は彌〻國用に應ずべき本意に基づき、奮發して篤く修行を遂げしむべしと達せらるゝに至れり。

海軍所創設

長崎傳習終る

和蘭傳習教師の長崎滯在も滿期に近づきたれば、七月海軍取調方より、二十七日の晩汐に、電流丸を三重津に回航すべしと、船長濱野源六(休贇)以下へ回達し、以て其日の朝より崎港を去りて歸航せしめたり。八月には電流、飛雲、晨風の三艦共に、大川口の網洗をその繫泊所として、長崎其他へ運用することに定まり、傳習方は盡く長崎引き拂ひを命ぜらる。乃ち蘭船將カッテンデイキは濱野源六、增田孫作、澤野虎太郎、原元一郎、秀島藤之助、眞木安左衛門、中牟田倉之助、小川剛一郎、馬渡八郎、石丸虎五郎の十人に書冊を贈りて別を告げしかば、公よりは船將以下各教師に絹、磁器を賜はり、かくて彼等の歸國の船に上るや、茲に長崎傳習はその局を結べりき。是に於て内廷より左の達しあり。

今般長崎表傳習方引拂被仰付候に付而者、三重津御船屋方西一角海軍稽古場に被差出、出張所に取續稽古人詰所被相建、調練場をも被相開、傳習歸之人々教導に而稽古人定詰海軍之諸課、蘭學をも致研究候樣被仰付。就中御船手中之儀、壯年之者は猶又打部稽古相勵候樣被仰付、以後折々殿樣

御出掛に而御入有之、蘭學講習、其外銃陣的前等御覧被遊候事。

丁巳年來の取調も漸く時期到來して、茲に海軍所を建設し、以て火術方の陸軍と對立せしむるに至りたるなり。即ち該所は學校、調練場、船艦に就いて汽走風帆の運用、併せて海上砲術を習はし、廣き調練場を要せざれど、陸地にて水兵の銃陣射砲を演じ、學寮にて各科を講授せしむとせるものにて、かくて學術相兼ねて紀律ある教育場は開けたるなり。火術方が廣大の調練場に諸組の士卒を集めて銃陣射的を訓練するは、盛は即ち盛なりと雖も、隊列陣列の演習と、野戰臺場の大砲運用とを習はすに止まり、蘭學寮を機關校といふも只名義のみにて、要するに直接稽古人に學術相兼ねしむる陸軍學を教へたるにあらず、只常設の調練場にて兵士に指揮語を諳熟せしむるに外ならざりしなり。

海軍創設を企てらるゝ初めにありては、二三十間の木造船を四五隻建造するが如きは、如何に堅牢なる構造なりとも、臺場増築に比較すれば易々たるべしと見縊りたりしに、大船解禁後蘭國へ一隻の製造を囑するや、その價

貿易品の従

十萬兩、卽ち增築費の半に及びたれば、乃ち姉妹艦二隻の建造を見合せて、造船費の資源を求め、代品方や銀札利殖の企畫あるに至れり。然るに公の鋭意なる、必要の事はこれを猶豫する能はず、風帆操縱の爲めに飛雲丸を購入し、修繕の爲め製鐵器械を誂へらるゝともに、其他的用の器械乃至造船を起す準備等に已むべからざるものあるより、當局者に附議せしむるの、延遷機に後るゝを以て、蘭領事キュルシウスと熟懇にて這般の事情に通曉せる佐野榮壽左衞門に內意を含めて、直に該諸品を購入せしめられたり。されどこの註文たるや、頗る巨額のものなるを以て、勿論これを約するには、長崎聞役を經て奉行所の許可を得ざるべからず、よりて佐野は聞役久米とは姻戚なるより、毎に相謀りて之を運びたり。時に官貿易の習法は、蘭人との交涉には蘭通詞を介し、町年寄その他會所の官商を經て、奉行所の手附に持ち出し、以てその許可保認を得べきものたりしが、佐野は約定したる物品の價を拂ふに方り、從價三割乃至五割を增加して徵收せられたるを以て、大に其不當を詰りて問責したり。然るに町役人は關稅、輸出入稅、口錢、手數料等を抽

佐野從價錢の增徵を排す

んづる習法を說明して、其詰問の當らざるを嗤ひたりしを以て、佐野は大に之を非とし、斯くては一萬兩の物品を一萬五千兩となすに等しく、薄資者はために產を失ふに至らん、殘酷なりと叱し、更に彼等の、其は數倍の利益ある外國貿易品なればなり、即ち初めより雙方承諾の下に定めたる價なるを以て、少しもさる憂はなきなりといへるを聞いて、其は利を圖る商品の事なり、我公の萬金を抛ちて船艦銃砲機械を購求せらるゝは、國家の防禦に用ゐんためにて、長崎市民の其康安を享受するは、又實に此保護によらずんばあらず、然るに是を商品同樣に取り扱うて從價錢を增徵するは不當なり、宜しく速に廢止すべしと色を正して厲語したりき。かくて佐野は、一たび理義と思ひ込めば、眞摯懇切に之を辯解說得する性質なりしを以て、再に至り三に至り益〻熱を加へて、敢て息まず、彼等町役人に力說したりしを以て、遂に彼等も其說を容るゝに至りしが、之を實現するには尙奉行所手附の同意を得べき難關を越えざるべからざりき。

會所より貿易品に附加して徵する銀は、稅と俸給とを含み、其係累する所

會所の貿易品に附加して徵する銀

上り上使

頗る廣く、奉行以下通詞咾まで其利を分配したるものたり。長崎奉行は千石高の職任にして、新進の才力を用ゐるを例としたりしが、その多くは小身より擢用せられたるものにて、大抵一年にて榮進するを例となし、其赴任には、給せられたる旅費にて俄調度の行裝を辛じてなす程なるも、歸東には在任中に享受したる富を靡して衣錦の榮を輝かせり。故に佐嘉にては之を上り上使と稱へ、昔日は見すぼらしき下り上使の行列を好奇心にて觀たるに反し、城下の男女はいづれも其美觀を眺めむとて途上に群集したりき。蓋し其美裝は卽ち分配せる是等の徵收を基として調へたるものとす。佐野が町役人を說くや、豫め聞役久米と相談したるが、久米は財務の熟練者とて、其事の容易に行はれ難きを知りゐたりしも、書生氣質の假借なき正論は、却て裏面の慾情を挫かんと期待し、よりて佐野のなさむとするに任せたり。かくて佐野は彼等をして幕吏の不同意に藉口せしむるまでに追窮するや、今は聞役をして幕吏と懇會して交渉せしめんと謀り、因て之を久米に通じたりしかば、久米は交渉方に同意を表して曰く、此徵收は實は二重三重の稅

となり、其爲に代り品拂渡しの源も涸るゝに至れり即ち、一時の增收の永久の利を失ふ所以なるを曉知すべし『一利を興すは一害を除くに如かず。』(耶律楚材の言なり、前年の秋編者跟從して長崎邸の濱を逍遙するや、公の此言を誦じて、余に耶律楚材は元人かと問はれしに對し、余は金人なりと答へたることを記憶す、其時の事なるべし)とて、今銀札增發の七萬兩にて五千兩の利を興すは難けれど、價一萬兩の增徵を除けば之に充つべき理由は云々ならむかと申し合せ、乃ち奉行手附の熟練聰敏の人に懇談し、之を酒樓に攝待饗應などし、循々と說いて曰く、我御番方の用に買入るゝ船艦器械は、利益を圖る商品と異なるは言ふまでもなし、其價の代り品となる國產を興すにも亦資力を用ゐ、爲めに長崎輸送の貿易品の如きも、著しく發展を示すに至れるにて、是も荷主は利を享くれど、藩には損失を見ること少からず、さはれ只利益のみを計らむか、內地に向けて投資する途は少からざるなり、故を以て餘りなる巨利を壟斷せんか、曩にも蒸氣船代價の甚だ巨額なるより二艘を一艘に減じたりしが如く、要求の器械も貴きが爲めに差し控ふるに至るべく、果ては海軍設計を廢し、代り品增殖を他に轉じて、是までの損失を償ふにも至るべし、是れ蓋し一時

徴入減除

佐野目附の注意するところとなる

の徴收増加は、將來に於ける長崎繁昌の利孔を永く塞ぐものにあらずやと懇諭したりしかば、幕吏も漸次に了解して、徴入を減除する運びをなすに至りたりき。然るに其後五箇國條約の頒布となりて、官貿易は私貿易に變するに至り、ために是等の徴收は消滅するとゝもに、示談も徒勞となり了れり。

海軍創設は、砲臺増築に比較して案外の宏費を要するを以て、公はその財源を得べく、かく利殖法を講ぜられたりしが、遺傳的に經濟の血の乏しき武人は、輙もすれば猜疑を生じて其執る所の法例に障ること多く、延いて執政の位地を動搖せしむるとゝもに、遂には公の特權たる內帑の出納にも察をいれんと欲するに至れり。されば初め德永、本島、千住、増田等の近從が、公の內旨にて長崎より新器械の購入をなしたりしが如きは、さして彼等の怪しまざるところなりしが、漸次海軍創設の爲めに、數萬兩の機械を、傳習方の佐野に委ねて蘭人へ註文せしむるに至るや、佐野の亦專恣疎漏の擧動あるより、彼等は還俗醫者が西洋癖を振り回して御次を欺けりなどの謗りをなし、果は、彼は聞役と相結び、幕吏、町役と置酒宴會に耽りて公金を濫費するなどの

蜚語を放つに至りしかば、目附等は密に其行爲を探偵したり。よりて是秋海軍創設の後、近侍の増田忠八郎は内旨を含みて長崎に赴き、聞役邸に於て佐野を規切する所ありしに、佐野は服せず之を辯駁して後夜に及びしことありき（編者は使命の爲め其席にて之を聞けり）。蓋し公は近く江戸に發駕あるべきを以て、かく之を戒めて、事の齟齬するなからしめむとせられたるなり。さてかゝる中に海軍所は創始せられたりき。

横濱開港五箇國條約頒布

井伊大老は五箇國條約の勅許を得んとしたれど、縉紳と處士との間に紛論を生じて、主上の聰明を蔽ひ奉りしかば、公卿等は國際條約を日本の重大事件として否認せり。さはれ世界の大勢より之を觀むか、その國内の訌論にすぎずして、終に不可能の詮議なるは、前年米國領事が『世界に交際するなき國はその存在を許されず。』と縷述したるが如し。かくて本年神奈川、兵庫を開くとゝもに、江戸に於る各國公使の駐在を約したりしを以て、その實

行期限の迫るに及び、英國は在留公使サー・ルサフォード・アルコックを遣はし、其乘船は五月二十七日江戸灣に到達したり。よりてアルコックは幕府の指定したる高輪の東禪寺を公使館となし（去年蘭國領事キュルシウスの公使となり、伊皿子の長應寺に住せるを公使館の始めとす）、六月十五日水兵を上陸せしめて行列堂々登城し、將軍批准の條約書を受領せり。されど世は之を井伊侯の擅斷によるものとなして誹謗の聲を放ちたれど、國際法上已むを得ざるに出でたるものにて、井伊侯の此處置の如き、却て大臣の忠節とこそ謂ふべきなれ。かくて新開の神奈川港は、沼澤を隔てたる南岸の漁村をその地點と定め、米國公使ハルリスと申し合せて兩國人商館の建設を創めたりき。是れ横濱港の始まりなり。

斯くて幕府はその米露蘭英佛の五箇國と締結したる條約を寫して諸大名に頒布したりしかば、七月佐嘉も亦之を接手せり。茲に其中より英國の分を左に擧ぐ。

帝國大日本大君と大貌利太泥亞（グレートブリタニヤ）及意西蘭土（アイスランド）の女王と、永く親睦の意を堅くし、且其各臣民貿易の交通を容易にせんことを欲して、此平和懇親及貿

對英條約の内容

易の條約に及ばん事を決し、日本大君は水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀬肥後守、津田半三郎に此事を任じ、貌利太泥亞及意西蘭士の女王は日本に越たるエルヂン・エン・キンカルヂンに命じ、雙方委任の書を照應して下文の條約を合議決定す。

第一條

日本大君と貌利太泥亞および意西蘭士の女王、其親族、並世世と、其互の所領臣民の間に永久の平和懇親あるべし。

第二條

日本大君はロンドンに在留する政事に預る役人を任じ、茲に貌利太泥亞の各港の中に在留する諸取締の役人、および貿易を處置する役人を任ずべし、其政事に預る役人、及び頭立たる取締の役人は、故障なく貌利太泥亞の國内を旅行すべし。

貌利太泥亞および意西蘭士の女王は、江戸府に在留する爲のヂプロマチーキ・アゲント、並に此條約にて貌利太泥亞貿易の爲に開きたる日本の各

港の中に在留するコンシユル、或はコンシユル・アゲントを命ずべし。其デプロマチーキ・アゲント、およびコンシユル・ゼネラールは故障なく日本國內を旅行すべし。

第三條

神奈川、長崎、箱館港、および町は、安政六未年六月二日（西洋紀元千八百五十九年七月一日）に貌利太泥亞臣民の爲に開くべし、其外、次にいふ所の場所を期限の通り貌利太泥亞臣民の爲に開くべし。

兵庫　午七月より凡五十二ヶ月の後より（千八百六十三年一月一日）

新潟、若し不都合の事あらば、代りの港を日本の西海岸にて、午七月より凡十六ヶ月の後より（千八百六十年十一月一日）開くべし。

前に載せし各港および町に於て、貌利太泥亞民臣居留を許すべし、彼等一個の地を賃を以借り、其地にある建物を買ふ事妨なく、且住宅倉庫を建る事を許すといへども、是を建るに託して要害の場所を營むべからず、此掟に隨はしむる爲、其建物を普請修補する時、日本役人見分する事當然たる

べし。

貌利太泥亞臣民その建物のため得る一個の場所、および港々の規定は、各所の日本役人と貌利太泥亞コンシユルと定むべし。若し同意しがたき時は、其事件を日本政府と貌利太泥亞チプロマチーキ・アゲントに示し、處置せしむべし。其居留場の周圍には門牆を設けず、出入自在にすべし。

開港地に於ける英人遊歩の規定

日本開港の場所に於て貌利太泥亞臣民遊歩の規定左の如し。

神奈川　六郷川筋を限として、其他は各方へ凡十里。

箱館　各方へ凡十里。

兵庫　京都を距る事十里の地へは貌利太泥亞人立入ざる筈に付、其方角を除き、各方へ十里、且兵庫に來る船舶の乘組人は、猪名川より海灣までの川筋を越ゆべからず。

都て里數は各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり。

長崎　其町の周圍にある御料所を限とす。

新潟　は治定の上境界を定むべし。

江戸　午七月より凡四十ヶ月の後より千八百六十二年一月一日

大阪　同斷、凡五十二ヶ月の後より千八百六十三年一月一日

右二ヶ所は只商賣を爲すためにのみ逗留すべし、此兩町に於て貌利太泥亞臣民家屋を價を以て借るべき相當なる一區の場所、および歩行すべき規定は、追て日本役人と貌利太泥亞デプロマチーキ・アゲントと定むべし。

第四條

在留英人の裁斷

日本に在る貌利太泥亞臣民の間に起る爭は貌利太泥亞司人の裁斷たるべし。

第五條

英人に惡事をなせる日本人の處置

貌利太泥亞臣民に對し惡事を爲せる日本人は、日本司人にて糺し、日本法度に隨て罪すべし。日本人或は外國の臣民に對し、惡事を爲せる貌利太泥亞臣民は、コンシユル或は其他の官人にて糺し、貌利太泥亞の法度に隨て罪すべし、裁斷は雙方に於て偏頗なかるべし。

第六條

貌利太泥亞人日本人について訟ふべき事あらば、コンシユル館に赴き其旨を告べし、コンシユル吟味の上、實意に處置すべし、萬一差懸日本人より貌利太泥亞人について、コンシユルへ訟を爲す事ありとも、又コンシユル實意に處置すべし、若しコンシユル是を處置しがたき時は、日本司人へ申立、俱に吟味し、當然の判斷を爲すべし。

第七條

貌利太泥亞人日本商人に逋債ありて償ひを怠り、又は奸曲ある時は、コンシユルこれを裁斷して嚴重に償はしむべし。日本商人の貌利太泥亞人に逋債あるも、日本司人これを處置するは同樣たるべし。

第八條

日本奉行所貌利太泥亞コンシユルは、雙方の國人の逋債を償ふ事なし。

第九條

在留の貌利太泥亞人日本の賤民を雇ひ、諸用事に充る事妨なし。

在留の貎利太泥亞人自ら其國の宗旨を念じ、拜所を居留の場所に營む事妨なし。

在留英人の信教自由

第十條

外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし。雙方の國人互に物價を拂ふに、日本と外國との貨幣を用ふる事妨なし。日本人外國の貨幣に慣はざれば、開港の後凡一ヶ年の間、各港の役所より日本の貨幣を以て、貎利太泥亞人願次第引替渡すべし、鑄直しの分割は差出すに及ばず。日本の諸貨幣(銅錢を除く)は輸出する事を得、並外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし。

貨幣に關する規約

第十一條

貎利太泥亞海軍のため用意の品は、神奈川、長崎、箱館の內に陸揚し、庫內に納め、貎利太泥亞番人守護するものは運上の沙汰に及ばず、若し其品を賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に納むべし。

第十二條

貌利太泥亞船日本海岸にて破船又は漂著し、或は危難を遁れ來る事を知らば、其所の用人是を救ひ、厚く扶助を加へて、最寄のコンシユルへ送り渡すべし。

第十三條

貌利太泥亞船日本の開きたる港に來る時、並規定の租税及逋債拂濟にて港を出る時、水先案内を雇ふ事勝手たるべし。

第十四條

貿易の自由

貌利太泥亞人開きたる各港に諸品物を輸入し、賣拂ひ、又は買入れ、輸出する事自由なるべし。制禁外の品物、規定の運上納濟の上は、其他の運上を拂ふ事なし。

軍需は日本役所以外に賣らしめず

軍用の諸物、日本役所の外へ賣べからず、尤外國人互の取引は差構ある事なし。

雙方の國人品物を賣買する事總て障なく、其拂方等に就ては日本役人こ

れに立會はず、諸日本人は魯利太泥亞人より得たる品を賣買し、或は所持する事倶に妨なし。

第十五條

日本の運上所にて、荷主申立の價を奸ありと察する時は、運上役より相當の價を付、其荷物を買入る事を談ずべし、荷主若しこれを否む時は、運上所より付けたる價に從て運上を納むべし、承允する時は其價を以直に買上べし。

第十六條

輸入の荷物、定例の運上拂濟の上は、日本人より國中に輸送すとも、別に運上を取立る事なし。

第十七條

魯利太泥亞商船開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納濟の證書あれば、再び其品物を他の開きたる港に轉致し、陸揚すとも、重税は取立ざるべし。

第十八條

開きたる港の日本司人密商奸曲を防ぐため、相當の規則を立べし。

第十九條

過料取上ものゝ類は、都て日本役所に屬すべし。

第二十條

此條約に添たる商法の別冊は、本書同様、雙方の臣民互に遵守すべし。日本貴官、又は委任の役人と、日本に來れる貎利太泥亞國のヂプロマチーキ・アゲントと、此條約の規則竝別冊の條を全備せしむる爲の規律等談判を遂ぐべし。

第二十一條

此條約は日本、英吉利及和蘭語にて書し、各飜譯は同義同意にして、和蘭飜譯をもとゝ見るべし。

都て貎利太泥亞のヂプロマチーキ・アゲント及コンシユライル・アゲントより日本司人にいたす公事の書面は、向後英語にて書すべし、尤此條約調印の月日より五ヶ年の間は、日本或は和蘭の譯書を添べし。

第二十二條

兩國にて條約の實施を驗し、改革せん事を求むる時は、其一年前に通達して再驗を爲すべし、其事は、今より凡十四年の後にあるべし

第二十三條

日本政府より、向後外國の政府及臣民に許すべき殊典ある時は、貎利太泥亞政府臣民へも同樣の免許あるべし。

第二十四條

此本書は日本よりは大君の御名と奥印を署し、貎利太泥亞よりは、女王自ら名を記し、印を調し、一年の內江戶に於て取替すべし、右取極のため、安政五年七月十八日江戶に於て、前に載たる兩國の役人等名を記し調印するもの也。

水野筑後守　花押
永井玄蕃頭　花押
井上信濃守　花押

堀　織部正　花押
岩瀬肥後守　花押
津田半三郎　花押

英國商人貿易の章程

日本開きたる港々に於て、貎利太泥亞商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所へ貎利太泥亞商船入津次第、二十四時中（貎利太泥亞の四十八時、但し日曜日を除く）に、船司又は頭立たる者より、日本役所へ貎利太泥亞コンシユルの請取の書付を差出すべし。

此請取書は貎利太泥亞國の掟へ認めたる船目錄、其外の書類を貎利太泥亞コンシユルへ預けたる請取書なり。

竝其者ども、其船の差出書を出すべし。

船籍名簿荷積書

右の入津の船の名、其船の仕出し場の港の名、噸數、船司、或は頭立たる者の名、乘來る旅人の名（乘組有之節は認入る）一船の乘組人數を認めたるものにして、書面の通相違なき旨を、船司或は頭立たるもの奥書いたし、證據とし

て當人の名前を認入たるものなり。

同時に其船積荷の告書を役所に預くべし。

右は其荷物の記號、竝に番付、且其入目、斤數等を送狀に認し通に寫し、荷物引受先の人々の名を記せるものなり。

船中用意の品物の目錄も告書に加ふべし。

但船中用意の品も書面の通相違なき旨、船司、又は頭立たるもの奥書し、其名前を記すべし。

此告書の文面相違の廉、日本十二時貎利太泥亞の二十四時、但日曜日を除くの中に心付き改むるに於ては、過料の沙汰に及ばず、若し其期限後に至り書改むる歟、又は告書に書入たるに於ては十五ドルラルの過料を日本役所へ納むべし。

積荷總目錄告書中に載ざる品を陸揚するに於ては、其品二重の運上を日本役所へ納むべし。

船司、或は頭立たるもの入港の手數納方前書の期限後なる時は、過料として一日怠る毎に六十ドルラルの過料を日本役所へ納むべし。

積荷檢査竝に科料

第二則

日本政府より其港内入港の船舶（軍艦を除く）に、運上方改の役人乘組する義當然たるべし。

夜中は日本役所より許しなくして荷卸すべからず、荷揚前、船々出入口、荷物仕舞置戸口、締り口とも、夜中は日本役人錠を卸し、或は印封し、夫々の取締をなし置べし。萬一許しなく是を開き、又は錠、印封を破り、品物を引出等のものは、其犯せる人毎に六十ドルラルの過料を日本役所へ取立べし。

日本役所へ當然の差出書を出さずして荷卸いたし、或は其事を謀れる品品は、次の箇條に定めたる通取押へ、日本役所へ取上べし。

荷物の中積荷目錄に載する品々を取隱し置き、收納を減ぜんと仕組たるものは、其品を日本役所へ取上べし。

日本の開かざる港にて密賣買を爲すは勿論、其仕組有之貌利太泥亞船は、其品を日本役所に取上の上、犯せるごとに千ドルラルの過料を納むべし。

修覆のため入津の船々は運上なく積荷を陸揚し、日本役所へ預るべしと

いへども、藏敷、作事、並番人等の諸入用は、相當の償を出すべし。

若し其荷物の内を賣拂ふ時は、其荷物丈は規定の通日本役所へ運上を納むべし。

積荷を同港内の他船へ移す時は、日本役人檢分の上、事情明白に相分り、免狀を受る上は、定の運上なし。

阿片に關する規定

阿片の輸入は禁制なる故、若し日本に商賣に來る貌利太泥亞船、阿片の量目三斤以上船中に所持する時、其餘量は日本司人取上べし。且阿片を密商し、或は其事を謀る輩は、阿片一斤毎に十五ドルラルの過料を日本役所へ取立べし。

第三則

品物を送る荷主、又は引受先の者より、入津の荷物を陸揚せんとする者は、其積荷の差出書を日本役所へ出すべし。

此書面は、荷主又は引受人の名前、積送りたる船の名、荷物の記號番付、其積荷の斤數、石高、毎品の代料を認め、其總〆高を其書付の末に認むべし。

都て此差出書付は、持主又は引受人認めたる僞なき價を申立る書面にて、日本役所の規定に觸れたる隱し荷物なき證據として、銘々名前を記すべし。

右の通、積荷目錄、差出等の書類、日本役所に差出、右書付引合せ、積荷用意品等を調濟迄は、品物とも日本役所の預りたるべし。

日本役人右の通差出たる荷物の內、或は總體を、定式の通改むべし。

若し運上役所に引上改むる事ある時は、輸入人の失費相掛ず、可成丈品物の損ぜざる樣にいたし、改濟の上は、元の如く取始末すべし、尤取調方格外時日を費さゞるべし。

荷主或は輸入人、銘々持受の品改濟、役所より引渡さるゝ以前、輸入の途中日本役所へ差出さゞる以前の事を云破壞損傷の品々心付ときは、當人より其段運上役所に申立、其品取扱ふ職務の廉潔なるもの兩人以上立會、値組いたさせ、其荷物ごとに損じ高を步割に記し、其記號、番數ともに證書に認込べし、尤日本人立會にて値組人等名を記すべし。　右の證札兼々持參の差出書に添、總高の

輸出の手續

出港手續

内を引落すべし。尤條約第十五ヶ條の取極の通、運上役所にて取扱ふ事故障あるべからず。

諸運上納濟の後、運上役所より陸揚不苦假免許狀を渡すべし、品物渡方は運上役所にても、船中にても、其者の願に任すべし。

輸出に極りたる荷物は、船に輸送する前廣に、運上役所へ船名、荷物の記號番付、入高、斤數、量目、性合、竝代料を記せる差出書付を出し、書面の通聊僞なき由を輸出人等證據として、其名前を認むべし。

運上役所へ差出し以前、船中へ積込たる荷物、竝運上役所へ差出し濟の上、禁制の品を竊に荷積の内へ入有之は、改の上、日本役所へ取上べし。船中當用の品、又は乘組旅客の當用衣類等は、運上役所へ差出さゞるべし。

第四則

出港手續を願ふ船舶は日本十二時（貌利太泥亞の二十四時）前に、運上役所へ申立べし、此期限中に右手數遲々せざる樣取扱ふは勿論たるべし。右手數差止る事あらば、日本役人より船司又は頭立たる者、竝其船荷の取引人等へ其段

科料

申渡し、貌利太泥亞コンシユルに申達すべし。
貌利太泥亞軍艦は入港出港、運上筋の手數に及ばず、運上役人竝番兵等差構ふ事なし。
貌利太泥亞飛脚の爲の蒸氣船は、入港出港の手數を一日にいたし、日本に上陸する旅客竝品々の外は、告書差出書面の手數なしといへども、何箇度にても入港の度毎に、出港入港の手數は致すべし。
薪水食料等用意のため入港の鯨漁船、或は難船は、其積荷の告書を出さずといへども、若し其積荷を賣拂はんと願ふ時は、第一則の規定、或は輸入の手數をいたすべし。
税則竝條約書中に船と稱ふるものは、シキップ、バルク、ブリッキ、スクーネル、スループ、蒸氣船等を總ていふなり。

第五則

日本運上役所の規則に違ひたる僞差出し、積荷目錄を出し、竝證書に名前を記さゞる輩は、其犯す毎に百二十ドルラルの過料を日本役所に納むべ

し。

第六則

手數料

噸税は日本開港の場所に於て、孛利太泥亞商船より取立ずといへども、左の規定の通、其地々々の運上役所に納むべし。

一船の入港手數に付　十五ドルラル
一船の出港手數に付　十ドルラル
夫々の免狀に付　一ドルラル半
場所々々健固狀に付　一ドルラル半
其外の各書に付　一ドルラル半

第七則

輸入稅

總て日本開港の場所へ陸揚する物品には、左の運上目錄に從ひ、其地の運上役所に租稅を納むべし。

第一類

貨幣に造りたる金銀、竝造らざる金銀、當用の衣服家財、竝商賣のためにに

せざる書籍。

何れも日本居留のため來る者の所持の品に限るべし。

右の品々は運上なし。

第二類

凡て船の造立、綱具、修覆、或は船裝のために用ふる品々、鯨漁具の類。

鹽漬食物の諸類。

パン、粒パンの粉。

生たる鳥獸類。

石炭。

家を造るための材木、米穀、蒸氣の器械、木綿及羊毛の織物。

トタン、鉛、錫、生絹。

右の品々は五分の運上を納むべし。

第三類

都て蒸溜、或は醸し、種々の製法にて造りたる一切の酒類。

米麥輸出の禁

右は三割五分の運上を納むべし。

第四類

凡て前條に擧ざる品々は、何によらず、二割の運上を納むべし。

金銀貨幣、棹銅の外、都て日本に產し、積荷として輸出する品物には、五分の運上を納むべし。

米並麥は日本逗留の亞米利加人、並船に乘組たるもの、及船中旅客食料のための用意は與ふとも、積荷として輸出する事を許さず。

亞米利加船にて開きたる港に持渡りし外國の穀物、もし陸揚せざる時は故障なく再び輸出すべし。

日本產する所の銅は、日本要用の餘分あれば、其時々公けの入札にて賣渡すべし。

神奈川を開港の後五ヶ年に至り、日本或は亞米利加政府の望にて、出港入港の稅則を再議すべし。

水野筑後守　花押

永井玄蕃頭　花押
井上信濃守　花押
堀　織部正　花押
岩瀨肥後守　花押
津田半三郎　花押

他の四國との條約も此に粗ぼ同じきを以て之を略す。是れ後に幕府が勅許を得ずに結びたる違勅の條約とて、攘夷論者の非難の的となりたるものなり。然れども外國はかゝる非難などには用捨するなく、是月露國の西伯利亞總督ムラヰヨフ伯亦十艘の艦隊を率ゐて神奈川より品川灣に來り、西久保天德寺に宿して、樺太境界劃定の談判を開きたりしが、八月には佛國公使ヘルクルも、自國軍艦に搭乘して品川に到り、濟海寺の館に入りたりき。

幕府の京囚處刑

幕府の三奉行は、京都の囚徒に對して嚴重に訊問を遂げたる後、八月に至

り、違例の勅書を作り、以て朝廷、幕府の間を中傷離間して國家を擾亂するは、その罪甚だ重しと斷じ、水戸藩の鵜飼幸吉を首魁となして、その父の吉右衛門、茅ノ根伊豫之助の二人とゝもに死刑に處し、家老成島帶刀に切腹を命せり。又一橋卿を儲貳に擁立せんと謀れる川路左衛門尉、岩瀬肥後守、永井玄蕃頭が職を褫いで蟄居せしめ、一橋慶喜卿、竝に土佐の山内豐信(容堂)、宇和島の伊達宗城侯にも謹愼を命ぜしが、其外藩士浪人の中、飯泉喜內、橋本左內、吉田寅次郎、賴三樹三郎の四人も死刑に處せらる、梅田源次郎は既に牢死したるを以て刑名に入らず。 橋本の斷罪は、その越前の謀士として一橋卿擁立を京都の公卿間に斡旋するとゝもに、勅書に關係したるにより、長州藩士なる吉田の死刑は、その京都に來り、同志を糺合して間部閣老を要撃せんと企てたるによる(未遂犯は死に處すべきにあらず)、賴は勅書を草したる一人なればなり。 蓋し幕府の大奧、近從等は、是を以て、淺くも、幕府の威を示し、以て所謂志士と稱する者どもを震慴せしめて、秩序を嚴正に回復せしめんと思料したりしにて、遂に井伊大老をも餘儀なくして此處分を斷行するに至りたれど、彼等は元來改革

見解ありての斷罪に非ず

刷新を嫌ふの徒輩なるを以て、當時世界の形勢に沒知識なるは言ふまでもなく、他よりは開國の規模を開くものなるが如く見做されたれど、其實は何等の見解あるにあらず。即ち今度黜けられたる川路、岩瀬、永井三人を除けば、外國人に向ひて相應の談判を遂げ得る者は、水野筑後守、堀織部正等のみなりきと云ふ。されば是が爲めに幕府の政事は澀滯し、因て愈諸藩士を憤怒せしめたりしかば、公武の間の障壁は益堅固を加へ、時論の沸騰を激成したり。公の守法の精神は自己に嚴にして他に寛なり、即ち公は刑罰は已むを得ざるに用ゐられしを以て、井伊の此處分は絶對に否認せられたるなるべし。田中善右衛門は川路と親交あり、阿部閣老の存命中は、彼によりて阿閣に意を疏通せしが、去年川路が黜けらるゝに及び、井伊大老に接近する夤緣を得たりしを以て、今度公より海軍に關する内旨を含められて參府し、大老に面謁を乞うて其事を慫慂し、是秋公の參府して大老に會談せらるゝ素地を作りたりき。

曩に和蘭條約によりて長崎會所貿易法の破綻を生ずるや、國民私貿易の

私貿易開始と通貨の障害

進潮に蕩されて大阪、江戸の商賈は怨嗟の聲を放ちたりしが、諸國の商賈亦外國貿易に疎き所より、開國貿易を嫌ひ、神州を覬覦すべく來るものとて只管彼等を猜忌したり。然るに又私貿易の始まるや、其主要たる通用貨錢に大障害を來したり。元來是までの通用金なる小判と二分金とは、その實質大に相違したりしを以て、外人は二分金を以て小判を買ひ取り、之を上海に送りて倍蓰の利益を收めたりき。然るに其結果は、忽ち價位の平準を失して、俄に物價の騰貴を致したりしを以て、一般の人民は甚しき不便を說くに至り、貿易の抗論に油を注ぎて、果して國の膏澤は吸收せられ、諸國は窮餓に陷ゐりたりとて、志士の攘夷論を焚きつけたり。かくて其氣勢は啻に京都を煽動するのみならず、江戸にも其爆發を見るに至り、遂に外國人虐殺の企あるに至れり。尤も是には失利の富豪が買收したるも效あるならん。

外人に危害を加ふるに至る

即ち七月神奈川にて露國使節ムラギヨフ伯の一行なる三人の武士に斬殺せられたるを始めとし、江戸の米國公使館に不穩の擧動を爲したるものありしかば、八月三日左の通り諸藩に觸れ達するに至れり。

外國人市中其外歩行致候節、故もなく礫を打ち、不法の義仕掛候者有レ之、右は御國の政道不レ被レ屆に相當り、外國へ對して御外聞にも相拘り候義に付、不法に及候者は召捕糾明の上、夫々處置可申付候。併外國人の爲に御國の人民御仕置に相成候義は、何とも嘆敷難レ忍次第に付、此旨相辨へ、心得違無レ之樣、家來末々に至る迄、主人より能々可レ被申付候。

長崎市民外人に親昵す

然るにかゝる處に大獄の暴斷ありければ、壯士の憤慨は彌募り、人氣の險惡なる、容易に暴行の止むべき樣も覺えざりしが、唯長崎には、我藩の警備の行き屆けるとゝもに、士民みな外國人に馴れ、剩へ貿易の緩みより、商況に變化を生じて、商人は爲めに奇利を享けたりしを以て、人氣は康安平和なりき。是年露艦に乘り組みて長崎に避難したる英人ありしが、その滯在中の光景を記したる書に、「日本人より豐富なる供給を受けたる彼等(露人)は、自家に在る如き安易の生活をなせり。即ち彼等の若干は日本婦人と情交を重ね、その中には市中に家を有するもありて、みな能く日本語を操り、日本の人氣は甚だ好しといへり」。蓋し是れ彼等が能く日本の風習を察して日本人を激

怒せしむる事なきによる。されば彼等の市街に出づるあれば、老若男女はみな遊び戯れ、兒童は爭ひ來つて握手を求むる等、至つて平和なりき。故を以て、人氣の俄に險惡となり來りたるは、西伯利亞總督部下の殺害ありたるが其一因なり云云。』といへり。この文は、露人が、その稻佐の上陸地を半占有したるが如くに、人民を撫して長崎市中の人氣を收攬せるを惜嫉して書きたるものなれど、亦當時長崎市人が如何に外國人に馴れ親みて平和なりしかを知るに足らん。英國公使アルコック氏も是冬長崎に往いて此狀態を視察し、こは露人が日本を籠絡する手段なりと看破したりしが、その對州事件の起因となりたるは來年に記すべし。時に佛國天主教會の宣教師の、長崎舊來の布教を温めんとしたるありしより、奉行所に於ては再び切支丹宗に傾ける浦上村農民の檢擧を始め、連累たる我三重樫山村の農民茂十夫婦、又市をも拘引したりしかば、佐嘉政府よりは刑事に練達したる相談役井上文左衛門を特派して處分せしめたりき。

第六十六章　井伊大老と會晤す

田中善右衛門井伊大老に海軍興隆を說く

井伊家は姻戚にて、大老直弼侯は公より一歳の年少なり。弘化の末世嗣となり、公丁未年參府に於て始めて公に會し、公の眞純なる雅量に對して隔意なき交をなすに至れり。即ち其頃侯の或人に與へたる書翰に『大名廣くは突合不申候得ども、我等が心底を能存知呉候者は、同席にて會津(肥後守容敬)、是は斷金の交、表方にては佐嘉、右兩侯より外先づ無之候、尙心易く致候ものは彼是居候得ども、中々以十分之話は出來不申、萬事油斷は不相成』とあるが如く、大名交際の輕薄にして五月蠅かりしより、侯は公の溫粹親切なるに心服したりしにて、膠漆も啻ならざる其情交は文中に躍如たりといふべし。家督後は參府違ひにて復再會の機なく、以て今に至りたるなり。されば去年侯の大老となるや、田中善右衛門は三支藩の參府短縮願について侯に面

談するを得たりしが、席上彼は、長崎方面に新臺場を築きて防備を整ふるに至る迄の、種々なる公の苦心忍耐の事情を陳べしに、侯は感歎の極、數次田中を延いて公の篤行を傾聽したり。蓋し彦根藩も亦、相模警備に當つて、米艦渡來の前後には隨分苦心を營めたりしが、其時、長崎警固に當る筑前、肥前の諸藩の、防備に力めて疲弊したる風說を、頻りに聞き込みたりしを以て、公が藩の財計空竭を極めたる中より、辛苦經營して海防を完成したるを耳にせる侯は、癸丑甲寅の變に我藩の西門の鎖鑰を殆ど一手に引き受くるに及び、疲弊の極起つ能はざるものあるべしと憂慮したる程なりき。然るに事實は然らずして、些の疲弊を受くるなく、幕府に苦情を持ち出さずして、能く三支藩を始め宗室、國老等を結束し、以て防備に一致盡力したりしかば、乃ち侯は、自家の經驗より公の忍耐と強幹とに痛く感動したるなりき。よりて侯は田中に公平素の行狀を問ひ、田中の答へて、幼少より質素儉約を以て藩内に率先し、衣食も只溫飽にて足りて、絕えて聲色家屋器具の嗜好なく、閑暇逸遊を欲せずして、一向家中にも文武の業を勵まし、彼等に銃陣を習はせて、銃

砲の放射を覽るを愉樂となしたり、されば、時に鳥獸の獵をなして山野を馳驅するを其趣味とでもいふべきのみと語るや、覺えず座を進めて傾聽し、公の、身を以て陸海軍を起し、爲に去年來の三支藩の處分の如きも、上は幕府に下は支藩に對して、少しも無理をなさず、各承服安堵すべき點を選みて、慇懃に調和の道を竭されしに對しては、最も心を動かしたりき。蓋し今度侯の大老となりて國家の難局に當るや、外國の壓迫は用捨なく加はり來るに拘らず、忽ち水戸、越前等の御家門家と反對に立ちて、公武の間に不利を構へざるべからざるに至りしより、公の苦心の程は、同侯の同情を以て解せむとする所となりたるなり。かくて田中の談話は凡ての點より綜合して痛く井伊侯の心を動かしたるが如く、爾來侯は田中に面會する毎に、僕を更へて夜の更くるまで會談したりき。當時彥根藩士にして侯に近侍したる人の話に、直弼侯大老職となる後は、面謁を請うて其座に通る者は引きも切らざりしが、佐嘉侯の用人田中善右衞門が來訪するや、其辭去は毎に夜半を過ぐるを以て、近從はみな今夜も更くべしとて其用意したりき、而して其用談は膝

天草島海軍根據地の問題

を合せてのことなれば能くは知れざれど、主なるは長崎附近の天草島に軍艦を繋ぐに係ることとなるが如く、折々耳に挾むの聲を洩れ聞きたりといへり（日下部東作の談話）。

公の天草島に軍艦碇泊所を設け、以て長崎方面より海外に活動すべしてふ企圖は、前に數〻言ひたる如く、弘化の初めにその端を開き（第十三卷第四十一章）、爾後壬子年重ねて幕府に願ひ出でて、山中善右衛門を江戸に滯在せしめられき。然るに今や八年の星霜を移せどその解決を得ず、其間閣老及び外交主任の更迭ありしとゝもに、贊同者の薩摩侯、阿部閣老亦相繼いで世を去り、かくて井伊大老の執權期を迎ふるに至りたるなり。然るに海軍を創設して海外に雄飛すべしてふ公の企圖には、井伊も亦初めより同意見なりしを以て、田中の此懸案の談緒を開くや、兩者の意思は豁然として疏通したりき。後に聞けば、癸丑の變後、侯は海陸の軍備をとゝのへて國家を保護する政策を畫し、『陸戰は我の長所とするところ、故に更に器械を整へて士氣を振作しなば、海軍術とても亦西洋に劣らざるべし、されば平常は是によりて海外に渡航

侯交易の要を說く

し、以て平和の商戰を營むべきも、一旦事あるに際しては、以て我武威を輝かし得べし。交易は國禁なれど、時勢に古今の差あり、加之有無相通ずるは天地の道なれば、祖宗の神に告げて、以來は此方よりも商船を和蘭會所咬𠺕巴(ジャガタラ)の商館へ遣はすべし。而して是は亞墨利加、是はヲロシヤと分賣するは、蘭人に任せて互市すべし、云云。』といへりと。此政策は草案に止まれりといへども、其海外交易に於る大意は幾ど我公の胸算と暗合したるを見る。されば田中が天草に海軍所を設くる談緒を開きたるは、膠を漆に投ずるの感ありて、忽ち用談は蔗境に入りしかば、田中は其事情を佐嘉に報知したり。

公諸儒に船考の序を求む

去年堀田閣老の、上京に命を得ずして歸東するや、京江間には紛議の囂々を見るに至りしが、公は甚だ之に慊焉たらず、當今外國の形勢の、兄弟の鬩牆を許さゞる以上、禦侮の道は自ら他にあるべく、されば鎖國自守の基礎を去つて、よろしく海外に雄飛發展すべしとせられたり。よりて公は其意旨を藩內に知らする手段として、前年増田忠八郎元景をして編集せしめられたる船考(癸丑の年に出づ)の稿本を巨擘の學者に示し、以て其序を求めらる。草場佩

川の序は左の如し。

(上略)抑天之賦形、梅杏李柰未曾相換其形、書文車軌爲制度之要、雖革命之主、大抵沿襲、不容易改之、如我船制、亦必有由來焉、曾聞諸幕府船吏之屬、檣之高、丈尺有制、當限內海航渡之用云。又聞諸崎人、本邦人漂到外域、土人見獨桅、則不問而知爲我邦之船、如面前無船、則竪一指示之、亦知爲獨桅、然則獨桅已爲我邦標號、恐未可容易改之也、況其便於操帆、以受三面之風乎。明人嘗見我兵船旗幟、多書八幡大神之號、概稱八幡船、見其群帆輕進、或稱胡蝶軍、顧非必峩舸巨艦也、而當時驍將如戚繼光、猶頗苦防禦、由是則勝敗在人、不可當負巨大堅牢之利也。(下略)

舊習に溺れて西洋の機巧を嫌ひたりし當時に於る普通の學者の意見を代表する文字として、此に擧げおく。草場は古賀精里の直門にて、今年二月教授に進みたるものなれど、其平常の論説も概ね此類なりければ、活氣づける生徒は其助教たり教授たるに注意を拂はず、尸位の老儒と看做したり。次に博學達識と推されし福田東洛の序文は左の如し。

福田東洛の序

我日本泛然國於大瀛之中、內外之用唯船以濟、苟有濟川之志者、可不留意焉哉、況若我藩、當西洋諸國之衝、世掌港門鎖鑰、則最當深考其制、而思利其用之道、所謂工欲善其事、必先利其器也、是增田元景之所以有此著也。　前篇先成、徵余題言、(中略)因思我國有船、雖實掓乎神聖開國之初也、至大化白雉之際、歷世未久、其制之粗、與操之拙、抑可知矣、然而西征三韓、東討蝦夷、肅愼、亂濤之上視如平地、彼二三將軍獨何人也、韓人稱爲神兵、不亦宜乎、在于當時、若給以今之火輪海城等若干隻、使其測經緯有法、記里程有具、避颶探礁並有其術、彼亞墨之洲、澳太之島、我必先著之鞭、不使彼泰西數國妄自占據矣、惜乎。　雖然我國土美物阜、無一需于他、則其不更及窵遠之域、亦有以矣、但彼數國者、逐年籍富强之勢、橫行四海之上、航海之技益進、遂以其所長凌人、印度支那等沿海地方漸被蠶食、是在我海國所宜加慮、而若我藩、最不可不豫爲之備也。　備之如何、曰、就彼所長而講所以制之之道也耳、則船之考爲要矣。(下略)

妥當なる案なり。　末段に英佛露の形勢を說けるは警策とすべし。　我國土美物阜無一需于他の句意は、鎖國の原因にして、獨逸人ケンプルも亦嘗てこ

れをいへり。今外國の貿易請求を我國民の不必要としたるは後まで長き問題たり。末文なる就彼所長而講所以制之之道の結論は、特に注目すべき文字なり。蓋し採長補短の説は安政以來の主張にして、此頃は和蘭學を捨てゝ英學を主用するに至る過渡期なりしを以て、斯見は特に具眼の言となすべし。但當時は國學、漢學、洋學駢び起り、各偏重する所を以て、互に激論をことゝしたりしかば、彼がこの序文の如き、活潑の氣象乏しき憾あるものといふべし。されば其方面よりしては枝吉神陽の序文を擧ぐべく、即ち左の如し。

枝吉神陽の序

攝關之政荒、而蕃國之朝貢熄焉、蕃國之朝貢熄、而主船之司失其職矣、主船之司失其職、而凡古之巨艦大舶所以來從海外者、不可得而詳其制矣。夫秦尊之所謂浮寶者、其意故在巨艦大舶、而不在尋常小船也耳、否則大海曠遠、何以能達財國、而致其眼炎之金銀彩色哉、是爲磐天磐之所以肇于上代、而稚櫻宮明之際、其制益精矣、至于承和、模造新羅舶、蓋又加其大矣、夫以古人規模之宏如此、苟可開物成務者、何有所不爲、是以皇略之所加、無遠不戾、而後世寥寥、可

勝慨嘆哉。則若豐國公征韓、事功不遂、志則可偉矣、而今將家則事事反其道、乃併尋常商船而小其制、以爲船小則外通之路絕、而便于鎖國、守國者固莫鎖國若也、不知古之善守國者、不以守爲守、以攻爲守也、夫鎖國也者、如有萬全之形、而無進取之勢、欲自守而來外侮、是我中將公之所以惓惓于造船之議也。

增田元景奉命著船考、述古之外、附以己之見、言今日海城之必不可不從事焉、蓋取之承和造新羅舶之意也。元景嘗謂余曰、公之志雖切乎、奈幕議之不相容何、而今也住吉之神叶謀于我公、西胡之所謂鐵艦火船者、我肥得有之、是實元景之此舉、爲降福之地也。但憾天下論者、多昧于國體、局輓近之所見聞、猶以鎖國爲是、余願元景刻此書、行之于薄海之內、使天下之人、知皇略之不可不以復古、國之不可以鎖、船制之不可不以變、主船之司雖失其職、四方來取範于我肥、鐵艦火船攻守兩資、則設令不得遽復蕃國之朝貢、尙無外侮之以損我天皇之國矣、是衰世之志也。元景起藁成、已知其由、一言之囑在所不辭、乃書此以爲序、萬延元年秋八月之吉。大藏經種書。

我古代の規模を說いて鎖國の陋を喝破し、「以攻爲守。」の語を擇へ來つて、世

執政安房を弾劾す

の論者の國體に昧くして輓近鎖國の陋習に泥むを非とし、鐵艦火船を備へて攻守に資し、以て更に蕃國朝貢の時運に復せしむべしと說けるなり。蓋し當時佐嘉の青年有志者に推服せられたる神陽の風彩を窺ふに足る雄篇なり。安政以來京都に集まる志士の多くは、山崎闇齋流の儒學者にあらざれば、本居、平田の習氣を受けたる古文學者、若くは陽明學を主張する武斷家にて、その大抵は知識偏倔にして外國の形勢に昧く、徒に外國人を夷狄禽獸と罵りて之が攘斥を主張し、單に國體云々を固執して水戸學の範圍を出でざりき。されば佐嘉にて枝吉兄弟が國學を青年に鼓吹したる特殊の見解の如きは、以て畏敬するに足るべく、よろしく此文にて其一斑を見るべきなり。かの學館に容れられざりし福田、枝吉の、公より適所に任用せられて、其學問才識を愛せられし所以も、亦是にて推見すべし。

執政を交替して參府す

公は江戸より田中の報知を得て、本年の參府は一箇月を引き上げたる九

月より發程せんと共行裝を治められたり。時に鍋島安房は、天保六年執政となりしより、任職二十五年の久しきを學校教育に當り來りて、任意の講研を勵ましたりしが、青年書生の畏敬ありしに拘らず、中年の深堀又太郎、八並次郎助、張玄一等は、之に慊焉たらずして心理の修養に乏しとなし、京江間の紛訌を警戒して、保守自重に傾くべく學校を刷新すると共に、財利にも撿束整理の必要ありと彈劾の聲を擧ぐるに至れり。安政の初め、海軍創設の宏費を辨ずべく、財源富殖の方法を求めて、卯年白石の新地築成を起したるは、前卷に記するが如し（第十九卷第五十八章）。由來財利の事は武治の最も至難とする所にして、業務に障碍を生じ易し。安房は庶兄の親を以て久しく權勢の地に居り、ために漸く矯縱の批判あるに至りしが、新地方を設くるに及び、白石三鄕の、內外の支配地の錯綜せるより、是迄の治務の一貫せざりし事と、手數繁雜にして村民の難澀したる事とを發見せられて、その怠慢を彈劾せらるゝに至り、ために該地の、總て新地方に引き附けらるゝに及びては、安房は相談役、藏方頭人とゝもに責を引いて用捨を申し込み、公の以來を戒めて宥免せ

福田助太郎安房に結託す

鍋島上總請役として仕組所を兼ぬ

らるゝに至りて僅に留任せり。されば去年又自領須古山に猪鹿狩を請願するや、符契（狩の切符）を受けながら自ら往かず、嫡子伊豆に代理せさせて狩法を犯したるより、叱責（おしかり）に處せられて私領狩を禁ぜられ（禁は二年にて解く）、立會の狩方は職を奪はるゝに至りたりき。蓋し是等不名譽なる處分を蒙るに至れるは、他にも指彈せらるべき種々なる缺點ありしためにて、かの福岡助太郎の如き、その新地築立の白石郷の、須古領と犬牙したると、自ら學校出身にて材幹あるとよりして、安房より深く信用せらるゝに至り、因て他の財利にも干渉して、內外の間に事を用ゐ、果は須古の領地に私するなど、種々の非違を敢てしたりしかば、遂に目附より彈劾せられて、隱居牢人を命ぜられたりしが、安房は之を誣妄となし、其才能を器識せる事とて、彼の謹愼中にも陰に川舟にて往來事を謀る等、益、其名望を損する行爲をなしたりき。されば時代の推移を察してその勇退を促さんとせられし公は、八月の秋役選命に鍋島上總を請役となして、仕組所を兼ねしめられたり。上總は朴强武毅の人にて學識乏しく、固より變化の時局を制する器にはあらざりけれど、事を傷るの輕

公電流艦にて關の渡を試みる

躁なかりき。時に宗室鍋島河內は年齢相匹して最も有爲の器量と推されたりしが、安房は、その在學當時、學館頭人として其敎育を督すると共に、其德性の研磨を勵ましたるを以て、書生の間にもその名望は高く、よりて彼は請役所仕組所に出仕して諸事を申し談ずべしとの命を受くるに至れり。ここに於て上總の請役にて河內の總裁となりたりき。かくて參政中野數馬（兵右衛門改）之を佐けて機務に當り、且敎育を兼ねたりしが、內廷には鍋島市佑老練にて年寄の首席に居り、御側頭原田小四郎助敎を兼ねて機密に參したりしかば、以下の政務に處る者に更替なしと雖も、是より暗々裏に變革を好むの論を抑へて保守的になるに至り、藩內を結束して、海外の進潮を適宜に導かんとする方針を執るに至れり。

公の艦隊を備へ海軍を興す經畫は、藩の富力のこれを許さゞるより、節減するの已むを得ざる結果となりたれども、尙勃々たる其海外雄飛の志は燃えて熄まず、既に電流艦を佐嘉の津口に繫ぎたれば、之に乘りて大阪に直航せんと欲せられたり。されどこは故老等の疑懼するところなるを以て、先

づ『關の渡』を試みんとて、九月朔電流丸に下關へ航行すべく命ぜられしかば、同艦は翌日より長崎を發し、平戸峡を駛せて三日午時馬關に著したりき。斯くて公は七日より參府の途に上られしが、出發に臨みて、歸國には兵庫より蒸氣船に搭來し、長崎を巡視して本莊津に入るべしとて、其準備の調査を命ぜられたり。さていよ〱順路豐前の大里に著せらるゝや、公は午前電流丸に上りて下關へ渡海ありしが、此は僅に一里の渡しなれど、潮流危險の海峡にて、佐嘉にても古來『關の渡』と稱し、東國への出發第三日には、その渡海の安全を神に祝福するを習ひとしたりし程なりき。されば這次の汽船にての渡海は、旅行の記錄を破れるものにて、亦公が汽船旅行の第一歩たり。かくて中國路を迂曲して、十月十日品川に著し、直に閣老に回勤して參府を告げ、新に落成したる溜池邸に入られたりしが、十三日例の如く參府の上使ありしを以て、十五日登城して新將軍に謁見せられたり。

然るに十七日の夜本丸炎上し、乃ち公は直に登城して之を唁問せられたり。此頃江戸には、外國人暗殺を企つると共に、幕府に妨害を加へんと謀る

本丸炎上と二萬兩獻納

ものありとの風説頻りなりしかば、此火災も其等の徒の所業ならんといへり。家茂將軍は當夜西丸へ立ち退き、よりて公は翌日參候せらる。やがて本丸の造營興りければ、公は其費用の一部として金二萬兩を獻上すべく内願せられしに、幕府は之を嘉納し、十二月朔日登城後居殘りの公に對し、月番老中より左の通り申し聞けたり。

御本丸御普請に付、上納金仕度旨内願之趣達上聽、尤之義御機嫌被思召候、古來より長崎御警衛被仰付置、近年臺場築增、別而入費も相嵩候趣に付、容易難被仰出候得共、不一ト通御時節を被恐辨、右樣上納金仕度旨速に相願候段、神妙之至に付、内願之通金二萬兩上納被仰付、御普請之御用途可被差加旨被仰出候。

時に世子淳一郎の、元服の年齢になりたるより、公は初乘出を幕府に稟請せられ、十月十八日佐嘉へ向け、來年九月中に世子乘出しの參府あるべきことを申し越さる。時に將軍代替りにより、幕府は諸大小名へ當將軍の判物（第十九卷第五十六章に出づ）を授與したりしが、其新判物は長崎に送致せられたりしを以

て、是月長崎奉行は聞役を喚び出して之を授けたり。よりて之を受領せる聞役久米次左衞門は、守り歸りて登城之を奉致せり、尤も公の出府中とて其式は代理にて濟ませらる。これ判物授與の最後にして、爾後は外國の形勢よりして、公武の間に不和を生ずるに至り、當將軍の末期は程なく政權返上となりて、大政維新、諸大名の版籍奉還の機運を開きたりき。これよりさき公の庶弟民部直賢、九月二十五日鹿島にて卒去したりしが(年二十六歲)、是月其訃江戸に到る。

公井伊侯に會晤す

井伊大老と會談す

十一月十九日公井伊邸に到りて大老直弼侯に面會せらる。直弼侯は、前述の如く、その世子たる時に公と交會したりしも、爾後公の、米露軍艦の渡來を經て震災後に參府ある迄は、京都守護として在國したりき。然るにかく互に睽離する十餘年の間に於て、時局は非常に變化し、知名の人亦多く世を去りて、江戸の狀態には種々の變轉ありしを以て、這次の會晤には、兩者とも

に舊事を談じて時勢に及び、各自懷抱を述べて、海外の形勢を討覈したり。されば大老も座の進むを忘るゝ程の打ち解けたる態度にて、『今度は久し振の參府なるに、僅かの滯在にて甚だ殘り多し、明年は滯府ありて然るべし、是は予の希望する所にて、御上にも申し上げて、しか取り計ふべければ、是非とも御勸め申す。』と懇ろにいへりしを以て、公は大に喜んで深くその好意を謝し、『其は自分よりも願ひたきことなれど、明春の歸國を甚だ樂しみとして待ちゐる事あるにより、例の如く御暇を願ひたし。』といはれたり。よりて大老は其樂しみの何なるかを問ひしに、『何にさしたる事にもあらざれど、先年和蘭國に註文したる蒸氣船の、去年廻航し來りたるより、二三艘と併せて艦隊の如きものを編成しかけたれば、今度これを兵庫に廻し、彼地より乘船して長崎に到り、御番所巡視をすまして、佐嘉に航せんと其手配を爲しおけるなり。何分始めて蒸氣船にて大海の波濤を乘り切ることゝて、實は其歸期の來るを樂しみゐる次第、いはゞ我道樂にすぎざることのみ。』と答へられしかば、大老これを聞いて覺えず膝を打ち、『それは〳〵至極餘儀なき御事

公天草島問題を說く

なり、誠に御樂しみなるべし。西國の各方は、參勤の節に兵庫、大阪は勿論、當江戶表まで直に船艦にて御乘込になりても少しも差支なき事なれば、左樣思し召さるべし。されば明年蒸氣船にて大海より御歸國ある事も、御內々に上樣へも申し上げおくべし。返す〲も是は餘儀なき事なり。』と反復稱讃したりき。

初め田中善右衛門が、天草島を軍艦碇泊所として佐嘉藩へ御預けあるべく請願するや、井伊侯の言にて略ぼその要領を得るに至りたりとはいへども、公は、この計畫については、參府の上大老と面晤して、具體的の協談をなすべく期せられたりき。されば公は此談よりその端緒を開き、『天草島御預けの命を得ば、**是島の物產を興し、是を資として船艦を製造するとゝもに、更に是等の船艦を運用して北海の蝦夷地に拓植を試み、やがては海外にも雄飛すべき覺悟なり**。』と談じ及ばれたりしが、是談あるは種々の手續を踏まれたればにて、先年長崎の築堡を遂げて蒸氣艦の買入れに移らるゝや、其財源を領內の貿易物產に求め、その只陶器、石炭、白蠟等の數點を得たるのみなり

公蝦夷の開拓を説く

しより、天草群島に著目あるに至られしなり。因て、『天草群島は田地こそ僅に三萬石と稱せらるれ、山には鑛物、海には漁業の利あり、山林亦樹木繁茂す。されば今より此地の殖産興業を圖りて之を長崎貿易に資せば、該方面の艦隊製造費の如き、その支辨はさしたる困難に非ざるべし。是れ國家の公益なり。而して露國よりもその境界の劃定を談判せむとするとゝもに、英國亦懸念すと稱せらるゝ蝦夷、樺太地方の如き、その防備即ち北門の鎖鑰は、方今に於る最重要の問題なるが、こは要するに箱館に砲臺を築き、軍艦を繋いで守備するより他事なければ、蝦夷、樺太をその費用の財源地となし、國家事業として其開發を圖るべし。又奥羽二州に未墾の遺利尚多しとは一般の公論たれば、九州稠密の人口を彼地へ移植する要あるべく、而もこは、蒸氣艦操縱の練習には倔強の方便たり。とまれ蝦夷地は天草島の廣大なるものなれば、今より移民殖産の手を進めなば、北門防禦の資は優に之を辨じ得べし。國民の、外國の要求する開港貿易を好まざるは、其道を開かざるによる。苟も陸海軍の防備を進めむとして、其資源を得べく富國の策を講ずる以上、

我亦海外に向つて貿易をなすと〻もに、蝦夷の如き未開地に移民殖産をなさゞるべからず。』とて、開港貿易の利を國勢の振興に資すべく、其經略を述べられしが、大老も素より其志あれば、談は益〻蔗境に入りたりき。

島の蝦夷探檢

これよりさき島團右衞門は、蝦夷地の探檢を命ぜられしを以て、江戸より箱館奉行堀織部正に從うて彼地へ渡り、吏員の紹介を得て陸跋舟渉、海濱山野を踏踐し、深く久春古丹の奧までを窮めて、備さに土地の產物、アイヌの風俗、聚落の景況、幕府吏治の底細より、仙臺、南部諸藩警固の狀まで、委しく探訪し、之を筆記して入北記數冊を成したりしが、歸路には奧羽の諸郡を巡歷し、途中犬塚與七（橫尾基臣の實弟）に遇ひて相俱に探訪を遂げ、かくて是秋歸藩して探檢の狀を具陳したりき。よりて公は其勞を褒め且つ壯となして、學館へ聞人談「蝦夷事」の詩題を賜はれり。されば島、犬塚も亦共に東北の情況と上國の近事とを說いて學生を鼓舞し、今時國家に貢獻せんには、よろしく智德研磨の眼界を濶大にすると〻もに、體軀の鍛錬をも怠るべからずとて、時々遠足競走を催ほして山野の跋涉に堪ふる力を養はしめしが、就中犬塚の如き

は、時事を論じて『天下の爲めに慨嘆せよ。』と呼はり、以て人氣を喚起したりき(惜しむらくは酒に中り年を經て歿せり)。かくて、田中善右衛門より天草御預けのことを說かれて、其意を動かしたりし井伊大老及び其屬僚は、公が出府して、詳細にその經畫より始めて北門の防禦、蝦夷地の開拓等まで解說せらるゝに及び、その海軍建設に大關係を有する目今の富强策なる事を十分了解するに至り、よりて大老の決斷にて、該地方なる『くしろ』の志古丹島は我軍艦繫泊の所として委託せらるゝに至りたり。是に於て田中は『くしろ』『ねもろ』地方に利殖を興さんと志ざし、大老遭難の後も、播攝にありて商業運送業等に有力なる我佐嘉の富豪を勸誘し、以て彼地の漁產に利を通ずるとゝもに、移民拓殖を圖らしめたりき。是れ佐嘉人の『くしろ』『ねもろ』地方に遷住するの初めを開きしものなり。

志古丹島の委託

中將昇任、觀光丸囑附

兩雄相見て端なく肝膽相照しければにや、十二月十六日公に幕府の奉書

公中將に任ぜらる

到來す。よりて登城ありしに、御用番老中より左の書面を渡されたり。

其方儀此上昇進之難被及御沙汰筋候得共、家督以來多年精勤、長崎表御警衛筋深心配、手厚之御臺場一手引受、國力を盡し致成功候段、全御爲筋を一途に存込取計、常々心懸神妙之趣達御聽候、依之出格之思召を以、今度中將被仰付候條、以後之家格不相成勿論之事に候。

褒奬の意の溢るゝばかりの辭令なり。最初の少將昇任も、第八卷(第二十五章)に述べたる如く、競望せずして得られたるものにて既に家格以上のものたるに、更に求めずして此命あるに至れるなり。『此上昇進之難被及御沙汰筋』とあるは、非常の特典たるを前提せるものにて、その下に非常の功績を敍して『心懸神妙』と結べるは、當時の幕府には名器を安賣する傾きありきとはいへ、亦以て甚だ榮とすべく、虛榮に恬淡なる公も定めし滿悅せられたるならん。蓋し井伊大老の誠意より出でたる推擧なるべし。『中將被仰付』とあれど、左近衞中將は幕府の職任に非ずして、天皇大權の與奪にかゝるものなれば、將軍は武家の推薦を委ねられたるまでにて、こゝに仰付といへるも推薦

の日より其待遇を爲すをいへるなり。かくて公は此命を受けらるゝや、京都に正式の官記を申請し、明春之を頂戴せらるゝに至りて、禮物を獻納し、口宣を領收して歸國せられたりき。

これよりさき公は參府に臨み、來年は電流丸にて兵庫より長崎に直航すべく、長崎巡視を了へては更に本庄津に航して歸城すべしと仰せ出し置かれしを以て、佐嘉の仕組所にては其評議を凝しゝに、該船は隨員全部を乘する能はざるとゝもに、船足の速力をも一定し難く、且つ費用の調査も十分つきかねしを以て、遂に明春までは御見合せありたき旨留守年寄より千住大之助に含め越したり。然るに其報の到著したる時は、邸内は公の中將榮進を慶賀し、公は二十三日中將の資格にて登城御禮を申し上げらるゝ有樣なりしを以て、公は、事情は餘儀なけれど、前月已に井伊大老に其旨話し聞けたるのみならず、大老よりは更に將軍に內々申し上げたる事なるべきを以て、今更中止するを得ざるなり、さりながら今度思懸けなき昇官の榮を得たるよりして、藩中も恐悅し、必ず國老の總代は國境に、諸組侍は目達原に迎へて、

長崎回航見合せ

衣錦の榮旋を賀せんと欲するなるべし、因て長崎回りを止め、大里より上陸鹵簿を整へて歸國すべしと決定せられ、二十五日これを佐嘉に申し越されたり。

公のさきに製鐵器械を獻納して、長崎飽ノ浦の修船所を完成すべく勸めらるゝや、長崎奉行はこれが設置を稟告したりしに、是も亦事情の了解を見るに至り、二十八日老中より我留守居に左の書附を渡せり。

觀光丸を委託せらる

別段之譯を以、蒸氣船一艘御預被仰付候、請取方等之義は御軍艦奉行可被談候。且又此度長崎飽ノ浦工作場江獻納被致候製鐵器械入用之節は、勝手次第相用不苦候、尤長崎奉行可被談候。

觀光丸は、癸丑に我幕府に勸告したる結果、蘭國より長崎に渡來して海軍創設を勸めたるスームビンク艦にて、公の始めてこれに乘り込まるゝや、同船の船將に所望せらるゝことありしは、既に前卷（第十七卷五十二章 第十八卷五十六章）に記するが如し。即ち日本海軍開始の記念となすべき軍艦なれば、今度我に委託せらるゝに至りたるは亦因緣と謂ふべし。當時、船艦製造の經畫も宏費のた

遣次使用許可の製鐵機械

めに多く頓挫し、幕府の纔に一艦隊を成したる外は、我も半隊にて姑く時月を送る事となりたりしに、こゝに此艦を囑託せられて一隊を備ふるを得たりしは、蓋し『幕府の爲めを一途に存込み心懸の神妙』なる公に深く感服したる井伊大老が取計なるべく、亦我藩海軍史の首卷を飾るべき最も榮譽の事項なりとす。而して製鐵器械の使用許可亦、その設置運轉の費に堪へざるを慮り、乃ち國家事業として內外の便益を圖らむとしたるものといふべく、さすがに井伊大老だけに其公忠を諒して特に是命あらしめたるなり。始め此器械について、佐嘉當局の故老輩は其宏費に硬噎たる情ありしが、その是秋和蘭商船にて渡來するや、我は長崎奉行所より其引渡しを受けたる後、更に飽ノ浦に之を輸して其價額を徵したり。然るに蘭人より十二萬五千兩と書き出したりしを以て、佐嘉政府の主任者は大に驚き、初約と相違せりとて、長崎邸に其請求書を押し返して詮議せしめたりしが、此事は先きの聞役鍋島が在勤中の註文にて、書記の吉田新兵衞は佐野榮壽左衞門と蘭通詞との間に交換せられたる橫文なりと記憶したれど、確なる證跡なし。是より

久米佐野褫職せらる

先き、聞役久米は、佐野と共に幕吏、町役人と頻りに豪奢の宴會をなしたりしが、佐野の御側の內命にて直接蘭人へ物品を誂ふるや、其約束疎漏にして代價の相違頗る多かりしかば、其間或は私曲あるべしとの嫌疑生じて、目附より探偵する所ありたりしも、遂に要領確證を得るに至らざりき。よりて但私擅に公人と宴會に耽る濫行を摘發して之を彈劾せり。かくて或者は、專斷その價莫大なる器械を購入して大損失をかけたる以上、佐野は宜しく切腹して罪を謝すべしとさへ言ふに至りたれど、其事未だ明了ならざれば嚴科にも處し難く、遂に年末久米を逼塞(謹愼六十日)に、佐野を叱責(同三十日)に處して其職を褫ぎたりき。さて製鐵器械の事は、最初總領事キュルシウスとの間に約定したるものなるを以て、彼が公使となり江戶に在るを幸ひ、就いてその事實を明かにすべく質問するところありしに、彼は佐野氏に對談すれば明白なるべしとて佐野に面會を求めたれど、謹愼中なるより病に託して之を猶豫したり。

第六十七章　井伊大老遭難

幕府米國へ使節を差遣す

萬延元年庚申、公年四十七歳なり。正月二日公は病にて年賀に登營する能はず、年寄鍋島隼人をして代禮を勤めしむ。時に井伊大老は大奥、近從等に推輓せられて政局に權を執ると雖も、有名の諸侯は或は物故し或は逆境にありしため、宛然孤立の姿なりき。されば久し振に參府せられたる公はまさに雞群の一鶴の如くに想望せられ、ために世間は、前年來井伊侯の良友として隔意なく意見を交換せられたれば、自然幕政をも贊襄せられたるならんと推料するに至りたれど、實は公は決して局外より助言するを好まれざれば、但綱要を提げて氣附をいはるゝに止まりたるなるべし。されば去年京囚を重科に處したるが如きは、公の藩政に踏む態度とは反對のものにて、公は刑罰を以て士民を威服するを最も非とせられたれば、或は折に觸れ

間部閣老免ぜらる

て之に關する忠告を井伊侯に與へて反省せしめられたることあるべく、十二月末に至り該獄に峻刑を主張したる間部下總守免ぜられて、安藤對馬守老中の首席となり、以て穩和派擧用の端を開けるが如きは、注意に値するにぞ。

井伊侯使節を米國に派す

前年堀田備中守の米國公使ハルリスと條約を締結するや、堀田は本國政府へ使節を遣はし、ワシントン府に於て條約批准の本書を交換すべしと言ひ出しゝかば、ハルリスは痛く驚喜して、其旨を條約の末に附記する事と爲れり。是れ蓋し井伊直弼侯が癸丑幕府に上書するところありたる政策に由りたるにて、幕府は海外に雄飛して貿易をなすべしてふ侯の持説を實行せんと欲したるなりき。されば今や同侯自ら大老職となりて愈〻其意を實行し得ることゝなりしかば、水野筑後守を正使とし、永井玄蕃頭を副使として渡來せしめんと企畫するところありしに、政事の變化より其人選を改め、去年末外國奉行新見豐前守、村垣淡路守を使節とし、目附小栗豐後守（後に上野介）、森田岡太郎を之に差し添へて遣はすべく決し、米國はその乘船として軍艦

公藩士を使節に隨行せしむ

我藩士洋行の始め

ボーハタンを差し出すことゝなれり。よりて我よりも海路護衛に併せて外國航海の端を開かんと、咸臨丸を艤して、軍艦奉行木村攝津守を艦長、勝麟太郎を指揮官となし、以て米國のサンフランシスコに渡航せしむるに決したりしかば、早くこの擧あるを知られし公は、佐嘉に命じて其隨行者を選ましめ、火術方より本島喜八郎(藤大夫の嫡子)、島内榮之助、蘭學寮より小出千之助を出して使節の隨員に加へしめられ、秀島藤之助、福谷啓吉には咸臨丸に乘り込むべく命ぜらる。尙近侍の千住大之助をも使節に隨行せしめんと欲せられたれど、故ありて果さず、小城の綾部新五郞隨員に加はれり。當時尙一般人士は西洋に赴くを冒險の事となし、米飯を斷ちて羶臊に命をつゞけ、以て風濤萬里の彼方に紅髮綠眼の異類と交はるは、九死に一生を僥倖するもののなし得るところにして、獻身的の盡忠なりとなしたりき。されば此行に加はりたる者は、壯遊を遂げんとて競望したる譯にてはなく、寧ろ彼等は戰に赴くの感を以て途に上りたりしなり。是を西洋行の嚆矢とす。

正月十二日咸臨丸の一行上下九十六人品川を發す。運用には佐々倉罔

使節發航

太郎、濱口與右衞門、測量には小野友五郎、伴鐵太郎、機關には肥田濱五郎等あり、局部に當る者總て十八人、卽ち不殘日本人にて此航海を遂ぐる企畫なり。かくて神奈川に到るや、曩に薩摩の大島に破船して救助横濱に送られたる米國の測量甲比丹ブルック等十一人便乘し、十九日より愈〻太平洋の航路に就きたりしが、船小に航程遠きより、風帆の操縱に努めて蒸氣を用ゐずに進行せしに、二十一日北々東の風強く、漸く數日にして止めば又暴風雨となり、ために乘員は疲勞を極めたりき。されど彼等はサンドウイッチ(哈哇聯島)に迂回して薪水を採るなどの事をせず、船中の用水を嚴制して唯飲料を給するに止め、以て三十五日目の二月二十六日、桑港の金門(ゴールデンゲート)に入りしが、ついでサクラメント河口のイル島にて船を修繕し、一行亦こゝに止宿せり。ポーハタン艦は使節一行七十三人を乘せ、米國人操縱して、二月十日より横濱を出船し、サンドウイッチ聯島のホノルル港に立ち寄ること三日、三月七日桑港に著せり。同船は船體も大に供給亦豐足し、使節に日本風の寢食をなさしむる等、周到を極めたる心遣をなしたりき。かくて一行は更に十九日より

一行華盛頓に著す

桑港を發して南し、北緯十七八度の地峽なる、墨是科(メキシコ)國のデアヌスピックの港より上陸し、陸行北岸に到りて米國軍艦に乘り移り、墨是科の灣海よりキユバ島と福路利太州の岬との海峽を回りて、閏三月初め華盛頓府に到著せり。デアヌスピックは墨國の南境にて、慶長年中かの仙臺伊達政宗侯の使節支倉常長も此に上陸して、墨是科灣より歐洲の西班牙(イスパニヤ)に渡りたりしなり。其時彼は一行の半をこゝに留めしが、後に至るも歸便なかりしより、彼等は其まゝ在住するに至り、その裔孫は今猶存すといふ。されば這次開國最初の使節の、又此を經過するに至れるは、奇運と謂ふべきなり。

井伊大老を招待す

天草郡御預けの願は、其後井伊大老の深き贊同あるに至りて幕議も有望となりしかば、二十日の朝公は井伊邸に到りて親しく大老と協談し、更に左の書翰を贈られたり。

寸楮奉拜啓候、餘寒烈敷候處、先以益御清迪被爲渉奉拜賀候。扨今朝は御

繁劇之御半御逢被成下、色々御懇命を蒙り奉り、萬々難有仕合奉存候、一件志願筋に付ては、最前より段々御配慮被成下、別て難有仕合に奉存候。尙又御番方不私筋合厚く御汲取被成下、何卒願意一刻も相貫候通御懇配被成下度、兎角御英斷之處偏に奉希義に候、此段爲可奉得尊慮草々如此御座候、恐惶頓首。

正月二十日

二伸本文の一件、委細御直にも申上候通之次第、厚く御差含被成下、只管御英斷之程奉懇希候、時下風寒折角御愛護奉祈候以上。

(上封に)　肥前守

掃部頭様

御內覽

一件志願と記して故らに天草の字を隱されたれど、次に御番方不私筋とあるにてその然るを推知せらる。此內願は嘉永壬子三支藩參府用捨等の願と共に差し出されしところにして、その中三支藩の事のみ丙辰に解決を得

公井伊侯を招待す

たるなり。さて今度改めて差し出されたる願書は、その文案は田中善右衞門の外交機密に成りたるものなれど、傳はらねば知るに由なし。されど嘉永度は、大船製造の禁止中とて、長崎砲臺增築の疲弊を受けざる方法の一として該島御預けを願はれたる迄なりしに、今度は此書翰に『御番方不﹅私筋合厚く御汲取。』とある如く、軍艦を運用して長崎防禦を十分ならしむると共に、大阪、江戶及び蝦夷等の內地に往來せしむるは無論、海外にも交通せんと意圖せられたりしなるべし。後文に『兎角御英斷を奉﹅希。』といひ、二伸に『只管御英斷奉﹅懇希。』とあるは、その所以を語るものといふべく、唯その具體的ならざるは、嘉永度の願意を承けて長崎御番に私しならぬ意をいふに止められたればならむ。さはれ公はいつも時務に於ては文面を略して事實を運ばれたりき。こもその一例なり。

二月五日井伊直弼侯を溜池邸に招待せらる。大老職を私邸に招くはその例なきも、井伊家は當家と婚姻の緣あるを以て、家族の親睦よりして交會せられたるなり。よりて田中善右衞門に接伴周旋を、古川與一に室內の裝

飾饗應の事、併せて座席の整理を爲さしめられしが、當日には田安夫人、長女の貢姫、及び伊達春山侯亦共に其座に連なりて、和氣藹然交懽ありき。即ち兩雄は舊來の情誼を溫め、衷心を吐露して公私の事を談ぜられしが、春山侯亦老邁の英主にて、癸丑の變には特に意見を諮問せられたる人なれば、其に杯盤の間に時勢を論談したることとなるべし。かくて井伊侯は深更に及んで歸邸したりしが、かゝることにて天草郡御預けの事は調査の步進み、三月初めには公然其達し下るべく事は運びゐたりといふ。よりて公は有力の友を得て前途の光明を迎へられしことゝて、その解決を得ば直に歸國の途に上るべしとてその準備をなし、二月十八日佐嘉へ飛脚を差し立てゝ、兵庫より大里まで蒸氣軍艦にて渡海すべしと申し越さる。即ち船中にあるを五日となし、五箇所の碇泊上陸地を定め、本船を電流丸、供船を飛雲丸となして、近從及び衣食調度に係る者と、側頭、側目附各一人とを供船に乘り込ませ、其他年寄以下の隨員、及び鹵簿道具荷物等は成るべく早く大阪、兵庫より借船に乘せて前に差し越すべく、飛雲丸は閏三月朔日までに、電流丸は同七日

天草問題解決せられむとす

蒸氣軍艦坐乘の壯擧

までに兵庫に廻航せしむべく豫定せられたり。二十三日中將昇任の祝宴を張り、親戚を招いて猿樂の興行あり、翌日邸内總ての男女に酒を賜はりき。かくて二十五日例の如く老中上使として歸國の暇を賜はりしかば、二十八日登城して歸國の禮を濟まされたり。

三重津船渠築立問題

公の陸上砲臺は天下の賞讃して措かざるところなりきと雖も、之に倍蓰する智力能力を消耗したりし海軍は、國人の思想薄きより幾ど風する馬牛の感ありたりき。蓋し藩の有司さへ新規の業とて其智能に乏しく、ために動もすれば其議は阻止せられ易かりしなり。これよりさき、會計の吝により製鐵器械を獻納して設置運轉の重荷を卸すや、更に船艦を繋げるよりして修繕所を設置すべき必要あるに至り、ために去臘幕府より觀光丸の囑附と共に、佃ノ浦工場の器械使用を特許せられたるありしが、尙三重津の繫泊所に船渠を設立すべく餘儀なくせられたりき。よりて蒸氣機關を修繕する器械の備へなくては的用を缺くべければ、乃ち其器械購入は復又問題となるに至りしを以て、二月末留守年寄より、その役局を設け數名の兼帶委員を

定めて之を調査せんと申し越したりき。

佐野久米兩人の嫌疑晴る

これよりさき公は政府に海軍費支辨の餘地なきより、内密にてその創設を遂ぐべく財源の富殖を圖るべしとて、便宜上傳習方の佐野に内旨を傳へて、直接和蘭領事へ造船器械を質問註文せさすとゝもに、側目附徳永、近從千住、増田等をして其間に介して調辨せしめ、以て内外主任者の煩累を減ぜられしが、こは却て有司者の怪訝するところとなり、遂に舊臘久米、佐野は擅爲を以て褫職譴罰に處せられたり。されど二人は累の公に及ぶを憚りて、之を甘受したりしに、公は内々二人に器械代價の相違、幕吏饗應等の情實を尋問ありしかば、二人は各事實を詳細に開陳し、代價の相違は、正金三萬兩許りを通貨に換算したるため四倍となるに至りたりしにて、饗應は商品の附加率を除く爲めに懇談したればなりと述べ、和蘭公使キュルシウスも亦、器械代價は通貨の一分銀にて仕拂はるゝにより其數を請求したりと説明せるを以て、二人の嫌疑はこゝに全く霽れたりき。かくて觀光丸を長崎にて引き渡さるゝ事になりしかば、公は三月二日の飛脚にて、受取人としては請役相

觀光丸を託せらる

談役を遣はすべく、その際佐野を海軍方となして共に出崎せしむべしと命じ越されたりしが、褫職叱責に處せられし者は、兩三年の後にあらずんば就職せしめられざる例あるを以て、彼の、纔に謹愼を解かれて未だ百日を經ざるに拘らず、復職して公儀御船受取の榮を與へらるゝは、法典を蔑ろにする嫌あるものなりとて躊躇するところありしに、長崎奉行所より、受取人は聞役にて然るべしと通知したりければ、閏三月二十五日聞役石川寛左衛門、船奉行横尾次郎右衛門の立會にて、飛雲丸の例の如く之を受け取れり。然るに程なく佐野は海軍取調方に復職し、久米亦有田代官を命ぜられて、陶磁器、石炭等の利殖に當るに至れり。

汽鑵製造

海軍の企畫は舊思想に無きところにして、ために兎角牽制阻止の議多かりしが、公は初めより一艦隊を備へて海軍術を操練せしむるとゝもに、修繕所を設けて造船業を起さんと成算せられたり。されば今度器械取入局を設くるに及び、精煉方の中村、田中等は造船と汽鑵製造との兩工業を竝起せむとし、陸上の用に供すべく汽鑵を釘固製造せんか、汽船の修繕は自ら辦ぜ

らるべしと説きたりしを以て、之に從うて汽鑵を製するに必要なる器械を購入し、以て三重津に其製造を始めたりき。これ海軍所の始りにして、其汽鑵は諸方の需用に應ずる機械を製造し、ために船修繕は些の不便を感ずるなきを得たり。

井伊大老の櫻田遭難

違勅返上

戊午以來、朝廷、幕府の間に開鎖の論の衝突あるや、水戸に下されたる違例の勅書について、鷹司太閤は落飾し、數名の大臣は更迭するに至りしが、幕府亦其係累者を處刑するに及び、かゝる違例の勅は水戸家に留めおくべからずとて、舊臘安藤對馬守の入閣後、水戸邸に對して黄門慶篤卿に之が返上方を言ひ渡せり。然るに黄門は、爲に在國の藩士を説諭せざるべからざるを以て、一月の猶豫を請ひ、漸く正月二十九日の滿期に及びて、返上の勅書を守護して上洛するに至りしかば、不服の徒は翌日長岡驛にて解散し、一派は京都に、一派は江戸に向ひたり。當時江戸にも激徒ありて、或は外國人の刺殺

井伊大老遭難

を企て、或は黨を結びて事を擧げん・と諸處に出沒したるを以て、幕府は大に警戒に努めたりしに、二月も暮れてはや頃は彌生となりたりき。然るに今年は閏年にて、三月朔日は春分後一日に當り、氣候寒く筑波颪も烈しかりしが、二日の夜より遂に雪空となるに至りしに、翌三日は上巳の節句なりしを以て、井伊大老は五つ時半(今の九時頃)供揃をなし、衣冠を著して登城すべく出邸したり。雪は曉天より降りしきり、寒風は削るが如き中を、行列は徐々と櫻田門に向ひしに、あちこちとたゝずみゐたる浪人體の數人は、かくと見るや、俄に之を要擊して大老を斬殺したり。時に昌平黌書生寮の舍長なりし我藩の長森傳次郎敬斐は、上巳の祝賀に溜池邸に往かんと、雪中を步して西丸下より櫻田門にさしかゝりしに、濠端なる廣衢の所々に、鮮血の雪を染めたる紫斑の跡ありて、群集せる人々の、今此處にて御大老井伊掃部頭殿を數多の侍切懸け、遂に其頭を取つて遁げ去りたりといふを聞きしかば、急ぎ溜池邸に驅け附けて之を報道したり。よりて、我邸內は大に驚き、直に人を遣はして彥根邸を訪はしめしに、其全く事實なる由判明せり。かくて其後聞く

要撃者の面々

所によれば、斬りかけたる者は水戸の浪士佐野竹之助、蓮田市五郎、大關和三郎等十七人と、薩摩の浪士有村治左衛門といふものとにて、有村治左衛門は井伊侯の首級を擧げたる後、若年寄遠藤但馬守の屋敷邊にて自殺し、その他は八重洲河岸に一兩人の自殺者あり、蓮田は大老殺戮の趣意書を懷にして脇坂閣老の邸に往き、大關等三人は肥後邸に到りて自首したりとなん。戊午以來の井水兩侯の確執の、遂に大獄を起すに至りたるより、水戸の一派には井伊侯を怨府となすものありて、遂にかゝる匪擧に及びたるなり。固より過激の徒とて、他にも如何なる企謀をなして狂ひかゝるか料り難く、さなきだに參府中の公は、名望ある一橋、越前、土佐、宇和島等諸侯のみな譴斥蟄居せられたりしより、井伊大老獨りを謀るべきものとして頻りに相往來せられたりしことなれば、旁々公を憎嫉猜忌する者もあらんかとの懸念よりして、邸内は大に警戒を加へたりき。

時に閣老安藤對馬守、松平和泉守、內藤紀伊守、脇坂淡路守の四人は、此倉猝の變後に處するに頗る茫然たりしかば、公は水薩兩侯と共に天下の重望を

閣僚公を挽留す

公閣僚の推挽に聽かず

集め、而も大老の推服したるところなりしを以て、將軍の大奥、近從を始め、老若諸僚みな推輓して後事を託せんと欲し、其歸國を挽き留めて出發を延べしめんとせり。卽ち將軍の內意により、『相談の事あらせらる。』との切紙を以て、九日に登城すべき旨傳へ來れり。されど公は既に歸國の暇を得て發途の準備をなしたれば、斯命の如き、榮譽とせらるゝところなりきと雖も、之に應ずるの意なし。されば後見職の田安慶頼卿は夫人の親兄とて、詳細なる書面を贈りて懇々登城を勸誘し、一方又老中は、公の庶兄の鍋島內匠頭に深甚の意を含めて、其相談すべき必要の事件をも洩す等、皮肉の手を盡して勸奬挽留の苦計を運らしたり。されど公は毅然として動かず、長崎方面の重任を負ひたる以上、當今の形勢は少しの緩怠をも許さゞれば、他に盡すべき餘力なし、もとより幕府の間に於る國家の重大事には、外藩諸侯も亦藩屏の任を盡すべき時期あるは言を俟たずと雖も、未だ刻下の急務たる外國防禦の責任を拋棄してまで奔命すべき時にあらず、まして這次の變故の如き、水戸、彥根の間に生じたる不和にして、幕府の御家事に屬するものなれば、御

職任以外に亙りては意見を述べず

家門、諸譜代家まづ其間に善處するところあるべく、是等を措いて外藩より容喙するは決して宜しからずとて、情理を盡して斷然之を謝絕し、更に當日に至りては、內匠頭を以て閣老松平和泉守へ左の書面を差し出さる。

私儀如先規國元江之御暇被下、長崎御番蒙仰候付、近々御當地發足之積り罷在候處、御用も被爲在候御都合有之候付、發足見合候樣御內意被下、其後御切紙を以、被仰談候儀有之候間、今九日登城候樣被仰下候處、病氣罷在其儀不相任、尤右御談之趣は鍋島內匠頭ゟ內々承知仕候。　惣而私家筋之儀は長崎御番家役に被仰付置、先祖以來御番方一途に御奉公申上來、勿論精力之及忠勤仕候者兼而之覺悟に御座候故、乍不肖先祖以來之志を致繼承、寸力を盡罷在候付、長崎表御備向之筋に於ては、素り愚存之及御談合仕候心得に御座候得共、職外之筋に於ては如何樣御尋問御座候共、愚存不申上心得に御座候。　就而者前斷御談合被成下候而も、御用難相立儀と奉存候、此段御內々御含置可被下候、以上。

卽ち病と稱して登城なかりき。　由來幕府を佐くるは、幕府と休戚を同じう

家茂將軍の薩長周旋裡に公を推重したる理由

する御家門、譜代家の任じたるところにして、隔年江戸に會同する外樣家の藩屏の義務は、平常は警邏、消防、治水、土木等の國家的事業に放資獻力するに存し、國家の非常時に際してのみ幕政の機密に參するなりき。されば肥前、筑前の兩藩の如き、鎖國以來長崎の關鑰を委託せられて、全力を彼方面に致すべく江戸役を除かれたる以上、外交上の困難の頻りに臻る現下に於ては、いよ〳〵其榮職に盡力するを要し、隨て江戸にも盡瘁すべき餘力は決してあるべからず。故に將軍の挽留するは、出兵出費の要求にあらずして、其助言を望むによるものなれど、責任なき助言は斷じて無用となし、『職分外の筋に於ては如何樣御尋問御座候とも愚存不申上心得。』と峻拒せられたるにて、進退の大節に於て凜然犯すべからざるの告白なり。されば其後、外樣家より、島津久光は薩摩侯の遺志を繼承して起ち、長州侯は公武合體の周旋を始めて、以て互に國家に藩屏の任を盡すとて政爭を開くや、こゝに政體は大變化をなすべき前兆を萌したりしが、其際家茂將軍の公を推重して世を終へたるは、此時の往復に於て其肺腑に感徹したるものありしによるなるべ

し。されば此書面は特に注意を拂うて見るべきものとす。

佐嘉より警衛の士急行出府す

中野數馬倔強の士を率ゐて江戸邸に著す

櫻田凶變の急報は十五日佐嘉に到達したりしかば、政府は大に驚き、其儘には打ち置きがたしとて、直に仕組所を開いて之を議し、學館にて文武の業に練達したる倔強の士三十人を選み、政府の相談役中野數馬に之を率ゐしめて、及ぶ限り急速の路程を取つて江戸に馳け附けしめしに、豐前の大里より大阪までの船路は風順よく、ために日ならずして到著せり。かくて大阪より淀船を借り切りて伏見に到り、其後は東海道を晝夜兼行し、疲るれば馬若くは竹籠に睡眠を取る等、揉みに揉んで途を急ぎしかば、約十四日にて是月の盡日に江戸邸に到著したり。よりて公は甚だ之を壯として直に延見し酒を賜はりしが、閏三月朔中野數馬に當分屋敷頭人を兼ねしめて在留せしめ、三十名の壯年は、半數を公に隨從せしむるとゝもに、半數を留めて、明善堂詰と共に暫く夫人の守衛となし、佐嘉仕組所の出仕役々へは、

今度中野數馬一順出府被仰付候通取計、速に著府、且又壯年之者共數多爲差登候趣被聞召、右は河內殿始役々兼而心懸宜故と、別而被遊御滿悅候、依之御褒詞被下之旨被仰出候。

と褒詞を與へ越されたり。

彥根藩士の憤激

幕府の、繼嗣問題によりて朋黨を開くや、尾水越等の名望ある御家門家は盡く退隱し、反對派の溜間詰及び譜代家は大奧、近從と比周して井伊大老を推し、自派の意見を主張して幕府の餘威を振はんと謀りたりしが、幕僚には外交の局面に當り得る手腕あるものなく、只樣に依りて葫蘆を畫くより外に能力なきもののみなりしかば、去年來京都の變故に對しても徒に虛榮の誇耀に力め、ために益、憎嫉を買ひて禍を井伊大老に及ぼすに至れり。よりて水戶の激論は彥根の忿怒となり、櫻田遭難の翌日、彥根の家老岡本半助以下は、連署して幕府に申し出づる所ある等、まさに水戶邸と鬪爭を生せんずる事態なりしを以て、閣老を始めこれが慰諭に努め、ために纔に事なきを得たりき。さはれ幕府にありては、既に大老を失うて方向に惑へることとなれ

ば、名望高き公の在府中なるを幸ひ、釁緣して善後の處分を問ひ、公より必要の氣附を懇篤に與へられて頗る迷誤を醒ましたり。蓋し公は井伊大老在世の時より、京獄處分の嚴に失したるを甚だ遺憾となし、外國の形勢至難なるに際し、公武の和を失うて相憎嫉する端を滋くし、以て感情の衝突より諸藩相爭ふ底の內亂を激成するは、決してよろしからず、飽まで內國一致して外國に對し、以て印度、支那の覆轍に鑑戒すべしとの平生の持論を吐露せられしに、閣老安藤對馬守も深く其旨を諒し、是月、さきに京囚處斷の嚴酷に失するを論諍して免職せられたる久世大和守廣周を推擧して復任せしめ、以て相共に紛糾の緩和に勉めたり。されば激徒等は、此寬容の處置に却て失望したりとなん、蓋し公武合體の論は此に萌芽せるなり。

抑も公の立たれたる攘夷の基礎は、啻に鎖國にのみ存するにあらず、今や世界各國が平和の交際をなす以上、俱に誼を盡して親善の關係を結ぶべきは勿論にして、唯自國の獨立を全うすべく益、內部の結束を固うし、防備を充實し、以て外國の不法を拒斥すべしといふに因るなり。さればかゝる威力

齊彬侯薨去後の薩藩

を養ふには、自ら擾亂して潰敗を招くの事なきやう最も戒愼するを要す。彼の薩摩侯が一橋を將軍の繼嗣に推したるも、因て內國を一致せしめて改革と國防とを遂げむとしたるに外ならず。然るに水戸の擧動のやゝ政權爭奪がましき所ある樣見られしより、輕佻の浪士等其間を煽りて內紛を助長し、京江の不和を釀すに當り、薩摩侯世を去りて藩政は弟和泉の攝理する所となるや、諸事舊態に復して、守舊の激徒相忤うて水戸の二の舞を演出せんとする噂ありしが、櫻田刺客の一人なる薩士有村治左衞門の兄有村勇助も亦同謀者とて、弟の此兇行を聞くや、直に東海道を遁げ下り、爲に薩摩には同類者數多ありとの風說傳はれり。斯て櫻田の凶報を得てより七八日の後、薩摩の茂久侯は參府の途次、我東境なる筑後國松崎驛に著したりしが、俄に引返して歸國したりしを以て、西國一般、大老刺殺は水薩の合議に成るとて人心頗る動搖し、爲に佐嘉にては上下みな公の在府を甚だ危懼するに至れり。されど元來京江間の相忤戾する所以は、公卿の政治に慣れざるより、浪士に脅かされて無謀の攘夷を主張せざるを得ざるに至りたると、幕府の、

公公武合體論の大綱を把持す

近從と大奥婦人とに纒綿せられて、何事にも果決の改革を行ふ能はざりしとに因るものなれば、公は局外者の容喙の無益にして有害なるは熟知せられたりとはいへ、時代のいよ〳〵全國一致を要する秋なるより、公武の合體を動かすべからざる事として、其綱要を把持せられたりき。然るに井伊大老の慘死は、將軍の近從、大奥を落膽せしめしこと少からず、爲に公を挽き留めて、すべての贊助を得んとする希望は熄まざりしかば、公は田中善右衛門をして若年寄遠藤但馬守胤統に事の不可なるを陳述せしめ、以て發足の許可を得んとせられたりしが、田安卿を始め種々の緣因による公江戸挽留の慫慂は引きもきらず、或は時事の意見を問ひ來り、或は將來の方策を諮る等、頻りにその翼襄を得んと欲したりしを以て、公は時日を延遷し、三月二十九日に至り、漸く煩累を脱するを得て、左の詩を口占せられたり。

公漸く歸國を許さる

朗吟重飲樽中酒、冷眼傍觀局外棋、朋友敲門問心事、案頭唯有絕交詩。

以て當時の情況を想見すべし。閏三月朔日若年寄遠藤但馬守に左の書翰を送らる。

一簡拜呈仕候、近日春和相成候處愈御榮暢奉拜賀候。陳者小生登城御斷一條に付而者、此間中ゟ、家來田中善右衛門差出御面倒之義御相談仕候處、深御汲取被下、被懸御心頭、彼是御周旋被下、萬々忝奉存候、右之末昨晩、都合次第致發足、長崎表御警備向等不相變出精指揮可致旨、御書付を以被相達、誠に以難有仕合奉存候。右は色々御都合も可有御座處、如是移行候義、專賢臺御差含御配慮被下候故之事と、御厚情之至、實以奉感銘候。因高庇不日之發足、素願之通、彼地御警衛向乍不及盡寸力可申、大慶此事に御座候。右御禮御內々爲可申述、內使者差出候、委細は口上可申述候、早々頓首。

閏三月朔日

遠藤は阿部閣老に信任せられよりて若年寄となりて之を助けたる人なり（年を踰へて卒す）。公は今度の參府にて、井伊大老と相見て、天草軍港の宿志をも達せらるべきに至られしに、突如大老の不祥事の爲めに出發をも延遷せらるゝことゝなりしかば、大老と去暮對話ありし事を思ひ出でられしにや、品川より乘船して歸國するにつき、電流丸を彼地に差し回すべしと佐嘉

へ申し越さる。よりて佐嘉には仕組所を開いて之を議したりしが、該船は名に負ふ遠州灘をまだ一度も乘り試みざれば、甚だ危險なるを以て、何とぞ陸路を通行あらせられたしと上申すべきに決し、乃ち目附井内左馬之允早打にて前月二十八日到著、その旨を公に致せり。よりてもとの豫程に復して、閏月より治裝に著手し、前に佐嘉より到著したる壯年の半を隨員に加へて、六日より歸國の途に上らたり。

電流丸にて歸國す、軍制を總鐵砲に改む

諸侯の蒸氣船にて内海を航する始め

十九日公は兵庫に著せられ、兩日間滯留してまづ行列具荷物等を運送せしめられ、二十二日自らは電流丸に、隨員は飛雲丸に乘りて出發、夜駛を避けて其日は播州室津に碇泊せられ、爾後も讃州の多度津、安藝の御手洗、周防の室積に繫泊して、二十五日豐前の大里より上陸せられたり。諸侯の蒸氣船にて内海を航するは此を嚆矢となす。かくて大里にて鹵簿を整へ、二十八日領内の轟驛に著せられしに、佐嘉より宗室、家老、每格の總代來り迎へて陸

諸組外三家以下の役目道具を總鐵砲に改む

任の榮を賀せりしが、二十九日より鹵簿を増して進行せられ、老若男女は路傍に群りて榮旋の行裝を拜迎し、家中は留守居三組を除くの外、總侍盡く目達原松原に羅列して迎謁す。蓋し少將榮任の時の如し。

四月十日軍制潤色の端として、先づ諸組及び三家以下の役目道具を總鐵砲に改めらる。又觀光丸を御番方の警備に用ゐしめられたり。總鐵砲とは、舊來の軍制にて、士は鑓を持ち、足輕は弓、長柄鑓、鐵砲三兵の組に分れて小道具幷(旆をいふ)漆筒等の組を成したりしを、すべて銃隊に改め、以て弓鑓を廢せられたるなり、卽ち陸軍は銃砲陣を主用する軍制に改革せられたるなり。是までとても久しく銃陣は奬勵せられたれど、諸士の多くは其器械的なるを嫌ひ、ために鑓劍を併せ用ゐんと欲したりしかば、或日の銃陣の如き、從僕に鑓を持たせて列の後に從へ、發彈して敵との距離の迫り來るや、矢庭に從僕より鑓を取つて突貫する演習を試みたることありき。されど公は之を見て大に非難し、此の如きは調練には爲し得るところなれど、戰列に鑓持を從ふるは隊の混亂を引き起すべしとて、斷然之を斥けられしを以て、是にい

商船に對する警戒を除く

よいよ總て銃砲隊となすべく定まりたるなり。されど軍制を改めて各大組を編制するは、幕府に關係ある等、藩の組織を變更する事體重大のものなるを以て、追て仰せ出さることゝなりたりき。

十三日公は本莊津より電流丸に坐乘し、觀光丸を供方として長崎に廻航せられ、十四日入港、まづ兩番所の巡視を遂げたる後、藩邸に上陸して奉行所に出仕せられしに、奉行岡部駿河守より、昨年丁抹（デネマルカ）の商船一隻渡來したりしが、條約國の船舶にはあらざるも、別に疑はしき事なかりしを以て、兩番所其他の警備は勿論、諸事增人數を爲す必要なき旨を、當番の筑前に達し置けり、時勢上、爾後も往々條約國以外の船舶の渡來することはあるべきも、武裝せざる商船にして、疑はしき擧動なきものに對しては、此丁抹船同樣穩便の取扱ありたしと示談ありしを以て、公は歸邸の後、年寄をして之を大番頭始めに申し聞けしめられ、以て是より商船に對する警戒を除かれたり。十五日に飽ノ浦に赴きて船艦修繕の設備を觀、終つて渡來の蘭國軍艦に乘り込みて其內景を巡覽せられしが、更に電流丸に乘りて伊王、神兩島の玉込發射を見

軍艦乘組員の決定

畢らるゝや、直に船を發して長崎海を出で、翌朝佐嘉の今津江尻より上陸して歸城ありたり。時に是まで電流、觀光等船艦の乘組員は、半年許り毎に輪次交代したりしが、驟次替るは術致に慣るゝ暇少なきことゝなりて實用に宜しからざるにより、五月より乘組員を定め、電流丸、觀光丸には各助役以下士官五人、水夫頭以下六十六人、飛雲丸には助役及び士官二人、水夫頭以下四十三人乘り組ましめ、運用の時には助役一人を增すべく、晨風丸には水夫頭以下十六人を乘り込ましむべく定めらる。

世子の江戸參府

十九日昇任の祝宴を擧行し、外書院に於て猿樂能の興行あり、小城の鍋島左兵衞佐、蓮池の鍋島雲叟の兩隱居を招き、觀能の席に宴を張りて興歡を盡さる。兩人は藩の宿老にて、年輩亦相匹したりしが、平素主義の齟齬より互に親睦を缺きしを以て、公は其中に居て之を調和し、以て一家の歡を全うせしめられたり。かくて猿樂能に嫻熟したりし左兵衞佐は、是日弱法師の一曲を

北山筋大洪水

舞ひたりしに、法體に十德を著して席より之を見ゐたりし雲叟は、後公の宴席に在つて、左兵衛佐の側を憚らず、『能を見るも馬鹿、又舞ふも馬鹿に覺えたり。』といひたりとぞ。

是月中旬北山筋には夜中豪雨湛ぐが如く降り頻りて山嘯を起し、處々の山壑を搔き裂く如く崩壞せしめて、忽ち大洪水となりしかば、三根、養父の兩郡最も害を被り、下流大河亦氾濫甚しくして、千栗堤を破壞し、堤外の村家を蕩盡したりき。されば人畜の死するもの實に夥多しく、殘留したる家は非桁の存するが如く、翌朝北山の谿壑を望めば、諸處白土黄泥缺陷して搔剝ぎたるが如き斑痕を生ぜり。もとより當時の事とて、其原因の如きは未だに審ならざれど、千栗の大土居までを破壞したる未曾有の洪水とて、市武代官原五郎左衛門は政府に稟請し、諸郷村に課役を起し、數萬の人夫を發して大修繕をなすの議を促したりしを以て、二十日其施行を見るに至りたり。千栗堤は筑後の境界に連亙したる非常の大土工なるを以て、原は藏方、境目方附役を兼任し、境目方の福田大介は實地を巡行して、久留米藩と交渉をなし

たりしが、一方被害者には錢を與へ、極難の者には內廷より救助金を賜はりたり。

公幼時の武藝稽古襦袢を世子に贈る

是年世子淳一郎は十五歲にて半元服をなし、直繩と名乘りて江戶への初乘出しの準備をなせり。六月五日公はその少年時代に著用せられたる武藝練習の襦袢の藏しあるを取り出し、左の詩を添へて世子に贈進せらる。

余少小講武、每所著之布襦、猶在篋中、雖甚垢汚、而精神之所寓、不忍徒棄之、乃持以贈直繩、附以七絕一首、情見于辭。

修身語孟學庸裏、錬膽劍槍礮馬中、養將固有浩然氣、成就無雙鍋島風。

世子教育掛

近侍八人を選み、張玄一、山口榮四郎の二人にその教育を囑託せられ、田中清輔、中山平四郎、深川亮藏等を近侍となす、みな學館出身の俊秀なり。張の性行は已に天保の末(第十一卷第卅三章)に述べたり。山口は久しく公の近侍となりたりしが、陽明學を兼修し、教育に懇篤にして敢言率直なりければ、公は之を器識し、因て張と共に世子の教育を託せられたるなり。田中は元吉岡喜十といひ、張と共に伊勢に遊學して歸來教諭となりたるもの、中山は昌平黌に遊

公世子に日峯泰盛兩公の遺誡を授く

學して才幹あり、深川の人物は第六十二章に述べたるが如し。即ち是みな天保弘化間に於る學生の選にて、經學を主として歷史を兼ね、華文を斥けて時務に活動する實地に役立つ人才を養成したる學校出身の人物なり。されど時代の變化は急轉直下し、嘉永以來、佐嘉の學風は經學の朱王の辨などを迂腐視するに至り、群經諸子の如きは之を歷史の範圍に入れて恬然たりしを以て、時勢變化の對應策を明かにすべく王覇の得失を論じ、聖賢たらむよりは英雄たれとの志概を以て兵略權變を說きたりしが、安政よりは西洋思想を吸入して科學の研究に移るに至り、蘭學より進んで英學に氾濫すべき際會となりしかば、京江の間には勤王佐幕、開港鎖國の論の沸起を見るに至れり。されば二十年を出でざるに學問の思想は大に變化し、その間に養成せられたる人物は猶積薪の如く、後來のものを上におくこゝとなりしを以て、序を追うて人物を採用するあらむか、青年書生の輩は、その採用者の保守的なるを非難したりき。

斯くて世子參府の用意の整ふや、九月十一日公は日峯公の御話二十一箇

條、泰盛公の御話聞書寫一册を取り出して親しく世子に授け、更に之に左の心得を書き添へられたり。

一　其方事此度初而出府、追々御目見も申上候義に付、萬事行儀正敷恭敬を盡候樣可心懸事。

一　當家之義は諸家に不相雙格別之家風に付、出府之上も古風押立候樣可心懸候。右に付泰盛院樣御書留遊し被置候御書物一册相渡候間、得と拜見熟讀被致候樣存候。

一　物毎仁心深ク愛情を加江候樣可被心遣候。

一　文武之義は武士之本業に付、少も無間斷修業專一に存候。

一　御母樣江孝養を盡し候義は申迄無之、其方には孝盛院樣御養之義にも候間、御恩義無忘却樣存候、且又右御附尼衆も被居候間、疎に被存間敷候。

一　年寄共始側向之者共申聞候義は、皆以其方爲を存申聞候事に付、たとへ逆耳之苦言たり共、能々承り屆、疎に存間敷候事。

一 登城之節は勿論、同席中寄合之節たり共、實義第一に致し、聊輕薄之動靜有之間敷事。

右之外相洩候義も可有之と存候得共、大意右之通に而候。且又在府中は遠路之義に而、毎事相談も出來兼、其ため市佑始供申付置候に付、不落著義は萬事右之者共江無伏藏被相談候樣存候。惣而此度は初而之旅行に付、土地飲食之事抔格別相案候に付、病氣等無之樣用心可被致候、尤風霜雨雪等被相厭候義決而有之間敷候事。

九月十一日　齊正

淳一郎殿

公塚崎入湯の始め

かくて世子は十八日より佐嘉を發して參府の途に上られしが、二十四日公は例の汛季により伊萬里より蒸氣船に上りて長崎に赴き、立山に奉行岡部と對談して港內防備の意見を陳べられたり。かくて兩關等の巡視を了へ、歸途伊萬里より塚崎の溫泉に枉駕せられ、數日を湯浴して、晦日歸城ありき。公の塚崎入湯は此に始まる。

咸臨丸歸還

一行滯米中の狀

遣米使節歸國

五月六日、遣米使節を護衞して米國桑港に渡航したる咸臨丸木村攝津守の一行品川に歸著す。該艦は二月二十六日に桑港に著したりしが、長く大洋の風濤に蕩されたることゝて、破損せられたる箇所も少からざりしかば、サクラメント河口のメール島なる海軍造船所にて修繕することゝなり、乃ち三月三日同所に繋留して、乘組の一行は其處の官舍に止宿せり。然るに當カルホルニヤ州は、十二年前(西暦一八四八年の五月)墨是科國より割き取られし以來、金鑛の發見につれて移民盛に、今は人口四十萬を算するに至り、其門口なる桑港の如き、灣海濱より山に依りて人家を建て連ね、人口六萬二千の繁華なる市街となれり、而も其地は北緯三十七度(我磐城に對す)に位し、氣候溫暖にして冬季も氷雪を見ずといふ。かくて木村攝津守一行の同地に到るや、遙かなる對岸の國人の始めて來りしことなれば、市民は甚だ歡迎したり。同地の新聞紙は彼等が滯在中の動靜の一斑を記して曰く、日本人は淸潔にして健に

働き、頓智よく悟り早し、役人は黑の羽織に裾廣き袴を著し、美なる草履(サンタル)をはき、漆塗鞘の兩刀をさし、毛髮を鬢附油(ホメツニ)を用ゐて頭上に結べり、船將は威嚴に富み、家來は稽首してその命を受く、されば下輩には直談するなく、重役をして執り次がしむ、皆蘭語を用ゐる、食料は米、魚(麪肉を食せぬをいふ)、野菜、或は漬物にして、茶砂糖を好む、粘きも硬きも柔かなるも自由に箸を用ゐて食へり、彼等は我甲比丹に案内せられて市中を歩行したりしが、某茶店にて出せる料理の汁(ソップ)、肉鳥などは氣味惡氣に食したり、その肉匕に慣れざる狀は、小兒の之を持ち扱ひて難澀するが如く、亦甚だをかしかりき云云と。時に福澤諭吉は木村氏の家來として一行に加はりたりしが、其自記に、羽織袴に大小をさし藤倉草履を穿ちて彼等のホテルに入りしに、日本ならむには方寸にて價を定むべき、燃ゆるが如き緋色に花卉の模樣を織り出したる絨毯を敷き詰めありて、その上を米人等は土足の靴にて歩きゐたりしかば、勿體なき心地はしながらも、逡巡しつゝ同じく歩きたりき、尤も當時には桑港地方にも未だ鐵道はなく、ために予等は工業の製作場に案内せられしが、電信

機、ガルハニ鍍金法、乃至砂糖製造場に於る眞空の大釜、獸骨炭の淨白などは、予等の知らぬを思ひて彼より懇ろに說明して呉れたれど、多年研究して熟知したりしことゝて敢て驚かざりき、唯掃溜に鑵詰の空殼のブリッキ乃至鐵片が、江戸の火事跡に於る釘の如く拋棄せれたるを見て、米國人の鐵を芥の樣に棄つるを不思議に思へりなどとあり、是時我秀島、福谷も亦略ぼ此樣の奇を談じたりき。思ふに是時の桑港は草分より纔に十餘年を經たるまでとて、まだ微々たる小都市に過ぎざりしにて、當地の市民は、咸臨丸滯在の一月餘の間に、同港より我横濱、箱館に向けて四五艘の出船ありしに驚けりといふ。かくて閏三月十五日に使節の首府に到著したる電報を得て歸裝をなし、重病の水夫八人は看護人兩人を添へて市の統領（プレシデント）に託し、十九日より碇を拔いて發航したりしが、歸路はサンドウイッチ島に迂回し、四月四日ハナルル港（北緯二十一度十八）に到著して碇泊三日薪水食料を積み、六日更に出航して、二十九日にて歸著したり。

一方新見、村垣の使節一行は船を替へて華盛頓府に著したるが、彼等は船

米國使節の歡待に力む

中にても旅館(ホテル)にても國俗の如く寢牀衣笥を徹し、屏風を以て室內を階級制に區劃し、夜具より味噌、醬油、漬物まで盡く日本より持越したるを用ゐたり。米國政府は接待費五萬弗の支出を決議して優遇甚だ懇到なりき。かくて使節は大統領に白館に謁見し、且國會に臨みたりしが、其際隨員以下は其服裝を階級的に正しく繕ひて、鎗、臺弓等の行列を整へ(赤坂奴に犀毛の鎗の振立取替を演ぜしめたりといふは布衍の談ならん)以てペンシルバニヤ大街を練り行きたりしを以て、米人の群集は堵墻を成して之を見物し、ために流石の廣街も通行を止めて果ては怪我人を生ずるに至れり。されば其狀を新聞に記載印行して長く記念として藏し傳ふといふ。當時米國東部の諸州は、加州と異りて繁庶を極め、電線鐵道も縱横に布設せられたりしかば、交通音信の便利、貿易製作の盛大、何れも我邦人の目を驚かし膽を潰す底のものならざるはなく、即ち迚も筆舌の盡す所にあらずとは、これを觀察して歸朝せる人の結論なりき。さて使節は批准條約を交換したる後、諸所に誘引饗應せられて一月有半を滯在したりしが、歸途新約克(ニウヨーク)府より迎へられて、國會に其儘の行列にて乘り込まれ

此行によりて英語の必要を知る

普蘭兩國使節亦到る

たしと要求せられしを以て、一行は之を承諾し、よりて當日の新約克市の街路は左右數階の窗格盡く觀覽人の頭顱を以て充たされ、恰も葡萄の果實の粒々相連れるが如き盛觀を呈せりといふ。かくて五月十二日愈〻一行は彼埠頭より汽船ナイヤガラ號に搭じて歸路に就き、喜望角を囘りて、印度、新嘉坡を過ぎ、六月末横濱に歸著せり。蓋し當初彼等の航海に上るや、大に抱負する所ありて意氣甚だ盛なりしが、歸國に及んでは、櫻田事變の後とて攘夷論の勃興せるあり、ために其期待も多く畫餅に歸して、折角の觀察も氣拔けとなりたりき。されど此行により、西洋文明は英語を話す國民の中に勃興しつゝありて、蘭語の如きは殆ど存在を認められざる情況を熟知したりしを以て、爰に蘭學は頓に衰へて英語の流行となるに至り、從て文明の大規模に促進せらるゝ時運となりき。

江戸には、五月葡萄牙船品川に渡來し、使節は安藤閣老とその邸に會見して條約を締結したりしが、七月普魯西國の軍艦品川に入り、使節ォイレンベルグ伯は、赤羽の旅館に止宿して外國奉行酒井隱岐守、堀織部正、目附黑川左

仲と條約の談判を開きたり。かくて八月に至り、其一行に侮辱を加へたるものありたれど、大事に至らずして年末條約に調印したりき。是より江戸には米英佛普蘭五箇國の公使館あり。

幕府の和宮降嫁運動

和宮の降嫁を奏請す

安藤閣老は、久世和州の入閣より井伊大老の後を承けて、内國一致の必要を諸議したりしが、大老は在世の時、皇妹和宮（親子内親王）家茂將軍に降嫁あらば、皇室と將軍とは舅婿の親愛なる間柄となりて、公武の事情を暢通し得べしとて、其計畫をなしたりき。されば事未だ定まらざるに遭禍となりしこととて、安藤、久世は必ず其遺志を遂げしめんと謀り、表方よりは九條關白に依りて奏請するところあるとゝもに、裏方よりは大奥の老女姉小路が和宮の生母橋本氏と懇親なるより、彼女をして其間に周旋せしめたり。かくて八月水戸の齊昭侯薨じ、同月末には尾張、一橋、越前三侯の謹愼亦解かるゝに至りしを以て、京都に於ては、主上に親近し奉れる岩倉侍從具視、千種少將有文

降嫁の條件

の兩朝臣、和宮降嫁の事を聞いて、公武合體の必要なる今日、之が遂行は國家の最良計なりとて贊同せり。されば攘夷の聖意に對して、前年間部下總守の、外國との條約締結は、只一時の權宜のみ、十年間に武備を整へ、以て必ず鎖國攘夷を實行すべしと進言したるに對し、安藤、久世はその實行を條件として降嫁を奏請しければ、岩倉侍從の取扱にて、既に和宮の有栖川宮(熾仁親王)と婚約ありたるを罷め、十一月其上奏を裁可ありて降嫁を許され、其條件として左の勅詞を布告せらる。

一　夷狄猖獗御國威逡巡、深く宸衷を惱され候、段々關東へ御往復有レ之、終に七八年乃至十箇年の内には可レ及二拒絕一旨言上あるに依て、暫く御猶豫、右期限内には掃攘あるべきに付、武備充實海軍調練は勿論、第一に全國一心一同に不二相成一候ては外國を壓倒し難く候間、先國中一和の基を開かれ度叡慮に付、願の儘皇妹を以大樹に配せられ、益公武御合體を宇内に表せられ候深重の叡慮遐邇に布告し、海内協和、御國威更張の機會を不レ失樣、可レ運二遠略一義と思食候事。

降嫁奏請と安藤閣老等の意衷

初め水戸老侯の攘夷を主張するや、爾後同侯はその實際に不可能なるを知るに至りたれど、前の行懸りよりして自ら其言を改むるを得ず、依然藩内藩外に攘夷の激論を喚起して種々運動畫策するところありしを以て、壯年の公卿はいづれも同侯に感染して攘夷を固執し、ために堀田閣老等が西洋列國の强大なる事情を說くも反感を買ふのみなりければ、爾來は復た世界の事實を表面より解說するものなく、よりて竟に間部は一時を糊塗して向十年に外交を拒絕すべく證言するに至りたるなり。されば今度和宮降嫁の請願について、朝廷より其證言を反問せらるゝや、安藤閣老は攘夷の決して行はるべきものにあらざるを確答せんとしたりしが、久世閣老之を遮ぎりて、さ答へなばます〳〵違勅の責を重ぬる事となりて、爲めに事を敗るに至りぬべし、まづ公武合體を遂げて意思を疏通せしめ、然る後徐々海外の情實を奏聞して、此證言を彼方より自然に取り消さるゝやう努むるが萬全の計なりといへるにより、安藤も之に從ひたりとなり。蓋し朝紳は、久しく政務に遠ざかりて空位を守るのみなりしを以て、國文を讀み國歌を詠む以外に、

政事を以て士民に交はることなく、隨てその外國の事情に暗きも亦已むを得ざることゝいふべし。されば癸丑甲寅以來、水戸老侯始め閣老等より、誠意を披瀝して、現今海外の情勢の鎖國を許さゞる次第を穩健に陳述し、以て軍備の充實に努めて宸憂を安んじ奉りなば、此の如き確執に至らざりしなるべく、徒に自ら欺く權詭を以て一時を糊塗したるより、遂に朝廷を欺きて處士の激論を激成する行懸りとなり、公武合體の、內國一致の基礎たるに拘らず、猶降嫁の條件として、到底實行する能はざる外交拒絕の證言をなさゞるべからざるに至りしなり。かくて幕府は此政婚を遂ぐるや、公卿へ金一萬五千兩を贈遺したりと云ふ。

北支那戰爭

英佛兵長驅北京を圍む

是年八月、英佛の軍艦支那の渤海灣に進入して、白河口より太沽の砲臺を砲擊し、該乘組員は更に上陸して北京に向へり。蓋し支那國內の不一致より長髮賊の亂をなすや、かの米國領事ハルリスの言の如く、外交に與かるを

清國敗北の末因

欲せざる北京の皇帝は、之を各省の總督に委ねて時世に適せざる命令を發したりしが、總督等亦自ら揣らずして尙自尊の習慣を繼續し、以て外國人に對して粗暴不埒を働きたりしを以て丙辰には廣東を砲擊せられ（第六十章に出づ）、繼で閩浙の舟山を奪取せられ、今又北京に進入せらるゝに至りたるなり。然るに淸國は英佛軍に抵抗する力なく、敵軍の侵入するに任せて、咸豐帝は熱河に蒙塵したりしを以て、英佛聯合軍は長驅して北京の崇明殿に入り、歷代の寶物を鹵獲し、十月の末北京にて屈辱的和議をなさしめて戢戰したり。當時其事を傳へたりし西洋新聞紙の、長崎にて譯せられたるを見るに、開戰の初め、北京に任用せられし僧格林沁といふ武將は、西洋の軍艦は重砲を用ゐるを以て勢力當るべからざれど、陸地の要害に據りて沼澤の多き地に之を拒まば、野戰の威力なき彼は重砲をも離るゝことゝなり、ために我砲臺より砲火を浴せて騎兵を縱たむか、彼等は忽ち蹂躪せらるべしとて、其戰備をなしゐたりしに、英佛軍はアームストロングの旋條砲にて四十餘箇の銑鐵片の仕込まれたる破裂彈を遠距離より打ち出し、銃隊亦旋條銃の圓錐形彈

を用ゐたりしを以て、清兵は其威力の猛烈にして滿軍を斃す枯朽を摧くが如きを見、戰慄再び英佛軍に向ふ能はざるに至れり。支那の城堡は二十五磅砲を主要し、鐵製銅製を混用して四五十門を備へ、兵隊はヂンガル砲を用ゐたりしが、矢比に近づかず、接戰に少しも效驗なかりしを以て、敵軍は無人の地を進むが如く長驅し來り、霎時にして皇帝は蒙塵し、北京は空虛となれりといふ。

この隣邦なる北支那に起れる事實は、亦當時の我國の狀態に酷似したり。蓋し一般の激論者は、外國人を夷狄禽獸視して畿內に近づけず、京都にありては幕府を外交の折衝に當らしめて、自らは無事を計らんとす、而も彼等の如何なる武器を用ゐ、如何なる戰略に出づるかは、毫も思量することなかりしなり。されば古式の刀槍弓馬に火繩筒を執り、以て敢て攘夷を遂げんと欲するものには、この支那の敗北の如き、亦的面の敎訓たりしが、此の如き新聞の飜譯は稠人の目に上ることなければ、京江間に囂々たる攘夷論者は、頻りに外人に暴行を加へんとひしめけりき。かくて十月の北京條約以後、英

幕府外人護衞のために別手組を設く

佛の從軍者辭けて神奈川に來りしかば、是まで僅少なりし江戸の公使館員は、増して二十餘人の多きに及べり。十二月の初め、前年米國公使ハルリスの書記官として、堀田閣老との談判に通辯の勞を取りたる和蘭人ヒウスケン、麻布古川端通行の際に數人の刺客に殺害せられければ、各國公使は憤怒して神奈川に公使館を引き揚げたりしが、米國公使のみ幕府を信じて留まりたりしに、やがていづれも復歸したりしを以て、是に於て幕府は外國人護衞の別手組を設けたり。

却說公の西洋火術に接觸せらるゝや、爾來二十餘年その實地練習を積まれしを以て、今年に至り總鐵砲令、艦隊編制を遂げて、陸海軍の新基礎を肇められしが、一方亦學館を刷新して精神敎育を勵まされたりしを以て、採長補短の理想は玆にその一段落を劃したるに近き事となれり。然れども公の志望は決して此に滿足すべきにあらず、天草軍港の未解決と共に前途に橫はる懸案は他にも多々ありて、些の姑息偸安を許さゞるものあり、かの西洋の、精銳の火器を發明して隣邦を威壓せるが如きは、是れ正に吾が臥薪嘗膽

内帑の貯金を軍費の補に充つ

の時ならずんばあらず。されど顧みれば、藩の心膂手足たる者は智能猶乏しく、輙すれば舊法に拘はりて牽制せられ易かりしを以て、かの製艦の利殖すら十分なる活動をなさしむる能はず、よりて新基礎を定むるには、此際姑く内庫の貯金を其補足に充てざるべからずとて、御側目附德永傳之助が寡默にて機敏なるを幸ひ、祕鍵を託して應急に資給せられたりとなん。抑〻内帑の出納は公の特權に屬し、側年寄獨りこれを與り知るのみ。時に鍋島市佑、鍋島隼人の二人は、門閥の老功にて國老等に重んぜられ、志操堅實、事に齷齪たらざるより大事を委せられたりしが、他の一人高木長左衞門は、亦過ちは少なかりしも運用の才にあらざりき。よりて是冬その病を以て辭職するや、十二月藏方頭人丹羽久左衞門が寬弘雅量ありて財務に堪能なるより、擧げて之に代らしめられたり。斯くて是年は暮れたりしが、公は城西茅屋歲晚書懷の題にて左の詩を賦せられぬ。

流年荏苒疾於梭、獨伴琴書臥薜蘿、講學私窺新建脈、揮毫難免右軍窠、雪晴窓戶青山近、歲暮英雄白髮多、賴有村醪鼓豪氣、朗吟一曲大風歌。

公王新建た一同思す

之を傳誦するものは、去年來の學館に於る王陽明學の復起を聯想して、前聯を其意と解釋したれど、公はさる淺露なる感興に牽かれてこの詠ありしにあらざるなり。 されば公に最も信任せられたる千住大之助は、此聯を感服して措かざりしかば、公は後にその願ひを容れ、是詩を横幅に書し、別に王新建が『險夷元不レ滯二胸中一、譬似二浮雲行一大空、濁酒三杯豪氣發、朗吟飛下祝融峯。』の詩一幅をも書して賜はりたり。 即ち新建脈は、此詩に興を託せられたるにて、事の險夷は意思に滯らざるも、倣得たるは未だ舊窠窟の沿襲を免れ難しとの意なり、當時の事蹟に聯想せられて興味深し。 大風歌とは、言ふまでもなく漢高祖が『大風歌兮雲飛揚、威加二海内一兮歸二故郷一、安得二猛士一兮守二四方一。』の歌にして、國内に人なきを意味せられたるなり。 さはれ世界の文明は益〻進展し來りて應接に遑あらず、國人の猶保守的に滯りて遲暮するあるも、蘭學は茲に畢りて英學に知識を求めざるべからざるに至らむとす。 乃ち此歳晩に期を劃して、青年の人才はまさに鴻漸の翼を養ひつゝありたり、次の編を見るべし。

鍋島直正公傳第四編 終

大正九年八月十日印刷
大正九年八月十五日發行

（非賣品）

編纂兼發行者　東京市牛込區早稻田鶴卷町二百八十六番地　中野禮四郎
發行所　侯爵鍋島家編纂所
印刷者　東京市牛込區榎町七番地　本間十三郎
印刷所　東京市牛込區榎町七番地　日清印刷株式會社